

「都市における広域連携のあり方」 に関する調査研究報告書

平成30年2月

都市行政問題研究会



発刊にあたって

全国市議会議長会
都市行政問題研究会

会 長 **天 沼 久 純**
(盛岡市議会議長)

我が国の人口は平成 20（2008）年の 1 億 2,800 万人をピークとして減少傾向に入り、本格的な人口減少時代の到来を迎えております。

現状の人口動態が続けば、平成 77（2065）年には人口が約 8,800 万人になると予想されており、また、地方圏での生産年齢人口の大幅減、三大都市圏での高齢者の大幅増により、我が国全体の人口構成の不均衡が続くと見込まれております。

一方、人口移動の現状は、地方圏から東京圏への転入超過の状態にあり、今後、地方圏から東京圏への転入超過が収束するかどうかは課題の一つとなっており、平成 62（2050）年までに、居住地域（1㎢毎の地点で見た場合）の 6 割以上で人口が半分以下になり、さらにその地域のうち 1/3 では人が住まなくなると推計され、人口の低密度化が生じると指摘されております。

このような人口減少が地域にもたらす具体的な影響は、各地域によって多様ですが、地域社会の持続可能性についての危機意識が急速に高まっている状況にあります。

そして、人口減少社会にあっても、それぞれの地域において、地域経済が安定し、人々が快適で安心な暮らしを営んでいけるような持続可能な地域社会の形成が求められております。

このような中、国は平成 20 年に、それまでの広域市町村圏施策に代わり、より分権的とされる、定住自立圏構想の推進を明らかにいたしました。

その後、平成 26 年の地方自治法の改正により「連携協約」「事務の代替執行」

制度が創設されております。特に「連携協約」制度は、柔軟性と安定性に優れた、国家間の条約のような新たな広域連携の仕組みとされ、単独の地方公共団体の活性化に加えて、近隣市町村との有機的な連携による活性化が可能とされ、これまでの単独であらゆる公共施設を維持・整備してすべての行政サービスを提供するという「フルセットの行政」からの脱却が可能とされております。

そして、さらに「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）において、「連携協約」を活用した連携中枢都市圏構想の推進が明確に示されたところであります。

今後、各都市は、厳しい財政状況や人口減少、少子高齢化社会の到来の中、地域の総力を結集して諸課題に対応しなければなりません。

そして、行政サービスの持続可能な提供のための地方行政体制の確立のためには、自らの業務の見直しだけでなく、更なる工夫が求められる時代となっており、その中で「広域連携」が重要な方法の一つとして注目されております。

本研究会では、こうした動向に対応すべく平成 28 年度及び平成 29 年度の研究テーマを「都市における広域連携のあり方」と決定し、加盟 82 市に対して実施した「都市における広域連携のあり方」に関する調査、連携中枢都市圏等広域連携に関し先進的な取組を行っている都市への現地調査及び学識経験者等からの講演聴取等を踏まえ、『「都市における広域連携のあり方」に関する調査研究報告書』として取りまとめました。

本報告書が、各都市の広域連携に関する施策に取り組むための参考資料として、また、広域連携に関する都市の役割等を調査研究されようとしている方々のお役に立つことを期待しております。

最後に、本報告書の作成にあたり御協力いただきました関係各位に対し、心から御礼申し上げます。

平成 30 年 2 月

「都市における広域連携のあり方」に関する調査研究報告書

目 次

発刊にあたって

第 I 章 都市における広域連携の現状	1
1 「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果	1
(1) 広域連携制度の活用状況について	1
① これまでの広域連携制度（事務の委託、一部事務組合等）の活用状況	1
② 新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）の活用状況	6
③ 連携中枢都市圏形成に向けた取組状況	10
④ 連携中枢都市圏構想推進要綱の内容	30
⑤ 新たな広域連携促進事業の委託団体事業内容 （平成 26（2014）～平成 28（2016）年度）	34
⑥ 定住自立圏構想の取組状況	63
(2) 広域連携の現状と課題について	71
① 広域連携における都市の組織体制	71
② 広域連携における住民に対する周知等の状況	72
③ 広域連携の取組に対する国・都道府県による財政措置等の活用状況	73
④ 都市における広域連携の課題及び問題	80
(3) 広域連携に関する基本条例等について	83
① 広域連携に関する基本条例の制定	83
② 議員又は委員会提案による広域連携に関する政策的条例の制定	85
(4) 加盟市議会における取組について	86
① 地方自治法第 96 条第 2 項による広域連携に関する計画の策定等の議決 事件の追加	86
② 地方自治法第 96 条第 2 項による広域連携に関する計画の策定等以外の 広域連携に関する議決事件の追加	87
③ 広域連携に関する議会からの提言・要望等	88
④ 常任委員会における広域連携に関する所管事務調査（行政視察）	89
⑤ 特別委員会における広域連携に関する政策・施策等の審査等	92
⑥ 広域連携に関する意見書・決議の可決	94
⑦ 広域連携に関し、議会として関与した取組等の事例	95

2 「都市における広域連携のあり方」に関する現地調査結果	97
(1) 兵庫県姫路市	97
(2) 千葉県千葉市	114
(3) 岡山県倉敷市	126
(4) 青森県八戸市	173
第Ⅱ章 都市における広域連携のあり方	195
1 都市における広域連携を取り巻く状況の変化	195
(1) 広域連携に係る制度の沿革について	195
① 明治期における広域連携	195
② 昭和期における広域連携	195
③ 平成期における広域連携	196
④ 市町村合併施策と広域連携施策	210
(2) 新たな広域連携に係る社会経済状況の変化について	212
① 人口減少社会、少子高齢化の到来	212
② 市町村合併の進展とその影響	223
③ 国・地方の財政状況	226
2 都市における広域連携の必要性	229
(1) 広域圏構想の展開について	229
① 広域行政圏の展開（昭和44（1969）年～平成20（2008）年）	229
② 定住自立圏の取組（平成20（2008）年～）	231
③ 新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行等）（平成26（2014）年～）	238
④ 連携中枢都市圏形成に向けた取組（平成26（2014）年～）	246
ア 地方中枢拠点都市圏構想の展開	246
イ 連携中枢都市圏の形成	249
ウ 連携中枢都市圏構想の目的と取組	259
エ 新たな広域連携促進事業の委託事業	267
⑤ 三大都市圏の市町村間の広域連携	275
ア 三大都市圏の市町村	275
(ア) 三大都市圏の市町村の現状	275
(イ) 三大都市圏における主な課題	277
イ 地方制度調査会答申等	278
⑥ 都道府県による補完	284
ア これまでの議論の流れ	284
(ア) 市町村の補完が議論される背景	284
(イ) 「地方分権」「平成の合併」を進めた二つの理念	285

(ウ) 「補完事務」の位置づけと都道府県の果たしうる役割・事務の変化	287
イ 最近の地方制度調査会答申等（第30次、31次地方制度調査会）	289
ウ 広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会報告書	294
(2) 広域連携の現状、課題及び問題について	296
① 都市を中核とする広域連携	296
ア 市町村数の変遷と大都市の増加等	296
イ 市町村規模と人口の推移	301
ウ 都道府県・市町村の職員規模と構成等	303
② 広域連携における都市の現状（都市が直面する様々な課題）	308
③ 広域連携に係る課題及び問題	313
ア 第30次地方制度調査会答申	313
イ 連携中枢都市圏の形成等	314
ウ 広域連携と自治	317
(3) 広域連携の多面的な役割について	321
① 地方自治法に基づく主な事務の共同処理の仕組み	321
② 連携中枢都市圏構想の展開	323
③ ネット社会の到来への対応等	325
3 今後の都市における広域連携のあり方	328
(1) 新しい形の広域連携の動き（遠隔型連携）について	328
① 新たな段階の広域連携	328
② 新たな段階の多様な自治体間連携（広域連携の3つのタイプ）	330
③ 求められる背景（遠隔型連携）	334
④ 遠隔型連携の取組	338
ア 防災関連分野	341
(ア) 災害派遣の状況	342
(イ) 被災自治体から見た遠隔型連携	346
イ 福祉関連分野	351
ウ 特別区全国連携プロジェクト （東京23区が全国各地の自治体と連携して進める日本の元気づくり）	358
エ その他	361
⑤ 遠隔型連携の特質と持続可能な遠隔連携に向けて	365
(2) 広域連携の課題及び問題解決の方向性について	372
① 自治体経営の転換期の到来	374
② フォローアップ体制の確立	375
③ 成果指標（KPI）の設定	376
(3) 広域連携の今後の方向性について	384
① 都市（首長）の役割	384

② 議会の役割	387
ア 求められる姿	387
(ア) 議会としての期待される役割	387
(イ) 広域連携の民主的統制	389
イ 具体的な方策（議会の役割）	392
ウ 相互依存関係を前提とした信頼関係の醸成	398
③ 国・都道府県の役割	401
④ 産官学金労言等の関係者の役割	406
⑤ まとめ	414
ア 人口減少社会、少子高齢化社会の到来と都市の対応	414
イ 議会（議員）の役割	419
ウ 新たな広域連携の動き	422
エ 終わりに	423
 おわりに	 429
 資料編	 431

第 I 章 都市における広域連携の現状

都市行政問題研究会（人口概ね 25 万人以上の 82 市議会議長により構成（平成 28（2016）年 4 月 1 日現在））の平成 28・29 年度テーマ「都市における広域連携のあり方」における調査研究に資するものとして、加盟市における広域連携制度の活用状況、広域連携の現状と課題、取組等を調査することを目的に、平成 28（2016）年 11 月から 12 月にかけて、加盟 82 市を対象に、「都市における広域連携のあり方」に関する調査を実施した。

また、併せて、平成 28（2016）年 11 月から平成 29（2017）年 5 月にかけて、広域連携における先進事例の現地調査（4 市）を行った。

第 I 章では、これら調査結果の概要等について報告する。

1 「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果

（1）広域連携制度の活用状況について

① これまでの広域連携制度（事務の委託、一部事務組合等）の活用状況

加盟 82 市において、「地方自治法（以下「自治法」という。）」（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく、法人の設立を要しない簡便な仕組みである協議会、機関等の共同設置、事務の委託及び別法人（特別地方公共団体）の設立を要する仕組みである一部事務組合、広域連合等の事務の共同処理制度の設置状況をみると、地方公共団体が、事務の一部を共同処理するために設ける特別地方公共団体である「d 一部事務組合」が 236 件、地方公共団体の事務の一部の管理執行を他の地方公共団体に委託する「c 事務の委託」が 173 件、地方公共団体が、広域な処理が適当と認められる事務を処理するため、国・都道府県からの事務移譲の受け入れも含めて設ける特別地方公共団体である「e 広域連合」が 97 件、地方公共団体が、事務の一部を共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行う執務組織である「a 協議会」が 95 件、地方公共団体の委員会・委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する「b 機関等の共同設置」が 13 件となっている（表 1 参照）。

なお、加盟 82 市における協議会、機関等の共同設置、事務の委託、一部事務組合、広域連合の事務の共同処理制度の数は、複数の市が同じ仕組みに入っている場合、広域連携の仕組みごとに計上しているため、重複があるものの、全ての市において、何らかの形で広域連携の仕組みを設置しており、総数は、614 件と多くなっている。

表 1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく、広域連携の仕組み（複数回答）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく、広域連携の仕組み	件数
a 協議会（自治法第 252 条の 2～第 252 条の 6 関係） 【地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための協議会】	95
b 機関等の共同設置（自治法第 252 条の 7～第 252 条の 13 関係） 【地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度】	13
c 事務の委託（自治法第 252 条の 14～第 252 条の 16 関係） 【地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度】	173
d 一部事務組合（自治法第 284 条～第 291 条関係） 【地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体】	236
e 広域連合（自治法第 284 条、第 285 条の 2、第 291 条の 2～第 291 条の 13 関係） 【地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体】	97
f 広域連携（事務の委託、一部事務組合等）の仕組みを設置していない	0

※「a 協議会」、「b 機関等の共同設置」、「c 事務の委託」、「d 一部事務組合」、「e 広域連合」の数は、複数の市が同じ広域連携の仕組みに入っている場合、広域連携の仕組みごとに計上しているため、重複がある。

※「e 広域連合」には、47 都道府県で設置されている後期高齢者医療広域連合を含む。

※加盟市における設置した広域連携の仕組み（「a 協議会」、「b 機関等の共同設置」、「c 事務の委託」、「d 一部事務組合」、「e 広域連合」は、全部で 614（複数の市が同じ広域連携の仕組みに入っている場合、広域連携の仕組みごとに計上しているため、重複あり）と多数あることから、名称、構成団体名・数、設置年月の掲載はしていない。

広域連携の仕組みにおける運営等に関する特別の定めをみると、運営等に関する特別の定めについては、「a 協議会」から「e 広域連合」までの、それぞれの仕組みで「d 規約」の数が最も多く、特に「a 協議会」、「b 機関等の共同設置」、「c 事務の委託」では、その割合が高くなっている。

別法人（特別地方公共団体）の設立を要する仕組みである「d 一部事務組合」、「e 広域連合」については、「d 規約」の数は多いものの、「a 条例」や「b 規則」、「c 要綱」などの数も多くなっている。

「e その他」では、協議書や覚書、細則等で、それぞれの広域連携の仕組みにおける運営等に関する特別の定めをしていると回答している（表2参照）。

表2 広域連携の仕組みにおける運営等に関する特別の定め（複数回答）

仕組み 特別の定め	a 協議会	b 機関等の 共同設置	c 事務の委託	d 一部事務 組合	e 広域連合
a 条例	2	0	9	71	42
b 規則	2	3	7	53	37
c 要綱	5	1	3	22	27
d 規約	89	11	141	227	90
e その他	8	1	48	15	12

※「a 協議会」、「b 機関等の共同設置」、「c 事務の委託」、「d 一部事務組合」、「e 広域連合」の運営等に関する特別の定めの数、複数の市が同じ広域連携の仕組みに入っている場合、広域連携の仕組みごとに計上しているため、重複がある。

広域連携の仕組みにおいて実施している業務内容（複数回答）をみると、それぞれの広域連携の仕組みで業務内容の傾向が異なっている。

「a 協議会」では、47 都道府県及び 20 政令指定都市で実施している全国自治宝くじ事務協議会、等の「m その他（52 件）」が多く、「b 機関等の共同設置」では、介護区分認定審査、障害区分認定審査等の「g 厚生福祉（7 件）」や公平委員会等の「m その他（5 件）」が多く、「c 事務の委託」では、ごみ処理、し尿処理、上下水道等の「h 環境衛生（58 件）」や旅券の発給、住民票の写し等の交付、競艇の実施事務等の「m その他（39 件）」が多く、「d 一部事務組合」では、市町村総合事務組合、市民交通災害共済組合等の「m その他（70 件）」が多く、「e 広域連合」では、47 都道府県で実施している後期高齢者医療広域連合を含む「g 厚生福祉（84 件）」や彩の国さいたま人づくり広域連合、関西広域連合等の「m その他（15 件）」の業務内容が多くなっている（表 3 参照）。

表 3 広域連携の仕組みで実施している業務内容（複数回答）

業務内容 \ 仕組み	a 協議会	b 機関等の共同設置	c 事務の委託	d 一部事務組合	e 広域連合
a 地域開発計画	7	0	0	2	2
b 第 1 次産業振興	5	0	5	14	1
c 第 2 次産業振興	1	0	0	2	1
d 第 3 次産業振興	3	0	1	3	2
e 輸送施設	0	0	7	3	0
f 国土保全	2	0	0	7	0
g 厚生福祉	2	7	16	15	84
h 環境衛生	4	0	58	45	2
i 教育	5	0	23	3	1
j 住宅	0	0	0	0	0
k 都市計画	2	0	1	0	1
l 防災	24	0	26	22	2
m その他	52	5	39	70	15

※ 「a 協議会」、「b 機関等の共同設置」、「c 事務の委託」、「d 一部事務組合」、「e 広域連合」において実施する業務内容の数は、複数の市が同じ広域連携の仕組みに入っている場合、広域連携の仕組みごとに計上しているため、重複がある。

※ 「e 広域連合」のうち、47 都道府県で設置されている後期高齢者医療広域連合は、「g 厚生福祉」に含む。

また、加盟 82 市において、これまでの広域連携の仕組み（事務の委託、一部事務組合等）にて取り組む必要がある業務には、どのようなものがあるか(複数回答)をみると、消防、救急等の「l 防災 (41 市)」が最も多く、以下、ごみ処理、し尿処理、上・下水道等の「h 環境衛生 (39 市)」、観光等の「d 第 3 次産業振興 (28 市)」、介護区分認定審査、障害区分認定審査等の「g 厚生福祉 (24 市)」の業務について取り組む必要があるとの回答が多くなっている。

「m その他 (11 市)」では、公共施設の相互利用や、より効果的、効率的になるのであれば、どの業務であっても取り組めば良い等と回答している (表 4 参照)。

表 4 これまでの広域連携の仕組みにて取り組む必要がある業務 (複数回答)

これまでの広域連携の仕組みにて取り組む必要がある業務	市数
a 地域開発計画 (例: 広域行政計画等に関するもの等)	10
b 第 1 次産業振興 (例: 農業用水、林道・林野等)	7
c 第 2 次産業振興 (例: 工業用地、工業用水等)	2
d 第 3 次産業振興 (例: 観光等)	28
e 輸送施設 (例: 港湾、自動車輸送等)	6
f 国土保全 (例: 河川、海岸等)	7
g 厚生福祉 (例: 介護区分認定審査、障害区分認定審査等)	24
h 環境衛生 (例: ごみ処理、し尿処理、上・下水道等)	39
i 教育 (例: 中学校、小学校等)	11
j 住宅 (例: 宅地造成等)	1
k 都市計画 (例: 公園、区画整理等)	5
l 防災 (例: 消防、救急等)	41
m その他	11
n 特になし	8

※「m その他」の回答のうち、「該当する項目がない」と記入した場合、「n 特になし」に計上する。

② 新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）の活用状況

加盟 82 市において、平成 26（2014）年の自治法の改正により、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定めるため、創設された連携協約制度（自治法第 252 条の 2 関係）及び事務の代替執行制度（自治法第 252 条の 16 の 2～第 252 条の 16 の 4 関係）に基づき、新たな広域連携の仕組みに取り組んでいるかどうか（複数回答）をみると、「a 「連携協約」制度により、他の普通地方公共団体と連携協約を結んでいる」は 19 市、「b 「事務の代替執行」制度により、他の普通地方公共団体の長等の事務の一部を管理・執行している」は 1 市、「c 新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）に取り組むことを検討している」は 16 市、「d 新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）に取り組む予定はない」は 48 市となっている（表 5 参照）。

表 5 新たな広域連携制度の取組状況（複数回答）

新たな広域連携制度の取組状況	市数
a 「連携協約」制度により、他の普通地方公共団体と連携協約を結んでいる	19
b 「事務の代替執行」制度により、他の普通地方公共団体の長等の事務の一部を管理・執行している	1
c 新たな広域連携制度(連携協約、事務の代替執行)に取り組むことを検討している	16
d 新たな広域連携制度(連携協約、事務の代替執行)に取り組む予定はない	48

※新たな広域連携制度の取組状況の数は、複数の市が同じ広域連携の仕組みに入っている場合、広域連携の仕組みごとに計上しているため、重複がある。

※呉市、北九州市は、新たな広域連携の取組状況について、複数回答をしている。

連携協約を結んでいる 19 市が、他の普通地方公共団体と結んでいる連携協約には、どのような事項が規定されているかをみると、「a 連携市町村の名称（19 市）」から「f 宣言連携中枢都市の市長及び連携市町村の長との定期的な協議（18 市）」までの項目は、ほとんどの市において規定されている。

「h その他（4 市）」では、連携協約の変更及び廃止に関する規定等を規定していると回答している（表 6 参照）。

また、連携協約を結んでいる 19 市は、連携協約における具体的な内容は、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支えるという観点から、3つの役割（圏域全体の経済成長のけん引（地域ブランドの向上等）、高次の都市機能の集積・強化（主要駅周辺の再開発等）、圏域全体の生活関連機能サービスの向上（公共施設の相互利用等））を果たすことが目的として定められている。

表 6 連携協約に規定されている事項（複数回答）

連携協約に規定されている事項	市数
a 連携市町村の名称	19
b 連携中枢都市圏形成の基本的な目的	19
c 連携中枢都市及び連携市町村が、様々な分野で連携を図る旨の基本方針	19
d 連携する取組	19
e 連携する取組の執行等に係る基本的事項	17
f 宣言連携中枢都市の市長及び連携市町村の長との定期的な協議	18
g 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の期間	2
h その他	4

※連携協約に規定されている事項の数は、複数の市が同じ広域連携の仕組みに入っている場合、広域連携の仕組みごとに計上しているため、重複がある。

事務の代替執行制度により、他の普通地方公共団体の長等の事務の一部を管理・執行している1市（北九州市）は、自治法の事務の代替執行と水道法の第三者委託を組み合わせることで、水道事業に係る事務を平成28（2017）年4月1日から宗像地区事務組合水道事業包括業務委託により開始している（表7参照）。

表7 事務の代替執行における具体的な内容(相手先及び開始時期等)

市名	事務の代替執行における具体的な内容(相手先及び開始時期等)
北九州市	宗像地区事務組合から本市に、宗像地区事務組合水道事業包括業務委託の受託の依頼があり、地方自治法の「事務の代替執行」と水道法の「第三者委託」を組み合わせることで、平成28年4月1日より「宗像地区事務組合水道事業包括業務委託」を開始することとなった。 受託範囲は、①「給水に関する業務」、②「水道料金等の徴収に関する業務」、③「建設改良工事に関する業務」、④「管理に関する技術上の業務」の4つで、維持管理等の技術上の業務と営業業務を包括的に受託するもの。受託方法は、①から③の業務は「事務の代替執行」で、④の業務を「第三者委託」で受託している。

新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）に取り組むことを検討している16市が、いつから取り組む予定であるかをみると、「a平成28年度に取り組む予定である」が3市、「b平成29年度以降に取り組む予定である」が3市、「c取り組むことを検討しているが、予定は決まっていない」が10市となっている（表8参照）。

表8 新たな広域連携制度に取り組む時期

新たな広域連携制度に取り組む時期	市数
a 平成28年度に取り組む予定である	3
b 平成29年度以降に取り組む予定である	3
c 取り組むことを検討しているが、予定は決まっていない	10

新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）に取り組むことを検討している16市のうち13市は、連携協約及び事務の代替執行における相手先や開始時期等の具体的な内容等（複数回答）を、次のとおり回答している（表9参照）。

表9 連携協約及び事務の代替執行における相手先や開始時期等の具体的な内容（13市）（複数回答）

区分	具体的な内容	市名	具体的な内容
連携協約		函館市	連携中枢都市圏（南北海道定住自立圏 2市16町からの移行について検討をしている）
連携協約		青森市	連携中枢都市圏形成を目指して連携協定
連携協約		山形市	連携中枢都市圏の形成に係る連携協約。相手、時期は未定
連携協約		福島市	未定
連携協約		郡山市	【相手先】近隣市町村（3市7町4村） 須賀川市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町 【開始時期】未定
連携協約		新潟市	【連携が想定される市町村】 三条市、新発田市、加茂市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町 【開始時期】 協議が整った市町村と平成29年3月に連携協約を締結する予定
連携協約		四日市市	未定
連携協約		岐阜市	岐阜圏域6市3町 時期未定
連携協約		八尾市	具体的な内容については今後検討する予定
連携協約		呉市	連携中枢都市圏の形成を検討 ・圏域名：（仮称）広島中央地域連携中枢都市圏 ・構成市町：呉市（中枢都市）、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町 ・連携協約：平成29年度締結予定 ・事業開始：平成30年度予定
連携協約		高知市	高知県内の全ての市町村、平成30年度（予定）
連携協約		長崎市	連携中枢都市圏の形成
連携協約		鹿児島市	相手先：日置市、いちき串木野市、姶良市 平成29年1月連携協約締結予定
事務の代替執行		福島市	未定
事務の代替執行		四日市市	未定

③ 連携中枢都市圏形成に向けた取組状況

国は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26（2014）年 12 月 27 日閣議決定）において、地方中枢拠点都市を含む複数の都市圏概念を連携中枢都市圏に統一している。

連携中枢都市圏の意義は、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することであり、平成 28（2016）年 10 月現在、全国で 17 圏域が形成されている。

国は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2016 改訂版」（平成 28（2016）年 12 月 22 日繰上げ閣議決定）において、意欲のある市町村が、積極的に連携中枢都市圏を形成することができるよう、事業実施に係る新たな財政措置を創設している。

併せて、モデル事業や各地域の先進的な地域連携に関する取組事例の情報提供、RE S A S や人口メッシュ推計など、地域に関する情報の提供、内発的な自立発展の推進調査、補助事業採択における配慮などの支援を通じて、人口減少下においても、一定の圏域人口を確保し、活力ある社会経済の維持・発展に取り組んでいくため、更なる充実を図るほか、関係府省庁と連携を強化し、平成 32（2020）年度には、連携中枢都市圏の数を 30 圏域とすることを目指すとしている。

この連携中枢都市圏における加盟 82 市の取組状況（複数回答）をみると、「a 「連携中枢都市圏」をすでに形成している」が 18 市、「b 「連携中枢都市圏」を形成するための手続き（連携中枢都市宣言、連携協約の締結、連携中枢都市圏ビジョンの策定）の過程にある」が 5 市、「c 「連携中枢都市圏」を形成することを検討している」が 12 市、「d 「連携中枢都市圏」を形成する予定はない」が 48 市となっている（表 10 参照）。

表 10 「連携中枢都市圏」の形成状況（複数回答）

「連携中枢都市圏」の形成状況	市数
a 「連携中枢都市圏」をすでに形成している	18
b 「連携中枢都市圏」を形成するための手続き（連携中枢都市宣言、連携協約の締結、連携中枢都市圏ビジョンの策定）の過程にある	5
c 「連携中枢都市圏」を形成することを検討している	12
d 「連携中枢都市圏」を形成する予定はない	48

※「広島広域都市圏」及び「(仮称) 広島中央地域連携中枢都市圏」の構成市である呉市は、複数回答をしている。
 ※「連携中枢都市圏」の形成状況の数は、複数の市が同じ圏域を形成している場合、圏域ごとに計上しているため、重複がある。

連携中枢都市圏をすでに形成している 18 市は、形成している連携中枢都市圏の圏域名、連携団体名・数、圏域人口、圏域面積及び連携協約に基づき推進する具体的取組を、次のとおり回答している（表 11 参照）。

表 11 連携中枢都市圏をすでに形成している 18 市

【盛岡市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、連携中枢都市人口)	圏域面積※
みちのく盛岡広域連携都市圏 (盛岡市)	盛岡市、八幡平市、滝沢市、 雫石町、葛巻町、岩手町、 紫波町、矢巾町 (3 市 5 町)	481, 699 人 (298, 348 人)	3, 641. 90Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例: 圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」内「(2) 連携中枢都市圏の形成に係る連携協約 (写)」(P91～125) のとおり			

【金沢市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、連携中枢都市人口)	圏域面積※
石川中央都市圏 (金沢市)	金沢市、白山市、かほく市、 野々市市、津幡町、内灘町 (4 市 2 町)	723, 344 人 (462, 361 人)	1, 432. 49Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例: 圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
「石川中央都市圏ビジョン」内「3-2 具体的取組」(P20～50) のとおり			

【長野市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、連携中枢都市人口)	圏域面積※
長野地域連携中枢都市圏 (長野市)	長野市、須坂市、千曲市、 坂城町、小布施町、高山村、 信濃町、小川村、飯綱町 (3市4町2村)	554,256人 (381,511人)	1,558.00Km ² (平成26年全国都 道府県市区町村別 面積調(国土地理 院))
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例:圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する等)			
「長野地域連携中枢都市圏 連携事業一覧 (平成28年度)」のとおり			

【静岡市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、連携中枢都市人口)	圏域面積※
しずおか中部連携中枢都市圏 (静岡市)	静岡市、焼津市 (2市)	859,446人 (716,197人)	1,482.40Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例:圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する等)			
<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏へのアンテナショップ開設事業 ・中部・志太榛原地域 DMO 推進事業 ・出会い・結婚サポート事業 ・大学連携による地域課題解決事業 等 			

【姫路市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、連携中枢都市人口)	圏域面積※
播磨圏域連携中枢都市圏 (姫路市)	姫路市、相生市、加古川市、 赤穂市、高砂市、加西市、 宍粟市、たつの市、稲美町、 播磨町、市川町、福崎町、 神河町、太子町、上郡町、 佐用町 (8市8町)	1,327,193人 (536,270人)	2,800.03Km ²
<p>連携協約に基づき推進する具体的取組 (例:圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する等)</p>			
<p>豊穰の国・はりまの推進、JR姫路駅の整備、図書館の相互利用</p>			

【加古川市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、連携中枢都市人口)	圏域面積※
播磨圏域連携中枢都市圏 (姫路市)	姫路市、相生市、加古川市、 赤穂市、高砂市、加西市、 宍粟市、たつの市、稲美町、 播磨町、市川町、福崎町、 神河町、太子町、上郡町、 佐用町 (8市8町)	1,327,193人 (536,270人)	2,800.03Km ²
<p>連携協約に基づき推進する具体的取組 (例:圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する等)</p>			
<p>豊穰の国・はりまの推進、広域観光の推進、図書館の相互利用 「播磨圏域連携中枢都市圏形成連携協約書」第3条のとおり</p>			

【倉敷市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、連携中枢都市人口)	圏域面積※
高梁川流域連携中枢都市圏 (倉敷市)	倉敷市、笠岡市、井原市、 総社市、高梁市、新見市、 浅口市、早島町、里庄町、 矢掛町 (7市3町)	783,035人 (475,513人)	2,463.31Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例:圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する等)			
「高梁川流域連携中枢都市圏形成に係る連携協約」第4条別表のとおり			

【広島市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、連携中枢都市人口)	圏域面積※
広島広域都市圏 (広島市)	【広島県】 広島市、呉市、竹原市、 三原市、大竹市、東広島市、 廿日市市、安芸高田市、 江田島市、府中町、海田町、 熊野町、坂町、安芸太田町、 北広島町、大崎上島町、 世羅町 【山口県】 岩国市、柳井市、 周防大島町、和木町、 上関町、田布施町、平生町 (2県11市13町)	2,341,287人 (1,173,843人)	6,356.37Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例:圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する等)			
【連携協約に基づき推進する具体的取組】 <<経済面>>ヒト・モノ・カネ・情報が巡る都市圏を創る(圏域全体の経済成長をけん引する) (1)「ローカル経済圏」の構築に向けた仕組みを創る ① 広島広域都市圏の産業振興に係る連携施策の検討 (2) 次世代へ変革を続ける産業を支援する ② 環境・エネルギー関連分野の事業化支援 ③ 医療・福祉関連産業の育成 ④ 新成長ビジネス事業化支援事業			

- ⑤ 大学発ベンチャー創出支援事業
- ⑥ 創業・ベンチャー支援事業
- ⑦ 自動車産業経営者会の開催
- ⑧ ものづくり販路開拓支援事業
- ⑨ デザイン活用促進事業
- ⑩ デザインネットワーク推進事業
- ⑪ ひろしまグッドデザイン賞の実施
- ⑫ 中小企業支援センター事業
- ⑬ 広島市都心部における圏域特産品の販売促進事業
- (3) 世界が注目する観光都市圏へ挑戦する
 - ⑭ 「食」による観光振興
 - ⑮ 広島広域都市圏の周遊観光情報の発信の強化
 - ⑯ 無料公衆無線LAN環境の広域整備による外国人観光客誘致事業
 - ⑰ 広島駅観光案内所の再整備
 - ⑱ MICE受入態勢の充実
- (4) 魅力ある里山・里海産業を支援する
 - ⑲ 地産地消の促進に向けた学校給食におけるモデル事業
 - ⑳ 中山間地域自伐林業支援事業
 - ㉑ 広島かき採苗安定強化事業
- (5) 「若者人財」の地産地活を支援する
 - ㉒ 「有給長期インターンシップ」モデル事業

《生活面》どこに住んでも安心して暮らしやすい都市圏を創る（高次の都市機能を集積・強化する）

- (1) 安心して暮らせるための高度な医療サービスを提供する
 - ① 救急相談センター事業の実施
 - ② ICTを活用した地域医療支援
 - ③ 広島市立安佐市民病院の拠点性強化
- (2) 圏域内の公共交通網等を充実・強化する
 - ④ 圏域内公共交通網の充実・強化
- (3) 地域貢献人材を育成する大学のネットワークを支援する
 - ⑤ 観光振興による「海の国際文化生活圏」創生に向けた人材育成事業

《行政面》住民の満足度が高い行政サービスを展開できる都市圏を創る（圏域全体の生活関連機能サービスを向上させる）

- (1) 暮らしの質を高める（生活機能の強化）
 - ① 広島都市圏における救急医療体制の検討
 - ② 広島地区病院群輪番制病院運営費補助
 - ③ 安佐地区病院群輪番制病院運営費補助
 - ④ 病児・病後児保育事業の広域利用
 - ⑤ 一時預かり保育事業の広域利用
 - ⑥ 放課後児童クラブ職員等専門研修事業
 - ⑦ 青少年支援メンター制度の運営
 - ⑧ ひとり親家庭学習支援事業
 - ⑨ 生活困窮世帯学習支援事業
 - ⑩ 毛利氏関連の博物館等施設による連携事業
 - ⑪ “神楽”まち起こし協議会事業

- ⑫ 区役所に設置した就労支援窓口の広域利用
- ⑬ 広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会事業
- ⑭ 既存の山歩きルートを生かした新しい観光事業等の創出
- ⑮ 新規就農者育成事業
- ⑯ みなとオアシスにぎわいづくり
- ⑰ 下水汚泥の共同処理の検討
- (2) 結び付きやネットワークを強化する
 - ⑱ バス運行対策費補助
 - ⑲ 生活航路への助成
 - ⑳ 超高速ブロードバンド環境の整備に係る研究会の設置
 - ㉑ 地図情報の共同利用等に係る連携事業
 - ㉒ 町内会・自治会等情報ポータルサイトの構築及び運用
 - ㉓ “食と酒”まち起こし協議会事業
 - ㉔ 交流・移住・定住促進に係る広域連携事業
 - ㉕ 民泊の促進による圏域の活性化事業（広島広域都市圏協議会事業）
 - ㉖ 圏域内連携・交流促進事業（広島広域都市圏協議会事業）
 - ㉗ 消費者被害に関する広域的情報共有体制の構築
 - ㉘ 自転車運転免許制度の広域的運用
- (3) 職員を育成・確保し、事務を効果的・効率的に進める（圏域マネジメント能力の強化）
 - ㉙ 家屋評価実務研修
 - ㉚ 技術系職員のOB人材登録制度の創設
 - ㉛ 圏域内職員人事交流・研修事業（広島広域都市圏協議会事業）
 - ㉜ 圏域内情報発信体制の構築
 - ㉝ 備品等の相互利用体制の構築
 - ㉞ 航空写真撮影事務
 - ㉟ 下水道指定工事店の指定制度の広域的運用
 - ㊱ 事務の共同化・広域連携

【呉市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、連携中枢都市人口)	圏域面積※
広島広域都市圏 (広島市)	【広島県】 広島市、呉市、竹原市、 三原市、大竹市、東広島市、 廿日市市、安芸高田市、 江田島市、府中町、海田町、 熊野町、坂町、安芸太田町、 北広島町、大崎上島町、 世羅町 【山口県】 岩国市、柳井市、 周防大島町、和木町、 上関町、田布施町、平生町 (2 県 11 市 13 町)	2,341,287 人 (1,173,843 人)	6,356.37Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例:圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
「連携中枢都市圏形成に係る連携協約書(広島市・呉市)」第2条別表のとおり			

【福山市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、連携中枢都市人口)	圏域面積※
備後圏域 (福山市)	【広島県】 福山市、三原市、 尾道市、府中市、世羅町、 神石高原町 【岡山県】 笠岡市、井原市 (2 県 6 市 2 町)	875,682 人 (461,357 人)	2,509.00Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例:圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
「備後圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約」第2、3条別表のとおり			

【下関市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、連携中枢都市人口)	圏域面積※
下関市連携中枢都市圏 (下関市)	下関市 (1市)	280,947人 (237,607人)	716.15Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例:圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する等)			
形成方針に掲げた取組:195事業(うち再掲5事業)※「下関市連携中枢都市圏ビジョン」内「5 連携中枢都市圏形成方針に基づき推進する具体的取組」(P10~37)のとおり ア圏域全体の経済成長のけん引 73事業(うち再掲4事業) イ高次の都市機能の集積・強化 11事業 ウ圏域全体の生活関連機能サービスの向上 111事業(うち再掲1事業)			

【高松市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、連携中枢都市人口)	圏域面積※
瀬戸・高松広域連携中枢都市圏 (高松市)	高松市、さぬき市、 東かがわ市、三木町、 綾川町、土庄町、小豆島町、 直島町、 (3市5町)	593,743人 (419,429人)	1,057.07Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例:圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する等)			
「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン(取組事業)」内「施策体系」(P1~69)のとおり			

【松山市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、連携中枢都市人口)	圏域面積※
松山圏域 (松山市)	松山市、伊予市、東温市、 久万高原町、松前町、砥部町 (3市3町)	652,485人 (517,231人)	1,540.52Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例:圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する等)			
平成28年7月8日、連携市町と締結した「松山圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約」第2、3条別表のとおり			

【北九州市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、連携中枢都市人口)	圏域面積※
北九州都市圏域 (北九州市)	北九州市、直方市、行橋市、 豊前市、中間市、宮若市、 芦屋町、水巻町、岡垣町、 遠賀町、小竹町、鞍手町、 香春町、苅田町、みやこ町、 上毛町、築上町 (6市11町)	1,425,339人 (976,846人)	1,460.76Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例:圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する等)			
(1) 経済成長のけん引に係る取組 (2) 高次の都市機能の集積及び強化に係る取組 (3) 生活関連機能サービスの向上に係る取組			

【久留米市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、連携中枢都市人口)	圏域面積※
久留米広域連携中枢都市圏 (久留米市)	久留米市、大川市、小郡市、 うきは市、大刀洗町、大木町 (4市2町)	459,623人 (302,402人)	467.83Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例:圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体 で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
「住み続けたい、暮らしてみたい、訪れてみたい」～魅力ある久留米広域連携中枢都市圏の創造～の とおり			

【熊本市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、連携中枢都市人口)	圏域面積※
熊本連携中枢都市圏 (熊本市)	熊本市、宇土市、宇城市、 阿蘇市、合志市、美里町、 玉東町、大津町、菊陽町、 高森町、西原村、南阿蘇村、 御船町、嘉島町、益城町、 甲佐町、山都町 (5市10町2村)	1,116,317人 (734,474人)	2,560.00Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例:圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築 する 等)			
「熊本連携中枢都市圏に係る「連携協約事項」及び「連携事業」一覧」のとおり			

【大分市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、連携中枢都市人口)	圏域面積※
大分都市広域圏 (大分市)	大分市、別府市、臼杵市、 津久見市、竹田市、 豊後大野市、由布市、日出町 (7市1町)	787,663人 (474,094人)	2,471.67Km ²
<p>連携協約に基づき推進する具体的取組 (例:圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する等)</p>			
<p>「大分都市広域圏ビジョン」内「第4章 将来像の実現に向けた取組」(P36~42)のとおり</p>			

【宮崎市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、連携中枢都市人口)	圏域面積※
みやざき共創都市圏 (宮崎市)	宮崎市、国富町、綾町 (1市2町)	428,716人 (400,583人)	870.53Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例:圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する等)			
<ul style="list-style-type: none"> ・圏域において、雇用の場を創出し、地域及び企業のニーズに合った人材を育成するとともに、交流人口及び販路を拡大する等、地域経済の活性化を図るため、企業、大学、研究機関、金融機関、行政等の代表者で構成する協議会を設置し、意見交換及び協議を行い、経済戦略の策定及び施策のフォローアップ等を行う。 ・相互に関連する産業の集積を図るため、農商工団体等と連携しながら、企業の生産性の向上及び設備投資を促進するとともに、大学、研究機関及び金融機関等と協力関係を構築し、新分野への進出及び既存産業の高付加価値化を図る。 ・新たなビジネス及び雇用を創出するため、地域産業を振興する事業の創業及び第二創業の促進を図るとともに、ITを活用した取組を支援する等、創業の促進を図る。 ・異業種間のマッチング等、圏域の資源を有効に活用し、産業の裾野拡大及び地域経済の活性化を図るため、関係団体及び関係機関と連携し、販売戦略等をアドバイス及びコーディネートできる人材の育成を図る。 ・商業の振興対策と並行し、中心市街地の雇用拡大による新たなにぎわいを創出するため、企業誘致等を推進するとともに、民間投資を促進する環境の整備を図る。 ・食、神話、自然等圏域の有する資源及び特長を生かして、ブランディング及び広域的な観光地域づくりを推進し、観光資源の魅力を向上させるとともに、周遊性を高め、観光誘客及び関連産業の振興を図る。 ・温暖な気候等を生かしたスポーツキャンプ、ゴルフ、マリンスポーツ及びサイクリング等のスポーツランドみやざきの取組を推進し、観光誘客及び関連産業の振興を図る。 ・移動環境の充実及び情報環境の整備等、観光客の利便性及び満足度を高める広域的な観光地域づくりを推進し、観光地としての魅力を高める。 ・高速道路、港湾、空港等を利用した交通及び物流の現状を分析し、課題を解決するための戦略を策定するとともに、産業振興に向けた取組を推進する。 ・農林水産物及び加工品等の特産物の国内外への販路拡大を図るため、関係機関等と連携し、生産者及び加工業者等と大消費地及び海外の消費地等を結び付ける取組を推進する。 ・地元企業への就職を促すため、高等教育機関及び地元企業と連携し、地元企業の特長及びニーズを学生等が享受する機会を創出する等、雇用のミスマッチの抑制を図る取組を推進する。また、就職に必要な知識及び技術を求職者が習得できるよう、商工団体等の取組を支援し、地元企業への就業者の増加を図る。 			

- ・就業者が働きやすい環境の整備を推進し、若年層の定着及び長期の就業につなげるため、関係団体等と連携して、雇用環境の改善及びライフスタイルにあった多様な雇用形態の創出等に努める。
- ・救急医療及び周産期医療等、地域住民の医療ニーズに適切に対応するため、関係機関と連携しながら、質の高い医療サービスの提供体制の確保に努める。
- ・地域災害拠点病院である宮崎市郡医師会病院が、南海トラフ地震等の大規模災害の発生時において、その機能が発揮できるように、災害の影響を受けにくい地域への移転を支援する。
- ・多様な都市機能について、都心部及び拠点となるべき各地域の中心部への集約を図るとともに、都心部と各地域の都市拠点を連携する都市軸の強化により、都市機能が集約された効果が発揮されるコンパクトシティを目指した取組を推進する。
- ・広域公共交通機関の利用状況等を把握し、広域公共交通網を構築するための計画の策定及び交通結節機能の向上等について、関係機関等と連携して検討を進める。
- ・地域に貢献する人材を育成するため、高等教育機関及び企業等が連携したキャリア教育を推進するとともに、学びなおしの場の創出を図る等、就業を促進する。
- ・高等教育機関における専門性の向上を図るとともに、地域及び行政のニーズに合った調査研究を促進する。
- ・休日及び夜間の重症救急患者の医療を確保するため、共同利用型病院として開設された宮崎市郡医師会病院の運営に対して支援を行う。
- ・夜間の初期救急患者の医療を確保するため、宮崎市夜間急病センターを運営する。
- ・休日等の昼間における初期救急患者の医療を確保するため、宮崎市郡医師会に委託し、在宅当番医制を運営する。
- ・特定健診及びがん検診等の健康診査について、健康の保持増進及び健康寿命の延伸を図るため、受診率の向上に向けた勧奨及び啓発活動を行うとともに、健康診査の共同実施及び内容の充実に向けた調査研究を行う。
- ・住民が要介護要支援認定を受けようとする際に適正な審査を行うため、介護認定審査会を共同で設置し、審査を行う。
- ・高齢者に対する医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援のサービスを一体的に提供する仕組みを構築し、高齢者が安心して生活できる環境整備を図る。
- ・障がい者及びその家族の地域における生活を支援し、障がい者の自立及び社会参加の支援を図るため、福祉サービスの利用援助及び情報提供を行う等の総合的な相談を行う。
- ・発達障がいのある児童に対し、専門的で多様な療育訓練、機能訓練等を行うとともに、地域における社会支援活動を行うことにより、総合的な療育システムの構築を図る。
- ・障がい者が介護給付費等の支給を受ける際に必要な審査を行うため、障がい支援区分認定審査会を共同で設置し、審査を行う。
- ・障がい者の自立及び社会参加を図るため、創作的活動及び生産活動の機会の提供を行う地域活動支援センターⅢ型事業者に対して助成し、障がい者の地域生活の向上を図る。

- ・障がい児等の歯科医療体制の充実を図るため、宮崎市郡歯科医師会の設置する宮崎歯科福祉センターの運営を支援する。
- ・保育サービスを充実させるため、認定こども園及び保育所に加え、住民のニーズに応じた多様な保育サービスの提供を促進する。
- ・安心して子育てのできる環境を整備するため、乳幼児に対する医療サービスの充実を図る。
- ・児童の安全及び安心な放課後等の居場所を確保するとともに、多様な体験活動が行うことができるように、児童クラブ、放課後子ども教室及び児童館等の適切な運営を図る。
- ・子育て世帯の育児等に関する相談支援体制の充実を図るため、地域子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター等の運営のほか、各種施策を実施し、地域で子育てを支援する環境の整備を図る。
- ・小中学校におけるいじめの未然防止及び早期の対応を図るため、児童生徒に対し、豊かな心を育てる指導を行うとともに、教職員に対し、いじめ問題に対応できる資質を養うための研修等を実施する。また、不登校になった児童生徒に対応するため、学習指導及び体験活動を行い、学校への復帰を図る。
- ・小中学校における効果的なICT機器の活用を推進し、児童生徒にとって分かりやすい授業を行う等、学力の向上に努める。
- ・伝統文化に対する住民の理解と認識を高め、保存及び伝承に努めるとともに、後継者の育成を図る。また、文化財の適切な保護及び管理に努め、住民への公開等に活用する。
- ・担い手農家への農地集積を推進し、優良農地の確保及び耕作放棄地の解消を図る。
- ・高速道路、港湾、空港等をはじめとした立地環境の充実を発信し、効果的な企業誘致活動が展開できるように、立地を求める企業が情報収集しやすい環境を整備する。
- ・就農希望者に対し、技術習得のための研修費用及び初期費用に係る支援等を行うとともに、農地の活用等に関する情報を提供し、新規就農者の増加を図る。
- ・農業法人の増加を図るため、農業法人に対する経営支援を行うとともに、農業法人及び農業法人を志向する農家に関する情報の共有を図る。
- ・男女共同参画社会の形成を推進するため、事業者等に対する啓発活動を行うとともに、住民を対象とした電話相談を行う。
- ・市民活動のリーダーの育成並びに市民活動団体、事業者及び行政との協働の推進を図り、住民が積極的に活動に取り組むことができる環境を整備する。
- ・消費生活の安全及び安心を確保するため、消費生活相談の受付及び相談内容に応じて、専門機関の紹介及び情報提供等を行う。
- ・防災対策を推進するとともに、災害時における物資の提供及び職員の派遣等の応援を相互に行う。
- ・省エネルギーの推進及びクリーンエネルギー利用の促進を図るため、事業者及び市民団体等の活動を支援し、エコタウンの取組を推進する。
- ・ごみの減量及び資源化、河川浄化並びに森林管理等の環境保全に資する取組を推進するため、環境保全を推進する団体等への支援及び関係機関と連携し、住民に対する啓発活動等を行う。

- ・廃棄物行政における広域処理体制の一体的整備を図り、廃棄物処理事業の効率化及び環境負荷低減を推進する。
- ・消防行政における警防、予防、救急、救助等の各分野の充実強化を図り、効率的かつ効果的に広域消防を運営する。
- ・地域公共交通のネットワークの強化を図り、住民の通勤、通学、通院、買い物等の利便性を向上させ、地域における交流の活性化及び公共交通の利用促進を図る。
- ・圏域における市町界に係る道路及び河川等の整備等について、効率的かつ効果的な取組を推進する。
- ・農林水産物の更なるブランド化を図るため、PR活動及び販売促進活動並びに地産地消及び地産外商を推進する普及啓発活動に取り組む。
- ・人口流入を促進するため、地域の魅力及び情報を発信するとともに、受入態勢及び環境の充実に向けた取組を検討する。
- ・農山漁村での体験活動を通じて、人と自然との豊かなふれあい及び共生の確保を図るため、受入態勢の充実及び機会の創出等の環境整備に努め、体験活動を推進する。
- ・農山漁村での体験活動を通じて、人と自然との豊かなふれあい及び共生の確保を図るため、受入態勢の充実及び機会の創出等の環境整備に努め、体験活動を推進する。
- ・地域経済の活性化及び公共サービスの確保をはじめとする行政課題に適切に対応するため、行政間の担当者会議を設置し、多様な分野における連携のあり方等を協議する。

※圏域人口及び圏域面積は、平成22（2010）年10月1日の国勢調査時のものである。

※平成22（2010）年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成22（2010）年10月1日現在の数値の合計をいう。

※「連携中枢都市圏」は、複数の市が同じ圏域を形成している場合、圏域ごとに記入しているため、重複がある。

また、連携中枢都市圏を形成する手続きの過程にある 5 市は、形成する手続き（連携中枢都市宣言、連携協約の締結、連携中枢都市圏ビジョンの策定）の過程にある連携中枢都市圏の圏域名や、連携団体名・数、圏域人口、圏域面積、連携協約に基づき推進する具体的取組及び今後の圏域を形成するスケジュールを、次のとおり回答している（表 12 参照）。

表 12 連携中枢都市圏を形成する手続き（連携中枢都市宣言、連携協約の締結、連携中枢都市圏ビジョンの策定）の過程にある 5 市

【新潟市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、連携中枢都市人口)	圏域面積※
(仮称)新潟広域都市圏 (新潟市)	新潟市、三条市、新発田市、 加茂市、燕市、五泉市、 阿賀野市、胎内市、聖籠町、 弥彦村、田上町、阿賀町 (8市4町村)	1,306,967人 (811,901人)	3,793.09Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例:圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する等)			
【現在検討中の事業の例】 経営者スキルアップ研修の圏域への拡大、新潟圏域観光周遊ルートの形成、子育て支援センターの利用促進、図書館相互利用促進等			
今後のスケジュール (例:平成28年度において、連携中枢都市宣言、連携協約の締結及び連携中枢都市圏ビジョンの策定を目指す等)			
平成28年12月16日 連携中枢都市宣言 平成29年3月(予定) 連携協約の締結及び連携中枢都市圏ビジョンの策定・公表			

【岡山市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、連携中枢都市人口)	圏域面積※
岡山連携中枢都市圏 (岡山市)	岡山市、津山市、玉野市、 総社市、備前市、瀬戸内市、 赤磐市、真庭市、和気町、 早島町、久米南町、美咲町、 吉備中央町 (8市5町)	1,176,821人 (709,584人)	3,764.83Km ²
<p>連携協約に基づき推進する具体的取組 (例:圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する等)</p>			
<p>「岡山市及び〇〇における連携中枢都市圏形成に係る連携協約」第2、3条別表のとおり</p>			
<p>今後のスケジュール (例:平成28年度において、連携中枢都市宣言、連携協約の締結及び連携中枢都市圏ビジョンの策定を目指す等)</p>			
<p>平成28年度において、連携中枢都市宣言(H28.8.9)、連携協約の締結(H28.10.11)及び連携中枢都市圏ビジョンの策定(H29.3末)を目指す</p>			

【高知市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、連携中枢都市人口)	圏域面積※
(仮称)高知広域連携中枢都市圏 (高知市)	高知市、室戸市、安芸市、 南国市、土佐市、須崎市、 宿毛市、土佐清水市、 四万十市、香南市、香美市、 東洋町、奈半利町、田野町、 安田町、北川村、馬路村、 芸西村、本山町、大豊町、 土佐町、大川村、いの町、 仁淀川町、中土佐町、 佐川町、越知町、梶原町、 日高村、津野町、四万十町、 大月町、三原村、黒潮町 (11市17町6村)	764,456人 (343,393人)	7,105.16Km ²
<p>連携協約に基づき推進する具体的取組 (例:圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する等)</p>			
<p>検討中</p>			
<p>今後のスケジュール (例:平成28年度において、連携中枢都市宣言、連携協約の締結及び連携中枢都市圏ビジョンの策定を目指す等)</p>			
<p>平成29年度において、連携中枢都市宣言、連携協約の締結及び連携中枢都市圏ビジョンの策定を目指す。</p>			

【長崎市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、連携中枢都市人口)	圏域面積※
長崎広域連携中枢都市圏 (長崎市)	長崎市、長与町、時津町 (1市2町)	516,411人 (443,766人)	456.01Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例:圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する等)			
「長崎広域連携中枢都市圏」における「連携協約に基づき推進する具体的取組」のとおり			
今後のスケジュール (例:平成28年度において、連携中枢都市宣言、連携協約の締結及び連携中枢都市圏ビジョンの策定を目指す等)			
平成28年12月	長与町・時津町首長会議 連携協約締結		
平成29年2月	長崎市・長与町・時津町の各議会 連携中枢都市圏ビジョン説明		
平成29年3月	連携中枢都市圏ビジョン策定		

【鹿児島市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、連携中枢都市人口)	圏域面積※
かごしま連携中枢都市圏 (鹿児島市)	鹿児島市、日置市、 いちき串木野市、姶良市 (4市)	762,621人 (605,846人)	1,143.50Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例:圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する等)			
圏域内の企業による合同企業説明会の開催、図書館の広域利用 など			
今後のスケジュール (例:平成28年度において、連携中枢都市宣言、連携協約の締結及び連携中枢都市圏ビジョンの策定を目指す等)			
平成28年度において、連携中枢都市宣言、連携協約の締結及び連携中枢都市圏ビジョンの策定を目指す。			

※圏域人口及び圏域面積は、平成22(2010)年10月1日の国勢調査時のものである。

※平成22(2010)年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあつては、合併関係市町村における平成22(2010)年10月1日現在の数値の合計をいう。

※「連携中枢都市圏」は、複数の市が同じ圏域を形成している場合、圏域ごとに記入しているため、重複がある。

④ 連携中枢都市圏構想推進要綱の内容

加盟 82 市において、総務省が定めた「連携中枢都市圏構想推進要綱」（平成 28（2016）年 4 月 1 日一部改正）を踏まえ、連携中枢都市圏域内の関係者の意見を幅広く反映させるため、産官学金労言等の関係者を構成員とした連携中枢都市圏ビジョン懇談会を設置しているかどうかをみると、「a 「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」をすでに設置している」が 21 市、「b 「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」を設置するための手続きの過程にある」が 1 市、「c 「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」を設置することを検討している」が 12 市、「d 「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」を設置する予定はない」が 48 市となっている（表 13 参照）。

表 13 「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」の設置状況

「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」の設置状況	市数
a 「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」をすでに設置している	21
b 「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」を設置するための手続きの過程にある	1
c 「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」を設置することを検討している	12
d 「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」を設置する予定はない	48

連携中枢都市圏ビジョン懇談会をすでに設置している（設置するための手続きの過程にある）22市の構成員分野（複数回答）をみると、「a 産業（22市）」や、「c 大学・研究機関（22市）」、「d 金融機関（22市）」、「b 行政機関（18市）」等の分野が多くなっている。

なお、「m その他（4市）」では、消費者団体や移住・定住者、観光団体、各連携市町選出委員と回答している（表14参照）。

表14 「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」の構成員分野（複数回答）

「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」の構成員分野	市数
a 産業	22
b 行政機関	18
c 大学・研究機関	22
d 金融機関	22
e 医療機関	14
f 福祉	12
g 教育	9
h 地域公共交通	13
i 労働団体	5
j 地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者	12
k 報道機関	7
l 市議会議員	0
m その他	4

※「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」の構成員分野の数は、複数の市が同じ圏域を形成している場合、圏域ごとに計上しているため、重複がある。

「連携中枢都市圏構想推進要綱」では、国・都道府県による市町村に対する助言及び支援（情報提供、連絡調整等）を行うことが明記されているが、連携中枢都市圏ビジョン懇談会をすでに設置している（設置するための手続きの過程にある）22市のうち18市は、国・都道府県による市町村に対する助言及び支援（情報提供、連絡調整等）等の具体的な内容を、次のとおり回答している（表15参照）。

表15 国・都道府県による市町村に対する助言及び支援等の具体的な内容(18市)

市名	国・都道府県による市町村に対する助言及び支援等の具体的な内容
盛岡市	連携中枢都市圏を形成する段階において、事務の進め方などについて、助言をいただいた。
新潟市	国及び新潟県へ随時情報提供を行っており、国からは、都市圏ビジョンの策定に関して、助言をいただいている。
金沢市	国から、必要に応じ情報提供、助言等を受けている。石川県とは、県と都市圏との役割分担を踏まえながら情報共有を図り、適宜連携を図っている。
静岡市	「連携中枢都市圏ビジョン」を策定するにあたり、平成28年4月に国による助言を受けた。
姫路市	ビジョン懇談会へのオブザーバーとしての参加など
加古川市	オブザーバーとして兵庫県内の関係の県民局長が参加し、助言を得ている。
倉敷市	国は交付税措置。県とは必要に応じた連絡調整を行っているが特段の支援はない。
広島市	本市の連携中枢都市圏においては、連携中枢都市圏を形成する市町の長が定期的に協議を行うため、連携協約に連絡会議の規定を設けており、この連絡会議として「広島広域都市圏協議会」を位置付けている。当該会議は、通常、年2回開催しており、開催に当たっては、広島県及び山口県にオブザーバーとして参加いただいている。
福山市	連携中枢都市圏ビジョン懇談会に広島県・岡山県がオブザーバーとして参加
高松市	県の政策部門担当次長にビジョン懇談会のオブザーバーとして参画いただいている。
高知市	国：平成28年度「新たな広域連携促進事業」（総務省）の採択を受け、連携中枢都市圏の形成にあたっては、圏域範囲の検討、高知県との役割分担や連携方策の検討を行うよう助言を受けている。 県：高知市と連携市町村との協議調整や高知県と高知市の役割分担の検討、市町村と連携する具体的取組の検討において、高知県の助言及び支援を受けている。
北九州市	総務省からは、都市圏ビジョンに掲載する具体的な取組を検討する際、他地域の先進的な取組を紹介していただくなどの情報提供をしていただいた。
久留米市	ビジョン懇談会のメンバーに国・県から就任いただき、意見等をいただく。

市名	国・都道府県による市町村に対する助言及び支援等の具体的な内容
長崎市	総務省市町村課による支援・助言を受けている外、県の市町村課と適宜、情報交換を行っている。
熊本市	国・県からの助言及び支援等は想定していない。
大分市	県からは交付税等必要な情報提供をいただく他圏域の取組等についても助言をいただいている。
宮崎市	国による助言及び情報提供があった。 ・連携中枢都市 16 市が参加した連携中枢都市連絡会議に総務省市町村課が出席し、各市の取組に対し助言するとともに、連携中枢都市圏構想の推進に向けた各省庁の支援策等について紹介された。
鹿児島市	ビジョン懇談会に県所管課がオブザーバーとして参加

※国・都道府県による市町村に対する助言及び支援等の具体的な内容は、複数の市が同じ圏域を形成している場合、圏域ごとに記入しているため、重複がある。

⑤ 新たな広域連携促進事業の委託団体事業内容

(平成 26 (2014) ~平成 28 (2016) 年度)

総務省は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26 (2014) 年 12 月 27 日閣議決定)において、取組を推進することとされた連携中枢都市圏の形成等の地方公共団体間の新たな広域連携の促進を図ることを目的として、地方公共団体に対し、平成 28 (2016) 年 6 月 28 日付けで「新たな広域連携促進事業の委託に関する提案募集に対する委託団体」を決定(委託団体の決定は、平成 26、27 年度も実施)しているが、加盟 82 市が、その委託団体に含まれているかどうか(複数回答)をみると、「a 平成 26 年度委託団体に含まれている」が 10 市、「b 平成 27 年度委託団体に含まれている」が 17 市、「c 平成 28 年度委託団体に含まれている」が 6 市、「d いずれの委託団体にも含まれていない」が 51 市となっている(表 16 参照)。

表 16 新たな広域連携促進事業の委託団体決定状況(複数回答)

新たな広域連携促進事業の委託団体決定状況	市数
a 平成 26 年度委託団体に含まれている	10
b 平成 27 年度委託団体に含まれている	17
c 平成 28 年度委託団体に含まれている	6
d いずれの委託団体にも含まれていない	51

※新たな広域連携促進事業の委託団体決定状況の数は、複数の市が同じ委託団体に入っている場合、委託団体ごとに計上しているため、重複がある。

※盛岡市、福山市は、平成 26、27 年度委託団体に入っており、複数回答をしているため、平成 26~28 年度の回答市数の合計は 31 市となる。

平成 26、27、28 年度の委託団体が、連携中枢都市圏等の広域連携促進事業について、どのような取組に分けられているか（複数回答）をみると、市町村間の広域連携が可能な地域の取組である「a 連携中枢都市圏形成を目指す圏域における取組」が 27 市、「b 既に連携中枢都市圏を形成している連携中枢都市等における取組」が 1 市（福山市）、市町村間の広域連携のみでは解決が難しい課題に関して、都道府県と市区町村が連携して行う地域の取組である「c 都道府県と市区町村との連携に向けた取組」が 1 市（長野市）、三大都市圏において、公共施設の広域的な適正配置や、介護保険施設の共同利用を通じた広域的な老人福祉サービスの提供等、近隣市区町村との役割分担を通じて行政サービスを行う地域の取組である「d 市区町村間における水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組」が 3 市（千葉市、京都市、神戸市）となっている。

委託団体の取組内容は、それぞれの委託団体が置かれている状況により違っているが、連携中枢都市圏形成を目指す圏域における取組が多くなっている（表 17 参照）。

表 17 委託団体の取組内容(複数回答)

委託団体の取組内容	市数
a 連携中枢都市圏形成を目指す圏域における取組	27
b 既に連携中枢都市圏を形成している連携中枢都市等における取組	1
c 都道府県と市区町村との連携に向けた取組	1
d 市区町村間における水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組	3
e その他	0

※新たな広域連携促進事業の委託団体の取組内容の数は、複数の市が同じ委託団体に入っている場合、委託団体ごとに計上しているため、重複がある。

※福山市は、連携中枢都市圏形成を目指す圏域における取組、既に連携中枢都市圏を形成している連携中枢都市等における取組を行っているため、複数回答をしている。

平成 26、27、28 年度の委託団体である 31 市は、連携中枢都市圏等の広域連携促進事業について、提案募集に応えた団体名や、関係市町村名・数、圏域人口、圏域面積、委託事業・検討事業の概要、委託事業額を、次のとおり回答している（表 18 参照）。

表 18 連携中枢都市圏等の広域連携促進事業(31 市)(複数回答)

【青森市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
青森市	青森市、平内町、今別町、 蓬田村、外ヶ浜町 (1 市 3 町 1 村)	325,458 人 (299,520 人)	1,477.37Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
青森圏域における将来推計人口、と都市機能の集積・強化の状況と課題について調査・検討を実施			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び 費目ごとの金額を御記入下さい) (例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000 千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成 28 年度委託事業額(予算額) 1,643 千円 内訳:会場費346千円、報償金653千円、事務用品費等644千円			

【盛岡市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
盛岡市	盛岡市、八幡平市、滝沢市、 雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、 矢巾町 (3市5町)	481,699人 (298,348人)	3,641.90Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例: 圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
H26年度: 連携協約締結に向けた準備(成長ビジョン策定のための調査、会議等)を実施 H27年度: 都市圏ビジョン懇談会の運営、広域圏の都市機能の集積状況等の調査、エネルギー地産地消システム構築に向けた調査の実施			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい) (例: 平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳: システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
H26年度: 盛岡広域圏社会経済動態調査業務委託 5,940千円、会議費 667千円、 その他(事務費、旅費、臨時補助員賃金等) 1,652千円 H27年度: 盛岡広域圏における都市機能の集積状況等に関する調査業務委託 2,646千円、 盛岡広域圏のエネルギー地産地消推進に向けた基礎調査業務委託 5,400千円、 会議費 790千円、事務費 150千円			

【山形市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府縣市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
山形市	山形市、上山市、天童市、山辺町、 中山町、寒河江市、村山市、 東根市、河北町、西川町、朝日町、 大江町 (6市6町)	536,358人 (254,244人)	2,167.00Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
<p>定住自立圏を構成している(3市2町)並びに通勤通学割合が0.1以上を超える市町(6市6町)との現状を調査した上で、下記の点について今後のあり方を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域全体の経済成長のけん引 ・高次の都市機能の集積・強化 ・圏域全体の生活関連機能サービスの向上 			
<p>委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい)</p> <p>(例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円)</p> <p>(内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)</p>			
<p>委託事業額 1,600千円 内訳:調査費 1,600千円</p>			

【福島市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府縣市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
福島市	【福島県】 福島市、二本松市、伊達市、 本宮市、桑折町、国見町、川俣町、 大玉村、飯舘村、 【宮城県】 白石市 (2 県 5 市 3 町 2 村)	540,690 人 (292,590 人)	2,270.02Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域の基礎調査・分析及び整理 ・ 圏域市町村の重点施策・関連プロジェクトの調査・整理 ・ 圏域の特性と課題 (市町村ごとの課題整理、課題の類型化) ・ 新たな産業動向、先端技術、高度医療など、踏まえるべき社会環境の把握 ・ 調査結果の収集および分析により、多様な地域資源、ポテンシャルを明らかにする。 			
委託事業額 (千円) (委託事業額 (予算額) については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び 費目ごとの金額を御記入下さい) (例:平成〇〇年度委託事業額 (予算額) 9,000 千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成 28 年度新たな広域連携促進事業委託金 9,019 千円 内訳:会議費 116 千円、消耗品費 18 千円、調査費 8,749 千円、その他経費 136 千円			

【郡山市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
郡山市	郡山市、須賀川市、田村市、 本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、 猪苗代町、石川町、玉川村、 平田村、浅川町、古殿町、三春町、 小野町 (4市7町4村)	607,613人 (338,712人)	2,968.00Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
<ul style="list-style-type: none"> ・産業イノベーションの方向性 ・6次産業化の推進 ・広域的公共交通網の構築 ・高度な医療サービスの提供 ・生活関連機能サービスの充実 等 			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び 費目ごとの金額を御記入下さい) (例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成27年度委託事業額(予算額) 7,399千円 内訳: <ul style="list-style-type: none"> ・調査委託料 5,518千円 ・需用費(消耗品等) 289千円 ・役務費 197千円 ・セミナー講師報償費(旅費含む) 758千円 ・セミナー会場使用料 637千円 			

【新潟市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計：都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
新潟市	新潟市、三条市、新発田市、 加茂市、燕市、五泉市、阿賀野市、 胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、 阿賀町 (8市3町1村)	1,306,967人 (811,901人)	3,793.09Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
新潟市及び近接する周辺市町村を含む圏域全体の経済成長をけん引するための施策などを検討するために必要な課題整理、基礎データの調査を行い、今後の地域連携に向けた取組につなげる。			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい) (例：平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成27年度新たな広域連携促進事業委託事業額(予算額) 6,007千円 (内訳：調査費 3,540千円、会議費 1,828千円、その他経費 639千円)			

【金沢市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府縣市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
金沢市	金沢市、白山市、かほく市、 野々市市、津幡町、内灘町 (3市2町)	723,344人 (462,361人)	1,432.69Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例: 圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
石川中央都市圏ビジョン懇談会及び石川中央都市圏連絡調整会議開催費 圏域に係る人口推計・都市機能等基礎的調査・分析業務 石川中央都市圏ビジョン案作成業務 等			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び 費目ごとの金額を御記入下さい) (例: 平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳: システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成27年度委託事業費(予算額) 10,250千円 内訳: システム関係費 1,000千円、会議費 1,000千円 調査費 5,750千円、報告書作成費 2,500千円			

【長野市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府縣市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
長野県	《最小単位》 長野市 (1市) 《最大単位》 長野市、須坂市、千曲市、坂城町、 小布施町、高山村、信濃町、 飯綱町、小川村 (3市4町2村)	《最小単位》 381,511人 《最大単位》 554,256人	《最小単位》 834.81 Km ² 《最大単位》 1,558.00 Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
県が保健・医療・介護情報を集約・分析し、市町村が、住民の疾病予防・健康寿命の延伸を図るためにきめ細かな課題把握と対策を講じられるよう、保健・医療・介護情報を一元化する総合的なデータベースの構築を検討			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい) (例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成27年度委託事業額:7,864千円 ※内訳は、当市では把握していない。			

【千葉市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
千葉市	千葉市、市原市、四街道市 (3市)	1,328,891人 (961,749人)	674.98Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
圏域内における「保育所・小規模保育事業の共同整備」「管外保育」などの子ども・子育て支援サービス等の現状把握や具体的な施策立案の検討			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい) (例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成27年度委託事業額(予算額) 1,867千円 (内訳:会議費 60千円、調査費 1,807千円)			

【静岡市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
静岡市	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、 牧之原市、吉田町、川根本町 (5市2町)	1,188,781人 (716,197人)	2,621.55Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
<ul style="list-style-type: none"> ・移住セミナー・移住相談会、移住見学ツアー ・起業創業の支援(支援サイトの構築) ・広域観光の推進(海外からの教育旅行の誘致活動) ・高等教育充実に係る基礎調査 			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい) (例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成27年度委託事業額(予算額) 15,000千円 (内訳:システム関係経費 1,500千円、会議費 2,145千円、消耗品費 3,050千円、 運搬通信費 40千円、調査費 1,365千円、報告書作成費 120千円、業務委託料 6,780千円等)			

【四日市市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府縣市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
四日市市	四日市市、いなべ市、東員町、 菰野町、朝日町、川越町 (2市4町)	442,718人 (442,718人)	570.68Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
<p>①北勢圏域における新たな広域連携の推進に向けた調査</p> <p>本事業の実施にあたっては、連携中枢都市圏推進要綱における「連携中枢都市が果たすべき三つの役割」に規定された全ての分野の取組について、圏域内の各市町の現在の状況と、圏域内での連携状況について調査を行う。その上で、連携協約を活用することで、圏域がより一層活性化し、圏域住民への行政サービスの維持・向上が想定される分野を抽出し、具体的な事業の内容・手法・役割分担について検討を行う。</p> <p>②広域連携シンポジウムの開催</p> <p>北勢圏域内の住民、行政関係者、企業関係者を対象にシンポジウムを開催することにより、北勢圏域で一体となった取組が個々の市町の住民の暮らしやすさの向上に寄与するものであることについて、住民相互の意識の共有を図り、広域連携に関する意識の醸成と向上を図る。</p>			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい) (例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成28年度委託事業額(予算額) 8,957千円 内訳:調査検討支援委託経費 8,130千円、講師報償費 200千円、会場使用料 300千円、 印刷費 227千円、消耗品費 100千円			

【岐阜市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府縣市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
岐阜市	岐阜市、羽島市、各務原市、 山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、 笠松町、北方町 (6市3町)	807,571人 (413,136人)	992.53Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
社会経済動態調査、シンポジウム開催、先行実施都市調査			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び 費目ごとの金額を御記入下さい) (例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成27年度事業費(予算額) 9,220千円 内訳:会議費 962千円 その他経費(先行実施都市調査) 258千円 その他経費(業務委託等) 8,000千円			

【京都市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府縣市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
京都市	<p>【京都府】 京都市、向日市、長岡京市、 大山崎町、宇治市、城陽市、 八幡市、京田辺市、久御山町、 井手町、宇治田原町、木津川市、 精華町、亀岡市、南丹市、 京丹波町 (10市6町)</p> <p>【滋賀県】 大津市、草津市、守山市、栗東市、 野洲市、高島市、湖南市、甲賀市、 近江八幡市、東近江市、日野町、 竜王町 (10市2町)</p> <p>【大阪府】 高槻市、島本町 (1市1町) (2府1県21市9町)</p>	3,795,678人 (1,474,015人)	5,189.56Km ²
<p>委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)</p>			
<p>水平連携の在り方に関する調査・研究、圏域情報の発信強化 (京都都市圏自治体ネットワーク (21市9町)における取組)</p>			
<p>委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び 費目ごとの金額を御記入下さい) (例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)</p>			
<p>平成27年度委託事業額(予算額) 4,000千円 内訳:報償費 180千円、旅費 100千円、需用費 23千円、 委託料 3,277千円、使用料及び賃借料 420千円</p>			

【神戸市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
神戸市	神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、 三田市、三木市、稲美町、明石市、 淡路市、洲本市 (9市1町)	2,956,701人 (1,544,200人)	1,610.24Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
圏域の観光・地域ブランドをPRするためのスマートフォン向けホームページの作成 食の魅力をはじめとする地域ブランドをPRするため、連携が可能な事業について検討			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額))については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び 費目ごとの金額を御記入下さい (例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成27年度委託事業額(予算額) 2,917千円 (内訳:システム関係費 750千円、会議費 150千円、その他経費 2,017千円)			

【姫路市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
姫路市	姫路市、相生市、加古川市、 赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、 たつの市、稲美町、播磨町、 市川町、福崎町、神河町、太子町、 上郡町、佐用町 (8市8町)	1,327,193人 (536,270人)	2,800.03Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
ビジョンの作成のためのデータ作成経費			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額))については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び 費目ごとの金額を御記入下さい (例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
12,500千円(会議費 1,217千円、消耗品費 470千円、運搬通信費 24千円、 調査費 7,789千円、報告書作成費 1,100千円、その他経費 1,900千円)			

【加古川市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府縣市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
姫路市	姫路市、相生市、加古川市、 赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、 たつの市、稲美町、播磨町、 市川町、福崎町、神河町、太子町、 上郡町、佐用町 (8市8町)	1,327,193人 (536,270人)	2,800.03Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
ビジョンの作成のためのデータ作成経費など、地方中枢拠点都市圏の形成に向けた広域連携の在り方の検討			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい) (例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
12,500千円(会議費 1,217千円、消耗品費 470千円、運搬通信費 24千円、調査費 7,789千円、報告書作成費 1,100千円、その他経費 1,900千円)			

【岡山市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計：都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
岡山市	岡山市、津山市、玉野市、総社市、 備前市、瀬戸内市、赤磐市、 真庭市、和気町、早島町、 久米南町、美咲町、吉備中央町 (8市5町)	1,176,821人 (709,584人)	3,764.84Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
①連携中枢都市圏の形成に向けた基礎調査等 ア 公共施設、医療、産業及び交通の立地・利用状況に係る調査・分析 イ 公共施設、医療及び交通の広域利用・移動状況に係る圏域内住民アンケート調査 ウ 企業の課題・あり方に係る企業アンケート調査及び企業ヒヤリング調査 ②連携関係者会議等の開催 ア 岡山都市圏連携協議会の開催 イ 個別分野の実務者協議 ウ 外部講師による研修 ③連携して取り組む事業の一部試行的実施 ア 圏域内周遊型観光に係るモニタリングツアーの実施			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び 費目ごとの金額を御記入下さい) (例：平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成27年度委託事業額 9,776千円 内訳：会議費 321千円、消耗品費 23千円 運搬通信費 292千円、調査費 9,140千円			

【倉敷市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府縣市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
倉敷市	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、 高梁市、新見市、浅口市、早島町、 里庄町、矢掛町 (7市3町)	783,035人 (475,513人)	2,463.31Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
①観光・商業動態調査、診療圏調査の実施 ②産業連関表の作成 ③地域資源活用推進事業 ④古民家イノベーションプロジェクト 等			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び 費目ごとの金額を御記入下さい) (例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
12,500千円(①②合算8,700千円(委託料)、③1,360千円(委託料等)、④1,080千円(委託料))			

【広島市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府縣市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
広島市	<p>【広島県】 広島市、呉市、竹原市、三原市、 大竹市、東広島市、廿日市市、 安芸高田市、江田島市、府中町、 海田町、熊野町、坂町、 安芸太田町、北広島町 (8市6町)</p> <p>【山口県】 岩国市、柳井市 (2市) (2県11市6町)</p>	2,257,019人 (1,173,843人)	5,766.00Km ²
<p>委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)</p>			
<p>【委託事業・検討事業の概要】</p> <p>平成28年度からの「連携中枢都市圏」制度の活用に向けて、「広島広域都市圏における『連携中枢都市圏』検討会議」及び「拠点性強化に向けた懇話会」の開催や、先進事例の調査等により、近隣市町と連携して取り組む施策について、検討を行った。</p> <p>ア 圏域全体の経済成長のけん引</p> <p>(1) 地域産業の振興</p> <p>(ア) ものづくり技術の集積を生かした産業振興</p> <p>① 自動車産業経営者会の開催</p> <p>② デザインによる中小企業のブランド化支援</p> <p>③ ひろしまグッドデザイン賞の実施</p> <p>④ デザインネットワーク推進事業</p> <p>⑤ ものづくり人材育成事業</p> <p>(イ) 新産業の育成、創業支援</p> <p>⑥ 環境・エネルギー関連分野支援事業</p> <p>⑦ 医療・福祉関連産業の育成</p> <p>⑧ 大学発ベンチャー支援</p> <p>⑨ 創業・ベンチャー支援事業(創業・ベンチャーコンシェルジュによる支援)</p> <p>⑩ コワーキングスペース整備・運営補助</p> <p>(ウ) 広島の特産品のブランド化、消費拡大</p> <p>⑪ 広島の特産品のブランド化推進事業</p> <p>(エ) 中小企業の経営強化</p> <p>⑫ 中小企業経営健全化促進事業</p> <p>(2) 観光の振興</p> <p>(ア) 観光プログラムの充実</p> <p>⑬ 広島神楽振興事業</p> <p>(イ) 外国人観光客の受入環境整備</p> <p>⑭ 外国人観光客の来広を加速する多言語化による観光情報発信・観光サインの強化</p> <p>(ウ) 国際会議等の誘致</p> <p>⑮ MICE受入態勢の充実</p> <p>(エ) 四季ごとの誘客イベントを核とした観光キャンペーンの実施</p> <p>⑯ 広島の「食」による観光振興</p>			

- (3) 農林水産業の振興
 - (ア) 圏域内で生産された農産物の消費拡大
 - ⑰ 学校給食食材調達における広域連携事業
 - (イ) 健全な森林の育成・保全
 - ⑱ 太田川流域林業支援事業
- (4) 雇用の推進
 - (ア) 地元企業と若者のマッチング
 - ⑲ 有給長期インターンシップ
- イ 高次の都市機能の集積・強化
 - a 高度な医療サービスの提供
 - ① 救急医療相談の充実
 - ② 救急医療に係る医師の育成・確保
 - ③ 看護職員の育成・確保
 - ④ 女性医師の復職支援
 - ⑤ がん医療に関する寄附講座の開設
 - ⑥ ICTを活用した地域医療支援
 - b 広域的公共交通網の構築
 - ⑦ 圏域内公共交通網の充実強化
- ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
 - ① 広島都市圏における新たな救急医療体制の構築
 - ② 病児・病後児保育の広域利用
 - ③ 一時預かり保育事業の広域利用
 - ④ 青少年支援メンター制度の広域的運営
 - ⑤ 毛利氏関連の博物館等の施設による連携事業
 - ⑥ 放課後児童クラブ職員の広域募集
 - ⑦ 広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会事業（未加入団体の参加）
 - ⑧ Wi-Fi 環境の広域整備による外国人観光客誘致
 - ⑨ 農業経営者育成事業の対象拡大
 - ⑩ 区役所に設置した就労支援窓口の広域利用
 - ⑪ 広島港宇品旅客ターミナルの拠点機能の充実
 - ⑫ 都市計画情報の広域化
 - ⑬ 自転車運転免許制度の近隣市町への拡大
 - ⑭ 備品等の相互利用体制の構築
 - ⑮ 圏域内情報発信体制の構築
 - ⑯ 下水道汚泥の共同処理の検討
 - ⑰ 共通の下水道指定工事店の指定登録制度の創設
 - ⑱ 消費者被害に関する広域的情報共有体制の構築
 - ⑲ 家屋評価実施研修
 - ⑳ 航空写真撮影事務

委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい）

（例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000 千円）

（内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等）

平成 26 年度委託事業額（精算額） 5,004 千円

（内訳：調査費 3,954 千円、消耗品費 973 千円、会議費等 77 千円 等）

【呉市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府縣市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
呉市	呉市、竹原市、三原市、東広島市、 江田島市、府中町、海田町、 熊野町、坂町、大崎上島町 (5市5町)	711,452人 (239,973人)	1,795.23Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
検討事業の概要 ○「圏域全体の経済成長のけん引」 ・ビジョン懇話会の設置 ・戦略的な観光施策 など ○「高次の都市機能の集積・強化」 ・高度な医療サービスの提供 など ○「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」 ・圏域全体の周遊観光、観光施設のネットワーク化 ・移住、定住の促進 ・公共施設の相互利用 など			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び 費目ごとの金額を御記入下さい) (例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成28年度予算額:合計7,913千円 内訳:会議費304千円、消耗品費101千円、調査費7,508千円			

【福山市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計：都道府縣市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
福山市	【広島県】 福山市、三原市、尾道市、府中市、 世羅町、神石高原町 (4市2町) 【岡山県】 笠岡市、井原市 (2市) (2県6市2町)	875,682人 (461,357人)	2,509.00Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
<p>○2014年度(平成26年度)事業の概要 びんご圏域ビジョンの策定、びんご圏域活性化戦略会議の設立・運営、備後圏域6市2町の市長・町長、職員、市議会議員等を対象とした職員合同研修会の開催 等</p> <p>○2015年度(平成27年度)事業の概要 圏域全体の地域包括ケアシステムの構築に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域外の専門家による専門的知識や先進事例のノウハウ等を提供するための事例発表会 ・既存の「徘徊SOSネットワーク」の拡大・強化に向けた検討や高齢者虐待防止に係る講演会・研修会の実施等 			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい) (例：平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
2014年度(平成26年度)委託事業額(予算額)12,500千円 (内訳：会議費926千円、調査費7,320千円、その他経費4,254千円) 2015年度(平成27年度)委託事業額(予算額)4,985千円 (内訳：その他経費4,985千円)			

【下関市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府縣市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
下関市・北九州市	下関市、北九州市 (2 県 2 市)	1,257,793 人 (下関市 280,947 人) (北九州市 976,846 人)	1,206.00Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
地方中枢拠点都市である下関市と北九州市が県境を超え、地方中枢拠点同士として、産・官・学・金・民を含めて連携するというシティリージョンの取組を推進する。 (例:関門地域連携による観光客誘致)			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額))については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい) (例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成 26 年度委託事業費 11,500 千円 (内訳:システム関係費:3,810千円、調査費:5,000千円、その他経費:2,690千円)			

【松山市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府縣市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
松山市	松山市、伊予市、東温市、 久万高原町、松前町、砥部町 (3 市 3 町)	652,485 人 (517,231 人)	1,540.52Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
<ul style="list-style-type: none"> ・「瀬戸内・松山構想」や京都・広島・松山「新ゴールデンルート」を活用し、圏域一体となって外国人観光客の誘致策を検討 ・子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)の広域受入れを検討 ・救急医療提供体制の将来構想の策定について検討 			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額))については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい) (例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成 27 年度新たな広域連携促進事業(予算額)10,000千円(うち国費6,922千円) (内訳:調査費7,560千円、会議費926千円、システム関係費420千円)			

【高知市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府縣市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
高知市	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、本山町、大豊町、土佐町、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、禰原町、津野町、四万十町、大月町、黒潮町、北川村、馬路村、芸西村、大川村、日高村、三原村 (11市17町6村)	764,456人 (343,393人)	7,105.16Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
人口の減少と高齢化率の上昇等の課題の克服と持続可能な地域社会の構築に向け、県との連携も図りながら、圏域経済の成長と住民サービスの充実、向上を図る取組等について、相互連携による施策実施に向けた調査、検討を行うもの			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい) (例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成28年度委託事業額 11,263千円 (内訳:会議費401千円、消耗品費74千円、調査費9,350千円 ほか)			

【北九州市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府縣市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
北九州市	北九州市、直方市、行橋市、 豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、 水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、 鞍手町、荏田町、みやこ町、 上毛町、築上町、吉富町 (6市11町)	1,420,556人 (976,846人)	1,416.60Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
官民連携による北九州地域の経済発展に向けた検討・実施 圏域への観光客誘致に向けた集客促進事業の推進 等			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び 費目ごとの金額を御記入下さい) (例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成26年度新たな広域連携モデル構築事業(12,500千円) (内訳:報償費13千円、旅費427千円、役務費666千円、委託料10,712千円、 使用料・賃借料687千円)			

【久留米市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府縣市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
久留米市	久留米市、大川市、小郡市、 うきは市、大刀洗町、大木町 (4市2町)	459,623人 (302,402人)	467.83Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
<ul style="list-style-type: none"> ・連携中枢都市圏推進体制の構築 ・ビジョン策定に向けた基礎調査 			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び 費目ごとの金額を御記入下さい) (例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成27年度予算額 7,196千円 (内訳:会議費403千円、調査費4,000千円、旅費474千円、その他2,319千円)			

【長崎市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府縣市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
長崎市	長崎市、長与町、時津町、諫早市 (2市2町)	657,163人 (443,766人)	777.26Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
<p>広域圏経済分析等調査業務委託 複数圏域を想定し、長崎市の今後の広域連携の可能性について、民間に調査を委託する。 《調査項目》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域圏域における経済の現状と課題 ・広域連携の経済効果・可能性に関する調査・分析 			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び 費目ごとの金額を御記入下さい) (例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成27年度委託事業額(予算額) 5,384千円 (内訳:委託料5,384千円)			

【熊本市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
熊本市	熊本市、宇土市、宇城市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町 (4市10町)	1,069,185人 (734,474人)	1,872.00Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
<ul style="list-style-type: none"> ・都市圏農産物のブランド開発及び販路拡大 ・ICTを利用した「もっと歩く観光」の推進 			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい) (例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成26年度委託事業額(予算額)		12,500千円	
内訳:都市圏農産物のブランド開発及び販路拡大		4,305千円	
ICTを利用した「もっと歩く観光」の推進		7,542千円	
その他		653千円	

【大分市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
大分市	大分市、別府市、臼杵市、津久見市、豊後大野市、由布市、日出町 (6市1町)	787,663人 (474,094人)	2,471.67Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
大分都市広域圏の8市町は東九州自動車道や中九州自動車道の開通により、圏域としての更なる発展に向けて広域圏の経済戦略を策定するとともに、地域ネットワークによる市民サービスの向上を目指す。併せて事後のフォローアップ体制を整える。			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい) (例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
会議費:423千円、消耗品費:124千円、通信運搬費:23千円、調査費:5,616千円			

【宮崎市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府縣市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
宮崎市	宮崎市、国富町、綾町 (1市2町)	428,716人 (400,583人)	870.53Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
①連携協約書(案)の作成 ②成長ビジョンの骨格(案)の作成 ③交通物流戦略策定事業 ④スポーツランドみやざきを推進する取組 ⑤医療提供体制将来構想策定事業 ⑥総合発達支援センター「おおぞら」運営事業			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい) (例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
①連携協約書(案)の作成 及び ②成長ビジョンの骨格(案)の作成 (委員出席謝礼840千円、委員費用弁償180千円、会場使用料618千円、消耗品費210千円、調査費1,000千円、印刷費150千円) ③交通物流戦略策定事業 (委員出席謝礼144千円、委員費用弁償434千円、調査費3,600千円) ④スポーツランドみやざきを推進する取組(調査費1,000千円) ⑤医療提供体制将来構想策定事業 (委員出席謝礼272千円、委員費用弁償720千円、調査費500千円、その他192千円) ⑥総合発達支援センター「おおぞら」運営事業(委員出席謝礼40千円、調査費2,600千円)			

【鹿児島市】

提案募集に応えた 団体名	関係市町村名 (計:都道府縣市町村数)	圏域人口※ (うち、応募団体人口)	圏域面積※
鹿児島市	鹿児島市、日置市、 いちき串木野市、姶良市 (4市)	762,621人 (605,846人)	1,143.50Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例:圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
都市機能が集積した鹿児島市を中心に、一体的な生活圏を形成し、かつ食品関連産業や観光資源等、複数の共通の強みを持つ周辺3市との都市圏形成を目指す。具体的には、鹿児島市が有する都市資本と圏域にバランスよく存在する地元産品(水産物、農産物)等を活用したフードビジネスの推進等、鹿児島市及び周辺市の従前の取組を最大限に生かしながら圏域全体に拡大・連動させることで、相乗的に地域経済の活性化と住民サービスの向上等を図るためのビジョン案を検討する。			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい) (例:平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳:システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
28年度委託事業額予算額 9,301千円 (報償費:300千円、旅費:370千円、経済分析調査:8,631千円)			

※圏域人口及び圏域面積は、平成22(2010)年10月1日の国勢調査時のものである。

※平成22(2010)年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあつては、合併関係市町村における平成22(2010)年10月1日現在の数値の合計をいう。

※「連携中枢都市圏等の広域連携促進事業」は、複数の市が同じ委託団体に入っている場合、委託団体ごとに記入しているため、重複がある。

⑥ 定住自立圏構想の取組状況

平成 20（2008）年の創設以降、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する定住自立圏構想は、平成 28（2016）年 10 月現在、全国で 112 圏域が構成されている。

国は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2016 改訂版」（平成 28（2016）年 12 月 22 日繰上げ閣議決定）において、定住自立圏の形成等を引き続き推進するため、取組事例の情報提供や協定等を締結していない中心市への意向調査等を実施し、平成 32（2020）年度には、定住自立圏の数を 140 圏域とすることを目指すとしている。

この定住自立圏の加盟 82 市における取組状況をみると、「a 「定住自立圏」をすでに形成している」が 6 市、「b 「定住自立圏」を形成するための手続き（中心市宣言、形成協定の締結、共生ビジョンの策定）の過程にある」及び「c 「定住自立圏」を形成することを検討している」が 0 市、「d 「定住自立圏」を形成する予定はない」が 76 市となっている（表 19 参照）。

表 19 定住自立圏構想の取組状況

定住自立圏構想の取組状況	市数
a 「定住自立圏」をすでに形成している	6
b 「定住自立圏」を形成するための手続き（中心市宣言、形成協定の締結、共生ビジョンの策定）の過程にある	0
c 「定住自立圏」を形成することを検討している	0
d 「定住自立圏」を形成する予定はない	76

定住自立圏をすでに形成している 6 市は、定住自立圏の圏域名や、連携団体名・数、圏域人口、圏域面積及び定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を、次のとおり回答している（表 20 参照）。

表 20 「定住自立圏」をすでに形成している 6 市

【函館市】

「定住自立圏」の圏域名 (定住自立圏中心都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、定住自立圏中心都市人口)	圏域面積※
南北海道定住自立圏 (函館市)	函館市、北斗市、松前町、 福島町、知内町、木古内町、 七飯町、鹿部町、森町、 八雲町、長万部町、江差町、 上ノ国町、厚沢部、乙部町、 奥尻町、今金町、せたな町 (2 市 16 町)	469,865 人 (279,127 人)	6,566.43Km ²
定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組 (例:医師派遣、休日夜間診療所の運営、地域公共交通のネットワーク化 等)			
広域救急医療体制の充実(ドクターヘリの運航)、医療情報共有化の推進、脳疾患救急搬送体制の運営支援、初期救急医療体制の充実(夜間急病センターの運営)、広域観光の推進(プロモーション活動の実施)滞在型観光メニューの開発等 「南北海道定住自立圏共生ビジョン」(P15~22) のとおり			

【旭川市】

「定住自立圏」の圏域名 (定住自立圏中心都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、定住自立圏中心都市人口)	圏域面積※
上川中部定住自立圏 (旭川市)	旭川市、鷹栖町、東神楽町、 当麻町、比布町、愛別町、 上川町、東川町、美瑛町 (1 市 8 町)	401,536 人 (347,095 人)	3,471.06Km ²
定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組 (例:医師派遣、休日夜間診療所の運営、地域公共交通のネットワーク化 等)			
全 28 事業 (H28 実績) : 二次救急医療の連携、小児救急医療の連携、子育て支援体制の充実、消費生活相談事業、無料法律相談事業、成年後見制度の利用支援体制の充実、高校・専門学校・大学における自治体連携、不登校児童生徒の受入機関の共同利用、図書館相互のネットワーク化、創業支援事業、企業誘致推進事業、広域観光のネットワーク化、水道施設の共同使用、広域下水道施設の共同使用、防災体制の整備、消防の広域化、公共施設の相互利用の促進、大雪山国立公園の世界自然遺産への登録活動事業、森林環境を活用した事業、し尿等処理施設の広域的活用、ごみ焼却処理施設の広域的利活用、地域公共交通確保維持改善事業、地場産品発掘普及事業、移住定住の促進、スポーツ合宿誘致事業、国際交流の推進、職員の相互人事交流			

【山形市】

「定住自立圏」の圏域名 (定住自立圏中心都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、定住自立圏中心都市人口)	圏域面積※
山形定住自立圏 (山形市)	山形市、上山市、天童市、 山辺町、中山町 (3市2町)	377,448人 (254,244人)	828.00Km ²
定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組 (例:医師派遣、休日夜間診療所の運営、地域公共交通のネットワーク化 等)			
休日及び夜間における診療体制の充実、子育て支援センターの相互利用、子ども安全情報配信事業の拡大、産学連携交流会の拡大、ナラ枯れ被害対策防除事業、消防事務の受委託、消費生活相談事業の拡大、年金相談事業の拡大、地域公共交通ネットワークの構築、山形市市民活動支援センターの広域活用、山形市男女共同参画センターの広域活用、職員研修の拡充			

【長岡市】

「定住自立圏」の圏域名 (定住自立圏中心都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、定住自立圏中心都市人口)	圏域面積※
長岡地域定住自立圏 (長岡市)	長岡市、見附市、小千谷市、 出雲崎町 (3市1町)	368,043人 (282,674人)	1,168.37Km ²
定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組 (例:医師派遣、休日夜間診療所の運営、地域公共交通のネットワーク化 等)			
高度医療及び救急医療体制の充実、錦鯉産業の振興、ごみの減量及び資源の有効活用などの18の取組			

【徳島市】

「定住自立圏」の圏域名 (定住自立圏中心都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、定住自立圏中心都市人口)	圏域面積※
徳島東部地域定住自立圏 (徳島市)	徳島市、小松島市、勝浦町、 上勝町、佐那河内村、 石井町、神山町、松茂町、 北島町、藍住町、板野町、 上板町 (2市9町1村)	444,324人 (264,548人)	770.51Km ²
定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組 (例:医師派遣、休日夜間診療所の運営、地域公共交通のネットワーク化 等)			
徳島市民病院との連携強化事業、病児保育事業、圏域内図書館相互利用事業、観光開発・観光誘致事業、特産品ブランド化・地産地消推進事業、コミュニティビジネス起業支援事業、企業誘致活動推進事業、中心市街地都市機能整備事業、鳥獣害対策推進事業、火葬場整備・利用促進事業、地球温暖化対策推進事業、圏域道路網整備促進等事業、スポーツ大会共同開催事業、就農支援体制連携強化事業、移住・長期滞在推進事業、情報システム共同研究事業、圏域内市町村職員人材育成事業、外部人材共同招へい事業、行政運営に関する研究会開催事業、地域づくり活動団体等育成・支援事業			

【高知市】

「定住自立圏」の圏域名 (定住自立圏中心都市名)	連携団体名 (計:都道府県市町村数)	圏域人口※ (うち、定住自立圏中心都市人口)	圏域面積※
高知中央広域定住自立圏 (高知市)	高知市、南国市、香南市、 香美市 (4市)	455,461人 (343,393人)	1,099.30Km ²
定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組 (例:医師派遣、休日夜間診療所の運営、地域公共交通のネットワーク化 等)			
休日夜間医療運営、広域周遊観光促進、防災対策、移住・定住促進等			

※圏域人口及び圏域面積は、平成22(2010)年10月1日の国勢調査時のものである。

※平成22(2010)年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成22(2010)年10月1日現在の数値の合計をいう。

定住自立圏の圏域形態は、「a 県境型（住民の生活実態を踏まえ、県境の市町村間で圏域を形成）」、「b 圏域重複型（ある市町村が複数の圏域を形成、大規模な市の圏域が他の圏域を包含して圏域を形成）」、「c 合併一市型（広域的な合併を行った合併市で人口最大の旧市の昼夜間人口比率が1以上のものは、合併1市で定住自立圏を形成）」、「d 複眼型（2つの市が共同して中心市となり、圏域を形成）」等がある。

定住自立圏を形成する6市の圏域形態は、いずれも「e その他（6市）」の回答となっており、中心市と近隣市町村が連携する形態、a から d のいずれの圏域形態にも該当しない等の回答をしている（表 21 参照）。

表 21 「定住自立圏」の圏域形態

「定住自立圏」の圏域形態	市数
a 県境型（住民の生活実態を踏まえ、県境の市町村間で圏域を形成）	0
b 圏域重複型（ある市町村が複数の圏域を形成、大規模な市の圏域が他の圏域を包含して圏域を形成）	0
c 合併一市型（広域的な合併を行った合併市で人口最大の旧市の昼夜間人口比率が1以上のものは、合併1市で定住自立圏を形成）	0
d 複眼型（2つの市が共同して中心市となり、圏域を形成）	0
e その他	6

定住自立圏を形成する 6 市において、総務省が定めた「定住自立圏構想推進要綱」（平成 28（2016）年 9 月 23 日一部改正）における定住自立圏共生ビジョン懇談会について、どのような方が構成員となっている（なる予定である）か（複数回答）をみると、例えば、「e 医療機関（6 市）」、「a 産業（5 市）」の数が多く、
「④連携中枢都市圏構想推進要綱の内容」の表 14「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」の構成員分野における産官学金労言等の関係者と同様の内容となっている（表 22 参照）。

表 22 「定住自立圏共生ビジョン懇談会」の構成員分野(複数回答)

「定住自立圏共生ビジョン懇談会」の構成員分野	市数
a 産業	5
b 行政機関	2
c 大学・研究機関	4
d 金融機関	1
e 医療機関	6
f 福祉	4
g 教育	4
h 地域公共交通	1
i 労働団体	0
j 地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者	4
k 報道機関	0
l 市議会議員	0
m その他	2

定住自立圏を形成する6市において、定住自立圏におけるこれまでの取組について、どのような分野に効果があったのか（複数回答）をみると、「a 医療（医師派遣、適正受診の啓発、休日夜間診療所の運営等）（4市）」、「d 産業振興（広域観光ルートの設定、農産物のブランド化、企業誘致等）（4市）」、「k 合同研修・人事交流（合同研修の開催や職員の人事交流等）（4市）」等、定住自立圏におけるこれまでの取組が様々な分野で効果があったと回答している（表23参照）。

表23 「定住自立圏」におけるこれまでの取組に対する効果分野（複数回答）

「定住自立圏」におけるこれまでの取組に対する効果分野	市数
a 医療（医師派遣、適正受診の啓発、休日夜間診療所の運営等）	4
b 福祉（介護、高齢者福祉、子育て、障がい者等の支援）	3
c 教育（図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ交流、公共施設相互利用等）	2
d 産業振興（広域観光ルートの設定、農産物のブランド化、企業誘致等）	4
e 環境（低炭素社会形成促進、バイオマスの利活用等）	3
f 地域公共交通（地域公共交通のネットワーク化、バス路線の維持等）	3
g ICTインフラ整備・利活用（メール配信による圏域情報の共有等）	1
h 交通インフラ整備（生活道路の整備等）	2
i 地産地消（学校給食への地元特産物の活用、直売所の整備等）	2
j 交流移住（共同空き家バンク、圏域内イベント情報の共有と参加促進等）	2
k 合同研修・人事交流（合同研修の開催や職員の人事交流等）	4
l 外部専門家の招へい（医療、観光、ICT等の専門家を活用）	1
m 特になし	0
n その他	0

また、加盟 82 市において、定住自立圏における今後取り組むべき分野にどのようなものがあるかを（複数回答）みると、定住自立圏を形成していない加盟市が多数（76 市）あることから、a から n までの 14 項目の今後取り組むべき分野のうち、「mの特になし」が 40 市と多い。

以下、広域観光ルートの設定、農産物のブランド化、企業誘致等の「d 産業振興」が 17 市、地域公共交通のネットワーク化、バス路線の維持等の「f 地域公共交通」が 16 市、介護、高齢者福祉、子育て、障がい者等の支援等の「b 福祉」が 15 市、図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ交流、公共施設相互利用等の「c 教育」が 13 市等の分野において、回答が多くなっている。

また、「n その他」の 11 市の中には、いくつかの市が、（連携中枢都市圏の形成を想定した）新たな広域連携制度における取組を検討中等の回答をしている（表 24 参照）。

表 24 「定住自立圏」における今後取り組むべき分野（複数回答）

「定住自立圏」における今後取り組むべき分野	市数
a 医療（医師派遣、適正受診の啓発、休日夜間診療所の運営等）	4
b 福祉（介護、高齢者福祉、子育て、障がい者等の支援）	15
c 教育（図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ交流、公共施設相互利用等）	13
d 産業振興（広域観光ルートの設定、農産物のブランド化、企業誘致等）	17
e 環境（低炭素社会形成促進、バイオマスの利活用等）	7
f 地域公共交通（地域公共交通のネットワーク化、バス路線の維持等）	16
g ICTインフラ整備・利活用（メール配信による圏域情報の共有等）	3
h 交通インフラ整備（生活道路の整備等）	9
i 地産地消（学校給食への地元特産物の活用、直売所の整備等）	6
j 交流移住（共同空き家バンク、圏域内イベント情報の共有と参加促進等）	11
k 合同研修・人事交流（合同研修の開催や職員の人事交流等）	8
l 外部専門家の招へい（医療、観光、ICT等の専門家を活用）	2
m 特になし	40
n その他	11

(2) 広域連携の現状と課題について

① 広域連携における都市の組織体制

加盟 82 市において、広域連携（これまでの広域連携制度、新たな広域連携制度及び連携中枢都市圏・定住自立圏）全般に関する政策・施策を所管する部署の有無をみると、「a 広域連携に関する政策・施策を所管する部署がある」が 77 市、「b 広域連携に関する政策・施策を所管する部署がない」が 5 市となっており、多くの市で広域連携に関する政策・施策を所管する部署がある。

広域連携に関する政策・施策を所管する部署がある 77 市は、広域連携全体を管轄する所管部課名のほか、担当する所管部課名を回答しており、各市が持つ広域連携の仕組みに合わせて、広域連携施策全体を管轄する政策調整課、企画経営室、連携中枢都市推進室等があり、その下に、分野ごとに個別事業を担当する所管部課が広がっている（表 25 参照）。

表 25 広域連携に関する政策・施策を所管する部署

広域連携に関する政策・施策を所管する部署	市数
a 広域連携に関する政策・施策を所管する部署がある	77
b 広域連携に関する政策・施策を所管する部署がない	5

※加盟市における広域連携に関する政策・施策を所管する部署がある市は、広域連携全体を管轄する所管部課名のほか、担当する所管部課名を回答しているが、全部で 77 市と多数あることから、掲載はしていない。

また、加盟 82 市において、平成 27・28 年度の一般会計予算額及び広域連携に関する予算額をみると、平成 28 年度一般会計予算額の平均額は、前年度比減（0.6% 減）となり、広域連携に関する予算額の平均額は、前年度比増（1.2% 増）となっている（表 26 参照）。

表 26 加盟 82 市における平成 27・28 年度の一般会計予算額及び広域連携に関する予算額

年度 一般会計予算額等	平成 27 年度 (A)	平成 28 年度 (B)	増減率 (B) - (A) / (A)
一般会計予算額 (加盟 82 市における平均額)	212,070,505 千円	210,740,250 千円	▲0.6%
広域連携に関する予算額 (加盟 82 市における平均額)	4,971,430 千円	5,030,105 千円	1.2%

※広域連携に関する予算額とは、これまでの広域連携制度（事務の委託、一部事務組合等）、新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）及び連携中枢都市圏・定住自立圏に関するものをいう。

※補正予算を組んだ場合は、予算額に含む。

※広域連携に関する予算額には、〇〇都道府県後期高齢者医療広域連合等の別会計の予算額を含む。

※広域連携に関する予算額がない市も、平成 27・28 年度の一般会計予算額に含む。

※加盟 82 市における平均額は、千円単位で四捨五入している。

※増減率は、小数点第 2 位を四捨五入している。

② 広域連携における住民に対する周知等の状況

加盟 82 市において、広域連携の取組に関し住民に対する周知等の実施の有無（複数回答）をみると、「a 住民に対する周知等を実施している」が 56 市、「b 住民に対する周知等を実施する予定である」が 5 市、「c 住民に対する周知等を実施していない」が 22 市となっている（表 27 参照）。

表 27 広域連携の取組における住民に対する周知等の状況（複数回答）

広域連携の取組における住民に対する周知等の状況	市数
a 住民に対する周知等を実施している	56
b 住民に対する周知等を実施する予定である	5
c 住民に対する周知等を実施していない	22

※「広島広域都市圏」及び「(仮称) 広島中央地域連携中枢都市圏」の構成市である呉市は、複数回答をしている。

広域連携の取組における住民に対する周知等を実施している（する予定である）61 市は、「c 市HPによる広報（55 市）」や、「b 市広報（市政だより等）による周知（32 市）」等により、周知等（複数回答）を実施している。

なお、「h その他（16 市）」では、それぞれの広域連携の仕組み（一部事務組合、広域連合等）における独自のHPによる広報のほか、議会だより、市議会への報告等を行っているとは回答している（表 28 参照）。

表 28 住民に対し実施している（する予定である）周知等の手段（複数回答）

住民に対し実施している（する予定である）周知等の手段	市数
a 連携中枢都市圏形成時における記念式典等の実施	11
b 市広報（市政だより等）による周知	32
c 市HPによる広報	55
d 連携中枢都市圏等のパンフレット及びリーフレット等の作成	11
e 連携中枢都市圏等の独自のHPによる広報	9
f 住民説明会の開催	2
g 住民等に対するパブリックコメントの実施	15
h その他	16

③ 広域連携の取組に対する国・都道府県による財政措置等の活用状況

国は、連携中枢都市及び連携市町村の取組に対し、必要な財政措置を講じるなど、広域連携の取組（連携中枢都市圏、定住自立圏等）に対する財政措置を行っているが、加盟 82 市が、国又は都道府県から、財政措置等の支援を受けているか（複数回答）をみると、「a 国又は都道府県から、財政措置等の支援を受けている」が 26 市、「b 国又は都道府県から、財政措置等の支援を今後受ける予定である」が 5 市、「c 国又は都道府県から、財政措置等の支援を受けていない」が 52 市となっている（表 29 参照）。

表 29 広域連携の取組に対する国・都道府県による財政措置等の活用状況（複数回答）

広域連携の取組に対する国・都道府県による財政措置等の活用状況	市数
a 国又は都道府県から、財政措置等の支援を受けている	26
b 国又は都道府県から、財政措置等の支援を今後受ける予定である	5
c 国又は都道府県から、財政措置等の支援を受けていない	52

※「広島広域都市圏」及び「(仮称) 広島中央地域連携中枢都市圏」の構成市である呉市は、複数回答している。

国又は都道府県から、財政措置等の支援を受けている 26 市は、広域連携の取組に対する平成 27、28 年度の国又は都道府県からの財政措置の内容について、連携中枢都市圏関係、定住自立圏関係、その他の広域連携の取組関係に分けて、財政措置の名称及び財政措置額を、次のとおり回答している（表 30 参照）。

表 30 広域連携の取組に対する平成 27、28 年度の国又は都道府県からの財政措置の内容
(26 市)(複数回答)

○連携中枢都市圏関係 (19 市)

市名	財政措置の名称	平成 27 年度 財政措置額	平成 28 年度 財政措置額
青森市	H27 市町村間連携支援事業 (緊急課題対応) 助成金 H28 新たな広域連携促進事業委託金	110 千円	1,643 千円 (予定)
盛岡市		0 千円	(特別交付税) 74,366 千円 (予定)
金沢市	①新たな広域連携促進事業 ②連携中枢都市等の取組に関する包括的財政措置	0 千円	② (普通交付税) 約 200,000 千円 ② (特別交付税) 未定
長野市	連携中枢都市に対する包括的財政措置	0 千円	(普通交付税) 圏域人口 75 万人で 約 200,000 千円 (金額の詳細は不明) (特別交付税) 申請中。長野市の措置上限額は 106,913 千円
静岡市	連携中枢都市等の取組に関する包括的財政措置等	0 千円	(普通交付税) 212,587 千円 (特別交付税) 申請中のため未定
姫路市	連携中枢都市圏構想の推進にかかる包括的財政措置	0 千円	(普通交付税) 273,862 千円 (特別交付税: 姫路市申請額) 165,897 千円
加古川市	連携中枢都市圏構想の推進にかかる包括的財政措置	15,000 千円	15,000 千円
倉敷市	連携中枢都市等の取組に関する包括的財政措置等	0 千円	(普通交付税) 202,443 千円 ※その他特別交付税措置有

市名	財政措置の名称	平成 27 年度 財政措置額	平成 28 年度 財政措置額
広島市	連携中枢都市等の取組に関する包括的財政措置	0 千円	約 550,000 千円 (普通交付税) 約 400,000 千円 (特別交付税) 約 150,000 千円
呉市	連携中枢都市等の取組に関する包括的財政措置	0 千円	2,750 千円
福山市	基準財政需要額の試算に基づく額 総務省令で規定する算定方法に基づく額	0 千円	214,714 千円 78,515 千円
下関市	連携中枢都市等の取組に関する包括的財政措置	0 千円	237,716 千円 (見込)
高松市	連携中枢都市等の取組に関する包括的財政措置	0 千円	(普通交付税) 77,989 千円 (特別交付税) 104,758 千円
松山市	連携中枢都市等の取組に関する包括的財政措置	0 千円	(普通交付税) 平成 29 年度から算定 (特別交付税) 国で算定中のため不明
北九州市	連携中枢都市等の取組に関する包括的財政措置	0 千円	未定
久留米市		0 千円	(普通交付税) 159,357 千円 (特別交付税) 不明
熊本市	連携中枢都市等の取組に関する包括的財政措置	0 千円	246,238 千円
大分市	連携中枢都市等の取組に関する包括的財政措置	0 千円	(普通交付税) 約 200,000 千円 (特別交付税) 約 150,000 千円
宮崎市	①地域振興費特別交付税 ②連携中枢都市等の取組に関する包括的財政措置 ③病診連携等による財政措置	(普通交付税) ①156,876 千円 (特別交付税) ② 22,742 千円 ③ 8,000 千円	(普通交付税) ①156,306 千円 (特別交付税) ②108,670 千円 ③ 8,000 千円

※「連携中枢都市圏関係」に対する財政措置のうち、普通交付税の措置額は、基準財政需要額の試算に基づく額、特別交付税の措置額は、総務省令で規定する算定方法に基づく額として記入する。

※静岡市、下関市、高松市、久留米市、大分市は、広域連携の取組に対する平成 27、28 年度の国又は都道府県からの財政措置の内容について、複数回答している。

○定住自立圏関係（9市）

市名	財政措置の名称	平成27年度 財政措置額	平成28年度 財政措置額
函館市	定住自立圏中心市等の取組に係る特別交付税措置	68,905 千円	80,797 千円
旭川市	定住自立圏中心市等の取組に係る特別交付税措置	128,480 千円	123,581 千円
山形市	定住自立圏中心市等の取組に係る特別交付税措置	89,500 千円	90,250 千円
長岡市	中心市の取組に関する包括的財政措置（特別交付税）	81,850 千円	82,000 千円
下関市	定住自立圏中心市等の取組に係る特別交付税措置	91,187 千円	0 千円
徳島市	中心市の取組に係る包括的財政措置（特別交付税）	113,389 千円	115,750 千円
高松市	定住自立圏中心市等の取組に係る特別交付税措置	113,250 千円	0 千円
高知市	定住自立圏中心市等の取組に係る特別交付税措置	87,250 千円	88,000 千円
久留米市	普通交付税 特別交付税	0 千円 不明	0 千円

※「定住自立圏関係」に対する財政措置のうち、普通交付税の措置額は、基準財政需要額の試算に基づく額、特別交付税の措置額は、総務省令で規定する算定方法に基づく額として記入する。

※静岡市、下関市、高松市、久留米市、大分市は、広域連携の取組に対する平成27、28年度の国又は都道府県からの財政措置の内容について、複数回答している。

○その他の広域連携の取組関係（3市）

市名	財政措置の名称	平成27年度 財政措置額	平成28年度 財政措置額
藤沢市	神奈川県市町村移譲事務交付金	16,389 千円	15,745 千円
静岡市	平成27年度新たな広域連携促進事業	8,045 千円	0 千円
大分市	新たな「圏域」づくり	6,186 千円	0 千円

※「その他の広域連携の取組関係」に対する財政措置のうち、普通交付税の措置額は、基準財政需要額の試算に基づく額、特別交付税の措置額は、総務省令で規定する算定方法に基づく額として記入する。

※静岡市、下関市、高松市、久留米市、大分市は、広域連携の取組に対する平成27、28年度の国又は都道府県からの財政措置の内容について、複数回答している。

国又は都道府県から、財政措置等の支援を今後受ける予定である5市は、財政措置等の支援を受ける時期について、国・都道府県による財政措置ごとに、その支援時期を、連携中枢都市圏関係、定住自立圏関係、その他の広域連携の取組関係に分けて、次のとおり回答している（表31参照）。

表31 広域連携の取組に対する国又は都道府県による財政措置等の支援時期(複数回答)

○国による財政措置等（5市）

広域連携の取組に対する国による財政措置等の支援時期	市数
a 平成29年度から 「連携中枢都市圏関係」 (4) 「定住自立圏関係」 (0) 「その他の広域連携の取組関係」 (0)	4
b 平成30年度以降 「連携中枢都市圏関係」 (1) 「定住自立圏関係」 (0) 「その他の広域連携の取組関係」 (0)	1
c 財政措置等の支援時期は決まっていない	0

○都道府県による財政措置等（2市）

広域連携の取組に対する都道府県による財政措置等の支援時期	市数
a 平成29年度から 「連携中枢都市圏関係」 (0) 「定住自立圏関係」 (0) 「その他の広域連携の取組関係」 (0)	0
b 平成30年度以降 「連携中枢都市圏関係」 (0) 「定住自立圏関係」 (0) 「その他の広域連携の取組関係」 (0)	0
c 財政措置等の支援時期は決まっていない	2

※新潟市、長崎市は、広域連携の取組に対する国又は都道府県からの財政措置等の支援時期について、複数回答している。

国又は都道府県から、財政措置等の支援を受けていない 52 市は、国又は都道府県から、財政措置等の支援を受けていない理由（複数回答）について、「d 広域連携に関する政策・施策を行っていない（23 市）」や「b 国又は都道府県の財政措置において、適切なメニューがない（16 市）」等の回答をしている。

「e その他（8 市）」においては、連携中枢都市圏や定住自立圏の取組を行っていないため、連携中枢都市圏や定住自立圏の要件を満たしていない等の回答をしている（表 32 参照）。

表 32 広域連携の取組に関し、国又は都道府県から、財政措置等の支援を受けていない理由（複数回答）

広域連携の取組に関し、国又は都道府県から、財政措置等の支援を受けていない理由	市数
a 市独自で広域連携の取組を行っており、国又は都道府県による財政措置等を必要としない	4
b 国又は都道府県の財政措置において、適切なメニューがない	16
c 現段階では、国又は都道府県の財政措置を受けることが未定である	8
d 広域連携に関する政策・施策を行っていない	23
e その他	8

加盟 82 市において、国又は都道府県からの財政措置等の支援を受けている・受けていないに関わらず、広域連携の取組に関し、国又は都道府県により対応して欲しい支援メニュー（複数回答）をみると、「a 更なる財政措置の強化（59 市）」の回答が多い。

以下、「d 広域連携を希望する市町村への情報提供（16 市）」や「e 広域連携を希望する市町村間の仲介、調整（14 市）」等の回答をしている。

また、「j その他（5 市）」では、各地方自治体の合併の状況（広域連携の相手先であった市町村が合併するなど）への考慮や、連携中枢都市圏において、複数の圏域に参画する連携市町への財政措置の拡充等の回答をしている（表 33 参照）。

表 33 広域連携の取組に関し、国又は都道府県により対応して欲しい支援メニュー（複数回答）

広域連携の取組に関し、国又は都道府県により対応して欲しい支援メニュー	市数
a 更なる財政措置の強化	59
b 職員派遣等による人的支援	8
c 法人の設立や規約の制定などのノウハウの提供	6
d 広域連携を希望する市町村への情報提供	16
e 広域連携を希望する市町村間の仲介、調整	14
f 連携中枢都市圏ビジョン懇談会、定住自立圏共生ビジョン懇談会等への参画	4
g 都道府県による独自の取組の実施	8
h 現行の支援メニューで十分であるため、更なる支援メニュー等は必要ない	1
i 特になし	14
j その他	5

④ 都市における広域連携の課題及び問題

加盟 82 市において、広域連携に関する政策・施策についての課題及び問題の有無をみると、「a 課題及び問題がある」が 56 市、「b 課題及び問題がない」が 26 市となっている（表 34 参照）。

表 34 広域連携に関する政策・施策についての課題及び問題の有無

広域連携に関する政策・施策についての課題及び問題の有無	市数
a 課題及び問題がある	56
b 課題及び問題がない	26

課題及び問題がある 56 市は、広域連携に関する政策・施策の課題及び問題について（複数回答）、「d 各団体の意見調整に時間がかかる（46 市）」や、「b 単独で行うよりも事務処理に時間がかかる（22 市）」、「g 専任の担当者がいないため、事務局を設置している団体の負担が大きい（20 市）」等、実際に広域連携を行う際に、支障となると考えられる課題及び問題を回答している。

また、「j その他（13 市）」では、連携事業及び連携自治体の選定が困難である、近隣市町村からの事業提案が少ない、広域連携に関する財政措置が普通交付税であるため不明確であるほか、財政上の利点が少ない、制度を活用する意義が薄い、費用負担を含む役割分担の合意形成が絶えず必要等の回答をしている（表 35 参照）。

表 35 広域連携に関する政策・施策についての課題及び問題の理由（複数回答）

広域連携に関する政策・施策についての課題及び問題の理由	市数
a 責任の所在があいまいである	2
b 単独で行うよりも事務処理に時間がかかる	22
c 単独で行うよりも財政負担が大きい	6
d 各団体の意見調整に時間がかかる	46
e 議会のチェックが届きにくくなる	3
f 会計処理が不明確になりやすい	0
g 専任の担当者がいないため、事務局を設置している団体の負担が大きい	20
h 住民にとって責任の所在がわかりにくい	6
i 委託先に事務権限が移ることから、事務内容に自らの意見を反映させることができない	2
j その他	13

課題及び問題がある 56 市のうち 26 市は、広域連携に関する政策・施策の課題及び問題に対し、考えられる解決方法（複数回答）を、次のとおり回答している（表 36 参照）。

表 36 広域連携に関する政策・施策の課題及び問題に対し、考えられる解決方法（26 市）
（複数回答）

市名	広域連携に関する政策・施策の課題及び問題に対し、考えられる解決方法
山形市	事務レベルでの協議の機会を増やす。
福島市	L G W A N や電子メール等活用による会議開催手法の簡素化
平塚市	第三者による将来像の検討
宇都宮市	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での丁寧な対応と説明 ・広報紙やHPの充実、出前講座などの周知啓発活動を地道に実施
千葉市	日頃より近隣市とのコンタクトを密にし、各市の有するニーズや課題について、相互理解を深めることが重要と考える。
柏市	先行的な広域連携事業体の調査・研究
静岡市	上記の課題については、関係各市町と事務レベルの協議の機会を増やし、情報を共有し各市町の理解を求めるとともに事務の効率化を図る。
豊田市	国又は都道府県に対し、更なる財政措置の強化を要望
岐阜市	先行事例や広域連携に関する制度の研究等により、広域連携の有効性を明確に説明可能とする。
豊中市	財政的メリットの拡充（特に事務局設置団体の）
高槻市	事務や打合せに使用する文書の様式を可能な限り、簡素化する。
枚方市	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な方針を作成する協議の場を創設や、コンサルタントや外部委員による事務の効率化に関する第三者視点を取り入れる場を創設する。 ・企業団議員の定数を各市 1 名とする等
京都市	密な情報共有、各団体意見やそれに対する考え方の見える化
姫路市	きめ細やかな情報提供を行う。
西宮市	企業団が主体的に動き、構成市同士の意見調整等を積極的に行う。
加古川市	各政策・施策に応じた所管部署へのスムーズな事務の移行を図るとともに、構成団体間における事務の分担を行う。
和歌山市	構成団体職員への情報及びノウハウの提供
倉敷市	自治体だけでなく、圏域内の関係団体等からも事業提案を依頼し、それらについて事業化に向けた検討を実施している。（実施済）
福山市	連携市町との協議を Web 会議形式で効率的に行い、協議の機会を増やす。

市名	広域連携に関する政策・施策の課題及び問題に対し、考えられる解決方法
松山市	担当者レベルでの綿密な協議
高知市	構成市町村の担当者同士での協議の機会を定期的に持つ。
久留米市	交付金等による財政措置
熊本市	連携中枢都市が中心となって事業を実施しているが、事業によっては連携市町村が中心に事業を実施してもらう等、役割分担を行うことにより事業を効率的に実施できると思われる。
大分市	構成団体職員間で十分な協議を行い、課題等について共通認識を図る。
宮崎市	「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の分野では、連携する取組を不要とするなど、現行の要件を緩和する。
鹿児島市	要介護認定における審査判定の簡素化の実施

加盟 82 市において、広域連携に関する政策・施策の実行により期待する効果（複数回答）をみると、「b 住民の利便性の向上（56 市）」や、「h 地域で不足している機能、資源の補完（50 市）」、「a 経費の節減（38 市）」等の項目において、多くの回答をしている。

また、「j その他（6 市）」では、圏域内の定住人口の維持、人口減少社会における行政サービスの維持、圏域全体の課題解決、緊急時の対応力強化、構成団体の公共施設マネジメントや定員管理等の回答をしている（表 37 参照）。

表 37 広域連携に関する政策・施策の実行により期待する効果（複数回答）

広域連携に関する政策・施策の実行により期待する効果	市数
a 経費の節減	38
b 住民の利便性の向上	56
c 財政基盤の安定化	16
d 専門的な人材の確保	10
e 対外的な P R 効果の拡大	19
f 事務処理の迅速化	10
g 職員の育成	11
h 地域で不足している機能、資源の補完	50
i 特になし	9
j その他	6

(3) 広域連携に関する基本条例等について

① 広域連携に関する基本条例の制定

加盟 82 市は、全ての市において、広域連携に関する基本条例の制定及び制定に向けた検討をしていない（表 38 参照）。

なお、広域連携に関する基本条例とは、「市独自に広域連携に関する基本理念、役割・責務、体制整備及び政策・施策の基本事項等を定めた条例」のことであり、自治基本条例やまちづくり基本条例の一部分（条項）において、広域連携に関する規定を定めたものは除くものとしている。

表 38 広域連携に関する基本条例の制定状況

広域連携に関する基本条例の制定状況	市数
a 制定している	0
b 制定に向けた検討をしている	0
c 制定及び制定に向けた検討をしていない	82

※広域連携に関する基本条例とは、「市独自に広域連携に関する基本理念、役割・責務、体制整備及び政策・施策の基本事項等を定めた条例」のことであり、自治基本条例やまちづくり基本条例の一部分（条項）において、広域連携に関する規定を定めたものは除く。

加盟 82 市において、広域連携に関する基本条例の制定の有無に関わらず、条例以外の方法で広域連携の考え方を示しているかをみると、「a 示している」が 23 市、「b 示していない」が 59 市となっている（表 39 参照）。

表 39 条例以外の方法での広域連携の考え方

条例以外の方法での広域連携の考え方	市数
a 示している	23
b 示していない	59

条例以外の方法で広域連携の考え方を示している 23 市は、「a 広域連携計画、マスタープラン（15 市）」、又は「b その他（8 市）」において、広域連携の考え方を示している（表 40 参照）。

表 40 条例以外の方法での広域連携における考え方の形式

条例以外の方法での広域連携における考え方の形式	市数
a 広域連携計画・マスタープラン	15
b その他	8

広域連携計画・マスタープランにおいて、広域連携の考え方を示している15市は、広域連携計画・マスタープラン等の名称及び策定年月を、次のとおり回答している(表41参照)。

また、「bその他(8市)」では、広域連携の担当及び課長級等が参加する近隣市との協議会や、首長同士の定期的な会談、圏域市町首長等を委員とする任意の協議会の開催(複数回答)等の取組を回答している。

表41 「a 広域連携計画・マスタープラン」の回答(15市、「b その他(8市)」を除く)

市名	広域連携計画・マスタープランの名称	策定年月
旭川市	第8次旭川市総合計画基本構想	平成27年9月
仙台市	第五次仙台都市圏広域行政計画 ※仙台都市圏広域行政計画	平成24年3月 ※昭和52年10月
福島市	福島市総合計画後期基本計画	平成28年3月
長岡市	長岡地域定住自立圏共生ビジョン	平成27年3月
長野市	連携中枢都市宣言書	平成28年2月
千葉市	千葉市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略 (※重点戦略として、周辺都市との連携について言及)	平成28年3月
静岡市	静岡市総合戦略	平成27年10月
枚方市	第5次枚方市総合計画	平成28年3月
神戸市	神戸2020ビジョン	平成28年3月
広島市	広島広域都市圏発展ビジョン(連携中枢都市都市圏ビジョン:具体的取組は、本報告書に記載)	平成28年3月
福山市	連携中枢都市圏ビジョン「びんご圏域ビジョン」	平成27年3月
高松市	瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン	平成28年3月
松山市	まつやま圏域未来共創ビジョン(連携中枢都市圏ビジョン)、連携中枢都市宣言	平成28年7月
福岡市	第5次ふくおか都市圏まちづくりプラン(福岡都市圏広域行政計画)	平成23年度
熊本市	熊本連携中枢都市圏ビジョン	平成28年3月

② 議員又は委員会提案による広域連携に関する政策的条例の制定

加盟 82 市は、全ての市において、議員又は委員会提案による広域連携に関する政策的条例（①の広域連携に関する基本条例を除く）を制定していない（表 42 参照）。

表 42 議員又は委員会提案による広域連携に関する政策的条例の有無

議員又は委員会提案による広域連携に関する政策的条例の有無	市数
a 広域連携に関する政策的条例がある	0
b 広域連携に関する政策的条例がない	82

(4) 加盟市議会における取組について

① 地方自治法第96条第2項による広域連携に関する計画の策定等の議決事件の追加

加盟82市議会において、地方自治法第96条第2項の規定により条例で広域連携に関する計画の策定等を議決事件に追加しているかをみると、「a 広域連携に関する計画の策定等を議決事件に追加している」のは4市議会となっている（表43参照）。

表43 広域連携に関する計画の策定等を議決事件に追加している状況

広域連携に関する計画の策定等を議決事件に追加している状況	市議会数
a 広域連携に関する計画の策定等を議決事件に追加している	4
b 広域連携に関する計画の策定等を議決事件に追加するかどうか検討している	0
c 広域連携に関する計画の策定等を議決事件に追加していない	78

なお、議決事件に追加した4市議会（旭川市議会、下関市議会、高松市議会、高知市議会）は、次のとおり、追加した議決事件名を回答しており、その内容は、連携中枢都市圏の形成方針及び定住自立圏の形成協定に関する事項となっている（表44参照）。

表44 広域連携に関する計画の策定等を議決事件に追加している4市議会

市議会名	追加した議決事件名
旭川市議会	市が定住自立圏形成協定の締結若しくは変更をし、又は当該協定の廃止を求める旨の通告をすること
下関市議会	定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づく定住自立圏形成方針の策定、変更または廃止に関すること
	連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏形成方針の策定、変更または廃止に関すること
高松市議会	定住自立圏形成の締結若しくは変更又はこれを廃止する旨の通告
高知市議会	定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は定住自立圏形成協定の廃止を求める旨の通告

② 地方自治法第 96 条第 2 項による広域連携に関する計画の策定等以外の広域連携に関する議決事件の追加

加盟 82 市議会において、①の「地方自治法第 96 条第 2 項による広域連携に関する計画の策定等の議決事件の追加」以外で、条例で広域連携に関する付議事件を議決事件に追加しているかをみると、①以外で、条例で広域連携に関する付議事件を議決事件に追加しているのは 4 市議会となっている（表 45 参照）。

表 45 広域連携に関する計画の策定等を議決事件に追加している状況

広域連携に関する計画の策定等を議決事件に追加している状況	市議会数
a ①以外で、条例で広域連携に関する付議事件を議決事件に追加している	4
b ①以外で、条例で広域連携に関する付議事件を議決事件に追加していない	78

なお、①以外で、条例で広域連携に関する付議事件を議決事件に追加している 4 市議会（函館市議会、山形市議会、長岡市議会、徳島市議会）は、次のとおり、条例の名称や付議事件名を回答しており、その内容は、定住自立圏の形成協定の議会の議決に関する条例となっている（表 46 参照）。

表 46 ①以外で、条例で広域連携に関する付議事件を議決事件に追加している 4 市議会

市議会名	条例の名称	付議事件名
函館市議会	函館市定住自立圏形成協定の議決に関する条例	定住自立圏形成協定の締結について
山形市議会	山形定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例	定住自立圏形成協定締結、変更、廃止
長岡市議会	長岡市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例	定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨を市長が通告すること
徳島市議会	定住自立圏形成協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定住自立圏形成協定を締結すること ・ 定住自立圏形成協定を変更し、又は廃止する旨の合意をすること ・ 定住自立圏形成協定の廃止を求める旨の通告をすること

③ 広域連携に関する議会からの提言・要望等

加盟 82 市議会において、平成 24（2012）年 1 月 1 日以降、広域連携に関する議会からの提言・要望等の提出及び提出に関する検討をしたことがあるか（会派や議員連盟等により提出されたものを除く）をみると、「a 広域連携に関し、議会からの提言・要望等を提出した」が 1 市議会（金沢市議会）となっており、金沢市議会は、提言・要望等名や提言・要望等を取りまとめた委員会等の名称、提出年月を回答している（表 47、48 参照）。

表 47 広域連携に関する議会からの提言・要望等の有無

広域連携に関する議会からの提言・要望等の有無	市議会数
a 広域連携に関し、議会からの提言・要望等を提出した	1
b 広域連携に関し、議会からの提言・要望等の提出に関する検討をしている	0
c 広域連携に関し、議会からの提言・要望等を提出及び提出に関する検討をしていない	81

※広域連携に関する議会からの提言・要望等とは、これまでの広域連携制度（事務の委託、一部事務組合等）、新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）及び連携中枢都市圏・定住自立圏に関するもの（個別事業を含む）をいう。

表 48 広域連携に関し、議会からの提言・要望等を提出した 1 市議会

市議会名	提言・要望等名	提言・要望等を取りまとめた委員会等の名称	提出年月
金沢市議会	総務常任委員会 要望事項	総務常任委員会	平成 28 年 3 月

なお、金沢市は、連携中枢都市圏である石川中央都市圏の形成に当たっては、圏域住民の生活を豊かにしていくために、圏域のリーダーシップをとるとともに、それぞれの自治体の特徴を生かした施策を推進する。特に、金沢市の都市交通の再編に当たっては、圏域自治体の都市交通との充実など、将来を見据えた都市機能の向上を図るとしている。

（平成 28（2016）年 3 月 23 日、金沢市議会本会議における総務常任委員長の委員長報告より）

④ 常任委員会における広域連携に関する所管事務調査（行政視察）

平成 24（2012）年 1 月 1 日以降に実施した常任委員会における広域連携に関する所管事務調査（行政視察を含む）について、加盟 82 市議会のうち 21 市議会がそれぞれの所管事務調査の内容を回答している（表 49 参照）。

表 49 平成 24（2012）年 1 月 1 日以降に実施した常任委員会における広域連携に関する所管事務調査（行政視察を含む）（21 市議会）

市議会名	常任委員会名	所管事務調査実施年月	所管事務調査の内容
仙台市議会	総務財政委員会	平成 28 年 11 月	連携中枢都市圏について
秋田市議会	総務委員会	平成 27 年 10 月	備後圏域連携中枢都市圏について（行政視察）
郡山市議会	総務財政 常任委員会	平成 28 年 2 月	連携中枢都市と人口ビジョンについて
新潟市議会	総務常任委員会	平成 27 年 7 月	連携中枢都市圏について（福山市行政視察）
金沢市議会	総務常任委員会	常時	企画調整課で広域連携事務を行っており、総務常任委員会の所管であることから、何か進展があれば随時報告がある。
長野市議会	総務委員会	平成 27 年 12 月	長野地域連携中枢都市圏ビジョン（案）を調査
町田市議会	建設常任委員会	平成 25 年 4 月	滝川市・中空知衛生施設組合リサイクル（メタン発酵施設）（行政視察）
		平成 25 年 8 月	朝来市・南但クリーンセンター（行政視察）
		平成 26 年 5 月	
		平成 27 年 5 月	寝屋川市・北河内 4 市リサイクルプラザ「かざぐるま」（行政視察）
		平成 28 年 5 月	寒川市・寒川広域リサイクルセンター（行政視察）
藤沢市議会	総務常任委員会	平成 26 年 10 月	定住自立圏構想について
宇都宮市議会	総務常任委員会	平成 28 年 10 月	瀬戸・高松広域連携中枢都市圏（高松市行政視察）
船橋市議会	市民環境経済 委員会	平成 26 年 10 月	四市複合事務組合の第 2 斎場建設に関する委員会での対応について
柏市議会	総務委員会	平成 28 年 5 月	津軽地域 4 消防本部の広域化について

市議会名	常任委員会名	所管事務調査実施年月	所管事務調査の内容
姫路市議会	総務委員会	平成 26 年 8 月	定住自立圏構想について
西宮市議会	建設常任委員会	平成 28 年 3 月	上水・工水施設の将来の方向性について
	民生常任委員会	平成 28 年 11 月	西宮市一般廃棄物処理基本計画（素案）について
加古川市議会	総務教育 常任委員会	平成 24 年 5 月	播磨広域連携について
		平成 24 年 6 月	播磨広域連携協議会の設立について
		平成 27 年 1 月	姫路市及び加古川市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結のこと
		平成 27 年 4 月	播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンの策定について
岡山市議会	総務委員会	平成 28 年 8 月	連携中枢都市圏の形成に向けた協議の状況について
	保健福祉委員会		
	環境消防水道委員会		
	経済委員会		
	建設委員会		
	市民文教委員会		
徳島市議会	総務委員会	平成 24 年 8 月	定住自立圏構想について
久留米市議会	総務常任委員会	平成 25 年 5 月	筑後川流域クロスロード地域ビジョンについて
		平成 27 年 1 月	地方中枢拠点都市圏構想について
		平成 27 年 11 月	久留米広域連携中枢都市圏の推進について
		平成 28 年 5 月	アンテナショップ事業について
		平成 28 年 11 月	アンテナショップ事業計画について
長崎市議会	総務委員会	平成 24 年 3 月	定住自立圏構想について

市議会名	常任委員会名	所管事務調査実施年月	所管事務調査の内容
		平成 24 年 6 月	長崎圏域定住自立圏構想の取組
		平成 24 年 9 月	長崎圏域定住自立圏構想の取組みについて
		平成 24 年 12 月	長崎圏域定住自立圏構想について
		平成 26 年 6 月	長崎圏域定住自立圏構想について
		平成 26 年 9 月	地方中枢拠点都市圏構想について
		平成 27 年 3 月	広域連携について
		平成 28 年 3 月	広域連携について
		平成 28 年 9 月	連携中枢都市圏構想について
熊本市議会	総務委員会	平成 28 年 3 月	連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
鹿児島市議会	総務消防委員会	平成 27 年 7 月	連携中枢都市について（倉敷市）
		平成 28 年 7 月	連携中枢都市について（北九州市）
那覇市議会	総務常任委員会	平成 28 年 7 月	圏域連携中枢都市圏の取組みについて（行政視察 福山市）

※広域連携に関する所管事務調査とは、これまでの広域連携制度（事務の委託、一部事務組合等）、新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）及び連携中枢都市圏・定住自立圏に関するもの（個別事業を含む）をいう。

⑤ 特別委員会における広域連携に関する政策・施策等の審査等

平成 24 (2012) 年 1 月 1 日以降に実施した特別委員会における広域連携に関する政策・施策等を審査、調査、研究している事項について、加盟 82 市議会のうち 11 市議会がそれぞれの審査、調査、研究の内容を回答している (表 50 参照)。

表 50 平成 24 (2012) 年 1 月 1 日以降に実施した特別委員会における
広域連携に関する政策・施策等の審査等 (11 市議会)

市議会名	特別委員会名	設置期間年月	審査、調査、研究の内容
旭川市議会	総合計画調査特別委員会	平成 27 年 7 月 ～平成 27 年 12 月	第 8 次旭川市総合計画に関する調査
新潟市議会	大都市制度調査特別委員会	平成 23 年 6 月 ～平成 27 年 5 月	大都市制度、地方分権及び新潟州構想等にかかわる調査、研究
	大都市行財政制度調査特別委員会	平成 27 年 6 月～	大都市制度、地方分権、財政健全化及び区のあり方検討会にかかわる調査、研究
金沢市議会	連携中枢都市圏・都市交通特別委員会	平成 28 年 3 月～	連携中枢都市圏及び都市交通に関すること
長野市議会	総合計画等調査研究特別委員会	平成 27 年 10 月～	・委員会を開催し、連携中枢都市圏構想、長野地域連携中枢都市圏ビジョン (案) を調査 ・姫路市を視察し、播磨圏域連携中枢都市圏構想を調査
豊橋市議会	東三河広域連合調査特別委員会	平成 25 年 5 月 ～平成 27 年 4 月	東三河地域が目指す広域連合の姿や、広域連合議会を含めた具体的な組織体制の在り方、事業内容等とともに、本市への影響等を調査研究し、持続可能な地域づくりに資するため設置
高槻市議会	地方分権推進特別委員会	平成 27 年 5 月～	地方分権改革の推進に向けた取組について、及び広域行政推進に係る諸課題について
神戸市議会	大都市行財政制度に関する特別委員会	平成 23 年 6 月～	地方自治の本旨に基づく大都市制度・広域連携の在り方について調査するとともに、大都市の実態に即応する税財政制度の確立を図るために必要な事項について調査する。
姫路市議会	地方創生・広域連携特別委員会	平成 28 年 5 月～	地方創生・広域連携に関する事項についての調査・研究

市議会名	特別委員会名	設置期間年月	審査、調査、研究の内容
倉敷市議会	地方創生等特別委員会	平成 27 年 4 月～	高梁川流域連携中枢都市圏事業の経過報告を受けている。
広島市議会	大都市税財政・地方創生対策特別委員会	平成 27 年 6 月 ～平成 29 年 6 月	地方創生への取組について
松山市議会	地方創生調査特別委員会	平成 27 年 3 月～	国が掲げる「地方創生」に関し、少子高齢化の進展や人口減少に歯止めをかけるため、地域の個性を最大限に生かした住みよい環境づくり等について調査研究及び関連議案の審査

※広域連携に関する政策・施策等とは、これまでの広域連携制度（事務の委託、一部事務組合等）、新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）及び連携中枢都市圏・定住自立圏に関するもの（個別事業を含む）をいう。

⑥ 広域連携に関する意見書・決議の可決

加盟 82 市議会において、平成 24（2012）年 1 月 1 日以降に可決した広域連携に関する意見書・決議について、2 市議会（金沢市議会、船橋市議会）が可決した意見書を回答している（決議は、回答なし）（表 51 参照）。

表 51 平成 24（2012）年 1 月 1 日以降に可決した広域連携に関する意見書（2 市議会）

市議会名	件名	可決年月日
金沢市議会	連携中枢都市圏構想の取り組みの推進に関する意見書	平成 27 年 12 月 18 日
船橋市議会	四市複合事務組合第 2 斎場の早期建設に関する意見書	平成 25 年 3 月 27 日

※広域連携に関する意見書・決議とは、これまでの広域連携制度（事務の委託、一部事務組合等）、新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）及び連携中枢都市圏・定住自立圏に関するもの（個別事業を含む）をいう。

⑦ 広域連携に関し、議会として関与した取組等の事例

広域連携（連携中枢都市圏等の形成）に関して、第 31 次地方制度調査会の答申「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申（平成 28（2016）年 3 月 16 日総理大臣手交）」では、「議会同士の相互依存関係を前提とした信頼関係の醸成」を図ることが明記されている。

このような「議会同士の信頼関係の醸成」について、広域連携に関する議会として関与した取組等の事例（周辺の議会と行っている協議会、連絡会、議長会等の取組）を、加盟 82 市議会のうち 5 市議会（盛岡市議会、金沢市議会、広島市議会、福岡市議会、長崎市議会）が回答している（表 52 参照）。

表 52 広域連携に関し、議会として関与した取組等の事例（5 市議会）

市議会名	広域連携に関し、議会として関与した取組等の事例
盛岡市議会	平成 27 年 1 月に、盛岡広域の 3 市 5 町の議会を構成団体とする盛岡広域 8 市町議会議長会を設置し、毎年会議を開催して共通する行政課題等について研修及び意見交換を行っている。
金沢市議会	制度的な取り組みからできたものではないが、平成 8 年から「石川中央都市圏議会連絡会」を組織しており、加盟している議会は、連携中枢都市圏を構成している 4 市 2 町と同じである。この連絡会では、議長同士が共通する行政課題に関する意見交換を年 2 回行っているほか、年 1 回、加盟している全議員を対象にして共通する行政課題についての講演会を実施している。
広島市議会	1 大都市税財政・地方創生対策特別委員会の調査研究項目として「地方創生への取組」を掲げ、広島広域都市圏（連携中枢都市圏）の取組について調査研究を行っており、この取組に関連する予算や、近隣の 23 市町とそれぞれ連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結するための議案を可決している。 2 同特別委員会で、理事者から報告を受けた「主要事業に関する国への要望」の中で、広島広域都市圏の取組に対する地方財政措置の充実を掲げ、市長・議長の連名により、国への要望活動を行っている。
福岡市議会	福岡都市圏議長会 福岡都市圏の 9 市 8 町の市議会、町議会の議長で構成されており、年に 1 回定期総会を行うとともに、行政に関する専門的知識の習得と情報交換を通じて、各市町の連携を深め、もって福岡都市圏広域行政の推進に資するため、福岡都市圏共通の行政課題をテーマに、毎年、先進地への視察研修会を実施している。
長崎市議会	広域行政に係る協議会を近隣 2 町の議会と毎年開催している。

※広域連携に関し、議会として関与した取組等とは、これまでの広域連携制度（事務の委託、一部事務組合等）、新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）及び連携中枢都市圏・定住自立圏に関するもの（個別事業を含む）をいう。

2 「都市における広域連携のあり方」に関する現地調査結果

(1) 兵庫県姫路市

- 年月日：平成28年11月1日（火）～2日（水）
- 場所：兵庫県姫路市
- 調査目的：平成26年6月に、姫路市をはじめとする播磨圏域の8市8町が、総務省の「新たな広域連携モデル事業」のモデル都市に選定された。
モデル都市に選定後、播磨圏域では、播磨圏域経済成長戦略会議等の開催を重ね、平成26年12月に、播磨圏域経済成長戦略を策定。平成27年4月には、連携する市町との連携協約の締結及び播磨圏域都市圏ビジョンを策定している（平成27年12月赤穂市と新たに連携協約締結、平成28年3月播磨圏域都市圏ビジョン（改訂版）策定。）。
こうした状況の中、都市行政問題研究会の平成28・29年度テーマ「都市における広域連携のあり方」の調査研究に資するため、連携中枢都市圏のトップランナーである姫路市の広域連携施策に関する取組を調査し、都市における広域連携のあり方を探ることとした。

1 播磨圏域連携中枢都市圏の概要

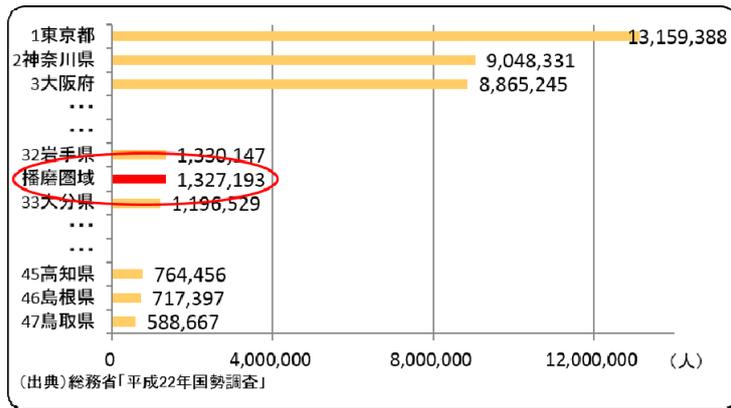
(1) 播磨連携中枢都市圏の概況について

播磨圏域連携中枢都市圏は、姫路市をはじめとして、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、宍粟市、加西市、たつの市、稲美町、播磨町、福崎町、市川町、神河町、太子町、上郡町、佐用町の8市8町からなる。

播磨圏域の面積は、約2800.41km²であり、鳥取県や佐賀県の面積規模に匹敵する。人口は、約132万7千人であり、岩手県や大分県の人口規模に匹敵する（47都道府県別順位では33位に相当。）。



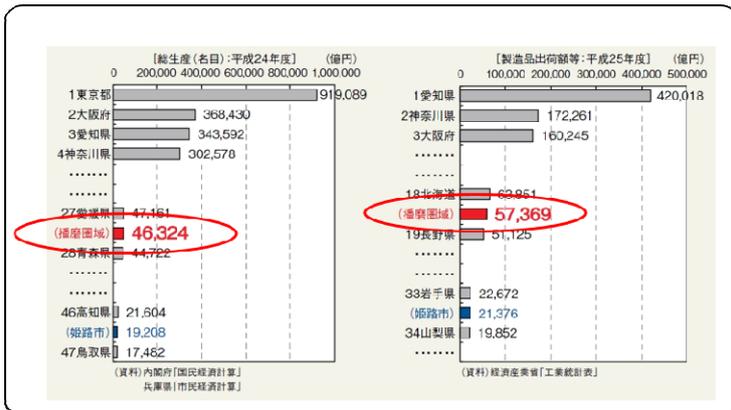
播磨圏域は、1300年以上前の奈良時代初期に、政府の命により編さんされた「播磨国風土記」において、当時の播磨国がいかに豊かな実りで彩られていたかが記されるなど、古くから兵庫県の西部エリア（神戸市の一部から岡山県との県境まで）では「播磨」の名が浸透している。



都道府県別人口比較

播磨圏域内の総生産は、47都道府県別の順位にすると28位に相当する経済規模を持つ。特に、製造業の集積が厚く製造品出荷額は19位に相当する。播磨圏域内総生産に占める第2次産業の割合は、34.9%（平成24年度）となっており、国内総生産の23.9%（平成24年度）と比較すると大変高い割合となっている。

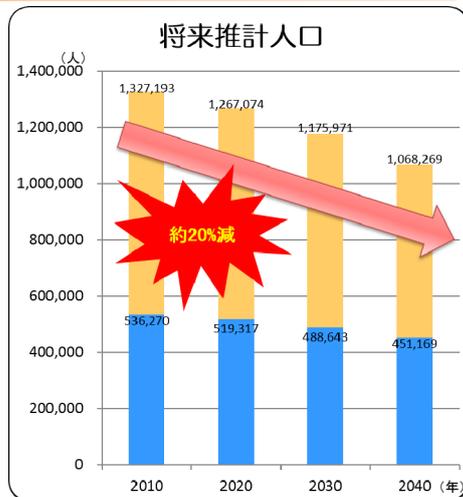
製造業については、化学工業、鉄鋼業、電気機械器具製造業などの各分野において、世界・国内シェア1位の製品を生み出す製造拠点が立地しているだけでなく、単なる製造拠点にとどまらない研究・開発機能を備えた主要な事業所が立地している。



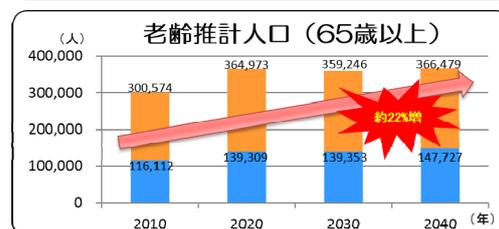
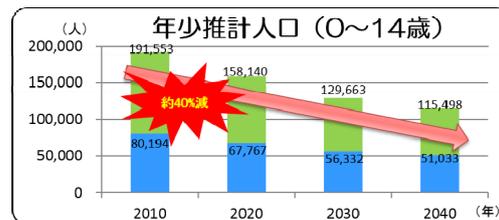
都道府県別経済規模比較

また、日本における総人口は、今後50年間で30%減（平成22（2010）年12,806万人→平成72（2060）年8,674万人）、65歳以上の高齢化率は、倍増（平成22（2010）年23%→平成72（2060）年40%）となっているが（国立社会保障・人口問題研究所発表（平成24（2012）年1月））、播磨圏域の人口変化試算においても、将来推計人口は、今後30年間で約20%減（約26万人）が減少すると予想されており、15歳未満の年少人口（約40%減）、15歳から64歳までの生産年齢人口（約30%減）、合計特殊出生率が減少する一方で、65歳以上の高齢人口（約22%増）は増加し、少子高齢化に一層拍車がかかると予想されている。

姫路市及び播磨圏域の将来推計人口



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月公表)
 ※棒グラフ中、青色の箇所は姫路市の将来推計人口



「姫路市及び播磨圏域の将来人口推計」、「年少推計人口」、「生産年齢推計人口」
 「高齢推計人口」

(2) 播磨連携中枢都市圏形成にかかる経緯について

このような背景の中、播磨圏域地方は、中枢拠点都市圏（連携中枢都市圏）の要件（人口20万人以上でかつ昼夜間人口比率概ね1以上）を満たしていた姫路市が幹事市となり、平成25（2013）年3月に「中核拠点都市研究会」（参加都市：姫路市、新潟市、熊本市、宇都宮市、東大阪市、松山市、鹿児島市、浜松市（オブザーバー））を立ち上げ、総務省に対し中核拠点都市の位置付け及び財政措置の要望を行った。

同年6月には、第30次地方制度調査会答申において、新たな広域連携に取り組む「地方中枢拠点都市」の位置付け及び「圏域における役割に応じた適切な財源措置を講じる必要」が盛り込まれるなど地方中枢拠点都市の制度設計が本格化した。

平成26（2014）年3月には、地方自治法の一部を改正する法律案（連携協約制度の創設等）が国会に提出され、同年6月には、播磨圏域が総務省の「新たな広域連携モデル事業」モデル都市に選定された。

平成27（2015）年2月、姫路市は、前年12月の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、複数の圏域概念が「連携中枢都市圏」に統一されたのを受け、「連携中枢都市宣言」を全国に宣言した。

また、同年 4 月には、姫路市と 6 市 8 町による「播磨圏域連携中枢都市圏」形成に係る連携協約を締結するとともに、53 事業からなる播磨圏域都市圏ビジョンを策定、同年 12 月には、新たに赤穂市と連携協約を締結し、平成 28 (2016) 年 3 月には、播磨圏域都市圏ビジョンを改訂し、現在に至っている。

(3) 播磨連携中枢都市圏の将来像について

播磨連携中枢都市圏は、播磨圏域において相当の規模と中核性を備えたリーダーシップにより、近隣の市町との対等・協力の立場で団結し、独立的・主体的に連携している。

播磨圏域が目指すべき将来像として、播磨圏域の各市町は、産業界、大学、金融機関などとも協力して、播磨圏域全体の経済を活性化し、播磨圏域の魅力を高めるとともに、住民が安心して暮らすことができる圏域づくりを進めることにより地方から大都市圏への人の流れを変え、日本の「人口減少の防波堤」としての役割を目指している。

編さん 1300 年を迎える「播磨国風土記」をはじめ、長い歴史の中で培われた歴史文化、人々のたくましい生業、山海の自然に育まれた多彩な食文化など、様々な地域資源に恵まれた「豊穰の地・播磨」に新たな種を「播」き、豊かな地域資源に「磨」きをかけ、「人口減少社会でも光り輝く播磨圏域」を創造することにより地方創生の先駆けの役割を果たすとしている。

また、播磨圏域における中長期的な将来の人口目標では、播磨圏域の各市町が策定している「人口ビジョン」において、平成 72 (2060) 年までの推計人口を合算した場合の推計人口を上回ることを目標としている。

[播磨圏域]各市町の「人口ビジョン」記載の目指すべき人口を合算した場合の推計人口(千人)

	実績値	推計値				
	H22(2010)年	H32(2020)年	H42(2030)年	H52(2040)年	H62(2050)年	H72(2060)年
0-14 歳	191	180	173	179	181	174
15-64 歳	835	754	716	646	608	596
65 歳以上	301	359	359	373	360	329
総数	1,327	1,293	1,248	1,198	1,149	1,099

(資料)総務省「国勢調査」(平成 22(2010)年)、播磨圏域 8 市 8 町の人口ビジョン(平成 27(2015))年度

2 播磨連携中枢都市圏の具体的取組

(1) 播磨圏域の経済の活性化（圏域全体の経済成長のけん引）について

播磨圏域内の関係市町、産業界、大学及び金融機関等が一体となった「播磨圏域経済成長戦略会議」での議論を踏まえ、「播磨圏域経済成長戦略」を策定し、この戦略に基づき圏域の経済成長のための取組を推進する。

① 「はりま・ものづくり力」の強化

播磨圏域には、優れた中小企業が集積し、世界最高水準の大型放射光施設「S Pring-8」やX線自由電子レーザー施設「SACLA」等の世界に誇る最先端科学技術施設がある。



大型放射光施設「S Pring-8」



X線自由電子レーザー施設「SACLA」

今後、兵庫県立大学産学連携・研究推進機構等との連携を強化し、これら最先端科学技術施設を活かして、多種多様な企業の独自技術と先端技術の融合を図ることなどにより、広く播磨圏域内企業の革新的技術や新素材、新製品の開発などにつなげている。

② 企業誘致の推進

ものづくりの一大拠点である播磨圏域全体では、兵庫県と協力しながら企業立地に関する播磨圏域の優位性をアピールするなど、播磨圏域全体で企業誘致に取り組むことにより播磨圏域全体の産業振興や雇用の創出を図る。

播磨圏域の連携市町におけるものづくり産業の集積状況等を調査・分析し、各市町が持つ企業立地環境の強みを的確に把握するとともに、広域企業立地ガイド等の新たなPRツールを作成し、発信している。

さらに、姫路市においては、企業誘致に際し、企業のニーズに合わせて、連携市町の情報（土地情報・優遇制度）も提供することで播磨圏域内への企業立地を促進している。



臨海部に集積する企業群

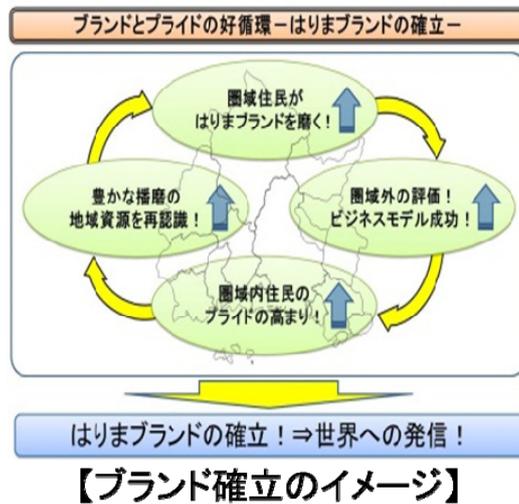


播磨科学公園都市

③ 地域ブランド「豊穰の国・はりま」の育成（播磨地場産品販路拡大事業）

播磨圏域は、古来より「豊穰の地」と呼ばれ、温暖な気候と豊かな自然がもたらす山海の食材に恵まれており、世界でも高評価を得ている日本酒や革製品をはじめ、多彩な播磨の地場産品のブランド化・高付加価値化を進めている。

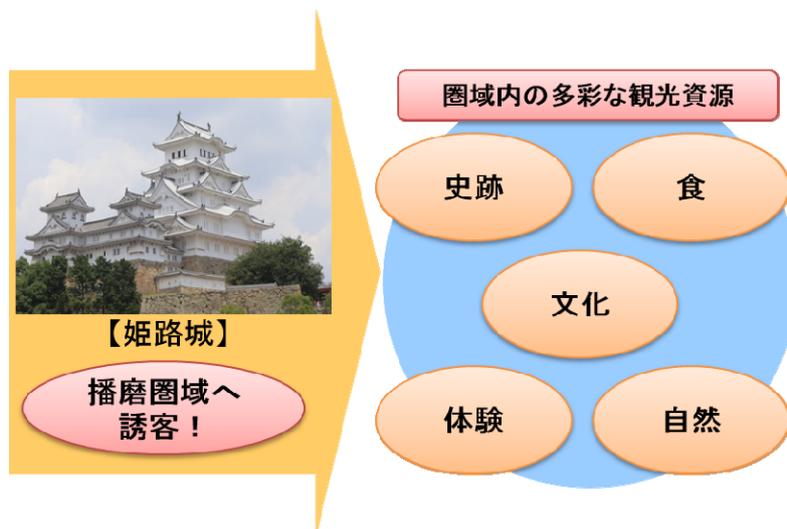
地域ブランドを育成することにより、ブランド（地域資源）とプライド（地域の誇り）の好循環を構築し、播磨地域の価値を高める取組（東京・浅草のアンテナショップ「まるごとっぽん」への出展等、圏域内外への情報発信やプロモーション等）を支援している（費用は姫路市が負担）。



④ 交流人口の増加

リニューアルした世界遺産・姫路城をはじめ、播磨圏域内の国宝などの歴史的建造物、豊かな自然・文化や最先端研究施設などの地域資源を活用し、多様なニーズに応じたニューツーリズムを推進するとともに、姫路城のブランド力を活かして播磨圏域全体に誘客する体制を整備している。

また、播磨圏域全体で、外国人観光客をターゲットとしたインバウンド観光の推進や広域対応型「MICE」開催誘致の展開により交流人口の増加を図っている。



(2) 圏域の魅力の向上（高次の都市機能の集積・強化）について

播磨圏域全体に対する高度で専門的な都市的サービスを提供し、播磨圏域の内外から多様な人々が集まり、また、大都市への若者の流出に歯止めをかける環境を構築する役割を担っていくため、魅力的でより質の高い都市的サービスを提供する高次都市機能の集積した中核となる都市の形成を進める。

① JR姫路駅前の整備とネットワークづくり（姫路駅周辺整備事業の推進）

播磨圏域の中心都市にふさわしい都心づくりに向けて、JR姫路駅周辺で魅力ある商業施設や付加価値の高いサービス産業、国際的・広域的な情報交流を促進するコンベンション機能を備えた施設などの導入を進めている。



② 広域的な救急医療体制の充実

兵庫県と協力しながら、二次及び三次救急医療体制の整備や先進医療の充実など、安定的な診療体制の確立を図るとともに医療従事者の確保などに取り組んでいる。



姫路駅北駅前周辺

(3) 住民に安心快適な圏域づくり（圏域全体の生活関連機能サービスの向上） について

播磨圏域の住民が安心して快適に暮らすことができる圏域づくりを進めるため、各市町がそれぞれの特長を活かして連携し、生活関連機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の各分野での取組を進める。

① 広域防災（自然災害等対策事業）

大規模災害発生時等の相互応援の円滑化や地域防災力の向上のため、減災・防災体制の充実を図っている。

(ア) 広域防災訓練等の実施

播磨広域連携協議会を通じて、地震等の自然災害の発生を想定し、関係市町全体で減災・防災体制の連携を図る。

(イ) 協定の締結

大規模な災害が発生し、被災市町のみでは十分な応急対応が実施できない場合に備え、民間事業者等と協定を締結する。

② 社会教育施設の相互利用

播磨圏域住民の社会教育活動を支援するため、圏域内の図書館や博物館等の社会教育施設の相互利用を進めている。

平成 27（2015）年 11 月より、播磨圏域の連携市町（7 市 8 町）が設置する 36 図書館（蔵書約 334 万冊）において、相互の図書の貸出や横断検索システムの導入等のサービスを行っている（運営費用は各市町が負担、その後 8 市 8 町、37 図書館にサービスを拡大）。

姫路市においては、マイナンバーカードに標準搭載されている公的個人認証（JPKI）の利用者証明用電子証明書を活用して、マイナンバーカードによる図書館利用を予定している（平成 28（2016）年 11 月下旬よりサービス開始）。

今後は、播磨圏域内の住民の利便性向上、播磨圏域内のマイナンバーカード利用促進及び今後の広域連携施策へのマイナンバーカードの活用等に向けて、播磨圏域連携中枢都市圏に拡大することを目指している。

③ 地域公共交通

J R 姫路駅を起点として、播磨圏域の内外をつなぐ J R 姫新線・播但線の利用促進などを行い、地域公共交通ネットワークの維持形成に取り組んでいる。

④ 移住・定住促進（移住・定住促進事業）

移住・定住希望者の様々なニーズ等に対応するため、地域の特長を生かした移住・定住対策に取り組んでおり、関係市町全体で移住・定住促進を図るため、（ア）関係市町の移住・定住促進に係る情報を集約したパンフレットの作成、（イ）大都市圏での各種 P R ・相談会（東京駅八重洲口近くの「移住・交流情報ガーデン（平成 27（2015）年 3 月開設）」における移住相談対応や連続セミナー、移住関連イベント等）を通じて、U J I ターン希望者への情報提供、（ウ）関係市町がそれぞれの地域の特色を活かした移住・定住対策事業（婚活、宿泊体験、就農支援等）を必要に応じて実施等の事業を行っている。

3 播磨連携中枢都市圏における今後の取組について

（1）具体的取組の期間について

総務省が制定した「連携中枢都市圏構想推進要綱」（平成 28（2016）年 4 月 1 日一部改正）においては、連携協約に基づく具体的取組の期間を概ね 5 年間とするよう定められているため、播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンの取組期間は、平成 27（2015）年度から 31（2019）年度までの概ね 5 年間としている。

（2）進行管理について

① フォローアップ体制

播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンについては、毎年度、民間や地域の関係者で構成する協議の場においてフォローアップを行い、成果指標（K P I）の推移等を踏まえ、事業の追加など所要の変更を行う。

② 成果指標（K P I）の設定

播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンに位置付けられた事業の成果を検証するため、播磨圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、播

磨圏域全体の生活関連機能サービスの向上の3分野に関する成果指標KPI (Key Performance Indicator) を設定する。

この成果指標については、KPIそのものの指標の設定はあったが、目標値の設定をしていなかったため、現在、総務省にも相談しながら適切な目標値を設定、「播磨スタイル」を確立し、他の連携中枢都市圏へ発信できるよう進めている。

分野	指標	策定時	現状値	出典
経済成長のけん引	従業者数	(H21年) 608千人	(H24年) 543千人	兵庫県 「兵庫県統計書」(H25年)
	観光客入込客数	(H24年度) 20,514千人	(H25年度) 21,461千人	兵庫県 「平成25年度観光客動態調査報告書」
	観光宿泊客数	(H24年度) 3,361千人	(H25年度) 3,427千人	兵庫県 「平成25年度観光客動態調査報告書」
	外国人実宿泊客数 (姫路市)	(H24年度) 9,919千人	(H25年度) 16,026千人	観光庁 「宿泊旅行統計調査」
高次都市機能の集積・強化	JR姫路駅の乗車人員	(H24年度) 17,164千人	(H25年度) 18,048千人	姫路市 「姫路市統計要覧」(H26年版)
生活関連機能サービスの向上	人口社会動態 (転入者数－転出者数)	(H25年) △3,238千人	(H26年) △3,462千人	兵庫県 統計課 ホームページ
	JR姫幹線・播但線乗車人員 (姫路駅を除く圏域内各駅)	(H24年度) 19,193人/日	(H25年度) 20,158人/日	兵庫県 「兵庫県統計書」(H25年)

※特に表記が無い指標については、圏域全体(8市8町)の現状値を記載

4 姫路駅周辺整備事業及び姫路城現地調査

(1) 姫路駅周辺整備事業について

姫路市は、播磨圏域の中核都市にふさわしいにぎわいとうるおいにあふれた交流都心づくりに向けて、JR姫路駅周辺を3地区(コアゾーン、イベントゾーン、エントランスゾーン)に分け、魅力ある商業施設や付加価値の高いサービス産業、国際的・広域的な情報交流を促進するコンベンション機能を備えた施設等の導入を進めている。

このうち、エントランスゾーンにおいて、播磨圏域の住民や観光客が集う「賑わい・憩いの空間」として、「城を望み、時を感じ人が交流するおもてなし広場」に整備された姫路駅北駅前広場等の管理・運営等についての現地調査を行った。

① 姫路市の概況

姫路市は、平成 18 (2006) 年 3 月 27 日に、旧姫路市、旧家島町、旧夢前町、旧香寺町、旧安富町の 1 市 4 町が合併して誕生した。合併により、人口は約 53 万 4,800 人 (平成 28 (2016) 年 8 月末現在)、世帯数は約 21 万 4,400 世帯、市域面積は約 534km²となり、北部は緑豊かな山々、南部は播磨灘に面するなど温暖な気候が育てた肥沃な播磨平野における農作物や、ミネラル豊富な播磨灘における前どれの魚介、その他地酒、和菓子や革製品など多彩な名産品が揃っている。

幹線道路網は、J R 姫路駅を中心に 3 環状 10 放射道路が走っており、バス網は、J R 姫路駅の北口に 18 バース、南口に 3 バースの乗降スペースがあり、1 日につき約 1,000 便、約 17,000 人の乗車客がいる。

自動車交通は、人口と自動車保有台数 (貨物・乗合含む) の関係でみると、人口の伸びに対し、市民の自動車保有台数は年々増加しており、1 世帯当たり 1.7 台、市民 1 人当たり 0.66 台 (平成 25 (2013) 年度) と、全国的にも自動車保有台数が多い。

鉄道網は、市内に、J R 山陽本線、J R 山陽新幹線、J R 姫新線、J R 播但線の 4 線 16 駅と山陽鉄道本線、山陽鉄道網干線の路線の 2 線 15 駅があり、J R 姫路駅及び山陽姫路駅では、1 日につき約 60,000 人の乗車人員がいる (平成 26 (2014) 年度)。

② 姫路駅北駅前広場整備事業の概要

姫路駅周辺土地区画整理事業 (45.5ha) について、姫路市は、平成 19 (2007) 年 J R 姫路駅ホームから姫路城の眺望を確保することなどを目的として、姫路駅ビルの形状変更を含む周辺都市計画の見直し方針を打ち出すとともに、姫路駅北駅前広場整備事業 (駅前広場整備及び大手前通り改修) の素案を公表した。

市の素案に対し、各種団体から複数の提案が示されたが、市、市民団体、有識者は一体となって様々な意見を集約し、駅前づくりの実現に向けて計画を収斂した。

その結果、平成 23 (2011) 年には、姫路駅北駅前広場整備事業がスタートし、翌年、市は、専門家をメンバーとするデザイン会議を立ち上げ、広場空

間のデザインの統一性などを検討した。

その間も、市は、北駅前広場づくりの情報を積極的に公開し行政、交通事業者、関係権利者、市民団体等による「姫路駅北駅前広場整備推進会議」を平成 24（2012）年度までに 17 回開催し、各種団体それぞれの案を比較検討した。

市だけでなく、民間側も地元のまちづくり団体「NPO 法人スローソサエティ協会」が旗振り役となって、市の担当者や商業関係者、市民が同じ土俵で意見を交わせる場である「公開フォーラム」を開催した。また、一人ひとり市民が、自ら駅前づくりを学べるように専門家を招いた勉強会やセミナーを 10 回以上開催した。

このようなプロセスを経て、最終的に、市長の判断により人と車をすみ分けた現在の配置計画を決定した。

③ 姫路駅北駅前広場「キャッスルガーデン」

J R 姫路駅の北側駅前に、平成 25（2013）年 4 月にオープンしたのが、姫路市が整備した「キャッスルガーデン」である。

「キャッスルガーデン」は、鉄道の高架化完了（平成 20（2008）年）後、建て替えられた J R 旧駅ビルの地下躯体跡を床版コンクリートで補強し活用した。地上から約 5m 下に約 1,700m²の開放的な空間が広がり、ウッドデッキの舞台や水の流れを設けている。

「キャッスルガーデン」は、駅前にくつろぎの場を提供するだけでなく、新駅ビル（P i o l e 姫路、旧駅ビル跡地から南側に 44m 移転）とその北側に残る既存地下街とを地下レベルでつなぐ機能も担っており、地上とは 3 カ所の階段、エスカレーター及びエレベーターで連続している。なお、地上から約 5m 下がった空間であるため四方を囲われており、行き交う車は見えず、水が流れ落ちる音により駅周辺の喧騒は気にならない。



姫路駅北駅前広場
「キャッスルガーデン」

屋根などの構造物は、オープンな空間を遮ることになるため設置しておらず、イベント等への活用を考え固定式のベンチも設置していない。利用者が

ゆっくりくつろぐことができるよう植栽ますの腰壁や水景施設付近のステップは、利用者が座ることを想定したデザインを採用しており、観光客や買物客が利用しやすく駅近くで人が賑わう代表的なスポットの一つとなっている。

また、キャッスルガーデンの北側には、芝生広場（面積約 2,100²m）を設けており、「姫路駅北にぎわい交流広場条例」（平成 27（2015）年 4 月施行）により、同年 4 月から、展示会、音楽ライブやマルシェ、雑貨市、物産展等の各種イベントが行われている（平成 27 年度は 230 イベント実施）。

市は、「姫路のまちを美しく安全で快適にする条例」（平成 27（2015）年 3 月施行）により、同年 3 月から姫路駅北駅前広場を路上喫煙禁止区域に、「姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例」（平成 27（2015）年 5 月施行）により同年 5 月から姫路駅北駅前広場等を路上駐輪禁止にするなど、駅周辺の環境整備に努めている。

姫路駅北駅前広場の整備に伴う商業施設の完成などで、近年、駅周辺の購買人口や J R 姫路駅の乗車客数及び中心市街地主要 7 地点の歩行者通行量が増加するなど、中心市街地の活性化効果が表れている。

④ 姫路駅前トランジットモール化

J R 姫路駅の北側駅前から姫路城へ続く「大手前通り」は、駅寄りの延長 160m の区間を対象に歩車道の改良で歩道の幅員を広げるとともに、一般車両の進入を禁止して歩行者優先のまちづくりの一環として、平成 27（2015）年 4 月にトランジットモール化し共用を開始した。

「大手前通り」の幅員 50m は、改修前と同じだが車道を半分に縮小し、歩道を約 2 倍に拡幅した。その結果、車道は従来の片道 3 車線から片道 1 車線に減り、路線バスやタクシー以外の一般車両は終日通行を禁じている。

トランジットモールの先行例では、一般車両の進入規制は時間帯を限って行う例が多く、進入規制を終日実施するケースは珍しい。市は、「大手前通り」の改修が完了するまでの 2 年半の間、社会実験として改修区間への一般車両の通行を終日制限し、周辺交通への影響を事前に把握するなどトランジットモール化に向けた環境整備を進めてきた。

「大手前通り」は、戦災復興の一環で約 60 年前に完成した。当時は、姫路駅から姫路城が望めるように計画されたが、近年では通り沿いの並木が茂り、

歩道から姫路城の姿が見えない状態になっていた。また、バスやタクシーの乗り場が分散していたため一般車両の動線と交錯しやすい状況であった。

歩車道の幅員改良により、歩道からの眺望が改善するとともにバス・タクシー乗り場を J R 姫路駅北駅前西側に、また、一般車両用の乗降スペースを J R 姫路駅北駅前東西それぞれの最端部に配置することで利便性が向上し、一般車両との動線交錯は解消した。

バスターミナルは、J R 姫路駅北駅前の西側中央に島式駐車場があるが、J R 姫路駅及び山陽姫路駅から地下通路と 2 階デッキを使いそれぞれバリアフリーで直接行き来できる動線を設けている。



姫路駅北駅前西側のバス・タクシー乗り場

また、「世界文化遺産の玄関口」にふさわしい空間づくりのため、車道及び歩道のうち眺めが良い車道側縁部をそれぞれ御影石舗装にすることで姫路駅から姫路城へ至る軸線を強調している。歩道には、軸線の方に帯状の煉瓦舗装を施し、照明等の歩道上の構造物は、姫路城への眺望に配慮して歩道中央付近にまとめている。

今後は、「大手前通り」の姫路城寄り区間（延長 670m）においても歩道拡幅等の改良に取り組み、平成 31（2019）年度の完成を目指している。

（2）姫路城について

世界文化遺産であり国宝である姫路城は、日本で現存する最大の城郭建築であり、巧妙な縄張りや多様な石垣、連立する大天守・小天守、渡櫓、門、狭間、瓦などに魅力が凝縮されている。



世界文化遺産及び国宝の姫路城

姫路城は、平成 27（2015）年 3 月に、大天守の保存修理を終え、グランドオープンを迎えた。白漆喰総塗籠しろしっくいそうぬりごめの輝くような真っ白な姿が美しい平山城であり、白鷺が羽を広げたような優美な姿から「白鷺城」の愛称で親しまれている。

平成5（1993）年には、法隆寺地域の仏教建造物（奈良県）、屋久島（鹿児島県）、白神山地（青森県、秋田県）とともに、日本で初めて世界遺産に登録された。

① 姫路城の概要

元弘3（1333）年に姫路の地に砦が築かれてから600年、また、天正9（1581）年の築城以来400年を超える歴史を刻む姫路城であるが、国宝部分は、大天守、東・乾・西小天守、イ・ロ・ハ・ニの渡櫓8棟（昭和26（1951）年国宝指定）であり、重要文化財部分は、櫓・渡櫓（イ・ロ・ハ付及び化粧櫓、井郭櫓、帯の櫓、帯郭櫓等）27棟、門15棟、土塀32棟の計74棟である。敷地は、内曲輪が23ha、外曲輪が233haとなっている。

大天守の高さは、海拔91.9m（姫山の高さ45.6m、天守台（石垣）の高さ14.8m、大天守（建物）の高さ31.5m）であり、大天守の重さは推定5,700t。大天守の構造は5重7階（城郭建築では、「重」は外観の屋根の数、「階」は内部の階段を表す。）であり、内部の造りは、地上6階・地下1階の7階構成となっている。

また、姫路城には、菱の門や「いろは・・・る」の門、「水の一・・・六」の門、備前門が現存しておりその様式は実に様々である。防備面から頑丈さを重視した柵門や木戸、塀重門、冠木門、高麗門、櫓門、長屋門、埋門等、安土桃山時代の様式を残す門など敵を容易に大天守へ到達させない工夫を施した21門が残っている。

戦いへの知恵を秘めた防御施設の一つに、狭間が挙げられる。狭間とは、天守や櫓、土塀の壁面に開けられた矢や鉄砲を放つための穴のことであり、城を防御するための重要な仕掛けである。一般的には、丸形や三角形、正方形は鉄砲用。縦長方形は弓・矢用の4種類あり、姫路城に現存する狭間の数は997カ所（鉄砲狭間844、矢狭間153）。開けられた位置により立狭間、居狭間、寝狭間とも呼ばれるが、姫路城には、片膝を突いて鉄砲を撃つ時に使われる居狭間が数多く見られる。

② 「はりまグランドツーリズム」の展開

播磨圏域連携中枢都市圏は、平成26（2014）年12月に、播磨圏域経済成長戦略を策定している。

播磨圏域内にある魅力的な観光資源をPRし、観光客やコンベンション参加者などの交流人口を増やすことで人口減少の影響を緩和し、圏域内消費額を増加させ、地域経済の活性化を図るため「はりまグランドツーリズム」を展開し、世界遺産の姫路城をエンジンとして観光客を播磨圏域全体に誘客し、インバウンド観光を拡大するなどの戦略を立てている。

分野別では、(ア) 圏域内広域観光連携の推進、(イ) Wi-Fi環境の整備と観光情報の発信や多言語表記によるサイン等の整備などの外国人観光客の誘致活動、(ウ) 圏域観光情報の発信強化や圏域内の観光資源の認知度向上と発信などのプロモーションやファムツアーの実施、(エ) 集客力のあるイベントの開催などがあり、これらをもって観光客の増加やサービス産業の成長を図るとしている。

このうち、(ウ)の圏域観光情報の発信強化や圏域内の観光資源の認知度向上と発信では、「姫路・はりま～歴史と自然をめぐる旅」と題する広域観光パンフレットを作成し、「はりま」の歴史・自然をピックアップした、6つの広域観光ルートを紹介している。



「姫路・はりま～歴史と自然をめぐる旅」のパンフレット（抜粋）

姫路城も、天文15（1546）年に城内で生まれた黒田官兵衛が築いたとされる野面積みの石垣が上山里下段や菱の門東側等に残っていることなどから、「黒田官兵衛戦国出世街道ルート」にて他の官兵衛ゆかりの古城や多くの史跡とともに紹介している。

現地調査の様様



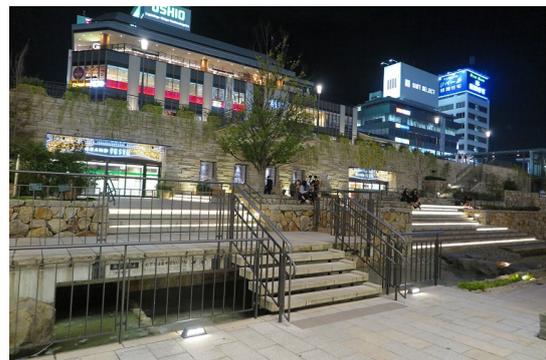
播磨圏域連携中枢都市圏の説明を受ける



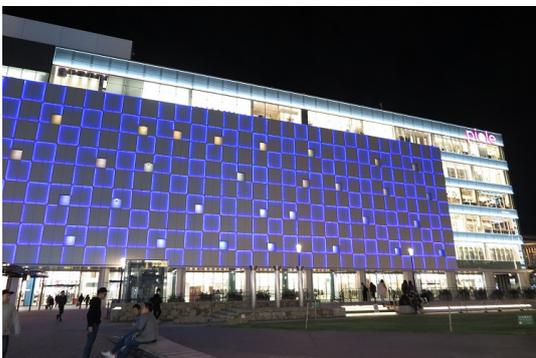
姫路駅北駅前周辺の様子



姫路駅北駅前西側バス乗り場の様子



ライトアップされた「キャッスルガーデン」の様子
於：姫路駅北駅前



ライトアップされた「ピオレ姫路」の様子
於：姫路駅北駅前



姫路城内にてガイドによる案内の様子①



姫路城内にてガイドによる案内の様子②



姫路城AR（拡張現実）による解説の様子

(2) 千葉県千葉市

- 1 年月日：平成29年1月25日（水）
- 2 場所：千葉県千葉市
- 3 調査目的：千葉市は、人口減少・少子超高齢社会に対応するため、周辺都市との連携を強化する必要性を認識している。

このような中、平成27（2015）年5月に、総務省が「連携中枢都市圏」の形成等の地方公共団体間の新たな広域連携の促進を図ることを目的として提案募集を行った「新たな広域連携促進事業」に、千葉市と隣接する市原市、四街道市へ、子ども・子育て支援分野における連携を呼びかける形で応募し、同年6月に、「新たな広域連携促進事業」の委託団体として決定された。また、千葉市、市原市、四街道市の3市は、今後、ニーズの高い保育事業を中心として連携を強化する予定としている。こうした状況の中、都市行政問題研究会の平成28・29年度テーマ「都市における広域連携のあり方」の調査研究に資するため、三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組を行っている千葉市の新たな広域連携促進事業に関する取組を調査し、都市における広域連携のあり方を探ることとした。

1 千葉市・市原市・四街道市圏域の概要

(1) 千葉市・市原市・四街道市の現状・特徴について

千葉市は、人口962,554人（平成27（2015）年3月31日現在）で千葉県内唯一の政令指定都市であり、東京湾の湾奥部に面し、千葉県のほぼ中央部、東京都心部から東に約40kmに位置している。6つの行政区からなり、「千葉都心」や「幕張新都心」などの都市機能を有する一方、内陸部には緑豊かな自然環境が残されており、東京湾に面した海岸線、13の河川を擁するなど、大都市でありながら緑と水辺にも恵まれている。

また、千葉市民の東京への通勤者は、22.6%にとどまり、千葉市内在勤者が57.4%と過半数を超えており、昼夜間人口比率（夜間と昼間千葉市内にいる人口

の割合を比べた値)も97.5%(平成22(2010)年国勢調査)となっており、首都圏における政令指定都市の中では突出して高いなど、圏域の中心都市・拠点都市としての機能を果たしている。

千葉市南側に位置する市原市は、人口280,223人(平成27(2015)年4月1日現在)であり、千葉市とともに、東京湾沿いに京葉工業地域を形成している。特に、市原市における臨海部の埋立地は、京葉工業地域の中核として、敷地面積10万㎡を超える大企業が多数立地し、日本有数の石油化学コンビナート地帯として発展している(製造品出荷額千葉県内第1位)。



千葉市・市原市・四街道市圏域

千葉市北東側に位置する四街道市は、人口91,218人(平成27(2015)年4月1日現在)であり、昭和40年代前半から、複数の大型団地が誕生し、首都圏の住宅都市として急速に人口が増加するとともに、自然と都市機能が調和したまちとして成長している。

(2) 千葉市・市原市・四街道市圏域の現状・特徴について

3市の圏域面積は約675Km²、圏域人口は約134万人と、圏域人口では、姫路市を中心とする「播磨圏域連携中枢都市圏」とほぼ同じである。

3市の結びつきとして、鉄道網は、JR千葉駅から市原市方面にはJR内房線、四街道市方面はJR総武本線で結ばれている。市原市の主要駅であるJR五井駅へは約16分、四街道市の主要駅であるJR四街道駅へは約9分でアクセスが可能である。道路網は、高速自動車国道では、市原市方面には館山自動車道(京葉道路接続)、四街道市方面には東関東自動車道が接続しており、一般国道では、市原市方面には国道16号線(国道357号線接続)、四街道市方面には国道51号線が接続している。

千葉県内の他市町村から千葉市への就労者数は、市原市が19,305人で第1位、四街道市が11,067人で第3位となっている。逆に、千葉市から千葉県内の他市町村への就労者数は、市原市が10,238人で第2位、四街道市が3,933人で第7位となっている(いずれも平成22(2010)年国勢調査)。

3市における就労者の出入りでは、市原市とは千葉市中央区や緑区、四街道市とは千葉市稲毛区や若葉区など、市境に位置する地域との関係性が強い。

2 連携事業の検討に向けて

(1) 連携の目的について

千葉市は、県都であり政令指定都市であるとともに、県内有数の交通の結節点でもあるため、広域経済圏の核都市・中心都市として、千葉市だけでなく、県東南部を支える雇用を創出し、活力の中心にならなければならないと考えている。

中でも、千葉市、市原市、四街道市の3市は、鉄道や主要道路網において結ばれており、市域を超えて就業、通学する者が多く、隣接する自治体の中でも特に強い結びつきがある。さらに、市境に近い駅などの周辺地域には住宅街や商業施設が展開し、市民生活において密接な関係性を有した1つの圏域を形成している。

このような背景の中、3市では、行政サービスの分野のうち、特に保育所について、保護者の勤務地があるなどの理由から、居住地以外の他市町村の保育所への入所（以下「管外保育」という。）において、長期間にわたり相互の受入れを継続してきており、連携体制を構築している。

今後、人口減少、少子超高齢社会に対応するため、より広域的な視点を持って圏域全体による定住促進や経済の活性化を図るため、3市の市域を1つの圏域と捉え、効果的な行政施策を共同実施することを連携の目的としている。

【管外保育実績】

単位：延べ利用月数（括弧内は実人数）

	平成26年度	平成25年度	平成24年度
千葉市→市原市（委託）	103 (13)	161 (20)	164 (22)
千葉市←市原市（受託）	376 (49)	254 (34)	251 (30)
千葉市→四街道市（委託）	0 (0)	3 (1)	15 (4)
千葉市←四街道市（受託）	626 (57)	634 (61)	469 (56)

また、人口減少は、千葉市周辺の市でも既に始まっているが、人口減少の進展が将来にもたらす様々な影響は、全ての自治体が直面する課題であり、各自治体が単独で生活機能の維持・向上を目指すのではなく、周辺市との連携を強化し、圏域内の諸資源を最大限に活用し合わなければ圏域全体の活性化を図ることは

できないと考えている。

千葉市では、「千葉市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（平成28（2016）年3月策定）」において、人口減少・少子超高齢社会に果敢に挑戦し、「交流」と「共創」による自立した圏域を創り出すため、（ア）東京への人口流出を食い止める「人口のダム」機能を発揮する。（イ）“ちば”しかできないライフスタイルを提示、圏域全体の人口を維持・増加する。（ウ）産業の「稼ぐ力」を育成、商業の中心、就業の場としての機能を発揮し、圏域経済をけん引するなど、千葉市が果たすべき役割を定めた「“ちば”共創都市圏」の枠組を打ち出している。

（２）連携事業の概要について

人口減少、少子超高齢社会を迎える中、子育て世帯の定住や女性の社会進出を一段と促進するため、増大する保育ニーズに対応できるよう、各市が単独で事業を実施するのではなく圏域内の周辺自治体が連携し、保有する資源等を有効活用した施策を実施することが重要である。

千葉市、市原市、四街道市の3市圏域全体において、これらの施策を連携して実施するにあたり、施策推進に向けた広域連携体制の仕組みづくりを行うとともに、保育所事業を中心とした子ども・子育て支援サービス等の現状把握や具体的な施策立案を検討し、今後の連携の可能性を探っていく。

<平成27年5月作成（提案書提出時）：事業概要図>

三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組	
千葉市・市原市・四街道市 新たな広域連携促進事業概要	
関係地方公共団体	
提案市区町村：千葉市	962,554人、271.76k㎡
連携市区町村：市原市	280,223人、368.17k㎡
四街道市	91,218人、34.52k㎡
関係地方公共団体の特長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 千葉市は市原市とJR内房線・京成ちはら線、四街道市とJR総武本線上に立地 ○ 市原市及び四街道市から千葉市への通勤通学割合が16%、28%と高水準 ○ 東京湾に面した千葉工業地帯や、首都圏の住宅地として発展してきた
提案概要	
千葉市と隣接する市原市、四街道市を1つの圏域と捉え、圏域全体の定住促進等を図るために共通して取り組める施策、及び女性の社会進出の促進に向け、圏域内における子ども・子育て支援環境の整備について、圏域全体を捉えた効果的な広域連携の仕組みづくりについて検討する。	
主な取組	
<社会背景> 人口減少 → 少子超高齢社会	市域を超えた圏域全体による定住促進策の検討が必要 圏域全体で共通して取り組める施策を探る
女性の社会進出を一段と促進するため、子育て世帯の定住を図る施策を圏域全体で連携して取り組むことが重要	
<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・子育て支援サービス等の現状把握や利用者の意向調査 ● 施策推進に向けた広域連携体制の仕組みづくり 	

(3) 連携に向けた体制について

3市の連携事業（圏域内における子ども・子育て支援環境の整備）は、具体的な施策立案を検討するため連携体制を構築している。具体的には、3市の連携事業に対する意見交換の場として、3市の広域連携担当及び子ども・子育て支援担当の課長級による連絡会議を設置している（これまで課長級会議3回、部長級会議1回実施。）。

また、千葉市から市原市、四街道市へ連携事業案を示すとともに、3市の子ども・子育て支援事業の現状把握と提案事業ごとの課題や連携の意向等について意見照会を行い、千葉市が取りまとめている。

千葉市においても、広域連携担当課と子ども・子育て支援担当課で庁内ワーキングチームを設置し、連携事業の提案・課題整理及び全体の進捗管理等を行うこととしている。

(4) 連携・検討状況について

時 期	概 要
平成27(2015)年 5月中旬	総務省「新たな広域連携促進事業」への応募 ・提案者は千葉市 ・千葉市から市原市、四街道市へ、子ども・子育て支援分野における連携を呼びかけ
6月上旬	同事業の委託団体として決定
6月～7月	千葉市庁内ワーキングチームを設置 ・千葉市から市原市、四街道市に連携事業を提案するため、連携項目の選定を行う
8月17日	第1回3市連絡会議 ・「新たな広域連携促進事業」応募内容について確認 ・連携の目的、検討体制やスケジュール等について3市間で共有 ・連携事業の千葉市案を提示し、具体的な取組のイメージについて市原市、四街道市に説明
8月下旬	千葉市から2市への意見照会① ・千葉市から提案した連携事業案について、各市の事業実施状況等について調査
9月中旬	千葉市から2市への意見照会②

時 期	概 要
10月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業の各市実施状況を取りまとめた上で、事業ごとの連携の意向について調査 <p>第2回3市連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見照会の取りまとめ結果の報告 ・意見照会の結果をもとにした今後の連携検討事業を確認 ・各連携事業案の具体的な検討については、3市の各事業担当課間で行うことを確認 ・各事業担当課は、連携内容についてそれぞれ協議の場を設け、連携計画書(連携を想定する事業ごとに、連携の方向性、効果、課題、スケジュール等を整理したもの)を作成することを確認
10月下旬～11月下旬	各事業担当課による協議、連携計画書の作成
12月～平成28(2016)年1月	「新たな広域連携促進事業の報告書(案)」を作成
2月3日	<p>第3回3市連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉市から報告書案の説明
2月10日	<p>3市広域連携・子ども子育て支援担当部長会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書について確認 ・次年度以降の連携に向けたスケジュール等について確認
2月末	千葉市から総務省へ「新たな広域連携促進事業報告書」の提出
4月19日	<p>千葉市、市原市、四街道市による新たな広域連携の発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯の定住、女性の社会進出をさらに推進するため、子ども・子育て支援環境の整備等で連携することを3市長が共同の記者会見で発表 <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点施設の相互利用(平成28年度～) ・管外保育の要件撤廃(平成28年11月入所分～) ・ファミリー・サポート・センターの相互利用(平成29年4月～) ・子育て支援関連情報の共有(随時)

(5) 連携事業の選定について

連携事業の選定では、子ども・子育て支援の環境整備として、保育需要の増加に対応する施策の充実という視点に基づき、「保育所・小規模保育事業の共同整備」など15事業を連携検討事業案として、千葉市から市原市、四街道市へ提案した。

うち、3市の事業実施状況や連携の意向などを踏まえ、3市のいずれかから検討の見送りの意見があった事業を除く10事業について、連携の実現性の可否や具体的な連携事項について検討を行うこととした。

また、連携を見送ることとなった事業については、先に連携に向け協議する事業の進捗状況等を踏まえ、今後の新たな連携の可能性として再検討することも視野に入れている。

【連携検討事業案に対する3市の連携の意向】

事業名		各市の連携の意向			今後の方向性
		千葉市	市原市	四街道市	
1	保育所・小規模保育事業の共同設備	○	◎	○	連携に向け協議
1の2	事業所内保育事業	○	○	○	連携に向け協議
2	管外保育	○	◎	○	連携に向け協議
2の2	地域型保育事業の連携施設	○	◎	◎	連携に向け協議
3	子育て支援員研修	○	○	◎	連携に向け協議
4	地域子育て支援拠点事業	○	○	○	連携に向け協議
5	一時預かり事業	○	○	○	連携に向け協議
6	幼稚園型一時預かり事業	◎	○	○	連携に向け協議
7	ファミリー・サポート・センター	○	◎	○	連携に向け協議
8	子育て支援関連情報の共有	○	○	○	連携に向け協議
9	私立幼稚園の長時間預かり保育に対する補助事業	×	○	×	見送り
10	病児・病後児保育	○	×	○	見送り
11	認可外保育施設への補助	×	○	×	見送り
12	潜在保育士再就職支援研修	○	×	○	見送り
13	保育の質の向上を目的とした研修、現場研修	×	○	×	見送り

◎・・・積極的に連携を図りたい

○・・・課題はあるが連携できる可能性はある

×・・・連携は困難である

3 連携事業の検討成果

(1) 連携事業の検討成果について

連携に向けて検討を行うこととなった 10 事業について、3 市の事業担当課で連携内容の協議を行い、連携の具体的内容や実現に向けた課題などについて連携計画書として取りまとめている。

今後、連携の実現に向けたより具体的な協議は、連携計画書に基づき 3 市の事業担当課で進めていくことを合意している。

連携計画書の主な記載内容は、以下のとおりである。

①保育所・小規模保育事業の共同整備（連携の検討を継続する）

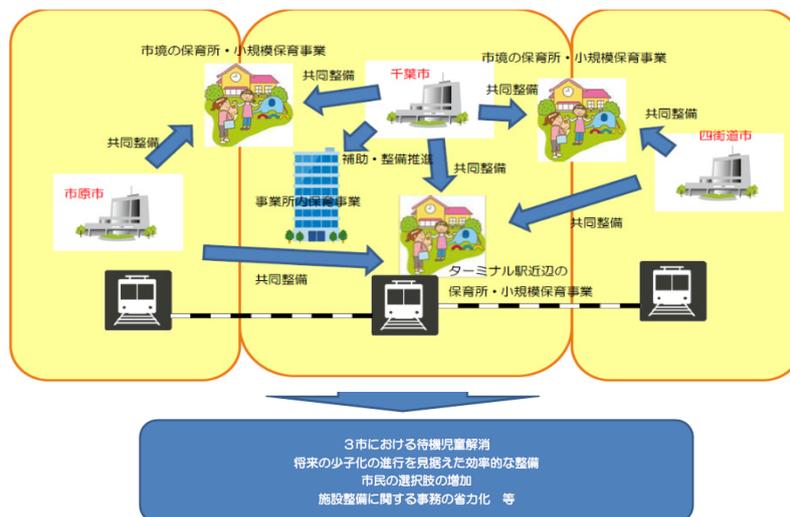
- ・保育所（原則 5 歳未満児対象）・小規模保育（原則 3 歳未満児対象）事業について、市境・ターミナル駅近辺など、相互利用のニーズが高い地域において共同整備を行う（平成 30（2018）年 4 月、改修後の JR 千葉駅において駅構内に保育所を共同整備）。
- ・確認申請に係る必要書類を統一し、可能な限り簡略化する（地域型保育事業全般に適用）。



平成 30 年 4 月に保育所が共同設置される予定の千葉駅

②事業所内保育事業（連携の検討を継続する）

- ・事業所内保育事業（原則 3 歳未満児対象）について、特に事業所が多くある千葉市が、整備等の補助制度を新設する（千葉市単独の補助金）など推進し、千葉市に勤務する者の保育需要に対応する。
- ・確認申請に係る必要書類を統一し、可能な限り簡略化する（地域型保育事業全般に適用）。



事業所内保育事業の概要(イメージ)

③管外保育（平成 28 年度に連携する）

- ・3 市間相互の管外保育について、「勤務先がある」等の要件緩和（平成 28（2016）年 11 月入所分から連携開始）や空き施設の情報提供を行うなど、相互利用を促進する。

④地域型保育事業の連携施設（連携の検討を継続する）

- ・地域型保育事業（原則 3 歳未満児対象）において、3 歳となった児童の管外保育について、「勤務先がある」等の要件緩和を行うなど、児童の保育の継続性を考慮した取組を行う。

⑤子育て支援員研修（連携の検討を継続する）

- ・平成 27（2015）年 4 月に、子ども・子育て支援制度が施行された際に始まった子育て支援員（子育て支援の分野で働く際に必要な知識や技術を身に付けていると認められる者であり、国のガイドラインに基づき地方自治体を実施する 30 時間程度の全国共通の研修を修了すると、全国で通用する「子育て支援員」として認定される。）研修事業について、3 市で実施する研修の相互乗り入れを行う。

⑥地域子育て支援拠点事業（平成 28 年度に連携する）

- ・3 市の地域子育て支援拠点事業（小学校就学前の児童とその保護者が集い、一緒に遊びながら交流する場であり、子育てに役立つ情報を知らせるほか子育ての悩みについての相談も行う。）を、3 市間で相互に利用できる体制を整える（平成 28（2016）年度から連携開始）。

⑦一時預かり事業（平成 29 年度から連携を開始する。）

- ・3 市の保育所で行われている一時預かり事業を、3 市間で相互に利用できる体制を整える。

⑧幼稚園型一時預かり事業（平成 29 年度からの連携を見送る）

- ・幼稚園型一時預かり事業（幼稚園・認定こども園において、自園に通う児童を対象に、幼児教育の時間外の預かり（延長保育）を行う事業。）について、幼稚園所在市が他市在住園児分も含めて補助金を交付（後に自治体間で精算。）する。
- ・3 市間の連携がうまく機能した場合、他の近隣市とも同様の連携を図ることを視野に検討する。

⑨ファミリー・サポート・センター（平成29年度から連携を開始する）

- ・3市のファミリー・サポート・センター事業(子育ての援助を行いたい人(提供会員)と子育ての援助を受けたい人(依頼会員)をつなぎ、相互援助活動を支援する事業。)について、3市間で相互に利用できる体制を整える。
- ・3市で事業形態が異なるため制度的な統合は行わず、3市の制度をそのまま活用することを基本とし、依頼会員として、各市の事業を利用可能とする体制を整える（平成29（2017）年4月から連携開始。）。

⑩子育て支援関連情報の共有（平成28年度に連携する）

- ・3市が利用者向けに発信している子育て支援関連情報（千葉市の「イクメンハンドブック」等）の共有・発信

【子育て支援関連情報の共有の事例】

- ・HPの相互リンク

3市の子育て関連ページを相互にリンクする。施設マップの相互リンクも行う（相互利用が可能となった制度の該当ページを順次リンクさせる。）。

- ・情報冊子の窓口配布

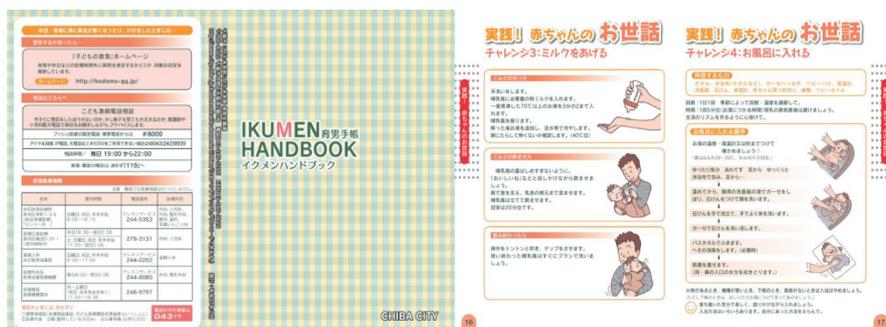
3市が冊子を作成する際に、相互利用が可能な制度について「3市広域連携により〇〇市及び△△市の施設も利用可能です」という趣旨の文言を記載した上で、他市のHP該当ページのアドレスやQRコードを掲載する。

- ・子育て支援コンシェルジュによる紹介範囲の拡大

コンシェルジュ、コーディネーター等は、相互利用可能な他市の施設の情報も利用者へ提供。

- ・その他

「ちばMy Style Diary」（スマホ用アプリ/千葉県配信）からの情報発信について、施設や制度の連携が図れたものの情報は、3市の登録者への発信を行う。



千葉市において作成している「イクメンハンドブック」。千葉市・市原市・四街道市の3市において共同利用できるかどうか検討されている。

4 今後の取組方針

(1) 今後の連携事業の取組について

連携に向けた検討は、引き続き 3 市の事業担当課間において協議を継続するとともに、千葉市の庁内ワーキングチームは、事業ごとの進捗状況を確認し、3 市による連絡会議間での情報共有を図る。

3 市による連絡会議は、必要に応じて開催(おおむね 6 か月に 1 回程度)し、連携事業全体の管理及び課題整理等を行い、連携の実現に向けて協議が調った事業について、予算措置を伴わない事業は平成 28 年度から随時連携策を実施し、予算措置が必要な事業は平成 29 年度からの連携策の実施を目標とする。

(2) その他の連携事業の取組について

千葉市、市原市、四街道市の 3 市は、上記の保育所の共同整備等をはじめとする子ども・子育て支援環境の整備等のほか、他の事業についても連携の実現に向けて協議しつつ、取組を実施している(千葉市、市原市、四街道市の 3 市及び 3 市の商工会議所等からなる「千葉経済圏連携調整会議」の設置(平成 28 年度)等の取組。)。

【具体的な取組の事例】

① 3 市連携 千産千消フェアをそごう千葉店で開催します！

～見て！来て！食べて！3つの都市の、魅力グルメフェア～

② 「19歳・20歳限定無料！ゴルフは千葉市・市原市・四街道市で始めよう」キャンペーンを開始！

～プレー代無料のほか、アフターグルメなどのうれしい特典～

③ 「はたらくみらいインターンシップ in chiba」を実施します！

～千葉市・市原市・四街道市内の企業 27 社が参加！～

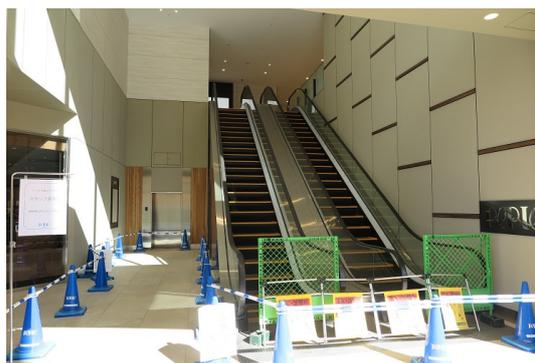


千葉市・市原市・四街道市において 3 市で取り組んでいる
取組事例のパンフレット

現地調査の様様



平成 30 年 4 月に保育所が共同設置される予定
の千葉駅①



平成 30 年 4 月に保育所が共同設置される予定
の千葉駅②

(3) 岡山県倉敷市

○ 年月日：平成 29 年 4 月 20 日（木）～21（金）

○ 場所：岡山県倉敷市

○ 調査目的：倉敷市をはじめとする高梁川流域の 7 市 3 町は、平成 26（2014）年 4 月 7 日に、総務省の「新たな広域連携モデル事業」のモデル都市に応募。同年 6 月 27 日に採択されている。その後、高梁川流域自治体連携推進協議会での検討を経て、平成 27（2015）年 2 月 17 日に連携中枢都市宣言、連携協約の締結及び連携中枢都市圏ビジョンの策定が行われ、平成 27 年度から高梁川流域連携中枢都市圏として連携事業を開始している。

本研究会は、連携中枢都市圏の取組において、常に他団体に先駆け、先進的な取組を展開する同圏域の中心都市である倉敷市を訪れ、広域連携施策に関する取組を調査することとした。

1 倉敷市の概要

倉敷市は、岡山県の南部に位置し、白壁の町並みが残る倉敷美観地区や、本州と四国を結ぶ瀬戸大橋などで知られる。中国地方で 3 番目、岡山県下では県庁所在地で東に隣接する岡山市に次いで 2 番目の人口約 48 万人（人口 483,749 人、面積 355.63 km²：平成 29（2017）年 7 月末現在）を擁し、平成 14（2002）年に中核市に指定されている。

また、備中県民局の本庁が置かれ、県西部（高梁川流域圏）の中核都市としての機能も有している。倉敷川沿いの白壁の町並みが「美観地区」として有名であり、観光の街である一方、製造品出荷額は西日本（近畿地方以西）の自治体の中で最も多く、大阪市などと並び西日本を代表する工業都市でもある。

県の南中央部に位置する同市の市域は、市西部を高梁川が北から南に流れ瀬戸内海にそそいでいる。平野の多くは干拓地や沖積平野で占められ、児島地域を除き比較的平坦である。

また、山陽新幹線・山陽本線・山陽自動車道・国道 2 号が東西に横断し、山陰地方を結ぶ伯備線、四国を結ぶ瀬戸大橋（瀬戸大橋線・瀬戸中央自動車道）も市内を経由しており、交通・物流の結節点としての重要な地位を占めるに至っている。

主要な地域としては、行政と観光の**倉敷**、重化学工業地帯の**水島**、学生服・ジーンズのメッカの**児島**、貿易港と新幹線駅を有する**玉島**などといっ

た地理や歴史の異なる多様な地域で形成されている。

気候・環境は、温暖で晴れの日が多く雨が少ない瀬戸内海式気候に属する反面、高梁川による豊富な水資源の恩恵で水不足になることは稀である。また、冬には大雪は極めて少ない。さらに、瀬戸内海を隔てて南方に位置する千数百メートル級の急峻な山々が連なる四国山地により台風が直撃することが少なく、直上を通過しても四国山地で勢力が弱められ甚大な被害とはならない場合が多いとされる。

2 高梁川流域連携中枢都市圏の概要

(1) 高梁川流域連携中枢都市圏の概況について

高梁川は岡山県と鳥取県境の新見市花見山（標高1,188m）に源を發し、111kmの流れを経て、瀬戸内海に注いでおり、支流を含めた流域は広島県におよび2,670km²の流域面積を誇っている。

高梁川流域は、7世紀後半に吉備国を三分して設けられた備前国、備中国、備後国のうち備中国領域とほぼ圏域を同じくし、鉄産地など古代から開発が進んだ先進地帯であり、古墳群を有することから、有力豪族の拠点であったとされている。高梁川の流れと共に生き、豊かな恵みを共有するこの流域圏は、13世紀以上を経ても地域間の強いつながりが引き継がれている。

こうしたことから、流域の自治体（現在の新見市・高梁市・総社市・早島町・倉敷市・矢掛町・井原市・浅口市・里庄町・笠岡市）等は、昭和29年（1954）3月に「高梁川流域連盟」を設立し、産業や文化・教育など流域全般の文化向上に寄与する取り組みを不断に進め、平成26（2014）年3月に創立60周年を迎えた。平成25（2013）年10月には、流域7市3町の首長・議長が一堂に会する60周年記念サミットを開催し、今後の流域活性化のため、連携をより強固なものとし、まちづくりにかかる課題解決に共同で取り組むことを宣言した。

圏域を形成する、高梁川流域の上流から下流に位置する7市3町は、人口で岡山県内の人口（1,945,208人）の約40%を占める785,304人を有し、圏域面積は岡山県の7,113.23km²の約34.6%を占める2463.31km²となっている。

気候や風土も異なることから、主要産業についても北部の農産品から南部の製造品や水産物まで多種多様なものとなっていることが、この圏域の大きな特色となっている。

こうした様々な地域特性のある市町が連携することで、圏域の特色を最大限に活かすとともに、農業・商工団体などの各産業分野や大学等高等教育機関、地域金融機関との連携や圏域内で最大の人口規模であり、工業・商業・観光など地域経済をけん引する倉敷市の持つ各資源を活用するなど、地域の総合力をもって、人口減少・少子高齢化社会への対応を図り、圏域全体の経済成長を目指すとしている。

①圏域の特色

(7) 多様な地域資源（産業・特産品・観光）が圏域内に存在

圏域内には、石油化学、鉄鋼、自動車など岡山県の製造品出荷額の約50%を占め、国内有数の企業集積地である水島コンビナート(倉敷市)をはじめ、全国的なシェアを誇るジーンズや学生服などの繊維産業(倉敷市・井原市)が集積。農林水産品では、全国的に有名な「い草製品」(倉敷市・早島町)、ブランド牛の「千屋牛」(新見市)、「白桃」「マスカット・オブ・アレキサンドリア」「ピオーネ」(倉敷市・新見市・高梁市・井原市)をはじめ、「活魚」「タコ」「カキ」(倉敷市・笠岡市・浅口市)など、全国展開商品から地産地消商品まで、多様な産品を有している。さらに、全国から年間約350万人の集客があり、平成24(2012)年にアジア都市景観大賞を受賞した「倉敷美観地区」(倉敷市)をはじめとする歴史的観光名所「備中国分寺・国分尼寺跡」・「作山古墳」・「鬼ノ城」(総社市)、「備中松山城」・「吹屋ふるさと村」(高梁市)、「井倉洞」・「満奇洞」・「鯉が窪湿原」(新見市)、「笠岡諸島」・「笠岡湾干拓地」(笠岡市)、「旧山陽道宿場町・矢掛本陣」(矢掛町)、「美星天文台」(井原市)、「国立天文台岡山天体物理観測所」(浅口市)などがある。また、伝統的建造物群保存地区の倉敷美観地区や高梁市吹屋地区をはじめ、倉敷市、新見市、高梁市、矢掛町には、古民家や町家など、昔ながらの町並みを残す「町並み保存地区」がある。

(4) 利便性の高い交通網を活かした企業立地と広範な商圈を有する

圏域内には、製造・物流に必要な不可欠な公共交通網として、JR山陽本線、JR伯備線、(株)井原鉄道のほか、山陽自動車道、岡山自動車道、中国自動車道、瀬戸中央自動車道の各高速道路が整備され、各自治体間を結んでいる。さらに、これら交通網は、岡山県内はもとより中国地方、四国地方の結節点となり、九州・関西地方とも繋

がっていることから、岡山県総合流通センター(早島町)や岡山総社 I C 流通センター(総社市)などの広域物流拠点が整備されている。また、玉島ハーバーアイランド(倉敷市)、新見工業団地(新見市)、成羽工業団地(高梁市)、テクノパーク総社(総社市)、笠岡港工業用地(笠岡市)、浅口工業団地(浅口市)などの工業団地が整備され、企業集積を図るとともに、圏域経済の基盤を支えている。このほか、J R 倉敷駅周辺には、県外に至る商圈を有し、年間1,000万人を超える集客がある2つの大型商業施設が立地している。(倉敷市)。

②圏域の都市機能について

J R 倉敷駅周辺の中心市街地は、駅北側には市内外から年間約1,000万人超が来訪する大型商業施設が2か所、また、駅南側には年間約350万人の観光客が訪れる昔ながらの町並みを有する美観地区を有している。現在、倉敷市では倉敷駅周辺の区画整理事業を推進するとともに、県事業であるJ R 山陽本線等倉敷駅付近連続立体交差事業の事業化に向けた取組を進めている。

倉敷市内には岡山県の三次救急指定病院として、高度医療を担う急性期基幹病院である倉敷中央病院と、高度救命救急センターを併設しドクターヘリ事業を行っている川崎医科大学附属病院がある。

圏域内には15の高等教育機関(大学・短大等)があり、そのうち倉敷市内には11機関がある。倉敷市では、平成21(2009)年11月に学官及び大学間の連携に向け、倉敷市大学連携推進協議会を設置し、市民向けの大学連携講座や、市によるインターンシップ受入れ事業などを行っている。

③圏域の生活関連機能

圏域内では倉敷市に多くの医療機関が立地し、他市町からも多くの受診者があることから、自治体間で連携し、医療機関と介護事業者の連携推進を目指している。子育てについては、圏域内での待機児童は、平成26(2014)年4月の時点で、倉敷市のみ28人となっていたが、平成25年度に新設した2園に続き、平成26年度中に3園を新設。増員を図った。圏域内では、保育士確保の難しい市町があり、保育士を安定的に雇用することも課題となっている。

社会教育施設の利用については、圏域内の図書館は、平成26(2014)年4月より高梁川流域連盟の取組の中で、相互利用を開始。また、倉敷市では、小・中学生を対象に休日に無料で市内の公立・私立の社会教

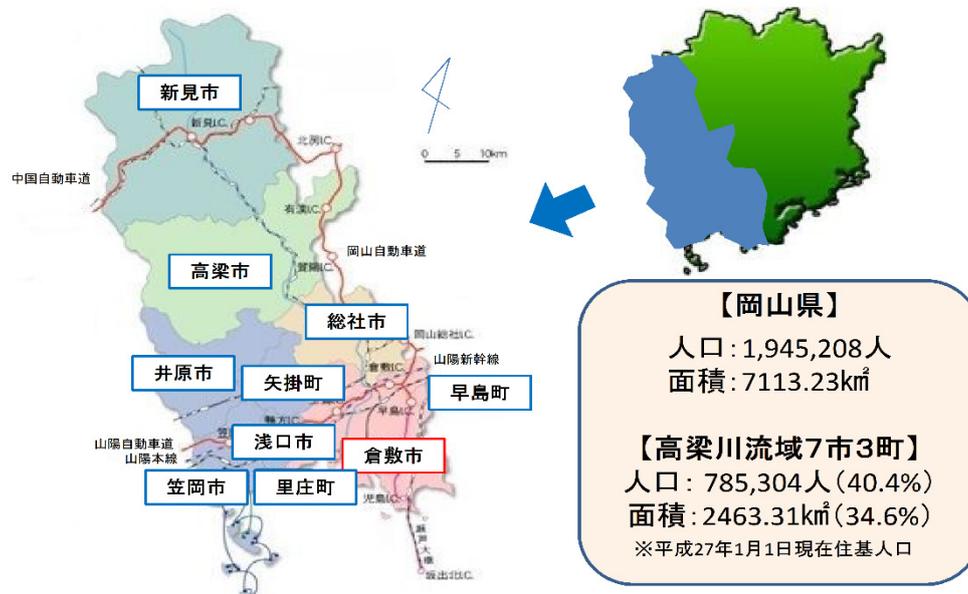
育施設や文化施設に入園できる取組を行っている。

(2) 高梁川流域連携中枢都市圏の現状

① 連携中枢都市圏の名称及び構成市町

- 1) 連携中枢都市圏の名称
高梁川流域連携中枢都市圏
- 2) 連携協約を締結する市町の名称
新見市・高梁市・総社市・早島町・倉敷市・矢掛町・井原市・浅口市・里庄町・笠岡市
- 3) 具体的取組の期間
平成27年度から同31年度までの5年間とする。
ただし、毎年度所要の変更を行うものとする。

② 高梁川流域圏（7市3町）の現状



③ 連携中枢都市（倉敷市）への通勤通学者割合

(%)

新見市	高梁市	総社市	早島町	矢掛町	井原市	浅口市	里庄町	笠岡市
0.9	3.3	22.3	36.1	17.9	3.1	27.4	13.7	6.5

※平成22年国勢調査より

④ 推計人口（見込み）

高梁川流域圏における、平成22（2010）年から平成52（2040）年までの人口推移は、国立社会保障・人口問題研究所発表によると全国平均が▲（マイナス）16.2%、岡山県平均が▲17.2%とされる中、これを上回る▲17.6%となっており、人口減少問題がより深刻化する見込

みとなっている。

市町名	(人)					(%)
	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 42 年	平成 52 年	増減率
新見市	33,870	30,658	29,352	25,107	21,418	▲36.8
高梁市	34,963	32,075	29,276	24,460	20,234	▲42.1
総社市	66,201	66,855	63,552	59,471	54,408	▲17.8
早島町	12,214	12,154	12,395	12,129	11,702	▲4.2
倉敷市	475,513	477,118	470,554	450,721	423,124	▲11.0
欠掛町	15,092	14,201	13,650	12,132	10,645	▲29.5
井原市	43,927	41,390	40,359	36,332	32,376	▲26.3
浅口市	36,114	34,235	33,166	29,539	25,701	▲28.8
里庄町	10,916	10,929	10,702	10,166	9,521	▲12.8
笠岡市	54,225	50,568	48,324	42,119	35,972	▲33.7
合計	783,035	770,183	751,330	702,176	645,101	▲17.6
割合(%)		▲1.6	▲4.0	▲10.3	▲17.6	

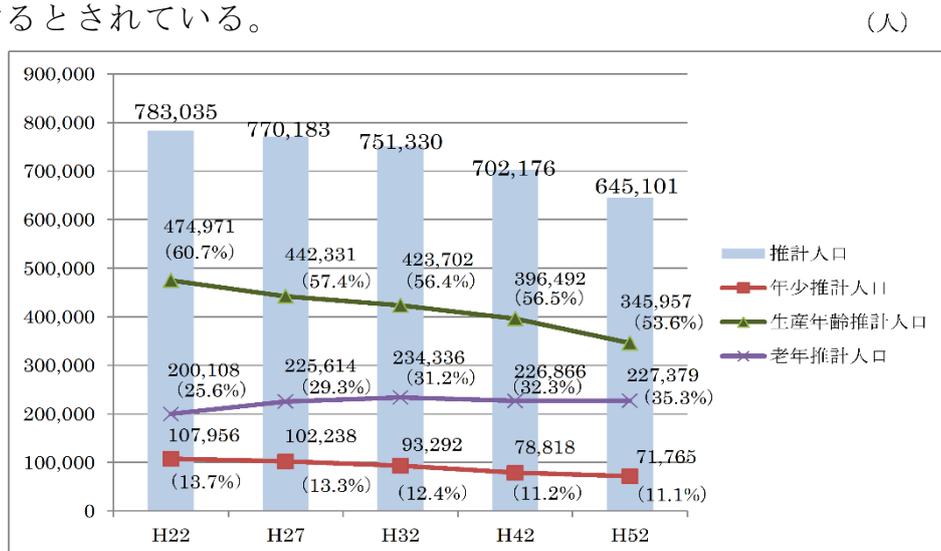
岡山県	(人)					(%)
	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 42 年	平成 52 年	増減率
岡山県	1,945,276	1,921,525	1,867,744	1,749,284	1,610,985	▲17.2
割合(%)		▲1.2	▲4.0	▲10.1	▲17.2	

全国	(千人)					(%)
	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 42 年	平成 52 年	増減率
全国	128,057	127,095	124,100	116,618	107,276	▲16.2
割合(%)		▲0.8	▲3.1	▲8.9	▲16.2	

※平成 27 年の人口は、平成 27 年国勢調査より（以下同じ）
 ※平成 32 年以降の推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所発表資料より（以下同じ）
 ※推計値は、出生中位・死亡中位仮定によるもの（以下同じ）
 ※平成 32 年以降の「割合(%)」は平成 22 年対比（以下同じ）
 ※「増減率」は、平成 52 年対平成 22 年比（以下同じ）

⑤圏域全体の推計人口（見込み）

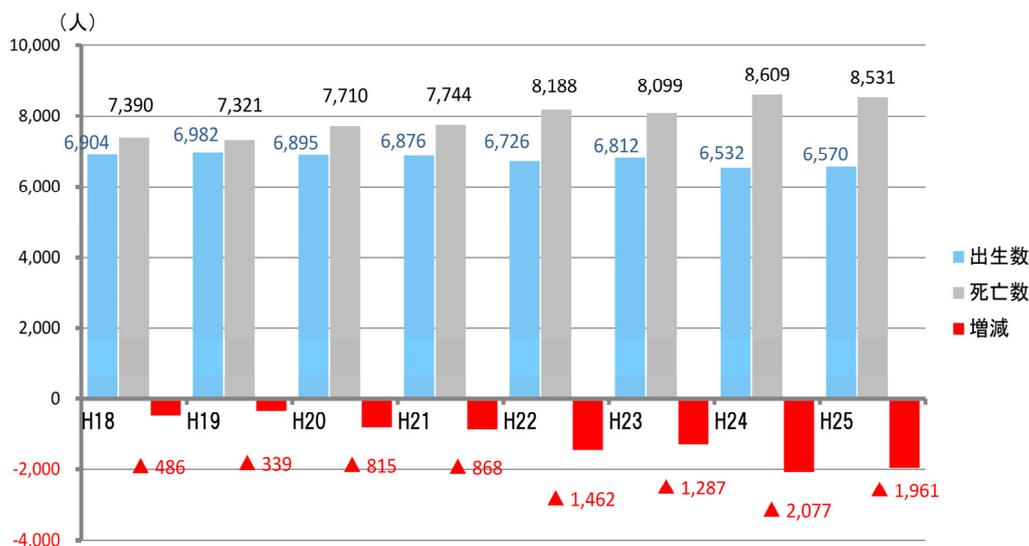
平成 52（2040）年までに圏域全体の年少人口は、13.7%から 11.1%に、2.6 ポイント減少。生産年齢人口も 60.7%から 53.6%に 7.1 ポイント減少する。高齢人口は 25.6%から 35.3%へ 9.7 ポイントに上昇するとされている。



※（ ）%は人口に占める割合

⑥人口動態の状況（自然動態の状況）

圏域のこれまでの人口動態（平成18（2006）年～25（2013）年）を見ると、出生者数と死亡者数の差である自然動態については、平成18（2006）年の486人減の状況から更に大きく減少幅が拡大し、平成25（2013）年では出生者数6,570人、死亡者数8,531人で、減少数は1,961人となり、18（2006）年と比較して約4倍となっている。なお、平成25（2013）年において、圏域内で自然動態が増加しているのは、倉敷市と早島町の2自治体のみであったとされている。



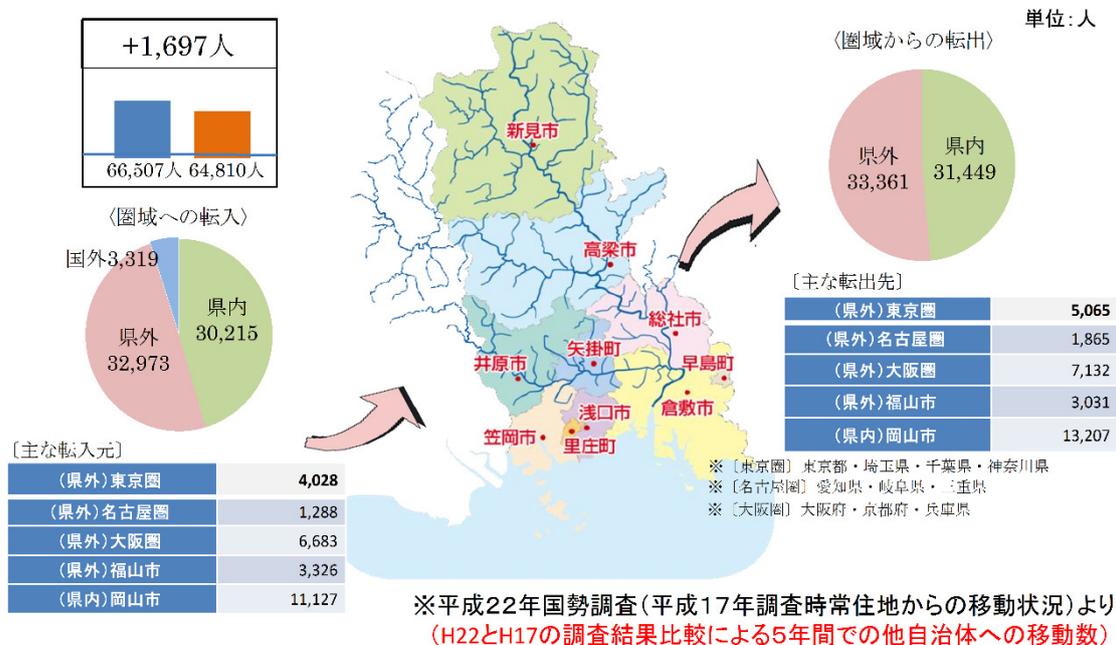
⑦人口動態の状況（社会動態の状況）

転入者数と転出者数の差である社会動態については、国勢調査（平成22（2010）年と平成17（2005）年の調査結果比較による5年間での他自治体への移動状況）によると平成17（2005）年から平成22（2010）年の5年間で、圏域への転入者数は66,507人、転出者数は64,810人で、1,697人の増加となっているものの、圏域の半数の自治体で減少しており、特に流域の中上流に位置する自治体に減少が集中している。このような中で、倉敷市への転入が3,132人の増加となり数字を押し上げている。

東京圏・名古屋圏・大阪圏への転出者数は、14,062人で、転出者全体の21.7%を占め、約5人に1人が三大都市圏に転出している。

三大都市圏との社会動態（転入－転出）では、東京圏で1,037人、名古屋圏で577人、大阪圏で449人、合計2,063人の転出超とされ、倉敷市においても三大都市圏へは1,360人の転出超過となるなど、三大都市圏への人口流出という全国的な課題が、同圏域においても明らかになっている。

また、圏域内自治体間の社会動態では、倉敷市へ1,021人、総社市へ295人、里庄町へ243人など5自治体が転入超過する一方、高梁市から597人、新見市から368人など5自治体で転出超過し、全体として14,752人が圏域内で移動しているとされる。



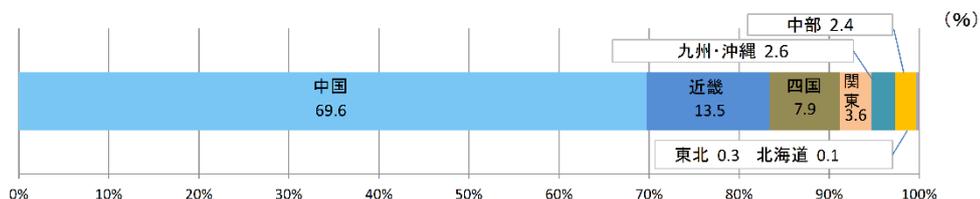
（3）観光動態の状況（ビッグデータを活用した動態調査結果）

平成26（2014）年に、倉敷市をはじめとする高梁川流域の7市3町は、総務省の「新たな広域連携モデル事業」のモデル都市に応募し、採択された。この際の主な取組として、ビッグデータを用いた動態調査（観光・医療・商業）が行われており、主な観光動態については以下の状況が明らかになっている。

※データ利用期間：2013年7月1日～2014年6月30日
 ※動態観測対象：圏域内に60分以上滞在した人（圏域内の居住者、圏域内への通勤者、7泊以上の宿泊者除く）
 ※動態観測が可能な対象ユーザ数：29,061人
 ※「高梁川流域圏域 観光動態調査レポート KDDI×コロプラおでかけ研究所」〔平成26年10月31日〕

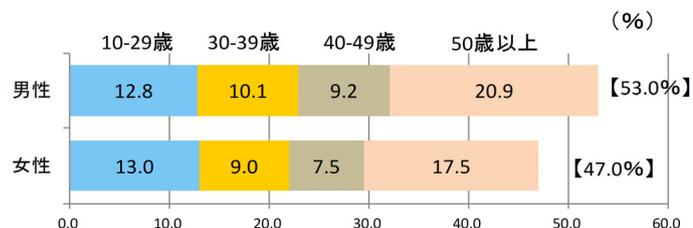
①圏域来訪者〔地域・都道府県別 発地者数、構成比〕

中国地方、近畿地方からの来訪者が、全体の83.2%を占める。中国地方では、岡山県（高梁川流域圏以外）、広島県の順に多く、近畿地方は、兵庫県、大阪府の順に来訪者が多い。関東地方からの来訪者は、全体の3.6%であるが、地域別では4位となっている。



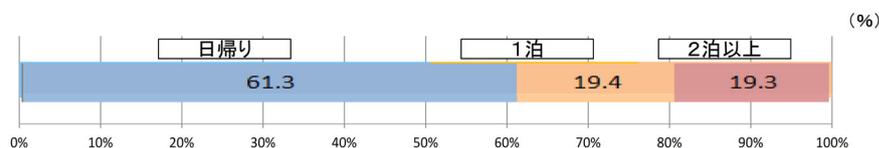
②圏域来訪者〔性別・年齢層別 来訪者数、構成比〕

圏域来訪者の性別では男性が女性を上回り、年齢層別では男性女性とも50歳以上の割合が最も高く、次いで10～29歳となっている。



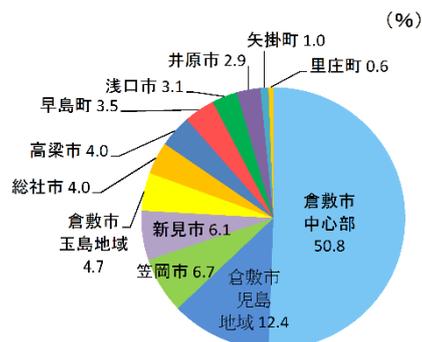
③圏域来訪者〔宿泊別 来訪者数、構成比〕

圏域来訪者の泊数別では、来訪者の約6割が日帰りで圏域を訪れている。



④圏域来訪者〔市町別〕

市町別の来訪者数は、来訪者の約半数が倉敷市中心部を訪れ、次いで、倉敷市児島地区、笠岡市、新見市の順となっている。



⑤圏域来訪者〔全体・市町村別滞在時間（昼）〕

来訪者が圏域内に滞在する時間の平均は3.74時間。また、宿泊者の平均滞在時間（5.23時間）は、日帰り者の平均滞在時間（2.65時間）の約2.0倍である。

⑥圏域来訪者〔市町別平均周遊箇所数〕

来訪者の平均周遊箇所数は1.07箇所、圏域内の周遊傾向は弱い。

⑦圏域来訪者〔周遊ルートランキング（TOP20）〕

TOP20の周遊ルートのうち、10の周遊ルートに「倉敷市中心部」が含まれていることから、「倉敷市中心部」が圏域内周遊のハブとなっている。

(4) 高梁川流域連携中枢都市圏形成にかかる経緯について

古来より陸上交通の要衝として、また海上交通の要路として、そして瀬戸内海の温暖な気候と新見市花見山に源流を発する111キロメートルの流れを経て瀬戸内海に注ぐ高梁川の豊かな恵みによって、倉敷市は約48万人の人口を有する中核市に発展してきた。

この高梁川の恵みを共有する流域の自治体（現在の新見市・高梁市・総社市・早島町・倉敷市・矢掛町・井原市・浅口市・里庄町・笠岡市）は、高梁川を川で結ばれる共同社会全体の「運命的共有物」として捉え、流域に暮らす人々の相互理解を深め連帯意識を育むため、昭和29年3月に「高梁川流域連盟」を設立。各自治体は、主に教育委員会、教育を担当する部署が窓口となって、流域全体の文化向上や青少年育成などに寄与する全国的にも先駆けた連携の取り組みを進めてきた。

平成25（2013）年10月には創設60周年にあたり、各首長・議長などが一堂に会し「高梁川流域サミット」を開催。「今後の人口減少・高齢社会に対応するため、それぞれの特色を生かしつつ今後の流域発展を目指して、産業の育成、観光振興、移住・交流の促進等の分野においても連携し、まちづくりに関する課題の解決に共同で取り組んでいく」旨の「高梁川流域連盟創設60周年記念 サミット宣言」を行い、その後、平成26年度から取り組みを進めている。

ほぼ時期を同じくして、第30次地方制度調査会より、新たな広域連携制度の必要性と、より弾力的な広域連携制度の創設が答申（平成25（2013）年6月25日）された。これを受けて地方自治法の改正（平成26（2014）年5月23日成立、5月30日公布）が行われ、地方自治体間の「柔軟な連携」を可能とする「連携協約」制度が導入された。

さらに国において、「地方中枢拠点都市圏構想推進要綱」を制定（平成26（2014）年8月25日）するなどの取組が行われていた時期であり、倉敷市においても広域連携を見据えて検討していきたいとの思いから、その布石として「高梁川流域連盟の連携をより強固なものとし、まちづくりにかかる課題解決に共同で取り組む」というサミット宣言に繋がったとされる。

一方、倉敷市をはじめとする高梁川流域の7市3町は、平成26（2014）年4月7日に総務省の「新たな広域連携モデル事業」のモデル都市に応募。同事業は、地方公共団体間の新たな広域連携の全国展開を図るため、改正予定の地方自治法に基づく連携協約締結に向けた取組及び関係者間の

調整等を推進し、先行的なモデルの構築を目的としている。

同圏域では高梁川流域の農作物のブランド育成、人口減少社会のもとでも成長が期待できる観光産業、高齢者や買い物弱者等のニーズに応えるためのソーシャルビジネスの起業支援などで応募し、同年6月27日に採択されている（新たな広域連携モデル構築事業（H26.9～H27.2）主な取組＝ビッグデータを用いた動態調査（観光・医療・商業）、産業連関表の作成、地域資源プロモーション（物産展・展示商談会）等）。

その後、8月18日には、高梁川流域自治体連携推進協議会（7市3町首長）を設立し、連携協約締結に向けた検討を開始。この際に倉敷市は時間をかけて周辺市町に対し丁寧な説明を行っている。連携の意図、周辺市町の合併への不安等解消のため、担当者レベルから始まり、副市長、最後は市長による説明を行い、信頼の醸成に努めている。

9月から12月にかけては、連携協約にどのような事業を盛り込むかについて検討。倉敷市から「どのようなことができるか」、また、関係市町からは「どのようなことを一緒に行いたいか」「どのようなことを倉敷市中心に行って欲しいか」、など様々な意見を出して互いに検討を行った（この際、各市町から期待され、特に要望があったのは、観光に関する事業であり、次に移住、定住の関係での連携であったとされる）。

高梁川流域圏成長戦略ビジョンに盛り込む連携事業の48事業の素案が固められた後、平成27（2015）年1月15日には、高梁川流域連携中枢都市圏ビジョン懇談会（圏域内の金融機関や大学、商工会等計39団体で構成（平成29（2017）年4月時点で41団体））を開催。各団体からの意見を広く聞く作業を行っている。1月26日の第2回目の懇談会では、7市3町の首長が集まって成長戦略ビジョン案及び連携協約案を了承した。

これを踏まえて倉敷市の2月議会において、市長が連携中枢都市宣言（2月27日）を行うとともに、倉敷市を含めた各市町の議会において、連携協約の議案が提出され、各議会の議決を得ている。

そして、3月27日には、倉敷市と関係6市3町による連携協約の締結が行われ、平成27年度から高梁川流域連携中枢都市圏として連携事業を開始。高梁川流域連盟で培ってきた「親和協力の精神」のもと、住民が今後も安心して快適な暮らしを営むことができるよう、圏域内で中核的役割を担う連携中枢都市となる倉敷市は、地方創生の大きな柱として、この圏域が活力ある経済・生活圏として発展していくための圏域全体の総合力向上につながる取り組みを積極的に展開している。

(5) 高梁川流域連携中枢都市圏の将来像について

高梁川流域圏では、平成22(2010)年から平成52(2040)年までの人口推移(国立社会保障・人口問題研究所発表)によると全国平均▲(マイナス)16.2%、岡山県平均▲17.2%を上回る▲17.6%となっており、人口減少問題がより深刻化する見込みとなっている。

また、圏域の人口動態では、自然動態について、平成18(2006)年の486人から平成25(2013)年には減少数が約4倍と大幅に増加。社会動態については、平成17年から平成22年の5年間(国勢調査)で、1,697人の増加となっているものの、圏域の半数の自治体で減少している。流域の中上流に位置する自治体に減少が集中する一方、倉敷市が増加の数字を押し上げている状況の中、三大都市圏へは、倉敷市においても1,360人の転出超過、圏域全体からは2,063人の転出超過となるなど、三大都市圏への人口流出という全国的な課題が、同圏域においても明らかになっている。

圏域の各自治体では、これまでも危機感を抱き、それぞれ地域経済活性化、子育て支援や医療の充実、移住定住促進などさまざまな施策を講じてきているが、自然動態及び社会動態、いずれもその成果は十分とは言えない状況にあると考えられた。

このような状況を踏まえ、高梁川流域連盟で培ってきたこれまでのつながりを活かし、圏域全体の発展に向けて、以下の視点で取組を進める必要があるとしている。

- ・ 圏域内での自然動態の減少抑制を目指し、若年世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるための切れ目のない施策を推進する。
- ・ 社会動態の増加を目指し、圏域内から三大都市圏への人口流出に歯止めをかけるとともに、三大都市圏から圏域内に人・資源を呼び込む施策を推進する。

このため、連携中枢都市となる倉敷市は、圏域の経済成長のけん引役を担うとともに、圏域に必要となる都市機能を整備し、また、これにとどまることなく、生活関連機能サービス向上への取組についても積極的に推進する。

また、各市町においても、圏域としての総合力を発揮するため、それぞれの個性と魅力を磨き高めていくとともに、圏域内での連携・役割分担に取り組むとしている。

今後、圏域を形成する7市3町は、これまでの連携の歴史も踏まえ、人口減少・人口流出に歯止めをかけ、生活の利便性低下や地域経済が縮小することのないよう、具体的な取組を進めることで、高梁川流域圏を活

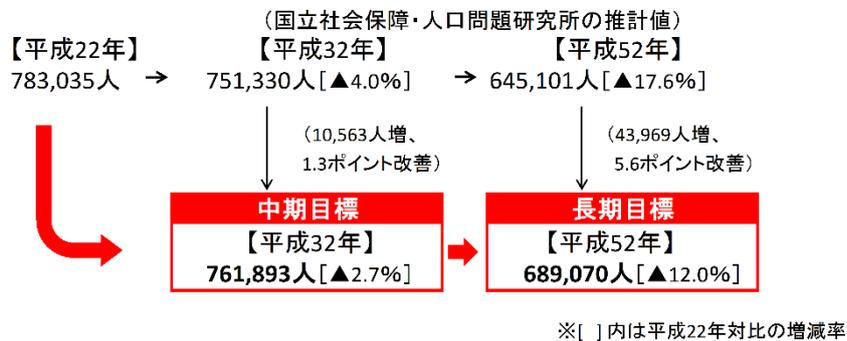
力ある経済・生活圏として形成していくことを目指すとしている。

①将来の目標

連携中枢都市圏での取組による将来目標として、平成27年度から平成31年度までの5年間の取組における中期目標を平成32（2020）年（5年後）、及び長期目標を平成52（2040）年（25年後、圏域人口のみ）に設定している。

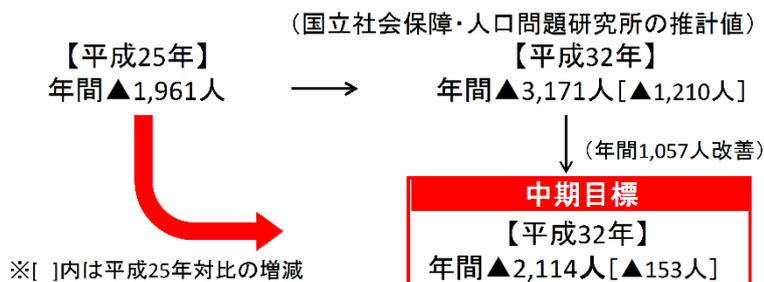
(7)圏域人口

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」では、目指すべき将来の方向として「2060年(平成72年)に1億人程度の人口を確保」するとしている。これは、平成24（2012）年1月に国立社会保障・人口問題研究所が示した同年の推計人口において、平成22年に比して32.3%減少し、8,674万人になるとしていたものを、21.9%の減少に抑制する（10.4ポイントの改善）もの。これを割り戻して計算すると、平成52年の減少値は5.6ポイントの改善、平成32（2020）年の減少値は1.3ポイントの改善が必要となる。これをもとに、高梁川流域圏域人口の平成32（2020）年の目標値を761,893人、平成52年の目標値を689,070人としている。



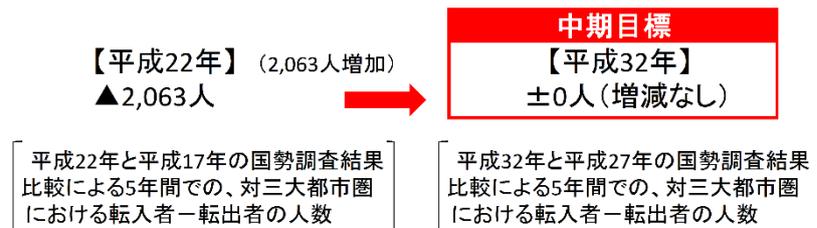
(イ)自然動態

圏域人口の目標値を踏まえ、平成32（2020）年の自然動態（出生数－死亡数）の目標値を年間2,114人減（推計値に比し、1,057人増）とする。



(ウ) 社会動態

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標でもある「平成32年に地方・東京圏の転出入均衡」を踏まえ、高梁川流域圏域は、東京よりも大阪圏への転出・転入が多いことから、対象を三大都市圏として、平成32年の圏域と三大都市圏の間での社会動態の目標値0人（増減なし）とする。



(6) 高梁川流域連携中枢都市圏における広域連携の推進体制

高梁川流域連携中枢都市圏における広域連携の推進体制については、まず、圏域を構成する7市3町の首長で構成する「高梁川流域自治体連携推進協議会」（目的：ビジョンの策定など）がある。その下に7市3町の企画政策担当課による協議会の「事務局」がある。なお、産業、防災、福祉・子育て、移住・交流等それぞれの分野で議論するが、基本的には倉敷市の担当課が取りまとめをしながら事業を実施していく形となっており、さらにそのとりまとめを行うのが倉敷市の企画政策の担当となっている。懇談会において、必要に応じて関係機関（大学、商工関係のほか岡山県の県民局等）と連携をしながら作業を進めている。

このような中、産業分野に関しては、特に「民」との連携が重要となっていることから、平成27（2015）年8月に「高梁川流域圏経済成長戦略会議」（構成はビジョン懇談会より多く、圏域内の商工団体、金融機関のほか、自治体も含めて60団体）を設置。主に経済分野のビジョン案の協議を行うこととされた。設立当時は、まず、平成28年度に向けてどのような事業を行いたいのか「民」からの意見を聞いている（構成員はビジョン懇談会が会頭レベルとした場合、副会頭、専務など）。戦略会議の下に専門部会も設置し事業案の協議検討が行われる（構成員は課長、事務局長など）。

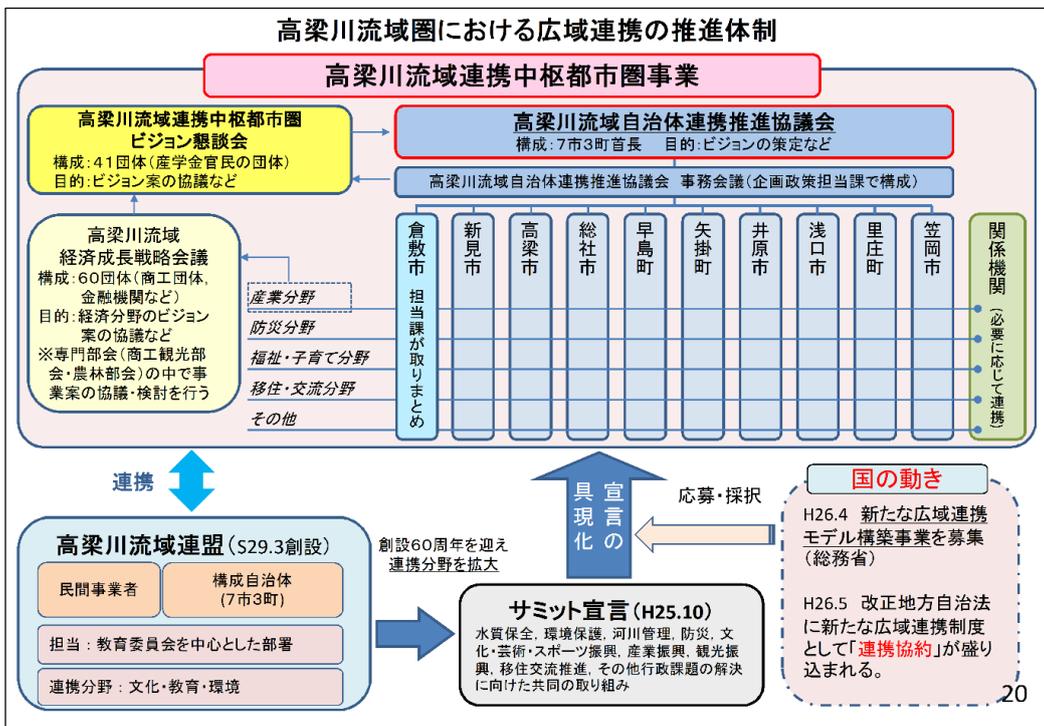
その結果、約70の事業提案があり、これら様々な提案に対し事務局を務める倉敷市の担当部署（文化産業局の商工課、観光課、農林水産課など）において、実施可能なものについての事業検討を行い、事業を予

算化し、事業実施に結びつける（事業の集約、実施の優先順位付け作業のほか、ある程度の段階での市長協議等も経て、圏域の成長戦略における経済分野の事業として固める）という作業を行っている。

経済成長戦略会議で取りまとめられた事業は、圏域の10市町による連携事業の指針である「高梁川流域圏成長戦略ビジョン」の2016（平成28）年度実施計画に反映され（平成28年度に向けて約70の事業提案があり、このうち、同戦略会議で決定された8件の新規事業を含む19事業が圏域で実施）、「圏域全体の経済成長」における具体的取組として実施されている。

経済分野のビジョンについては、圏域内の事業について、すべて倉敷市の企画担当部署が一括作成するのではなく、立案から各担当部署が提案し、事業の予算化の作業を行い、事業を実施して行く。実施に当たっては、特に27年度は関連する全ての部署が6市3町を回って説明に動くなど、各部署が主体性を持って動いていることが大きな強みとされている。

戦略会議は以後、毎年同様のサイクルで活動が行われることとされており、これらの取組は、産学官民による協議やデータ分析結果を活かした経済成長戦略に基づき、圏域における経済施策を立案し、今後の圏域全体の経済成長につなげるという仕組みが機能しており、同圏域の特徴的な推進体制とも言える。



(7) 高梁川流域連携中枢都市圏の取組

高梁川流域連携中枢都市圏の取組の主な流れは以下の通りとなっている。

H26	新たな広域連携モデル構築事業の採択（6月） 高梁川流域自治体連携推進協議会の設立（8月） 2月定例議会での連携中枢都市宣言（2月） 倉敷市6市3町による連携協約の締結（3月）
H27	高梁川流域連携中枢都市圏ビジョンに基づき連携事業を実施 事業数：48事業 総事業費：355,755千円
H28	事業数：63事業 総事業費：500,457千円
H29	事業数：65事業 総事業費：516,698千円

3 高梁川流域連携中枢都市圏の具体的取組

(1) 観光客の周遊性の向上、外国人観光客の誘致拡大

平成26（2014）年高梁川流域自治体連携推進協議会が設置され、連携協約に盛り込む事業の検討段階で各市町から期待され、要望があった連携事業は観光に関する事業であった。

平成26（2014）年に実施したビッグデータを活用した観光動態調査結果によると、圏域への来訪者の約半数が倉敷市中心部を訪れていること、圏域への来訪者の平均の日中滞在時間が3.74時間であり、来訪者の半数以上が日帰りであること、また、圏域内の平均周遊箇所数が、1.07箇所に残まっていること等が示された。

これらのことから、特に、圏域内の周遊を促進するため、圏域内への新たな魅力拠点の創出や各地域が有する観光資源の有機的な連携、さらに、こうした圏域内の資源のルート化など、来訪者の周遊性を高めることにより、圏域全体の観光客の増加による経済の活性化を目指す。また、夜間イベントの開催等で宿泊につながる取組の充実を図っている。

中長期的には2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定を受け、国では、2020年の訪日外国人旅行者数を、2013年実績の1,000万人の4倍である4,000万人にすることを目指しており、同圏域においても積極的なPRや国際的な対応力の向上により、外国人観光客の更なる誘致拡大を目指している。

これらのことから、圏域成長戦略ビジョンの短期的な目標としては、各地域の魅力・企業力の向上、有機的な連携、圏域としての情報発信に

向けた基盤を作ることが必要であり、また、基盤が整ったものから、全国に発信・誘客を図っていくこととされている。

①圏域内の官民一体となった観光力の強化

平成 28（2016）年 4 月に観光客の周遊性向上や外国人観光客の誘致拡大、圏域の地域資源を活用した商品開発など、官民一体となった観光力の強化を図るため、圏域の観光協会や市町を構成員として高梁川流域観光振興協会を設立している。倉敷市を含めない事業も可能とするため、協議会として設立し、各自治体からも負担金を設けて事務局機能を強化しながら実施している。

協議会での大きな事業としては「高梁川流域観光プロモーション」がある。圏域内の民間団体が圏域の集客力を高めるために実施する事業を提案したり、関連するイベントを行うという企画に対して、1 事業あたり 50 万円を上限として、補助金を協議会から支援するもの。できるだけ民間主体の事業、自発的な事業を増やしていきたいとの趣旨のもと行われたが、観光・商工団体、旅行関連事業者、NPO、メディア、高校などから多数の事業提案があり採択されている。

○平成 28 年度採択団体・実施事業の紹介（一部）

- ・ ㈱井原鉄道：井原線沿線自治体のゆるキャラを車両へのラッピングやチケットに取り入れるなどしてエリアの魅力を発信する。
- ・ ㈱やかげ宿：関西方面の囲碁クラブ等をターゲットに、観光や地元の子供たちとの交流戦などがパッケージとなった囲碁合宿プランを企画する。
- ・ 県立高梁城南高校：高梁商工会議所・高梁市との連携のもと観光客へのアンケート調査を実施。調査結果を分析し、観光ルートの開発等を行う。
- ・ 県立倉敷商業高校：美観地区でのボランティアガイド活動を通じて観光客のニーズを調査・分析し、観光商品の企画・開発を行う。中国銀行・JTB 等と連携。

平成 28 年度の採択事業は、結果として良い事業が多く、評価も高かったことから一部内容を変えながら、平成 29 年度も引き続き「高梁川流域観光プロモーション事業」が行われる事となっている。

○右は平成 29 年度観光プロモーション事業募集パンフレット



②圏域の魅力発信・周遊ルートの形成

圏域の魅力の発信のため、平成 27 年度より順次、パンフレット作成による情報発信を行っている。

・「倉敷からめぐる6つのプラン」

倉敷市と9つの市町にある観光スポットを6つのテーマ（個性派体感旅、知的な学び旅、BIG旅など）で紹介。各テーマのページには一つの見本例として【日帰りプラン例】【泊まりプラン例】を紹介。さらにテーマに沿ってプラスαの情報を紹介。4万部を作成し、圏域内外、特に倉敷市のホテルに置いて倉敷市からの周遊促進を図っている。



・「高梁川流域親子 de おでかけマップ」

圏域内で小さな子供を持つ子育て世代のために、圏域内で安心して出かけ、子供と遊び、楽しめるスポット（ショッピング、グルメ、収穫体験、街並み散策、文化・歴史施設、自然、四季折々の風情を感じるスポットなど）を紹介。2万部を作成。圏域内の交流人口の増加を目指している。

・「じっくりおいしい列車旅」

圏域の7市3町は全て列車で繋がっているとの切り口で、圏域内のJR伯備線をはじめ、山陽本線、井原鉄道などの鉄道を利用して豊かな自然の恵みをじっくり味わうゆったり列車の旅を紹介。鉄道を利用した周遊促進を図る。2万部を作成し、圏域内外の観光業者等に配っている。特に圏域では、新見市、高梁市において観光への期待が大きいことから、このほか、ホームページ開設による情報発信やJR伯備線沿線モニターの実施などを行い、圏域の南北の周遊促進に力を入れている。

このほか、旅行商品の造成、販売強化につなげることを目的に、国内の旅行会社、メディア等を招聘して圏域の視察ツアーを実施。実際のプラン造成に繋がっているほか、圏域共通の観光資源を活用したイベント等の実施により圏域の周遊促進を図っている。

③外国人観光客の更なる誘致拡大

インバウンド関連では、海外旅行会社招聘による高梁川流域視察ツアーを実施。重要市場のひとつである台湾での旅行商品造成・販売につなげることを目的に台湾の旅行会社・旅行雑誌社を圏域に招聘した。

このほか、外国人観光客に対する語学や接客などの“おもてなし”の向上を目的に、圏域各地でインバウンドおもてなしセミナーの実施や、平成27年度に整備したフリーWi-Fi接続ポイントについて、倉敷地区、児島地区でもサービスを開始。高梁市・笠岡市の接続ポイントについてもサービスを開始。平成29（2017）年4月には、新たに総社市・矢掛町も加わり、さらにエリアを拡大している。

(2) 地域資源の発掘・発信、販路開拓支援

地域資源の発掘等については、これまで美観地区で行われていた三斎市（朝市）を高梁川流域「倉敷三斎市」とリニューアル。倉敷商工会議所が中心となり、流域の商工会議所・商工会等と連携して、月替わりで「流域デー」（新見デー、笠岡デーなど）を開催しており、流域特産品の販売や観光PR等を実施している。



倉敷三斎市風景

（三斎市）朝市は倉敷の中心市街地に賑わいを創るため、平成17年3月にスタート。

江戸時代、幕府の直轄地「天領」として栄えた倉敷には、三斎市・六斎市という定期市があったとされ朝市の名前はそれに由来。毎月第三日曜の午前8時から11時までの間、倉敷駅前商店街の会場には高梁川流域の新鮮な野菜や果物、加工品といった特産品がずらりと並び、大勢の地元市民や観光客で賑わいを見せる。

さらに商談会・物産店、地域プロモーションを岡山市や倉敷市で開催しているほか、繊維産業の産地連携（倉敷市児島と井原市）、創業者・担い手の育成に向けた取組（ジーンズ縫製実践講座の開催、工場見学、地域の小学生を対象にジーンズソムリエの出前授業等）を展開している。

(3) ビッグデータ等の利活用の推進・人材育成

平成26（2014）年に、倉敷市をはじめとする高梁川流域の7市3町は、総務省の「新たな広域連携モデル事業」のモデル都市に応募し、採択された。この際の主な取組として、ビッグデータを用いた動態調査（観光・医療・商業）、産業連関表の作成等が行われた。産業連関表の作成により、倉敷市は水島工業地帯もあり、工業（生産・販売等）は強いが、商業では近隣に岡山市があり、サービス産業（生産・販売等）が弱い。また、情報通信に関する分野が非常に弱いことが分かった中で、情報通信の分野で企業を育て、人も育て、雇用面、経済面でもプラスに転じていけるようにしていくため、岡山大学や岡山県立大学との連携により、人材育成・データの利活用推進に向けたセミナー、イベント等（一般、学生、事業者、自治体職員のほか子供を対象）を開催している。

さらに、官民連携によるビッグデータ等活用機能の構築に取り組んでいる。民間主体（地域メディア、ITベンチャー、NPO等）で設立した法人と連携し、圏域情報の集約、オープンデータ化、データの利活用促進に向けた仕組みの構築に取り組んでおり、ポータルサイト「データ・アイ」を平成28（2016）年3月から運用を開始している。

このほか、圏域内での働き方の多様化を後押しするため、環境整備に向けた事業（オンライン教育コンテンツの開発、セミナーの開催等）を実施している。

（４）保育士不足の解消・保育サービスの向上

全国的に問題となっている保育士不足は、同圏域においても見られ、特に倉敷市では保育士の確保が課題となっている。過酷な労働状況と給料面での問題もあり、さらに離職率も高いことから施設を造っても保育士が集まらない状況であるとされる。

このような中、保育士・保育所支援センター運営事業により、圏域内で保育士が不足していることを踏まえ、保育士の雇用情報の発信や、体験実習会・離職防止研修などを通じて、保育士の確保に努めることで、保育所の安定した運営と保育サービスの向上を図るとしている。

同事業においては、まず、平成 27(2015)年に保育士確保対策として、支援センター（倉敷市）に保育士支援コーディネーター2名を配置。圏域内の採用広報活動や就職相談への対応等を倉敷市だけではなく、圏域の情報も提供して実施している。

また、一度保育士になって退職した人や、資格は持っているが保育士にならなかった人などのうち、再び（改めて）保育士になりたいという復職希望者等で不安を感じている人に対して保育実習（一人一人の状況に応じたオーダーメイドで実施）を行っている。

その結果、平成 27(2015)年には、約 30 人、平成 28(2016)年には約 60 人が就職・復職しており、取組の成果が出始めている。

併せて、平成 27(2015)年から離職防止に向けた保育士等交流研修会の実施に力を入れている。人が集まらない中で、現在働いている人がやめないようにして行くにはどうすべきか考え、離職率が採用から 5 年目ぐらいの人が多いとされる中、保育士の意見を聴くなどのフォローができていないという課題が見られた。そのため、圏域の保育士を集めて現在抱える課題などを一緒に話し合い、アドバイスするなどの研修会を実施している。この取組は、関係市町からも強いニーズがあり、平成 28 年度には、研修会



○倉敷市保育士・保育所支援センターパンフレット

を前年の2回から6回へと大きく増やしており、これに伴い参加者も前年の45人から160人へと大きく増加している。

(5) 圏域への移住・定住の促進

移住定住についても関係市町からの期待、要望が多い事業であり、移住定住冊子作成等圏域発信事業、移住交流推進事業等の事業を積極的に展開している。

まず、圏域の住環境の全国への発信として、高梁川流域への先輩移住者等を紹介した圏域への移住促進冊子「高梁川流域 LIFE STYLE BOOK」を倉敷市において作成。高梁川流域のことを知ってもらうため、この地へ移り住んだ約30人に現在の生活についてインタビューし、ビジュアルにもこだわり、圏域でかなえられる多種多様なライフスタイルとして掲載している。約1万部作成し、大都市圏、特に首都圏で配布。移住相談会などでも使用している。



○移住促進冊子

このほか、圏域への移住に関するポータルサイトの作成、ポスターの作成、移住専門誌への広告掲載のほか、移住検討者へのメールマガジンの配信などを行っている。さらに大都市圏での移住相談会に際しては、圏域の自治体が合同で出店し、積極的にPRに努めている。

「倉敷・流域お試し住宅」においても成果が現れている。「倉敷・流域お試し住宅」は、倉敷市が同市玉島の集合住宅の4室（平成29年度より6室）を借り上げ、移住を検討する希望者に1室を1,000円で3泊4日から1か月まで（更新により最大3か月まで）貸し出すというもの。倉敷市への移住ではなく、圏域内の自治体で住居を探している人も対象となる。平成29（2017）年3月末までに延べ215人（92組）が利用し、45人（20組）の移住に繋がっている。内訳も倉敷市だけでなく、圏域内の市町に16人（6組）が移住し

利用者	高梁川流域圏域外から圏域内への移住をお考えの方に、圏域での暮らしを体験できるように、家具や家電製品などを揃えた住宅をご用意しました。 【高梁川流域圏域】倉敷市・新井市・高梁市・福江市・早島町・高梁町・早島町・早島町・早島町・早島町
住所	高梁川流域圏域外から圏域内への移住を検討されている方 高梁川流域圏域外から圏域内への移住を検討されている方
設備	バス・トイレ・キッチン・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・電子レンジ・テレビ・カーテン・ミニテーブル・自転車・ドライヤー・物干しバラス
利用期間	2泊3日から1か月まで（最大2か月まで）
利用料	1泊あたり1,000円
周辺情報	24時間営業のスーパー（食料品・日用品）が隣接 銀行・家電量販店・大型スーパー・飲食店・コンビニ等 総合病院等の医療機関あり

倉敷市 くらしき移住定住推進室
〒710-8565 岡山県倉敷市玉島1002番地11-1
TEL:086-426-3193 Fax:086-426-5131
http://www.city.kurashiki.okayama.jp/ll/ ll@city.kurashiki.okayama.jp

○倉敷・流域お試し住宅パンフレット

ており、圏域全体にとってメリットがあったとされる。お試し住宅の稼働率も現在 50%を超えており、29 年度はさらに力を入れたいとしている。

このほか、高梁川流域を対象とした結婚相談所の運営を行っている。これまで倉敷結構相談所を公営で運営していたが、これを平成 27 年 7 月から利用対象者をこれまでの市内在住、在勤から圏域在住、在勤へと変更し運営している。これにより、市外登録者も平成 27 (2015) 年に 59 人、平成 28(2016)年に 92 人と増加しており、成婚数も平成 27(2015)年に 24 組、平成 28 (2016) 年に 17 組と大きな成果が出ており、移住定住者の増加に繋げている。

(6) 公共施設の相互利用

公共施設の相互利用については、高梁川流域パスポート事業、公立図書館相互返却事業などが行われている。

平成 27 (2015) 年 4 月より、圏域内の小学生を対象として、圏域内の教育施設 (64 施設) の入館料が免除 (土・日曜、祝日が対象) となる高梁川流域パスポートを作成し、配布している。これまでパスポートのチラシを配布したほか、スタンプラリーを行って利用促進を図っている。

その結果、平成 27 年度の利用者数は、延べ 4,500 人となり、このうち、倉敷市以外の他市町からの利用者は、延べ 1,540 人となり、約 3 分の 1 を占める。平成 28 年度もほぼ同様な利用者数が予想されており、結果として家族で圏域内の施設利用が行われていることから、圏域内交流人口の増加に大きく貢献していると言える。

また、平成 26 年度から高梁川流域の図書館に関しては、手続きをすれば、倉敷市の市民が新見市図書館等も利用できることとなっていたが、平成 27 (2015) 年 9 月から公立図書館の相互返却システムの構築が行われている。これは、倉敷市の市民が新見市で借りた本を倉敷市の図書館でも返却できるようにした (圏域内の図書館であれば、どこで借りて、どこで返却しても可能)。各図書館に返却された本は、後日運送会社に依頼し、定期的に貸出図書館へ搬送 (搬送は週 1 回、早島・

高梁川流域 7 市 3 町 公立図書館相互利用のご案内

相互利用について
新見市、高梁市、総社市、早島町、倉敷市、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町、笠岡市の 7 市 3 町は、圏内に在住する住民の利便性と、文化向上を図るため、公立図書館の相互利用サービスを実施しています。
圏内にお住まいの方は、このパンフレットに掲載しているどの図書館でも利用できます。
●詳しくは、窓口でおたずねください。

お知らせ
公立図書館の相互利用サービスで借りた本などは、このパンフレットに掲載しているどの図書館でも返却できます。
●相互返却のサービスを利用される場合は、必ず窓口で『相互利用の返却』と申し出てくださいますようお願いいたします。

ご利用にあたって
■利用にあたっては、各図書館のルールを守ってください。
■図書等を借りる時は、各市町ごとの利用者カードが必要となります。カード発行の際に住所などの確認が必要ですので、運転免許証、保険証、生徒手帳、学生証などをご持参ください。
■貸出図書等の種類や冊数、貸出期間等は各図書館で異なりますので、利用される図書館におたずねください。

利用可能なエリア

○高梁川流域 7 市 3 町 公立図書館相互利用案内パンフレット

倉敷間は週 2 回の定期便) してもらおう取組で、費用は倉敷市が負担している。

図書館相互返却システムを取組が始まった、平成 27 年度の貸出図書館への搬送実績は、約 300 回となり、市外からの利用者数は延べ 10,020 人、貸出冊数にして、延べ 43,394 冊となった。平成 28 年度については、図書館によると、貸出冊数は約 3 割増となる見込みとされている。圏域の市民がさらに図書館を利用しやすくなり、メリットがあったとされており、圏域内の住民サービスの向上の成果の一つと考えられる。

(7) 連携協約に基づく具体的取組の進行管理について

総務省が制定した「連携中枢都市圏構想推進要綱」(平成 28(2016)年 4 月 1 日一部改正)においては、連携協約に基づき推進する具体的取組の期間については、概ね 5 年間とし、毎年度所要の変更を行うものとされている。

連携中枢都市圏における具体的取組(「連携中枢都市圏ビジョン」に記載)の推進期間中の進行管理は、各連携中枢都市圏ビジョンについて、毎年度、産官学金労言等の関係者で構成する協議の場(「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」等)においてフォローアップ(検証等)を行い、成果指標の推移等を踏まえ、必要に応じて事業の追加など所要の変更(「連携中枢都市圏ビジョン」の改定)を行うなどの体制を確立させることが重要とされている。

連携中枢都市圏推進要綱においては、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の 3 分野に関する明確な成果指標 K P I を設定し、進捗管理を行うことが定められていたことから、各圏域において、何らかの指標や目標が定められていたものの、具体的な設定方法については各圏域に委ねられていた。そのため、指標を位置づける政策レベル(大分類、中分類、事業別等)や定量/定性、指標の数などについては圏域毎にばらつきが見られたとされる。

こうした状況を踏まえ、平成 28(2016)年 8 月 18 日の連携中枢都市連絡会議において、総務省より、K P I の設定例を示しつつ、各圏域に対し、施策・事業の P D C A サイクルの構築に資する K P I を設定し、連携中枢都市圏ビジョンに位置付けるよう要請が行われた。具体的には、それまで多く見られた三分野(経済成長、高次都市機能、生活関連

機能)の基本目標として、成果指標を位置付けるのではなく、①各施策又は各事業ごとに、②定量的な目標を基本として、③達成年度を明確にすることを求めている。

このような中、本研究会による現地調査で訪れた倉敷市においては、総務省より示されたK P Iの設定例を踏まえ、圏域の施策・事業のP D C Aサイクルの構築に資するK P Iの設定作業を行い、基本目標にして10項目、K P Iに関しては35項目について高梁川連携中枢都市圏ビジョンへ位置付けを行うなどの改定作業を行っている。

例「圏域全体の経済成長」における具体的取組の方向性

- 1 観光客の周遊性向上、外国人観光客の誘致拡大
- 2 圏域の経済成長に向けた施策の立案
- 3 圏域全体の起業促進、ビックデータ等の活用による新たなビジネスの創出
- 4 新たな魅力の構築
- 5 圏域の地域資源を活用した商品開発・販路開拓
- 6 U I J ターン等による就職の促進

I 基本目標

指標 (圏域の数値)	基準値	現状値 (改訂時に更新)	目標値 (H31)
工業 事業所数	1,581 事業所 (H25)	1,556 事業所 (H26)	基準値より増加
工業 従業員数	70,891 人 (H25)	70,303 人 (H26)	基準値より増加
商業 事業所数	6,333 事業所 (H26)	—	基準値より増加
商業 従業員数	45,693 人 (H26)	—	基準値より増加
主要観光地 観光客数	8,032 千人 (H25)	8,659 千人 (H27)	9,600 千人
観光客の平均 滞在時間	3.74 時間 (H25.7-H26.6)	—	4.50 時間



II 連携協約に基づき推進する具体的取組

○ 戦略的な観光振興策

連携協約の内容			
観光資源の魅力向上や広域観光周遊ルートの形成、情報発信力の強化のほか、外国人観光客の受入体制の整備等、圏域全体への誘客拡大に向けた取組を行う。			
重要業績評価指標 (KPI)			
指標 (圏域の数値)	基準値	現状値 (改訂時に更新)	目標値 (H31)
主要観光地観光客数 ※基本目標再掲	8,032 千人 (H25)	8,659 千人 (H27)	9,600 千人
観光客の平均滞在時間 ※基本目標再掲	3.74 時間 (H25.7-H26.6)	—	4.50 時間
圏域来訪者の平均周遊箇所数	1.07 箇所 (H25.7-H26.6)	—	1.30 箇所
デジタルアーカイブ (映像) YouTube 再生回数 【H28-H31 の 4 か年累計】	2,100 回 (H28.4-10)	—	14,400 回



III 具体的取組

○ 高梁川流域圏交流人口状況調査事業

事業名	高梁川流域圏交流人口状況調査事業 (観光)						関係市町名
事業概要	GPS等のデータの使用やアンケートの実施により、高梁川流域圏の交流人口 (観光動態) の状況を調査・分析する。圏域での施策立案に活用する。						全市町
成果	分析した情報は、圏域でのシティセールス施策立案等に活用する。						
関係市町の役割分担							
倉敷市が中心となって実施する。							
事業費 (千円)	H27 15,021	H28 0	H29 5,900	H30 0	H31 0	計	20,921
国県補助事業等の名称・補助率等							
該当なし							
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
原則として、倉敷市が負担する。							

このような中、同圏域では、平成 26 年度に「ビッグデータによる観光動態調査」が行われたが、平成 29 年度も同じような形の調査を実施する予定となっている。これまで平成 26 年度の「ビッグデータによる観光動態調査」結果を基に平成 27 年度、平成 28 年度の観光施策が重点的に展開されており、現在では、P D C A サイクルの P (プラン) と D

(施策の実施)が行われている。

同圏域の戦略的な観光振興策の展開は、平成29年度に3年目を迎える事もあり、今後はC(チェック)を行うことが目的となる。

倉敷市や高梁川流域圏域での観光客の滞在時間が伸びたり、宿泊者が増えたり、また、圏域での周遊する人が増えているかなどが数値部分として表れているかを確認する。

成果が表れていなければ、方法、取り組み方に問題あると考えられることから関連事業、施策の修正、一部見直し等が行われる事となる。

倉敷市が中心となって力を入れて観光事業を進めて来たが、体制として相当な負担がかかっている部署もある中で、圏域の事業として、今後も末長く続けていくためには、どのような方法が良いのか、また、民間の力や各自治体が主体となる取組も進展し成果も出始める中、さらにその取組を増やしていくべきではないか、などの考えもあり、高梁川流域圏における具体的取組をさらに発展させるための見直しを行う時期が来ているとされており、観光の面においても、連携中枢都市圏の取組におけるトップランナーとして、積極的な取組を展開しているといえる。

4 高梁川流域連携中枢都市圏現地調査

1 「データで紡ぐ高梁川流域連携事業」

(1) 倉敷市「データで紡ぐ高梁川流域連携事業」

倉敷市をはじめとする高梁川流域の7市3町は、平成26(2014)年に、総務省の「新たな広域連携モデル事業」を活用し、ビッグデータを用いた動態調査(観光・医療・商業)、産業連関表の作成等を行っている。産業連関表の作成により、倉敷市が情報通信に関する分野が非常に弱いことが判明。情報通信の分野での企業を育て、人も育て、雇用面、経済面でもプラスに転じていけるようにしていくことを目標に掲げている。

高梁川流域圏成長戦略ビジョンにおける「圏域全体の経済成長」における具体的取組では、「圏域全体での起業促進、ビッグデータ等の活用による新たなビジネスの創出」が掲げられ、幅広い世代による多種多様な分野での起業促進を図るため、起業を目指す住民や事業者に対し、商工団体などの圏域の関係機関が一体となって段階にあった支援を行うほか、圏域内の産地連携の促進により、新事業の創出を目指すとしている。また、圏域の公共データ等を地域の事業者等が二次利用しやすいように加工した情報をビッグデータとして活用することにより、地域での新た

なビジネスの創出を促進するとしている。

ビッグデータ活用を進める中心的な事業が、「データで紡ぐ高梁川流域連携事業」である。同事業では、圏域の自治体が保有している人口・経済等のデータを一元的に集約し、地域の住民や事業者等がまちづくりやビジネスに活用できるよう加工・分析・ビジュアル化したり、それらを元にAIサービスを構築したりする「仕組み」と「人材」を整備する取組を進めている。将来的には、IoTやAIといった高度データ利活用事業を圏域の基盤産業にすることを目標にしている。

具体的には、圏域内での高度データ利活用を推進するため、「公共データサイエンティスト」の育成、獲得とその活動及びスキル・シェアリング（①色々な人から様々な事を教えてもらえるオンラインプラットフォーム、②ネット上で誰でも誰かに教えられるし、教わることもできる）の拠点となる「公共データサイエンティスト法人」の整備を促進。当該法人に「データで紡ぐ高梁川流域連携事業」の業務（オープンデータの推進やその利活用、データサイエンティストの育成（セミナー開催やデータ分析サロン運営によるデータリテラシ（データ活用能力、応用能力）の底上げ）と社会実験など）を委託するとともに、その業務遂行を通じて公共データサイエンティストとしてのスキルアップを図るとしている。

そして、倉敷市の「データで紡ぐ高梁川流域連携事業」におけるオープンデータの活用推進を担う組織として「地域における地域による地域のためのオープンデータ活用」を目標に設立されたのが、本研究会が視察に訪れた、「一般社団法人データクレイドル」である。

①「データで紡ぐ高梁川流域連携事業」概要

【背景・課題】

広島県呉市でのレセプト（医療報酬の明細）データ分析による年間1億円以上の医療費削減（平成20（2008）年以降新聞報道等により全国から反響）など、高度データ利活用については、官民を問わず多種多様な分野で大きな成果が報告されており、倉敷市でも、平成26年度に、携帯電話の位置データを活用した、連携中枢都市圏の観光動態や商圈、医療圏の調査を委託し、ビッグデータ利活用の有用性を実感したとされる。

しかしながら、圏域に高度データ利活用のノウハウは蓄積されておらず、そのことが隘路（障害）となり、高度データ利活用の有効性を圏域の地方公共団体や中小の民間団体が、より広い分野でフレキシブルに活かせる状況にはなかったとされる。

【目的・概要】

高度データ利活用のノウハウを圏域内で蓄積、運用し、公共的な高度データ利活用サービスを提供する「公共データサイエンティスト」を育成・移入すると共に、そのスキル・シェアリングの拠点となる「公共データサイエンティスト法人」を整備して、連携中枢都市圏の地方公共団体と、「高度データ利活用圏域」を共創する。更に当該法人を高度データ利活用技術を学んだ学生、有スキル者の雇用及びビジネスマッチングの場として拡充していく。

【先駆性】

データの標準化と集積による連携中枢都市圏の結び付きの強化及びそれらを活用し多種多様な地域課題を発見、解決する公共データサイエンティスト（法人）のノウハウは他地域の参考となる先駆性を有する。

【事業の主旨】

オープン&ビッグデータの利活用により、官民のサービス品質の向上や効率化及び新たなビジネスの創出が期待される。一方、圏域内でのデータ利活用のための「仕組み」や「人材」の状況は十分とは言えない。そこで、公益団体の形態を前提としたデータ利活用法人の起業を促進し、その活動を通じて、圏域内でのオープン&ビッグデータの利活用を推進する。

【事業の経緯】

平成27年3月 倉敷市よりRFI（Request For Information 情報提供依頼書）が出される。

地域のICT活用による活性化を目的として設立。活動している特定非営利法人ICT普及協議会はこれに応募。ほかに、高梁川流域情報ネットワーク、株式会社NDS の2団体も参加。

平成27年8月 倉敷市よりRFP（Request For Proposal 提案依頼書）が出される。

RFI参加3団体が共同提案の形で、一般社団法人による事業実施の提案を行う推進団体として「一般社団法人」の設立を進める。

平成27年10月1日 「一般社団法人データクレイドル」を設立

市の意向を受けて「公益財団法人」の設立を検討したが、当初から公益法人化は、時間的にも条件的にも難しいことから、まず、一般社団法人を設立、公益法人化を目指すこととされた。

平成27年10月23日 倉敷市と一般社団法人データクレイドルとの間で業務委託契約を締結

平成27年11月 オープンデータ利活用事業として活動開始

(2) 一般社団法人データ クレイドル

一般社団法人データクレイドルは、倉敷市が計画・実施する「データで紡ぐ高梁川流域連携事業」におけるオープンデータ活用推進を担う組織として、平成 27（2015）年 10 月 1 日に設立。倉敷市からビッグデータ活用事業を委託している。

ここ数年の大きな動きとなっている「オープンガバメント」の目指すところは、三原則「透明性・参加・協働」と示されるように、政府や地方公共団体の情報を広く開き「透明性」を高めことにより、新しい情報通信技術の活用により多くの人や団体の「参加」を促し、さらに進展することで地域社会や企業の本格的な「協働」をもたらし、もって地域課題の解決にあるといわれている。

同法人は、民間の立場から「参加」と「協働」による「オープンデータ・ビッグデータ」の活用による地域活性化を図るため、オープンデータ化等の促進とその活用技術の向上と普及、人材の育成、地域社会における普及啓発などの活動を行うことによって、地方創生の推進と地域経済の活性化に貢献するとしている。

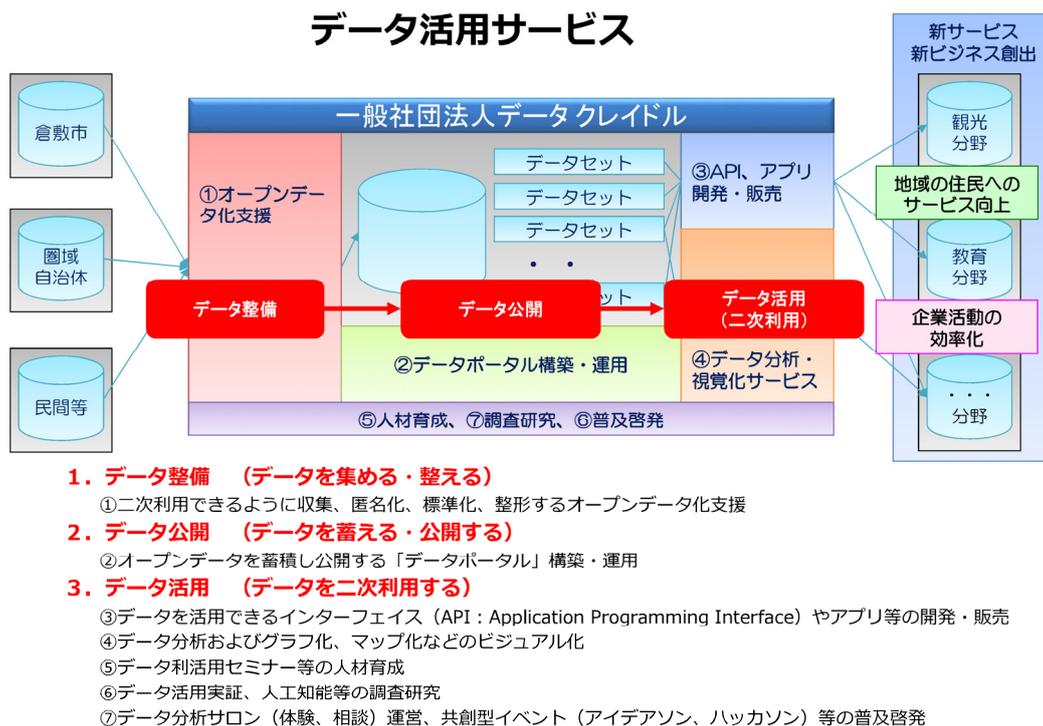
そのために、高梁川流域での高度データ利活用の推進を目指して、「公共データサイエンティスト」の育成、獲得とその活動及びスキル・シェアリングの拠点となる「公共データサイエンティスト法人」として次の業務を推進している。

- ▼オープンデータの推進
- ▼データ分析・ビジュアライゼーションの推進
- ▼データ分析セミナーの実施
- ▼データ分析サロンの設置運営
- ▼ビッグデータ・人工知能の研究

さらに同法人は、オープンデータ、パーソナルデータ及びビッグデータといったデータと、人工知能を含む情報技術の活用を通じて、地域社会の過去と現状を把握し未来を予測することにより、地域の行政、教育、産業、安全、環境、都市機能等の効率や品質を高め、新たな社会的価値を創造することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行っている。

- ▼データサイエンティストの育成
- ▼データの収集、蓄積、加工、分析、視覚化及び知識化等のデータ活用サービスの設計、開発、提供

- ▼データ活用サービスを社会実装するための情報システムの設計、開発、運用
- ▼データ活用サービスに関するビジネス及び就業機会の創出のための各種活動
- ▼データ活用サービスに関する国内外の関連機関との情報交換、協力及び連携
- ▼データ活用サービスに関する雑誌、書籍及び音響・映像商品の企画、出版、販売
- ▼データ活用サービスに関する標準化等技術仕様の策定及び普及活動
- ▼データ活用サービスに関する普及啓発活動
- ▼データ活用サービスに関する提言
- ▼データ活用サービスに関する調査研究
- ▼上記に附帯又は関連する事業



(3) 「データで紡ぐ高梁川流域連携事業」を支えるデータクレイドル

一般社団法人データクレイドル (岡山県倉敷市、代表理事新免國夫) は、平成28 (2016) 年3月29日よりオープンデータカタログやデータ分析・視覚化コンテンツの閲覧が可能なポータルサイト「データ・アイ (data eye)」を正式公開するとともに、地域の方々にデータ分析を体験できる「データ分析サロン」をJR倉敷駅前に設け、広くサービスを開始。

①データポータルサイト「データ・アイ」の運営。

圏域のデータ標準様式を設計し、データの統一化を推進。圏域のデータ形式を統一することで横串分析や可視化が可能となった。

「データ・アイ」は、高梁川流域圏10市町の発展に活かせるデータを公開・共有・発見・活用することを可能にするデータポータルサイトであ

り、「データから見えるもの」、「データカタログ」、「アイデアボックス」の3つのデータメニューを提供する。

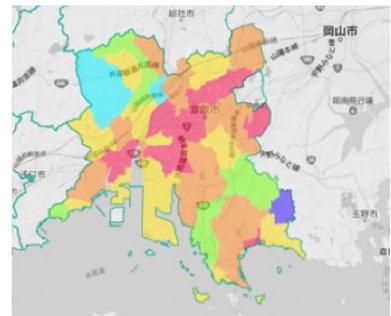
特に「オープンデータカタログ」は、10市町で合意されたそれぞれのオープンデータについて、集計の時期を統一形式に整形して一括提供しており、全国でも類がないとされる。また、国のオープンデータ政策で推奨されている機械判読可能なデータ形式にも対応する。

「データから見えるもの」

圏域のオープンデータを分析した結果を図やグラフなどを活用して、わかりやすく伝える。地域の現状や課題の「見える」化を目指す。(主な内容は以下のとおり。)

◆学区人口マップ

高梁川流域圏の人口の推移（2010年～2040年）を可視化。色分けされた学区を選択すると区内の人口（性別・年代別）が表示され、西暦年のバーを動かすと年ごとの推移を確認できる。学区は小学校区または中学校区の切り替えが可能。



◆高梁川未来MAP

高梁川流域圏の人口の推移（2010年～2040年）を可視化。マッピングされた施設を選択すると圏域内の人口（性別・年代別）が表示され、西暦年のバーを動かすと年ごとの推移を確認できる。エリアの半径も500m～5,000mで変更が可能。



◆倉敷美観地区人流NOW

倉敷市美観地区の入り口周辺にビデオカメラ1台を設置し、映像から通行者の性別等の属性を推定したうえで、通行者数をリアルタイム（数分程度）に収集。映像データの取り扱いについては、カメラ判定し数値を取得した後、映像は廃棄している。



◆高梁川流域デジタルハザードマップ

高梁川流域 洪水デジタルハザードマップは、岡山県の一級河川である高梁川が流れている市町を中心に、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町という7市3町をカバーしており、河川氾濫の場合に想定される浸水範囲（浸水想定区域）とその深さ、また、各地区の避難場所（最寄の避難場所、避難場所への距離、経路）が一目で分かるようになっている。同マップは、市や町の境を超えた住民の自主的な早期避難に役立つよう日頃から地域や家族で考えてもらうために作成されたものとなっている。災害の発生するおそれがある場合には、気象情報や市からの情報に注意し、早めの避難を促している。



◆岡山県統計View

ヒートマップとランキングから岡山県を知ることができる。市区町村単位だけではなく、小学校区、中学校区単位で統計データの閲覧が可能。

市区町村単位データ

年齢階級別人口（総計）、年齢階級別人口（男）、年齢階級別人口（女）、従業員数、住民基本台帳人口・世帯数及び人口動態（2016年）、住民基本台帳人口・世帯数及び人口動態（2005年、2010年、2015年）、最終学歴人口、老人施設数、定員数、在所数、完全失業者数、工業統計、

小学校区単位データ 小学校生徒数・学級数

中学校区単位データ 中学校生徒数・学級数

◆女性活躍ストーリー

階級別役職者に占める女性の割合の推移等。

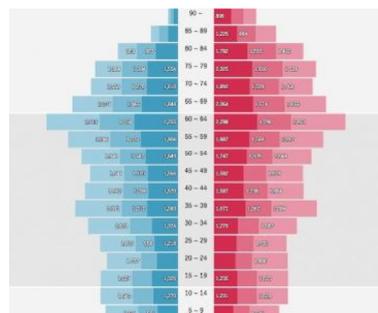
◆高梁川未来人口MAP

高梁川流域圏の人口の推移（2010年～2040年）を可視化。任意の地点をクリックすると圏域内の人口（性別・年代別）が表示され、西暦年のバーを動かすと年ごとの推移を確認できる。エリアの半径も500m～5,000mで変更が可能。



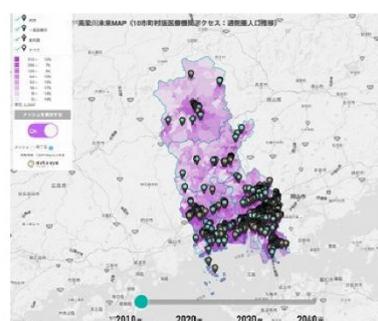
◆高梁川人口View（推計人口ピラミッド）

高梁川流域圏自治体の人口の推移（2010年～2040年）を、任意の町丁目を組み合わせて確認できる。



◆高梁川未来人口MAP（医療機関アクセス：通院圏人口）

高梁川流域圏の人口の推移（2010年～2040年）を可視化。同エリアに立地する医療機関を選択すると、診療所及び歯科診療所については徒歩通院圏である半径1キロメートル圏、病院については半径5キロメートル圏の人口（性別・年代別）が表示され、西暦年のバーを動かすと年ごとの推移を確認できる。



◆倉敷人流View（倉敷市2015）

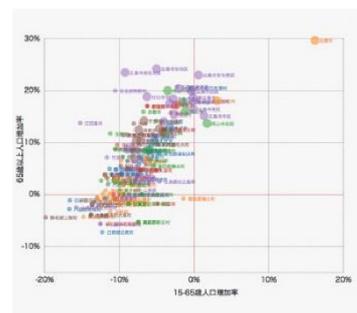
倉敷市への県外来訪者性年代別割合、倉敷市への都道府県別訪問割合、倉敷市から高梁川流域圏へ行く人、高梁川流域圏から倉敷市へ来る人の割合のほか、倉敷エリアランキングを掲載。

倉敷エリアランキングでは、2015年の1年間に岡山市民が倉敷市のどこに来ているか、上位30位を月別に可視化。平日はいずれの月も川崎医科大学及び付属病院と倉敷中央病院がトップ3の座を安定して獲得している。また、休日は、イオン倉敷、JR倉敷駅周辺がいずれの月も上位を占めているが、5月は倉敷アイビースクエア、倉敷芸文館を含む美観地区南エリアが3位にランク入りしている。

◆高梁川人口View（少子高齢化と人口減少率）

中国地方市区町村の人口増加率、子供の数に関する比較を掲載。

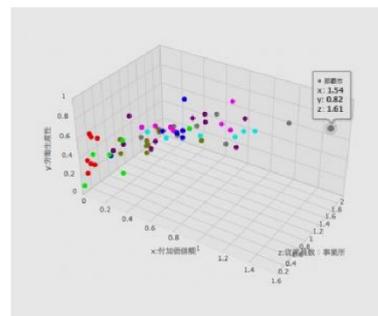
高梁川流域圏では、いずれの市区町村も生産年齢人口（15歳～65歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は倉敷市、総社市、里庄町、早島町の4市町の増加が明らかとなっている。



◆高梁川産業View（情報通信産業の現状）

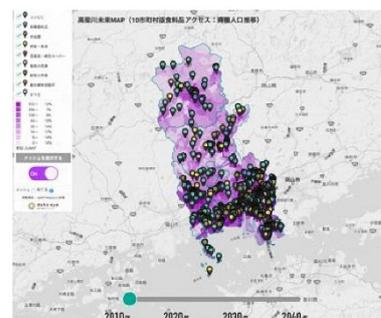
「倉敷市みらい創生人口ビジョン」において、「今後の成長が見込まれる情報通信産業の特化係数が低くなっていることが、倉敷市の今後の課題と捉えることができる」と記載されていることを受け、関連データ（高梁川流域圏の情報通信業の事業所と従業員数など）を収集、分析（経済圏規模別特化係数比較）を行っている。

※特化係数…比較対象とする産業で全国の就業者割合とその地域での就業者割合を比べたもので、1より高いとその地域では対象の産業に特化しているといえる（倉敷市の特化係数（付加価値額）は0.13、従業員数は0.13）



◆高梁川未来MAP（食料品アクセス：商圏人口推移）

高梁川流域圏の人口の推移（2010年～2040年）を可視化。同エリアに立地する食料品等小売事業者を選択すると、徒歩商圏である半径500m圏内の人口（性別・年代別）が表示され、西暦年のバーを動かすと年ごとの推移を確認できる。例えば、徒歩商圏の人口は減っているのに、70代以上の人口は倍増している店舗があることなどが明らかになっている。



「データカタログ」

データクレイドルにおいて、圏域全体より集めたデータを流域圏データとして、区分（グループ分け）を行い、タグにより、おおよその内容で分類を行い、検索機能を付けるなどの作業を展開。

作成したオープンデータを、ポータルサイト「データ・アイ」により公表、提供している。

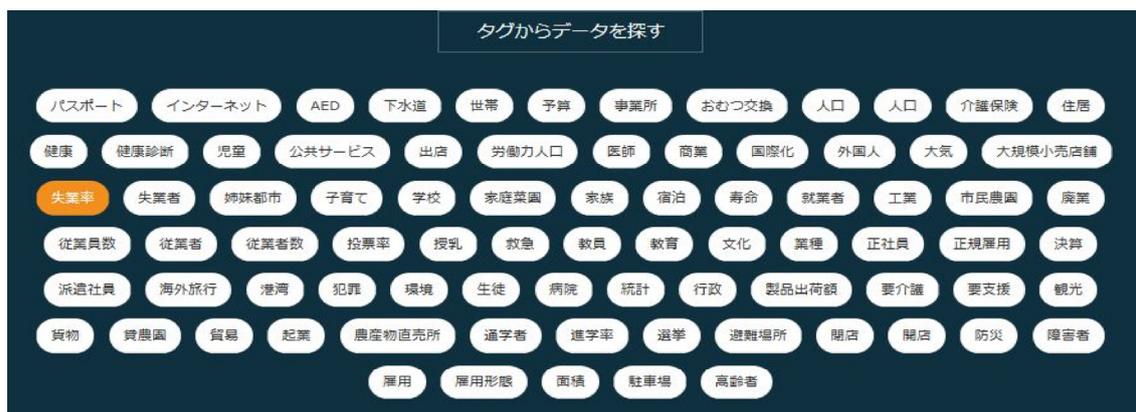
圏域のオープンデータを検索・ダウンロードできる「カタログ」の形でサービスを提供。ダウンロードしたデータは、商用・非商用を問わず、誰でも自由に再利用できる。（199のデータセット、741のリソース、11の組織、17のグループから検索可能）

◆高梁川流域圏から検索（倉敷市など10市町と圏域）



◆タグからのデータ検索

統計、外国人、観光、宿泊、国際化、世帯、環境、工業、健康、人口、防災、選挙、病院、業種、就業者、家族、学校、子育て、公共サービス、住居、事業所、インターネット、要介護、製品出荷額、行政、港湾など、



◆グループからのデータ検索

住宅・土地・建設、エネルギー・水、人口・世帯、国土・気象、農林水産業、情報通信・科学技術、労働・賃金、商業・サービス業、鉱工業、企業・家計・経済、運輸・観光、社会保障・衛生、行政等



「アイデアボックス」

データクレイドルでは、オープンデータの促進と利活用のためには、情報提供者側のみの事情によることなく、利用者側の要望を把握し、迅速にカタログ化するとともに、活用事例の提示、活用支援を行うことが重要としている。

そのため常に圏域の課題解決や企業活動等のために公開して欲しいデータ、または公開したデータを活用するアイデアなど、意見・要望などを受け付け。意見・要望の反映状況も公開。

② データ分析サロンの開設、運営

データクレイドルで一番力を入れているのは、ポータルサイトの運営のほか、データの整形や分析・ビジュアライズなどを行うデータサイエンティスト（地域データの分析に長けたサイエンティスト）の育成であるとしている。

このような中、平成28（2016）年3月29日より地域住民にデータ分析を体験してもらえる「データ分析サロン」をJR倉敷駅前に設置。データ分析・可視化ツールを体験利用できるデータ分析サロンとして、広く住民利用を目指している。説明スタッフが常駐し、説明を受けながら各種データや地図を組み合わせた分析・加工ソフトを無料で利用できる。利用時間は、平日午前10時から午後5時まで。要予約。

セミナーや会議・作業スペースも備える。様々な個人や事業者の人が集い、アイデアを出し合いながら、データ利活用に関する情報収集や、データ分析の実証実験など、データの利活用を通じたオープンイノベーションの場としての活用を目指している。

- 提供サービス データ活用ツールの体験利用（説明要員含む）
関連書籍、刊行物等の閲覧
先進事例等の紹介
サロン SNS・グループウェア（オンラインの議論の場）の使用
- 設備 パソコン（インターネット）、プリンタ、プロジェクタ
ミーティングスペース（10名程度）／作業スペース（6名程度）
- データ活用ツール オープンデータ登録・管理システム（databox）
オープンデータポータルサイト（dataeye）
Tableau、E2D3（データ視覚化ツール）
R（R Studio 含む）（統計解析ソフトウェア）
GIS（ArcGIS 相当）
その他協力ベンダ（製品のメーカー、販売会社）等からサンプル提供されるツール

■共創型サロンイベント

- ・オープンデータ・カフェ（アイデアソン・ハッカソン）
- ・オープンデータを活用したアプリ開発（githubの基礎知識、アプリのfork等）の講習・ハンズオン等を含むハッカソンやアイデアソンを地域住民、学生を対象に開催。

■データ利活用研究会

- ・商工、観光、教育等様々な分野の専門家を交え、データを活用した新たな公共サービスやビジネスモデル形成に向けた研究を行う。
ビッグデータ、人工知能などの研究にも取り組む。

このほか、データクレイドルでは、圏域でのデータ活用人材の育成のため、統計検定取得支援、データサイエンスセミナー（岡山大学等と連携してデータ分析のツールの紹介や体験を行う）のほか、自治体と学生によるRESAS-APIワークショップ（RESAS搭載データを活用するアイデアを自治体職員と学生を交えて議論するワークショップ）を開催している。

このほか、データクレンジング（データ整形）を担うテレワーカー（自宅でのデータ整形作業を行う人）の育成にも力を入れている。ネット上にテレワーカーのためのデータ利活用分析講座を設けてテレワーカーの育成（オンライン講座のコンテンツの開発促進）を行っており、ゆくゆくは、どこにいても圏域のデータの整形・分析・ビジュアライズにおいて手助けしてもらえるようにし、テレワーカーにもデータの整形を委託していくこととしており、平成28年度より本格的に力を入れている。

さらに「子供向けデータイベント」という形で倉敷市よりの委託事業ではなく、独自の取り組みを行っている。

毎年、夏休みの時期に開催される「おもしろ体験でえ〜」に同団体も出展し、「Datakids（データキッズ）」という事業を展開している。

このイベントは、（公財）岡山県産業振興財団と「おもしろ体験でえ〜」実行委員会により、県内のものづくりを支える拠点施設が集まっている岡山リサーチパークを県民、特に未来を担う子どもたちに一般公開し、科学技術やものづくりの素晴らしさを体験してもらうことを目的に開催されるもの。

データクレイドルでは、同イベントにおいて、「いろいろな見方でデータを数え、分け、比べ、何かを発見できる子供を育てる」という目標のもと、様々な体験学習を用意している。

「くらべてみよう、いろんな見せ方」と題する体験学習では、数えたり、分けたりしたものを分かりやすく伝えるための表現方法を考えるプログラムとなっている。いつ、どこで、誰に、何を、どうやって伝えるか、最適な見せ方を考える。

「データどこかな」と題するプログラムは、冷蔵庫の中身を自由に分けてみる体験（野菜、果物等を色、形、ジャンル等で分類）を行う。あるものをいろんな角度で見る（idea）力を育てる。そして自分が見て、そこから考えた通りに数えたり、比べたりすることを遊び感覚で学べるというもの。

さらに今話題のIoT（いろいろなものがインターネットに繋がることで新しい体験ができること）、機械学習（データを集めていくことで、今までより高度な事が確認できたり、将来起こるかもしれないことの予測が可能となること）を通じてデータに触れてもらう機会を提供している。

現在、圏域が一体となって、自らの弱点である情報通信分野の企業を育て、人も育て、雇用面、経済面でもプラスに転じていけるようにしていく取り組みが着実に進んでいるとともに、データクレイドルによる圏域データの蓄積が進み、圏域の関係機関が一体となって、情報をビッグデータとして活用することにより、地域での新たなビジネスの創出に期待が高まっている。



○データキッズチラシ

2 「高梁川流域 Wi-Fi 整備事業」

(1) 高梁川流域 Wi-Fi 整備事業について

1 整備の経緯と目的

倉敷市では「倉敷市中心市街地活性化基本計画」に基づき、電線類地中化や路面の美装化等の町並み創出・保存などを実施し、また経済産業省の戦略補助金を活用した「倉敷物語館周辺再生整備事業」により「林源十郎商店」「奈良萬の小路」等の倉敷らしい魅力的な施設が新たに開業するなど、広域集客拠点としての整備を行っている。

また、倉敷市の魅力や観光情報を観光パンフレットや観光WEBサイト等、多くのメディアを活用しながら情報発信を行っているが、最近ではフェイスブックやインスタグラムなどのSNSにより、観光客自身が発信した情報が、重要な情報源となっている。加えて、観光地を訪れる外国人観光客の要

望として、Wi-Fi の整備が常に上位にあることから、情報を発信しやすい、また、情報を取得しやすい環境整備が観光行政として求められている。

一方、倉敷美観地区をはじめとする倉敷市内の観光地においては、訪れた観光客が Wi-Fi 環境を自由に利用できる状況ではなかった。

こういった中、平成 28 (2016) 年 5 月の G 7 倉敷教育大臣会合の開催を契機として、観光地に Wi-Fi ステーションを整備し、観光客（外国人観光客を含む）をはじめとした来訪者の利便性や情報の発信力を高め、観光客の更なる誘客を図るための Wi-Fi 環境整備が進められている。

2 高梁川流域連携について

倉敷市が契約した NTT ブロードバンド・プラットフォーム (株) の認証サーバに各市町が接続することで、高梁川流域自治体と認証情報を共有化している。共通の認証サーバは倉敷市が用意するが、各市町の無線アクセスポイント等の導入費用、運用保守経費は、各市町が負担する仕組みとなっている。

すでに倉敷市、笠岡市、高梁市、総社市、矢掛町において無線アクセスポイントの導入など、環境整備を終えており、平成 29 年度には浅口市も整備を行う予定とされている。

この仕組みにより、いずれかのエリアで一度認証すれば、以後 5 市町間では再認証をすることなく、スムーズに Wi-Fi を利用できることから、観光客の利便性の向上と、圏域への誘客促進が図られている。

また、共通のホームページにより情報発信を行ったり、各市町のチラシに他市町の情報を掲載することで、情報発信についても協力して行っている。利用回数等の状況についても、倉敷市から毎月各市町に情報提供が行われている。

3 整備範囲等

観光課の事業であることから、観光地周辺のみを整備範囲とされている。

【倉敷市】

地区名	供用開始日	整備箇所
倉敷	H28. 4. 1	倉敷駅～倉敷美観地区
	H29 年度予定	倉敷駅北周辺 倉敷美観地区周辺
児島	H28. 10. 1	ジーンズストリート ジーンズミュージアム 児島観光案内所 児島観光港 むかし下津井回船問屋 鷺羽山レストハウス 鷺羽山ビジターセンター 鷺羽山山頂
玉島	H29 年度予定	町並み保存地区周辺 円通寺・良寛荘周辺 新倉敷駅観光案内所

【高梁川流域市町】

市町名	供用開始日
笠岡市	H28. 4. 1
高梁市	H28. 4. 1
総社市・矢掛町	H29. 4 月中に供用開始
浅口市	H29 年度中に供用開始予定

4 利用手続き等

- ・インターネットによる利用登録が必要（メールアドレスの登録のみで利用できる）。
 - ・1回あたりの利用時間は30分
 - ・利用回数の制限なし
- ◎ 接続方法は、Wi-Fi 対応のモバイル端末でネットワークID「Kurashiki_Free_Wi-Fi」に接続し、利用登録画面で氏名とメールアドレスを登録。WEB等を用いた無線の暗号化は行っていない。
モバイル端末向け専用アプリ「japan connected- Free_Wi-Fi」を利用すれば、1回の登録で同様のサービスの利用も可能。
- ◎ 一般的なWi-Fi接続サービスが、料金の関係もあり、1日4回、5分というケースが多い中で、1回あたりの利用時間が30分で、24時間利用可能というケースは大変珍しく、更に無料となっていることから、利用者にとっては利便性に優れており、観光客の誘客にも大きな効果があるとされている。

5 Wi-Fi 接続先サーバの仕様

- ・5年間利用可能（H28. 4. 1～H33. 3. 31）
- ・最大100APが接続可能（AP＝無線アクセスポイントのことで、電波を発生させる機械。この場合は無線ルーターの数のこと）
- ・上記ライセンスについて、整備時に、受託者である（株）倉敷ケーブルテレビが一括購入

6 その他（予算額、周知方法等）

(1) 倉敷フリーWi-Fi 整備費用等について

これまでの倉敷市におけるフリーWi-Fi 整備費用等については、初年度（平成27年度）に倉敷駅から倉敷美観地区を全面的に整備ほか、サーバ代も含めて約3,000万円であった。平成28年度は、児島地区の整備等のため約2,700万円、平成29年度は、玉島地区の整備とともに

に、倉敷美観地区の拡充もあり、約 2,600 万円の予算となっている。

予算の内訳は、全てが工事費用というわけではなく、ランニングコストも大きなウェートを占めている。平成 29 年度について見た場合、倉敷市では約 70 の無線アクセスポイントの整備を予定しているが、電気代やアクセスポイントのインターネット回線の使用料（一口 4,000～5,000 円/月）のほか、保守点検費用などを含めると約 550 万円となり、予算総額 2,600 万円から見ると結構な割合を占めているといえる。

なお、現在倉敷フリーWi-Fi 整備事業は国からの補助は受けていないが、平成 26 年度については、総務省の「地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金」により、文化財に係る部分について、Wi-Fi ステーション及び無線アクセス装置の整備を行っている。

「地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金」（総務省）

〔観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業〕

観光情報や防災情報等、地方公共団体から観光客や住民等に提供すべき情報を配信するために、Wi-Fi ステーション（無線アクセス装置及び情報配信に資する機材を搭載した設備）及び無線アクセス装置を（世界遺産、博物館、都市公園、文化財等のいずれかの個所において）整備するとともに、これらを通じて観光客や住民等に提供すべき情報を配信する機能を有する情報通信環境を構築する事業

○平成 29 年度

費目	当初予算	概 要	備考
電気使用料	214 千円	街路灯等、倉敷市管理物件に取り付けた無線機器の電気料金(電力会社への支払)と民間施設へ整備した機器の電気代	
通信回線料	2,117 千円	無線アクセスポイントの通信経路である、インターネット回線の使用料	48 回線(本年度整備分を含む)
運用委託料	3,166 千円	Wi-Fi 環境の正常動作のための保守管理費用	
整備委託料	20,923 千円	Wi-Fi 整備委託料(認証サーバ 50 回線増設費用含む)	玉島地区、倉敷地区に追加整備
設置使用料	22 千円	倉敷地区 Wi-Fi 設備設置にかかる施設使用料	
計	26,442 千円		

○平成 28 年度

費目	当初予算	概 要	備考
電気使用料	137 千円	街路灯等、倉敷市管理物件に取り付けた無線機器の電気料金(電力会社への支払)と民間施設へ整備した機器の電気代	
通信回線料	1,249 千円	無線アクセスポイントの通信経路である、インターネット回線の使用料	29 回線(本年度整備分を含む)
運用委託料	1,625 千円	Wi-Fi 環境の正常動作のための保守管理費用	
整備委託料	24,000 千円	Wi-Fi 整備委託料(鷲羽山への光ケーブル敷設費用含む) ※平成 28 年 10 月より運用開始	児島地区整備(一部分的整備) 8 カ所に 22 アクセスポイント設置
計	27,011 千円		

○平成 27 年度

費目	補正予算	概 要	備考
整備委託料	30,000 千円	認証サーバ整備費用を含む ※平成 28 年 4 月 1 日より運用開始	倉敷駅～倉敷美観地区を面的整備 15 カ所に 25 アクセスポイント設置 100 回線契約(認証サーバ)

※平成 26 年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金 4,465 千円 受領
(平成 27 年 10 月申請, 平成 28 年 4 月交付)

(2) 倉敷フリーWi-Fi についての主な広報手段について

倉敷フリーWi-Fi については、倉敷市の総合観光パンフレットに掲載するほか、外国語のパンフレットにも掲載。このほか、チラシ、ポスター、ステッカー、公式観光サイトにおいても周知を行っている。



その結果、月平均で約1万件の利用があり、利用実績も右肩上がりとなっている。

○倉敷フリーWi-Fi ステッカー

倉敷フリーWi-Fi をはじめとする、高梁川流域 Wi-Fi 整備事業の推進が、今後多くの各観光スポットで旅行者が写真撮影を行い、その場でSNSにより、観光客自身が発信した情報を発信することで、倉敷市をはじめ、圏域のアピールにつながるものと期待されている。

	広報手段	数量等	備考
①	観光パンフレットへの掲載	80,000 部	外国語パンフレットにも随時掲載中
②	倉敷フリーWi-Fi チラシ作成	15,000 枚	アクセスポイント・観光案内所・商店街等に配布
③	倉敷フリーWi-Fi ポスター作成	50 枚	アクセスポイント周辺に貼付
④	倉敷フリーWi-Fi ステッカー作成	50 枚	アクセスポイント周辺に貼付
⑤	倉敷市公式観光サイト「倉敷観光WEB」への掲載 該当ページの多言語化（日・英・仏・韓・簡体字・繁体字）		トップページに常時掲載中 https://www.kurashiki-tabi.jp/ryuiki/wifi/
⑥	市内観光案内板へのステッカー貼付	13 箇所	平成 29 年 1 月に貼付
⑦	メディアへの広報依頼		地元メディアへ掲載
⑧	バス旅行会社への広報依頼	3 法人	バスガイド研修で情報提供していただく

7 フリーWi-Fiエリア

現在、Wi-Fiが無料で使えるエリアは以下のとおりとなっている。

《倉敷市》

○倉敷エリア



○児島エリア



《 笠岡市 》



《 高梁市 》



《総社市》



《矢掛町》



現地調査の様様



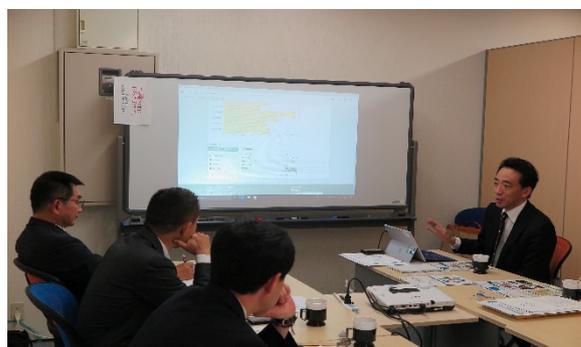
高梁川流域連携中枢都市圏について説明を受ける①



高梁川流域連携中枢都市圏について説明を受ける②



高梁川流域連携中枢都市圏について説明を受ける③



データで紡ぐ高梁川流域連携事業の説明を受ける①



データで紡ぐ高梁川流域連携事業の説明を受ける②



データ分析に関する説明を受ける（於・データクレイドル）



Wi-Fi 設備の設置状況（画面中央）（於・倉敷美観地区）



高梁川流域 Wi-Fi 整備事業の説明を受ける
（於・倉敷美観地区）

(4) 青森県八戸市

- 年月日：平成 29 年 5 月 30 日（水）～31 日（木）
- 場所：青森県八戸市
- 調査目的：平成 21 年度に、八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町の 8 市町村にて八戸圏域定住自立圏を形成し、ドクターカーの運行及び路線バスの上限運賃化など、各種連携事業を展開することで、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に成果を上げていた。

平成 29 (2017) 年 1 月 1 日には、中核市に移行したことにより、連携中枢都市圏の連携中枢都市としての要件を満たし、3 月 22 日に八戸圏域連携中枢都市圏を形成したところである。

こうした状況の中、平成 28・29 年度テーマ「都市における広域連携のあり方」の調査研究に資するため、八戸圏域連携中枢都市圏において取り組んでいる救急医療体制及び子育て支援の充実への取組を調査し、都市における広域連携のあり方を探ることとした。

1 八戸圏域連携中枢都市圏の概要

(1) 八戸圏域連携中枢都市圏の概況について

八戸圏域連携中枢都市圏は、青森県南東部に位置する人口約 33 万人を擁する北東北の中核都市圏であり、人口約 23 万人の八戸市を中心に、古く藩政時代から同じ南部藩としてともに歩んできた三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町の 8 市町村で構成されている。

圏域の取組を展開するにあたり、形成の意義の理解と、連携する取り組み等を周知、広報していくため、親しみやすさや、呼びやすさ等を考慮し、圏域の愛称とロゴを定めており、「八戸都市圏」は、圏域の正式名称である八戸圏域連携中枢都市圏の略称、「スクラム 8」は、圏域 8 市町村がスクラムを組んで連携することを意味するものである。



八戸圏域連携中枢都市圏の構成市町村



八戸圏域連携中枢都市圏の「愛称」と「ロゴ」

なお、スクラムは、ラグビーのスクラムをイメージしており、「一丸となって連携し、同じ目的に向かってひとつの方向を向いている状態」を表す言葉として採用している。

その中心市である八戸市は、農水畜産業や商工業、流通・サービス業といった多様な産業集積や、陸、海、空の交通アクセスに恵まれており、通勤・通学、医療、買物等の日常生活圏が形成されている。

昭和 39（1964）年の新産業都市指定を契機に港湾や道路、工業団地などのインフラの整備が進み、臨海部には、製紙、金属、造船等の企業や飼料穀物コンビナート、LNG（液化天然ガス）輸入基地が立地している。また、高精度センサや金属粉末等の製造、開発を行う高度技術産業、ソフトウェア産業、IT・テレマーケティング産業等が集積し、北東北随一の工業都市である。

また、水産業については、国が特に重要な漁港として指定している特定第 3 種漁港があり、全国でも上位の水揚げ数量と金額で国内有数の漁業基地を擁している。

（2）八戸圏域連携中枢都市圏の現状・特徴について

圏域内の交通について、鉄道は、東北新幹線、JR 八戸線及び青い森鉄道線、路線バスは八戸市営バス、南部バス及び十和田観光バスがあり、全ての市町村においてコミュニティバスが導入されている。

道路網は、高速道路のインターチェンジが八戸市に 5 か所、階上町に 2 か所、おいらせ町に 2 か所の計 9 か所設置されている。

各町村から八戸市までの距離と所要時間については、最も離れている田子町で距離にして 40 km、自動車での所要時間は約 1 時間である。

通勤及び通学圏については、平成 22 年国勢調査によれば八戸市への通勤状況は、階上町が 57.1%と高い依存度を示しているほか、南部町、五戸町、おいらせ町の順に高くなっておりいずれも 20%以上である。通学については、階上町が 84.9%と高い依存度を示しているほか、新郷村、南部町、五戸町、おいらせ町、三戸町の順で高くなっており、いずれも 20%以上の依存度を示している。

医療圏については、平成 23 年の青森県受療動向調査による八戸市内の病院への入院の動向（入院者比率）をみると、階上町が 97%、南部町が 58%と半数を超える依存度を示しており、他の町村においても 30%を超えている。

区分	八戸市	三戸町	五戸町	田子町	南部町	階上町	新郷村	おいらせ町
人口総数(人)	237,615	11,299	18,712	6,175	19,853	14,699	2,851	24,211
昼夜間人口比率(%)	105.1	100.0	90.3	98.3	85.3	73.1	91.7	86.7
八戸市への通勤率(%)	—	8.2	24.1	3.5	26.9	57.1	6.6	21.3
八戸市への通学率(%)	—	24.9	42.1	10.9	45.6	84.9	47.5	25.1
八戸市への入院者率(%)	—	45.1	40.4	48.4	58.0	97.0	36.6	44.5

※八戸圏域連携中枢都市圏ビジョン《圏域の概況・中長期将来像編》(平成29年3月)より作成
 ※出典：人口総数、昼夜間人口比率、通勤率、通学率は平成22年国勢調査(総務省統計局より)
 入院者率は青森県受療動向調査(平成23年)

2 八戸圏域定住自立圏・八戸圏域連携中枢都市圏の取組

(1) 八戸圏域定住自立圏から八戸圏域連携中枢都市圏への経緯について

総務省では、平成20(2008)年7月4日から8月29日までの間に、定住自立圏の形成に先行して取り組む市町村の募集を行い、10月28日に先行実施団体として八戸市が選定された後、3月19日に中心市宣言を行った。

その後、平成21(2009)年9月に、定住自立圏形成協定の締結について各議会で議決が行われ、同年9月24日に、八戸市長と関係7町村長の1対1で締結する八戸圏域定住自立圏形成協定調印式が行われた。

一方で、同年9月9日に八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町の8市町村議会議員の有志(全議員)で構成された「八戸圏域定住自立圏形成促進議員連盟」が設立され、同日に総務省より定住自立圏構想の担当者を講師に招いて講演会等を開催し、定住自立圏への理解を深めるとともに、関係市町村との意見交換を行っている。

形成協定の締結後、圏域の将来像や形成協定に基づき推進する具体的な取組を定めるため、中心市である八戸市において、民間や地域の関係者で構成される「圏域共生ビジョン懇談会」にて協議し、関係市町村長で構成される「八戸圏域定住自立圏関係市町村長会議」において八戸圏域定住自立圏共生ビジョンを策定した。

八戸圏域定住自立圏形成促進議員連盟では、締結後も引き続き定住自立圏への理解と交流を図るため8市町村の持ち回りで勉強会・視察会を開催し、八戸圏域において連携中枢都市圏への移行を検討するに伴い、平成28(2016)年10月21日に目的と名称を変更する規約の改正を行い、八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟となった。

その後、平成 29 (2017) 年 1 月 1 日に中核市に移行し、同年 3 月 22 日に 8 市町村長等にて八戸圏域連携中枢都市圏連携協約調印式を行い、8 市町村による八戸圏域連携中枢都市圏が形成された。

年 度	月 日	八戸圏域定住自立圏の形成の経緯	月 日	八戸圏域定住自立圏形成促進議員連盟の経緯
平成 20 (2008) 年度	10月28日 3月19日	総務省から先行実施団体(全国18圏域(中心市20市))に選定 八戸市が中心市宣言		
平成 21 (2009) 年度	9月 9月24日 10月15日 11月18日 12月22日 2月16日 2月22日	構成市町村において、定住自立圏形成協定の締結について、各議会で議決 八戸市長と関係7町村長とが、1対1で形成協定を締結(八戸圏域定住自立圏形成協定調印式) 第1回八戸圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催 第2回八戸圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催 第3回八戸圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催 第4回八戸圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催 八戸圏域定住自立圏関係市町村長会議を開催し、八戸圏域定住自立圏共生ビジョンを策定	9月9日 同 日 11月26日 2月19 日	設立総会開催(八戸市) 議題:規約の制定について、役員 の選任について 第1回定住自立圏の形成に関する 講演会 参加(八戸市) 第2回定住自立圏の形成に関する 講演会 参加(南部町) 第3回定住自立圏の形成に関する 講演会 参加(八戸市)
平成 22 (2010) 年度	8月20日 9月17日 11月19日 12月 12月22日 1月13日 2月1日	第5回八戸圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催 八戸圏域定住自立圏共生ビジョンの一部変更 第6回八戸圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催 構成市町村において、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、各議会で議決 八戸市長と関係7町村長とが、形成協定の一部を変更する協定を締結 第7回八戸圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催 八戸圏域定住自立圏共生ビジョンの一部変更	5月20日 同日 6月4日 7月16日 2月14日	総会開催(五戸町) 議題:本県へのドクターヘリ2機 目の配備に係る決議について 第4回定住自立圏の形成に関する 講演会 参加(五戸町) 青森県要望(青森県議会有志議員 団と連名) 内容:ドクターヘリの県立中央病 院と八戸市立市民病院との共同 運航及び本県への2機目の導入促 進 第5回定住自立圏の形成に関する 講演会 参加(階上町) 第6回定住自立圏の形成に関する 講演会 参加(おいらせ町)
平成 23 (2011) 年度	8月24日 11月15日 12月 12月20日 1月27日	第8回八戸圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催 八戸圏域定住自立圏関係市町村長会議を開催 構成市町村において、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、各議会で議決 八戸市長と関係7町村長とが、形成協定の一部を変更する協定を締結 第9回八戸圏域定住自立圏共生ビ	8月24日 同 日 2月15日	総会開催(三戸町) 議題:役員 の改選について 第7回定住自立圏の形成に関する 講演会 参加(三戸町) 第8回定住自立圏の形成に関する 講演会 参加(八戸市)

年 度	月 日	八戸圏域定住自立圏の形成の経緯	月 日	八戸圏域定住自立圏形成促進議員連盟の経緯
	2月17日 3月15日	ジョン懇談会を開催 第10回八戸圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催 八戸圏域定住自立圏共生ビジョンの一部変更		
平成 24 (2012) 年度			5月18日 10月1日 2月18日 同 日 2月22日	第9回定住自立圏の形成に関する講演会 参加 (田子町) 第10回定住自立圏の形成に関する講演会 参加 (新郷村) 総会開催 (八戸市) 議題：衆議院議員選挙の区割り再編について (五戸町・平内町の青森2区編入案について) 定住自立圏構想推進シンポジウム in 八戸 参加 (八戸市) 総務省要望 内容：衆院選区割り見直しにおける青森2区への五戸町編入反対について
平成 25 (2013) 年度	12月25日 1月20日 2月24日 同 日 3月 3月20日 同 日	平成25年度第1回八戸圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催 平成25年度第2回八戸圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催 平成25年度第3回八戸圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催 八戸圏域定住自立圏関係市町村長会議を開催 構成市町村において、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、各議会で議決 八戸市長と関係7町村長とが、形成協定の一部を変更する協定を締結 第2次八戸圏域定住自立圏共生ビジョンを策定	5月20日 同日 8月20日 同日 10月11日 同日	視察会開催 (八戸市) 内容：八戸市第三魚市場(ハサップ対応型荷捌き施設A棟)視察、地球深部探査船「ちきゅう」調査事業に係る調査 第11回定住自立圏の形成に関する講演会 参加 (八戸市) 視察会開催 (南部町) 内容：白華山法光寺 視察、南部町医療健康センター建設事業に係る調査 第12回定住自立圏の形成に関する講演会 参加 (南部町) 視察会開催 (五戸町) 内容：ひばり野公園サッカー場、JA八戸ながいも洗浄選別施設視察 第13回定住自立圏の形成に関する講演会 参加 (五戸町)
平成 26 (2014) 年度	6月24日 11月11日 12月 12月16日 1月7日 1月14日 2月23日	平成26年度第1回八戸圏域定住自立圏関係市町村長会議を開催 平成26年度第2回八戸圏域定住自立圏関係市町村長会議を開催 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、議会で議決 八戸市長と関係町村長とが、形成協定の一部を変更する協定を締結 平成26年度第1回八戸圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催 パブリックコメント実施 平成26年度第2回八戸圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催	6月28日 7月17日 同日 10月10日 同日 同日 12月18日	中核市講演会 (八戸市) 視察会開催 (階上町) 内容：わっせ交流センター、町営放牧場視察 第14回定住自立圏の形成に関する講演会、交流会 (階上町) 視察会開催 (三戸町) 内容：小中一貫三戸学園視察 総会開催 (三戸町) 議題：規約の一部改正について 第15回定住自立圏の形成に関する講演会、交流会 (三戸町) 視察会開催 (おいらせ町) 内容：大山将棋記念館、みなくる館視察

年 度	月 日	八戸圏域定住自立圏の形成の経緯	月 日	八戸圏域定住自立圏形成促進議員連盟の経緯
	3月24日	第2次八戸圏域定住自立圏共生ビジョンの一部変更	同日 1月22日 2月16日	第16回定住自立圏の形成に関する講演会、交流会（おいらせ町） 総務省要望 内容：新たな広域連携モデル構築事業の要件緩和について 連携中枢都市圏講演会（八戸市）
平成 27 (2015) 年度	6月1日 1月18日 3月23日	平成27年度第1回八戸圏域定住自立圏関係市町村長会議を開催 平成27年度第2回八戸圏域定住自立圏関係市町村長会議を開催 平成27年度第3回八戸圏域定住自立圏関係市町村長会議を開催	8月22日 同日 10月16日 同日 11月21日 12月12日	総会開催（八戸市） 議題：(1)これまでの活動経過について、(2)役員(案)について、(3)平成27年度事業計画(案)について 中核市市民シンポジウム（八戸市） 視察会開催（田子町） 内容：田子町にんにく専用CA冷蔵庫視察、県境産業廃棄物不法投棄現場視察 第17回定住自立圏の形成に関する講演会、交流会（田子町） 総務省要望 内容：連携中枢都市圏に対する財政措置の拡充について 連携中枢都市圏講演会（八戸市）
平成 28 (2016) 年度	6月 6月20日 7月14日	構成市町村において、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、各議会で議決 八戸市長と関係町村長とが、形成協定の一部を変更する協定を締結 平成28年度第1回八戸圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催	9月3日 10月21日 同 日 同 日	中核市移行記念シンポジウム（八戸市） 視察会開催（新郷村） 内容：間木ノ平グリーンファーム「ミルク&ハム工房」視察 新郷温泉館木質ボイラー施設視察 総会開催（新郷村） 議題：当該議員連盟の名称変更及び規約の一部改正について 第18回定住自立圏の形成に関する講演会、交流会（新郷村）

※八戸圏域連携中枢都市圏ビジョン《圏域の概況・中長期将来像編》（平成29年3月）より作成

(2) 定住自立圏連携事業の費用負担について

八戸圏域定住自立圏の費用負担については、4つの基本パターンに分けており、その基本パターンに4つの積算方法を事業毎にあてはめている。

①従来八戸市が実施してきた事業で、関係町村に拡大して実施する場合

ア 関係町村に拡大しても経費の増加にならない

八戸市が引き続き従前の経費を負担する。

例) 特別保育事業、農業情報提供事業(農業経営振興センターの運営)
生涯学習情報提供事業(市民大学講座開催)、職員合同研修、
NPO等に係る各種情報提供支援体制事業(わいぐ管理委託)
ファミリーサポートセンター事業等

イ 関係町村に拡大することにより事務量が増加したり、備品その他の準備が必要となるなど、経費が増加する事業

(ア) 経費が利用実績に左右されない事業

八戸市が引き続き従前の経費を負担するとともに、八戸市を除く関係町村が、表1の負担割合により、経費の増加分を負担する。

例) 安全・安心情報発信事業の圏域拡大等

(イ) 経費が利用実績により変動する事業

八戸市が引き続き従前の経費を負担するとともに、八戸市を含めた関係町村が、表1の負担割合により、経費の増加分を負担する。

例) 勤労者福祉サービスセンター事業等

②八戸圏域において新たに実施する事業

必要経費について、関係市町村が表1の負担割合により、負担する。

例) ドクターカー運行事業、高齢者福祉合同研修会の開催、
障がい者福祉合同研修会の開催、観光PR推進事業、
はちのへ青年倶楽部カダリストの運営等

③個別に協議が必要な事業

事業内容に応じて、個別に対応(協議)する。

例) 医師派遣事業、南郷そば振興センター共同利用事業、
圏域公共交通計画の推進(広域路線バス上限運賃化実証実験など)等

④従来から実施している事業を各市町村がそれぞれ運営(実施)する場合

各市町村が、それぞれ必要経費分を負担する。

例) ICTインフラ整備事業、グリーン・ツーリズム推進事業、
一般廃棄物不法投棄防止事業等

表1 具体的負担割合の設定

項目	積算方法	具体的負担割合の設定基準 (理由)	具体的負担割合 (%)	設定事業
A	人口割り※1	<p>受益対象として全ての住民が見込まれるもの。また、特に実績等を伴わず、周知・啓発等が中心となるもの。</p> <p>例) ごみ焼却施設管理費運営費 し尿処理施設管理費運営費</p>	<p>八戸市 70.84 三戸町 3.37 五戸町 5.58 田子町 1.84 南部町 5.92 階上町 4.38 新郷村 0.85 おいらせ町 7.22</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉合同研修会の開催 ・障がい者福祉合同研修会の開催 ・安全・安心情報発信事業の圏域拡大 ・はちのへ青年倶楽部カダリスタの運営(人口は20～30代を対象として積算)
B	人口割り + 実績按分※2	<p>受益対象としておよそ全ての住民が見込まれるが、実際には年度による実績の変動が大きく見込まれるとともに、事業の実施にあたっては、いわゆる待機料(人件費・光熱水費等)を必要とするなど、単なる人口割り又は実績按分だけでは、適正な負担割合が得られないと思われるもの。</p> <p>事業の継続性に配慮し、適正な負担割合に近づけるため、人口割りと実績按分の併用比率とする。</p>	<p>事業(サービス)ごとに積算 また、併用比率の算定においては 人口:実績=5:5とする</p>	<p>勤労者福祉サービスセンター事業 実績=登録会員数 ※当面は、市負担のみ</p>
C	基準財政需要額による 按分※3	<p>基準財政需要額は、合理的かつ妥当な水準の行政運営を行うために必要な標準的財政経費として普通交付税算定の基準となっており、広域事務組合事業の一部で負担金算出のために用いられていることから、類似の事業等に適用するものである。</p> <p>例) 広域事務組合一般事務費 広域事務組合消防費</p>	<p>八戸市 64.2682 三戸町 4.3719 五戸町 6.8484 田子町 3.2994 南部町 8.1939 階上町 4.0248 新郷村 2.2308 おいらせ町 6.7626 ※当該割合は、平成27年度一般事務経費(総務費)</p>	<p>観光 PR 事業(圏域観光パンフレットを増刷する場合)</p>
D	基準財政需要額による 按分 + 実績按分※4	<p>基準財政需要額による按分の場合であって、年度による実績の変動が大きく、待機料等も必要な場合で、単なる基準財政需要額による按分又は実績按分だけでは得られないと思われるもの。</p> <p>事業の継続性に配慮し、適正な負担割合に近づけるため、基準財政需要額による按分と実績按分の併用比率とする。</p>	<p>事業(サービス)ごとに積算 また、併用比率の算定においては基準財政需要額:実績=5:5とする</p>	<p>ドクターカー運行事業 実績=出勤回数(事態発生場所)</p>

※1 人口は、国勢調査による。

※2 実績に用いる基準については、事業ごとに設定。

※3 実際の算定に当たっては、広域事務組合の例により、旧八戸市分を61%に固定し、残りの町村分を算定する。

※4 実績に用いる基準については、事業毎に設定。

(3) 八戸圏域定住自立圏時からの取組について

①ドクターカー運行事業

ドクターカー運行事業は、平成 21 (2009) 年 3 月から運行を開始したドクターヘリ (青森県事業) との一体的運用により、救急体制の一層の充実を図るため、平成 22 (2010) 年 3 月より圏域の拠点病院である八戸市立市民病院にドクターカーが配備された。

その後、平成 23 (2011) 年 1 月に 2 号車が寄付され、更に平成 28 (2016) 年 7 月には緊急的な処置等を行うことが可能なドクターカーV3 の運行が開始された。

ドクターカーの運用は、消防本部の要請を受け医師が救急現場へ出勤し、搬送途中の救急車と合流することで、迅速に救急患者に対応することができる。

また、ドクターヘリが出動できない夜間や悪天候時等の対応が可能であり、心肺停止など重篤状態の患者の救命率向上が期待されている。

出勤状況は平成 22 (2010) 年 3 月 29 日の運行開始から平成 29 年 3 月末までの間に 8,344 件あり、その内、平成 28 (2016) 年 12 月末時点で、劇的救命 (予測救命率 50%以下の患者の救命) の件数は 151 件であった。

②八戸圏域公共交通計画

八戸圏域公共交通計画を作成するにあたり、バスの利用について住民アンケートを実施し調査したところ、不便に感じる点として運賃が高いといった回答が多く、特に市中心よりも町村部においてその傾向が顕著であった。

八戸圏域公共交通計画の推進では、圏域住民の生活及び交流を促進するため、圏域内の複数市町村を跨ぐ広域バス路線を対象に、500 円上限運賃化実証実験 (八戸市内は上限 300 円) を実施し、平成 25 (2013) 年 10 月 1 日より上限運賃を本格的に導入している。

年間輸送人員の状況について、平成 15 (2003) 年から平成 22 (2010) 年までは平均 7.1%の割合で減少していたが、路線バスの上限運賃を導入した平成 23 (2011) 年から平成 27 (2015) 年に平均 1.4%増加し、平日 1 日当たりの利用者数 (運賃支払者数) は導入前に比べ平成 26 (2014) 年 9 月には 15.1%増加した。



八戸圏域定住自立圏路線バス上限運賃化実証実験の案内

③安全・安心情報配信サービス

緊急情報や気象、火災、防犯、交通安全、消費生活、インフルエンザ等の感染症等に関する地域情報を、住民の携帯電話やパソコンのメール、又はスマートフォン向けアプリにお知らせする「ほっとスルメール」を圏域全体へ配信している。

登録者数は圏域全体で 46,981 人（平成 29（2017）年 3 月末時点）、うち圏域町村の方が 8,957 人となっている。

これまでの動きとして、まず八戸市において平成 20（2008）年 2 月にサービスを開始し、定住自立圏に移行した平成 22（2010）年 12 月 17 日に 7 町村でもサービスを開始した。平成 25（2013）年 3 月からはエリアメール、緊急速報メールと連動し、平成 26（2014）年 2 月からスマートフォン向けアプリの運用を開始している。

④広域的体験学習支援事業

圏域内の学校教育の充実を図るため、圏域 8 市町村の小学校による圏域内の文化、スポーツ等の公共施設を活用した児童対象の体験学習の実施を支援している。

8 市町村としては、圏域の小学校に交通手段の支援（バスの借上料）や有料の視察先があれば無料化しており、圏域小学校は圏域公共施設にて体験学習を実施している。

利用者数について、平成 27 年度の活用実績は圏域の合計で 108 校の 4,802 人、平成 28 年度 122 校の 5,557 人と圏域の約 8 割の学校が活用しており、今後も多くの学校に使ってもらえるよう取り組んでいる。

3 八戸圏域連携中枢都市圏の今後の取組について

八戸圏域における連携事業は、23 施策 64 事業あり、圏域全体の経済成長のけん引及び高次の都市機能を集積・強化を中心に新規事業を追加している。

定住自立圏で実施していた事業は 28 事業あり、それらの事業については一部統合や、内容の変更等を行って全事業を連携中枢都市圏に移行している。

（1）圏域全体の経済成長のけん引

圏域においては、港や道路、鉄道などの産業インフラが充実しており、高度な技術を有する企業が数多く立地している。これらの地域資源を更に活用するため、国内外への販路拡大及び企業誘致を推進し、各種制度の周知や企

業同士を結びつけるような情報提供事業を進めていく。

基本目標は、製造品出荷額等は、現状値 6,080 億円（平成 26（2014）年）を震災前である平成 22（2010）年の 6,146 億円までの回復を目指し、目標値を 6,150 億円（平成 33（2021）年）、従業者数は人口減少が見込まれる中で、現状維持を目標として現状値と同じ 14 万 1 千人（平成 26 年）を設定した。観光入込客数の現状値は 951 万 7 千人（平成 26 年）であり、各市町村の総合戦略における目標値等を合算した 1,020 万人（平成 33 年）を目標に設定している。

①テレマーケティング関連産業立地促進費補助金

以前までは補助金算定に係る従業員の要件は、八戸市民に限り支給していたが、八戸圏域連携中枢都市圏の住民まで範囲が広がった。

また、八戸 IT・テレマーケティング未来創造協議会を青森県と八戸市、関係企業が連携して設立しており、即戦力となる人材を育成するため誘致企業が地元教育機関で講義を行い、またインターンシップも積極的に受け入れている等、人材育成の充実に取り組んでいる。

現在、全体の従業員数は 1,230 人であるが、今後、関連企業の新規立地と業務拡大による従業員者数増を見込んで 5 年間で 1,350 人に増やすことを目標としている。

②八戸広域観光戦略推進事業

観光戦略の取組内容として、「推進力を持った体制の強化」と、「連携内容を実感できる取組実践」の 2 つの基本戦略を位置づけている。

推進力を持った体制の強化の施策は、事務局体制の強化が主な目標であり、事務局である八戸広域観光推進協議会の強化、構成員の拡充、運営の重層化の 3 つの重点施策を掲げている。

連携効果を実感できる取組実践の具体的な施策としては、本戦略に関わる各主体 8 市町村の関係者が高い動機づけを持って主体的に取り組む必要があるが、そのためには、はちのへエリア（観光分野においては、圏域 8 市町村を「はちのへエリア」と呼称している。）として連携する価値や効果が実感できることが重要であるため、はちのへエリアの広域連携による取り組みとして、特に成果が期待されかつ実施が望まれるものとして 5 つの施策を実施していくこととしている。

重点施策4 “独自の価値”を体験できる観光商品ラインナップの拡充と質向上	
来訪者が、はちのへエリアの独自の価値を体験できる観光商品のラインナップを拡充するとともに、ブランディングや品質管理を強化することを目指します。	
4-1 はちのへエリアらしい観光商品のラインナップ拡充と質向上	
4-1-1 観光商品の魅力強化	
はちのへエリアの独自の価値を体現し潜在魅力を強化していくため、既存事業・新規事業を問わず観光商品の差別化に向けた取組を行います。	▶ はちのへエリア観光の「ブランドコンセプト」、「ブランド基準」の立案(平成29年度) 目標
4-1-2 はちのへエリア広域周遊ルートの開発促進	
はちのへエリア観光の「ブランドコンセプト」及び「マーケティング調査結果」に基づき、広域周遊ルートの開発促進に向けた取組を行います。具体的には、はちのへエリア8市町村の観光資源・魅力を発揮できる共通テーマやストーリー等の設定、広域周遊ルートの設定、商品化促進等を進めています。	▶ 広域周遊ルートを8ルート以上設定する。(平成30年度) 広域周遊ルートを商品化する(平成31年度) 目標
4-2 はちのへエリアの住民が気軽に体験観光に関われる環境の整備	
4-2-1 各市町村における体験観光の受入体制強化	
広域観光の更なる推進には、各市町村においても、来訪者が地域の魅力に十分に触れ、安心して周遊・滞在できる受入体制を確立・強化していく必要があります。地域毎の実情も踏まえて、広域連携の中核と共に強化を図っていきます。	▶ 地域別の受入体制の確立(平成30年度) 広域連携の中核による地域別取組支援の実施(平成30年度以降) 目標
4-2-2 体験観光の担い手・協力者の発掘・育成	
はちのへエリアの観光魅力を効果的に体現する商品を作成していくうえでは、観光関連事業者以外の各種産業との連携が不可欠であり、担い手や協力者・企業等を発掘・育成することが重要です。そこで、共同研修やテキスト作成等を行い、発掘・育成を促進します。	▶ ブランドコンセプト等に基づく共同研修等の受講者数延べ1,000人以上(平成33年度) ブランドコンセプト等に基づく共同研修等用のテキストの開発(平成31年度) 目標

重点施策5 “ターゲットに届く”観光商品の流通・販売網の強化	
はちのへエリアの観光商品について、消費者や旅行会社に分かりやすく、円滑に、魅力的に提供するための基本的な仕組み(一元窓口)を整えるとともに、はちのへエリア合同による情報発信や営業活動を通じて販売力を高めるための取組を行います。	
5-1 はちのへエリア観光の窓口強化	
5-1-1 はちのへエリア観光の一元窓口機能の確立	
本エリア観光の「一元窓口機能」を確立します。具体的には以下のような機能を提供することを想定し、確立を目指します。	▶ はちのへエリア観光の「一元窓口機能」の確立(平成29年度) 目標
5-1-2 はちのへエリア観光の情報発信機能の強化	
広域観光ウェブサイトを更新し、はちのへエリアの観光情報や観光商品情報等について、はちのへエリア観光の「ブランドコンセプト」及び「マーケティング調査結果」に基づき、総合的かつ魅力的に発信していきます。	▶ 広域観光ウェブサイトの構築(平成31年度) 目標
5-2 旅行会社等への営業活動の強化	
はちのへエリア観光の「ブランドコンセプト」及び「マーケティング調査結果」に基づき、本エリア合同による首都圏・仙台圏等の旅行会社・鉄道会社等への営業活動を実施していきます。また、旅行会社等への営業や品質・対応の強化に向けてファミトリップ等も実施していきます。	▶ はちのへエリア合同による営業の企画・実施(平成30年度～33年度) 目標

はちのへエリア広域観光戦略 -八戸広域観光戦略-概要版
(平成29年3月 八戸広域観光推進協議会)

重点施策6 “行ってみたいくなる”はちのへエリアのイメージ確立	
はちのへエリアのイメージを、観光商品、食、物産、文化等を活用して、展示会やイベント等で総合的に発信し、市場における認知度を高めます。また、地域外や、地域内においてははちのへエリアのファンを育成します。	
6-1 合同プロモーションの強化	
6-1-1 プロモーションツールの制作	
はちのへエリア観光の「ブランドコンセプト」及び「マーケティング調査結果」に基づき、本エリアの効果的なプロモーションツールを制作します。	▶ プロモーションツールの制作(平成31年度) 目標
6-1-2 ターゲット別プロモーション強化	
はちのへエリア観光の「ブランドコンセプト」及び「マーケティング調査結果」に基づき、ターゲット別プロモーションを実施・強化していきます。	▶ ターゲット別プロモーションの強化(平成31年度) 在住外国人等を対象としたモニターツアーの実施(平成31年度) 目標
6-1-3 展示会・イベント等への合同出展	
はちのへエリア観光の「ブランドコンセプト」及び「マーケティング調査結果」に基づき、各地で開催される展示会・イベント等への合同出展し、はちのへエリアの魅力をも総合的にアピールします。	▶ 展示会・イベント等への合同出展年1回以上(平成30年度以降) 目標
6-2 はちのへエリアファンネットワークの構築と活用	
6-2-1 「(仮称)はちのへエリアファン」の組織化と情報発信	
はちのへエリア観光の「ブランドコンセプト」及び「マーケティング調査結果」に基づき、はちのへエリアにおける来訪者や、エリア内出身者の都市圏在住者等を組織化し、情報発信を行います。また、出身者等をハブとした観光情報発信も検討・実施していきます。	▶ 「(仮称)はちのへエリアファン」の組織化(平成30年度) 「(仮称)はちのへエリアファン」への情報発信の実施(平成30年度) 目標
6-2-2 次世代を担う子供達や地域住民の郷土愛の育成	
はちのへエリアの「独自の価値」の継承を目指して、次世代を担う子供たち(地域の小中高大学生他)や地域住民の、郷土愛育成、地域資源への理解深化のための取組を行います。	▶ はちのへエリアの魅力を整理した「子供向け副読本」の制作(平成31年度) 目標
重点施策7 “誰もが自由に楽しめる”受入環境の確立	
はちのへエリアにおいて周遊を促進するため、二次交通や地図情報をはじめとする移動環境の整備を行います。また、外国人受入に向けた基本的な環境整備や受入体制作りを進めます。	
7-1 “誰もが楽しく”周遊できる移動環境の整備促進	
7-1-1 二次交通のネットワーク・魅力強化	
JR八戸駅を拠点とした二次交通との連携強化(交通セット商品の開発促進、周遊バス等の検討、乗継情報の充実<バリアフリー・ユニバーサルツーリズム情報含む>他)を行います。また、交通事業者等の積極的活用(ガイドタクシー・周遊バス他)を進めます。	▶ 「(仮称)はちのへエリア観光交通魅力アップ計画」の策定(平成30年度) 目標
7-1-2 市町村別の道案内マップの作成	
各地域において、来訪者に気軽に道案内をするための「市町村別の道案内マップ」を作成し、はちのへエリアとしてこれを集約・発信します。普及拡大を図るため、地元住民も楽しめるものを目指していきます。	▶ 「(仮称)はちのへエリア・道案内マップデザイン指針」の策定(平成30年度) 市町村別の道案内マップの制作(平成30年度) 目標
7-2 “外国人も不自由なく巡れる”受入環境の整備促進	
7-2-1 外国語案内情報の整備促進	
はちのへエリアとして、外国語案内情報のインフラを整備するため、基本的な方針「(仮称)はちのへエリア外国語案内情報の整備方針」を検討・策定し、方針に基づいて、外国語案内情報の整備(案内看板、共通ピクトグラム、インターネット情報他)等の整備を促進します。	▶ 「(仮称)はちのへエリア外国語案内情報の整備方針」の検討・策定(平成29年度以降) 目標
7-2-2 主要観光スポット等におけるWi-fi環境の整備促進	
Wi-fi環境を整備すべき主要観光スポット等の指針を検討・提示し、各地域におけるWi-fi環境の整備を促進します。また、整備されたWi-fiスポット等について情報の集約・発信を行います。	▶ 「(仮称)はちのへエリア観光推進のためのWi-fi整備方針」の策定(平成29年度) Wi-fiスポット等についてのプロモーションツールの制作(平成31年度) 目標
7-2-3 外国人への接遇・おもてなしの向上	
外国人の受入実施に向けて、対応基礎力の向上(接遇講座の開催、学校教育との連携他)を行うとともに、外国人の緊急サポート体制(外国語対応人材バンク等)を構築し、運用します。	▶ 「(仮称)はちのへエリアでの外国人おもてなし向上テキスト」の制作(平成30年度) 外国人への「緊急サポート体制」の確立・運営(平成30年度) 「(仮称)外国人接遇講座」の受講修了者300人以上(平成33年度) 目標

重点施策8 “オールはちのへエリア”の連携強化	
はちのへエリアとしての観光マーケティングを行うため、必要な統計データの把握・活用を推進します。また、市町村間の連携を強化・継続するため、日常的な交流を促進します。	
8-1 “共通認識の土台”となる統計活用の強化	
はちのへエリアのマーケティングに必要となる、各種観光関連統計データについて、整理・取得、活用を行います。具体的には、本戦略の成果指標を基本として、更に必要な統計情報を追加取得していきます。	 調査方法の確立(平成29年度) 調査の毎年度実施(平成29年度以降) 目標
8-2 市町村間の“日常的な”交流強化	
はちのへエリアの観光関係者の相互連携を深めるため、勉強会・情報交換会を定期的または随時開催します。勉強会では、はちのへエリア内で観光に取り組む実践者を講師としたり、当エリアの観光推進に有益な事例等の実践者を招聘したり、「マーケティング調査」の結果報告会等の開催を想定します。	 「(仮称)はちのへエリア観光勉強会」を毎年度1回以上開催(平成29年度以降) 「(仮称)はちのへエリア観光フォーラム」を毎年度開催(平成29年度以降) 目標

はちのへエリア広域観光戦略 -八戸広域観光戦略-概要版
(平成29年3月 八戸広域観光推進協議会)

(2) 高次の都市機能の集積・強化

圏域内の重篤な患者に対する三次救急医療やハイリスクの妊娠・出産に対する母子周産期医療など高度な医療サービスの提供や、文化芸術による創造的な活動、スポーツにおける中心拠点の整備、高齢者や学生など自家用車を利用できない住民の足となる広域的公共交通網など高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築等を位置づけている。

基本目標は、広域バス路線数 16 路線(平成 27 年度)を平成 33 年度まで維持し、主要拠点施設(八戸ポータルミュージアム、八戸ブックセンター、八戸市多賀多目的運動場、八戸市新美術館、八戸市屋内スケート場)における利用者数 107 万 4 千人(平成 27 年度既存施設の計)を 124 万 4 千人(平成 33 年度)にすることを目標としている。

①八戸ポータルミュージアム事業

人、もの、文化など、地域の資源を紹介し活用するとともに、中心市街地に人と情報を集め、その交流を通したゆとりや豊かさを圏域住民や観光客に提供する地域活性化の施設として展開することとしている。



八戸ポータルミュージアム「はっち」

また館内には、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の事業の 1 つである「子育てつどいの広場事業」の施設「こどもはっち」が併設されている。主に就学前の子どもと親子が利用し

ており、地域の子育て支援の拠点施設として、親子を対象とした常設型の交流の場となっている。

圏域住民等の主催の文化芸術活動は現在 20%（平成 27 年現在）であるが、25%（平成 33 年度）を目標としている。



八戸ポータルミュージアム「はっち」
内の「こどもはっち」

②ブックセンター事業

市長政策公約に掲げる「本のまち八戸」を推進する拠点施設として開設した「八戸ブックセンター」は、提案型・編集型の陳列による本の閲覧スペースの提供と販売、本に関するイベントの開催などを中心に、市内の民間書店や図書館、住民活動と連携しながら、全国で類を見ない、これからの時代にふさわしい本に関する公共サービスを構想し、提供している。

平成 28（2016）年 12 月に開設した八戸ブックセンターは来館者数を 90,000 人（平成 33 年度）と設定しており、事業が社会に貢献する程度を分析する「費用便益分析」により、1 日の来館者数 300 人を目標値に設定している。

（3）圏域全体の生活関連機能サービスの向上

圏域全体の生活関連機能サービスの向上においては、定住自立圏の施策から引き継いでいる「ドクターカー運行事業」や「子育てつどいの広場事業」等の社会福祉に関する事業があり、また、他の圏域において実施されている施設の相互利用についても取り組むこととしている。

基本目標は、圏域における合計特殊出生率現状 1.47（平成 20（2008）年から平成 24（2012）年の平均）を 1.62（平成 33 年度）、転入者人口比率（転入者数/住基人口）現状 2.78%（平成 27 年度）を 2.78%以上（平成 33 年度）、転出者人口比率（転出者数/住基人口）現状 3.20%（平成 27 年度）を 3.20%以下（平成 33 年度）、年少者人口比率（年少者数/住基人口）現状 11.95%（平成 27 年度）を 11.95%以上（平成 33 年度）にすることを目標としている。

①図書館相互利用事業

図書館の利用については、県の事業として「青森県内図書館共通利用券」があり、県内在住の方であれば図書館を利用することができるが、発行するには居住もしくは通勤、通学する市町村の図書館等での申込みとなる。

本事業の取組としては、圏域内在住の住民であれば、関係市町村が定める図書館、図書室において、身分証明書の提示等により利用登録し、貸し出し可能とすることとしている。

また、圏域内の保育園や小学校等の団体に団体貸し出しを行うこととし、人口 100 人あたりの貸出冊数 277 冊（平成 27 年度）を 297 冊（平成 33 年度）にすることを目標としている。

4 救急医療体制及び子育て支援に関する現地調査について

(1) 八戸市立市民病院（ドクターカー運行事業）

県南地方の基幹病院として急性期医療及び高度専門医療を担う八戸市立市民病院は、病床数 608、診療科数 31、駐車場は 800 台の八戸圏域の中核病院であり、24 時間体制で重症な救急患者を受け入れている。八戸市の救急体制として、休日や夜間には複数の医療機関による輪番制の診療体制がとられているほか休日夜間急病診療所が開



八戸市立市民病院
(同病院ホームページより)

設されており、圏域内であれば必要なときに必要な医療を受けられる。

また、八戸市立市民病院には救命救急センターが併設されており、ここを拠点に青森県事業のドクターヘリの基地病院として運行を担うとともに、八戸圏域 8 市町村でドクターカーを運行するなど、救急医療体制が充実している。

ドクターカーには救急車型で患者を乗せることができるタイプと、乗用車型で患者収容設備がないタイプがあるが、八戸市立市民病院においては後者のタイプを 3 台導入している。

導入されている 3 台のうち 1 台は八戸工業大学との連携により開発した移動型緊急手術室「ドクターカーV3」であり、大きなけがによる大出血の患者や、心肺停止状態の患者に対し、現地で手術や救命処置を行うことができる。

ベースとなる車体はミニバンの中古車ではあるが、搭載されている設備は、手術用具や輸血、人工



ドクターカーV3に搭載されている設備について説明を受ける様子

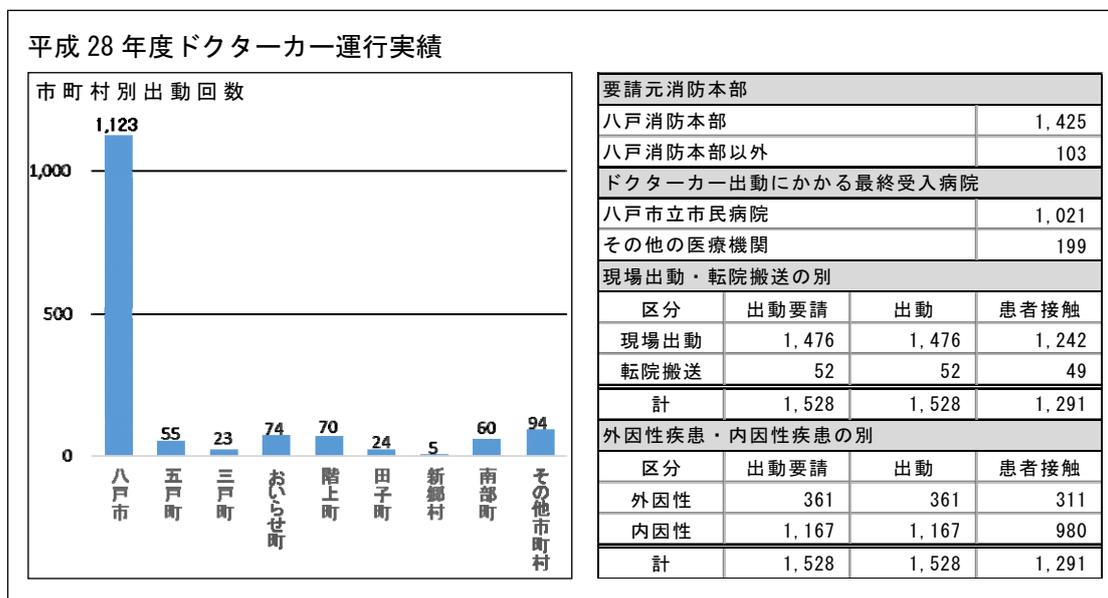
心肺装置等が搭載されており、車体の天井に固定したボックスに収納されているテントを車体後部に広げテント内で手術や緊急処置を行う。

テントの設営にかかる所要時間は週に1度の訓練を行っていることもあり10分以内に設営することができるが、平成28(2016)年12月に発生した水難事故においては、現場での設営にかかる所要時間は5分、人工心肺装置を患者に装着する処置を12分で行うことができ患者も一命をとりとめた。

運用に関しては、専属の運転手は4名(内1名は救命救急士の資格を所持)、医師は当番制で8名が専任で対応にあたる体制で運用しており、運行は午前8時から午後11時までとなっているが、時間外においては消防車両が病院へ医師をピックアップして現場へ向かう体制をとっている。

なお、日本病院前救急診療医学会による調査によれば、ドクターカーを保有する病院など全国397施設へ平成27(2015)年1月から3月の運用実態について調査を行ったところ、409ある運用体制のうち、調査対象の3ヶ月間で1度も出動しない「休眠状態」だったのは274体制(67%)に上り、出動回数が3ヶ月に12回以上は86体制(21%)、3ヶ月に1回から11回は49体制(12%)であった。

保有する医療機関の約7割で休眠状態となっており、医師不足や運用コストが原因と見られているが、八戸市立市民病院においては、ドクターカーの運用費用は8市町村で負担(具体的負担割合の設定の項目Dに該当)しており、平成28年度の運行実績は圏域全体で見ると、出動要請は1,528件、その内患者と接触したのは1,291件、出動途中で治療の必要のない状態(復調)の連絡があったため要請後にキャンセルとなったのは237件となっている。



また調査時においては、ドクターカーの運用は 3 台であったが、平成 29 (2017) 年 5 月 8 日には新たにハイブリッド車が 1 台寄付され、地域の救急医療の発展と広域的な救急医療向上が期待されている。

今後は、ドクターカーに係る高度医療機器等の装置や整備を強化し、心肺停止傷病者の 1 ヶ月後の生存率 7.2% (平成 27 (2015) 年調査時点) を 7.5% (平成 33 年) を目標値とし、関係市町村との協議の上費用を負担、圏域内の医療機関等との連携及び調整に努めることとしている。

(2) 八戸市社会福祉協議会と長坂保育園 (ファミリーサポートセンター事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業)

①ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンター事業は、平成 6 年度に厚生労働省による国の補助事業としてスタートして以来、全国的にセンター数は年々増加し、昨年度から子ども・子育て支援新制度に位置付けられ、地域の子育て支援において重要性を増している。

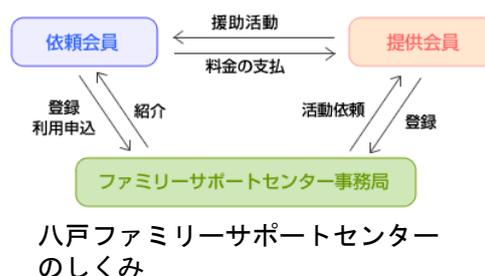
事業の内容としては、かつての地縁、血縁機能を代替する相互援助活動を組織化したものであり、会員は、育児の援助を行いたい人と受けたい人からなり、急な残業や急用の際など、既存の体制では応じきれない臨時的、一時的な保育ニーズに対応するなど、地域における育児に関する相互援助活動を行うものである。

八戸市においては、平成 18 (2006) 年 7 月から事業を開始し、平成 22 (2010) 年 12 月から八戸圏域定住自立圏の形成協定により 8 市町村に拡大し、八戸市の中核市移行に伴う平成 29 (2017) 年 4 月の八戸圏域連携中枢都市圏発足後も引き続き連携事業として行っている。

なお、事業における市町村の負担割合については、サポートセンター登録者の大多数が八戸市の市民であることから、当面は連携市町村からの負担は求めないこととし、八戸市が全額負担している。

ファミリーサポートセンターは、右の図のような仕組みをしております、運営主体

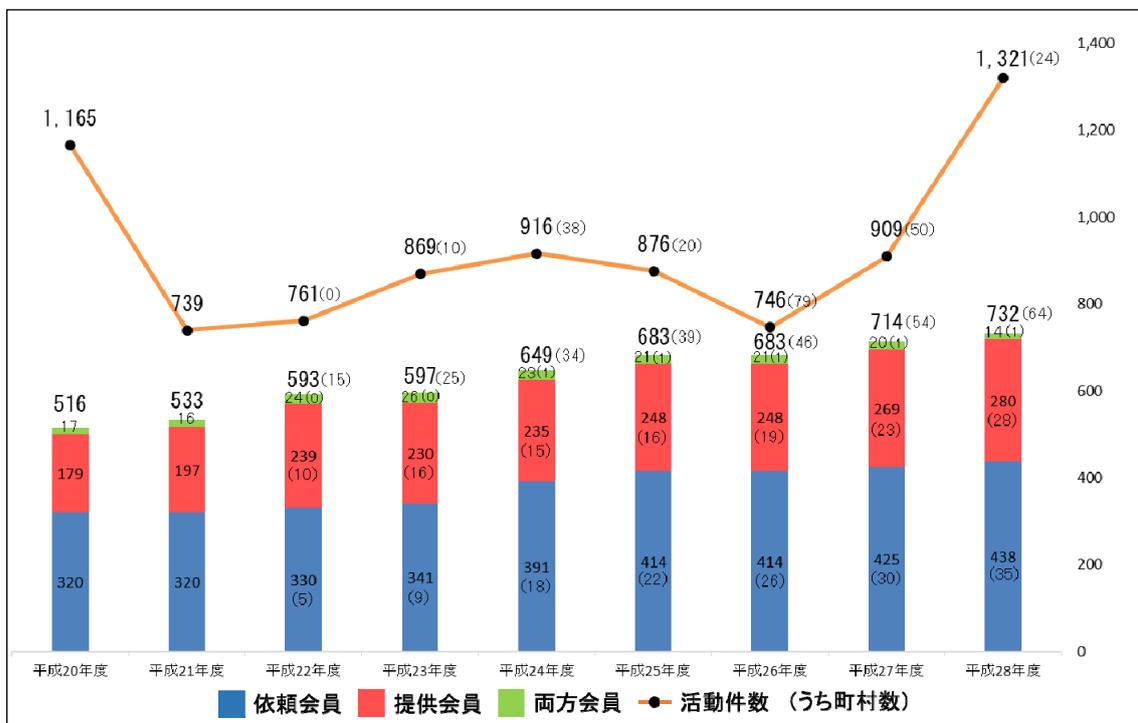
は、社会福祉法人である八戸市社会福祉協議会が八戸市から委託され運営し



ている。

主な活動としては、放課後児童クラブへの送迎、放課後児童クラブ終了後の預かりが多く、次いで保育施設への送迎、保育開始前や保育終了後の預かりとなっている。

平成20年度から平成28年度までの活動実績をみると、平成20年度は活動件数が非常に多く、平成21年度から平成24年度までは増加、その後平成26年度まで減少していたが、平成27年度には909件、平成28年度には1,321件と大幅な増加となっており、また提供会員も年々増加してはいるが、依頼会員も同様に増加している。



ファミリーサポートセンター事業の活動実績

八戸市社会福祉協議会では、会員の募集や登録の他に、会員同士の相互援助活動の連絡と調整を行っており、また提供会員を対象とした講習会を開催している。

講習会は、子どもと提供会員の活動中の安全を確保することを目的に、提供会員が適切な知識取得をするため、厚生労働省推奨の「講習会カリキュラム」を基に、提供会員養成講習会（12時間）を年2回実施し、これを終了した会員が活動を行えることとしている。

また、上記の講習会の他に、ステップアップ研修会の開催や、情報交換の場を提供するための交流会を開催しており提供会員へのサポートを行っている。

両親の共働き等の要因もあって依頼会員及び活動件数が増加しファミリーサポートセンター事業のニーズが高まってきているが、提供会員なるにあたって送迎に関して車の利用が不可となっている等の制限もあり、子育て支援に貢献したいが制度の関係上、提供会員になることができないといった場合もある。

今後の取組として、事業の対象区域を拡大し、圏域住民の利用を増やすとともに、関係町村においては事業の周知と積極的な活用を促し、登録会員数を714人（平成27年度）から850人（平成33年度）にすることを目標としている。

②一時預かり事業と地域子育て支援拠点事業

長坂保育園においては、一時預かり事業と地域子育て支援拠点事業を行っている。

一時預かり事業は、保育所等を利用していない児童を、必要に応じて一時的に保育するものであり、対象となる児童は、①保護者の就労、職業訓練、就学等により、週3日程度家庭における保育が困難となる児童、②保護者の病気や災害、冠婚葬祭等により緊急、一時的に保育が困難となる児童、③私的理由（保護者の育児疲れ解消等）により一時的に保育が困難となる児童である。

利用時間は午前8時から午後6時までとなっており、対象年齢は0歳から小学校就学前までの乳幼児とされている。

地域子育て支援拠点事業は、地域子育て支援センターとして長坂保育園が行っているものであり、絵本の読み聞かせや親子遊び、季節の行事などのほか、子育てに関する相談や情報の提供も行っており、また、保育園の園庭開放、図書の貸し出し、子育てサークルへの支援なども行っている。

利用時間は午前10時から午後3時までとなっており、小学校入学前の子ど



長坂保育園の取組事業等について説明を受ける様子

もとその保護者の方であれば利用することができる。

長坂保育園は、一時預かり事業を平成 15（2003）年 5 月から、地域子育て支援センターは平成 18（2006）年 4 月から行っており、平成 25（2013）年 4 月には園舎を改築、平成 27（2015）年 4 月に幼保連携型認定こども園に移行した。

幼保連携型認定こども園は、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設であり、就学前の子どもに幼児教育、保育を提供する機能（保護者が働いている、いないに関わらず受け入れて教育、保育を一体的に行う）と、地域における子育て支援を行う機能（全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う）を備えている施設である。

八戸市においては、平成 29（2017）年 4 月現在認定こども園を 59 有しており、そのうち長坂保育園のような幼保連携型は 44 あり、それぞれの施設で子育て中の家庭を支援する各種事業を行っている。

なお、2 つの事業の利用者数の推移は以下の表のとおりとなっており、今後の取組として、一時預かり事業については、実施箇所数を 28 か所（平成 28 年（2016）実績）から 34 か所（平成 33 年度）にすることを目標としている。

地域子育て支援拠点事業については、実施箇所数が 15 か所（平成 28 年度）を維持し、引き続き当該事業の対象区域を拡大し、圏域住民の利用を供することとしている。

年度	一時預かり事業	地域子育て支援拠点事業
平成 23 年度	12,550 人	40,748 人
平成 24 年度	12,077 人	40,540 人
平成 25 年度	13,552 人	42,682 人
平成 26 年度	11,797 人	34,855 人
平成 27 年度	9,055 人	33,768 人
平成 28 年度	11,732 人	34,640 人

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業の利用者数（8 市町村合計）

現地調査の様様



八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟
会長の坂本美洋氏、八戸市議会事務局への挨拶



八戸圏域連携中枢都市圏の説明を受ける



八戸圏域連携中枢都市圏の中心である八戸市中心
街の説明を受ける



子育てつどいの広場事業の説明を受ける
(於：八戸ポータルミュージアム内「こどもはっち」)



八戸ファミリーサポートセンター事業の説明を受ける
(於：八戸社会福祉協議会)



一時預かり保育事業、地域子育て支援拠点事業の
説明を受ける (於：長坂保育園)



ドクターカー運行事業の説明を受ける①
(於：八戸市立市民病院)



ドクターカー運行事業の説明を受ける②
(於：八戸市立市民病院)

第Ⅱ章 都市における広域連携のあり方

第Ⅱ章では、第Ⅰ章の「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果及び広域連携における先進事例の現地調査結果、また、平成 28（2016）年 8 月 3 日の第 104 回総会、平成 29（2017）年 2 月 7 日の第 105 回総会及び平成 29（2017）年 8 月 9 日の第 106 回総会における学識経験者等からの講演内容等を踏まえ、都市における広域連携のあり方についての今後の方向性を明示する。

1 都市における広域連携を取り巻く状況の変化

（1）広域連携に係る制度の沿革について

① 明治期における広域連携

日本が近代国家として歩みを始めた明治時代初期においては、江戸時代に、川の流域や谷合い等を単位として形成された自然発生的な町村がそのまま行政村（約 71,000 団体）として引き継がれた。日本の近代的な地方自治制度の出発点となる市制・町村制の施行（明治 21（1888）年）後、明治 21（1888）年から明治 22（1889）年にかけて明治の大合併が行われ、市町村数は、約 16,000 団体まで減少した。

明治の大合併では、小学校や戸籍の事務処理を行うため、300～500 戸を標準として全国一律に町村合併が行われたが、その一方で、広域連携の法的制度として、町村組合制度が市制・町村制において導入されている。

町村制第 116 条第 1 項には協議による任意設立、第 2 項には強制設立、第 117 条には設立のための所要の規定、第 118 条には解散の規定が設けられており、町村における広域連携の手法として組合制度（一部事務組合）が認められた。

しかしながら、この町村組合制度は、町村にのみ認められていた制度であり、明治の大合併において合併できなかった町村に対して、合併に代わる便法として認められたものであった。

その後、明治 44（1911）年の市制・町村制の改正により、一部事務組合について、町村だけでなく市についても認められるようになった（町村は全部事務組合の設立も可）。

この時点において、一部事務組合が、合併に代わる手法（便法）ではなく、市町村の事務を共同処理するための広域連携の制度として位置付けられていることから、明治期においても広域連携が、行政能率を發揮するために有効な手段であると認識されるとともに、広域連携の必要性があったと考えられる。

② 昭和期における広域連携

第 2 次大戦後、昭和 22（1947）年に「地方自治法（以下「自治法」という。）」

(昭和 22 年法律第 67 号) が制定され、都道府県や市町村等の地方制度に関する事項について制度が一本化されたが、広域連携制度については、都道府県への一部事務組合の適用拡大、町村への役場事務組合制度の創設が認められるなど組合制度の拡充が図られた。

また、昭和 27 (1952) 年には、地方自治法の改正により、組合制度と比べてより簡素で効率的な機能的共同処理方式(協議会、機関等の共同設置、事務の委託)が導入されたことにより、新しい広域連携制度が創設されている。

その後、中学校 1 校を効率的に設置・管理していくため、人口規模 8,000 人を標準として、町村の合併を推進した昭和の大合併が、昭和 28 (1953) 年から昭和 36 (1961) 年にかけて行われ、市町村数は、約 3,500 団体まで減少した。

広域連携制度については、昭和 38 (1963) 年に、地方開発事業団制度の創設、昭和 45 (1970) 年に、広域市町村圏の開始、昭和 49 (1974) 年に、複合的一部事務組合制度の創設、昭和 52 (1977) 年に、大都市周辺地域広域行政圏の開始と続き、社会情勢等時代の要請に対応して多様な広域連携制度が創設され発達してきたといえる。

③ 平成期における広域連携

平成に入り、広域連携制度はさらに多様化され、平成 6 (1994) 年には、住民が直接請求できる形として、一部事務組合のバージョンアップ版である広域連合制度が創設された。

時期を同じくして、平成 5 (1993) 年の衆参両院による「地方分権の推進に関する決議」を契機として、地方分権改革が進展。地方公共団体の自主性、自立性の強化が議論され、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立が強く求められることとなった。平成 11 年の合併特例法の改正による手厚い財政措置等もあり、全国的に積極的な市町村合併が推進された。

平成 12 年には、当時の与党(自民・公明・保守)の「市町村合併後の自治体数を 1,000 を目標とする」との方針が示されている。

自主的な市町村合併を推進するとして、平成 11 (1999) 年から始まった平成の大合併(平成 11~22 年)により、市町村数は、平成 22 (2010) 年に、約 1,700 団体まで減少している。

平成の大合併後、平成 20 (2008) 年に、定住自立圏の開始、平成 26 (2014) 年に、連携協約、事務の代替執行制度の創設及び連携中枢都市圏の開始と、新たな広域連携制度が進められるとともに、平成 23 (2011) 年に、全部事務組合・役場事務組合制度の廃止等、これまでの広域連携制度のスクラップ・アンド・ビルドが実施された。

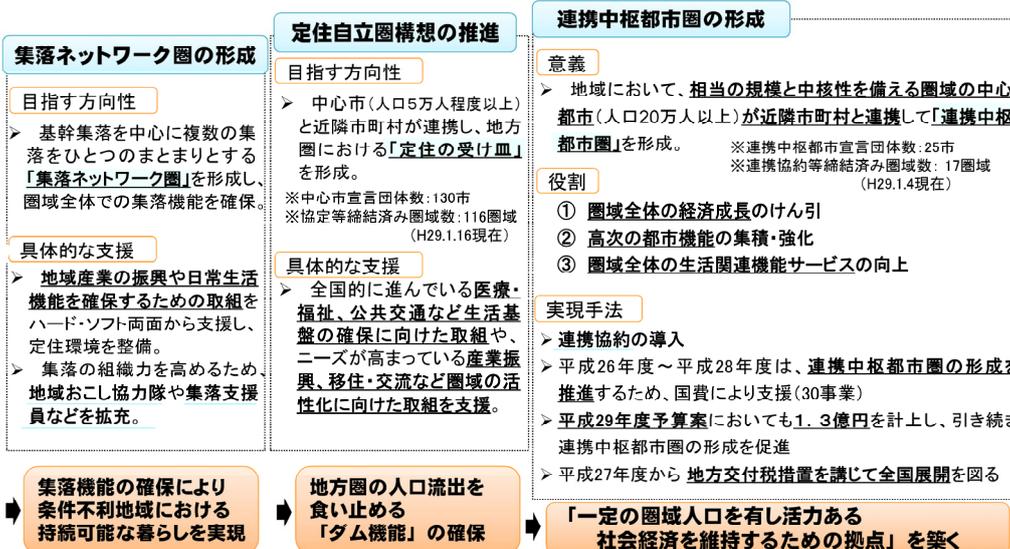
すなわち、近年では、平成 26 (2014) 年に、新たな広域連携制度 (連携協約、事務の代替執行等) が導入された一方、平成 23 (2011) 年に、利用頻度が高い制度 (全部事務組合、役場事務組合制度等) については、法律上の規定を整理し、新規の設立は行わないなどの制度の見直しが行われている。

広域連携の仕組みと運用について			
共同処理制度	制度の概要	運用状況 (H28.7.1現在)	
法人の設立を要しない簡便な仕組み	連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。	○締結件数: 175件 ○連携中核都市圏の形成に係る連携協約: 128件 (73.1%)、その他: 47件 (26.9%)
	協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。	○設置件数: 202件 ○主な事務: 消防41件 (20.3%)、広域行政計画等28件 (13.9%)、救急23件 (11.4%)
	機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	○設置件数: 444件 ○主な事務: 介護区分認定審査129件 (29.1%)、公平委員会117件 (26.4%)、障害区分認定審査106件 (23.9%)
	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。	○委託件数: 6,443件 ○主な事務: 住民票の写し等の交付1,417件 (22.0%)、公平委員会1,141件 (17.7%)、競艇854件 (13.3%)
	事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。	○代替執行件数: 2件 ○上水道に関する事務: 1件、公害防止に関する事務: 1件
別々の設立を要する仕組み	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	○設置件数: 1,493件 ○主な事務: ごみ処理406件 (27.2%)、し尿処理337件 (22.6%)、救急271件 (18.2%)、消防270件 (18.1%)
	広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	○設置件数: 116件 ○主な事務: 後期高齢者医療51件 (44.0%)、介護区分認定審査45件 (38.8%)、障害区分認定審査32件 (27.6%)

- (注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。
(注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律 (平成23年法律第35号) により廃止。なお、同改正法の施行時 (平成23年8月1日) に現に設けられている地方開発事業団 (青森県新産業都市建設事業団) については、なお従前の例によることとされている。
(注3) 協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

新たな「圏域」づくり

○地方創生の深化のためには、地域の生活経済実態に即した新たな「圏域」づくりに取り組む必要



なお、総務省では、地方公共団体間における事務の共同処理の状況を把握するため、隔年で調査を実施している。

平成28年12月20日には「平成28年度地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」（平成28年7月1日現在における連携協約、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行、一部事務組合、広域連合及び地方開発事業団による事務の共同処理の状況について）の調査結果が取りまとめられ公表されている。主な調査結果の概要については、以下の通りとなっている。

（後掲の図表をもとに説明）

1. 共同処理の総数及び関係団体（第1表及び第4表）

○共同処理している総件数8,876件（640件の増）、関係団体は延べ22,120団体（864団体の増）。〔増減は前回調査（平成26年7月1日）との比較。以下同じ。〕
連携協約及び事務の代替執行の新設による追加や、事務の委託等の増加により前回調査から総件数は640件、関係団体数は864団体増加している。連携協約及び事務の代替執行の新設による増分を除いた場合、前回調査から総件数は8,699件（463件の増）、関係団体数は延べ21,768団体（512団体の増）となっている。

2. 処理方式別の状況（第1表、第3表及び第4表、図1、2）

○処理方式では、事務の委託が6,443件で最も多く全体の72.6%を占めている。以下、一部事務組合1,493件（16.8%）、機関等の共同設置444件（5.0%）の順となっている（図1）。

◆**地方自治法の改正（平成26年11月施行）により今回初めて追加された連携協約**の活用状況の項目では、全体で175件となっている。

このうち、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約が128件となっており、全体の73.1%を占めている。それ以外の連携協約では、消費生活相談に関する事務が28件（16.0%）で最も多く、次いで職員研修に関する事務26件（14.9%）となっている。

◆**協議会**は、202件となっている。

消防に関する事務が41件（20.3%）で最も多く、次いで、広域行政計画等に関する事務28件（13.9%）となっている。前回調査との比較では、教育に関する協議会等の減少により8件減少している。

◆**機関等の共同設置**は、444件で、前回調査と比較して28件の増加。

介護区分認定審査に関する事務が129件（29.1%）で最も多く、以下、公平委員会に関する事務117件（26.4%）、障害区分認定審査に関する事務106件（23.9%）の順となっている。前回調査との比較では、行政不服審査法上の附属機関の共同設置の皆増等により28件増加している。

- ◆**事務の委託**では、6,443件で前回調査と比較して464件の増加。
住民票の写し等の交付に関する事務が1,417件(22.0%)で最も多く、以下、公平委員会に関する事務1,141件(17.7%)、競艇に関する事務854件(13.3%)の順となっている。
前回調査との比較では、行政不服審査法上の附属機関に関する事務の皆増や、住民票の写し等の交付に関する事務等の委託の増加等により464件増加している。
- ◆**事務の代替執行**では、地方自治法の改正(平成26年11月施行)により今回初めて活用状況の項目が追加された。上水道に関する事務と公害に関する事務がそれぞれ1件ずつとなっており、合計で2件の活用があった。
- ◆**一部事務組合**は、1,493件で前回調査と比較して22件の減少。
ごみ処理に関する事務が406件(27.2%)で最も多く、以下、し尿処理に関する事務337件(22.6%)、救急に関する事務271件(18.2%)の順となっている。前回調査との比較では、組合の統合等により22件減少している。
一部事務組合の設置件数の推移は、昭和42年から昭和49年まで、毎年ほぼ同じ割合で増加し、昭和49年には3,039件に達したが、それ以降、昭和53年には多少の増加を示しているものの、すう勢的に減少している(図2)。
これは、主に複合的一部事務組合制度の創設(昭和49年)により、一部事務組合同士の統合が進んだためと考えられる。また、平成の合併以降、減少傾向に拍車がかかっている。
- ◆**広域連合**の設置件数は、平成19年に各都道府県で後期高齢者医療広域連合が設置されたこともあり100件を超えている(図2)。前回調査から1件増加し116件となっている。
広域連合の設置件数の推移は、平成8年から平成16年まで、大きく増加し、その後平成18年まで一旦減少傾向となった後、平成22年まで再び増加。以後一定数を保っている(図2)。

3 事務の種類別の状況(第3表)

- 事務の種類別にその件数をみると、住民票の写し等の交付に関する事務が1,418件で全体の12.3%と最も多く、以下、公平委員会に関する事務1,273件(11.0%)、競艇に関する事務869件(7.5%)、ごみ処理に関する事務570件(4.9%)の順となっている。
- 前回調査との比較では、行政不服審査法の改正に伴い平成28年4月1日から地方公共団体に附属機関(第三者機関)を設置することとされたため、当該附属機関に関する事務が、事務の委託や機関の共同設置等により新たに311件追加された。住民票の写し等の交付に関する事務は、市町村間の事務

の委託の増加により77件増加し、情報基盤整備に関する事務は、自治体システムの共同運用に係る連携協約等の増加により55件増加している。消費生活相談に関する事務は、連携協約の新規締結等により24件増加している。一方、視聴覚教育に関する事務は、協議会の廃止等により13件減少している。

4 設置主体別の状況（第1表）

○設置主体では、市町村相互間によるものが6,750件(全体の76.0%)となっている。そのうち共同処理方式別では事務の委託が4,413件(65.4%)、一部事務組合が1,456件(21.6%)となっている。また、都道府県と市町村相互間によるものは2,097件(全体の23.6%)となっており、そのうち共同処理方式別では事務の委託が2,004件(95.6%)となっている。

○前回調査との比較では、市町村相互間によるものは385件増加し、都道府県と市町村相互間によるものは252件増加している。

5 一部事務組合及び広域連合の構成団体数別の状況（第12表及び第16表）

○一部事務組合は、構成団体が2団体のものが540組合で全体の36.2%と最も多く、以下、3団体のもの359組合(24.0%)、4団体のもの189組合(12.7%)の順となっており、あわせて全体の7割を超えている。

○広域連合は、構成団体が3団体のものが17広域連合で全体の14.7%と最も多く、以下、10～19団体のもの15広域連合(12.9%)、20～29団体のもの14広域連合(12.1%)、30～39団体のもの13広域連合(11.2%)の順となっている。広域連合は、都道府県内全市区町村で構成する後期高齢者医療広域連合の数が多いため(47広域連合)、構成団体が10団体以上のもので60広域連合と全体の5割を超えている。

以上のように、同調査からは各地方公共団体間における、事務の共同処理の状況は、前回調査（平成26年）から大きく件数が伸びていることが明らかである。

特に、機能的事務の共同処理方式である協議会が微減となるものの、事務の委託の増加、連携協約の活用件数の伸びが大きい。また、組合方式では、広域連合が微増となる一方、一部事務組合が減少している。

これらの結果から、各地方公共団体がそれぞれの状況を勘案し、自らの責任と判断で、積極的に事務の共同処理の活用を図っている様子が伺える。

第1表 共同処理別構成団体の状況

(設置数)

共同処理方式	構成団体別		2以上の都道府県にわたるもの			1都道府県内のもの		都道府県		計	前回(H26)調査結果	増減(H28)-(H26)
	都道府県相互間	A	都道府県		市町村相互間		市町村相互間	市町村相互間	B+D			
			都道府県	市町村相互間	都道府県	市町村相互間						
1 連携協約	-	-	-	9	28	138	28	147	175		175	
2 協議会	1	4	2	8	187	12	189	202	210	-8		
3 機関等の共同設置	-	-	1	10	433	10	434	444	416	28		
4 事務の委託	26	57	830	1,947	3,583	2,004	4,413	6,443	5,979	464		
5 事務の代替執行	-	-	-	1	1	1	1	2		2		
6 一部事務組合	2	-	17	35	1,439	35	1,456	1,493	1,515	-22		
7 広域連合	-	1	-	5	110	6	110	116	115	1		
8 地方開発事業団	-	-	-	1	-	1	-	1	1	-		
計	29	62	859	2,035	5,891	2,097	6,750	8,876	8,236	640		
構成比(%)	0.3%	0.7%	9.7%	22.9%	66.4%	23.6%	76.0%	100.0%	-	-		

第2表 事務の種類別共同処理の状況(分野別)

(事務件数)

事務の種類	1 連携協約			2 協議会			3 機関等の共同設置			4 事務の委託			5 事務の代替執行			6 一部事務組合			7 広域連合			8 地方開発事業団			9 1~8の合計		
	26年度	28年度	増減	26年度	28年度	増減	26年度	28年度	増減	26年度	28年度	増減	26年度	28年度	増減	26年度	28年度	増減	26年度	28年度	増減	26年度	28年度	増減			
1 地域開発計画	-	-	33	32	-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97	95	-2	21	21	-	1	1	-	152	149	-3	
2 第1次産業振興	3	3	16	12	-4	-	-	-	148	186	38	-	-	168	166	-2	5	5	-	-	-	-	337	372	35		
3 第2次産業振興	-	-	1	-	-1	2	2	-	1	2	1	-	-	15	17	2	2	2	-	1	1	-	22	24	2		
4 第3次産業振興	3	3	4	2	-2	1	1	-	5	5	-	-	-	28	27	-1	11	11	-	-	-	-	49	49	-		
5 輸送施設	3	3	3	-	-3	-	-	-	46	43	-3	-	-	17	17	-	6	6	-	-	-	-	72	69	-3		
6 国土保全	-	-	1	1	-	-	-	-	2	2	-	-	-	3	3	-	3	3	-	-	-	-	9	9	-		
7 厚生福祉	18	18	24	19	-5	270	274	4	388	380	-8	-	-	702	687	-15	249	247	-2	-	-	-	1,633	1,625	-8		
8 環境衛生	-	-	17	21	4	3	5	2	668	684	16	2	2	1,309	1,310	1	77	78	1	-	-	-	2,074	2,100	26		
9 教育	3	3	74	67	-7	24	28	4	236	241	5	-	-	148	139	-9	13	13	-	-	-	-	495	491	-4		
10 住宅	-	-	1	-	-1	4	4	-	2	2	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	11	10	-1		
11 都市計画	-	-	4	4	-	7	7	-	9	16	7	-	-	18	18	-	1	2	1	-	-	-	39	47	8		
12 防災	-	-	66	73	7	-	-	-	382	396	14	-	-	832	821	-11	59	62	3	-	-	-	1,339	1,352	13		
13 その他	90	90	46	44	-2	129	147	18	4,092	4,486	394	-	-	414	423	9	69	75	6	-	-	-	4,750	5,265	515		
総計	-	120	120	290	275	-15	440	468	28	5,979	6,443	464	-	2	2	3,755	3,727	-28	516	525	9	2	2	10,982	11,562	580	

(注) 連携協約、協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合及び地方開発事業団の件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数に計上しているため重複がある。

なお、連携協約の件数は、連携中核都市圏の形成に係る連携協約以外の件数である。

第3表 事務の種類別共同処理の状況

事務の種類	共同処理方法 1 連携協約		2 協議会		3 機関等の共同設置		4 事務の委託		5 事務の代替執行		6 一部事務組合		7 広域連合		8 地方開発事業団		9 1～8の合計		割合	
	件数	締結団体数	設置数	処理団体数	設置数	処理団体数	件数	処理団体数	件数	執行団体数	設置数	処理団体数	設置数	処理団体数	設置数	処理団体数	設置数	処理団体数	設置数	処理団体数
1 地域開発計画	-	-	32	156	-	-	-	-	-	-	95	505	21	112	1	9	149	782	1.29%	2.03%
(1) 広域行政計画等に関するもの	-	-	28	142	-	-	-	-	-	-	75	400	14	62	-	-	117	604	1.01%	1.57%
(2) その他	-	-	4	14	-	-	-	-	-	-	20	105	7	50	1	9	32	178	0.28%	0.46%
2 第1次産業振興	3	6	12	39	-	-	186	186	-	-	166	509	5	28	-	-	372	768	3.22%	2.00%
(1) 農業用地	-	-	-	-	-	-	5	5	-	-	-	-	1	5	-	-	6	10	0.05%	0.03%
(2) 農業用水	-	-	8	21	-	-	134	134	-	-	30	78	-	-	-	-	172	233	1.49%	0.61%
(3) 農林水産物・流通施設	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	9	38	-	-	-	-	10	39	0.09%	0.10%
(4) 林道・林野 <small>(山林の保護管理を主とし)</small>	-	-	1	4	-	-	11	11	-	-	91	248	3	12	-	-	106	275	0.92%	0.72%
(5) 農業共済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	110	-	-	-	-	26	110	0.22%	0.29%
(6) その他	3	6	3	14	-	-	35	35	-	-	10	35	1	11	-	-	52	101	0.45%	0.26%
3 第2次産業振興	-	-	-	-	2	8	2	2	-	-	17	90	2	16	1	9	24	125	0.21%	0.33%
(1) 工業用地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	6	-	-	1	9	4	15	0.03%	0.04%
(2) 工業用水	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	9	64	-	-	-	-	10	65	0.09%	0.17%
(3) その他	-	-	-	-	2	8	1	1	-	-	5	20	2	16	-	-	10	45	0.09%	0.12%
4 第3次産業振興	3	6	2	5	1	2	5	5	-	-	27	150	11	83	-	-	49	251	0.42%	0.65%
(1) 観光	3	6	2	5	1	2	5	5	-	-	20	110	10	72	-	-	41	200	0.35%	0.52%
(2) その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	40	1	11	-	-	8	51	0.07%	0.13%
5 輸送施設	3	6	-	-	-	-	43	43	-	-	17	69	6	42	-	-	69	160	0.60%	0.42%
(1) 道路	3	6	-	-	-	-	2	2	-	-	1	13	5	38	-	-	11	59	0.10%	0.15%
(2) 港湾	-	-	-	-	-	-	15	15	-	-	6	14	-	-	-	-	21	29	0.18%	0.08%
(3) 自動車輸送	-	-	-	-	-	-	6	6	-	-	1	2	-	-	-	-	7	8	0.06%	0.02%
(4) 船舶運航	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	7	1	4	-	-	4	11	0.03%	0.03%
(5) その他	-	-	-	-	-	-	20	20	-	-	6	33	-	-	-	-	26	53	0.22%	0.14%
6 国土保全	-	-	1	2	-	-	2	2	-	-	3	20	3	19	-	-	9	43	0.08%	0.11%
(1) 河川	-	-	1	2	-	-	1	1	-	-	3	20	2	13	-	-	7	36	0.06%	0.09%
(2) 海岸	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0.01%	0.00%
(3) その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6	0.01%	0.02%
7 厚生福祉	18	36	19	101	274	918	380	380	-	-	687	2,849	247	2,905	-	-	1,625	7,189	14.05%	18.71%
(1) 病院	-	-	1	7	1	2	-	-	-	-	78	259	2	8	-	-	82	276	0.71%	0.72%
(2) 診療所	-	-	1	4	-	-	13	13	-	-	42	167	3	13	-	-	59	197	0.51%	0.51%
(3) 結核予防	-	-	-	-	2	14	5	5	-	-	5	16	1	5	-	-	13	40	0.11%	0.10%

事務の種類	共同処理方法 1 連携協約		2 協議会		3 機関等の共同設置		4 事務の委託		5 事務の代替執行		6 一部事務組合		7 広域連合		8 地方開発事業団		9 1～8の合計		割合	
	件数	締結団体数	設置数	処理団体数	設置数	処理団体数	件数	処理団体数	件数	執行団体数	設置数	処理団体数	設置数	処理団体数	設置数	処理団体数	設置数	処理団体数	設置数	処理団体数
(4) 生活保護	-	-	-	-	1	2	1	1	-	-	9	54	2	17	-	-	13	74	0.11%	0.19%
(5) 母子福祉	3	6	-	-	1	3	2	2	-	-	1	3	3	12	-	-	10	26	0.09%	0.07%
(6) 児童福祉	-	-	-	-	7	30	60	60	-	-	28	138	3	11	-	-	98	239	0.85%	0.62%
(7) 介護区分認定審査	-	-	2	14	129	392	40	40	-	-	84	345	45	269	-	-	300	1,050	2.59%	2.76%
(8) 介護保険施設サービス	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	70	253	10	64	-	-	81	318	0.70%	0.83%
(9) 介護保険(その他)	4	8	-	-	1	6	9	9	-	-	45	167	26	161	-	-	85	351	0.74%	0.91%
(10) 地域包括支援センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	17	12	54	-	-	17	71	0.15%	0.18%
(11) 老人福祉施設	-	-	-	-	1	6	7	7	-	-	77	281	8	49	-	-	93	343	0.80%	0.89%
(12) 老人福祉(その他)	4	8	2	8	4	22	5	5	-	-	14	66	8	49	-	-	37	158	0.32%	0.41%
(13) 障害区分認定審査	-	-	2	14	106	357	45	45	-	-	55	245	32	196	-	-	240	857	2.08%	2.23%
(14) 障害福祉サービス(介護給付)	-	-	-	-	2	6	1	1	-	-	17	87	5	28	-	-	25	122	0.22%	0.32%
(15) 障害福祉サービス(訓練等給付)	-	-	-	-	2	11	2	2	-	-	10	39	5	28	-	-	19	80	0.16%	0.21%
(16) 障害福祉サービス(その他)	7	14	6	30	5	24	8	8	-	-	27	116	9	51	-	-	62	243	0.54%	0.63%
(17) 看護学校	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	26	115	-	-	-	-	27	116	0.23%	0.30%
(18) 国民健康保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	38	-	-	7	38	0.06%	0.10%
(19) 後期高齢者医療	-	-	-	-	-	-	62	62	-	-	-	-	51	1,753	-	-	113	1,815	0.98%	4.72%
(20) 救急・土曜医療	-	-	5	24	-	-	74	74	-	-	60	244	11	60	-	-	150	402	1.30%	1.05%
(21) 国庫が国庫上実用を目的として行っている事務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(22) その他	-	-	-	-	12	43	44	44	-	-	34	237	4	39	-	-	49	363	0.81%	0.94%
8 環境衛生	-	-	21	145	5	20	684	684	2	2	1,310	4,674	78	373	-	-	2,100	5,898	16.16%	15.35%
(1) 上水道	-	-	6	56	-	-	45	45	1	1	99	477	1	2	-	-	152	581	1.31%	1.51%
(2) 下水道	-	-	7	45	-	-	247	247	-	-	33	99	2	9	-	-	289	400	2.50%	1.04%
(3) ごみ処理	-	-	4	12	-	-	135	135	-	-	406	1,411	25	140	-	-	570	1,698	4.93%	4.42%
(4) リサイクル施設	-	-	-	-	-	-	11	11	-	-	151	529	12	55	-	-	174	595	1.50%	1.55%
(5) し尿処理	-	-	-	-	-	-	109	109	-	-	337	1,148	17	70	-	-	463	1,327	4.00%	3.45%
(6) 火葬場	-	-	3	8	-	-	90	90	-	-	217	705	14	61	-	-	324	864	2.80%	2.25%
(7) 墓地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	28	1	2	-	-	11	30	0.10%	0.08%
(8) と畜場	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	7	47	2	14	-	-	12	64	0.10%	0.17%
(9) 公害	-	-	-	-	4	16	4	4	1	1	4	16	-	-	-	-	13	37	0.11%	0.10%
(10) その他	-	-	1	24	1	4	40	40	-	-	46	214	4	20	-	-	92	302	0.88%	0.79%
9 教育	3	6	67	378	28	109	241	241	-	-	139	646	13	60	-	-	491	1,440	4.25%	3.75%
(1) 小学校	-	-	7	46	-	-	78	78	-	-	9	18	1	3	-	-	95	145	0.82%	0.38%

事務の種類	共同処理方法		1 連携協約		2 協議会		3 機関等の共同 設置		4 事務の委託		5 事務の代替執行		6 一部事務組合		7 広域連合		8 地方開発事業団		9 1～8の合計		割合	
	件数	締結 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	件数	処理 団体数	件数	執行 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数
(2) 中学校	-	-	7	46	-	-	73	73	-	-	25	52	1	3	-	-	106	174	0.92%	0.45%		
(3) 高等学校	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	4	16	-	-	-	-	6	18	0.05%	0.05%		
(4) 学校 (幼・中等(中高一貫校等)、大学)	-	-	1	2	1	2	4	4	-	-	2	20	1	3	-	-	9	31	0.08%	0.08%		
(5) 社会教育 (青少年相談活動等の協議委託あり)	-	-	11	58	-	-	8	8	-	-	38	138	4	19	-	-	61	223	0.53%	0.58%		
(6) 複聴覚教育	-	-	13	67	-	-	13	13	-	-	18	100	3	18	-	-	47	198	0.41%	0.52%		
(7) 教育研修 (センター運営含む)	-	-	5	31	-	-	7	7	-	-	10	154	-	-	-	-	22	192	0.19%	0.50%		
(8) 学校給食	-	-	5	13	-	-	21	21	-	-	18	40	2	8	-	-	46	82	0.40%	0.21%		
(9) その他	3	6	18	115	27	107	35	35	-	-	15	108	1	6	-	-	99	377	0.86%	0.98%		
1 0 住宅	-	-	-	-	4	15	2	2	-	-	4	43	-	-	-	-	10	60	0.09%	0.18%		
(1) 宅地造成	-	-	-	-	2	7	1	1	-	-	2	4	-	-	-	-	5	12	0.04%	0.03%		
(2) その他	-	-	-	-	2	8	1	1	-	-	2	39	-	-	-	-	5	48	0.04%	0.12%		
1 1 都市計画	-	-	4	8	7	25	16	16	-	-	18	71	2	13	-	-	47	133	0.41%	0.35%		
(1) 街路	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0	0		
(2) 公園	-	-	2	4	-	-	5	5	-	-	15	60	1	5	-	-	23	74	0.20%	0.19%		
(3) 駐車場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	7	-	-	-	-	1	7	0.01%	0.02%		
(4) 区画整理	-	-	-	-	1	4	2	2	-	-	1	2	-	-	-	-	4	8	0.03%	0.02%		
(5) その他	-	-	2	4	6	21	8	8	-	-	1	2	1	8	-	-	18	43	0.16%	0.11%		
1 2 防災	-	-	73	337	-	-	396	396	-	-	821	4,812	62	334	-	-	1,352	5,979	11.69%	15.30%		
(1) 消防	-	-	41	171	-	-	159	159	-	-	270	1,008	22	114	-	-	492	1,452	4.26%	3.78%		
(2) 救急	-	-	23	115	-	-	150	150	-	-	271	1,012	22	114	-	-	466	1,391	4.03%	3.62%		
(3) 水防	-	-	4	14	-	-	10	10	-	-	48	187	2	8	-	-	64	219	0.55%	0.57%		
(4) 消防災害補償	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	44	1,017	-	-	-	-	47	1,020	0.41%	2.65%		
(5) 消防団員退職金・賞状つぎ金	-	-	-	-	-	-	7	7	-	-	47	949	1	5	-	-	55	961	0.48%	2.50%		
(6) 保安関係(火防法、消石法、高圧ガス法等)	-	-	-	-	-	-	47	47	-	-	116	410	14	82	-	-	177	539	1.53%	1.40%		
(7) その他	-	-	5	37	-	-	20	20	-	-	25	229	1	11	-	-	51	297	0.44%	0.77%		
1 3 その他	90	180	44	351	147	1,082	4,486	4,486	-	-	423	8,758	75	843	-	-	5,265	15,700	45.54%	40.86%		
(1) 職員の採用試験	-	-	4	35	-	-	-	-	-	-	14	212	-	-	-	-	18	247	0.16%	0.64%		
(2) 職員研修	26	52	2	13	-	-	59	59	-	-	55	749	13	225	-	-	155	1,098	1.34%	2.86%		
(3) 計算事務	-	-	4	22	-	-	4	4	-	-	16	56	2	30	-	-	26	112	0.22%	0.29%		
(4) 退職手当	-	-	-	-	-	-	135	135	-	-	49	2,186	-	-	-	-	184	2,321	1.59%	6.04%		
(5) 公務災害	-	-	-	-	6	144	362	362	-	-	42	2,000	-	-	-	-	410	2,506	3.55%	6.52%		
(6) 公平委員会	-	-	-	-	117	771	1,141	1,141	-	-	11	226	4	17	-	-	1,273	2,155	11.01%	5.61%		

事務の種類	共同処理方法		1 連携協約		2 協議会		3 機関等の共同 設置		4 事務の委託		5 事務の代替執行		6 一部事務組合		7 広域連合		8 地方開発事業団		9 1～8の合計		割合	
	件数	締結 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	件数	処理 団体数	件数	執行 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数
(7) 税の滞納処分	-	-	1	21	-	-	6	6	-	-	24	334	6	169	-	-	37	530	0.32%	1.38%		
(8) 交通災害共済	-	-	-	-	-	-	15	15	-	-	35	745	1	5	-	-	51	765	0.44%	1.99%		
(9) 競輪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	13	-	-	-	-	2	13	0.02%	0.03%		
(10) 競馬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	46	-	-	-	-	10	46	0.09%	0.12%		
(11) 競艇	-	-	1	2	-	-	854	854	-	-	14	82	-	-	-	-	869	938	7.52%	2.44%		
(12) 倉庫・共有財産等の維持・管理	-	-	2	4	-	-	20	20	-	-	72	1,284	5	27	-	-	99	1,335	0.86%	3.47%		
(13) 住民票の写し等の交付	-	-	-	-	-	-	1,417	1,417	-	-	1	4	-	-	-	-	1,418	1,421	12.26%	3.70%		
(14) 市町村合併	-	-	9	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	20	0.08%	0.05%		
(15) 情報基盤整備	19	38	1	7	-	-	90	90	-	-	18	183	5	50	-	-	133	368	1.15%	0.96%		
(16) 情報公開・個人情報保護	-	-	-	-	3	22	7	7	-	-	3	6	4	22	-	-	17	57	0.15%	0.15%		
(17) 調査研究	4	8	3	34	-	-	1	1	-	-	9	59	19	140	-	-	36	242	0.31%	0.63%		
(18) 消費生活相談	28	56	2	11	1	7	21	21	-	-	5	24	3	15	-	-	60	134	0.52%	0.35%		
(19) 監査委員事務局	-	-	1	12	1	2	1	1	-	-	3	12	-	-	-	-	6	27	0.05%	0.07%		
(20) 行政不服審査法上の附属機関	-	-	-	-	12	113	287	287	-	-	7	67	5	39	-	-	311	506	2.69%	1.22%		
(21) その他	13	26	14	170	7	23	66	66	-	-	33	470	8	104	-	-	141	859	1.22%	2.24%		
総計	120	240	275	1,522	468	2,179	6,443	6,443	2	2	3,727	23,196	525	4,828	2	18	11,562	38,428	100.00%	100.00%		

(注) 連携協約、協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合及び地方開発事業団の件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数に計上しているため重複がある。

なお、連携協約の件数は、連携中核都市圏の形成に係る連携協約以外の件数である。

第4表 都道府県別共同処理方式

	1 連携協約		2 協議会		3 機関等の共同設置		4 事務の委託		5 事務の代替執行		6 一部事務組合		7 広域連合		8 地方開発事業団		9 1～8の合計		(参考) 市区町村数	
	件数	締結団体数	設置数	構成団体数	設置数	構成団体数	件数	委託団体数	件数	委託団体数	設置数	構成団体数	設置数	構成団体数	設置数	構成団体数	設置数	構成団体数		
北海道	-	-	13	92	93	458	200	200	-	-	115	1,527	13	259	-	-	434	2,536	179	
青森県	-	-	5	22	4	16	104	104	-	-	30	314	3	54	1	9	147	519	40	
岩手県	7	(7)	14	8	38	14	40	88	88	-	-	26	159	3	40	-	-	146	379	33
宮城県	-	-	5	29	5	106	141	141	-	-	19	176	1	35	-	-	171	487	35	
秋田県	-	-	1	7	2	9	94	94	-	-	19	124	1	25	-	-	117	259	25	
山形県	-	-	1	7	2	12	136	136	-	-	19	196	2	39	-	-	160	390	35	
福島県	-	-	9	26	14	49	147	147	-	-	28	216	1	59	-	-	199	497	59	
茨城県	-	-	1	22	19	66	138	138	-	-	39	216	1	44	-	-	198	486	44	
栃木県	-	-	4	16	-	-	81	81	-	-	16	85	1	25	-	-	102	207	25	
群馬県	-	-	5	22	19	63	60	60	-	-	29	189	1	35	-	-	114	369	35	
埼玉県	-	-	3	6	7	37	126	128	-	-	49	270	2	127	-	-	187	566	63	
千葉県	-	-	3	28	3	10	45	45	-	-	43	261	1	54	-	-	95	398	54	
東京都	-	-	4	104	4	84	388	388	-	-	33	321	1	62	-	-	430	959	39	
神奈川県	-	-	5	46	3	12	132	132	-	-	22	104	1	33	-	-	163	327	33	
新潟県	-	-	6	18	20	46	99	99	-	-	25	131	1	30	-	-	151	324	30	
富山県	-	-	1	3	5	23	240	240	-	-	20	98	1	15	-	-	267	379	15	
石川県	5	(5)	10	4	14	5	14	116	116	-	-	22	130	1	19	-	-	153	303	19
福井県	-	-	1	2	3	8	103	103	-	-	20	112	2	19	-	-	129	244	17	
山梨県	-	-	3	14	16	63	56	56	-	-	65	194	2	33	-	-	142	360	27	
長野県	12	(8)	24	7	42	9	92	245	245	-	-	65	446	12	236	-	-	350	1,085	77
岐阜県	-	-	4	17	14	53	607	607	-	-	41	294	5	53	-	-	671	1,024	42	
静岡県	22	(1)	44	10	35	19	63	295	295	-	-	50	220	2	71	-	-	398	728	35
愛知県	-	-	15	80	2	6	274	274	-	-	46	193	4	71	-	-	341	624	54	
三重県	-	-	3	10	9	48	152	152	-	-	29	146	8	49	-	-	201	405	29	
滋賀県	-	-	4	31	2	5	49	49	-	-	20	122	1	19	-	-	76	226	19	
京都府	-	-	1	3	4	14	43	43	-	-	23	151	3	55	-	-	74	266	26	
大阪府	-	-	7	39	31	119	157	157	-	-	31	150	3	58	-	-	229	523	43	
兵庫県	15	(15)	30	7	24	13	65	121	121	-	-	46	232	1	41	-	-	203	513	41
奈良県	-	-	7	35	10	30	36	36	-	-	28	252	2	43	-	-	83	396	39	
和歌山県	-	-	5	16	5	38	128	128	-	-	45	266	1	30	-	-	184	478	30	
鳥取県	22	(0)	44	4	16	4	77	78	78	-	-	11	66	3	27	-	-	122	308	19
島根県	-	-	2	4	2	5	78	78	-	-	13	49	3	27	-	-	98	163	19	
岡山県	9	(9)	18	7	18	4	8	162	162	-	-	53	250	1	27	-	-	236	483	27
広島県	30	(30)	60	3	9	-	-	176	176	1	1	14	63	1	23	-	-	225	332	23
山口県	-	-	4	9	2	5	71	71	-	-	20	89	1	19	-	-	98	193	19	
徳島県	-	-	4	22	7	20	80	80	-	-	28	136	3	28	-	-	122	266	24	
香川県	7	(7)	14	2	20	-	-	78	78	-	-	20	83	1	17	-	-	108	212	17
愛媛県	-	-	2	11	2	5	31	31	-	-	20	104	1	20	-	-	56	171	20	
高知県	-	-	1	2	7	18	87	87	-	-	32	188	3	73	-	-	130	366	34	
福岡県	21	(21)	42	5	55	19	90	157	157	1	1	74	506	2	93	-	-	279	944	60
佐賀県	-	-	2	4	3	8	129	129	-	-	23	126	2	25	-	-	159	292	20	
長崎県	-	-	1	21	3	26	69	69	-	-	11	61	1	21	-	-	85	198	21	
熊本県	16	(16)	32	-	-	3	30	95	95	-	-	24	151	5	60	-	-	143	368	45
大分県	7	(7)	14	3	6	6	13	306	306	-	-	11	74	2	20	-	-	335	433	18
宮崎県	2	(2)	4	3	8	26	124	79	79	-	-	14	103	2	31	-	-	126	349	26
鹿児島県	-	-	3	9	-	-	63	63	-	-	36	199	2	46	-	-	104	317	43	
沖縄県	-	-	4	40	-	-	103	103	-	-	26	236	2	69	-	-	135	448	41	
合計	175	(128) ※	350	202	1,102	444	2,078	6,443	6,443	2	2	1,493	9,777	116	2,359	1	9	8,876	22,120	1,718

※ ()内の数値は、件数のうち連携中核都市圏の形成に係る連携協約の件数。

図1 共同処理の方式別割合

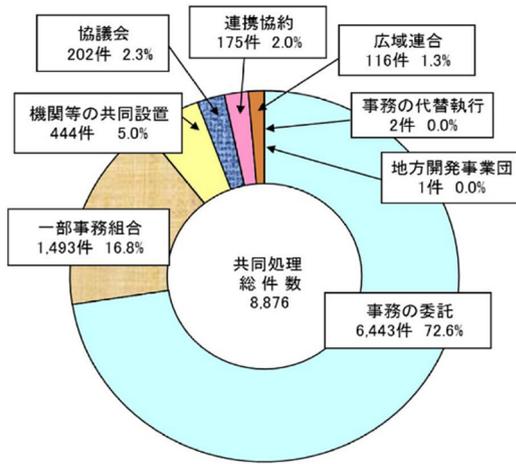
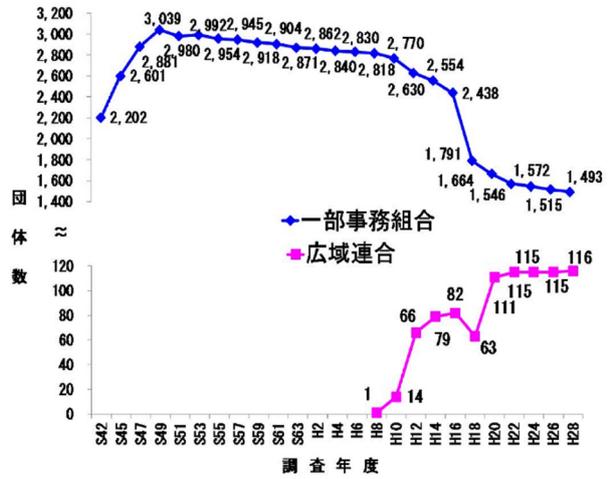


図2 一部事務組合及び広域連合設置件数の推移



第12表 一部事務組合の構成団体数別状況

構成団体数	一部事務組合数 (全1,493団体)	構成比	累計
2	540	36.2%	36.2%
3	359	24.0%	60.2%
4	189	12.7%	72.9%
5	112	7.5%	80.4%
6	57	3.8%	84.2%
7	36	2.4%	86.6%
8	30	2.0%	88.6%
9	18	1.2%	89.8%
10~19	65	4.4%	94.2%
20~29	27	1.8%	96.0%
30~39	21	1.4%	97.4%
40~49	10	0.7%	98.1%
50~99	25	1.7%	99.7%
100~	4	0.3%	100.0%
合計	1,493	100.0%	—

※構成団体が100以上の一部事務組合（括弧内は構成団体数）

- 北海道市町村総合事務組合（260）
- 北海道市町村職員退職手当組合（254）
- 北海道町村議会議員公務災害補償等組合（246）
- 北海道市町村備荒資金組合（179）

第16表 広域連合の構成団体数別状況

構成団体数	広域連合 (全116団体)	構成比	累計
2	8	6.9%	6.9%
3	17	14.7%	21.6%
4	7	6.0%	27.6%
5	11	9.5%	37.1%
6	7	6.0%	43.1%
7	0	0.0%	43.1%
8	4	3.4%	46.6%
9	2	1.7%	48.3%
10~19	15	12.9%	61.2%
20~29	14	12.1%	73.3%
30~39	13	11.2%	84.5%
40~49	8	6.9%	91.4%
50~99	9	7.8%	99.1%
100~	1	0.9%	100.0%
合計	116	100.0%	—

※構成団体が100以上の広域連合（括弧内は構成団体数）

- 北海道後期高齢者医療広域連合（179）

○「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果(平成 29 (2017) 年 2 月 7 日) より

〔これまでの広域連携制度の活用状況〕

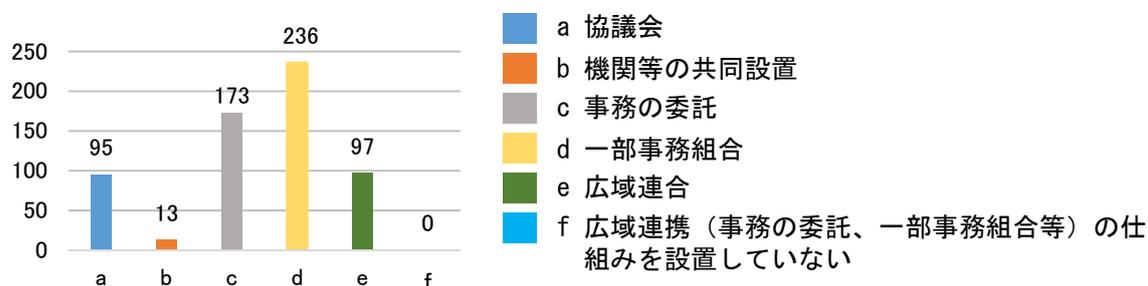
①地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく、広域連携の仕組み

本研究会の加盟市調査においても、広域連携制度の活用状況において、これまでの広域連携制度（事務の委託、一部事務組合等）の活用状況について調査し、「地方自治法（以下「自治法」という。）」（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく、法人の設立を要しない簡便な仕組みである協議会、機関等の共同設置、事務の委託及び別法人（特別地方公共団体）の設立を要する仕組みである一部事務組合、広域連合等の事務の共同処理制度の設置状況について明らかにしている。

(ポイント)

本研究会の「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果(平成 29 (2017) 年 2 月 7 日)においては、自治法に基づく広域連携の仕組み（協議会、機関等の共同設置、事務の委託、一部事務組合、広域連合）は、加盟 82 市において何らかの形で設置（総数 614 件）しており、うち一部事務組合が最も多く 236 件となっている（本報告書 P2 表 1、下図参照）。

これまでの広域連携制度（事務の委託、一部事務組合等）の活用状況（複数回答有）



上記加盟市調査結果においては、地方公共団体が、事務の一部を共同処理するために設ける特別地方公共団体である一部事務組合が 236 件、地方公共団体の事務の一部の管理執行を他の地方公共団体に委託する事務の委託が 173 件と多くなっており、2 つの制度（一部事務組合、事務の委託）が、広域連携の仕組みの中心的な制度となっている。

2 つの制度の業務内容を見ると、一部事務組合は、市町村総合事務組合、市民交通災害共済組合やごみ処理、し尿処理、上下水道等が多く、事務の委託は、ごみ処理、し尿処理、上下水道等の環境衛生分野や旅券の発給、住民票の写し等の交付、競艇の実施事務等が多くなっており、それぞれの広域連携の仕組みで業務内容が異なっている。これらの業務内容は、協議会、機関等の共同設置、広域連合においても多く採用されている。

②広域連携の仕組みにおける運営等に関する特別の定め

次に、広域連携の仕組みにおける運営等に関する特別の定めをみると、下表の通りとなっている。これによると「協議会」から「広域連合」までの、それぞれの仕組みで「規約」の数が最も多く、特に「協議会」、「機関等の共同設置」、「事務の委託」では、その割合が高くなっている。

別法人（特別地方公共団体）の設立を要する仕組みである「d 一部事務組合」、「e 広域連合」については、「d 規約」の数は多いものの、「a 条例」や「b 規則」、「c 要綱」などの数も多くなっている。

なお、「その他」では、協議書や覚書、細則等で、それぞれの広域連携の仕組みにおける運営等に関する特別の定めをしていると回答している（本報告書 P3 表 2 下掲）。

広域連携の仕組みにおける運営等に関する特別の定め（複数回答）

仕組み 特別の定め	a 協議会	b 機関等の 共同設置	c 事務の委託	d 一部事務 組合	e 広域連合
a 条例	2	0	9	71	42
b 規則	2	3	7	53	37
c 要綱	5	1	3	22	27
d 規約	89	11	141	227	90
e その他	8	1	48	15	12

※「a 協議会」、「b 機関等の共同設置」、「c 事務の委託」、「d 一部事務組合」、「e 広域連合」の運営等に関する特別の定めの数、複数の市が同じ広域連携の仕組みに入っている場合、広域連携の仕組みごとに計上しているため、重複がある。

③広域連携の仕組みで実施している業務内容

さらに、広域連携の仕組みにおいて実施している業務内容（複数回答）については下表の通りとなっている。

これによると、それぞれの広域連携の仕組みで業務内容の傾向が異なっている。

「協議会」では、47 都道府県及び 20 政令指定都市で実施している全国自治宝くじ事務協議会等の「その他（52 件）」が多く、「機関等の共同設置」では、介護区分認定審査、障害区分認定審査等の「厚生福祉（7 件）」や公平委員会等の「その他（5 件）」が多く、「事務の委託」では、ごみ処理、し尿処理、上下水道等の「環境衛生（58 件）」や旅券の発給、住民票の写し等の交付、競艇の実施事務等の「その他（39 件）」が多く、「一部事務組合」では、市町村総合事務組合、市民交通災害共済組合等の「その他（70 件）」が多く、「広域連合」では、47 都道府県で実施している後期高齢者医療広域連合を含む「厚生福祉（84 件）」や彩の国さいたま人づくり広域連合、関西広域連合等の「その他（15 件）」の業務内容が多くなっている（本報告書 P4 表 3 下掲）。

広域連携の仕組みで実施している業務内容（複数回答）

業務内容 \ 仕組み	a 協議会	b 機関等の共同設置	c 事務の委託	d 一部事務組合	e 広域連合
a 地域開発計画	7	0	0	2	2
b 第1次産業振興	5	0	5	14	1
c 第2次産業振興	1	0	0	2	1
d 第3次産業振興	3	0	1	3	2
e 輸送施設	0	0	7	3	0
f 国土保全	2	0	0	7	0
g 厚生福祉	2	7	16	15	84
h 環境衛生	4	0	58	45	2
i 教育	5	0	23	3	1
j 住宅	0	0	0	0	0
k 都市計画	2	0	1	0	1
l 防災	24	0	26	22	2
m その他	52	5	39	70	15

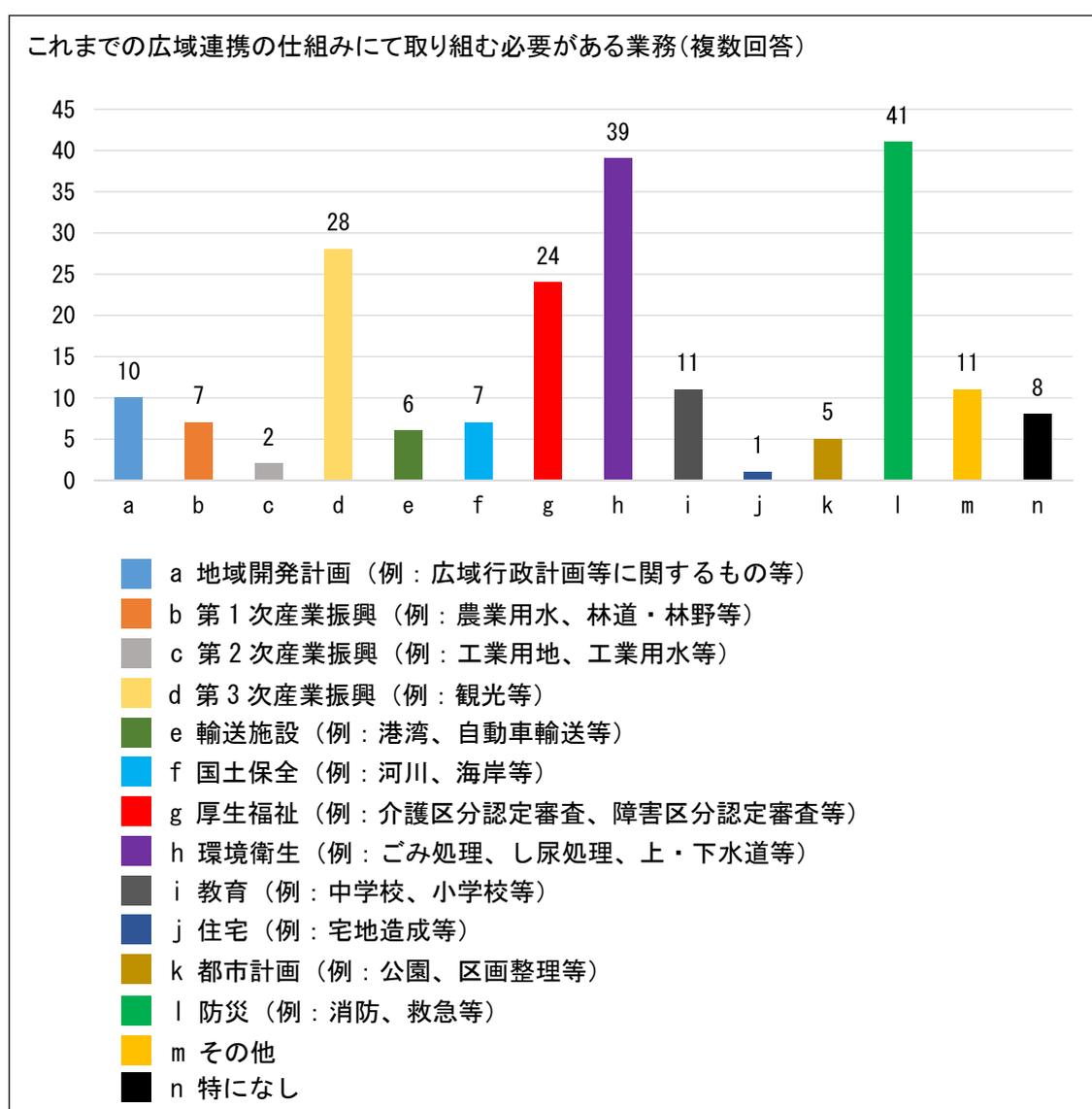
※「a 協議会」、「b 機関等の共同設置」、「c 事務の委託」、「d 一部事務組合」、「e 広域連合」において実施する業務内容の数は、複数の市が同じ広域連携の仕組みに入っている場合、広域連携の仕組みごとに計上しているため、重複がある。

※「e 広域連合」のうち、47 都道府県で設置されている後期高齢者医療広域連合は、「g 厚生福祉」に含む。

④これまでの広域連携の仕組みにて取り組む必要がある業務

また、加盟 82 市において、これまでの広域連携の仕組み（事務の委託、一部事務組合等）にて取り組む必要がある業務には、どのようなものがあるか（複数回答）について調べた結果、下表の通りとなっている。これによると、消防、救急等の「防災（41 市）」が最も多く、以下、ごみ処理、し尿処理、上・下水道等の「環境衛生（39 市）」、観光等の「第 3 次産業振興（28 市）」、介護区分認定審査、障害区分認定審査等の「厚生福祉（24 市）」の業務について取り組む必要があるとの回答が多くなっている。

なお、「その他（11 市）」では、公共施設の相互利用や、より効果的、効率的になるのであれば、どの業務であっても取り組めば良い等と回答している（本報告書 P5 表 4、下図参照）。



④ 市町村合併施策と広域連携施策

これまでの各時代（明治、昭和、平成）の広域連携を検証すると、大合併の後には必ず広域連携が注目されている。また、合併に伴い市町村への事務権限の移譲が行われている。

まず、明治の大合併では、近代的地方自治制度である「市制町村制」の施行（明治 21 年）に伴い、明治 22 年から行政上の目的（教育、徴税、土木、救済、戸籍の事務処理）に合った規模と自治体としての町村の単位（江戸時代から引き継がれた自然集落）との隔たりをなくすために、約 300～500 戸を標準規模として全国的町村合併が推進された。その後、明治 44（1911）年には、市政改正が行われ、市町村組合制度が創設されている。

次に、昭和の大合併では戦後、新制中学校の設置管理、市町村消防や自治体警察の創設の事務、社会福祉、保健衛生関係の新しい事務が市町村の事務とされ、行政事務の能率的処理のためには規模の合理化が必要とされたことにより、昭和 28 年の町村合併促進法（第 3 条「町村はおおむね、8000 人以上の住民を有するのを標準」）及びこれに続く昭和 31 年の新市町村建設促進法により、「町村数を約 3 分の 1 に減少することを目途」とする町村合併促進基本計画（昭 28 年 10 月 30 日 閣議決定）の促進が図られた。この際、約 8000 人という数字は、新制中学校 1 校を効率的に設置管理していくために必要と考えられた人口であった。合併後の広域連携をめぐる動きは、昭和 44（1969）年の「広域市町村圏振興整備措置要綱」の制定、昭和 52（1977）年の「大都市周辺地域広域行政圏」の制度開始、平成元（1989）年の「ふるさと市町村圏推進要綱」の制定、平成 6（1994）年の「地方自治法の改正」（広域連合制度の創設）などがあげられる。

そして平成の大合併では、地方分権の推進や少子高齢化の進展を背景として、市町村の行政サービスの維持・向上や行政規模の拡大・効率化を図る観点から、自主的な市町村合併が推進された。

その後の広域連携施策としては、平成 20（2008）年の「定住自立圏構想推進要綱」の制定、平成 26（2014）年の「地方自治法の改正（連携協約・事務の代替執行制度の創設）」、「地方中枢拠点都市圏構想推進要綱」の制定（平成 27 年「連携中枢都市圏自立圏構想推進要綱」に改称）などがあげられる。

地方分権改革が進展し、平成の大合併を経た今、今後は広域連携の取組が進展することが想定される。

市町村合併関係施策

明治の大合併

○明治21年(1888年)当時は71,314町村(江戸時代からの自然発生的な町村を受け継いだもの)。
○政府は明治22年(1889年)に初めての近代的な地方自治制度である市制・町村制を施行。300~500戸を標準として、全国一律に町村合併を実施。

昭和の大合併

○昭和28年(1953年)に、事務や権限をできるだけ住民に身近な市町村に配分すべきとの観点から、「町村合併促進法」が施行され、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進。

平成の大合併

○地方分権の推進や少子高齢化の進展を背景として、市町村の行政サービスの維持・向上や行政規模の拡大・効率化を図る観点から、自主的な市町村合併を推進。

年月	市	町	村	計
明治21年(1888年)	-	(71,314)		71,314
22年(1889年)	39	(5,820)		15,859
昭和20年(1945年)10月	205	1,797	8,518	10,520
28年(1953年)10月	286	1,966	7,616	9,868
31年(1956年)4月	495	1,870	2,303	4,668
36年(1961年)6月	556	1,935	981	3,472
40年(1965年)4月	560	2,005	827	3,392
60年(1985年)4月	651	2,001	601	3,253
平成11年(1999年)3月	670	1,994	568	3,232
18年(2006年)3月	777	846	198	1,821
22年(2010年)3月	786	757	184	1,727
26年(2014年)4月	790	745	183	1,718

明治21年(1888年)市制町村制

明治21年(1888年)町村制制定(町村組合制度の創設)

明治44年(1911年)市制改正(市町村組合制度の創設)

昭和27年(1952年)地方自治法改正(協議会、機関等の共同設置及び事務の委託の制度の創設)

昭和28年(1953年)町村合併促進法

昭和44年(1969年)「広域市町村圏振興整備措置要綱」制定。第1次として33府県41圏域を指定(昭和44~47年度までで340圏域を指定)

昭和52年(1977年)「大都市周辺地域広域行政圏」制度開始。平成22年4月までに19圏域を指定。

平成元年(1989年)「ふるさと市町村圏推進要綱」制定。平成22年4月までに115圏域を指定。

平成6年(1994年)地方自治法改正(広域連合制度の創設)

平成17年(2005年)市町村の合併の特例等に関する法律(新法)

平成20年(2008年)「定住自立圏構想推進要綱」制定。平成29年4月現在、118圏域。

平成26年(2014年)地方自治法改正(連携協約、事務の代替執行の制度の創設)「地方中核拠点都市圏構想推進要綱」(※)制定。平成29年4月現在、23圏域。※平成27年「連携中核都市圏構想推進要綱」に改称。

広域自治体と基礎自治体の役割についての考え方の変遷(地方制度調査会答申)

	H15.11.13 第27次地方制度調査会答申 (今後の地方自治制度のあり方に関する答申)	H18.2.28 第28次地方制度調査会答申 (道州制のあり方に関する答申)	H21.6.16 第29次地方制度調査会答申 (今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申)	H25.6.25 第30次地方制度調査会答申 (大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申)	H28.3.16 第31次地方制度調査会答申 (人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申)	
広域自治体	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 高度なインフラの整備、経済活動の活性化、雇用の確保、国土の保全、広域防災対策、環境の保全、情報通信の高度化などの広域的な課題に対応 バランスのとれた公共サービスの維持 	<ul style="list-style-type: none"> 国、広域自治体、基礎自治体の役割分担の見直し 国から道州へ、道州から基礎自治体へへの大幅な権限移譲 道州は、圏域を単位とする主要な社会資本形成の計画・実施、広域的な見地から行うべき環境の保全・管理、人や企業の活動圏や経済圏に応じた地域経済政策・雇用政策等の広域事務を担う役割に軸足 			
	手法	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県合併 ○道州制 	<ul style="list-style-type: none"> ○国の政治行政制度のあり方 ○国と地方の行政組織のあり方 ○国と地方を通じた行政改革の推進 ○国民生活に大きな影響 ⇒ 国民的な論議の動向を踏まえて行われるべき 			
基礎自治体	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務については、原則として基礎自治体で処理 市町村の規模・能力の拡充 			<ul style="list-style-type: none"> 人口減少時代において、持続可能なサービス提供体制を構築 	
	手法	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村合併・推進 ○広域連携・合併が困難な場合に検討 ○特例的団体・制度導入を検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・一区切り ・多様な選択肢から選択 	<ul style="list-style-type: none"> ・より柔軟な広域連携 ・連携中核都市圏等 ・申出による県の補充 ○外部資源の活用 	

(2) 新たな広域連携に係る社会経済状況の変化について

① 人口減少社会、少子高齢化の到来

新たな広域連携に係る社会経済状況の変化として、はじめに、人口減少社会、少子高齢化の到来があげられる。

日本の人口動態は、平成 20 (2008) 年に、総人口がピークを迎えて以降減少し続けている。総人口の長期的推移に関しては、国立社会保障・人口問題研究所 (厚生労働省の研究機関) より、「日本の将来推計人口」(過去の実績値を基に、総人口や年齢構成、出生率について 50 年後までの推移を予測) の統計が公表されている。

まず、平成 24 年推計 (平成 22 (2010) 年までの実績をもとに、平成 72 (2060) までの人口を推計) によると、推計人口の出発点である平成 22 年国勢調査による総人口は、約 1 億 2,800 万人であったが、以降長期の人口減少過程に入り、平成 42 (2030) 年に 1 億 1,662 万人を経て、平成 60 (2048) 年には、1 億人を割って 9,913 万人となり、平成 72 (2060) 年には、8,674 万人になると推計された。

このような状況の中、高齢人口は、昭和 45 (1970) 年に、総人口に占める割合が約 739 万人 (7.1%) であったが、平成 22 (2010) 年には、約 2,948 万人 (23.0%) となり、平成 32 (2020) 年の 3,612 万人を経て、平成 72 (2060) 年には、約 3,464 万人 (39.9%) に増加すると推計された。

また、若年人口は、昭和 45 (1970) 年に、総人口に占める割合が約 2,517 万人 (24.0%) であったが、平成 22 (2010) 年には、約 1,684 万人 (13.1%)、平成 72 (2060) 年には、約 791 万人 (9.1%) へと減少する。

さらに年齢区分で見ると、総人口が減少するだけでなく、将来の稼ぎを生み出す世代 (生産年齢人口 15 歳～64 歳) の減少も予測されている。

平成 22 (2010) 年国勢調査の約 8,173 万人 (63.8%) が、平成 39 (2027) 年には 7,000 万人、平成 63 (2051) 年には 5,000 万人を割り、平成 72 (2060) 年には、約 4,400 万人 (51.7%) へと減少することが推計された。

一方、推計の前提となり、少子化の問題において注目される合計特殊出生率については、平成 22 (2010) 年の 1.39 から、途中平成 36 (2024) 年に最低値 1.33 を経て、長期的には 1.35 に収束すると推計された。

その後、合計特殊出生率は、平成 25 (2013) 年は、1.43、平成 26 (2014) 年は 1.42 で推移している。

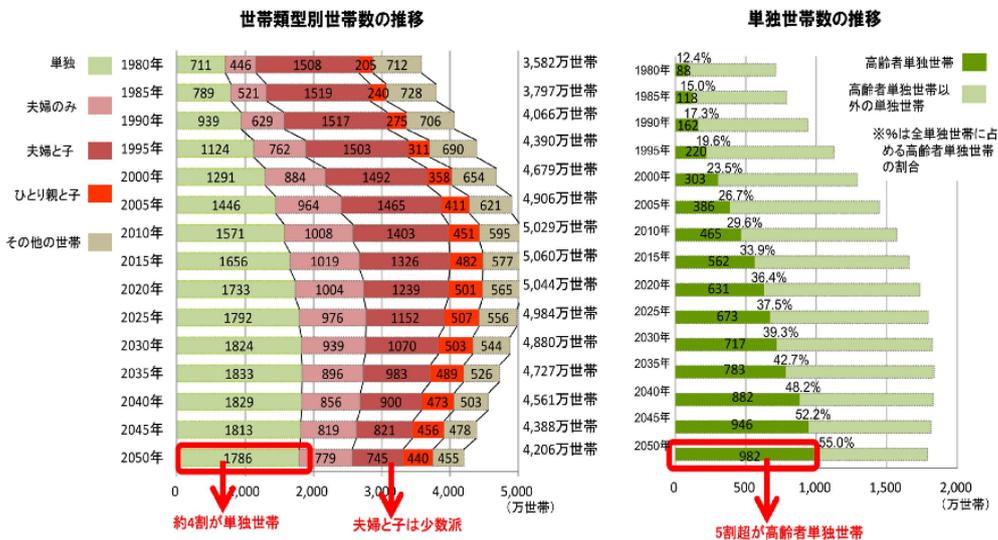
このほか、厚生労働省の「平成 26 年人口動態統計月報年計 (概数) の概況」によれば、平成 26 (2014) 年の都道府県別合計特殊出生率では、東京都 (1.15)、

京都府（1.24）、北海道（1.27）など、大都市を含む地域の出生率が低くなっている。

また、国土交通省の国土審議会政策部会長期展望委員会「国土の長期展望」中間とりまとめでは、世帯数の推移についての推計が示されている。

これまで、税制や社会保障を考える際に、両親と子供2人の4人世帯を標準世帯と称して様々な施策を決めてきたが、平成22（2010）年には、単独世帯が一番多くなり、平成62（2050）年には約4割（42.5%）を占めるとされている。

その際、これまで主流であった「夫婦と子」からなる世帯は少数派となる。なお、平成62（2050）年には単独世帯のうち、高齢者単独世帯の割合が5割を超えることが予測されている。



世帯数の推移（出展：「国土の長期展望」中間とりまとめ概要）

このほか、将来の世帯数の推移については、国立社会保障・人口問題研究所より、「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」が取りまとめられ公表（平成30年1月12日）されている。

同推計は、平成27（2015）年の国税調査を基に、平成27（2015）年～平成52（2040）年の25年間についての将来推計を行っているが、ここからも世帯総数、平均世帯人員の減少や、「単独」「夫婦のみ」世帯の割合の増加、世帯主の高齢化の進展、65歳以上の高齢世帯の増加、高齢者の独居率の上昇などの将来像を示している。また、同統計は我が国の人口減少・少子高齢化の影響が世帯数減少の推移と概ね同様な傾向が示される結果となっている。

1 世帯総数は2023年をピークに減少開始、平均世帯人員は減少が続く

- ・世帯総数は2015年の5,333万世帯から増加し、2023年の5,419万世帯でピークを迎えるが、その後は減少に転じ、2040年には5,076万世帯まで減る。
- ・平均世帯人員は、小規模な世帯が増加することにより2015年の2.33人から減少を続け、2040年には2.08人となる。

2 「単独」「夫婦のみ」「ひとり親と子」の割合が増加

- ・2015～40年の間に「単独」世帯は34.5%→39.3%、「夫婦のみ」は20.2%→21.1%、「ひとり親と子」は8.9%→9.7%と割合が上昇する。一方で、かつて40%以上を占めた「夫婦と子」は26.9%→23.3%に、「その他」は9.5%→6.6%と低下する。なお、前回推計と比べ、2020年以降「単独」や「夫婦と子」の割合は増加する一方で、「ひとり親と子」の割合は減少している。
- ※ 前回推計の2035年時点と比較すると「単独」は1,846万世帯(37.2%)が2,023万世帯(38.7%)に増加、「夫婦と子」は1,153万世帯(23.3%)が1,246万世帯(23.8%)に増加、「ひとり親と子」は565万世帯(11.4%)が507万世帯(9.7%)に減少している。

3 世帯主の高齢化が進み、65歳以上の高齢世帯が増加する

- ・2015～40年の間に世帯主が65歳以上である世帯は1,918万世帯→2,242万世帯に、75歳以上である世帯は888万世帯→1,217万世帯に増加する。
- ・全世界帯主に占める65歳以上世帯主の割合は36.0%→44.2%に増加する。また65歳以上世帯主に占める75歳以上世帯主の割合も46.3%→54.3%と増加し、高齢世帯の高齢化も一層進展する。

4 高齢者の独居率が上昇

- ・2015～40年の間に65歳以上男性の独居率は14.0%→20.8%、女性は21.8%→24.5%と上昇する。75歳以上では、男性は12.8%→18.4%と上昇するが、女性は26%前後でほとんど変化しない。

その後、平成 29 年 4 月 10 日には、平成 27 年国勢調査の確定数が公表されたことを受け、これを出発点とする新たな全国将来人口推計（日本の将来推計人口）が公表された。

最新の推計人口（29年4月10日公表）では、推計の前提となる合計特殊出生率が前回推計の1.35（平成 72（2060）年）から1.44（平成 77（2065）年）に上昇したことにより、総人口の1億人を割る時期が前回推計の平成 60（2048）年より5年遅く平成 65（2053）年とされており、近年の人口対策が一定の成果を上げたとの見方がある一方で、働き手となる現役世代の割合が低下し、高齢者が増え続けるという人口構造に大きな変化はなく、依然として厳しい現状が浮かび上がっている。

総人口の推移については、人口推計の出発点である平成 27（2015）年の日本の総人口は同年の国勢調査によれば1億2,709万人であった。この総人口は、以後長期の人口減少過程に入る。平成 52（2040）年の1億1,092万人を経て、平成 65（2053）年には1億人を割って9,924万人となり、平成 77（2065）年には8,808万人になるものと推計された。

年少人口については、出生数（日本人）が昭和 48 年（1973）年の209万人から平成 27（2015）年の101万人まで減少する中、1980年代初めの2,700万人規模

から平成 27(2015)年国勢調査の 1,595 万人まで減少した。推計では年少人口は平成 33(2021)年に 1,400 万人台へと減少する。その後も減少が続き、平成 68(2056)年には 1,000 万人を割り、平成 77(2065)年には 898 万人の規模になるものと推計される。こうした年少人口の減少を総人口に占める割合によって見ると、出生中位推計によれば、平成 27(2015)年の 12.5%から減少を続け、平成 32(2020)年に 12.0%、平成 43(2031)年に 11.0%となった後、平成 77(2065)年には 10.2%となる。

生産年齢人口(15~64 歳)は戦後一貫して増加を続け、平成 7(1995)年の国勢調査では 8,726 万人に達したが、その後減少局面に入り、平成 27(2015)年国勢調査によると 7,728 万人となっている。将来の生産年齢人口は、出生中位推計の結果によれば、平成 41(2029)年、平成 52(2040)年、平成 68(2056)年にはそれぞれ 7,000 万人、6,000 万人、5,000 万人を割り、平成 77(2065)年には 4,529 万人となる。出生中位推計による生産年齢人口割合は、平成 27(2015)年の 60.8%から減少を続け、平成 29(2017)年に 60%を割り、平成 77(2065)年には 51.4%となると推計された。

老年(65 歳以上)人口の推移は、死亡仮定が同一の場合、50 年間の推計期間を通して出生 3 仮定で同一となる。すなわち、老年人口は平成 27(2015)年現在の 3,387 万人から、平成 32(2020)年には 3,619 万人へと増加する。その後しばらくは緩やかな増加期となるが、平成 42(2030)年に 3,716 万人となった後、第二次ベビーブーム世代が老年人口に入った後の平成 54(2042)年に 3,935 万人でピークを迎える。その後は一貫した減少に転じ、平成 77(2065)年には 3,381 万人となる。老年人口割合を見ると、平成 27(2015)年現在の 26.6%で 4 人に 1 人を上回る状態から、出生中位推計では、平成 48(2036)年に 33.3%で 3 人に 1 人となり、平成 77(2065)年には 38.4%、すなわち 2.6 人に 1 人が老年人口となると推計されている。

平成 29 年 4 月 10 日 国立社会保障・人口問題研究所

【日本の将来推計人口(平成 29 年推計) 推計結果のポイント】

1 30~40 歳代の出生率実績上昇を受け推計の前提となる合計特殊出生率は上昇

- ・推計の前提となる合計特殊出生率は、近年の 30~40 歳代の出生率実績上昇等を受け、前回推計の 1.35(平成 72(2060)年)から 1.44(平成 77(2065)年)に上昇(中位仮定)。
- ・平均寿命は、平成 27(2015)年男性 80.75 年、女性 86.98 年から、平成 77 年(2065)年に男性 84.95 年、女性 91.35 年に伸長(中位仮定)。

2 前回推計と比較して人口減少の速度や高齢化の進行度合いは緩和

- ・総人口は、平成 27(2015)年国勢調査による 1 億 2709 万人から平成 77(2065)年には 8,808 万人と推計(出生中位・死亡中位推計、以下同様)。
- ・老年人口割合(高齢化率)は、平成 27(2015)年の 26.6%から平成 77(2065)年には 38.4%へと上昇。
- ・この結果を前回推計(長期参考推計の 2065 年時点)と比較すると、総人口は 8,135 万人が 8,808 万人、総人口が 1 億人を下回る時期は 2048 年が 2053 年、老年人口割合(2065 年)が 40.4%から 38.4%と、人口減少の速度や高齢化の進行度合いは緩和。

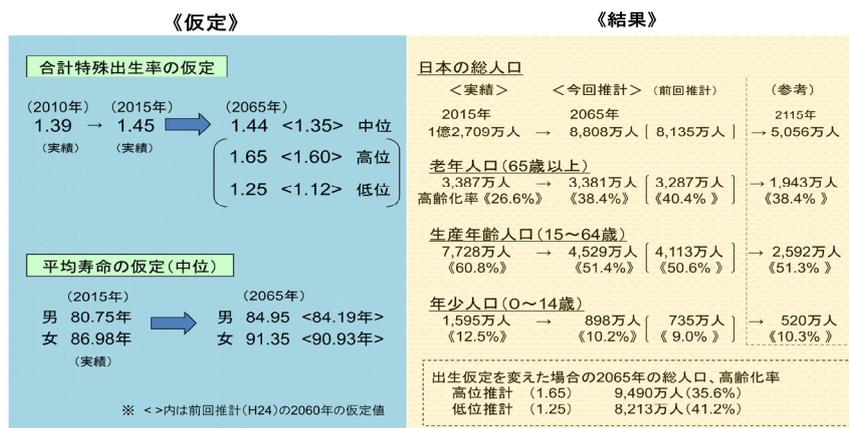
- ・ 老年人口（高齢者数）のピークは2042年で前回と同じ（老年人口は3,878万人から3,935万人へと増加）。

3 出生仮定を変えた場合の2065年の総人口、高齢化率

- ・ 出生の仮定が、高位仮定(1.65)の場合の平成77(2065)年の総人口と老年人口割合(高齢化率)は、それぞれ9,490万人、35.6%、低位仮定(1.25)の場合は、8,213万人、41.2%と推計。また、出生率(平成77(2065)年)を1.80に設定した場合には、1億45万人、33.7%と推計。

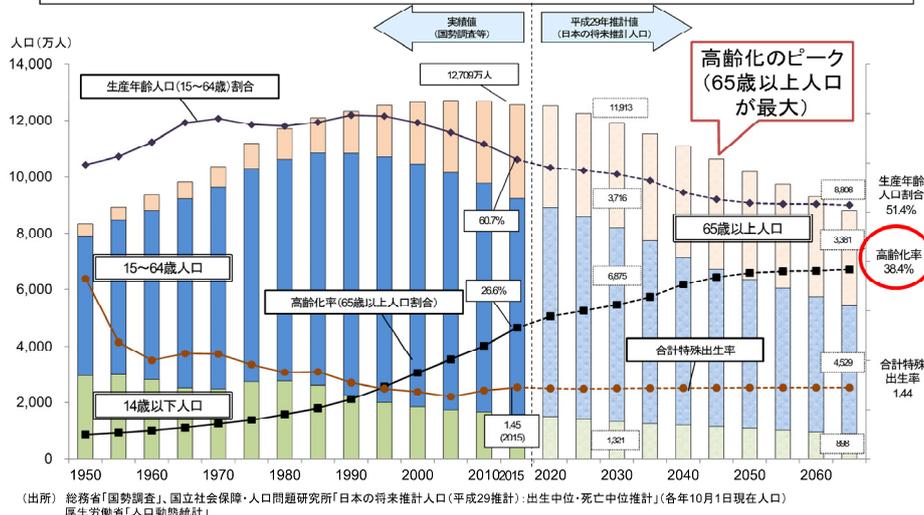
※ 出生率を機械的に変化させた際の将来人口の反応を分析するための定量的シミュレーション(出生率については1.0~2.2の範囲で変動させた仮定を設定)である条件付推計を合わせて実施。政府は「ニッポン一億活躍プラン」(平成28年6月閣議決定)において、「希望出生率1.8」の実現を政策目標に掲げて関連施策の拡充に取り組んでいる。

将来推計人口(平成29年推計)のポイント



人口の年次推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。



さらに、総務省が取りまとめた、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成29年1月1日現在)」の統計が、平成29年7月5日に公表されている。

同統計では、日本人の総人口が前年比で0.24%(30万8,048人)少ない1億

2,558万人になったと公表。総人口が前年を下回るのは8年連続で、減少数は過去最高を更新。出生者数は98万1,202人とはじめて100万人を割り、少子化の進展が鮮明になった。全国の死亡者数は130万9,515人。死亡者数が出生者数を上回る自然減は10年連続で、32万8,313人と過去最高となっている。

都道府県別では、人口が増加したのは6都県。東京(0.60%)が最も増加率が高く、沖縄(0.31%)、千葉(0.12%)と続く。

一方、41道府県で人口が減少。減少率が高かったのは、秋田(1.34%)、青森(1.12%)、高知(1.06%)と続いている。

なお、三大都市圏の人口は、6,453万258人と過去最多を更新し、全国の人口に対する割合は、51.38%となったものの、人口が増加したのは東京圏のみで、名古屋圏、大阪圏においては減少が続いている。

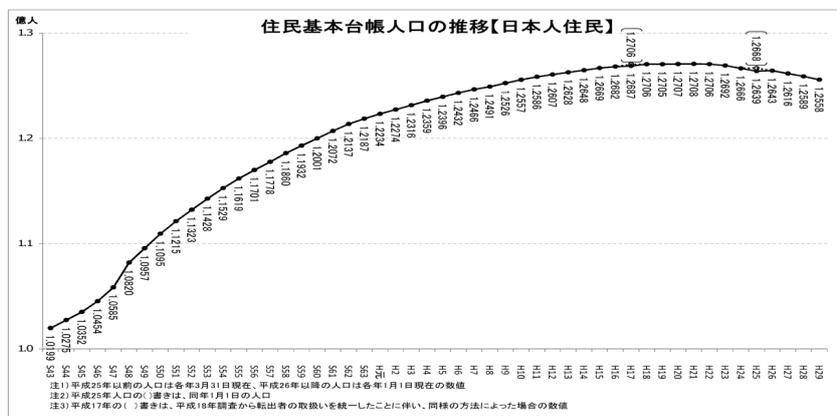
年齢階級別人口(年少人口、生産年齢人口、老年人口)では、年少人口は調査開始(平成6年)以降毎年減少し、生産年齢人口は平成7年を除き毎年減少(総人口に占める割合は60.14%で、調査開始以来一貫して減少)している。

このほか、外国人住民の人口は、232万3,428人。前年同期に比べ6.85%増と高い伸びで、出生者数も調査開始(平成12年)以来最多の1万6,579人となった。日本人と合わせた総人口は、0.2%減の1億2,790万7,086人となっている。

住民基本台帳人口の推計【総計】

区分	人口 人	対前年増減数 (A) 人	対前年増減率 %	(A)のうち 自然増減数 人	(A)のうち 社会増減数 人
平成25年 (25)	128,373,879 (128,684,379)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
26	128,438,013	△ 246,366	△ 0.19	△ 231,653	△ 14,713
27	128,226,483	△ 211,530	△ 0.16	△ 258,962	47,432
28	128,066,211	△ 160,272	△ 0.12	△ 278,799	118,527
29	127,907,086	△ 159,125	△ 0.12	△ 318,524	159,399

注1)平成25年人口は同年3月31日現在、平成26年以降の人口は各年1月1日現在の数値である。
注2)平成25年人口の()書きは、同年1月1日の人口である。



住民基本台帳人口の推移【日本人住民】

区分	人口 人	対前年増減数 (A)		対前年増減率 %	(A)のうち	
		人	人		自然増減数 人	(A)のうち 社会増減数 人
昭和43年	101,988,020	642,733		0.63	—	—
44	102,747,274	759,254		0.74	—	—
45	103,521,912	774,638		0.75	—	—
46	104,539,680	1,017,768		0.98	—	—
47	105,854,519	1,314,839		1.26	—	—
48	108,202,038	2,347,519		2.22	—	—
(48)	(107,174,297)	(1,319,778)		(1.25)	—	—
49	109,574,348	1,372,310		1.27	—	—
50	110,948,837	1,374,489		1.25	—	—
51	112,145,133	1,196,296		1.08	—	—
52	113,225,921	1,080,788		0.96	—	—
53	114,275,833	1,049,912		0.93	—	—
54	115,286,775	1,010,942		0.88	—	—
55	116,194,898	908,123		0.79	917,152	△ 9,029
56	117,009,002	814,104		0.70	840,025	△ 25,921
57	117,776,771	767,769		0.66	799,322	△ 31,553
58	118,601,534	824,763		0.70	796,671	28,092
59	119,316,468	714,934		0.60	773,436	△ 58,502
60	120,007,812	691,344		0.58	739,841	△ 48,497
61	120,720,542	712,730		0.59	661,007	51,723
62	121,371,798	651,256		0.54	631,374	19,882
63	121,874,240	502,442		0.41	568,380	△ 65,938
平成 元年	122,335,313	461,073		0.38	517,711	△ 56,638
2	122,744,952	409,639		0.33	432,178	△ 22,539
3	123,156,678	411,726		0.34	401,225	10,501
4	123,587,297	430,619		0.35	389,620	40,999
5	123,957,458	370,161		0.30	333,266	36,895
6	124,322,801	365,343		0.29	334,353	30,990
7	124,655,498	332,697		0.27	323,067	9,630
8	124,914,373	258,875		0.21	295,656	△ 36,781
9	125,257,061	342,688		0.27	292,039	50,649
10	125,568,035	310,974		0.25	285,520	25,454
11	125,860,006	291,971		0.23	238,506	53,465
12	126,071,305	211,299		0.17	223,867	△ 12,568
13	126,284,805	213,500		0.17	237,518	△ 24,018
14	126,478,672	193,867		0.15	201,964	△ 8,097
15	126,688,364	209,692		0.17	143,541	66,151
16	126,824,166	135,802		0.11	118,052	17,750
17	126,869,397	45,231		0.04	52,980	△ 7,749
(17)	(127,058,530)	234,364		0.18	(—)	(—)
18	127,055,025	△ 3,505	△ 0.00	△ 6,748	3,243	
19	127,053,471	△ 1,554	△ 0.00	10,743	△ 12,297	
20	127,066,178	12,707	0.01	△ 29,119	41,826	
21	127,076,183	10,005	0.01	△ 45,914	55,919	
22	127,057,860	△ 18,323	△ 0.01	△ 73,024	54,701	
23	126,923,410	△ 134,450	△ 0.11	△ 154,525	20,075	
24	126,659,683	△ 263,727	△ 0.21	△ 206,572	△ 57,155	
25	126,393,679	△ 266,004	△ 0.21	△ 226,118	△ 39,886	
(25)	(126,678,648)	(—)	(—)	(—)	(—)	
26	126,434,634	△ 244,014	△ 0.19	△ 237,450	△ 6,564	
27	126,163,576	△ 271,058	△ 0.21	△ 266,757	△ 4,301	
28	125,891,742	△ 271,834	△ 0.22	△ 286,098	14,264	
29	125,583,658	△ 308,084	△ 0.24	△ 328,313	20,229	

注1) 平成25年以前の人口は各年3月31日現在、平成26年以降の人口は各年1月1日現在の数値である。
 注2) 平成25年人口の()書きは、同年1月1日の人口である。
 注3) 昭和48年以降は沖縄県の人口を含む。同年の()書は、昭和47年に復帰した沖縄県の人口を除いた場合の数値である。なお、人口動態の調査は昭和54年度以降行っている。
 注4) 平成17年人口の()書きは、平成18年調査から転出者の取扱いを統一したことに伴い、同様の方法による数値を記載したものである。
 注5) 平成23年人口において、岩手県陸前高田市の人口は同市の住民基本台帳システムが震災により流出したため平成23年2月28日現在の数値である。
 ※次表以降の人口及び世帯数においても同様である。

住民基本台帳人口の推移【外国人住民】

区分	人口 人	対前年増減数 (A)		対前年増減率 %	(A)のうち	
		人	人		自然増減数 人	(A)のうち 社会増減数 人
平成 25年	1,980,200	—		—	—	—
(25)	(2,005,731)	(—)		(—)	(—)	(—)
26	2,003,379	△ 2,352		△ 0.12	5,797	△ 8,149
27	2,062,907	59,528		2.97	7,795	51,733
28	2,174,469	111,562		5.41	7,299	104,263
29	2,323,428	148,959		6.85	9,789	139,170

注1) 平成25年人口は同年3月31日現在、平成26年以降の人口は各年1月1日現在の数値である。
 注2) 平成25年人口の()書きは、同年1月1日の人口である。

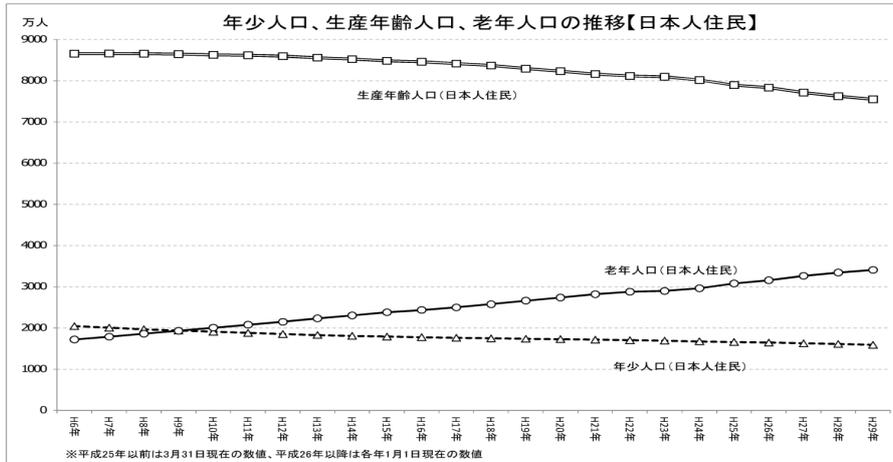
年齢3区分別人口の推移【総計】

区分	年少人口 (0歳～14歳)		生産年齢人口 (15歳～64歳)		老年人口 (65歳～)	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
平成25年	16,778,976	13.07	80,626,569	62.81	30,968,259	24.12
26	16,666,492	12.98	80,051,167	62.33	31,720,283	24.70
27	16,492,143	12.86	78,909,420	61.54	32,824,841	25.60
28	16,321,807	12.74	78,122,617	61.00	33,621,722	26.25
29	16,142,185	12.62	77,491,846	60.58	34,272,983	26.80

注1) 平成25年は3月31日現在の数値、平成26年以降は各年1月1日現在の数値である。

注2) 各年の数値には、年齢不詳者を含んでいない。

(参考) 直近の平成29年の数値は、北海道、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、愛知県、三重県、大阪府、広島県における年齢不詳者72名を含んでいない。



年齢3区分別人口の推移【日本人住民】

区分	年少人口 (0歳～14歳)		生産年齢人口 (15歳～64歳)		老年人口 (65歳～)	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
平成6年	20,485,442	16.48	86,598,018	69.65	17,239,327	13.87
7	20,093,036	16.12	86,649,448	69.51	17,913,004	14.37
8	19,714,150	15.78	86,582,907	69.31	18,617,298	14.90
9	19,425,387	15.51	86,498,427	69.06	19,333,231	15.43
10	19,119,187	15.23	86,324,563	68.75	20,124,226	16.03
11	18,834,705	14.96	86,218,016	68.50	20,807,262	16.53
12	18,553,275	14.72	85,995,230	68.21	21,522,783	17.07
13	18,315,957	14.50	85,625,823	67.80	22,343,007	17.69
14	18,119,254	14.33	85,276,195	67.42	23,083,204	18.25
15	17,956,209	14.17	84,883,351	67.00	23,848,786	18.82
16	17,789,885	14.03	84,631,007	66.73	24,403,257	19.24
17	17,651,202	13.91	84,197,124	66.37	25,021,054	19.72
18	17,533,066	13.80	83,729,754	65.90	25,792,190	20.30
19	17,402,456	13.70	82,975,838	65.31	26,675,163	21.00
20	17,302,784	13.62	82,351,921	64.81	27,411,466	21.57
21	17,205,567	13.54	81,650,386	64.25	28,220,227	22.21
22	17,054,019	13.42	81,187,923	63.90	28,815,916	22.68
23	16,943,391	13.35	80,970,301	63.79	29,009,716	22.86
24	16,778,104	13.25	80,206,724	63.32	29,674,852	23.43
25	16,601,643	13.13	78,957,764	62.47	30,834,268	24.40
26	16,489,385	13.04	78,362,826	61.98	31,582,416	24.98
27	16,310,018	12.93	77,172,787	61.17	32,680,764	25.90
28	16,133,110	12.82	76,287,032	60.60	33,471,594	26.59
29	15,940,547	12.69	75,526,716	60.14	34,116,389	27.17

注1) 平成25年以前は各年3月31日現在の数値、平成26年以降は各年1月1日現在の数値である。

注2) 各年の数値には、年齢不詳者を含んでいない。

(参考) 直近の平成29年の数値は、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県における年齢不詳者6名を含んでいない。

さらに、平成 30 年 1 月 29 日には、住民基本台帳に基づく平成 29 (2017) 年の人口移動報告が総務省より公表されている。

これによると、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）は、転入者が転出者を上回る「転入超過」が 11 万 9,779 人となり、前年に比べ 1,911 人の増加。2 年ぶりの増加となった。東京圏は 22 年連続の「転入超過」となっている。

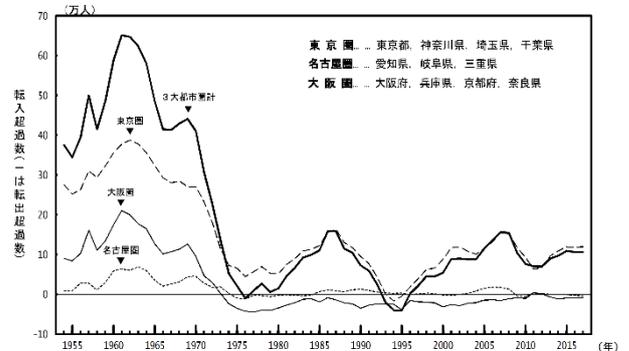
また、三大都市圏の名古屋圏（愛知県、岐阜県、三重県）は 4,979 人の「転出超過」。大阪圏（大阪府、兵庫県、京都府、奈良県）は 8,825 人の「転出超過」となり、いずれも 5 年連続の「転出超過」となっている。なお、三大都市圏（東京圏、名古屋圏、大阪圏）全体では、10 万 5,975 人の転入超過となっており、東京一極集中がより鮮明となっている。

また、都道府県別に見ると「転入超過」になったのは、7 都府県となった。東京都 (7 万 5,498 人) が最も多く、次いで千葉県 (1 万 6,203 人)、埼玉県 (1 万 4,923 人)、神奈川県 (1 万 3,155 人)、福岡県 (6,388 人)、愛知県 (4,839 人)、大阪府 (2,961 人) となっている。

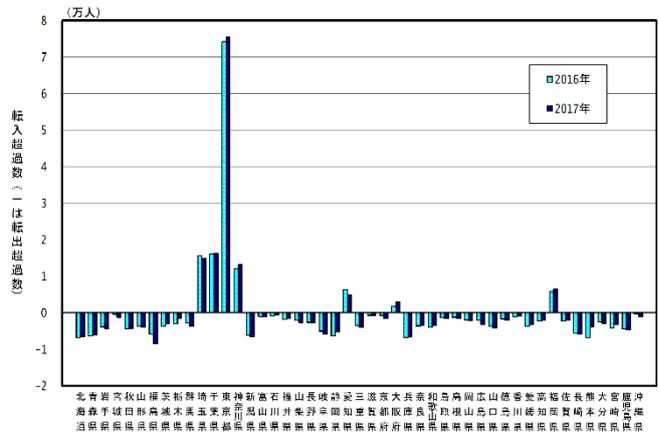
一方、「転出超過」となっているのは福島県、兵庫県、北海道、新潟県など 40 道府県。転出超過数が最も多いのは、福島県 (8,395 人) で、前年に比べ 2,556 人の増加となり、3 年連続の増加となっている。

このほか、市町村別では、全国 1,719 市町村（東京都特別区部を 1 市として取扱）のうち、「転入超過」は 408 市町村となった。東京都特別区 (61,158 人) が最も多く、大阪府大阪市 (10,691 人)、北海道札幌市 (8,779 人)、埼玉県さいたま市 (8,234 人)、神奈川県川崎市 (7,502 人) などが続く。これは全市町村の 23.7% に該当する。一方、「転出超過」が最も多かった市町村は、福岡県北九州市 (2,248 人) で 4 年連続となる。次いで大阪府堺市 (2,211 人)、長崎県長崎市 (1,888 人)、沖縄県那覇市 (1,537 人)、兵庫県神戸市 (1,507 人) と続く。その結果、全体の 76.3% に当たる 1,311 市町村で「転出超過」となって

3 大都市圏の転入超過数の推移 (1954 年～2017 年)



都道府県別転入超過数 (2016 年, 2017 年)



いる。

このほか、関連する話題として、平成 25 (2013) 年 12 月に、増田寛也東京大学客員教授 (当時) が発表した「2040 年、地方消滅。『極点社会』が到来する」(雑誌「中央公論」2013 年 12 月号) がある。これは、平成 52 (2040) 年までに、出産可能年齢 (20~39 歳) の女性が 5 割以上減少する市区町村は、消滅可能性が高いと言わざるを得ず、このような市区町村が全国で約 900 団体あると提起している。

その内容は、(ア) 東京の合計特殊出生率は低い一方、地方から東京圏への人口流入は続いており、東京から生み出される新たな世代は極めて少なく、このような状況を踏まえ、東京を「人口のブラックホール」と称している。また、大都市圏という限られた地域に人々が凝集し、高密度の中で生活する社会を「極点社会」と名付けている。(イ) この状況を防ぐため、中長期的に、地方が持続可能な経済社会構造を構築する施策として、広域の地域ブロックごとに人口減少を防ぐとともに、それぞれの地域が独自の再生産構造を創る人口・国土構造を構築すべき。(ウ) 地域ブロック単位の地方中核都市が重要であり、資源や政策を集中的に投入することで、地方が踏ん張る拠点を設けるべき。(エ) そのためには、従来の地方分権論を超えた論議が必要であるというものである。

すなわち、従来の「均衡ある国土の発展」の考え方では、人口減少時代の国土構造は構築できないため、都市圏及び地方の中核都市が周囲の小さな市町村と連携し、圏域として地方が踏ん張る拠点になるべきであるという政策提言であった。

同提言内容は、平成 26 年 5 月には、同氏が座長を務める「日本創生会議」から「消滅可能性都市」の試算の公表とともに全国の自治体に衝撃を与えた。

その後、国においても第 31 次地方制度調査会を例年より前倒しして平成 26 (2014) 年 5 月に発

足させ「人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の行政体制のあり方」が諮問された。そして答申を得て連携中枢都市圏の施策をはじめとする新たな広域連携施策が推進されている。

「2040年、地方消滅。『極点社会』が到来する」(増田寛也(東京大学客員教授)ほか・中央公論2013.12月号)

【現状分析】

I 将来の人口減少動向は3つのプロセスを経て、高齢者すら多くの地域で減少していく。大都市や中核市は第一段階にあるのに対して、地方では既に第二段階、さらには第三段階に差し掛かっている地域もある。

第一段階：老年人口増加 + 生産年齢・年少人口減少

第二段階：老年人口維持・微減 + 生産年齢・年少人口減少

第三段階：老年人口減少 + 生産年齢・年少人口減少 ⇒ 恒常的に老年人口でさえ減少する本格的な人口減少時代

※ 地方での高齢者人口が減少するため、医療・介護サービスが過剰気味となり、雇用吸収力が減少することで、人材が大量に東京圏へ流出する可能性が高く、将来急激な人口減少を招く可能性(社研推計よりも深刻な事態)に。

II 2040年(平成52年)までに出産可能年齢(20~39歳)の女性が5割以上減少する市区町村は、いくら出生率を引き上げても、若年女性減少によるマイナス効果がそれを上回るため、人口減少が止まらず、「消滅可能性が高いと言わざるを得ない」。

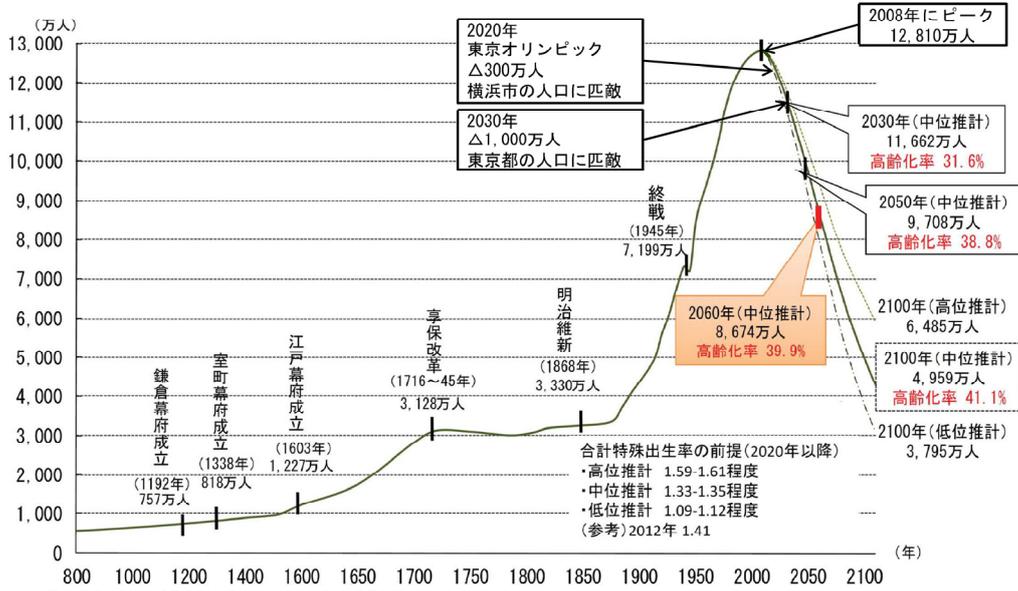
※ もし人口を維持しようとする、出生率を直ちに2.8~2.9という非現実的な水準まで引き上げる必要がある。

【増田氏の見解】

- 人口の大都市圏への集中という大きな流れを変えなければならない。東京は「人口のブラックホール」。
- 本格的に迎える人口減少社会の中で豊かさをどう実現していくか、長期的視点で現状を直視する必要。
- 人口減少の進展により、地域コミュニティ機能の低下だけでなく、医療・教育といったサービスが維持できなくなる。
- 遠隔医療・乗移転などの政策は、地域機能の維持には有効だが、いずれにせよ「受け身」の政策。
- 中長期的に、地方が持続可能な経済社会構造を構築する施策として、広域の地域ブロックごとに、人口減少を防ぐとともに、それぞれの地域が自らの多様な力を振り絞って独自の再生産構造を創る人口・国土構造を構築すべき。
- 地域ブロック単位の地方中核都市が重要。資源や政策を集中的に投入することで、地方が踏ん張る拠点を設けるべき。
- 従来の「地方分権論」を超えた論議が必要。

我が国における総人口の長期的推移

○ 我が国の総人口は、2008年をピークに、今後100年間で100年前（明治時代後半）の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。



指定都市・中核市の人口の変化 (2015→2040)

自治体戦略2040構想研究会(第1回)事務局提出資料抜粋
平成29年10月 総務省自治行政局

表3 指定都市・中核市の人口の変化

(平成29年1月1日現在)

	指定都市 (人口50万以上で政令で指定する市※1)	中核市 (人口20万以上※2で政令で指定する市)	(参考1) 施行時特例市※3	(参考2) 人口20万以上で、中核市の指定を受けていない市 (施行時特例市を除く)
全国	20市	48市	36市	12市
北海道	札幌(195→171)	旭川(33→24)、函館(26→17)		
東北	仙台(108→98)	いわき(35)、郡山(33)、秋田(31→23) 盛岡(29→24)、青森(28→20)、八戸(23→17)	山形(25→20)	福島(29)
首都圏	横浜(372→346) 川崎(147→147) さいたま(126→116) 千葉(97→88) 相模原(72→65)	船橋(62→56)、八王子(57→54) 宇都宮(51→46)、柏(41→39)、横須賀(40→31)、 高崎(37→33)、川越(35→31)、前橋(33→28)、 越谷(33→29)	川口(57→53)、所沢(34→30)、水戸(27→24)、 平塚(25→22)、草加(24→22)、春日部(23→18)、 茅ヶ崎(23→21)、大和(23→21)、厚木(22→19)、 つくば(22→23)、太田(21→19)、伊勢崎(20→19)、 熊谷(19→16)、小田原(19→15)、甲府(19→16)	市川(48→39)、松戸(48→41)、 町田(43→41)、藤沢(42→39)、 市原(27→22)、府中(26→25)、 上尾(22→19)、調布(22→21)、 西東京(20→18)
北陸	新潟(81→66)	金沢(46→41)、富山(41→34)	長岡(27→21)、福井(26→21)、上越(19→15)	
中部圏	名古屋(229→208) 浜松(79→67)、静岡(70→55)	豊田(42→40)、岐阜(40→33)、岡崎(38→35) 長野(37→30)、豊橋(37→33)	一宮(38→33)、四日市(31→26)、春日井(30→29)、 富士(24→21)、松本(24→20)、沼津(19→14)	津(27→23)
近畿圏	大阪(269→229) 神戸(153→135) 京都(147→128)、堺(83→73)	姫路(53→45)、東大阪(50→38)、西宮(48→46)、 尼崎(45→34)、枚方(40→34)、豊中(39→33)、 和歌山(36→28)、奈良(36→28)、高槻(35→31)、 大津(34→32)	吹田(37→30)、明石(29→23)、茨木(28→25)、 八尾(26→21)、加古川(26→22)、寝屋川(23→17)、 宝塚(22→20)、岸和田(19→16)	
中国	広島(119→109) 岡山(71→65)	倉敷(47→42)、福山(46→38)、下関(28→19)、 呉(22→16)	松江(20→16)、鳥取(19→15)	
四国		松山(51→43)、高松(42→34)、高知(33→26)		徳島(25→20)
九州	福岡(153→143) 北九州(96→78) 熊本(74→65)	鹿児島(59→51)、大分(47→43)、長崎(42→33)、 宮崎(40→35)、久留米(30→24)、 佐世保(25→19)	佐賀(23→19)	
沖縄		那覇(31→29)		

※1 指定都市は、人口その他都市としての規模、行政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市を指定。
 ※2 中核市の指定要件は人口30万以上から人口20万以上に変更(平成27年4月1日施行)。
 ※3 特例市制度の廃止(平成27年4月1日施行)の際、理に特例市である市。
 【経過措置】施行時特例市は、特例市としての事務を引き続き処理する。
 【中核市指定の特例】施行時特例市は、施行から5年間(平成32年3月31日まで)、人口20万未満であっても中核市の指定を受けることができる。
 ※4 人口は、平成27年国勢調査人口の確定値を用いた人口(1万人未満切捨て)を表記。20万人未満を赤字。2040年の人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H26-3)」から作成。地域別将来推計人口では福島県内市町村は推計がないため、現在の人口のみ記載。

② 市町村合併の進展とその影響

2 点目に、平成の大合併を経て、一定の市町村の行政体制が確立したことがあげられる。

日本の市区町村数は、明治、昭和、平成と 3 回の大合併により、約 71,000 団体から約 1,700 団体まで減少している。

一方で市町村の平均の規模、人口は増加。平成 26 年 4 月 5 日現在で 1,718 団体となる中、平均人口は約 7 万人、平均面積は 216.7 km²となっている。

なお、市町村は人口 350 万人超から 200 人程度の団体まで幅広く分布。人口 1 万人未満の市町村が 500 程度の約 3 割に及ぶ。また、面積も 2000 km²を超える市町村がある一方で、100 km²未満の市町村が全体の約 4 割を占めるなど多様な姿を見せている。これは、現在の市区町村の平均を、人口規模では大都市の影響を除いた中央値が約 24,750 人となり、面積規模では、面積の広い都市の影響を除いた中央値が約 123.6 km²となっていることから確認できる。

また、人口 5 万人以下の市区町村は、全体の約 7 割、約 1,100 団体あり、人口 5 万人以上の市区町村は、約 3 割、約 600 団体となっている。一方、人口 5 万人以下の市区町村には総人口の約 2 割が住み、約 8 割は、人口 5 万人以上の市区町村に住んでいる。

地方公共団体の現状

人口規模	市区町村数	構成比	人口 (万人)	構成比
1万未満	487	7割 27.9%	248	2割 2.0%
1万～5万	689	3割 39.6%	1,749	13.6%
5万～20万	431	2割 24.8%	4,073	31.7%
20～50万	99	3割 5.7%	3,135	24.4%
50万以上	35	2割 2.0%	3,639	28.3%
合計	1,741	100%	12,844	100%

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成26年1月1日現在）」を基に整理

なお、平成 29 年 4 月 14 日に公表された総務省の人口推計（平成 28 年 10 月 1 日現在 毎年 10 月 1 日現在で取りまとめ）によれば、全国人口に占める三大都市圏人口は、前年に比べ 0.2 ポイント上昇し、52%となっている。

大都市への人口集中が顕著であるが、その理由は、地方自治法が制定された昭和 22（1947）年頃には、第一次産業に従事して地方部に居住している姿が平均であったが、高度成長期において三大都市圏等への人口移動や人口流入を経たことがあげられる。

また、日本と海外の主要国における基礎自治体（市町村）の構成を比較すると、日本（市町村 1,718 団体、平均人口約 71,400 人（平成 26（2014）年現在）は、かなり大きな人口規模の基礎自治体を持つ国といえる。

このような市町村合併の進展とその影響から、基礎自治体の行政体制の整備が大きく進展し、これに伴い一般的には財政基盤の強化が行われている。

しかし、一方で引き続き小規模町村が多くあり、規模、地理的条件等その置かれた状況は多様であることから、事務事業によっては広域的な連携の仕組み

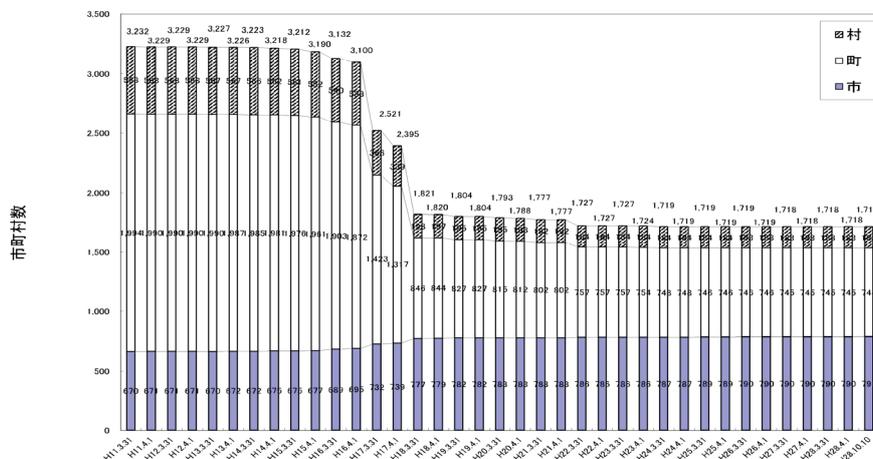
を積極的に活用し、複数の自治体が協力して実施することで、より効率的、かつ質的に向上した事務処理が求められている。

平成の大合併が終了後、市町村は少子高齢化や人口減少が進む中で、いかに住民サービスを維持しつつ新しい行政ニーズに対応していくかという課題に対応するため広域連携への対応が求められているが、そのあり方は、これまでの一部事務組合等の広域連携の蓄積の上に立ち、また、平成の大合併により変化した市町村の体制を踏まえて、地域ごとに各市町村が必要に応じ、多様な分野で多様な形の連携を、環境の変化に応じて柔軟に見直しを行いながら実施することが想定されている。

国は、平成 22（2010）年の平成の大合併が一区切りとされる中、今後の基礎自治体の在り方について、多様な選択肢を用意する必要から、その一つとして広域連携の仕組の活用を取り上げ、現行制度の見直し検討を行った。総務省は平成 20（2008）年には従来の広域市町村圏関連の要綱をすべて廃止するとともに新たに定住自立圏構想推進要綱を打ち出し、同要綱に基づき基礎自治体の広域連携を進めていく方針を明らかにした。

その後、広域連携の流れは、第 30 次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成 25（2013）年 6 月 25 日総理大臣手交）、平成 26（2014）年の自治法の改正による、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約及び事務の代替執行制度（普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させることができる制度）の創設を経て、現在の連携中枢都市圏構想の形成へと続いていく。

平成 11 年 3 月 31 日以降の市町村数の変遷



(総務省HP 合併関連資料より抜粋)

「平成の合併」について（概要）

平成22年3月 総務省公表

合併の進捗状況等

平成11年以来、基礎自治体の行財政基盤確立のため、全国的に市町村合併を推進
 平成11年～平成17年：手厚い財政措置（合併特例債の創設や合併算定替の期間延長）
 平成17年～：国・都道府県の積極的な関与

市町村数：3,232（H11.3.31）⇒1,727（H22.3.31）となり、相当程度進捗

平成の合併の評価

合併の本来の効果が現れるまでには10年程度の期間が必要であると考えられ、現時点では短期的な影響の分析に止まらざるを得ないが、多くの合併市町村の行政・住民、また世論の合併への評価は大きく分かれている。

＜評価の背景＞

合併による主な効果

- ① 専門職員の配置など住民サービス提供体制の充実強化
- ② 少子高齢化への対応
- ③ 広域的なまちづくり
- ④ 適正な職員の配置や公共施設の統廃合などの行財政の効率化

合併による主な問題点・課題

- ① 周辺部の旧市町村の活力喪失
- ② 住民の声が届きにくくなっている
- ③ 住民サービスの低下
- ④ 旧市町村地域の伝統・文化、歴史的な地名などの喪失

今後の合併に対する考え方

- 平成11年以後の全国的な合併推進については、10年が経過していること、これまでの経緯や市町村を取り巻く現状を踏まえ、現行合併特例法の期限である平成22年3月末で一区切り
- その上で、平成22年4月以降は、自主的に合併を選択する市町村に円滑化のための特例を用意
- 旧合併特例法及び現行合併特例法下の合併市町村については、引き続き、確実に支援

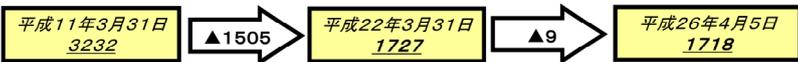
これからの基礎自治体の展望

地域主権改革の進展等により、基礎自治体である市町村の役割はより一層重要になる。

- ① 市町村合併による行財政基盤の強化
- ② 共同処理方式による周辺市町村間での広域連携
- ③ 都道府県による補充

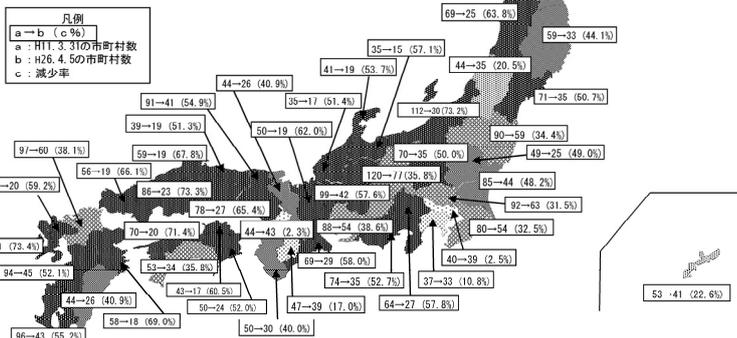
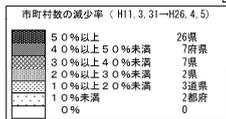
それぞれの市町村がこれらのなかから最も適した仕組みを自ら選択

市町村合併の進展状況



	28.9.30	37.1.1	H11.3.31	H22.3.31	H26.4.5
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,727	1,718
人口1万人未満	—	—	1,537	457	480
平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	69,067	69,332
平均面積(km ²)	37.5	106.9	114.8	215.4	216.7

	合併件数 (合併関係団体数)	H11.4.1 以降の減少 団体数
旧法下 H11.4.1～	581 (1,991)	1,410
新法下 (改正前)	61 (156)	95
新法下 (改正後)	7 (16)	9
計	649 (2,163)	1,514



※ 現行合併特例法による合併68件を含む。

人口段階別の市町村の人口・面積の変化

	H11.3.31			H22.3.31		
	団体数	人口	面積(km ²)	団体数	人口	面積(km ²)
50万人以上	21	24,459,688 (20.8%)	7,910 (2.1%)	27	30,406,053 (25.5%)	14,206 (3.8%)
30万人以上50万人未満	43	16,672,731 (14.2%)	11,025 (3.0%)	45	17,334,198 (14.5%)	16,251 (4.4%)
20万人以上30万人未満	41	10,139,015 (8.6%)	7,624 (2.1%)	41	10,082,356 (8.5%)	12,109 (3.3%)
10万人以上20万人未満	115	15,609,766 (13.3%)	13,901 (3.7%)	154	21,252,161 (17.8%)	41,139 (11.1%)
5万人以上10万人未満	227	15,738,410 (13.4%)	24,690 (6.7%)	278	19,335,920 (16.2%)	63,780 (17.1%)
3万人以上5万人未満	262	10,015,674 (8.5%)	30,248 (8.2%)	259	10,015,061 (8.4%)	56,026 (15.1%)
1万人以上3万人未満	986	16,620,311 (14.1%)	101,818 (27.4%)	466	8,469,698 (7.1%)	84,736 (22.8%)
1万人未満	1,537	8,347,037 (7.1%)	173,826 (46.8%)	457	2,382,894 (2.0%)	83,704 (22.5%)
全国計	3,232	117,602,632 (100.0%)	371,040 (100.0%)	1,727	119,278,341 (100.0%)	371,950 (100.0%)
(参考)全国平均		36,387	114.8		69,067	215.4

※ H11.3.31の人口は、平成7年国勢調査人口による。
 ※ H22.3.31の人口は、平成17年国勢調査人口による。
 ※ H11.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成10年度版)」の面積による。
 ※ H22.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成21年度版)」の面積による。

③ 国・地方の財政状況

3点目に、国・地方を通じた厳しい財政状況があげられる。

国・地方を通じた長期債務残高は、平成2(1990)年のバブル経済崩壊後、景気の低迷及び相次ぐ総合経済対策の実施等により増加の一途をたどり、平成26(2014)年度末には1,000兆円を超え、平成29年度末には1,087兆円に達する見込みとなっている。また、長引く景気の悪化や、減税による税収の落ち込みが大きく影響を及ぼしている。

国は、消費税の増税等の施策により、さらなる税収確保を図っているものの、高齢化の進展に伴う社会保障費の増大を勘案すると、今後も、国・地方を通じて厳しい財政状況が続いていくことが想定される。

一方、国民生活に密接に関連する福祉、学校教育、消防、道路や河川等の社会基盤の整備を始めとする行政は、その多くが地方公共団体の手で実施されており、地方財政は国の財政と並ぶ車の両輪として、極めて重要な地位を占めている。また、地方財政は、約1,700の地方公共団体の財政の総体であり、その多くは財政力の弱い市町村となっている。

このような中、地方財政における借入金残高については、平成26年度末で約201兆円と依然として高い水準にあり、ここ数年はわずかに減少傾向にあるものの、平成29年度末においてもなお、195兆円の規模となることを見込まれて

いる。この内訳は、交付税特別会計借入金残高（地方負担分）32兆円、公営企業債残高（普通会計負担分）20兆円、地方債残高143兆円となっている。

なお、借入金残高は、減税による減収の補填、景気対策等のための地方債の増発等により、平成3年度から2.8倍、125兆円の増となっている。

このような中、今後も人口減少による税収の減少、高齢化による福祉費用の増大、公共施設の老朽化による更新需要の増大など、地方自治体の財政制約は一層の厳しさを増すことが避けられない状況となっている。

このような厳しい環境の下であっても、自治体は、住民サービスの維持・向上を図るとともに、地域経済の維持・活性化を図っていかねばならない。そのためには、選択と集中を徹底し、さらなる行財政改革に取り組むことが求められるとともに、単独では対応できない事務だけでなく、対応できる事務であってもより効果的・効率的な対応を図るため、他の自治体との広域連携の方策を探ることが求められている。

国及び地方の長期債務残高

(単位:兆円程度)

	平成元年度末 (1989年度末) <実績>	平成5年度末 (1993年度末) <実績>	平成10年度末 (1998年度末) <実績>	平成15年度末 (2003年度末) <実績>	平成20年度末 (2008年度末) <実績>	平成25年度末 (2013年度末) <実績>	平成26年度末 (2014年度末) <実績>	平成27年度末 (2015年度末) <実績>	平成28年度末 (2016年度末) <実績>	平成29年度末 (2017年度末) <実績見込>	平成30年度末 (2018年度末) <予算>
国	188 (188)	242 (239)	390 (387)	493 (484)	573 (568)	770 (747)	800 (772)	834 (792)	859 (815)	893 (837)	915 (860)
普通国債 残高	161 (160)	193 (190)	295 (293)	457 (448)	546 (541)	744 (721)	774 (746)	805 (764)	831 (786)	864 (808)	883 (828)
対GDP 比	39% (39%)	40% (39%)	56% (56%)	88% (87%)	107% (106%)	147% (142%)	149% (144%)	151% (143%)	154% (146%)	157% (147%)	156% (147%)
地方	66	91	163	198	197	201	201	199	197	195	192
対GDP 比	16%	19%	31%	38%	39%	40%	39%	37%	37%	35%	34%
国・地方 合計	254 (253)	333 (330)	553 (550)	692 (683)	770 (765)	972 (949)	1,001 (972)	1,033 (991)	1,056 (1,012)	1,087 (1,031)	1,108 (1,053)
対GDP 比	61% (61%)	69% (68%)	105% (105%)	134% (132%)	151% (150%)	192% (187%)	193% (188%)	193% (186%)	196% (188%)	198% (187%)	196% (187%)

(注1) GDPは、平成28年度までは実績値、平成29年度及び30年度は政府見直しによる。

(注2) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担。

平成23年度末:10.7兆円、平成24年度末:10.3兆円、平成25年度末:9.0兆円、平成26年度末:8.3兆円、平成27年度末:5.9兆円、平成28年度末:6.7兆円、平成29年度末:6.4兆円、

平成30年度末:5.8兆円)及び、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債(平成24年度末:2.6兆円、平成25年度末:5.2兆円、平成26年度末:4.9兆円、

平成27年度末:4.6兆円、平成28年度末:4.4兆円、平成29年度末:4.1兆円、平成30年度末:3.9兆円)を普通国債残高に含めている。

(注3) 平成28年度末までの()内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。平成29・30年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。

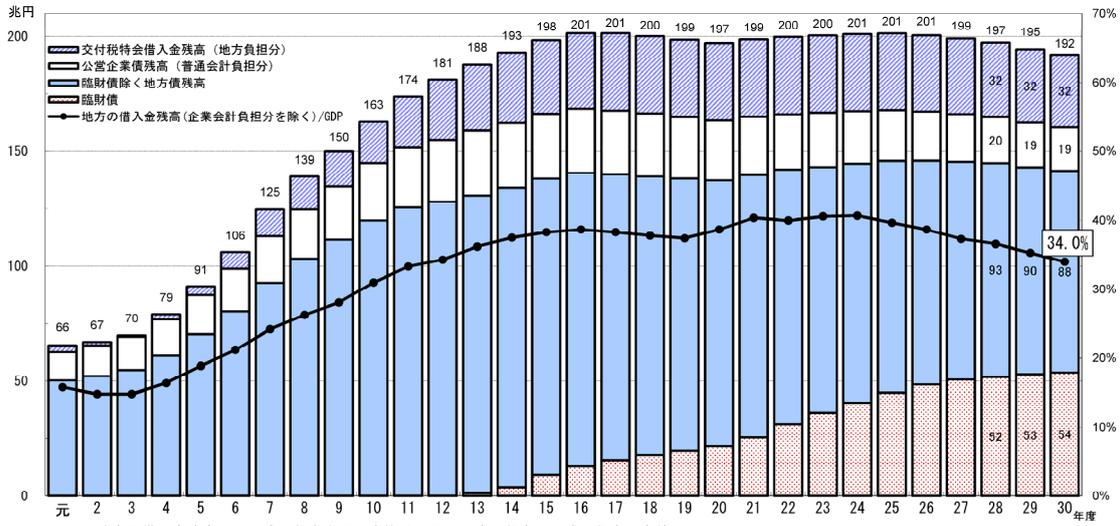
(注4) 交付税及び繰上税特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分

借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(平成30年度末で32兆円程度)である。

(注5) 平成29年度以降は、地方は地方債計画等に基づく見込み。

(注6) このほか、平成30年度末の財政投融資特別会計国債残高は94兆円程度。

地方財政の借入金残高の状況



※1 地方の借入金残高は、平成28年度までは決算ベース、平成29年度・平成30年度は実績見込み。
 ※2 GDPは、平成28年度までは実績値、平成29年度は実績見込み、平成30年度は政府見通しによる。
 ※3 表示未滿は四捨五入をしている。

(参考) 公営企業債残高 (企業会計負担分) の状況

(単位: 兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24	23	22

2 都市における広域連携の必要性

(1) 広域圏構想の展開について

① 広域行政圏の展開（昭和 44（1969）年～平成 20（2008）年）

1960 年以降、我が国は高度経済成長の時代に入り、農村型社会から都市型社会への移行が進むとともに、モータリゼーションの進展により、住民の行動範囲が拡大する中で、行政サービスに対するニーズも増大し、高度化・広域化していった。これに対応するために、市町村は、昭和の大合併（1961 年）からまだ間もないこともあり、広域連携の手法で対処し、一部事務組合を設置し、ごみ・し尿処理や常備防災などの共同処理を進めていった。

国も広域市町村圏の推進という形で後押しし、昭和 44（1969）年に、「昭和 44 年度広域市町村圏振興整備措置要綱」を示し、地方圏において広域市町村圏の設定を始め、昭和 45（1970）年には、「広域市町村圏振興整備措置要綱」を示し恒久化した。また、昭和 52（1977）年には、「大都市周辺地域振興整備措置要綱」を示し、大都市においても、大都市周辺地域広域行政圏を開始している。

なお、広域市町村圏及び大都市周辺地域広域行政圏の両者は、平成 3（1991）年に、広域行政圏と総称されるようになった。

実際の圏域設定については、都道府県知事が、関係市町村及び国と協議のうえ、現在における日常生活圏の地域を基礎としつつ、将来における交通通信施設の整備及びモータリゼーションの一層の普及に伴う住民の日常社会生活圏の拡大を予測して設定するものとし、客観的資料に基づき、かつ、科学的手法を活用して区域の決定を行うよう努めるものとした（広域市町村圏は、人口 10 万人以上を標準、大都市周辺地域広域行政圏は、人口 40 万人程度を基準とする）。

次に、圏域を構成する市町村により、地方自治法上の広域連携の制度を活用して広域行政機構が設けられる。その際、少なくとも協議会の設置が求められるとともに、体制強化を図る観点から、一部事務組合、複合的一部事務組合及び広域連合の設置が望ましいとされた。

その結果、広域行政機構により広域行政圏計画（市町村事業、広域行政機構の実施事業、その他の一部事務組合及び広域連合の実施事業並びに都道府県事業等を示すもの。）が策定される。広域行政圏計画は、概ね全国総合開発計画（全総、新全総、三全総、四全総、国土のグランドデザイン）に対応しつつ策定、推進された。

広域行政圏は、大都市の中心部等を除き全国に設定され、平成 10（1998）年時点において、365 圏域（広域市町村圏 341 圏域、大都市周辺地域広域行政圏 24 圏域）が設定され、平成 20 年 4 月 1 日時点では、359 圏域（広域市町村圏

334 圏域、大都市周辺地域広域行政圏 25 圏域) が設定されている。

こうして、昭和 40 年代前半の高度経済成長の中で、モータリゼーションや日常生活圏域の広域化を背景とし、都市及び周辺農山村地域を一体とした地域の振興整備を進める広域市町村圏施策が進展し、広域行政圏施策は創造性と多様性に富んだ豊かな地域社会の建設に一定の役割を果たしたとされる。しかし近年では、社会経済構造が変化や人口の減少と少子化の進行、また市町村合併(平成 11~22 年)の進展に伴い、広域行政圏内の市町村数が著しく減少した圏域や、広域行政機構を有しない圏域が広がるなど、広域行政圏を取り巻く状況は、圏域ごとに大きく異なる様相を呈することとなり、新たな展開が求められることとなった。

このため、都道府県知事が圏域を設定し、行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策については、平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止することとされ、今後の広域連携については、地方自治法に基づく協議会、一部事務組合、広域連合等の事務の共同処理の諸制度を活用しながら関係市町村が自主的な協議に基づき取り組むこととされた。さらに、新たな地域活性化の取組として、「定住自立圏構想」の推進が示されることとなった。

なお、社会経済情勢の変化や市町村合併の進展等の中で、広域行政圏施策は所期の目的を果たし、当初の役割を終えたものとされているが、複合的一部事務組合や広域連合に対しては、国が期待したような広域市町村圏の広域行政機構としての活用はあまり進まなかったとの指摘もある。

その理由として、周辺の市町村にはニーズがあるが、中心市においては、自らの市域から上がる税収を周辺市町村に充てるのはどうか。また、行政需要が伸びている時は自らの市域内の行政に投入すべきである等の議論があり、広域市町村圏等により進める必要性やメリットが感じられなかったことがあげられる。

なお、広域行政圏政策(特に広域市町村圏政策)には、二つの目的があったとされている。第 1 の目的は、市町村行政を補完的にするために、単独の市町村ではできない広域的な事務について共同処理システムを整備すること。第 2 の目的は、圏域全体の総合的かつ計画的な整備を進めることであり、その機能的合併を進めることであった。第 1 の目的については、1969 年以来 40 年にわたって行われた広域行政圏の取組の中でほぼ達成したとされるが、第 2 の目的については、結局のところ達成できなかったとされている。

広域市町村圏政策により、道路等の広域ネットワークの整備やゴミ・し尿処理、消防等広域的サービスは実現したものの、広域行政機構は広域連合や一部事務組合となったものも含めて、計画主体・事業実施主体としては弱体なまま

で推移し、圏域としての「機能的合併」はついに実現できなかつたとされている。そして、このことが、後に全国的な市町村合併の議論となり、平成の大合併の推進へとつながってくることとなる。

② 定住自立圏の取組（平成 20（2008）年～）

我が国の総人口は、平成 17（2005）年までの 30 年間で三大都市圏、地方圏ともに人口増であったのに対し、平成 17（2005）年以降の 30 年間では、三大都市圏の人口も約 530 万人減少し、地方圏の人口は約 1,100 万人を超える大幅な減少が見込まれている。

三大都市圏も地方圏も人口が減少するという時代の到来にあつて、地方圏の将来は極めて厳しいものと予想された。同時に、少子・高齢化が急速に進行し、平成 17（2005）年以降の 30 年間では、年少人口は約 40%減少し、高齢化人口が約 45%増加するとされ、三大都市圏においても、団塊の世代の高齢化などに伴い、今後急速に高齢者数が増加し、生産年齢人口が減少していくことが予想された。

このような経緯から、国は、平成の大合併が終わりを迎えつつあつた平成 20（2008）年 12 月 26 日に、「定住自立圏構想推進要綱」を示し、今後は同要綱に基づき基礎自治体の広域連携を進めていく方針を明らかにするとともに、従来の広域行政圏に係る通知を全て廃止した。

そして、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出するという考え方のもと、全国的な見地から定住自立圏構想の推進を図っていくこととされた。

これまでの広域市町村圏政策が国主導の全国画一的な政策であつたのに対し、定住自立圏構想は、同じく国が要綱を定めて推進するが、はるかに分権的かつ柔軟なものとなっている。

定住自立圏の基本的仕組みとして、圏域を形成する・しないは、中心市（人口 5 万程度以上（最低でも 4 万人超）、かつ、昼夜間人口比率 1 以上の都市）の判断に任される。

すなわち、圏域として必要な生活機能の確保に中心的な役割を担う意思を有する中心市が中心市宣言を行い、近隣市町村と 1 対 1 の協定（定住自立圏形成協定）を結ぶことにより圏域が形成される。

定住自立圏の中心市と近隣市町村との役割分担 については、中心市は、大規模商業・娯楽機能、中核的な医療機能、各種の生活関連サービス機能など、行

政機能・民間機能を問わず、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、自らの住民のみならず、近隣市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバー（周辺の自治体まで便益を享受）している都市であることが必要である。このような都市の機能を充実させていくことが、近隣市町村を含めた圏域全体の暮らしを支え、魅力を向上させることにつながるものであり、そのような都市が、圏域全体のマネジメントを担うことが求められている。

一方、近隣市町村は、環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史・文化などの観点からの重要な役割が期待される。農山漁村では高齢者も現役として活動し、地域の担い手となっていること等を踏まえると、近隣地域の農山漁村はこれからの長寿社会において、高齢者の新しい生き方を提示する役割も期待されている。

定住自立圏において、圏域事務を担う広域行政機構を設置することは想定されておらず、協定に基づく事務については、機関等の共同設置、事務の委託等の機能的共同処理方式等のより簡便な方法により行うものとされる。

また、圏域の将来像や協定に基づく取組等を記載した定住自立圏共生ビジョンが策定されるが、この共生ビジョンを策定するのも中心市宣言をした中心市（宣言中心市）であり、地域の関係者との懇談会（定住自立圏共生ビジョン懇談会）を開催するとともに、近隣市町村とも必要な協議をして策定するとされる。

総務省は、定住自立圏に取り組む市町村に対する支援として、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及び近隣市町村の取組に対しての包括的財政措置のほか、外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）、地域医療の確保に関する財政措置（特別交付税）や地方債（地域活性化事業債において、「定住自立圏推進事業」を対象とする）を講じている。このほか、地域公共交通の確保や教育環境の整備など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択等による支援が行われている。

なお、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26（2014）年12月27日閣議決定）において、定住自立圏の形成の促進が盛り込まれ、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標（KPI）として、定住自立圏の協定締結等圏域数を140圏域とすることを目指すことが設定されている。

現在、日本全体を網羅的にカバーする定住自立圏であるが、これまでは定住自立圏構想に対する関係者の関心は必ずしも高くなかったとされる。

その理由は、(a) これまでも類似の広域圏構想があったこと、(b) 財政措置が限定的であったこと、(c) 市町村合併から間もなかったことなどであるとされ

る。しかし、その後、定住自立圏構想に取り組む団体は、次第に増加。

総務省が取りまとめた定住自立圏構想の取組状況（平成 29(2017)年 10 月 5 日現在）によると、宣言済みの中心市は 130 団体あり、このうち、定住自立圏共生ビジョン策定済みの市は、114 団体に及んでいる。そして、定住自立圏域数は、119 圏域、述べ 505 団体となっている。

この中には、県境型圏域（住民の生活実態を踏まえ、県境の市町村で圏域を形成）、複眼型中心市圏域（二つの市が共同して中心となり圏域を形成）、合併一市圏域（広域的な合併を行った合併市一市で圏域を形成）など、これまでの施策動向を踏まえて、多様な圏域内容となっている。

これに対して、現時点で要件を満たしながら、中心市宣言していない市も 70 団体あるとされる。

また、定住自立圏における取組例（平成 29 年 12 月 1 日現在）も取りまとめられ公開されている。それによると定住自立圏の取組において、最も多い取組は「市町村の役割分担による生活機能の強化」では、医療（医師派遣、休日夜間診療所の運営等）が 114 圏域、産業振興（広域観光ルートの設定、企業誘致等）が 114 圏域と多く、「市町村間の結びつきやネットワークの強化」では、地域公共交通（地域公共交通のネットワーク化、バス路線の維持等）が 115 圏域と最も多かった。さらに「圏域マネジメント能力の強化」については、合同研修・人事交流が 100 圏域と多くなっている。

さらに平成 28 年 10 月 1 日現在で、取組後（共生ビジョン策定後）5 年が経過した 50 圏域について、取組前と直近 5 か年の住民基本台帳上の人口の社会動態について集計が行われ公表されている。調査の結果、6 圏域（12.0%）で社会増。35 圏域（70.0%）で社会減が縮小している。このほか社会減が拡大している圏域も 9 圏域（18.0%）あった。これらの成果には積極的な定住自立圏における取組のみならず、各市の他の施策との相乗効果も影響したとされるが、定住自立圏の取組について一定の効果が認められている。

なお、総務省による定住自立圏構想の取組状況資料（平成 29 年 10 月 5 日現在）をもとに本研究会が調べたところ、全国 814 市区のうち、定住自立圏を展開（圏域の形成に参加）している市は、171 市となっている。これは、全体の 21%に該当する。

また、定住自立圏の取組は比較的全国を網羅したものであるが、その取組には地域的な特色もある。

比較的取組が進んでいる都道府県（圏域を構成している市数、割合）は、鳥取県（4 市、100%）、青森県（8 市、80.0%）、高知県（7 市、63.6%）島根県（5 市、62.5%）、栃木県（7 市、53.8%）、新潟県（10 市、50.0%）、北海道（17

市、48.6%)、秋田県(6市、46.2%)、山形県(6市、46.2%)、などとなっている。

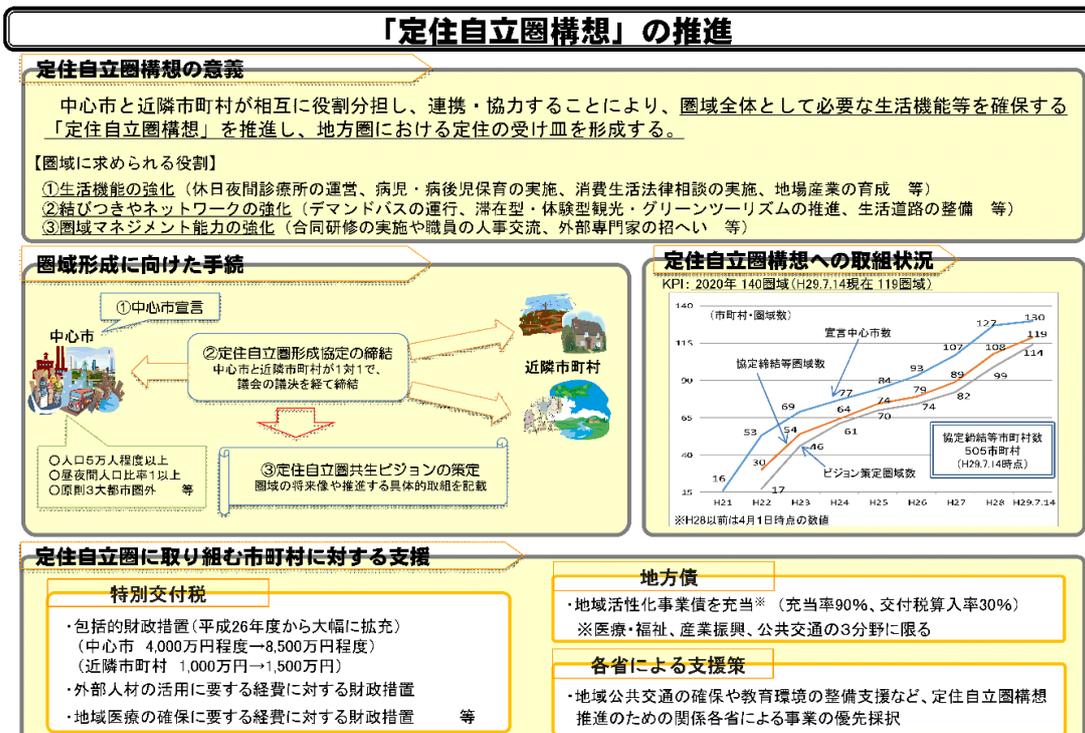
一方で、圏域の形成が少ない都道府県は、富山県、石川県、福井県、和歌山県での形成はなく、静岡県(1市、4.3%)、広島県(1市、7.1%)、山梨県(1市、7.7%)、長崎県(1市、7.7%)、群馬県(1市、8.3%)、沖縄県(1市、9.1%)などとなっている。

なお、三大都市圏とされる区域では、東京都、神奈川県、大阪府、京都府での圏域の形成はなく、埼玉県(2市、5%)、千葉県(1市、2.7%)、愛知県(4市、10.5%)、三重県(6市、42.9%)、岐阜県(1市、4.8%)、兵庫県(11市、37.9%〔重複含む〕)、奈良県(1市、8.3%)と続いている。

これらの県は、市町村数や人口が少ない県や、市町村合併が大きく進んだ県、三大都市圏近郊の比較的裕福な県などが該当しているといえる。

また、定住自立圏の形成については、沖縄県や北海道、島根県といった過疎振興対策に手厚い団体において消極的なわけではなく、積極的に圏域の形成が行われている団体も多く見られる。

平成の大合併後の広域連携は、この定住自立圏の設置も含む多様な選択肢の中から、各地域・各市町村が、それぞれの地域の実情や戦略的判断に基づき自ら選択していく時代となった。



様々な圏域の形態

県境を超えて形成された定住自立圏（県境型）

住民の生活実態を踏まえ、
県境の市町村間で圏域を形成
※いずれの圏域も県境を超えて地域住民の移動（通勤通学等）が存在

中心市名	定住自立圏エリア	県境での取組例
十和田市・三沢市	青森県・秋田県境	診療所連携事業
大田原市	栃木県・福島県・茨城県境	広域観光の推進、特産品の販路拡大
上田市	長野県・群馬県境	図書館連携事業
鳥取市	鳥取県・兵庫県境	山陰海岸ジオパークを核とした観光事業
米子市・松江市	鳥取県・島根県境	中海（県境の湖）の水質保全
瀧前市	岡山県・兵庫県境	広域観光ルートの設定
中津市	大分県・福岡県境	県境コミュニティバス路線新設
郡城市	宮崎県・鹿児島県境	休日診療、夜間救急体制維持
大牟田市	福岡県・熊本県境	地域中小企業の振興等
北州市	山梨県・長野県境	広域観光ルートの設定
小山市	栃木県・茨城県境	農産物の6次産業化と輸出に関する連携・推進

他の圏域と重複する定住自立圏（圏域重複型）

ある市町村が複数の圏域を形成
（複数の中心市と連携する近隣市町村）

中心市名	重複市町村
稚内市、名寄市・士別市	浜頓別町、中頓別町、枝幸町
八戸市、十和田市・三沢市	おいらせ町
上田市、佐久市	東御市、立科町
都城市、鹿屋市	志布志市
豊岡市、鳥取市	新温泉町
鶴岡市、酒田市	三川町、庄内町
松原市、伊勢市	明和町
白河市、大田原市	藤島町、矢祭町、堤町
たつの市、備前市	上郡町

大規模な市の圏域が他の圏域を包含して圏域を形成

中心市名	重複市町村
延岡市、日向市	日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村
大田原市、那須塩原市	那須町、那珂川町
西脇市、加西市・加東市	西脇市、多可町

広域的な合併を行った合併市の定住自立圏（合併一市型）

広域的な合併を行った合併市で人口最大の旧市の昼夜間人口比率が1以上のものは、合併1市で定住自立圏を形成
（人口最大の旧市を中心地域、他の旧市町村を近隣地域とした「定住自立圏形成方針」を策定）

大館市、由利本荘市、糸魚川市、籠庫川内市、山形市、唐津市、今治市、旭市、出雲市、浜田市、伊勢崎市、宮古島市、山口市、八女市、種子市、五島市、長浜市、西尾市、長門市、天草市、湖西市、佐野市、栃木市、東近江市、庄原市、菊池市、日田市、大畑市、南さつま市、指宿市、日置市

2つの市を中心市とする定住自立圏（複眼型）

2つの市が共同して中心市となり、圏域を形成

中心市名
名寄市・士別市
滝川市・砂川市
十和田市・三沢市
北上市・奥州市
中野市・飯山市
加西市・加東市
米子市・松江市
四万十市・宿毛市

定住自立圏構想の取組状況（平成29年12月1日現在）

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市（左記を除く）	都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市（左記を除く）
北海道	【函館市】、小樽市、【旭川市】、釧路市、網走市、網走市、苫小牧市、稚内市、名寄市・士別市（複眼型）、滝川市・砂川市（複眼型）、富良野市	千歳市、石狩市	滋賀県	彦根市、長浜市、東近江市	草津市
青森県	【八戸市】、弘前市、五所川原市、十和田市・三沢市（複眼型）、むつ市	-	京都府	-	福知山市
岩手県	奥州市・北上市（複眼型）、一関市	宮古市、大船渡市、釜石市	大阪府	-	-
宮城県	石巻市、大崎市	気仙沼市	兵庫県	洲本市、豊岡市、西脇市、加西市・加東市（複眼型）、たつの市	小野市
秋田県	能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市	-	奈良県	天理市	-
山形県	（山形市）、鶴岡市、酒田市、新庄市	米沢市、東根市	和歌山県	-	田辺市
福島県	白河市、喜多市、南相馬市	（福島市）、会津若松市、二本松市	鳥取県	（鳥取市）、米子市（複眼型）、倉吉市	-
茨城県	（水戸市）	日立市、土浦市、常総市、（つくば市）、鹿嶋市、筑西市、神栖市	島根県	（松江市）（複眼型）、浜田市、出雲市、益田市	-
栃木県	栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市	真岡市	岡山県	津山市、備前市	-
群馬県	（伊勢崎市）	（太田市）、富岡市	広島県	三原市、庄原市	三次市
埼玉県	秩父市、本庄市	-	山口県	【下関市】、山口市、萩市、長門市	下松市、周南市
千葉県	旭市	館山市	徳島県	（徳島市）、阿南市	-
東京都	-	-	香川県	【高松市】、丸亀市、観音寺市	坂出市
神奈川県	-	-	愛媛県	今治市、宇和島市	新居浜市、大洲市、西国中央市
新潟県	（長岡市）、新潟市、村上市、燕市、糸魚川市、南魚沼市	柏崎市、十日町市、（上越市）、佐渡市	高知県	【高知市】、四万十市・宿毛市（複眼型）	-
富山県	-	黒部市	福岡県	大牟田市、【久留米市】、田川市、八女市	飯塚市、朝倉市
石川県	-	七尾市、小松市	佐賀県	唐津市、伊万里市	（佐賀市）、鳥栖市
福井県	-	（福井市）、敦賀市、越前市	長崎県	【長崎市】、五島市	島原市、諫早市
山梨県	北州市	（甲府市）	熊本県	八代市、人吉市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市	-
長野県	上田市、飯田市、伊那市、中野市・飯山市（複眼型）、佐久市	（松本市）、諏訪市	大分県	中津市、日田市	-
岐阜県	美濃加茂市	大垣市、高山市、関市	宮崎県	都城市、延岡市、小林市、日向市	日南市
静岡県	湖西市	（沼津市）、（富士市）、磐田市、掛川市、裾野市	鹿児島県	鹿屋市、指宿市、薩摩川内市、南さつま市	霧島市、奄美市
愛知県	刈谷市、西尾市	安城市、田原市	沖縄県	富古島市	浦添市、名護市
三重県	伊勢市、松阪市、いなべ市、伊賀市	（津市）、（四日市市）、亀山市			

※表右欄の中心市要件を満たす市については、以下の市を除く
 ○指定都市・中核市
 ○中心市又は近隣市として定住自立圏又は連携中核都市圏に取り組んでいる市
 ○多自然拠点都市の要件のみを満たす市

○ 定住自立圏は130市が中心市宣言済み。
 ○ 119圏域（505市町村）で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み。
 ○ 117圏域が定住自立圏共生ビジョン策定済み。

以下の29市が宣言連携中核都市（平成29年12月1日現在）
 八戸市、盛岡市、新潟市、富山市、高岡市、射水市（複眼型）、金沢市、長野市、岐阜市、静岡市、姫路市、岡山市、倉敷市、広島市、呉市、福山市、山口市・宇部市（複眼型）、下関市、高松市、松山市、高知市、北九州市、久留米市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市

定住自立圏における取組例

○政策分野別取組状況

定住自立圏119圏域※（平成29年12月1日時点）における主な取組例と圏域数

※連携中核都市に移行済の圏域を含む

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療 114圏域	医師派遣、適正受診の啓発、 休日夜間診療所の運営等
福祉 97圏域	介護、高齢者福祉、子育て、 障がい者等の支援
教育 97圏域	図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ 交流、公共施設相互利用等
産業振興 114圏域	広域観光ルートの設定、 農産物のブランド化、企業誘致等
環境 56圏域	低炭素社会形成促進、 バイオマスの利活用等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通 115圏域	地域公共交通のネットワーク化、 バス路線の維持等
ICTインフラ整備・利活用 48圏域	メール配信による圏域情報の共有等
交通インフラ整備 78圏域	生活道路の整備等
地産地消 49圏域	学校給食への地元特産物の活用、 直売所の整備等
交流移住 93圏域	共同空き家バンク、圏域内イベント 情報の共有と参加促進等

圏域マネジメント能力の強化

合同研修・人事交流 100圏域	合同研修の開催や 職員の人事交流等	外部専門家の招へい 41圏域	医療、観光、ICT等の 専門家を活用
---------------------------	----------------------	--------------------------	-----------------------

※各団体の協定書から総務省作成。全体整理の観点から取組を分類したため、各団体による協定書の分類の合計とは必ずしも一致しない。

取組後5年が経過した50圏域における人口の社会動態について

○平成28年10月1日現在で、取組後（共生ビジョン策定後）5年が経過した50圏域について、〈取組前〉と〈直近5か年〉の住民基本台帳上の社会人口動態の状況を集計。

- ・先行実施21圏域
〈平成17年10月1日～平成21年9月30日〉〈平成23年10月1日～平成28年9月30日〉の社会人口動態を比較
- ・共生ビジョン策定後6年が経過した19圏域
〈平成17年10月1日～平成22年9月30日〉〈平成23年10月1日～平成28年9月30日〉の社会人口動態を比較
- ・共生ビジョン策定後5年が経過した10圏域
〈平成18年10月1日～平成23年9月30日〉〈平成23年10月1日～平成28年9月30日〉の社会人口動態を比較

○調査の結果、6圏域（12.0%）で社会増。35圏域（70.0%）で社会減が縮小となっている。社会減が拡大しているのは9圏域（18.0%）となっている。

社会増の圏域

伊勢崎市（群馬県）、西尾市（愛知県）、湖東（滋賀県）、旧員弁郡（三重県）、出雲市（島根県）、瀬戸・高松広域（香川県）

社会減の圏域

社会減が減少した圏域：北しりべし（北海道）、上川中部（北海道）、釧路（北海道）、土勝（北海道）、網走市大空町（北海道）、宗谷（北海道）、八戸圏域（青森県）、大館市（秋田県）、由利本荘市（秋田県）、湯沢雄勝（秋田県）、本庄地域（埼玉県）、ちちぶ（埼玉県）、南信州（長野県）、北はりま（兵庫県）、鳥取・因幡（鳥取県・兵庫県）、鳥取県中部（鳥取県）、中海圏域（島根県・鳥取県）、浜田市（島根県）、東備西播（岡山県・兵庫県）、徳島東部（徳島県）、阿南・那賀・美波（徳島県）、今治市（愛媛県）、高知中央（高知県）、幡多地域（高知県）、久留米広域（福岡県）、右明圏域（福岡県）、八女市（福岡県）、九州周防灘地域（大分県・福岡県）、都城広域（宮崎県、鹿児島県）、宮崎県北（宮崎県）、日向圏域（宮崎県）、山鹿市（熊本県）、大隅（鹿児島県）、薩摩川内市（鹿児島県）、宮古島市（沖縄県）

社会減が拡大した圏域：西いぶり（北海道）、横手市（秋田県）、旭市（千葉県）、長岡地域（新潟県）、みのかも（岐阜県）、山口市（山口県）、下関市（山口県）、唐津市（佐賀県）、伊万里・有田（佐賀県）

※下線は28年度から検証を行っている10圏域

○「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果(平成 29(2017)年 2 月 7 日)より

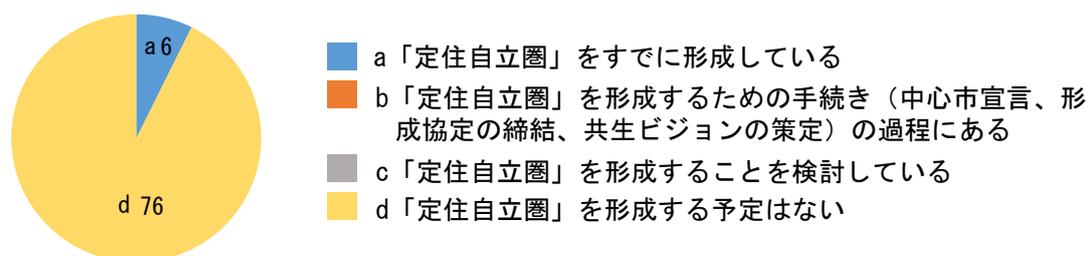
本研究会の加盟市調査においても、定住自立圏構想の取組状況について、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」(平成 27 年 12 月 24 日閣議決定)において、引き続き形成等を推進することとされている「定住自立圏」の形成状況について調査し、その状況を明らかにしている。

(ポイント)

定住自立圏は、全国で 112 圏域(平成 28(2016)年 10 月現在)が形成されており、本研究会の「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果(平成 29(2017)年 2 月 7 日)においては、加盟 82 市のうち 6 市がすでに形成しており、76 市は形成する予定はない(本報告書 P63 表 19、下図参照)。

形成している 6 市は、取組により効果があった分野として、医療、産業振興、合同研修・人事交流等をあげている(本報告書 P69 表 23 参照)。

定住自立圏構想の取組状況



上記加盟市調査結果において、定住自立圏を形成する 6 市の圏域については、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組については、「広域救急医療体制の充実」、「広域観光の推進」、「子育て支援体制の充実」、「公共施設の相互利用の促進」、「地域公共交通ネットワークの構築」、「ごみの減量及び有効活用」など様々な事業に及んでいる。

さらに 6 市の圏域形態は、「県境型(住民の生活実態を踏まえ、県境の市町村間で圏域を形成)」、「圏域重複型(ある市町村が複数の圏域を形成、大規模な市の圏域が他の圏域を包含して圏域を形成)」、「合併一市型(広域的な合併を行った合併市で人口最大の旧市の昼夜間人口比率が 1 以上のものは、合併 1 市で定住自立圏を形成)」、「複眼型(2 つの市が共同して中心市となり、圏域を形成)」等があるが、いずれも「その他(6 市)」と回答となっており、その内容は、中心市と近隣市町村が連携する通常の圏域形態のほか、設問にあった(「県境型」、「圏域重複型」、「合併一市型」、「複眼型」)の「いずれの圏域形態にも該当しない」等の回答であった。

また、総務省が定めた「定住自立圏構想推進要綱」(平成 28(2016)年 9 月 23 日一部改正)における定住自立圏共生ビジョン懇談会について、どのような構成員となっている(なる予定である)かについて(複数回答)では、「医療機関(6 市)」、「産業(5 市)」のほか、「大学・研究機関(4 市)」、「福祉(4 市)」、「教育(4 市)」、「地域コミュニティ活動・NPO 活動の関係者(4 市)」等の回答が多く、これは加盟市調査結果の「④連携中枢都市圏構想

推進要綱の内容」における表 14「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」の構成員分野の回答内容である、産官学金労言等の関係者の内容にも含まれるものであった。

そして、定住自立圏におけるこれまでの取組について、どのような分野に効果があったのか（複数回答）をみると、「医療（医師派遣、適正受診の啓発、休日夜間診療所の運営等）（4市）」、「産業振興（広域観光ルートの設定、農産物のブランド化、企業誘致等）（4市）」、「合同研修・人事交流（合同研修の開催や職員の人事交流等）（4市）」等、様々な分野で効果があったと回答している。

さらに、定住自立圏における今後取り組むべき分野にどのようなものがあるか（複数回答）をみると、定住自立圏を形成していない加盟市が多数（76市）あることから、14項目の設問分野のうち、「特になし」が40市と多かったものの、以下、広域観光ルートの設定、農産物のブランド化、企業誘致等の「産業振興」が17市、地域公共交通のネットワーク化、バス路線の維持等の「地域公共交通」が16市、介護、高齢者福祉、子育て、障がい者等の支援等の「福祉」が15市、図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ交流、公共施設相互利用等の「教育」が13市等、各分野にわたっている。

なお、「その他」と回答した11市の中には、いくつかの市が、（連携中枢都市圏の形成を想定した）新たな広域連携制度における取組を挙げている。

③ 新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行等）（平成26（2014）年～）

我が国が人口減少社会に入ることにより、社会経済や地域社会の状況は大きく変容しようとしており、将来、一層の人口減少が進む中においても、集落の数自体は人口ほどは減少せず、人々は国土に点在して住み続け、単独世帯が増大すること等が予想された。

それに伴い、医療、介護、教育、交通、災害対応などの各分野において、住民に身近な基礎自治体の役割は増大し、住民一人当たりの行政コストも増大していくことが見込まれるようになった。

そのため、人口減少下にあっても経済を持続可能なものとし、国民が全国で安心して快適な暮らしを営んでいけるような国づくりが必要となり、このためには、まず、人々の暮らしを支え、経済をけん引していくのにふさわしい核となる都市やその圏域を戦略的に形成していくことが必要とされた。

その上で、全国の基礎自治体の人々の暮らしを支える対人サービスをどのような形で持続可能にしていくかが問われることとなった。

このような中、平成23年8月24日に「住民の意向をより一層地方公共団体の運営に反映できるようにする見地からの議会のあり方を始めとする住民自治のあり方、我が国の社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方及び東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方」を諮問された、第30次地方制度調査会においては、基礎自治体による

事務の共同処理等の現状と課題についても審議され、答申（平成 25（2013）年 6 月 25 日）されている。

同答申では、現行の地方自治法に定められる事務の共同処理の制度（一部事務組合及び広域連合、協議会、機関等の共同設置並びに事務の委託）について、全国の市町村においては、広域市町村圏施策が展開されて以降、現行の制度を活用して相当の成果が上げられているとしている。また、その一方で、事務の共同処理の各方式について、一部事務組合や協議会については、迅速な意思決定が困難ではないか、機関等の共同設置については中心的な役割を果たす市町村の負担が大きいのではないかと、事務の委託については委託団体が受託団体から事務処理の状況等の情報を把握することが困難ではないかと、とする指摘が行われている。

そして、新たな広域連携制度の必要性として、広域連携を一層進めていくため、現行の共同処理の制度に加え、より弾力的な広域連携制度を設けることが答申された。

なお、この際には三大都市圏の抱える課題についても指摘。団塊の世代を中心に今後急速に高齢化の進行、高齢者医療、介護や生活保護などへの行政需要の急増、独居老人や老老介護の問題など、家族やコミュニティの機能低下への対応が必要になるほか、今後更新時期を迎える公共施設の老朽化対策等社会資本維持のあり方の見直しや、大規模災害時における住民の避難のあり方などについて問題提起した上で、三大都市圏の市町村の今後の行政サービスの提供体制について、『三大都市圏においても都市機能の「集約とネットワーク化」の考え方は有効である。しかしながら、三大都市圏においては、規模・能力は一定以上あるが 昼夜間人口比率が 1 未満の都市が圏域内に数多く存在するため、基礎自治体が 提供すべき行政サービス等について、核となる都市と近隣市町村との間の「集約とネットワーク化」を進める地方圏での方策をそのまま応用することは適切ではない。各都市が異なる行政サービスや公共施設の整備等に関して、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用であり、そのような水平的役割分担の取組を促進するための方策を講じるべきである』としている。

また、都道府県による補完の必要性についても「都市機能が集積した都市から相当離れていること等の理由から、市町村間の広域連携によることが困難な場合には、都道府県による補完も重要な選択肢であり、これに資する方策を講じるべきである。」と述べ、「小規模な市町村などで処理が困難な事務が生じた場合において、地方中枢拠点都市や定住自立圏の中心市から相当距離がある等の理由から、市町村間の広域連携では課題の解決が難しいときには、当該市町

村を包括する都道府県が、事務の一部を市町村に代わって処理する役割を担うことも考えられる。」としている。

国は、第30次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25（2013）年6月25日総理大臣手交）を受けて、平成26（2014）年の自治法の改正により、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約及び事務の代替執行制度（普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させることができる制度）を創設した。

連携協約は、一部事務組合及び広域連合よりも機動性が高く、観光振興や商業誘致等の仕事ごとに、個々の市町村が1対1の関係（バイ）で連携協約を結び、その束が広域連携の全体像となる仕組みである。

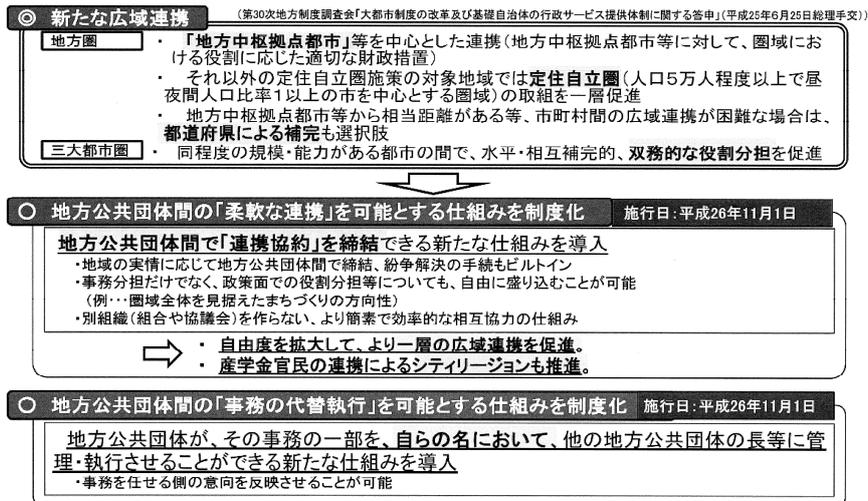
また、一部事務組合及び広域連合の場合、仕事の増減を行うには、規約変更をしなければならず、一部事務組合及び広域連合から脱退するには、構成市町村全体の合意が必要であるのに対し、連携協約は、1対1の関係であるため、柔軟に変更することができる。

さらに連携協約に係る紛争がある場合は、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができることとし、紛争解決の手続きを盛り込んでいる。

これにより地方公共団体は、これまでの事務の共同処理制度※（協議会、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行、一部事務組合、広域連合）に加え、新たな連携協約制度を含めた多様な選択肢の中から、それぞれの地域の実情に応じて、自らより良い形の広域連携の仕組みを選択することが可能になったと言える。

※事務の共同処理制度＝協議会、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行、一部事務組合、広域連合。このうち、協議会、機関等の共同設置、事務の委託という3つの機能的な共同処理方式は、組合方式のように別法人を設立するものでないため、国（総務大臣）や都道府県知事の許可の必要はない。また、組合方式のように議会を設置する必要もない。このため、組合方式と比べて、国・都道府県の関与が小さく、それ自身の議会による統制もないため、より簡素で効率的な運営ができるとされている。

新たな広域連携について



※地方自治法改正案を第186回国会に提出し、平成26年5月23日に成立、平成26年5月30日に公布

連携協約について

《連携協約概要》

連携協約とは

- 「地方公共団体が、他の地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約」(地方自治法第252条の2)
- 平成26年の地方自治法改正により導入

連携協約の特徴

- 柔軟性と安定性に優れた、国家間の条約のような新たな広域連携の仕組み
- 単独の地方公共団体の活性化に加えて、近隣市町村との有機的な連携による活性化が可能
- 単独であらゆる公共施設を維持・整備し全ての行政サービスを提供するという「フルセットの行政」からの脱却が可能

連携協約の活用

- 連携中枢都市圏などの都市圏形成
- 条件不利地域における都道府県と市町村との連携
- 三大都市圏での水平的連携
- その他地域の実情に応じた地方公共団体間(都道府県間、市町村間等)の連携

《連携協約の柔軟性》

ポイント① 政策面での役割分担等についても自由に盛り込む事が可能

- 従来の広域連携は、主に事務を共同で処理するための枠組み(例:ゴミ処理等を一部事務組合により、公平委員会の事務や住民票の写しの交付等を事務の委託により実施する等)。
- 連携協約においては、政策面での基本的な方針や役割分担を定めることが可能(例:図書館はA市で、音楽ホールはB市で整備するなどの公共施設整備を役割分担。圏域全体のまちづくりの方向性。)
- 政策の共有を実現することができる。

ポイント② 別組織を作らない、より簡素で効率的な仕組みとすることが可能

- 一部事務組合や広域連合は、構成団体とは別の地方公共団体が事業を実施。
- 連携協約においては、連携協約を締結した地方公共団体がそれぞれ役割を果たすために必要な措置を実施。必要に応じて、事務の委託や代替執行等を実施。

ポイント③ パイ(1対1)で連携協約を締結

- 複数の自治体が広域連携を行うにあたり、合同して協約を結ぶのではなく、それぞれパイ(1対1)で連携協約を締結(合同行為ではなく双務契約)。
- パイの連携協約が積み重なることによって、圏域そのものや圏域の政策が顕在化。レイヤー(重層的)構造。
- 複数の事業を行うにあたり、事業ごとに異なる自治体の組み合わせとすることが可能。

《連携協約の柔軟性》

ポイント④ 地方公共団体間の安定的な連携

- ・締結する際の協議について議会の議決が必要。
→ 首長間だけではなく、団体間の意思として安定的に連携。
- ・連携協約を締結した地方公共団体は、連携協約に基づいて、分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようしなければならない。
→ 企業等も安心して事業に参加可能。

ポイント⑤ 紛争解決の手続きがあらかじめビルトイン

- ・連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができる。
- ・処理方策の提示を受けたときは、当事者である地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようしなければならない。
→ 調停とは異なり、当事者間の受諾が不要。

連携協約と事務の共同処理制度との相違点

	協議会	機関等の共同設置	事務の委託	事務の代替執行	一部事務組合	広域連合
連携協約の特徴						
ポイント① 政策面で 役割分担等	○ ・計画作成協議会は 広域にわたる総合的 計画を共同して作成 ・関係地方公共団体 は計画に基づき事務 を処理しなければならない (第252条の2の2)	×	×	×	×	○ ・広域計画を作成 ・広域連合及び当該 広域連合を組織する 地方公共団体は計画 に基づき事務を処理 しなければならない (第291条の7)
ポイント② 別組織不要	×	○	○	○	×	×
ポイント③ 1対1で締結	×	×	○	○	×	×
ポイント④ 安定的な連携 (議会の議決)	○	○	○	○	○	○
ポイント⑤ 紛争解決の手続 (自治紛争処理委員 による処理方策の提示)	×	×	×	×	×	×

※括弧書きは地方自治法条号

共同処理制度の比較

一部事務組合 広域連合	事務の委託	機関等の共同設置	協議会 (管理執行協議会)
<ul style="list-style-type: none"> ○設置等の協議については、構成団体の議会の議決を経る必要がある。 ○設置には総務大臣又は都道府県知事の許可を要する。 ○法人格を有する。 ○一部事務組合・広域連合によって処理することとされた事務は、各構成団体において処理すべき事務でなくなる。 ○一部事務組合・広域連合は条例等の制定権を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○委託等の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。 ○委託したときは総務大臣又は都道府県知事への届出を要する。 ○委託することとされた事務は、委託した地方公共団体において処理すべき事務でなくなる。 ○規約において、委託した地方公共団体に対する管理・執行に係る情報提供等について規定することは可能である。 ○別に規約で定めるものを除き、委託した地方公共団体は、当該地方公共団体の条例等により事務を処理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○設置等の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。 ○設置したときは総務大臣又は都道府県知事への届出を要する。 ○共同処理することとされた事務は、引き続き各関係地方公共団体において処理すべき事務である。 ○それぞれの関係地方公共団体の条例等により事務を処理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○設置等の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。 ○設置したときは総務大臣又は都道府県知事への届出を要する。 ○法人格を有しない組織を有する。 ○共同処理することとされた事務は、引き続き各関係地方公共団体において処理すべき事務である。(各関係地方公共団体の長等の名において事務を管理執行。) ○いずれの関係地方公共団体の条例等により事務を処理することとするかは、規約により定める。

なお、現在進められる「新たな広域連携」としては、連携協約制度を活用した連携のほか、小規模市町村が多い都道府県を中心に、県と市町村がそれぞれ有する総資源を活用し、都道府県と市町村が一体となって行政サービス

を提供する取組（「県と市町村との連携・協働」、「県と町との効果的な業務分担」）、「県による市町村の補完」、「県・市町を通じた行政サービスの効率化」「三大都市圏における水平連携」などが様々な分野で進められている。

①奈良県における市町村との連携・協働（「奈良モデル」の取組）

連携自治体
・奈良県 ・県内全市町村(39市町村)

背景
・平成20年10月、県と市町村の連携による効率的な行政運営の検討を開始。
・平成21年4月、知事と市町村長が一堂に会して意見交換を行う「奈良県・市町村長サミット」を開始。以後、年6回程度実施。

これまでに成果のあった主な取組

①市町村の合意のもと県が委託を受けて代行

市町村 → 委託 → 県

★道路施設 維持管理業務の支援 職員派遣

- 市町村の技術職員の減少(12町村の土木技術職員が0人)を受け、県から技術支援を実施。
- まず点検を実施し(15/39市町村が県に委託)、全市町村の橋梁長寿命化修繕計画の策定が完了(32/39市町村が県に委託)。

橋梁点検・修繕実施(21・工事)
 土木事務所
 市 町 村

計画策定
 県(建設管理課)
 市 町 村

②市町村間の広域連携を県が支援

県 → 支援 → 市町村

★消防の広域化 一部事務組合

- 広域化推進計画の策定等において県が強いリーダーシップを発揮し、人的支援、財政措置も実施。
- 11消防本部(39市町村のうち37市町村)が1つの消防組合に統合。
- 組織は、総務部門→通信部門→現場部門と段階的に統合予定。

平成26年4月
 総務部門統合

平成28年4月
 通信部門統合

平成33年
 現場部門統合

③県と市町村が協働で事業実施

県 ↔ 協働で実施 ↔ 市町村

★過疎地域における 広域医療体制の整備 一部事務組合

- 12市町村と県が構成員となり、3つの公立病院を、救急医療を中心に担う病院(平成28年4月開院予定)と、療養期を中心に担う2つの病院に再編整備。
- 9つのへき地診療所と連携し、地域医療サービスの充実も図る。



※「奈良モデル」とは
奈良県と市町村が連携して行政の効率化や地域の活力の維持・向上を図っていく、奈良県という地域にとって最適な地方行政の仕組みを目指す取組。



②鳥取県と町との効果的な業務分担（鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約を活用した取組）

連携自治体
・鳥取県 ・日南町・日野町・江府町

背景
・平成22年7月、日野地区連携・共同協議会を立ち上げ。以後、消費者行政、障害者雇用等の分野で事務の連携・共同処理を実施。
・協議会の運営に機動性・柔軟性を欠く面があったため、平成27年6月30日に協議会を廃止し、同年7月1日、**県と日野郡3町で地方自治法に基づく連携協約を締結**。

事業内容

★発達相談支援(母子保健) 連携協約

- 個別相談業務、集団教室、保護者交流会、発達支援関係者等を共同開催。市町村業務についても県が事業運営の調整を行うなど、3町と共同して事業を実施。県は、合同相談会への医師・保健師の派遣等に積極的に関わるなど、専門性確保の観点からの支援も実施。

★道路の除雪・維持管理 連携協約

- 県が直営で実施していた3町内の県道の道路維持管理・除雪の一部を町に業務委託。これにより、除雪等の対応を県道・町道の分け隔てなく、速やかで効率的に対応可能とした。

★消費者相談・消費者啓発 連携協約

- 県、市町村が同一のNPO法人へ消費者相談業務の一部を委託。全県のいわば共同実施のような形で業務を実施。日野郡3町間では各役場で年24回の専門相談が行われているが、3町間で開催日を調整することで、自庁舎で相談業務が行えない場合も、3町間で電話転送や相談員が待機している他町の窓口を案内するなど連携して住民への対応を実施。

★鳥獣被害対策 連携協約

- 圏域全体で被害対策を行う実施体を組織し、人材の確保育成を実施。さらに、農産物の被害対策を超えた地域の活性化や生活環境を含めた山間集落の総合的な支援対策へと取組みの拡充を進めている。





③広島県における取組（県・市町を通じた行政サービスの最適化）

- 広島県においては、全国トップレベルの市町村合併、県から市町への事務の権限移譲が進んでいることから、都道府県による補完に限らず、事務の性質や地理的条件、専門人材の配置状況などに応じた枠組みを検討し、県・市町を通じた行政サービスの最適化を目指している。
- 具体的には、既に市町に権限を移譲した事務で特に専門性が高い事務（社会福祉法人の監査や生活衛生等）については、ノウハウの共有や専門職員の登録制度等の市町間連携の取組を進めつつ、県は外部専門家の斡旋や研修等の支援を行っている。
- また、県と市町に共通する専門性が高い事務（税の徴収、行服法の第三者機関事務等）については、共同実施したり、県が受託するなど、県と市町が連携して取り組んでいる。

1 市町間連携の取組

- 専門性が特に高い移譲事務を対象。県の支援策と併せ、新たに指定都市・中核市を中心とした市町間連携に着手。

移譲事務	県の取組	中心市による取組	中長期的な可能性
大店法 〔全市町で実施〕	・実務者研修会の開催 ・有識者会議の効率運用検討	・自らの実施事例を紹介 ・同 左	有識者会議の共同化
社会福祉法人の監査 〔19市町（市は法定事務）〕	・市町への外部専門家の斡旋 ・監査時に希望市町同行	・監査時に希望市町同行	複数市町による監査業務の共同化
生活衛生 〔14市町〕	・市町の取組事例の提供 ・市町の立入検査に県が同行	・立入検査時に希望市町同行 ・技術系職員のOB登録制度	県市町共同で専門人材を確保する 仕組づくり

2 県・市町連携の取組

- 県・市町に共通する専門性が高い事務を対象に、県と市町による連携の仕組みづくりに取り組むこととしている。

(1) すでに実施中のもの	(2) 今後、新たに検討着手する分野
○職員研修 ～ひろしま自治人材開発機構の共同設置	物品調達 (例) 県の物品調達電子入札システムの共同利用
○税の共同徴収 ～県職員が市町職員を併任し、個人市町村民税・県民税の徴収を共同実施	水道事業 (例) 県及び市町の水道事業の広域連携
○行服法の第三者機関事務 ～18市町・10一部事務組合の事務を県が受託	医療介護 (例) 地域医療データ等について市町との共有
	社会資本 (例) 工事積算・現場監督指導など専門業務の支援

このほか、平成 26（2014）年の自治法の改正においては、「中核市制度と特例市制度の統合」が行われており、特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口 20 万人以上の市」に変更するとともに、現在の特例市に係る必要な経過措置（人口 20 万人未満の特例市は、施行から 5 年間、中核市の指定を受けることができる等）を設けることとされた。

その後、国においては、地方圏域の中核となる都市を地方中枢拠点都市と位置づけ、圏域全体の経済の活性化や生活基盤の強化を図る地方中枢拠点都市圏構想（「地方中枢拠点都市圏構想推進要綱」（平成 26（2014）年 8 月 25 日制定））を推進することとなるが、地方拠点中枢都市の要件は、人口 20 万人以上の都市とされ、政令指定都市と中核市が明記されている。

○「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果(平成 29(2017)年 2 月 7 日)より

本研究会の加盟市調査においても、新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）の活用状況について調査し、平成 26 年の自治法改正により創設された「連携協約」制度（「自治法第 252 条の 2 関係）及び「事務の代替執行」制度（「自治法第 252 条の 16 の 2～第 252 条の 16 の 4 関係）に基づく、広域連携の仕組みへの取組状況について明らかにしている。

(ポイント)

本研究会の「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果(平成 29(2017)年 2 月 7 日)においては、平成 26(2014)年の自治法の一部改正により創設された連携協約制度及び事務の代替執行制度に基づく新たな広域連携の仕組みは、加盟 82 市のうち 20 市において設置（連携協約制度 19 市、事務の代替執行制度 1 市）している。

新たな広域連携制度は、創設後、間もないことから、加盟 82 市における取組は少ないものの、連携中枢都市圏を進めている団体の取組（19 市）が多い（本報告書 P6、表 5 参照）。

また、事務の代替執行制度により、他の普通地方公共団体の長等の事務の一部を管理・執行している 1 市（北九州市）は、地方自治法の事務の代替執行と水道法の第三者委託を組み合わせることで、水道事業に係る事務を平成 28(2016)年 4 月 1 日から宗像地区事務組合水道事業包括業務委託により開始している（本報告書 P8 表 7 参照）。

上記加盟市調査結果においては、加盟 82 市において、平成 26(2014)年の自治法の改正により創設された連携協約制度及び事務の代替執行制度に基づき、新たな広域連携の仕組みに取り組んでいるかどうか（複数回答）をみると、「連携協約」制度により、他の普通地方公共団体と連携協約を結んでいる」は 19 市、「事務の代替執行」制度により、他の普通地方公共団体の長等の事務の一部を管理・執行している」は 1 市、「新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）に取り組むことを検討している」は 16 市、「新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）に取り組む予定はない」は 48 市となっている。

連携協約を結んでいる 19 市が、他の普通地方公共団体と結んでいる連携協約には、どのような事項が規定されているかをみると、「連携市町村の名称（19 市）」、「連携中枢都市圏形成の基本的な目的（19 市）」、「連携中枢都市と連携市町村が、様々な分野で連携を図る旨の基本方針（19 市）」、「連携する取組（19 市）」、「連携する取組の執行等に係る基本的事項（17 市）」、「宣言連携中枢都市の市長及び連携市町村の長との定期的な協議（18 市）」、「連携中枢都市圏形成に係る連携協約の期間（2 市）」のほか、「その他（4 市）」となっており、総務省が制定した「連携中枢都市圏構想推進要綱」に定められた「連携市町村の名称」をはじめとする 7 項目はほとんどの市において規定されている。なお、「その他（4 市）」の内容は、連携協約の変更及び廃止に関する規定等となっている。

連携協約を結んでいる 19 市では、連携協約における具体的な内容は、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支えるという観点から、3 つの役割（圏域全体の経済成長のけん引（地域ブランドの向上等）、高次の都市機能の集積・強化（主要駅周辺の再

開発等)、圏域全体の生活関連機能サービスの向上(公共施設の相互利用等))を果たすことが目的として定められている。

なお、新たな広域連携制度(連携協約、事務の代替執行)に取り組むことを検討している16市が、いつから取り組む予定であるかをみると、「平成28年度に取り組む予定である」が3市、「平成29年度以降に取り組む予定である」が3市、「取り組むことを検討しているが、予定は決まっていない」が10市となっている。

④ 連携中枢都市圏形成に向けた取組(平成26(2014)年～)

ア 地方中枢拠点都市圏構想の展開

地方都市においては、これまでも行政基盤を強化するため、市町村合併や人口5万人以上の中心市と周辺の市町村が協力して生活に必要なインフラ整備を進める定住自立圏構想などが進められて来た。しかし、規模の大きな都市では、定住自立圏の枠組みに参加するメリットが少ないとして取組が遅れる傾向にあったとされる。

そのような中、第30次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25(2013)年6月25日総理大臣手交)では、「人口減少下にあっても、経済を持続可能なものとし、国民が全国で安心して快適な暮らしを営んでいけるような国づくりが必要となっている。このためには、まず、人々の暮らしを支え、経済をけん引していくのにふさわしい核となる都市やその圏域を戦略的に形成していくことが必要である。その上で、全国の基礎自治体の人々の暮らしを支える対人サービスをどのような形で持続可能に提供していくかが問われている」と指摘するとともに、今後の基礎自治体の行政サービスの提供体制について、新たな広域連携の制度の必要性を指摘し、「広域連携を一層進めていくため、現行の事務の共同処理の制度に加え、より弾力的な広域連携の制度を設けるべきである」としている。

その後同答申を受けて、平成26(2014)年の地方自治法の改正により、地方公共団体間の「柔軟な連携」を可能とする「連携協約」及び「事務の代替執行(普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させることができる)」の制度が導入されている。

さらに、国においては、少子高齢化、人口減少が地方における深刻な問題になると見られるなか、地方圏域の中核となる都市を地方中枢拠点都市と位置づけ、圏域全体の経済の活性化や生活基盤の強化を図ることとなった。

地方中枢拠点都市圏構想の目的及び趣旨を明確にした上で、都市圏形成に

向けた市町村の行うべき手続き等を定めた、「地方中枢拠点都市圏構想推進要綱」が制定（平成 26（2014）年 8 月 25 日）されたことにより、地方圏において、「集約とネットワーク化」の考え方にに基づき、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携して、人口減少に対する、いわば「地方が踏みとどまるための拠点」を形成するための地方中枢拠点都市圏構想の取組が進められることとなった。

地方中枢拠点都市の要件は、人口 20 万人以上で昼夜間人口比率が 1 以上（周辺部から通勤・通学による流入が多い）の都市や、政令指定都市及び中核市（これまでの中核市と特例市を統合）などとされ、より手厚い財政支援により都市機能を集約し、近隣都市とのネットワークによって地方圏毎に地方の活力アップにつなげていく方向性が打ち出された。

政府は新たな市町村間の広域連携の枠組みにより、地方圏域毎に戦略的な拠点を構築することで地域活力の引き上げを目指している。

また、総務省では平成 26 年度から、地方自治法の改正により新たに導入された連携協約を活用した、地方公共団体間の新たな広域連携の取組を推進するため、地方公共団体に対して、国費による「新たな広域連携モデル事業」を実施している。

同事業は、地方中枢拠点都市圏形成の準備のため、先行的なモデルを構築することとし、新たな広域連携の取組を進める意欲があり、今後速やかに連携協約を締結する見込みのある自治体に対し、連携協約を活用し、地方中枢拠点都市圏の形成、条件不利地域における都道府県による市町村の補完、三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な取組を実現するための財政支援等が行われている。

【地方中枢拠点都市圏構想推進要綱】（平成 26（2014）年 8 月 25 日）

1 要綱の趣旨

- 地方中枢拠点都市圏（以下「都市圏」という。）構想の目的及び趣旨を明確にした上で、都市圏形成に向けて市町村の行うべき手続き等を定めるもの

2 都市圏構想の目的及び趣旨

- 人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、地方圏において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携して、人口減少に対する、いわば「地方が踏みとどまるための拠点」を形成する
- 地方公共団体が柔軟に連携し、地域の実情に応じた行政サービスを提供するためのものであり、市町村合併を推進するためのものではない。
- シティリージョンの形成
都道府県境を越えて、民間事業者を巻き込む形で都市圏が相互に連携する、より広域的・複層的な連携の形成も歓迎

3 地方中枢拠点都市宣言

- 地方圏において相当の規模と中核性
 - ① 指定都市又は中核市

- ② 昼夜間人口比率おおむね1以上（合併の場合は、人口最大の旧市の値がおおむね1以上も対象）を備える圏域の中心都市が、近隣市町村と連携して、圏域全体の将来像を描き、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思を有することを表明
- 地方中枢拠点都市宣言書への記載事項
 - ① 圏域全体において中心的な役割を担うとともに、近隣市町村の住民に各種サービスを提供する意思
 - ② 圏域の現在の人口と将来推計人口
 - ③ 圏域内の都市機能の集積状況・利用状況
 - ④ 近隣市町村と連携することを想定する分野
 - ⑤ 地方中枢拠点都市に対する通勤通学割合が0.1以上である市町村の名称
 - ⑥ ⑤のほか地方中枢拠点都市と連携する意思を有する市町村の名称

4 連携協約の締結

- 地方中枢拠点都市と連携市町村（※）が、圏域全体の方向性、連携する分野、役割分担を規定
- ※連携市町村：地方中枢拠点都市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接関係を有する市町村（主に通勤通学10%圏内の市町村）のうち、連携協約を締結するもの
- 連携協約への規定事項
 - ① 連携協約を締結する地方中枢拠点都市及び連携市町村の名称
 - ② 都市圏形成の基本的な目的
 - ③ 基本方針：地方中枢拠点都市及び連携市町村が、様々な分野で連携を図る旨
 - ④ 連携する取組
 - 《各役割に応じた取組》
 - ア 圏域全体の経済成長のけん引
 - a 産学金官民一体となった経済戦略の策定
 - b 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進
 - c 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大
 - d 戦略的な観光施策
 - イ 高次の都市機能の集積
 - a 高度な医療サービスの提供
 - b 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築
 - c 高等教育・研究開発の環境整備
 - ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
 - A 生活機能の強化に係る政策分野
 - a 地域医療
 - b 介護
 - c 福祉
 - d 教育・文化・スポーツ
 - e 土地利用
 - f 地域振興
 - g 災害対策
 - h 環境
 - B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
 - a 地域公共交通
 - b ICTインフラ整備
 - c 道路等の交通インフラの整備・維持
 - d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消
 - e 地域内外の住民との交流・移住促進
 - C 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
 - a 人材の育成
 - b 外部からの行政及び民間人材の確保
 - c 圏域内市町村の職員等の交流
 - ⑤ 地方中枢拠点都市の市長と連携市町村の長は、定期的な協議を行うこと

5 都市圏ビジョンの策定

- 地方中枢拠点都市が、連携協約に基づく具体的取組（期間・規模）について、近隣市町村との協議を経て決定
- 圏域内の関係者の意見を幅広く反映させるため、産学金官民の関係者を構成員とした「地方中枢拠点都市圏ビジョン懇談会」において検討
 - 《構成員》
 - ・産業、大学・研究機関、金融機関、医療、福祉、教育、地域公共交通等の代表者
 - ・地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者
 - ・大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者 等
- ビジョンへの記載事項
 - ① 都市圏及び市町村の名称
 - ② 都市圏の中長期的な将来像
 - ③ 都市圏形成に係る連携協約に基づき推進する具体的取組（総事業費や各年度の事業費等の見込み）
 - ④ 具体的取組の期間（おおむね5年）
 - ⑤ 成果指標（KPI：Key Performance Indicator）：地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関するもの

イ 連携中枢都市圏の形成

第30次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を受けて、平成26(2014)年の地方自治法の改正により、地方公共団体間の「柔軟な連携」を可能とする「連携協約」「事務の代替執行」の制度が導入された。

その後、国においては、「地方中枢拠点都市圏構想推進要綱」を制定(平成26(2014)年8月25日)。地方圏域の中核となる都市を地方中枢拠点都市と位置づけ、圏域全体の経済の活性化や生活基盤の強化が図られるとともに、平成26年度から、地方自治法の改正により新たに導入された連携協約を活用した、地方公共団体間の新たな広域連携の取組を推進するため、「新たな広域連携モデル事業」(総務省)が実施されていた。

そのような中、平成26年5月15日に「個性を活かし自立した地方をつくる観点から、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の行政体制のあり方、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等」について諮問を受けた第31次地方制度調査会は、検討を重ね、平成28(2016)年3月16日に「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(平成28(2016)年3月16日総理大臣手交)として結論を取りまとめている。

同答申においては、広域連携等による行政サービスの提供についても考えが示されており、「人口減少社会において、高齢化や人口の低密度化等により行政コストが増大する一方で資源が限られる中で、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想は現実的ではなく、各市町村の資源を有効に活用する観点からも、地方公共団体間の連携により提供することを、これまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要がある。」とし、「このため、平成26年の改正地方自治法により新たに設けられた連携協約をはじめ、事務の共同処理の仕組みを活用して地方公共団体間の広域連携を推進していくべきである。」との考えを示している。

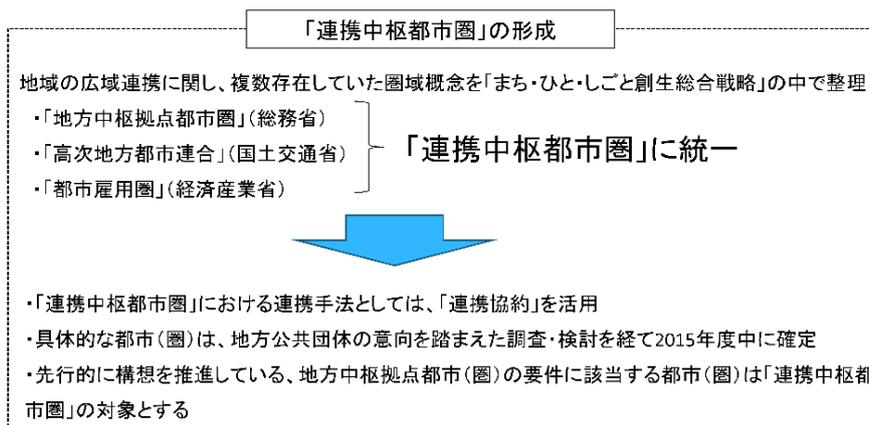
また、広域連携は、地方圏や三大都市圏それぞれの特性に応じた方法により推進すべきであり、その推進に当たっては、市町村間の連携を基本としつつ、中山間地や離島等の条件不利地域のように、市町村間の連携による課題解決が困難な地域においては、広域自治体としての都道府県が補完を行う事が考えられるとしている。

この際、地方圏においては、「連携中枢都市圏等が人口減少社会に的確に対応するためのプラットフォームとして重要」とし、三大都市圏については、「規

模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が1未満の都市が圏域内に数多く存在するため、地方圏のように、核となる都市と近隣市町村との間の連携ではなく、水平的・相互補完的・双務的に適切な役割分担を行うことが有用」との考えを示している。

一方、国においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26（2014）年12月27日閣議決定）において、地域の広域連携に関し、複数の都市圏概念が存在していることから、人口や行政サービス、生活基盤等の面だけでなく、経済雇用や都市構造の面も重視した連携を構築する必要があるとして、重複する都市圏概念を統一（連携中枢都市圏へ統一）。人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有しつつ、活力ある社会経済を維持するための、経済成長のけん引などの機能を備えた「連携中枢都市圏」を形成することが示された。このほか、「連携中枢都市圏」における連携手法として、地方自治法に規定する「連携協約」の活用などが示されている。

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）



また、平成27年12月に改訂された同戦略においては、政策パッケージのうち、「まちづくりにおける地域連携の推進」における施策として連携中枢都市圏の形成が盛り込まれ、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標（KPI）として、連携中枢都市圏の形成数を30圏域とすることを目指すことが設定された。

なお、総務省では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26（2014）年12月27日閣議決定）による都市圏概念の統一後、「地方中枢拠点都市圏構想推進要綱」を「連携中枢都市圏構想推進要綱」（平成27（2015）年1月28日一部改正）と改め、連携中枢都市圏の形成を推進している。

平成 27 年 1 月 28 日改正の主な点（地方中枢拠点都市圏構想推進要綱）

- ①都市圏の名称の改正
 - ・「地方中枢拠点都市圏」を「連携中枢都市圏」に改める
- ②都市圏構想の目的の改正
 - ・「集約とネットワーク化」を「コンパクト化とネットワーク化」に改める
 - ・「地方が踏みとどまるための拠点」を「活力ある社会経済を維持するための拠点」に改める
 - ・「高次都市機能の集積」を「高次都市機能の集積・強化」に改める
- ③経過措置
 - ・改正前に行った地方中枢都市拠点都市宣言を連携中枢都市宣言とみなす

連携中枢都市圏の意義は、地方における相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することである。

連携中枢都市圏の形成は、まず、連携中枢都市（政令指定都市、中核市（人口 20 万人以上）かつ昼夜間人口比率 1 以上の都市）が、連携中枢都市宣言を行い、地方圏において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市となるべく、近隣の市町村との連携に基づいて、圏域全体の将来像を描き、圏域全体の経済を牽引し、圏域全体の暮らしを支えるという役割を担う意思を有することなどを宣言において明らかにする。

続いて、連携中枢都市宣言を行った市が、平成 26（2014）年の地方自治法の改正により導入された、地方公共団体が、他の地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約である連携協約（自治法第 252 条の 2）を、近隣市町村と締結することにより圏域が形成される。

しかし、連携協約は、連携中枢都市と市町村が 1 対 1 での締結となるため、連携協約だけでは連携中枢都市圏全体の将来像は明らかではないことから、連携中枢都市が「連携中枢都市圏ビジョン」を策定することとされている。「連携中枢都市圏ビジョン」は、当該連携中枢都市圏の中長期的な将来像を提示し、その実現に向けて関係市町村が連携して推進していく具体的な取り組み内容を定めることで当該圏域の全体像を明確にしている。

「連携中枢都市圏構想推進要綱」においては、「連携中枢都市圏ビジョン」の策定に際して、連携中枢都市が「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」を設置し、そこでの検討を経て決定することとされている。

なお、同懇談会の構成員については、連携中枢都市圏の取り組み内容に応じて、産業、大学・研究機関、金融機関、医療、教育、地域公共交通等の代表者や、地域コミュニティ活動・NPO 活動の関係者等に加えて、大規模集客施

設、病院等都市機能の集積や強化を検討している施設等の関係者を含めることが望ましいとしている。また、「連携中枢都市圏ビジョン」に関する連携市町村との協議として、「宣言連携中枢都市は、連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更に当たっては、各連携市町村に関連する部分について当該市町村と個別に十分な協議を重ねたうえで行うものとする」などと明記されている。

なお、広域連携の取組に対して、総務省は、連携中枢都市圏を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対し、(ア) 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する包括的財政措置（特別交付税）、(イ) 地域活性化事業債の充当、(ウ) 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）、(エ) 民間主体の取組の支援に対する財政措置、(オ) 個別の施策分野における財政措置、(カ) 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加等の財政措置を講じているほか、連携中枢都市圏構想の推進に向けて、関係各省庁による各種支援策（地方創生推進交付金〔内閣府〕、社会資本整備総合交付金〔国土交通省〕）等による支援も行われている。

そして、平成 28 年 4 月 1 日の連携中枢都市圏構想推進要綱の一部改正を経て、平成 30 年 1 月 10 日現在、全国で 24 圏域の連携中枢都市圏が形成されており、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、集約とネットワーク化により、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の各分野における取組を展開している。

平成 28 年 4 月 1 日改正の主な点（連携中枢都市圏構想推進要綱）

- ①都道府県による助言及び支援の充実
 - ・連携中枢都市圏の形成及び取組において、都道府県に期待される役割等について規定
- ②連携中枢都市の特例の創設
 - ・隣接する 2 つの市が一定の要件を満たす場合、当該 2 つの市を合わせて 1 つの連携中枢都市とみなすことができる旨規定
- ③連携中枢都市圏形成に係る手続の特例の創設
 - ・地方自治法に基づく中核市の特例に係る申出を行った市は、中核市以降前であっても連携中枢都市圏の形成に係る事務を行う事ができる旨規定

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- ▶ 地域において、**相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成**

連携中枢都市圏に何が求められているのか

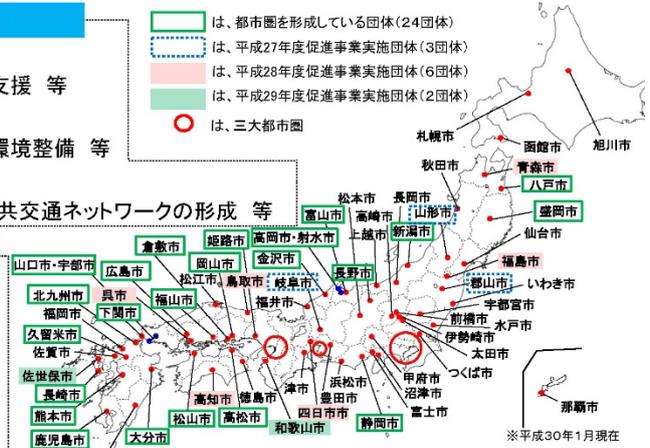
- ① **圏域全体の経済成長のけん引**
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② **高次の都市機能の集積・強化**
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

- は、都市圏を形成している団体(24団体)
- は、平成27年度促進事業実施団体(3団体)
- は、平成28年度促進事業実施団体(6団体)
- は、平成29年度促進事業実施団体(2団体)
- は、三大都市圏

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- ▶ **地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入** (平成26年11月1日施行)
- ▶ 平成26年度～平成29年度は、**連携中枢都市圏の形成を推進**するため、国費により支援(32事業)
- ▶ **平成30年度予算(案)**においても**1.3億円**を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- ▶ 平成27年度から **地方交付税措置**を講じて**全国展開**を図る

▶ 連携中枢都市圏形成のための手続き



【連携中枢都市圏の要件】

① 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市(●)と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市(各々が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の形成の動き①

平成30年1月10日現在

圏域名 (連携中枢都市)	連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	連携市町村	圏域人口等
1 播磨圏域連携中枢都市圏 (姫路市)	H27年2月13日	H27年4月5日締結式	H27年4月5日公表	【兵庫県】相生市、加古川市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、朝来市、播磨市、市川町、加味町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、赤松市(計:7市3町)	1,307,008人 (うち姫路市 535,664人)
2 備後圏域 (福山市)	H27年2月24日	H27年3月25日締結式	H27年3月25日公表	【岡山県】笠岡市、井原市、【広島県】三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町(計:5市2町)	657,212人 (うち福山市 464,811人)
3 高梁川流域連携中枢都市圏 (倉敷市)	H27年2月17日	H27年3月27日締結式	H27年3月27日公表	【岡山県】笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町(計:6市2町)	770,183人 (うち倉敷市 477,118人)
4 みやさき共働都市圏 (宮崎市)	H26年12月1日	H27年3月25日締結式	H27年5月12日公表	【宮崎県】国富町、綾町(計:2町)	428,089人 (うち宮崎市 401,136人)
5 久留米広域連携中枢都市圏 (久留米市)	H27年11月2日	H28年2月23日締結式	H28年2月23日公表	【福岡県】大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町(計:3市2町)	456,196人 (うち久留米市 304,552人)
6 みらの産地広域連携中枢都市圏 (藤岡市)	H27年10月30日	H28年1月15日締結式	H28年3月25日公表	【岩手県】八幡平市、滝沢市、紫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町(計:2市6町)	476,758人 (うち藤岡市 297,631人)
7 石川中央都市圏 (金沢市)	H27年12月4日	H28年3月28日締結式	H28年3月28日公表	【石川県】白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町(計:3市2町)	728,259人 (うち金沢市 465,699人)
8 長野地域連携中枢都市圏 (長野市)	H28年2月17日	H28年3月29日締結式	H28年3月29日公表	【長野県】須坂市、千曲市、飯城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町(計:2市4町2村)	543,474人 (うち長野市 377,988人)
9 下関市連携中枢都市圏 (下関市)	H27年9月30日	H27年12月19日 (形成方針策定)	H28年3月29日公表	【山口県】下関市(合併1市圏域)	268,517人
10 大分都市広域圏 (大分市)	H27年12月22日	H28年3月29日締結式	H28年3月29日公表	【大分県】別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町(計:3市4町)	778,237人 (うち大分市 478,146人)
11 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏 (高松市)	H27年9月4日	H28年2月16日締結式	H28年3月30日公表	【香川県】さぬき市、栗かがわ市、三木町、綾川町、土庄町、小豆島町、直島町(計:2市6町)	585,348人 (うち高松市 420,748人)
12 熊本連携中枢都市圏 (熊本市)	H27年6月18日	H28年3月30日締結式	H28年3月31日公表	【熊本県】宇土市、宇城市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村、御船町、新田町、熊野町、益城町、早良町、阿蘇市、高森町、山鹿町(計:4市10町2村)	1,123,424人 (うち熊本市 740,822人)
13 広島広域都市圏 (広島市)	H28年2月15日	H28年3月30日締結式	H28年3月31日公表	【広島県】呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、赤田町、豊野町、取寄、安芸太田町、北広島町、大田上総町、世羅町 【山口県】岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町(計:10市13町)	2,324,756人 (うち広島市 1,194,034人)

連携中枢都市圏の形成の動き②

平成30年1月10日現在

圏域名 (連携中枢都市)	連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	連携市町村	圏域人口等
14 北九州都市圏域 (北九州市)	H27年12月24日	H28年4月18日締結式	H28年4月18日公表	【福岡県】直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、戸畑町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、海田町、みやこ町、上毛町、栗上町 (計:5市11町)	1,394,457人 (うち北九州市 961,286人)
15 しずおか中部連携圏域 (静岡市)	H28年3月1日	H28年3月31日	H28年4月28日公表	【静岡県】島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根木町 (計:4市2町)	1,158,000人 (うち静岡市 794,889人)
16 松山圏域 (松山市)	H28年7月8日	H28年7月8日締結式	H28年7月8日公表	【愛媛県】伊予市、東温市、久万高原町、松前町、風巻町 (計:2市3町)	646,056人 (うち松山市 514,869人)
17 【権限型】 とやま島西圏域 (高岡市・射水市)	H28年8月26日	H28年10月3日締結式	H28年10月3日公表	【富山県】南砺市、水見市、砺波市、小矢部市 (計:4市)	442,151人 (うち高岡市172,125人、 射水市92,308人)
18 八戸圏域連携中枢都市圏 (八戸市)	H29年1月4日	H29年3月22日締結式	H29年3月22日公表	【青森県】三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町 (計:6町1村)	323,447人 (うち八戸市 231,257人) ※H29年1月1日一過市移行
19 新潟広域都市圏 (新潟市)	H28年12月16日	H29年3月28日締結式	H29年3月28日公表	【新潟県】三条市、新発田市、燕市、五泉市、阿賀野市、柏内市、聖籠町、弥生村、 印上町、阿賀町 (計:6市3町1村)	1,268,878人 (うち新潟市 810,157人)
20 岡山連携中枢都市圏 (岡山市)	H29年8月9日	H29年10月11日締結式	H29年3月28日公表	【岡山県】津山市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤穂市、真庭市、和気町、早島町、 久米南町、美咲町、吉備中央町 (計:7市5町)	1,170,158人 (うち岡山市 719,474人)
21 【権限型】 山口県央連携都市圏域 (山口市・宇部市)	H28年11月28日	H29年3月30日締結式	H29年3月30日公表	【山口県】萩市、防府市、美祿市、山陰小野田市【島根県】津和野町 (計:4市1町)	628,836人 (うち山口市197,422人、 宇部市169,428人)
22 長崎広域連携中枢都市圏 (長崎市)	H28年6月10日	H28年12月27日締結式	H29年3月30日公表	【長崎県】長与町、時津町 (計:2町)	501,860人 (うち長崎市 429,508人)
23 かごしま連携中枢都市圏 (鹿児島市)	H28年10月31日	H29年1月19日締結式	H29年3月31日公表	【鹿児島県】日根町、いちき串木野市、姶良市 (計:3市)	763,518人 (うち鹿児島市 599,814人)
24 富山広域連携中枢都市圏 (富山市)	H29年9月5日	H30年1月10日締結式	H30年1月10日公表	【富山県】滑川市、前橋村、上市町、立山町 (計:1市2町1村)	501,670人 (うち富山市 418,686人)

3

連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中枢都市圏」を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する 包括的財政措置（※複眼型も同様に措置。以下同じ。）

- (1) 連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置
- ①普通交付税措置
「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置
(圏域人口に応じて算定/例: 圏域人口75万で約2億円)
- ②特別交付税措置
「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定
- (2) 連携市町村の取組に対する特別交付税措置
1市町村当たり年間1,500万円を上限

2. 地域活性化事業債の充当

- 「連携中枢都市圏構想の推進」に真に必要な取組に資する施設整備に対し、地域活性化事業債を充当。
(充当率: 90%、交付税算入率: 30%)

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- 圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当(90%)、償還金利率の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資比率及び融資限度額の引き上げ
(例: 融資比率35%→45%)

5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置(措置率0.8、上限800万円)
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充(措置率0.6→0.8)

6. 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地地点数の 算定要素の追加

- 辺地地点数の算定に当たって、「近傍の市役所等」として、連携中枢都市までの距離により算定可能

連携中枢都市圏構想の推進に向けた関係各府省による支援策

※ 連携中枢都市圏（「連携中枢都市圏構想推進要綱」（平成26年8月25日（総行市第200号）制定、平成27年1月28日（総行市4号）一部改正、平成28年4月1日（総行市第31号）一部改正））に対する支援策を列記したもの。

【連携中枢都市圏構想の3つの役割】							
ア 圏域全体の経済成長のけん引	イ 高次の都市機能の集積	ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上			平成29年度 当初予算	補助率	交付対象
		A 生活機能の強化	B 結びつきやネットワークの強化	C 圏域マネジメント能力の強化			
a 産学官官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	a 高度な医療サービスの提供	a 地域医療	a 地坂公共交通	a 人材の育成	採択にあたって、 一定程度配慮	100,000	1/2
b 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	b 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	b 介護	b ICTインフラ整備	b 外部からの行政及び民間人材の確保			
c 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	c 高等教育・研究開発の環境整備	c 福祉	e 道路等の交通インフラの整備・維持	c 圏域内市町村の職員等の交流			
d 戦略的な観光施策	d その他、高次の都市機能の集積に係る施策	d 教育・文化・スポーツ	d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	d その他			
e その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策		e 土地利用	e 地域内外の住民との交流・移住促進				
		f 地域振興	f その他				
		g 災害対策					
		h 環境					

内閣府				(単位: 百万円)			
連携中枢都市圏構想の3つの役割	政策分野	施策名	概要	連携中枢都市圏に関する取組に対する支援の内容	平成29年度 当初予算	補助率	交付対象
ウ-A	f	地方創生推進交付金	地方版総合戦略に記載された事業のうち、自立性、官民協働、政策関連性及び地域間連携等の観点から先進性のある地方公共団体の事業について、安定的かつ継続的に支援する。	採択にあたって、 一定程度配慮	100,000	1/2	都道府県、 市町村等

総務省				(単位: 百万円)			
連携中枢都市圏構想の3つの役割	政策分野	施策名	概要	連携中枢都市圏に関する取組に対する支援の内容	平成29年度 当初予算	補助率	交付対象
ア	b,c	地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)	産学官官民の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援。	優先採択の配慮	1,863 の内数	10/10 3/4 2/3 1/2	都道府県、 市町村
ア	b,c	地域経済循環創造事業交付金(分散型エネルギーインフラプロジェクト)	地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援。	優先採択の配慮	1,863 の内数	10/10 3/4 2/3 1/2	都道府県、 市町村
ウ-B	b	情報通信基盤整備推進事業	地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため、過疎地域・離島等の「条件不利地域」を有する地方公共団体が、光ファイバー等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助する。	採択にあたって、 一定程度配慮	670	1/3等	条件不利地域を有する 地方公共団体
ウ-A	g	公衆無線LAN環境整備支援事業	防災の観点から、防災拠点(避難所・避難場所、官公署)での公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備を行うとともに、災害発生時の情報伝達手段確保のため、被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的な拠点(博物館文化財、自然公園等)におけるWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助する。	交付の判断にあたって、 一定程度配慮	3,194	1/2 2/3	普通地方公共団体 第三セクター

総務省

(単位:百万円)

連携中核都市圏構想の3つの役割	政策分野	施策名	概要	連携中核都市圏に関する取組に対する支援の内容	平成29年度当初予算	補助率	交付対象
ウ-A	a.e.f	ICTスマートシティ整備推進事業	地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生を目的として、①防災・医療・健康・観光等各分野における成功モデルの普及展開(地域IoT実装推進事業)、②ICTを活用した分野横断的なスマートシティ型の街づくり(データ利活用型スマートシティ推進事業)に取り組む地方公共団体等の初期投資・継続的な体制整備等にかかる経費(機器購入、システム構築及び体制整備に向けた協議会開催等に係る費用)の一部を補助する。	採択にあたって、一定程度配慮	505	定額1/2	地方公共団体等
ウ-B	a.f						
ウ-B	e	ふるさとテレワーク推進事業	地方でも都市部と同じように働ける環境を実現し、人や仕事の地方への流れを促進する「ふるさとテレワーク」を推進するため、地方公共団体等に対し、サテライトオフィス等のテレワーク環境を整備するための費用の一部を補助する。	採択にあたって、一定程度配慮	630	定額	地方公共団体等

文部科学省

(単位:百万円)

連携中核都市圏構想の3つの役割	政策分野	施策名	概要	連携中核都市圏に関する取組に対する支援の内容	平成29年度当初予算	補助率	交付対象
ウ-A	d	帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業 (I 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業)	帰国・外国人児童生徒の受入から卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各自治体が行う受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援する。	地域の実情に応じて、公立学校における帰国・外国人児童生徒等の受入体制・支援体制作りを支援する。	260	1/3	都道府県、指定都市、中核市
		(II 定住外国人の子供の就学促進事業)	就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体の補助を行う。	学校外において就学に課題を抱える外国人の子供の就学を促進する取組を支援する。			都道府県、市区町村、複数の市町村を構成員とする協議会

厚生労働省

(単位:百万円)

連携中核都市圏構想の3つの役割	政策分野	施策名	概要	連携中核都市圏に関する取組に対する支援の内容	平成29年度当初予算	補助率	交付対象
ア	c	実践型地域雇用創造事業	雇用情勢が厳しい地域における自発的な雇用創造の取組を支援するため、各地域の協議会が提案する「雇用創造効果が高いと認められる雇用対策」について、当該協議会に対しその事業の実施を委託する。	地域の協議会の提案内容を踏まえた支援策を実施	3,535	100%	市町村で設置した協議会
ウ-A	a	救急医療体制強化事業	地域の医療機関等で設置しているメディカルコントロール協議会に医師を配置し、救急医療体制を強化するための支援を行うとともに、長時間搬送先が決まらない救急患者を一時的であっても断らず受け入れる医療機関を指定し、これらの医療機関に対し、必要な支援を行う。	都道府県を通じて提出される事業実施の要望状況を踏まえ、支援策を検討	381	1/2 1/3	都道府県、搬送困難事例受入医療機関
ウ-A	c	広域的保育所等利用事業	近隣に入所可能な保育所等が見つからない児童に対し、市町村が設置することも送迎センターを中心とし、原則、各保育所等の保育士等が付き添いのもと、送迎バス等により児童の送迎の実施に要する費用の一部を補助する。	市区町村をまたぐ場合でも補助の対象としている	240	1/2	市区町村

国土交通省

(単位:百万円)

連携中核都市圏構想の3つの役割	政策分野	施策名	概要	連携中核都市圏に関する取組に対する支援の内容	平成29年度当初予算	補助率	交付対象
ウ-B	a	地域公共交通確保維持改善事業	多様な関係者の連携により、地域公共交通の確保・維持を図るとともに、地域公共交通の改善に向けた取組を支援する。	採択にあたって、一定程度配慮	21,361	1/2等	交通事業者等(地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提)
ウ-A	a,b,c,d,e,f,g,h	集約都市形成支援事業(コンパクトシティ形成支援事業)	・複数市町村が連携して行う立地適正化計画の作成の前提となる広域的な立地適正化の方針の作成に要する経費の支援。 ・広域的な立地適正化の方針の作成に向けた合意形成の取組に対し、専門家の派遣並びに住民説明資料の作成等に必要な検討調査等に要する経費の支援。	事業実施の要望状況を踏まえ検討	429	1/2等	地方公共団体等
ウ-B	a	幹線鉄道等活性化事業(形成計画事業)	潜在的な鉄道利用ニーズが大きい地方都市やその近郊の路線等について、地域公共交通網形成計画の枠組みを活用して、地域鉄道の利用促進や地域の活性化を図るべく、鉄道の利便性向上のための施設整備を支援。	採択にあたって、一定程度配慮	1,274の内数	1/3	法定協議会等

国土交通省

(単位:百万円)

連携中核都市圏構想の3つの役割	政策分野	施策名	概要	連携中核都市圏に関する取組に対する支援の内容	平成29年度当初予算	補助率	交付対象
ウ-A	a,b,c,d,e,f,g,h	社会資本整備総合交付金	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援する。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	893,958	定額	地方公共団体等
ウ-B	a,b,c,d,e,f	防災・安全交付金	地方公共団体が作成した、命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保を実現するための「整備計画」に基づく取組について、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援する。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1,105,736	定額	地方公共団体等

農林水産省

(単位:百万円)

連携中核都市圏構想の3つの役割	政策分野	施策名	概要	連携中核都市圏に関する取組に対する支援の内容	平成29年度当初予算	補助率	交付対象
ウ-A	h	森林整備事業	森林の有する多面的機能を発揮するために必要な間伐、路網の整備等を支援。	事業実施の要望状況を踏まえ、支援策を検討	120,313	1/2、3/10等	都道府県、市町村、森林所有者等
ウ-B	e	農山漁村振興交付金	農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・交流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、農泊を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援する。	事業実施の要望状況を踏まえ、支援策を検討	10,060	定額、1/2等	都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等

○「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果(平成 29 (2017) 年 2 月 7 日) より

本研究会の加盟市調査においても国が地方公共団体の広域連携に関し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定)」において、「地方中枢拠点都市」を含む複数の都市圏概念を「連携中枢都市圏」に統一したことを踏まえ、「連携中枢都市圏」の形成を調査し、その取組状況について明らかにしている。

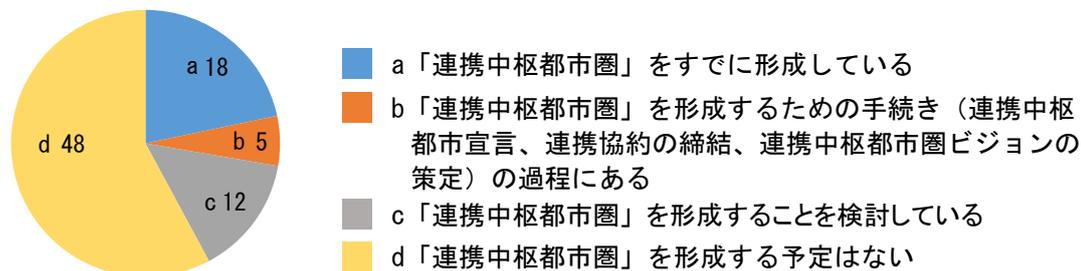
(ポイント)

連携中枢都市圏は、平成 28 (2016) 年 10 月現在、全国で 17 圏域が形成されており、本研究会の「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果(平成 29 (2017) 年 2 月 7 日)においては、加盟 82 市のうち 18 市がすでに形成しており、5 市は形成するための手続きの過程にある(本報告書 P10 表 10、下図参照)。

(連携中枢都市圏をすでに形成している 18 市は本報告書 P11 表 11、形成するための手続きの過程にある 5 市は本報告書 P26 表 12 参照)

また、連携中枢都市圏構想推進要綱において、圏域内の関係者の意見を幅広く反映させるために定められた連携中枢都市圏ビジョン懇談会は、加盟 82 市のうち 22 市において設置している(本報告書 P30 表 13 参照)。

連携中枢都市圏形成に向けた取組状況(複数回答有)



上記の加盟市調査結果においては、連携中枢都市圏における加盟 82 市の取組状況(複数回答)をみると、「連携中枢都市圏」をすでに形成している」が 18 市、「連携中枢都市圏」を形成するための手続き(連携中枢都市宣言、連携協約の締結、連携中枢都市圏ビジョンの策定)の過程にある」が 5 市、「連携中枢都市圏」を形成することを検討している」が 12 市、「連携中枢都市圏」を形成する予定はない」が 48 市となっている。

「連携中枢都市圏」をすでに形成している」18 市では、連携中枢都市圏の連携協約に基づき推進する具体的取組については、「圏域全体の経済のけん引」「高次の都市機能の集積・強化」「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の各分野において、様々な事業を定めている。連携中枢都市圏を形成するための過程にある 5 市は、今後の圏域を形成するための手続き(連携中枢都市宣言、連携協約の締結、連携中枢都市圏ビジョンの策定)等のスケジュールについては、平成 28 年度及び平成 29 年度中を目指すとの回答が多かった。

ウ 連携中枢都市圏構想の目的と取組

連携中枢都市圏構想は、我が国全体の人口が引き潮の時を迎える中で地域において一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するという観点から、主として三大都市圏の区域外にある地域を対象として推進し、加えて、三大都市圏の区域内であっても指定都市や特別区から時間距離が相当離れていて自立した圏域を形成している地域も対象として推進するものである。

そして、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としている。

そのため、連携中枢都市圏形成に係る連携協約では、連携する取組は地域の实情に応じて柔軟に規定するものの、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという観点から「圏域全体の経済のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の三つの役割を果たすことが必要となっている。

また各役割における事業についても地域の实情を踏まえ広範囲に規定することが求められており、①「圏域全体の経済成長のけん引」では、産学官民の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援等、②「高次の都市機能の集積・強化」では、高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備等、このほか③「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」においては、地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成等が求められている。

なお、平成 26 年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージのうち、「地域連携による経済・生活圏の形成」における施策としても位置づけられた連携中枢都市圏であるが、その後、「総合戦略」に掲げられた基本目標や重要業績評価指標（KPI）達成に向けた進捗状況を検証するとともに、政策パッケージ・個別施策について情勢の推移により必要な見直しが行われた。これにより、平成 26 年末に策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂が行われ、平成 28 年 12 月 22 日に閣議決定（「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016)」）されている。同総合戦略においても、連携中枢都市圏は「まちづくりにおける地域連携の推進」

における施策としても位置づけられており、引き続き連携中枢都市圏、定住自立圏の形成に取り組むとしている。

さらに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2016 改訂版」に掲げられた基本目標及びその達成に向けて作成された政策パッケージ・個別施策について、今後の対応方向をとりまとめた「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」が平成 29 年 6 月 9 日に閣議決定された。同基本方針では、連携中枢都市圏の形成に向けた取組を全国に広げるとともに、定住自立圏の形成に向けた取組を更に広げ、さらに、異なる個性を持つ地域と地域が連携して新たな稼ぐ力やひとの流れを生み出すため、都道府県を越えた広域的な地域づくりを推進するとしている。

なお、平成 29(2017)年 12 月 22 日には総合戦略中間年の総点検を踏まえ、総合戦略の改訂（閣議決定）が行われている。

同改訂版〔まち・ひと・しごと総合戦略（2017 改訂版）〕においても引き続き、まちづくりにおける地域連携の推進として、連携中枢都市圏、定住自立圏形成の促進が盛り込まれる中、それぞれの圏域の特性を踏まえた取組の成果指標等を設定し、進捗管理を行う事が示されている。

このほか、都道府県を越えた連携による広域的な地域づくりを推進するとしたほか、都市住民の全国各地域への関心を高めるとともに、地域間の相互理解や交流を深め、各地域の特産品の販路開拓等の産業振興や観光振興等を図るなど、地方創生に向けた東京 23 区と全国各地域との連携を促進することが示されている。

このような結果、自治体間の連携への取組は進展し、平成 30 年 1 月 10 日現在、全国で 24 の連携中枢都市圏（119 の定住自立圏、平成 29 年 12 月 1 日現在）が形成されるなど、広域連携の取組が広がりを見せている。

なお、総務省による連携中枢都市圏の取組状況資料（「連携中枢都市圏の形成の動き」平成 30 年 1 月 10 日現在）をもとに本研究会が調べたところ、全国 814 市区のうち、連携中枢都市圏を展開（圏域の形成に参加）している市は、105 市となっている。これは、全 814 市区の 12.9%に当たる。

また、連携中枢都市圏の取組に参加する市数をブロック別（本会部会別）に見ると、北海道での形成はなく、東北 4 市、北信越 21 市、東海 5 市、近畿 7 市のほか、中国 35 市、四国 6 市、九州 27 市となっており比較的西日本での取組が多い状況となっている。

さらに、定住自立圏の取組がなかった富山県、石川県で連携中枢都市圏の形成がみられたほか、定住自立圏の取組市数が少なかった静岡県、岡山県、広島県、山口県のほか、香川県で連携中枢都市圏形成の動きが見られる。

さらに岡山県では、県下 15 市中 14 市が 3 つの圏域に属しており、広島県では県下 14 中 12 市が 2 つの圏域に属し、さらに山口県では県下 13 市中 9 市が 3 つの圏域に属するなど連携への取り組みが進んでいる。

このような中、全国に先駆けて連携中枢都市圏を形成した圏域においては、取組開始から 2 年以上が経過し、具体的な成果も現れはじめている。

播磨圏域連携中枢都市圏では、企業誘致環境のポテンシャルに関する調査や企業誘致パンフレットを共同作成。姫路市においては、企業誘致に際し、企業ニーズに合わせて連携市町の情報（土地情報・優遇制度）も提供。姫路市単独で実施した企業誘致活動では面積条件を満たす工場適地がなかった企業に対して、圏域内の宍粟市の情報を紹介し、立地が決定している。

また、高梁川流域連携中枢都市圏では、圏域と三大都市圏間の社会動態の改善を目標のひとつに掲げ、移住・定住施策を推進。圏域内への移住検討者を対象とした「お試し住宅」では、約 1 年半の運用で、20 組・45 人の移住に繋がったほか、圏域内の保育士確保等を目的に、保育士・保育所支援センターを設置運営。コーディネーターを配置し、圏域の認可保育所での就労希望者（潜在保育士）を対象とした再就職支援等各種研修を実施。これまでに約 90 名（平成 27 年度に約 30 名、平成 28 年度に約 60 名）が就職・復職している。

現在、新たな連携中枢都市圏形成の動きもあり、連携中枢都市圏を通じた自治体間連携のさらなる進展が見られる一方、圏域形成のトップランナーにおける具体的成果の現れは、今後の全国の各圏域におけるさらなる成果を期待させるものと言える。

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携

A まちづくりにおける地域連携の推進

【施策の概要】

地方では、人口の流出が続き、地域経済の縮小、生活の利便性の低下等が問題となっており、それぞれの地域ごとに人口の流出に歯止めをかけ、活力ある経済・生活圏の形成のための地域連携を推進することが課題となっている。

このため、人口20万人以上の市を中心として、経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上の機能を備えた連携中枢都市圏を新たに形成し、人口減少社会においても一定の人口を確保し、活力ある社会経済の維持に取り組んでいく。

連携中枢都市圏の推進に当たっては、人口や行政サービス、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や都市構造の面も重視した連携を構築する。

なお、新たな都市圏の形成は、地方の自主性に基づくものであることを尊重する。

また、人口5万人程度以上の市を中心として、2009年度から、市町村が連携して相互に役割分担しつつ圏域の生活関連機能を維持・向上させ、人口のダム機能を果たすことを目的とする定住自立圏の取組が行われてきた。

この定住自立圏についても、取組事例の情報提供等により新たな圏域形成を促進する。

【主な重要業績評価指標】

■連携中枢都市圏の形成数：30圏域を目指す（2016年10月時点17圏域）

■定住自立圏の協定締結等圏域数：140圏域を目指す（2016年10月時点112圏域）

【主な施策】

(4)-(ア)-A-①連携中枢都市圏の形成

連携中枢都市圏における連携手法としては、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する「連携協約」を活用するとともに、その他個別の法律や施策に基づき必要となる手続も活用する。2016年10月現在、17圏域において連携中枢都市圏が形成されており、取組が着実に広がっている。

意欲のある市町村が積極的に連携中枢都市圏を形成することができるよう、事業実施に係る新たな地方財政措置を創設した。さらに、モデル事業、各地域の先進的な地域連携に関する取組事例の情報提供、RESASや人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供、内発的な自立発展の推進調査、補助事業採択における配慮等の支援を通じ、活力ある経済・生活圏の形成に向けた検討を後押しする。

こうした取組により、2020年には連携中枢都市圏の形成数を30圏域とすることを目指すとともに、市町村自らは、国の「総合戦略」を参考に、都市圏の特性を踏まえ、地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する成果指標等を設定し、進捗管理を行うものとする。

◎(4)-(ア)-A-②定住自立圏の形成の促進

2016年10月現在、112圏域において定住自立圏が形成されており、取組が着実に広がっている。この結果、各圏域で住民の生活関連機能に関するサービスの供給確保や質の向上に向けた取組が進められている。

定住自立圏の形成等を引き続き推進するため、取組事例の情報提供や協定等を締結していない中心市への意向調査等を行う。2020年には定住自立圏の協定締結等圏域数を140圏域とすることを目指すとともに、地方公共団体自らは、圏域の特性も踏まえ、協定等に基づき推進する具体的取組に関し成果指標等を設定し、進捗管理を行うものとする。

- (4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
①まちづくり・地域連携

<概要>

人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を確保し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するため、連携中枢都市圏の形成に向けた取組を全国に広げるとともに、各圏域における取組の更なる深化を支援する。

圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成するため、定住自立圏の形成に向けた取組を更に広げるとともに、各圏域における取組の更なる深化を支援する。さらに、異なる個性を持つ地域と地域が連携して新たな稼ぐ力やひとの流れを生み出すため、都道府県を越えた広域的な地域づくりを推進する。

【具体的取組】

◎連携中枢都市圏の取組内容の深化

- 平成32年度に連携中枢都市圏の形成数を30圏域とすることを旨とする（平成29年4月1日現在：23圏域）。
- より効果的な施策・事業に連携して取り組むことにより連携中枢都市圏の取組を深化させていくため、年内に連携中枢都市圏ビジョンに磨きをかける進捗管理の方法や連携中枢都市圏の目的達成に効果を発揮した施策を把握し、優良事例を全国展開することで各圏域の取組を支援する。

◎定住自立圏の取組内容の深化

- 平成32年度に定住自立圏の形成数を140圏域とすることを旨とする（平成29年4月1日現在：118圏域）。
- より効果的な施策・事業に連携して取り組むことにより定住自立圏の取組を深化させていくため、年内に定住自立圏共生ビジョンに磨きをかける進捗管理の方法や定住自立圏の目的達成に効果を発揮した施策を把握し、優良事例を全国展開することで各圏域の取組を支援する。

◎都道府県を越えた連携による広域的な地域づくりの推進

- 平成29年度以降、「広域地方計画」（平成28年3月29日国土交通大臣決定）で特定した広域ブロック8圏域における計116の広域連携プロジェクトの具体化を進め、複数の都道府県を越えた地域が連携して行う広域的な地域づくりを推進する。

（4）時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

（ア）まちづくり・地域連携

Aまちづくりにおける地域連携の推進

【施策の概要】

地方では、人口の流出が続き、地域経済の縮小、生活の利便性の低下等が問題となっており、それぞれの地域ごとに人口の流出に歯止めをかけ、活力ある経済・生活圏の形成のための地域連携を推進することが課題となっている。

このため、人口20万人以上の市を中心として、経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上の機能を備えた連携中枢都市圏を新たに形成し、人口減少社会においても一定の人口を確保し、活力ある社会経済の維持に取り組んでいく。

連携中枢都市圏の推進に当たっては、人口や行政サービス、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や都市構造の面も重視した連携を構築する。

なお、新たな都市圏の形成は、地方の自主性に基づくものであることを尊重する。

また、人口5万人程度以上の市を中心として、2009年度から、市町村が連携して相互に役割分担しつつ圏域の生活関連機能を維持・向上させ、人口のダム機能を果たすことを目的とする定住自立圏の取組が行われてきた。

この定住自立圏についても、取組事例の情報提供等により新たな圏域形成を促進する。

さらに、異なる個性を持つ地域と地域が連携して新たな稼ぐ力やひとの流れを生み出すため、広域地方計画（平成28年3月国土交通大臣決定）に位置付けられた広域連携プロジェクトの具体化を進める。

魅力的な都市圏域においては、文化・芸術・科学等の先進性、生活の利便性や快適性など、若者を惹きつける要素を有していることに鑑み、広域ブロック圏単位で、人口の集積拠点となり、若者にとっての魅力を高める方策を検討する必要がある。そのため、一定規模の人口や都市機能を有する都市圏の人口動態等について分析を行い、関係省庁と連携の下、必要な方策について検討を行う。

加えて、地方創生に向けた東京23区と全国各地域との連携を促進し、住民間の相互理解や交流とともに、全国各地域の産業振興や観光振興を図る取組を推進する。

【主な重要業績評価指標】

■連携中枢都市圏の形成数：30圏域を目指す（2017年10月時点23圏域）

■定住自立圏の協定締結等圏域数：140圏域を目指す（2017年10月時点119圏域）

【主な施策】

◎(4)-(ア)-A-① 連携中枢都市圏の形成

連携中枢都市圏における連携手法としては、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する「連携協約」を活用するとともに、その他個別の法律や施策に基づき必要となる手続も活用する。

2017年10月現在、23圏域において連携中枢都市圏が形成されており、取組が着実に広がっている。

意欲のある市町村が積極的に連携中枢都市圏を形成することができるよう、引き続き地方財政措置や委託事業、各地域の先進的な地域連携に関する取組事例の情報提供、RESASや人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供、補助事業採択における配慮等の支援を通じ、活力ある経済・生活圏の形成に向けた検討を後押しする。

こうした取組により、2020年には連携中枢都市圏の形成数を30圏域とすることを目指すとともに、市町村自らは、国の「総合戦略」を参考に、都市圏の特性を踏まえ、地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する成果指標等を設定し、進捗管理を行うものとする。

◎(4)-(ア)-A-② 定住自立圏の形成の促進

2017年10月現在、119圏域において定住自立圏が形成されており、取組が着実に広がっている。この結果、各圏域で住民の生活関連機能に関するサービスの供給確保や質の向上に向けた取組が進められている。

定住自立圏の形成等を引き続き推進するため、セミナーの開催による取組事例の情報提供や協定等を締結していない中心市への意向調査等を行う。2020年には定住自立圏の協定締結等圏域数を140圏域とすることを目指すとともに、地方公共団体自らは、圏域の特性も踏まえ、協定等に基づき推進する具体的取組に関し成果指標等を設定し、進捗管理を行うものとする。

◎(4)-(ア)-A-③ 都道府県を越えた連携による広域的な地域づくりの推進

広域地方計画（平成28年3月国土交通大臣決定）には、広域ブロック8圏域で計116の広域連携プロジェクトが位置付けられている。各圏域に設置された広域地方計画協議会を中心に官民の幅広い主体が連携して、プロジェクトの具体化を推進する。

2017年度からは、特に先導的なものとして、13の広域連携プロジェクトを選定し、事例形成に対する支援を実施している。先行的な事例形成

○姫路市の取組（平成 28（2016）年 11 月 1 日～2 日「姫路市現地調査結果」より）

連携中枢都市圏を進めるトップランナーの一つが、姫路市を中心とする播磨圏域連携中枢都市圏である。本研究会は、平成 28 年 11 月 1 日～2 日にかけて、同圏域の中核都市である姫路市を訪れ、同圏域において連携協約に基づき推進する具体的取組（圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化）などについての現地調査を行った。

（概要）

播磨圏域連携中枢都市圏は、姫路市を中心とする 8 市 8 町からなり、当初は、市町村合併により政令指定都市を目指していたが、環境が整わなかったこと等により、広域連携の取組を進める方向へ舵を切るかたちで、広域連携施策を進めている。

まず、「圏域全体の経済成長のけん引」では、播磨圏域の企業誘致の促進がある。従来、企業誘致の際には、姫路市内に工業用地がなければ諦めるしかなかったが、播磨圏域全体を見渡して条件やコスト等を踏まえ、播磨圏域全体における企業誘致の成功可能性を高める等の事業を行っている。

また、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」では、成年後見支援センター運営事業を展開している。高齢化の進展とともに重要度を増している成年後見制度の相談支援、普及啓発等を実施するため、姫路市が設置・運営する成年後見支援センターについて、播磨圏域内の神崎郡 3 町における住民等も対象とし、共同利用の形で相談業務等を行い、運営費は姫路市が負担する。

さらに「高次の都市機能の集積・強化」については、広域的な救急医療体制の充実に取り組んでいる。兵庫県と協力しながら、二次及び三次救急医療体制の整備や先進医療の充実など、安定的な診療体制の確立に取り組むとともに、医療従事者の確保に取り組んでいる。

エ 新たな広域連携促進事業の委託事業

平成 26 年度から、地方自治法の改正により新たに導入された「連携協約」を活用した地方公共団体間の新たな広域連携の取組を推進するため、「新たな広域連携モデル事業」が開始された。

同事業では、地方中枢拠点都市圏形成の準備のため、先行的なモデルを構築することを目的とし、連携協約を活用し、地方中枢拠点都市圏の形成、条件不利地域における都道府県による市町村の補完、三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な取組を実現するための財政支援等が行われている。

その後、平成 26 年 12 月 27 日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において重複する都市圏概念が統一（連携中枢都市圏に統一）され、今後の「連携中枢都市圏」の形成が示されたことに伴い、総務省では、平成 27 年 1 月 28 日にこれまでの「地方中枢拠点都市圏構想推進要綱」を「連携中枢都市圏構想推進要綱」へと改正を行っている。

これに伴い平成 27 年度からは、「新たな広域連携モデル事業」は、「新たな広域連携促進事業」と名称を変更し、引き続き実施されている。

新たな広域連携促進事業の委託事業実施団体には、総務省から 1 団体 1,250 万円を上限とする委託金による支援が行われる。

新たな広域連携促進事業の提案市区町村は、同事業により、関係市区町村の首長、議員、産業界、教育、福祉等の関係者により今後の連携に関して議論を行う。あるいは広域連携の可能性やメリットについて調査を行うとともに、連携協約に盛り込む事業の一部試行的な取組などを実施する。

この委託事業は、連携中枢都市圏形成を目指す圏域における取組だけでなく、既に連携中枢都市圏を形成している連携中枢都市等における取組、都道府県と市区町村との連携に向けた取組、三大都市圏（東京圏（東京 23 区、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、千葉市における通勤・通学 10%圏）、関西圏（大阪市、堺市、神戸市、京都市における通勤・通学 10%圏）、名古屋圏（名古屋市の通勤・通学 10%圏）における水平的・相互補完的・双務的な役割分担の取組等、新たな広域連携を行う際の議論の促進剤となっている。

なお、平成 26 年度、27 年度の新たな広域連携委託事業については、事業総括が行われており、①関係地方公共団体間での協議を通じ、地域の抱える課題や今後の連携の必要性について認識を共有できた。②基礎調査や試行行事を通じて、具体的な連携のニーズやイメージを把握できた。③行事だけでなく、事業者、金融機関、大学、医療機関等民間サイドも参画し、圏域としての戦略等を構想できた。などの成果が得られたとしている。

これらの総括を踏まえ、「連携中枢都市圏」の形成等地方公共団体間の新た

な広域連携の促進を図ることを目的に、意欲ある市町村又は都道府県に対し、引き続き平成 28 年度、29 年度の新たな広域連携促進事業の募集が行われ実施されている。

新たな広域連携委託事業について【総括】	
委託事業における取組内容 <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域連携に関わる自治体間において、首長会合をはじめ、企画部局の検討会や事業部局の実務担当者による行政間での協議のほか、民間・地域の関係者も交えた様々なフェーズ・関係者で協議や検討会を実施。 ○ 圏域における人口動態、経済動向、観光動態、住民・事業者アンケート等の各種データの収集・分析を行う基礎調査を実施。 ○ 圏域としての展示会・物産展の開催、圏域内事業者向けセミナー等の試行的な事業を実施。 	
委託事業を通じた課題の把握 <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係市町村との合意形成 <ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村から市町村合併につながるのではないかと不安 ・既存の連携に関する取組（一部事務組合等）で十分との声 ・連携の素地がなく合意形成に苦慮 ○ 庁内の合意形成 <ul style="list-style-type: none"> ・企画担当部局以外の部局が取り組むメリットを感じていない ・既存事業との関係性や新たに取り組む必要性が整理できていない ○ 議会の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・自団体以外の住民サービスの向上のために施策を講じる理由が不明 ・自団体へのメリットが不明、具体的な取組のイメージが沸かない ○ 民間、地域の関係者の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・圏域としての意識の醸成が不十分、現状や制度に対する理解が不足 ・農協、金融機関、交通事業者は既に広域的な取組を進めていた ○ 具体的な連携のニーズやイメージの把握 <ul style="list-style-type: none"> ・上記関係者への理解を得るためには具体的な議論が必要であり、データ等に基づくニーズや事業イメージの把握が不可欠。 	課題への対応 <ul style="list-style-type: none"> ○ 連携協約の趣旨、市町村合併を前提とするものではないことや人口減少社会における取組の必要性等を関係市町村の首長や幹部等に丁寧に説明した。連携の素地がない場合も粘り強く協議を行い信頼感の醸成に努めた。 ○ 市長自らが職員に必要性を示したり、副市長をトップとする検討会議を設置する等トップダウンの仕組みを構築。各事業部局の間では検討過程で現状認識や取組の必要性を共有することにより全庁的に取り組む機運を醸成した。 ○ 近隣自治体の衰退による自団体に対する影響等の観点から取組に対する必要性を丁寧に説明したほか、実現可能な取組から着手し徐々に理解が広まるように努めた。 ○ 商工会や観光協会などの関係団体には、検討の段階から予め情報を共有し、制度の説明を丁寧に行うとともに、住民向けアンケートやパブリックコメントなどを活用し住民への周知啓発を実施した。 ○ 関係者の理解を得るためには、議論のベースとなる、客観的なデータや具体的なニーズ、取組イメージを共有する必要があり、これらの把握に努めた。
得られた成果 <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係地方公共団体間での協議を通じ、地域の抱える課題や今後の連携の必要性について認識を共有。 ○ 基礎調査や試行事業を通じて、具体的な連携のニーズやイメージを把握。 ○ 行政だけでなく、事業者、金融機関、大学、医療機関等民間サイドも参画し、圏域としての戦略等を構想。 	

平成26年度新たな広域連携委託事業による分野別取組例

連携中枢都市圏に係る取組例

経済成長のけん引

- 経済成長戦略会議の運営(盛岡市、倉敷市、北九州市・下関市)
 - ・ 産学官が一体となって、圏域の経済成長に向けた調査研究や圏域における経済施策を立案。
- 産学官の交流推進(姫路市)
 - ・ 産業界のニーズと大学等の技術シーズを組み合わせるため、コーディネーターとなる県立大学を支援。
 - ・ 世界最高水準の研究施設の活用による新製品・技術の開発促進。
- 中小企業への支援(広島市)
 - ・ 経営改善コーディネーター(金融機関出身者等)を設置し、早期の経営改善を支援。圏域内のデザイン産業の振興。
- 農水産物の6次産業化・農工商連携の推進(熊本市)
 - ・ 東アジアにおける商談会開催、海外バイヤーや輸出アドバイザーによる輸出支援。圏域内の農水産物を活用した高付加価値の新商品開発を助成。
- 外国人観光客の誘致促進(姫路市)
 - ・ 外国語パンフレットの作成、Wi-Fi環境や誘導サインの充実、意識調査による志向・視点の分析を通じて、外国人観光客の利便性を向上。
- 地域資源の活用による経済の活性化(倉敷市)
 - ・ 圏域内に残る町屋・古民家の再生整備を一括管理。技術者等から成る技術継産業クラスターを形成。

高次の都市機能の集積・強化

- 高度な医療サービスの提供(福山市)
 - ・ 救命救急センターやがん医療等の提供体制の充実。圏域内の医療機関の連携強化、医師・看護師の確保・教育研修の充実。
- 中心拠点の整備(姫路市、熊本市)
 - ・ 鉄道駅やバスターミナルなどの整備。

生活関連機能サービスの向上

- 配偶者暴力相談支援センターの広域化の検討(盛岡市)
 - ・ 出張DV相談や宿泊場所提供事業など広域的対応に向けて検討。
- 消費生活センターの広域化(盛岡市)
 - ・ 消費者への広域的な相談対応の促進。
- 病児・病後児保育の広域利用(広島市)
 - ・ 市町村域を超えて、病児・病後児保育を実施。
- 発達障がい児に対する広域的な診療・相談体制の強化(宮崎県)
 - ・ 大学医学部と連携した常勤医師の確保、相談支援専門の機能強化。
- 地域公共交通ネットワークの維持形成(姫路市)
 - ・ 広域連携バスや鉄道駅までの連絡バス網の維持・鉄道の利用促進。
- 広域連携地下水保全事業(熊本市)
 - ・ 地下水の汚染物質削減、植林や水田オーナー制度事業等による水源かん養。

都道府県の補完に係る取組例

- 県との垂直連携、県による事務の補完の可能性を調査(鳥取県)
 - ・ 定住自立圏外にあり、職員体制・財政状況・専門的知識等の面で不十分な状況にある町村において、新たな県と市町村における自治体間連携の取組を検討。
- 災害発生時の対応(日南町、日野町、江府町、日吉津村)
 - ・ 災害発生時の調査、査定、復旧工事等に必要な県の人的支援(職員の派遣)、技術支援、県と町村との役割分担等について調査分析。
 - ・ 災害の規模等に応じた町村、県、民間事業者等による災害復旧チームを結成。
 - ・ 町村管理の橋梁等の維持管理に係る県の技術支援。
- 県システムの活用による町村システムとの共同化(大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、日吉津村)
 - ・ 県・町村の既存システムの調査、共同化等に必要システム改修・コスト比較、効果・リスク検証などを実施。多くの団体の参画による継続的な共同化の検討。
 - ・ システムの維持管理、制度改正に伴う改修等、システムコスト・人的コストの削減や、業務の標準化・効率化が期待。

- 併任職員方式の採用(大分県)
 - ・ 企画立案段階又は事業実施段階において、ノウハウやマンパワー等が不足するという役場の課題に対処するため、県の地方機関である振興局職員を両町村に配置。
- 観光振興に関する取組(姫島町)
 - ・ モニターツアーやおもてなし研修会、天然資源の学術的調査、宿泊施設等に対するアンケート調査、スポーツツーリズムの先進地視察、PRパンフレットの作成
- 水産振興に関する取組(九重町、姫島村)
 - ・ 漁協等と連携した今後の対策案の検討、経営・価格設定自主点検研修会を開催、地元特産水産物の普及促進。

平成27年度新たな広域連携委託事業による分野別取組例

連携中枢都市圏に係る取組例

経済成長のけん引

- 新たな産業の創出・関連産業の創出・集積・人材育成等(郡山市)
 - ・ 産学官連携(産学支援機関や研究機関と圏域内企業との連携)を推進し、相談窓口やコーディネーター業務、ビジネス関連講座等の支援策を強化。
- 圏域全体の潜在型観光を促進(金沢市)
 - ・ 観光マネジメント組織(DMO)の構築
- ぎふ〜ど普及促進事業(岐阜市)
 - ・ 圏域農産物の利用、販売等を行う店等を「地産地消推進の店(ぎふ〜ど)」として認定し、圏域農産物のブランド化
- 農業者の担い手確保(八戸市)
 - ・ 圏域の農業従事者不足に対応するため定年退職者や障がい者等を対象に、農業サポーターの育成・確保や、圏域内の就農者の受入体制や各種支援制度についての情報共有、就農希望者への情報提供。
- 交流人口の増加・移住定住促進(久留米市、大分市)
 - ・ 首都圏へのアンテナショップの整備し圏域特産品の販売や来館者に対して圏域の魅力ある観光、子育て、医療などの情報発信を行い、交流人口の増加や移住促進を図る。
 - ・ 移住希望者に対して、各連携自治体の住居・就職など移住に関する情報を一併に提供し、相談対応等、必要な支援を行う

高次の都市機能の集積・強化

- 公共交通利用促進(郡山市、岐阜市)
 - ・ 新たな広域交通網の検討や、公共交通の利用促進策を広域的に実施。
- 医療体制の整備(松山市、長崎市)
 - ・ 救急医療提供体制の将来構想の策定、ハイリスク妊娠・出産への対応。
- ESD(持続可能な開発のための教育)実践事業(岡山市)
 - ・ 職員対象の研修の共同実施、学協会開催等による住民への啓発等

生活関連機能サービスの向上

- 子育て関連(郡山市、新潟市)
 - ・ 子どもの遊び場を共同利用し健康増進、健やかな心の発達を促進。
 - ・ 病児・病後児保育施設の相互利用、子育て支援パスポートの共通化。
- 上下水道事業の広域連携(金沢市)
 - ・ 上下水道事業の広域連携研究会を設置し、事業基盤の強化・共同化を検討。
- NPO法人等の「できることリスト」作成事業(岡山市)
 - ・ 圏域内のNPO法人等の活動内容等を掲載した「できることリスト」の作成・公開。
- 近隣市町村の取組例
 - ・ 公共交通の利用実態調査(滝沢市※中心市・盛岡市)
 - ・ JR東日本と観光団体との協議調整(佐用町※中心市・姫路市)

都道府県の補完に係る取組例

- 農業体験を契機とした移住・定住促進(千葉県)
 - ・ 都内在住者への移住・定住、農業体験への意向調査、農業・商工関係者へのヒアリング等
- 専門性を活かした組織横断的サポート/医療情報一元化(長野県)
 - ・ (大滝村)子育て世代の移住促進、やさしい村作り(一人親家庭支援プロジェクト等)等
 - ・ (9市町村)保険・医療・介護情報一元化システムを活用し、糖尿病性腎症重症化予防等
- 共通する行政課題の解決(静岡県)
 - ・ 消費生活センターや教育委員会の共同設置、税徴収事務の共同処理等役割分担の検討
- 新たな連携・協働の仕組み「奈良モデル」の一層の推進(奈良県)
 - ・ 「奈良県・市町村長サミット」開催し「まちづくり」等の課題について情報共有、意見交換
- 人と農地の地図による業務支援システム(宮崎県)
 - ・ 担い手や農地に関する地図情報を一元化し、水土里情報システム上で可視化
- 県と市が連携した産業(農業)振興(鹿児島県)
 - ・ 農業振興(新規栽培品目の選定及び農産物の高付加価値化・販路開拓による農業経営の安定化)の促進を目的とした町検討委員会を設置。

三大都市圏の連携に係る取組例

- 子育て関連事業の連携(千葉市、市原市、四街道市)
 - ・ 3市の課長級による連絡会議を設置し、10事業について連携実現性の可否等を検討。
- 総合的な保険福祉施策の実施(茅ヶ崎市、寒川町)
 - ・ 連携検討会議において健康管理システムの共同利用、専門人材の広域確保、感染症対策の広域連携等の共同実施検討。
- 行政改革の加速(国分寺市、小平市)
 - ・ 4つのテーマ(公共サービス、行政データ、地域公共交通、建設基準行政)毎にWGで詳細な検討、今後の方向性等をとりまとめ。
- 2府1県をまたいだネットワーク(京都市、京都市圏自治体NW)
 - ・ 広域職員研修、地場産品の活用策、ICTを活用した観光振興策、訪日外国人観光客増加への対応策、公共施設の公共利用。
- 地域ブランドPR、幅広い分野の連携強化(神戸市、他9市町)
 - ・ 圏域自治体との共同運営の「ぐるっと神戸」のスマートフォン対応、神戸市主催の技術職員研修等に圏域自治体の職員を受け入れ。

平成28年度 新たな広域連携促進事業 委託団体事業内容

応募団体名	関係市町村	圏域人口等	圏域面積等	委託事業・検討事業の概要
1 連携中枢都市圏形成を目指す圏域における取組				
青森市	【青森県】平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町（計3町1村）	325,458人 (うち青森市299,520人)	1,478.1km ²	青森広域事務組合として事務の共同処理を行ってきた団体1市3町1村(青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町)による連携。特産物の販路拡大、農業従事希望者を対象とする移住促進事業などに取り組む。外部委託調査は実施せず、県調査、経済センサスなどの結果を分析し、圏域の強みを検討する。
福島市	【福島県】伊達市、桑折町、国見町、川俣町、飯館村 【宮城県】白石市(計2市3町1村)	440,756人 (うち福島市292,590人)	1,758.07km ²	生活圏として密接な関係のある福島県東北地方2市3町(福島市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町)と相双地方1村(飯館村)、並びに伊達氏、上杉氏の領土であったなど歴史文化的に繋がりが深く、ヒト、モノの交流が現在も多い宮城県白石市と連携。東日本大震災も踏まえて、人々の暮らしを支える持続可能な連携中枢都市圏の形成について調査検討を行う。
高岡市・射水市	【富山県】南砺市、氷見市、砺波市、小矢部市(計4市)	457,576人 (うち高岡市176,061人、射水市93,588人)	1,479.3km ²	富山県西部6市の連携中枢都市圏形成に向け、圏域自治体で構成する協議会や産学官民による懇談会を通じ、「とやま呉西圏域」都市圏ビジョン(仮称)を策定・推進する。 本委託事業においては、圏域行政にとどまらず、産業界等民間にも連携中枢都市圏の取組を広げるため、連携事業の経済的効果の推計や地域経済循環構造の調査を通じ、圏域形成による具体的なメリットを明らかにする。
四日市市	【三重県】いなべ市、東員町、菟野町、朝日町、川越町(計1市4町)	442,718人 (うち四日市市307,766人)	570.68km ²	三重県北部に存する本圏域は、名古屋大都市圏における重要な経済圏域を担っており、今後見込まれる高規格道路網等の整備も見据え、圏域全体での連携体制の構築を目指す。工業地帯である地域性を背景に、物流の活性化、航空・宇宙産業をはじめとする成長産業の立地促進、観光誘客の増加を目指した圏域の魅力向上、若者の就労・定住促進、公共交通機関の利用促進など、圏域がより一層発展することが期待できる分野に関する調査研究を行う。本委託事業では、本圏域の位置づけや各市町の連携可能性に関する基礎的な調査を行うとともに、圏域内でのポテンシャルの掘り起こしを行い、広域連携に向けた方向性を検討する。
鳥取市	【鳥取県】岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、【兵庫県】香美町、新温泉町(計6町)	275,529人 (うち鳥取市197,449人)	2,128km ²	これまで、定住自立圏を形成してきた圏域(鳥取県鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県新温泉町)に兵庫県香美町を加えた1市6町で、鳥取市の中核市移行と併せて圏域形成を目指す。定住自立圏で取り組んできた観光振興、移住定住施策を更に深化・充実させると共に、企業誘致や保健医療・環境衛生行政の拠点整備に取り組む。本委託事業では圏域ビジョン案の策定と、その基となる人口動態・産業構造等の分析、先進地視察などを行う。
呉市	【広島県】竹原市、三原市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町(計4市5町)	711,452人 (うち呉市239,973人)	1,795.2km ²	中核市である呉市を中心とし、既存圏域内に含まれる5市5町により都市圏の形成を目指す。国土計画における生活圏域の目安とされる時間距離を有する地域、かつ他圏域に先行して超高齢化に直面している圏域の活性化や住民サービスの向上に資する連携ビジョンの策定に向け、高齢者の雇用の創出や生活習慣病の重症化予防事業等の連携策を検討する。なお、広島市を中心とする連携中枢都市圏との関係等を整理すること。
山口市・宇部市	【山口県】萩市、防府市、美祿市、山陽小野田市【島根県】津和野町(計4市1町)	642,365人 (うち山口市196,628人、宇部市173,772人)	2,803.29km ²	山口市と宇部市では高次の都市機能が互いの都市特性のもと役割分担されて集積されている。このような都市特性を踏まえ、山口市と宇部市を中心とする複眼型連携中枢都市圏の形成を検討。 具体的には圏域全体での高次都市機能の活用・強化や食による圏域ブランドを確立し、交流人口の拡大や飲食業分野の雇用創出を図るとともに観光への付加価値を高め、圏域全体の経済活性化・一体感の創出を目的とした事業を展開するために試行的事業の実施や産学官民の関係者との検討を進める。
高知市	【高知県】室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、本山町、大豊町、土佐町、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、橋原町、津野町、四万十町、大月町、黒潮町、北川村、馬路村、芸西村、大川村、日高村、三原村(計10市17町6村)	764,456人 (うち高知市343,393人)	7,103.93km ²	都市機能が集積した高知市を中心とする持続可能な都市圏の形成を目指す。 圏域では人口の自然減で15年、高齢化率で10年、全国平均より先行しており、連携中枢都市圏構想により持続可能な圏域を目指す。 なお、連携中枢都市圏を形成する市町村の範囲等について改めて検討すること。
鹿児島市	【鹿児島県】日置市、いちき串木野市、始良市(計3市)	762,621人 (うち鹿児島市605,846人)	1,144.11km ²	都市機能が集積した鹿児島市を中心に、一体的な生活圏を形成し、かつ食品関連産業や観光資源等、複数の共通の強みを持つ周辺3市との都市圏形成を目指す。具体的には、鹿児島市が有する都市資本と圏域にバランスよく存在する地元産品(水産物、農産物)等を活用したフードビジネスの推進等、鹿児島市及び周辺市の従前の取組を最大限に生かしながら圏域全体に拡大・運動させることで、相乗的に地域経済の活性化と住民サービスの向上等を図るためのビジョン案を検討する。
2 都道府県と市区町村との連携に向けた取組				
北海道	【北海道】江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町	42,058人	2,630.32km ²	離島を含む小規模な自治体で構成される檜山振興局管内において、地域の行政サービスの持続的な維持・充実を図るため、道振興局と市町村が共通・類似する事務を協働して取り組む体制の構築を目指し検討・調査を行う。

平成28年度 新たな広域連携促進事業 委託団体事業内容

応募団体名	関係市町村	圏域人口等	圏域面積等	委託事業・検討事業の概要
長野県	【長野県】上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	31,042人	1,546.15km ²	中山間地域の小規模6町村で構成されている木曾地域において、長野県と町村が連携して、連携協約等を活用した定住の受け皿づくりのための圏域の形成を目指す。 具体的には、「日本遺産」認定を最大限生かす広域観光の推進や公共交通システム構築の検討など広域的な地域課題に対する連携策や、行政サービスの維持・充実の仕組づくりについて、県と町村が連携して検討する。
静岡県	【静岡県】下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 (計1市5町)	73,713人	583.55km ²	伊豆半島南部に位置する小規模かつ過疎等の条件不利地域1市5町で構成される賀茂地域において、静岡県と市町が連携して地域全体の効率的な行政運営の方向性を検討する。地籍調査、地域包括ケアシステムにおける地域支援事業、水道事業など市町間の連携のみでは解決の難しい地域課題について、広域的な視点から現況調査、課題抽出等や研修等の実施を県が主導することにより、共同処理の体制構築に向けた検討とそのベース作りを行う。
3 市区町村間における水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組				
横須賀市	【神奈川県】鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町(計:3市1町)	732,059人 (うち横須賀市 418,325人)	206.87km ²	三浦半島4市1町において「三浦半島サミット」による広域連携を展開する中で、健康増進と健康寿命の延伸を図るための施策を検討するに当たり、広域連携により効果的に取り組むための現状分析及び連携施策の方向性、具体的な取り組み等の検討を行う。本取組により、圏域住民の健康寿命の更なる延伸と生活の質の向上を図る。
舞鶴市	【京都府】福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町 (計:4市2町)	309,007人 (うち舞鶴市 88,669人)	2,086.26km ²	人口10万人未満の京都府北部の5市2町が、「仮想的30万人都市」を目指して連携して施策を実施する。 具体的には、本圏域の実態把握として、全国の中核市における都市機能サービス水準と圏域のサービス水準の比較調査、交通状況実態調査及び公共施設の相互利用に向けた実態調査のほか、試行事業として、圏域全体のものづくり企業ガイドの作成及び農商工ビジネスフェアを実施する。 なお、本地域における取組等について地方自治分野に精通した学識経験者より意見等を聴取すること。

平成29年度 新たな広域連携促進事業 委託団体事業内容

応募団体名	関係市町村	圏域人口等	圏域面積等	委託事業・検討事業の概要
1 連携中枢都市圏形成を目指す圏域における取組				
和歌山市	【和歌山県】海南市、紀の川市、岩出市、紀美野町(計3市1町)	541,288人 (うち和歌山市 364,154人)	704.96km ²	県内人口の約5割が集積する圏域(和歌山市、海南市、紀の川市、岩出市、紀美野町(4市1町))において、連携中枢都市圏形成を目指し、連携中枢都市圏ビジョンの策定に向けて、産官学等や地域で活躍する団体等により構成される連携中枢都市圏ビジョン懇談会を開催し広く意見を聴取するとともに、関係市町と各種基礎調査の実施や施策の抽出を行う。
佐世保市	【長崎県】平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町 【佐賀県】伊万里市、武雄市、嬉野市、有田町(計6市7町)	564,303人 (うち佐世保市 255,439人)	2,115.57km ²	長崎県佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町及び佐賀県伊万里市、武雄市、嬉野市、有田町(7市7町)を圏域とする新たな連携中枢都市圏の形成に向け、圏域全体の活性化や市民サービスの向上に寄与する各種事業を検討するとともに、連携市町や産学官金民との連携・協力体制の構築を推進する。
2 都道府県と市区町村との連携に向けた取組				
長野県	【長野県】上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村(計:3町3村)	28,399人	1,546.17km ²	中山間地域の小規模6町村で構成されている木曾地域において、昨年度、町村・広域連合・県による「広域連携推進会議」を立ち上げ、地域の特徴を活かした地域振興や行政サービスの維持・充実のための新たな広域連携のあり方や方向性について検討を行ってきた。 本年度は、これまでの検討結果を踏まえ、連携協約の締結等連携体制を構築するため、公共交通システムの維持・改善、移住・交流の推進、眺望・景観の整備といった連携施策を具体化する取組を行う。 また、人口減少の進行を見据え、町村職員の人員体制について木曾地域全体として適正化を図るための採用、派遣、交流等のあり方を新たな検討テーマとする。
奈良県	【奈良県】山添村、曾爾村、御杖村、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村 (泉域水道ビジョンにおける簡易水道エリアの11村のうちモデル村として4村程度)	17,418人	2,053.02km ²	奈良県・泉域水道ビジョンにおける簡易水道エリア内のモデル村(4村程度)の簡易水道事業について水道資産の把握、将来の水需要にあった投資計画、水道料金適正化や国の財政支援等による財源確保対策等の作成を支援する。 また、モデル村への経営改善策の策定支援を通して、簡易水道事業における広域的な支援体制を構築する。
鹿児島県	【鹿児島県】三島村、十島村(計:2村)	1,163人	132.54km ²	外海離島特有の行政課題や小規模自治体固有の課題を有する三島村、十島村における行政機能を維持していくために有効な広域連携のあり方について、県、両村及び関係自治体による検討・研究を行うとともに、市町村間の広域連携のみでは解決が難しい課題について、県と両村が連携して取り組むための検討を行う。
3 三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組				
寒川町	【神奈川県】茅ヶ崎市(計:1市)	287,284人 (うち寒川町 47,936人)	49.04km ²	常備消防のみの広域化にとどまらず、消防と防災の円滑な連携体制等の構築について調査研究をするとともに、消防団等非常備消防や防災分野も含めた広域連携の可能性調査を通じて、総合的な防災力の提供体制の構築に向け、その方策について検討を進める。 また、寒川町・茅ヶ崎市を一つの圏域と捉えた消防力の適正配置のあり方についても研究を進める。

○「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果(平成 29(2017)年 2 月 7 日)より

本研究会の加盟市調査においても、新たな広域連携促進事業の委託団体事業の内容等(平成 26 年～28 年度)について調査し、加盟 82 市が委託団体に含まれているかなど、その状況を明らかにしている。

(ポイント)

連携中枢都市圏の形成等の地方公共団体間の新たな広域連携の促進を図ることを目的として、総務省が決定した平成 26 年度から 3 ヶ年にわたる広域連携促進事業の委託団体は、本研究会の「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果(平成 29(2017)年 2 月 7 日)においては、加盟 82 市のうち 33 市において該当している(本報告書 P34 表 16 参照)。

取組内容は、連携中枢都市圏形成を目指す圏域(27 市)におけるものが一番多くっており、それぞれ委託事業・検討事業の概要及び委託事業額等を回答している(本報告書 P35～P62 表 17、18 参照)。

上記加盟市調査結果においては、総務省は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26(2014)年 12 月 27 日閣議決定)において、取組を推進することとされた連携中枢都市圏の形成等の地方公共団体間の新たな広域連携の促進を図ることを目的として、地方公共団体に対し、「新たな広域連携委託事業」を展開しているが、平成 28(2016)年 6 月 28 日付けで、平成 28 年度の「新たな広域連携促進事業の委託に関する提案募集に対する委託団体」を決定(委託団体の決定は、平成 26、27 年度も実施)している。

加盟 82 市が、「新たな広域連携委託事業」の委託団体に含まれているかどうか(複数回答)をみると、「平成 26 年度委託団体に含まれている」が 10 市、「平成 27 年度委託団体に含まれている」が 17 市、「平成 28 年度委託団体に含まれている」が 6 市、「いずれの委託団体にも含まれていない」が 51 市となっている。

平成 26、27、28 年度の委託団体が、連携中枢都市圏等の広域連携促進事業について、どのような取組に分けられているか(複数回答)をみると、市町村間の広域連携が可能な地域の取組である「連携中枢都市圏形成を目指す圏域における取組」が 27 市、「既に連携中枢都市圏を形成している連携中枢都市等における取組」が 1 市(福山市)、市町村間の広域連携のみでは解決が難しい課題に関して、都道府県と市区町村が連携して行う地域の取組である「都道府県と市区町村との連携に向けた取組」が 1 市(長野市)、三大都市圏において、公共施設の広域的な適正配置や、介護保険施設の共同利用を通じた広域的な老人福祉サービスの提供等、近隣市区町村との役割分担を通じて行政サービスを行う地域の取組である「市区町村間における水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組」が 3 市(千葉市、京都市、神戸市)となっている。

委託団体における取組内容は、それぞれの置かれている状況により異なっているが、連携中枢都市圏形成を目指す圏域における取組(圏域の基礎調査・分析及び整理、圏域の市町村の重点施策・関連プロジェクトの調査・整理等)が最も多くなっている。

○千葉市の取組（平成 29（2017）年 1 月 25 日「千葉市現地調査結果」より）

本研究会は、平成 29 年 1 月 25 日に千葉市を訪れ、三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組事例として、同圏域において連携協約に基づき推進する具体的取組（圏域全体の生活関連機能サービスの向上）などについての現地調査を行っている。（現地調査結果 P114 参照）

千葉市は、平成 26 年 12 月 27 日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において取組を進めることとされた「連携中枢都市圏」の形成等の地方公共団体間の新たな広域連携の促進を図ることを目的として、総務省が行った平成 27 年度の新たな広域連携促進事業の委託に関する提案募集に際し、隣接する市原市、四街道市へ連携を呼びかける形で応募し、同年 6 月に「新たな広域連携促進事業」の委託団体に決定されている。

千葉市を中心として隣接する 3 市の市域を 1 つの圏域ととらえ、圏域全体による定住促進や経済の活性化、さらに女性の社会進出を一段と促進するため、増大する保育ニーズに対応できるよう、保育事業を中心とした子ども・子育て支援サービス等の現状把握や具体的な施策立案を検討し、今後の連携の可能性を検討するもの。

その後、千葉市、市原市、四街道市の 3 市の広域連携担当及び子ども・子育て支援担当の課長級による連絡会議等を設置。具体的な連携検討事業の方向性・効果・課題などについて検討し、連携内容を整理。連携の実施について 3 市で合意し、実現に向けた協議を継続的に行っている。そして、連携に向けて検討を行うこととなった 10 事業について 3 市の担当課での連携内容の協議を行い、実現に向けた課題などについて連携計画書としてとりまとめを行っている。平成 28 年 4 月 19 日には、千葉市、市原市、四街道市による新たな広域連携についての発表が行われた。3 市は今後もニーズの高い保育事業を中心として、さらに連携を強化することとしている。

＜平成 27 年 5 月作成（提案書提出時）：事業概要図＞

三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組

千葉市・市原市・四街道市 新たな広域連携促進事業概要

関係地方公共団体		
提案市区町村：千葉市	962,554人、	271,76km ²
連携市区町村：市原市	280,223人、	368,17km ²
四街道市	91,218人、	34,52km ²

関係地方公共団体の特長

- 千葉市は市原市とJR内房線・京成ちはら線、四街道市とJR総武本線上に立地
- 市原市及び四街道市から千葉市への通勤通学割合が16%、28%と高水準
- 東京湾に面した京葉工業地帯や、首都圏の住宅地として発展してきた



提案概要

千葉市と隣接する市原市、四街道市を1つの圏域と捉え、圏域全体の定住促進等を図るために共通して取り組める施策、及び女性の社会進出の促進に向け、圏域内における子ども・子育て支援環境の整備について、圏域全体を捉えた効果的な広域連携の仕組みづくりについて検討する。

主な取組

<社会背景>

人口減少

少子超高齢社会

➔

市域を超えた圏域全体による定住促進策の検討が必要

圏域全体で共通して取り組める施策を探る

女性の社会進出を一段と促進するため、子育て世帯の定住を図る施策を圏域全体で連携して取り組むことが重要

- 子ども・子育て支援サービス等の現状把握や利用者の意向調査
- 施策推進に向けた広域連携体制の仕組みづくり

新たな広域連携促進事業（千葉市・市原市・四街道市）（平成 27（2015）年 6 月決定）

⑤ 三大都市圏の市町村間の広域連携

ア 三大都市圏の市町村

(ア) 三大都市圏の市町村の現状

三大都市圏の市町村は、一定の財政力を背景に単独で事業を実施しているケースが多く、結果として、他の圏域と比較して市町村合併も広域連携も進んでいないとされる。

三大都市圏においては、人口急増期に集中的に整備した公共施設の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えるとともに、地方圏を上回る急速な高齢化の進行が予想されることから、圏域内の市町村では財政需要の増加が見込まれ、従来よりも厳しい状況に直面することが予想されている。

このような中で、単独の市町村であらゆる公共施設等を揃えるのは困難であり、こうした「フルセットの行政」から脱却し市町村間の連携による役割分担を進めていきたいという市町村も出てきている。

今後、三大都市圏においては、市町村間の水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行っていくことが有用と考えられている。

三大都市圏における市町村の状況

	H11.3.31の 市町村数	H26.4.5の 市町村数	減少率
三大都市圏	731	463	36.7%
うち東京都	40	39	2.5%
うち愛知県	88	54	38.6%
うち大阪府	44	43	2.3%
三大都市圏以外	2,501	1,255	49.8%
合計	3,232	1,718	46.8%

	1団体あたりの 共同処理する事務数(H26.4現在)
三大都市圏	19.2
うち東京都	21.0
うち愛知県	17.9
うち大阪府	17.6
三大都市圏以外	21.6
合計	21.0

(第31次地方制度調査会 第16回専門小委員会資料抜粋 平成27年4月22日)

◆市町村間の水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担

「水平的・相互補完的、双務的な役割分担」

これまで単独で処理してきた事務について、ある分野では近隣市町村に係るものを処理するが、別の分野では近隣市町村が処理することを、近隣の市町村と役割分担することで、適切に行政サービスを提供する取組み。

【今後、検討が求められるパターン】

(事例①)

A市・B市単独で様々な施設の建設を行うのではなく、

A市は〇〇分野の施設を建設するが△△分野の施設は建設せず、
 B市は△△分野の施設を建設するが〇〇分野の施設を建設しないこととし、それぞれの施設をA市・B市の住民が利用できるようにすることで、地域内の施設の重複を避け、住民により高度な行政サービスの提供を図る

(事例②)

A市・B市単独で様々な事務を処理するのではなく、
 A市はB市の住民も対象に〇〇分野の事務を処理するがA市の住民を対象とする△△分野の事務は処理せず、
 B市はA市の住民も対象に△△分野の事務を処理するがB市の住民を対象とする〇〇分野の事務は処理しないことで、
 事務処理の重複を避け、住民により高度な行政サービスの提供を図る



(第31次地方制度調査会 第16回専門小委員会資料抜粋 平成27年4月22日)

【現在、取組みが多く見られるパターン】

(事例③)

A市・B市は、ともに、〇〇分野の施設を建設するが、相互の住民が利用できるようにする。

(事例④)

A市は、〇〇分野の事務について、現行の事務の委託制度により、B市の事務を処理する。

(事例⑤)

一部事務組合や広域連合により共同処理する。



(第31次地方制度調査会 第16回専門小委員会資料抜粋 平成27年4月22日)

三大都市圏における新たな広域連携に関するアンケート結果

【調査主体】総務省自治行政局行政課	【調査手法】地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システム
【調査団体】三大都市圏所在の295市町村(回答:284団体、回答率:96.3%)	【調査期間】平成26年12月4日～12月15日
【調査時点】平成26年12月1日現在	

問1 近隣市町村との「水平的・相互補完的、双務的な役割分担」の取組について、実施する必要性を感じていますか。

実施する必要性を感じている	199	70%
実施する必要性を感じていない	85	30%

問2 近隣市町村との「水平的・相互補完的、双務的な役割分担」について、現在の取組状況は次のうちどれでしょうか。

実施している 又は 実施予定である	4	1%
実施していない	280	99%

問3 近隣市町村との「水平的・相互補完的、双務的な役割分担」の検討状況について

	これまでの状況		現在の状況		今後の予定	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
近隣市町村と検討	19	7%	9	3%	35	13%
自団体のみで検討	8	3%	9	3%	21	8%
検討していない	253	90%	262	94%	224	80%

問4 近隣市町村との「水平的・相互補完的、双務的な役割分担」の取組が実施に至らない理由は何ですか。

①何を検討したらいいかわからない	67	17%
②連携するメリットのある事務がない	71	18%
③事務負担が大きい	69	17%
④住民の理解が得られない	25	6%
⑤近隣市町村と調整するきっかけや場がない	80	20%
⑥近隣市町村の理解が得られない	13	3%
⑦その他	74	19%

(第31次地方制度調査会 第16回専門小委員会資料抜粋 平成27年4月22日)

(イ) 三大都市圏における主な課題

《公共施設のあり方》

公共施設の更新費用について、三大都市圏の方がその他の地域と比べて人口規模が大きく施設数が多いため、費用も必然的に高くなる。さらに、標準財政規模に占める更新費用の割合で比較すると、今後の更新費用の負担増に伴う影響は三大都市圏の方が深刻であるといえる。

このような状況においては、三大都市圏の市町村が単独であらゆる公共施設を更新し、フルセットで揃えるのは難しいことから、市町村間で連携して、維持・整備する公共施設を適切に分担・集約化し適正配置を進めるという、市町村の区域を越えた公共施設の総合的かつ計画的な管理が有効とされる。

公共施設の総合的かつ計画的な管理を進める際には、行政区域外からの利用者の利便性や、複合的な機能を持った施設への転換等に留意して検討を進めるべきであるとされている。

《急速な高齢化を踏まえた介護保険施設のあり方等》

三大都市圏における高齢者人口、特に75歳以上の人口は、その他の地域に比べて急速に増加することを考えると、介護保険施設サービス等の広域連携は、可能性・選択肢を拡げる意味で有益である。

さらに、介護保険施設サービスに関しては、急速にサービス需要が拡大することを踏まえると、供給の枠をすぐ隣の市町村に提供することだけでなく、離れた地域も含めた連携によりサービス供給の総量を確保し

ていくことになる可能性が高いと考えられる。

《検討の方向性》

現在は広域連携があまり進んでいない三大都市圏において、今後、連携を進めていくにあたって、まずは、喫緊の課題である公共施設や介護保険施設のあり方等について、連携して検討し、これを端緒として、「連携協約」に基づく広域連携を進めていくべきと考えられる。

「連携協約」の記載事項については、例えば、連携して維持・整備する公共施設や介護保険施設等の場所、規模、負担のあり方等について記載することが考えられるが、先行して連携を検討する市町村の検証を通じて、さらに検討を進めていくことが必要であると言える。

あわせて、先行して連携を検討する市町村の検証結果を踏まえ、支援措置のあり方についても検討を進めていくべきであるとする。

《圏域全体の課題への対応》

今後、圏域全体を集約的な都市構造に変えていこうとする場合には、市街地のあり方自体を検討し、既成の市街地を緑地など他の用途に転換することなどを含めて議論することが必要となる可能性がある。

このためには、市町村が、個別に対応するのではなく、長期的な空間ビジョンを共有した上で、その実現に向けて取り組むというような連携のあり方にまで踏み込んだ議論が必要となってくると考えられる。

イ 地方制度調査会答申等

第30次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25（2013）年6月25日総理大臣手交）において、三大都市圏の市町村間の広域連携についても述べられている。

同答申においては、まず、「大都市を含めた基礎自治体をめぐる現状と課題」において、三大都市圏の抱える課題を述べている。

それによると、『三大都市圏は、これまで地方圏に比べて高齢化の進行が緩やかであったが、団塊の世代を中心に今後急速に高齢化が進行していく。これまで地方圏が高齢化の進行に応じて徐々に対応してきた行政課題について、三大都市圏においては今後極めて短期間のうちに対策を講じることが必要である。また、高齢者医療、介護や生活保護などの行政需要が急増することへの対応や、独居老人や老老介護の問題など、家族やコミュニティの機能の低下への対応も必要になる。一方で、人口減少に歯止めを掛けるためには、出生率を回復することが必要である。三大都市圏には若い世代が比較的

多いことを踏まえると、三大都市圏は少子化対策においても果たすべき役割が大きい。』とし、『三大都市圏においては、人々を支えるコミュニティの機能が低下し、人と人とのつながりが希薄化している。暮らしを支える対人サービスの重要性が高まる中で、住民の視点から公共サービスを考えていくためにも、住民自治を拡充していくことが重要である。』としている。

さらに『また、高度経済成長期に整備した社会資本が一斉に更新時期にきており、これまでと同様の社会資本を維持し続けるのかどうかなど、社会資本整備のあり方の見直しも問われている。東日本大震災を教訓として、人口・産業が集中している三大都市圏においては、大規模災害時における住民の避難のあり方、生活機能や経済機能の維持等への対策を講じていくことも必要である。』とした上で、『三大都市圏には、規模・能力が一定以上あるが面積が狭い都市が圏域内に数多く存在する。効率的・効果的な行政体制を構築し、今後の急速な高齢化や社会資本の老朽化に対応するためには、自主的な市町村合併や基礎自治体間の広域連携を進めることが必要である。さらに、通勤、通学、経済活動等の範囲が、行政区域をはるかに超えている三大都市圏においては、圏域全体を対象とした行政サービスの提供やその調整などが必要である。』との考えを示している。

これを踏まえ、「基礎自治体の現状と今後の基礎自治体の行政サービス提供体制」の具体的な方策において、三大都市圏の市町村についても述べている。

地方公共団体間における柔軟な連携を可能とする、新たな広域連携の制度の必要性を求める中、三大都市圏の市町村については、『市町村合併があまり進捗しなかった三大都市圏の市町村においては、地方圏を上回る急速な高齢化が進行するとともに、人口急増期に集中的に整備した公共施設の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎える。三大都市圏には面積が小さな市町村が数多く存在しており、公共施設の円滑な利活用や一体性のある広域的なまちづくりに支障が生じている。今後の市町村合併については、それぞれの市町村の自主的な選択を尊重することを前提とした上で、市町村の判断材料となるよう、市町村合併の成果や課題について、特に三大都市圏の市町村に対し、十分な情報提供が行われることが必要である。』とし、『地方公共団体間での柔軟な連携の仕組みについては、三大都市圏の市町村間の広域連携を促していくことにも資するものとする必要がある。その際、三大都市圏においても都市機能の「集約とネットワーク化」の考え方は有効である。』としている。

なお、その一方で、『しかしながら、三大都市圏においては、規模・能力

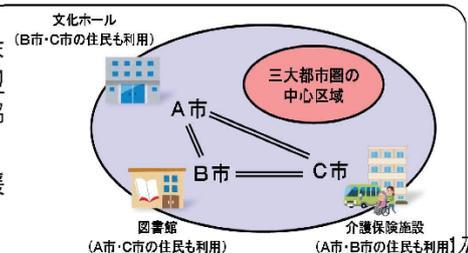
は一定以上あるが昼夜間人口比率が 1 未満の都市が圏域内に数多く存在するため、基礎自治体が提供すべき行政サービス等について、核となる都市と近隣市町村との間の「集約とネットワーク化」を進める地方圏での方策をそのまま応用することは適切ではない。』とし、『各都市が異なる行政サービスや公共施設の整備等に関して、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用であり、そのような水平的役割分担の取組を促進するための方策を講じるべきである。』としている。

そして、第 30 次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を受けて、平成 26 (2014) 年の地方自治法の改正により、地方公共団体間の「柔軟な連携」を可能とする「連携協約」の制度が導入されている。

三大都市圏

水平的・相互補完的、双務的な連携

- 現在は広域連携が進んでいないことを前提に、まずは、喫緊の課題である公共施設や介護保険施設のあり方等について、連携を検討し、これを端緒として「連携協約」に基づく連携を推進。
- 平成27年度に先行的モデル事業を構築し、その後、支援措置のあり方についても検討。



あわせて、平成 26 年度のモデル事業から開始された、新たな広域連携促進事業により、三大都市圏（東京圏、関西圏、名古屋圏）における水平的・相互補完的・双務的な役割分担の取組等、今後の新たな広域連携を行う際の議論のための支援が実施されている。

平成29年度 新たな広域連携促進事業 募集要領（抜粋）

2 募集する事業

(3) 三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組

- ア 内容 高齢者人口の急速な増加が見込まれる三大都市圏郊外の市町村における、広域連携の効果を発揮しやすい地域の特質（人口構造が近く、共通する行政課題を有し、市街地が連担し交通網が発達した地域に小規模面積の団体が数多く存在等）を生かした、
- ・今後の行政需要の増加を見越した効率的な行政体制を構築するための、連携協約や機関等の共同設置等を用いた事務の共同処理の手法
 - ・介護保険施設の共同利用を通じた広域的な老人福祉サービスの提供等について検討を行う。
- イ 応募団体 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成27年8月14日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。）の区域内に所在する市区町村
- ウ 委託金額 原則として1,250万円を上限とする。

その後、平成 28 (2016) 年 3 月 16 日には、「個性を活かし自立した地方をつくる観点から、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の行

政体制のあり方、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等」についての諮問を受け、検討を重ねた第31次地方制度調査会より、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（平成28（2016）年3月16日総理大臣手交）が行われた。

同答申において、行政サービスの持続可能な提供のための地方行政体制として、広域連携等による行政サービスの提供についての考えが示されているが、三大都市圏における市町村間の広域連携についても述べられている。

まず、基本的な認識において、『三大都市圏は、国際競争が激化する中で、日本全体の経済を牽引する極めて高次の都市圏域である必要がある一方、総じて出生率が低く、地方圏を上回る急速な高齢化の進行や、単独世帯の高齢者が急増することが予想される。加えて、人口急増期に集中的に整備した公共施設の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えることが予想される。特に、郊外部においては、生産年齢人口の減少や急速な高齢化に伴い行財政運営上、深刻な状況が予想されることを強く認識する必要がある。以上のように、人口減少がもたらす影響は、三大都市圏においてより急激であり、より厳しい状況に直面する。』とする一方、『しかしながら、三大都市圏においては、上述のような危機意識が十分であるとは言えない。三大都市圏が、国際的な競争力を保ちつつ、生活環境を改善するためには、三大都市圏が圏域として人口減少社会にどのように対応するのかを検討する必要がある。』としている。

さらにこれを踏まえ、市町村間の広域連携については、『人口減少社会に的確に対応するためには、三大都市圏の中で協力体制を構築しつつ、市町村間の広域連携を適切に行うことが求められる。三大都市圏は、地方圏よりも交通機関が発達しており、他の市町村との役割分担を大胆に行って、他の市町村と相互補完関係を築きやすい。三大都市圏の市町村においては、メリハリの効いた市町村間の広域連携が行われることが期待される。また、三大都市圏においては、地方圏に比べ、市町村合併が進んでおらず、市町村間の広域連携をより進めるべきである。』としている。

その一方で、『三大都市圏は、規模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が1未満の都市が圏域内に数多く存在するため、地方圏のように、核となる都市と近隣市町村との間の連携ではなく、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用である。広域連携は自律的に調整されていくことが基本であるが、現状においては、三大都市圏において水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担に基づく広域連携が十分に進捗しているとは言いがたい。

公共施設等総合管理計画の策定や市町村の境界における福祉サービスのあ

り方等の議論をきっかけに、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担に基づく広域連携を進めることが有用である。』と述べている。

そして、『人口減少がもたらす影響は三大都市圏においてより急激であり、より厳しい状況に直面することから、三大都市圏の都道府県は、市町村に対する確に助言や支援等を行い、広域自治体として、市町村間の広域連携を積極的に推進すべきである。』との考えが示されている。

三大都市圏の自治体は、財政的に恵まれた行政運営が行われ、住民サービスや公共施設が充実しているとされる。一定規模の人口を有し、今後も人口規模を維持することが予測される三大都市圏の自治体であるが、将来の高齢者人口の増加など大都市特有の課題解決のためには、三大都市圏の地域、機能的特徴を踏まえ、これまで以上に柔軟かつ積極的な広域連携の推進が求められている。

【新たな広域連携の取組】

国分寺市・小平市 三大都市圏における水平連携について

連携自治体

・国分寺市、小平市

背景

- ・両市では、各市の行政改革を推進するため必要不可欠なものとして、広域連携の取組を実施。
- ・これまでに、図書館及び体育施設の相互利用等を実施。
- ・今後、広域連携の取組を深化するため、以下の事業について検討。

検討内容

★公共施設マネジメントの広域化

- ・公共施設のさらなる相互利用の推進や共同設置等に向けた課題の整理に向け、共通フォーマットによるデータの整備の推進。
- ・既存施設の運営の効率化・適正化を図るため、保守点検等の委託業務の一括発注や、公共施設予約システムの共同運用に向けた研究を推進。
- ・広域化のさらなる検討に向けた中長期スケジュールの整理。

★広域行政データの集約化・利活用(オープンデータ)

- ・両市で個別に整理している行政運営上必要となる各種データや統計データ等について、共通のフォーマットで公表するなど管理の効率化に向けた検討と推進。
- ・また、集約したデータについては、民間に提供するなど利活用を検討。



★広域的な地域公共交通ネットワークの構築

- ・交通空白地域の解消や、市域を越えた移動需要に対する利便性の向上を目的として、広域的視点からコミュニティバス等の地域公共交通網のあり方、効率的な事業運営のあり方について検討。



コミュニティバス

★建築基準行政の共同実施

- ・既に建設基準行政を実施している国分寺市と、今後、東京都からの建設基準行政の移管を検討している小平市で、建設基準行政の運営に関する課題を共有し、建築基準行政の共同実施を事務の仕分け等を行い検討。
- ・共同実施により、職員配置の柔軟性・専門性の向上や、両市一体と良好な市街地環境の維持・向上の実現の可能性を検討。

【新たな広域連携の取組】

千葉市 三大都市圏における水平連携について

連携自治体

・千葉市、市原市、四街道市

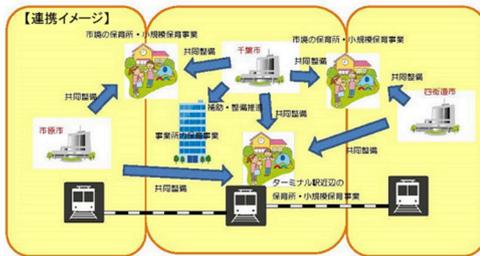
背景

・人口減少・少子高齢社会に対応するため、千葉市と周辺都市との連携を強化する必要性を認識。
 ・市原市及び四街道市は千葉市への就業者・通学者が多く、管外保育など従来より連携体制を構築してきた。今後、ニーズの高い保育事業を中心として連携を強化。

事業内容

★保育所等の共同整備・管外保育・事業所内保育事業の推進

・市境・ターミナル駅近辺など、相互利用のニーズが高い地域における保育所等の共同整備。
 ⇒千葉駅ビル内に保育園を開設予定(平成30年4月開園予定)
 ・3市間で実施している管外保育の要件緩和。
 ・事業所が特に多くある千葉市において事業所内保育所の整備に係る補助制度を新設。
 ⇒平成28年度補助実績:3件



★地域子育て支援拠点・一時預かりの相互利用

・小学校就学前の児童とその保護者が交流する場である地域子育て支援拠点や一時預かり事業の相互利用の実施体制を整備。
 ⇒平成28年度より順次実施し、相互に利用可能な旨を各市ホームページに掲載

★ファミリーサポート・センターの相互利用

・3市間での相互利用体制の整備。
 ⇒3市在住者は、3市いずれにおいても依頼会員の登録が可能(平成29年4月より実施)

★連携事業の情報発信

・3市が利用者向けに発信している子育て支援関連情報の共有・発信。
 ⇒相互利用が可能な施設の情報を利用者へ提供。
 (平成28年度より実施)

⑥ 都道府県による補完

ア これまでの議論の流れ

(ア) 市町村の補完が議論される背景

「補完事務」とは、「広域事務」、「連絡調整事務」と並ぶ都道府県の根幹的な役割の一つである。地方自治法では「その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない」と認められる「事務」とされている。ただし、市町村もその規模及び能力に応じて実施することができることとされている。

国において市町村の補完が議論される背景には、我が国の地方行政制度の特質も背景にあるとされる。

我が国では、市町村が地域における事務を包括的に処理し、住民制度、福祉、社会保険、衛生、教育、インフラ整備、消防防災など住民生活の基礎となる事務・事業を幅広く実施している。また、住民に身近な行政サービスを総合的に提供する役割が、重複・空白なく設置された住民に最も身近な総合行政主体である市町村に与えられている。加えて、市町村には、能率的かつ効率的な事務の実施が求められている。

このため、持続可能かつ効率的な行政サービスの提供体制、すなわち市町村のあり方は国にとっても重要な問題であることから、小規模市町村において行政サービスを維持する方策の一つとして、都道府県による補完について議論が行われてきた。

地方制度調査会では数次にわたり、市町村間の広域連携が困難な地域における有用な方策として、「都道府県による補完」に言及し、そのあり方を提言してきている。

〈最近の地方制度調査会における言及〉

- 小規模市町村のあり方への対応策として、「都道府県の補完」が議論されるようになったのは、第27次地方制度調査会専門小委員会にて西尾勝副会長が提示した「今後の基礎的自治体のあり方について（私案）」において、都道府県による垂直補完に言及されたのがその端緒である。
- 同私案においては、都道府県の垂直補完による事務配分特例方式のほか、他の基礎的自治体への編入による内部団体移行方式（水平補完）が方策として提示されたが、第27次地方制度調査会答申においては、事務配分特例方式のみが継続的な検討事項として位置付けられた。
- 以後、地方制度調査会答申では、小規模市町村における事務処理等への対応策として、「都道府県による補完」が言及されてきたところ。
- 第31次地方制度調査会答申では、都道府県の補完を行う必要性を検討する上での判断要素や都道府県の補完の対象と事務及び補完の方法等の考え方について言及がなされている。

（「広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会報告書（総務省）」資料抜粋 平成28年7月）

地方制度調査会における小規模市町村の補完に関する議論

【第27次地方制度調査会（平成15年）】

- ・地方分権時代の市町村のあり方として「基礎自治体論」を提示
→「総合的で自立性の高い行政主体」「十分な権限と財政基盤」「高度化する行政事務に対処できる専門的職員集団」
- ・合併困難な市町村への特別の方策として、都道府県が市町村の事務を広範に補完する特例的団体制度を検討事項として位置づけ

【第29次地方制度調査会（平成21年）】

- ・「平成の合併」については一区切り
- ・小規模市町村における事務執行の確保は、「①市町村合併、②市町村間の広域連携、③都道府県による補完等から市町村が自ら選択すべき」との考え方を提示

【第30次地方制度調査会（平成25年）】

- ・「市町村間の広域連携が困難な場合には、都道府県による補完も重要」との考え方を提示
- ・答申を受けて「事務の代替執行」の制度を創設（平成26年地方自治法改正）

【第31次地方制度調査会（平成28年）】

- ・「都道府県による補完」の対象となる事務や補完の方法を、都道府県の実務処理体制に関連づけて類型化
（「広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会報告書（総務省）」資料抜粋 平成28年7月）

(イ) 「地方分権」「平成の合併」を進めた二つの理念

これまでの地方制度調査会の議論は、平成初頭以降の地方分権と市町村合併を基調づけた「役割分担論」と「基礎自治体論」の2つの理念によって強く規定されていたと考えられている。

まず、役割分担の明確化によって地方自治体の自律性を高めようとする「役割分担論」は、事務の根拠や分担関係、サービス水準や処理方法等が法定された事務に第一義的な関心を持って議論される。

次に、高度化する行政事務に対処できる行政体制の確保を目指す「基礎自治体論」は、国や都道府県から移譲される高度な事務を担い上げる専門的職員集団の確保を重視する。

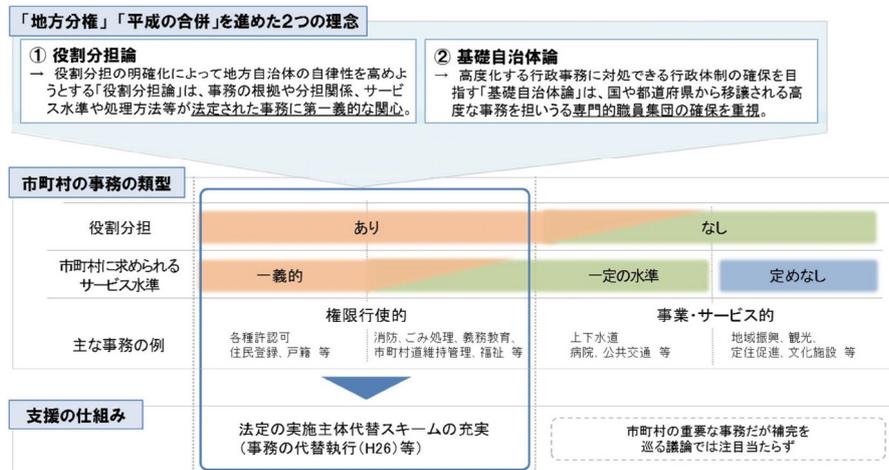
新たに創設された「事務の代替執行」等のこれまでの制度は、法定事務を念頭に置き、市町村から都道府県に法定事務の実施主体を移す形で、ある事務を実施する役割をその能力を持つ主体に帰属させるもの（「法定の実施主体代替スキーム」）であり、2つの基調的な理念と整合するように仕組まれていたとされる。

しかしながら、市町村事務の中には、処理義務や処理方法等が法定されず、市町村と都道府県が重疊的に実施しうる、重要な事務も広く存在する。これらの事務に対する支援は、2つの理念からは十分には導かれてこなかったとされている。

この結果、小規模市町村の関心の高い地域経済活性化等の人口減少対策やライフラインの維持（水道、病院、公共交通）等の事業・サービスの事務は補完の対象として注目されてこなかった。しかし、市町村に処理義務や処理方法等が法定されないことは、当該事務の必要性や重要性が低いこと

と直ちに結びつくものではない。ライフラインに関する事務については、サービス水準や提供手法について、一定の裁量が存在するが、国・都道府県の計画・方針等や、市町村がサービスを提供してきた沿革的な経緯等により、サービス水準の見直しや事業の廃止が容易ではない場合がある。その維持管理や人口減少に伴う高コスト化への対応のため、都道府県による補完・支援の必要性は低くないと考えられている。

また、処理義務や処理方法いずれも定めのない任意事務については、市町村における当該事務の重要性が直ちに都道府県による補完・支援の必要性と結びつくものではないものの、人口減少対策などは都道府県にとっても共通の行政課題となっており、これらの分野においては補完・支援の必要性が認められる場合があると考えられている。



(「広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会報告書(総務省)」資料抜粋 平成28年7月)

「都道府県による補完」自体も、「役割分担論」と「基礎自治体論」を基調として地方分権改革が大きな成果を上げてきたが故に、生じた課題であるとも考えられる。

「役割分担論」と「基礎自治体論」により、地方分権は大きく進展し、市町村の行財政基盤の強化に伴い、市町村への権限移譲も逐次進められてきた。小規模市町村においても、基礎自治体として求められる役割・事務は拡大し続けている。この結果、基礎自治体に一般に期待される役割を果たすことが困難な市町村における行政サービスの提供体制の確保が課題とされてきた。

第一次・第二次地方分権改革により地方分権の基盤が築かれ、かつ、人口減少下の地方行政体制の構築が求められている今、この課題への対応が求められている。

(ウ) 「補完事務」の位置づけと都道府県の果たしうる役割・事務の変化

《地方分権改革による補完事務の再構成》

都道府県の「補完事務」の考え方は、地方分権一括法による地方自治法の改正により再構成されている。改正前は、補完事務が「通常は都道府県の任務とされる事務」とされるとともに、事務の例示が広範に掲げられていたのに対し、改正後の規定は、「市町村優先の原則を一層明確にするもの」であり、「本来は市町村が処理する事務」と解されている。補完事務の範囲は、市町村の能力に応じて相対的に定まることとなった。

地方自治法における「補完事務」の位置づけ

- 地方自治法では、都道府県が「補完事務」（その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められる事務）を実施することとしつつ、市町村もその規模及び能力に応じてその一部を実施することができることとされている。
- 補完事務に係る規定は、地方分権一括法による地方自治法の改正により再構成されている。改正前は、補完事務が「通常は都道府県の任務とされる事務」とされるとともに（長野士郎「逐条地方自治法」）、事務の例示が広範に掲げられていたのに対し、改正後の規定は、「市町村優先の原則を一層明確にするもの」であり、「本来は市町村が処理する事務であることが前提となっているとも解し得る」とされている（松本英昭「逐条地方自治法」）。

◆地方分権一括法（平成十一年法律第八十七号）による改正前の地方自治法第二条

第二条（略）
 ②・③（略）
 ④ 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第六項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項に例示されているような第二項の事務を処理するものとする。但し、第六項第四号に掲げる事務については、その規模及び能力に応じて、これを処理することができる。
 ⑤（略）
 ⑥ 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第三項に例示されているような第二項の事務で、概ね次のような広域にわたるもの、統一的な処理を必要とするもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及び一般の市町村が処理することが不適当であると認められる程度の規模のものを処理するものとする。
 一～三（略）
 四 高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校、研究所、試験場、図書館、博物館、体育館、美術館、物品陳列所、病院及び療養所その他の保健医療施設、授産施設、老人ホームその他の社会福祉施設、労働会館その他の労働福祉施設、運動場等の施設の設置及び管理、文化財の保護及び管理、生活困窮者及び身体障害者の保護、罹災者の救護、土地地区画整理事業の実施、農林水産業及び中小企業その他の産業の指導及び振興、特産物の保護奨励に関する事務等で一般の市町村が処理することが不適当であると認められる程度の規模の事務に関するもの。
 ⑦～⑯（略）

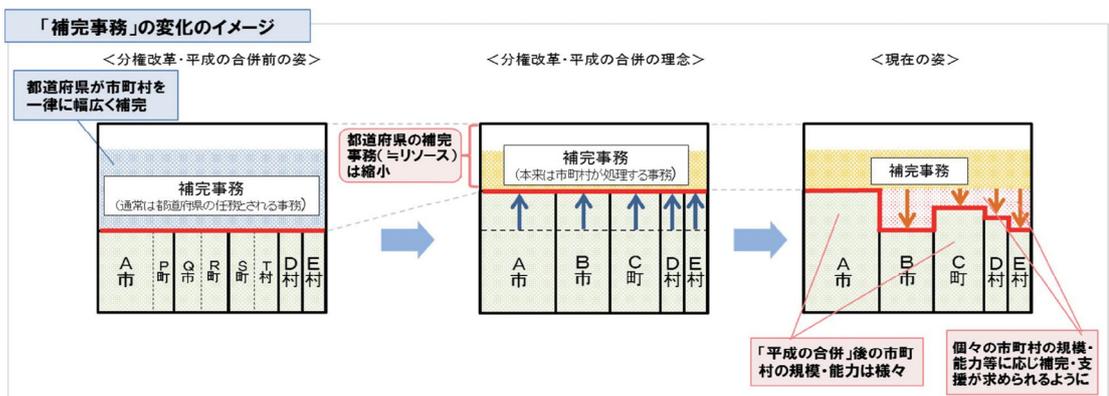
◆現行の地方自治法第二条

第二条（略）
 ②・③（略）
 ④ 市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。
 ⑤ 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。
 ⑥～⑯（略）

補完事務（＝第4号に掲げる事務）とされていたもの

各号は削除された。

（「広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会報告書（総務省）」資料抜粋 平成28年7月）

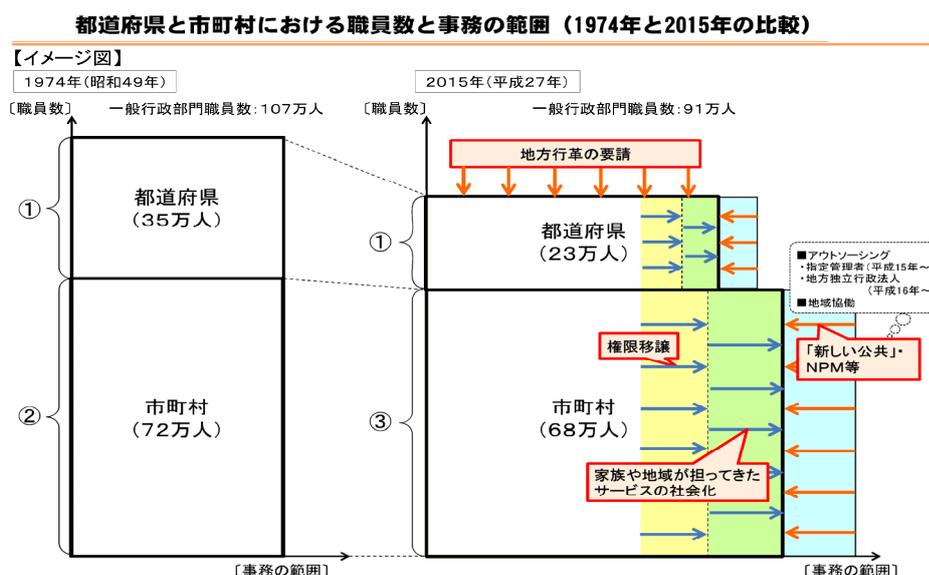


（「広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会報告書（総務省）」資料抜粋 平成28年7月）

《都道府県の果たしうる役割・事務の変化》

◆市町村の規模能力の拡大と多様化

「平成の合併」、地方分権改革による権限移譲の進展、都市部への人口集中による大都市等の増加や、社会構造の変化による市町村が担う対人サービスの拡大、指定管理者制度の導入、民間・NPO との協働等の外部資源の活用による市町村の規模能力の全体的な拡大の一方、行政改革の進展により、補完の役割を担う都道府県の事務の範囲・リソース（人員、施設、ノウハウ等）は縮小している。



このため、都道府県の負担が大きい「都道府県による補完」（法定の実施主体代替スキーム）の射程はいまや限定的となっているとされる。さらに、「平成の合併」後の市町村の規模・能力は一層多様となり、個々の市町村の規模・能力に応じた個別的な補完・支援が求められるようになったとされている。

◆各都道府県の果たしうる役割・事務の範囲の不均一化

各都道府県の果たしうる役割・事務の範囲にも差異が生じている。

戦後、指定都市、中核市、特例市制度の創設や、地方分権改革等により、大都市等に対する権限移譲が進展した。指定都市等を有する都道府県においては、人口の多くが当該指定都市等に集中。市町村合併の進展状況や条例による事務処理特例による権限移譲の状況については、都道府県ごとにばらつきが見られる状況となっている。

指定都市等の有無、市町村合併の進展状況、事務権限の移譲の度合等に

応じて、各都道府県における市町村の規模能力の状況は多様化しており、都道府県の果たしうる役割・事務の範囲に差異が生じている。そして、一般的な通念であった「比較的規模能力が小さく均質的な市町村を、それを包括し、優位する都道府県が一律に幅広く補完する」との「都道府県－市町村」関係から実態は乖離してきているとの指摘もある。

都道府県は、従前より限られたリソースで、従前より困難な質的に変化した補完・支援を実施することが求められている。地方分権改革や平成の合併以前に都道府県が行ってきた「補完事務」とは異なる分野も含んでおり、都道府県であれば当然に実施可能とは言えない状況となっていることを指摘する声もある。

こうした各側面の変容を踏まえれば、都道府県の負担が大きい「都道府県による補完」（法定の実施主体代替スキーム）の射程はいまや限定的となっていると言え、個々の市町村の規模・能力に応じた個別的な補完・支援のため、各都道府県のリソースに応じた、補完に代わる柔軟な支援の手法が必要との考えも見られる。

《今後の展望》

地方分権改革により、都道府県の補完事務は再構成され、都道府県と市町村の関係は変容し、都道府県の事務・リソースは総じて縮減の傾向にある。都道府県にはこの変化を踏まえながら、その区域内に責任を有する広域自治体として、市町村との関係を再構築し、地域ごとに求められる役割に応じた新しい都道府県像をつくりあげていくことが求められている。

また、平成の合併を経た現在も、小規模市町村は相当数存置され、さらに今後の人口減少の加速化によりその増加が予想されている。

一方で、全体として規模能力を拡充した市町村への期待は大きく、今後も住民の身近な行政を中心として事務権限の移譲が進められるであろうことを見通したとき、小規模市町村に対する都道府県や大都市等の補完・支援のニーズは今後増加していくものと考えられる。

イ 最近の地方制度調査会答申等（第30次、31次地方制度調査会）

第30次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25（2013）年6月25日総理大臣手交）において、今後の基礎自治体の行政サービス提供体制に関する、具体的な方策として、基礎自治体による事務の共同処理等の現状と課題として、市町村間の

広域連携の一層の促進とともに、都道府県による補完の必要性を述べている。

同答申では、『人口減少・少子高齢社会における今後の基礎自治体の行政サービス提供体制については、基礎自治体の担うべき役割を踏まえ、自主的な市町村合併や共同処理方式による市町村間の広域連携、都道府県による補完などの多様な手法の中で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適したものを自ら選択できるようにしていくことが必要である。中でも、将来的に近隣市町村との共同処理を行うことが必要と考える市町村は多く存在し、市町村間の広域連携を一層進めていこうとするニーズは高い状況にある。市町村が基礎自治体としての役割を果たしていく上で、市町村間の広域連携は有効な選択肢であり、その積極的な活用を促すための方策を講じるべきである。さらに、自ら処理することが困難な事務について、将来的に都道府県が処理することが必要と考える市町村があり、都道府県の補完にも一定のニーズがある。都市機能が集積した都市から相当離れていること等の理由から、市町村間の広域連携によることが困難な場合には、都道府県による補完も重要な選択肢であり、これに資する方策を講じるべきである。』としている。

そして、この考えを踏まえて、都道府県による補完の具体的な方策について述べている。

まず、『小規模な市町村などで処理が困難な事務が生じた場合において、地方中枢拠点都市や定住自立圏の中心市から相当距離がある等の理由から、市町村間の広域連携では課題の解決が難しいときには、当該市町村を包括する都道府県が、事務の一部を市町村に代わって処理する役割を担うことも考えられる。』と述べるとともに、『現行法においては、市町村の事務を都道府県に委託しようとする際、都道府県に当該事務を処理する体制がない場合等に、当該事務の委託はふさわしくないものとされてきた。市町村優先の原則や行政の簡素化・効率化という事務の共同処理制度の立法趣旨に留意しつつ、地方公共団体間の柔軟な連携の仕組みを制度化し活用することにより、都道府県が事務の一部を市町村に代わって処理することができるようにすべきである。』との考えを示している。さらに『小規模市町村における事務処理の確保を考えるに際しては、各市町村の地理的条件や社会的条件が多様であることに鑑み、行政の効率化等の観点のみにとらわれることなく、地域の実情を十分踏まえることが必要である。』との考えを示している。

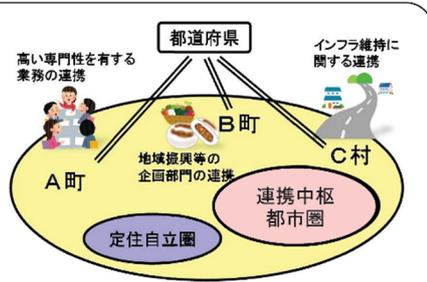
そして、第30次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を受けて、平成26（2014）年の地方自治法の改正により、地方公共団体間の「柔軟な連携」を可能とする「連携協約」及び「事務の代替執行（普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地

方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させることができる」) の制度が導入されている。

地方圏

条件不利地域における市町村と都道府県の連携

- 連携中枢都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携では課題の解決が難しい場合は、都道府県との連携も選択肢。
- 専門性が要求される各種社会福祉関連業務やインフラ維持に関する業務、地域振興等の企画部門の業務等について、地域の实情に応じて対象事務や連携方法を協議して「連携協約」に記載。
- 平成26年度実施の先行的モデル構築事業を検証し、支援措置のあり方についても検討。



併せて、平成26年度のモデル事業から開始された、新たな広域連携促進事業により、都道府県と市区町村との連携に向けた取組等、今後の都道府県と市町村が一体となって課題に対応する、協働的な手法についての検討を行う議論のための支援が実施されている。

平成29年度 新たな広域連携促進事業 募集要領 (抜粋)

2 募集する事業

(2) 都道府県と市区町村との連携に向けた取組

ア 内容 市区町村間の広域連携のみでは解決が難しい課題（都道府県が主たる事務を分担していない事務を含む。）に関して、都道府県と市町村の役割分担の再編、職員派遣や技術支援など双方が有する政策資源の有効活用等により、都道府県と市町村が一体となって課題に対応する、協働的な手法について検討を行う。

なお、連携中枢都市又は定住自立圏の中心市から相当距離がある市区町村を主に想定しているが、それ以外の市区町村も可能とする。

- (例) ・高齢者福祉、障害者福祉、消費生活相談など高い専門性を要する業務の補完
 ・道路、橋りょう、河川など地域インフラの維持管理支援
 ・産業振興、集落維持など企画部門における連携・協働
 ・地域における医療提供体制の確保

イ 応募団体 市町村間の広域連携が困難な地域における市区町村との連携を検討する意思を有する都道府県

ウ 委託金額 原則として1,250万円を上限とする。

なお、平成28(2016)年3月16日には、「個性を活かし自立した地方をつくる観点から、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の行政体制のあり方、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等」について検討を続けた第31次地方制度調査会より、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(平成28(2016)年3月16日総理大臣手交)が行われている。

同答申では、広域連携等による行政サービスの提供についての考えが示されているが、地方圏における市町村間の広域連携が困難な地域についての考

えも示されている。

まず、『市町村間の広域連携が困難な地域における市町村が、人口減少の影響を大きく受ける中で、持続可能な行政サービスを提供するためには、市町村と連携し、それを支える都道府県の役割がより重要になる。』との基本的な認識を示している。

その上で都道府県の補完について、『市町村間の広域連携が困難な地域においても、市町村において、事務の必要性を含めて見直し、他の市町村のノウハウや外部資源も活用しながら効率的かつ効果的な執行を行っていくことは当然のことである』とし、『その上で、市町村間の広域連携が困難な地域においては、都道府県の補完が一つの方策として有用である』とする一方、『その際、都道府県が市町村の事務を全て代わって行うことは現実的ではなく、一定の限界があることにも留意しつつ、都道府県の補完を行う必要性を検討する上での判断要素や都道府県の補完の対象となる事務及び補完の方法等の考え方を整理する必要がある。』としている。

また、都道府県の補完を行う必要性を検討する上での判断要素については、『小規模な市町村であることや連携中枢都市等から相当距離があること、何らかの事情により市町村間の広域連携を行うことができなかったこと等、客観的要素を満たしていれば都道府県の補完を行うということではなく、市町村と都道府県の合意が必要であることが前提となる。都道府県の補完は、市町村の申出等により、市町村の状況に応じて、市町村と都道府県が協議して行うこととすべきである。』としたほか、『結果として、同じ都道府県内であっても、市町村ごとに補完される事務が異なることは、許容されるべきである。』としている。

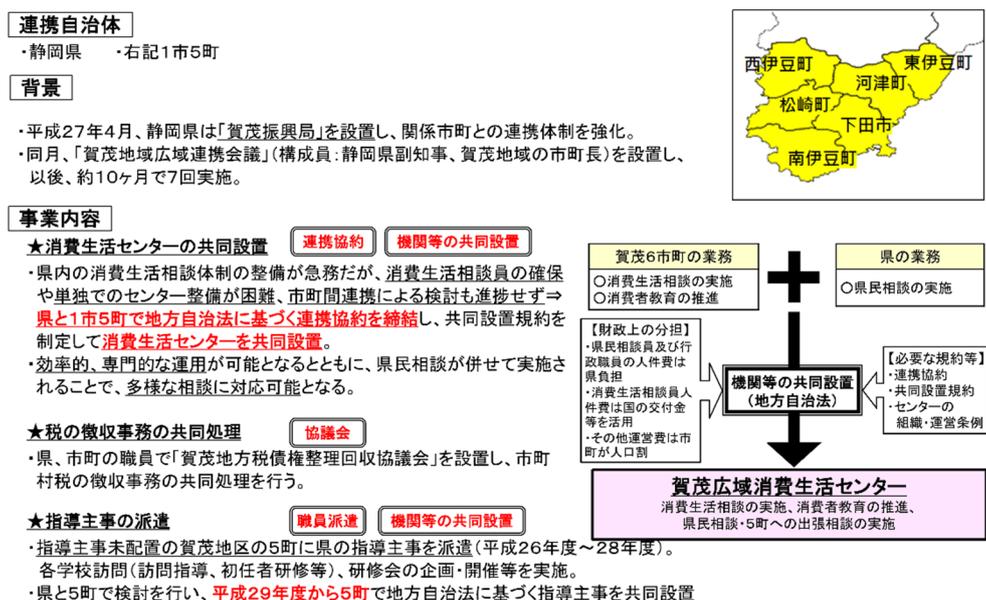
さらに、都道府県の補完の対象となる事務及び補完の方法について、『市町村の事務について都道府県が補完を行おうとする際、都道府県に当該事務を処理する体制が必要。道路等のインフラ、地域振興、地域保健、職員研修等の総務事務、法律で市町村に義務付けられている計画策定等のように、都道府県も同種の事務を処理している場合は、都道府県は事務を処理する体制を整えやすいことから、比較的補完を容易に行うことができる。』としたほか、『介護保険や義務教育等のように、都道府県は関連する事務を市町村と分担して処理している場合は、都道府県において、職員の育成等、事務を処理する体制を整備するために一定の時間を要する。さらに、住民基本台帳や戸籍等のように、都道府県が主たる事務を分担していない場合は、職員の育成等、事務を処理する体制を整備するために必要なコストが大きいことから、補完の事務として適当かどうか慎重に検討する必要がある。』とし、『補完の対象と

する事務については、都道府県と市町村との事務分担の違いによって補完の実施の困難度が異なること等を踏まえ、市町村の人口減少を見通しながら、計画的に考えることが望ましい。なお、都道府県の補完によって、かえって調整に時間を取られてしまうことがないように留意する必要がある。』と述べるほか、『補完の方法としては、平成26年の改正地方自治法により新たに設けられた連携協約や事務の代替執行も含め、事務の共同処理の仕組みを地域の実情に応じて活用することが重要である。』としている。

具体的には、都道府県が補完を行うために都道府県の出先機関を各市町村に置くことは現実的ではなく、例えば、都道府県の出先機関の職員が市町村職員と執務スペースを共有することや、補完の対象となる市町村に定期的に訪問すること等が考えられるとしている。

【新たな広域連携の取組】

静岡県による市町村の補完（消費者生活センターの共同設置）



【新たな広域連携の取組】

高知県（地域支援企画員制度）

地域支援企画員制度は、平成15年度からスタート！

ならい 市町村と連携しながら、実際に地域に入り、住民の皆様と同じ目線で考え、地域とともに活動することを基本にして、それぞれの地域の実情やニーズに応じた支援を行うことによって、地域の自立や活性化を目指す。

（官民協働による地域づくり）

福祉や農業といった分野ごとに設置された県の出先機関に属さない職員が、市町村役場など、実際に地域に駐在し、それぞれの職員の視点で自主的に活動を行う制度。

（平成15年度） スタート・・・7名（地域の元気応援団長）	（平成16年度） 体制強化・・・7名→50名体制	（平成17年度～） 再強化・・・50名→60名体制
----------------------------------	-----------------------------	------------------------------

役割

- ・住民が主体となって取り組む地域づくり活動へのアドバイス
- ・先進事例の紹介、支援制度の情報提供や地域の取組等の対外的な情報発信
- ・地域におけるコーディネート（人と人をつなぐ）活動の展開

<p style="text-align: center; background-color: #e0e0ff; margin: -1px -1px 1px -1px;">地域の元気づくりへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンツーリズムの体験メニューづくりや運営の仕組みづくりなどの取り組みへの応援 ・地域資源を活かした商品開発、販売、地産地消などへの応援 ・住民グループの活動などのまちづくりへの応援 ・商店街の振興など、街の活性化 	<p>（具体的な活動）</p>	<p style="text-align: center; background-color: #e0e0ff; margin: -1px -1px 1px -1px;">地域の支え合いの仕組みづくりへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災の組織化、防災マップづくり、勉強会等の活動の応援 ・集落で住民が楽しく集える場づくり ・高齢者、子育て支援など、地域で、助け合い、支え合う活動への応援
---	------------------------	---

ウ 広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会報告書

第31次地方制度調査会の答申（平成28（2016）年3月16日総理大臣手交）において示された「市町村間の広域連携が困難な地域における都道府県等における補完のあり方」の具体化を検討するため、「広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会」が総務省において設置された。平成28年12月2日の第1回会議以降検討が重ねられ、平成29年6月30日の第7回会議において「広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会報告書」を決定、公表している。

同報告書では、現在もなお相当数存在する小規模市町村において、持続可能な行政サービスを提供していくことは、「平成の合併」後に残された重要な課題と指摘。また、地方制度調査会が数次にわたり、市町村間の広域連携が困難な地域における有用な方策として、「都道府県による補完」に言及・提言し、これに基づき「事務の代替執行」など都道府県が市町村の事務の実施を代替する手法の整備が進められてきたと指摘する一方、その活用は概して低調（平成29年6月末現在3件）であり、小規模市町村のニーズとかい離しているとの指摘も行っている。その上で、都道府県の「補完事務」の考え方は、地方分権一括法による地方自治法の改正により再構成（改正前は「通常は都道府県の任務とされる事務」が、改正後は「本来は市町村が処理する事務」と再編）されたことや、「平成の合併」、地方分権改革による権限移譲の進展、大都市等の増加による市町村規模の全体的な拡大、行政改革の進展により、都道府県

の事務の範囲・リソースは縮小したと指摘している。このため、都道府県の負担が大きい「都道府県による補完」（法定の実施スキーム）の射程はいまや限定的であるとの考えを示している。

さらに、「平成の合併」後の市町村の規模能力は一層多様になり、個々の市町村の規模能力に応じた個別的な補完・支援が求められるようになり、こうした各側面の変容を踏まえれば、補完に変わる柔軟な支援の手法が必要であるとしている。

また、制度化された仕組み以外に視野を広げれば、小規模市町村が多い都道府県を中心に、県と市町村がそれぞれ有する総資源を活用し、都道府県と市町村が一体となって行政サービスを提供する取組（「共働的な手法」＝「県による包括発注・橋梁点検の発注代行」、「市町村間の協議の支援・ごみ処理の広域化」、「現場に入る県職員・県職員が役場に常駐」など）が様々な分野で進められていると指摘。一方で共働的な手法の採用により都道府県と市町村の関係が混然とすることで、権限や責任の不明確化、都道府県への依存などの弊害が生じないようにする必要性を指摘し、平成26年の地方自治法の改正で創設された「連携協約」の活用領域を拡大することで、県と市町村の役割を明確化することや、議会の議決を要する連携協約の活用により、連携の安定性を担保することを提言している。

このほか、小規模市町村の事務処理を支援している取組を専門職員の確保以外にも視野を広げて見渡せば、個別の政策領域では、国・都道府県の計画・方針レベルの政策変更（下水道都道府県構想の見直し＝下水道を重視してきた都道府県構想を見直し、下水道と合併処理浄化槽の役割分担の最適化を図る。浄化槽処理人口の増加により、市町村の負担軽減など）や、条件不利地域の実情を踏まえた技術基準の見直し（条件不利地域における救急隊の編成〔救急自動車1台及び救急隊員3人をもって編成〕の柔軟化＝過疎地域・離島の救急隊の編成に新たな選択肢〔これまでの編成又は、救急自動車1台及び救急隊員2人と準救急隊員1名をもって編成〕を設けることで救急業務の空白地域を解消し、発生を防止）により、小規模市町村がその規模能力や実力に即した事務実施を選択可能としている事例（「処理水準・手法の柔軟化」）が見出されると指摘している。

そしてこれらの事例を、市町村に求められる専門性・行政能力を硬直的にとらえることなく、地域の実情に即した適切な水準に調整することによって、市町村自らによる行政サービスの提供を可能ならしめ、都道府県の補完を不要化・軽減する取組として評価するとともに、今後も「地方分権改革提案募集」の活用による技術的支援の見直しの実現を提言している。

(2) 広域連携の現状、課題及び問題について

① 都市を中核とする広域連携

広域連携を「基礎自治体が行政サービスの提供のために行う連携・強力」であるとした場合、広域連携自体は決して新しいものではないといえる。しかし、本格的な人口減少と少子高齢化の局面に際し、各自治体の厳しい財政状況からは、これまでの単独での全ての行政サービス（フルセットでのサービス）を提供することは困難になり、引き続き持続可能な行政サービスの提供のためには、これまで以上に広域連携に取り組み、場合によっては、これまで連携が想定されなかった分野においても連携に取り組まなければならない状況になるとされている。

そのため、現在、我が国は人口減少社会にあって、地方創生（少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指す）の深化のために地域の生活経済実態に即した新たな「圏域」づくりに取り組んでおり、地方圏の人口流出を食い止める「ダム」機能を果たす、定住自立圏構想や「一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を築く」連携中枢都市圏構想を推進しているところである。この際重要なキーワードとなるのが「都市」であり、都市を中核とする広域連携がより重要な役割を果たすことが期待されている。

では、なぜ今、「都市を中核とする広域連携」なのか。それには、いくつかの要因が指摘されている。

ア 市町村数の変遷と大都市の増加等

昭和 20（1945）年には、市町村数は合計 10,520 で、その内訳（割合）は 205 市（1.9%）、1,797 町（17.1%）、8,518 村（81.0%）であった。（図-1）その後、昭和 22（1947）年に地方自治法の制定・施行、昭和 31（1956）年には、指定都市制度（昭和 31 年政令第 31 号 9 月 1 日施行：大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市）が開始されている。この間、昭和の大合併（昭和 28 年から昭和 36 年）が進展し、市町村数は 9,868 から 3,472 まで減少。昭和 36 年時点（3,472 市町村）では、556 市（16.0%）うち政令指定都市 5 市（0.1%）、1,935 町（55.7%）、981 村（28.3%）となっていた。

さらに平成 11（1999）年から平成 22（2010）年にかけて平成の大合併が進展し、自治体数が減少している。

この間、平成 7 年（1995）年に中核市制度、平成 12（2000）年には、特例市制度が開始され大都市の増加に繋がっている。

平成 22（2010）年には、団体数は 1,727 となり 786 市（45.5%）、757 町

(43.8%)、184村(10.7%)となった。なお、786市のうち、大都市と呼ばれる政令指定都市は19市、中核市は40市、特例市は41市となりこれらの合計は100市を超え、全786市に占める割合は12.7%となっている。

また、全1,727市町村に占める大都市の割合は、政令指定都市1.1%、市、中核市2.3%、特例市2.4%となり、大都市100市全体での割合は、5.8%となっている。

その後、平成29(2017)年11月1日現在では、団体数は1,718団体(791市、744町、183村)となっている。

791市の構成は、一般市687市(86.9%)のほか、政令指定都市20市(2.5%)、中核市48市(6.1%)、施行時特例市36市(4.6%)となっている。大都市は合計104市となり、全791市に占める割合は13.1%。さらに、全1,718市町村に占める大都市の割合は、政令指定都市1.2%、中核市2.8%、特例市2.1%となり、大都市104市全体での割合は、6.1%となっている。

また、戦後、我が国は社会保障、都市計画、環境、教育等様々な領域において多くの制度改正が行われ、地方公共団体の処理する事務は増加してきた。とりわけ、対人サービスを中心とする社会保障分野の重要な制度改正は、人口動態・家族のあり方等の変化を受け、近年に至るまで数多く行われてきている。そして、その主な担い手としての市町村の果たす役割も大きくなっているとと言える。例えば、社会福祉の分野においては、近年では介護保険法が新たに制定されるなど、地域における医療・介護に関する市町村の事務が増大している。(図-2)

また、地方公共団体の決算額を見ると、社会福祉費、生活保護費等を含む民生費の額及び歳出合計に占める割合は大幅に増大してきている。特に市町村において民生費の占める割合が大きく、平成26(2014)年度の決算額では、歳出全体の35.3%を占めている。(図-3)

なお、平成27(2015)年度の歳出決算額においても、民生費の歳出総額に占める割合は、地方公共団体全体(都道府県、市町村合計)で25.7%となり、市町村のみでは35.8%となっており、引き続き目的別歳出の中で最も大きな割合となっている。また、市町村の民生費の内訳を見ると、児童福祉行政に要する経費である児童福祉費が最も大きな割合(民生費総額の36.0%)を占め、以下、障害者等の福祉対策や福祉に分類できない総合的な福祉施策に要する経費である社会福祉費(25.7%)、生活保護費(18.8%)、老人福祉費(17.9%)、非常災害によるり災者に対して行われる応急救助、緊急措置に要する経費等の災害救助費(1.6%)の順となっている。(図-4)

市町村数の変遷

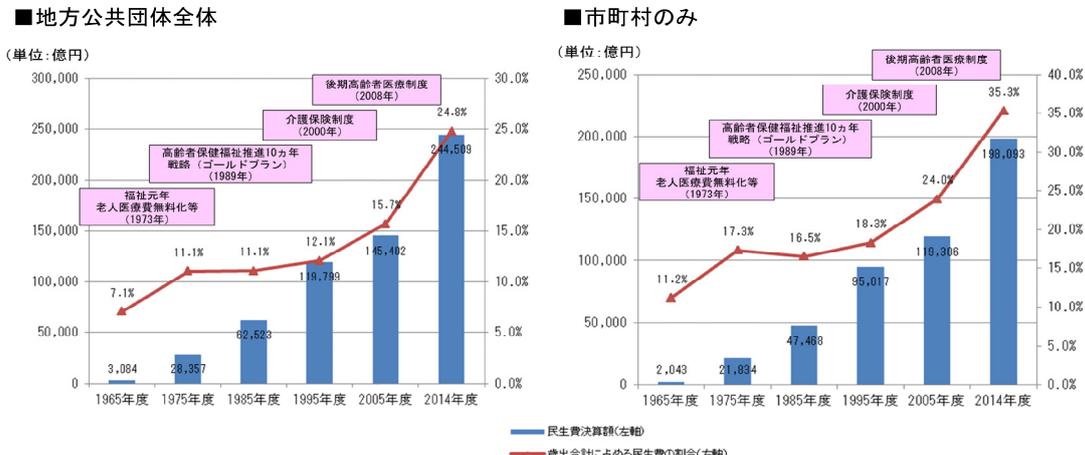
	市				町	村	市町村計
	政令指定都市	中核市	特例市 ^(※)	小計			
昭和22年(1947年) 地方自治法制定・施行	205 (1.9%)				1,797 (17.1%)	8,518 (81.0%)	10,520
1945年(昭和20年)	205 (1.9%)				1,797 (17.1%)	8,518 (81.0%)	10,520
1953年(昭和28年)	286 (2.9%)				1,966 (19.9%)	7,616 (77.2%)	9,868
昭和31年(1956年) 指定都市制度	498 (12.5%)	5 (0.1%)		5 (0.1%)	1,903 (47.9%)	1,574 (39.6%)	3,975
1956年(昭和31年)	498 (12.5%)	5 (0.1%)		5 (0.1%)	1,903 (47.9%)	1,574 (39.6%)	3,975
1961年(昭和36年)	556 (16.0%)	5 (0.1%)			1,935 (55.7%)	981 (28.3%)	3,472
1961年(昭和36年)	556 (16.0%)	5 (0.1%)			1,935 (55.7%)	981 (28.3%)	3,472
平成7年(1995年) 中核市制度	666 (20.6%)	12 (0.4%)	12 (0.4%)	24 (0.7%)	1,990 (61.6%)	576 (17.8%)	3,232
1996年(平成8年)	666 (20.6%)	12 (0.4%)	12 (0.4%)	24 (0.7%)	1,990 (61.6%)	576 (17.8%)	3,232
1999年(平成11年)	670 (20.7%)	12 (0.4%)	25 (0.8%)	37 (1.1%)	1,994 (61.7%)	568 (17.6%)	3,232
1999年(平成11年)	670 (20.7%)	12 (0.4%)	25 (0.8%)	37 (1.1%)	1,994 (61.7%)	568 (17.6%)	3,232
平成12年(2000年) 特例市制度 ※平成27年廃止、従来の特例市は 施行時特例市に移行	671 (20.8%)	12 (0.4%)	27 (0.8%)	10 (0.3%)	1,991 (61.7%)	567 (17.6%)	3,229
2000年(平成12年)	671 (20.8%)	12 (0.4%)	27 (0.8%)	10 (0.3%)	1,991 (61.7%)	567 (17.6%)	3,229
2010年(平成22年)	786 (45.5%)	19 (1.1%)	40 (2.3%)	41 (2.4%)	100 (5.8%)	757 (43.8%)	1,727
2010年(平成22年)	786 (45.5%)	19 (1.1%)	40 (2.3%)	41 (2.4%)	100 (5.8%)	757 (43.8%)	1,727
2016年(平成28年)	791 (46.0%)	20 (1.2%)	47 (2.7%)	37 (2.2%)	104 (6.1%)	744 (43.3%)	1,718
2016年(平成28年)	791 (46.0%)	20 (1.2%)	47 (2.7%)	37 (2.2%)	104 (6.1%)	744 (43.3%)	1,718

※平成27年4月1日以降は、施行時特例市の数

社会保障分野に見る市町村の役割の拡大

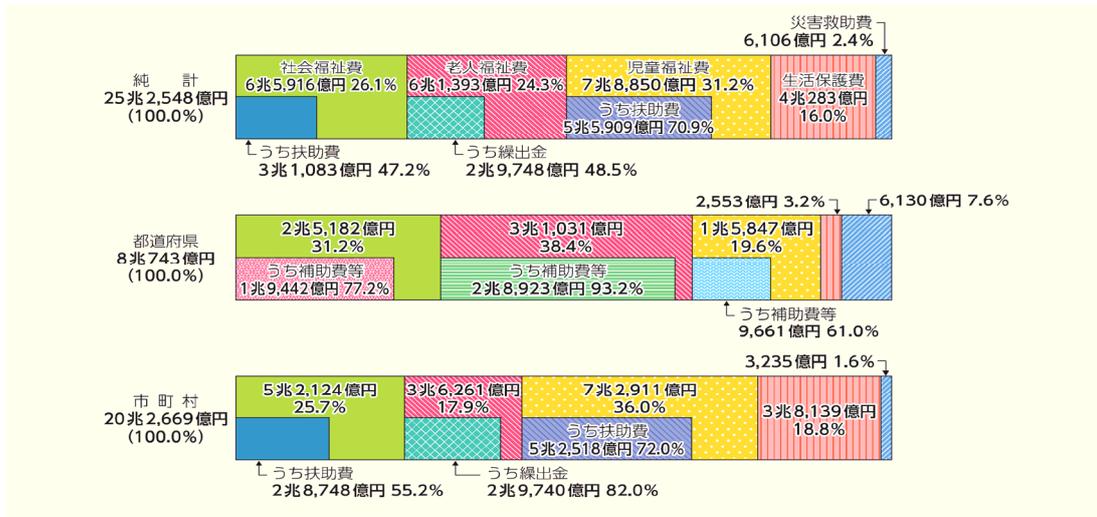
年代	地方公共団体が処理する主な事務に係る制度の沿革	下線は、社会保障分野の制度改正
昭和20年代	1947年(昭和22年) 地方自治法制定・施行 1948年(昭和23年) 予防接種法制定 1949年(昭和24年) 土地改良法、社会教育法、身体障害者福祉法制定 1950年(昭和25年) 生活保護法、文化財保護法制定 1951年(昭和26年) 社会福祉法、家畜伝染病予防法制定 1952年(昭和27年) 地方公営企業法制定 1954年(昭和29年) 土地区画整理法制定	1989年(平成元年) 高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略策定(ゴールドプラン) 1990年(平成2年) 老人福祉法等福祉3法の改正(在宅福祉サービスの推進、福祉サービスの市町村への一元化) 1994年(平成6年) 子育て支援のための総合計画策定(エンゼルプラン) 1995年(平成7年) 中核市制度の創設 1997年(平成9年) 介護保険法制定
昭和30年代	1956年(昭和31年) 指定都市制度の創設 1958年(昭和33年) 国民健康保険法制定 1959年(昭和34年) 国民年金法制定 1963年(昭和38年) 老人福祉法制定	1999年~(平成11年~) 地方分権改革(用途地域に関する都市計画の決定等、農地等の権利移動の許可等、塵芥処理に係る日常生活用具の給付等の事務が市町村に移管) 2000年(平成12年) 特例市(後に施行時特例市)制度の創設
昭和40~50年代	1967年(昭和42年) 公害対策基本法制定 1968年(昭和43年) 騒音規制法、都市計画法制定 1969年(昭和44年) 消費者保護基本法制定 1970年(昭和45年) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 1971年(昭和46年) 児童手当法制定 1982年(昭和57年) 老人保健法制定	2008年(平成20年) 老人保健法改正(⇒高齢者の医療の確保に関する法律、後期高齢者医療制度の創設) 2011年(平成23年) 地域包括ケアの推進 ・介護保険法改正(平成23年) ・持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律制定(平成25年) ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律制定(平成26年)

地方公共団体の決算額における民生費の推移



民生費の目的別内訳（平成 27 年度決算）

図－4

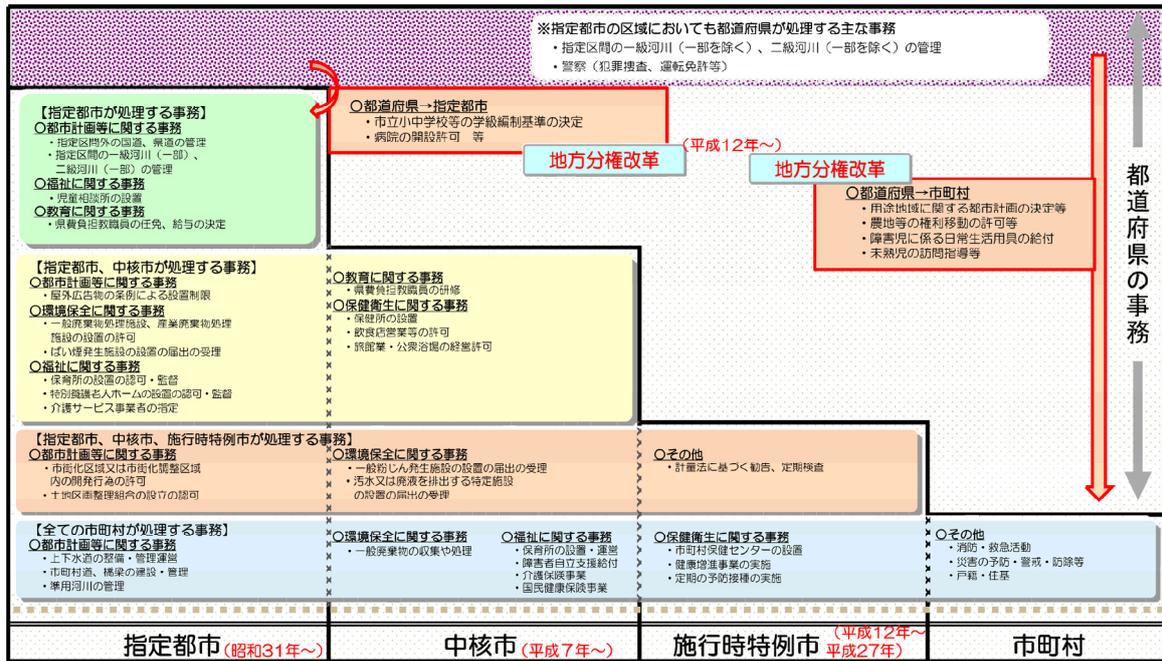


(出展：地方財政の状況)

さらに、昭和 31（1956）年の指定都市制度の創設以来、大都市等に対する権限の移譲も進んでいる。戦後、指定都市、中核市、特例市制度の創設や、地方分権改革等により権限の移譲が進展。（図－5）

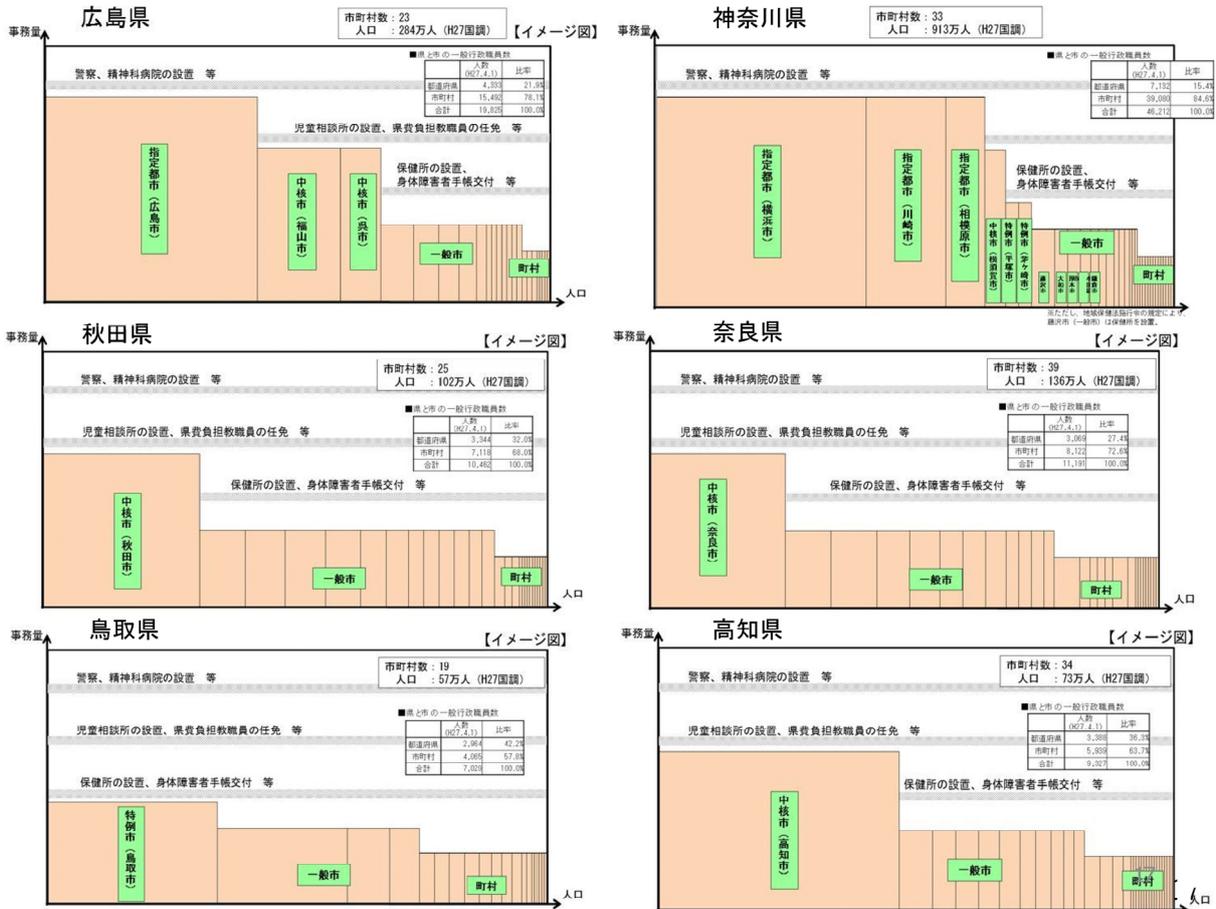
①政令市は都道府県からの権限移譲等により、都道府県に準じた権限を行使することが可能であり、②中核市は地方自治法第 252 条の 22 で、「政令指定都市が処理することができる事務のうち、『都道府県が一体的に処理すべき』とされた事務以外のものを処理する」と定義され、具体的な定めは政令に委ねられるとされている。そして、③施行時特例市は、「中核市が処理することができる事務のうち、『都道府県が一体的に処理すべき』とされた事務以外のものを処理する」と定義（行政分野ごとに個別にみると、特例市は環境保全行政・都市計画行政の分野において、中核市に近い権限を有する）されるなど、都市の果たす役割が大きくなっているといえる。

そのため、都道府県における市町村の事務処理の状況を見た場合、人口を多く抱える大都市圏では、政令指定都市をはじめとする大都市の存在により、県の役割は相対的に小さくなっている。しかし、その一方、地方の県では、人口の多い都市も少ないことから、引き続き県の役割が大きい状況であるといえる。



都道府県内の市町村の事務処理の状況

図-6



上記資料（図-6）においては、都道府県と市町村の処理する事務の領域の割合を示している。

そのうち、①広島県においては、市町村合併や権限移譲が大きく進展した都道府県内の市町村の事務処理状況を示している。広島県においては、指定都市等（指定都市1、中核市2）が存在するとともに、市町村合併が進展し（平成の合併後における市町村の減少率73.3%）、市町村が処理する事務の領域は大きい。

②神奈川県においては、市町村合併の進捗率は低いものの（平成の合併における市町村の減少率10.8%）、指定都市等（指定都市3、中核市1、特例市2）が多く存在するとともに、市町村が処理する事務の領域が大きい。

③高知県は小規模市町村が多く残る都道府県内の市町村の事務処理の状況を示しており、比較的都道府県の処理する事務の割合が大きい事などが伺える。

イ 市町村規模と人口の推移

昭和22（1947）年の地方自治法の制定・施行時から、各市町村の人口を、①人口20万人未満、②人口20万人以上50万人未満、③人口50万人以上の団体で区分し、その割合の推移等を見ると、昭和22（1947）年の市町村数10,505のうち、99.8%が①人口20万人未満の団体であり、②人口20万人以上50万人未満、③人口50万人以上の団体の割合は、それぞれ0.1%であった。（図-7）

また、昭和22（1947）年の総人口約7,800万人のうち、84.7%が①人口20万人未満の団体に居住。②人口20万人以上50万人未満の団体には3.8%、③人口50万人以上の団体には、11.5%が居住していた。

これは、当時は依然として農村型社会にあり、第一次産業に従事して地方部に居住する人も多く、都市と地方に広く人口が分布していたことを示すものと考えられる。

その後、高度経済成長期において、三大都市圏等への人口移動や人口流入が行われ、農村型社会から都市型社会へと移行が進んでいく。

さらに、昭和の大合併（昭和28（1953）年～昭和36（1961）年）、平成の大合併（平成11（1999）年～平成22（2010）年）を経て、自治体数は減少。一方で市町村の平均の規模、人口は増加し、平成26年4月5日現在で1,718団体となる中、その平均人口は約7万（69,332）人、平均面積は216.7km²となっている。

なお、平成27（2015）年には、市町村数は1,719となっており、その割合

は、93.6%が①人口20万人未満の団体であり、②人口20万人以上50万人未満の団体が4.7%、③人口50万人以上の団体は、1.7%となっている。

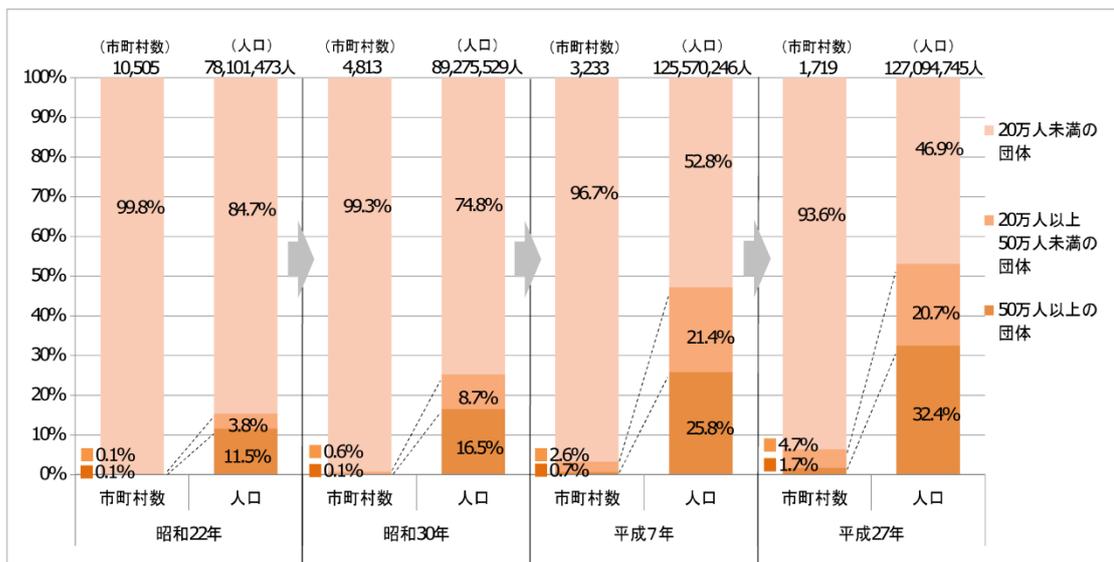
また、このときの人口約1億2,700万(12,094,745)人のうち、46.9%が①人口20万人未満の都市に居住し、②人口20万人以上50万人未満の都市には20.7%、③人口50万人以上の団体には、32.4%が居住している。

これにより、現在、我が国の人口の50%以上が大都市に居住していることが明らかとなっている。

以上のことから、昭和22(1947)年当時は、市町村の99.8%が人口20万人未満の団体であり、そこに、総人口約7,800万人のうち、84.7%が居住するという状況にあつて、町村を中心とした施策を展開すれば、人口の約9割をカバーできた時代から、高度経済成長期において、三大都市圏等への人口移動や人口流入が行われ、農村型社会から都市型社会へと移行が進展。さらに昭和の大合併、平成の大合併を経て、自治体数が減少する一方で、市町村の平均の規模、人口の増加、大都市の増加などもあり、現在では我が国の人口の50%以上が大都市に居住していることから、従来の町村を中心とした施策の展開から、都市を重要視した施策の展開がなければ、広く人口をカバーできない時代となっている。このことから、現在、都市の役割がより重要となっているといえる。

市町村規模ごとの数と人口の推移

図-7



(注)特別区は1団体分として含める。

ウ 都道府県・市町村の職員規模と構成等

都道府県・市町村の職員規模と職員構成、地方公共団体の職員数の推移も重要である。

まず、昭和 49 年から平成 27 年の都道府県の職員構成の推移(公営企業会計部門の職員を除く)については、全体の職員数が、約 146 万 9,000 人から 142 万 3,000 人へと減少する中、特に一般行政職員が 34 万 7,000 人から 23 万人へと大幅に減少している。(図-8)

また、昭和 49 年の職員区分の割合は、一般行政(福祉関係含む) 23.7%、教育 60.2%、警察 14.9%、消防 1.1%であった。これが、平成 27 年には、教育 62.4%、警察 20.1%、消防 1.3%とそれぞれ伸びを見せる中、一般行政(福祉関係含む)は 16.2%と減少している。これは地方分権の進展等にもなって進められた福祉関係事務の市町村への移譲のほか、行政改革の取組などが影響していると考えられる。

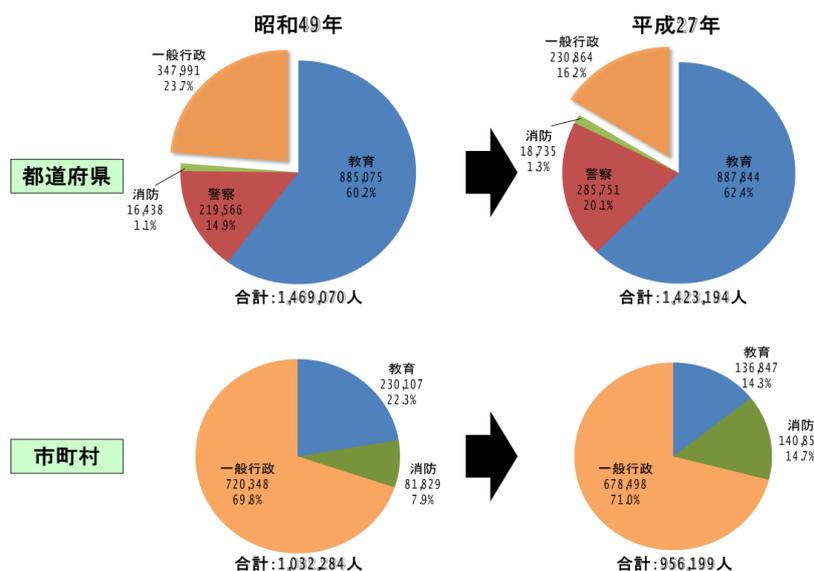
一方、昭和 49 年から平成 27 年の市町村の職員構成の推移についても行政改革等により、全体の職員数が、約 103 万 2,000 人から 95 万 6,000 人へと減少している。昭和 49 年の主な職員の構成割合は、一般行政(福祉関係含む) 69.8%、教育 22.3%、消防 7.9%であった。これが、平成 27 年には、一般行政(福祉関係含む) 71.0%、消防 14.7%と増加し、教育は 14.3%と減少しているものの全体としての構成には大きな変化は見られない。

次に部門別に県と市の職員数を対比すると、まず、昭和 49 年での一般行政の職員比は、都道府県 32.6%、市町村 67.4%で概ね 1 対 2 の割合であったが、その後都道府県の割合が減少し、それに対して市町村の割合が増加。平成 27 年時点では、都道府県 25.4%、市町村 74.6%と、ほぼ 1 対 3 の割合となっている。(図-9)

特に、一般行政における福祉関係の職員数の対比においては、その変化が顕著となっている。昭和 49 年の福祉関係の職員比は、都道府県 24.8%、市町村 75.2%で概ね 1 対 3 となっていた。これが平成 27 年には、都道府県 15.7%、市町村 84.3%となり概ね 1 対 5 となっている。ここにおいても、地方分権の推進により、都道府県の事務とされていた福祉分野の事務が基礎自治体へ権限移譲されたことなどによる影響が伺える。

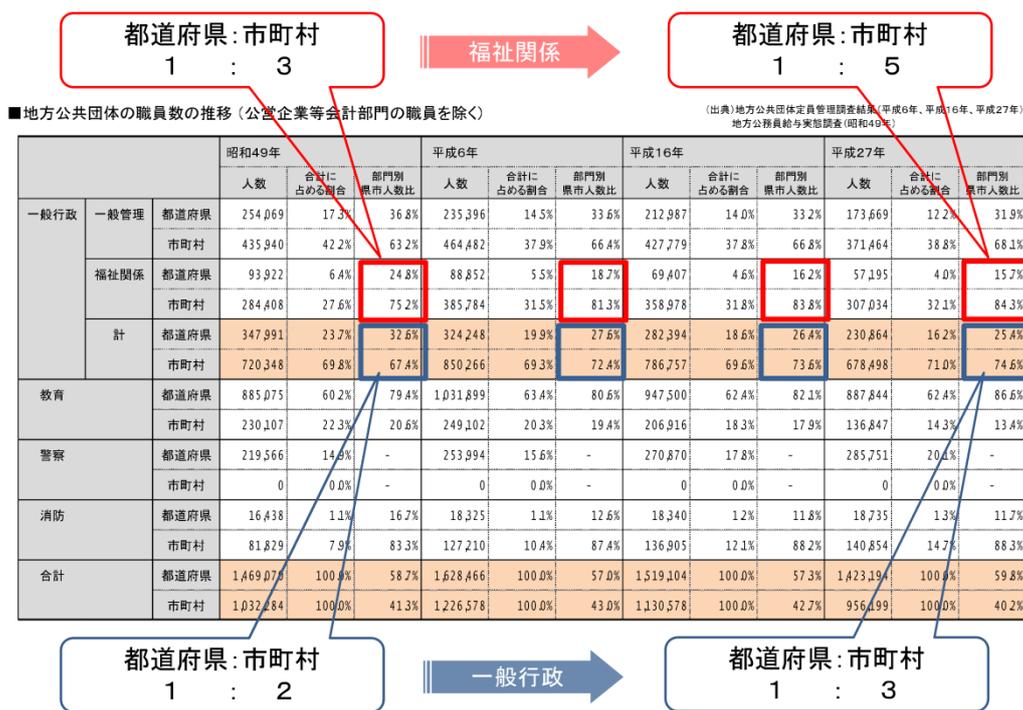
都道府県・市町村の職員規模と職員構成

図－8



地方公共団体の職員数の推移

図－9



なお、関連して、平成29年3月には、「平成28年地方公共団体定員管理調査結果」（28年4月1日現在）が公表され、直近の状況が示されている。

これによると、地方公共団体の総職員数は2,737,263人で前年(27年)に比べ、1,074人の減少(対前年度0.04%減)となっている。(図-10、11)

総職員数の推移

図-10

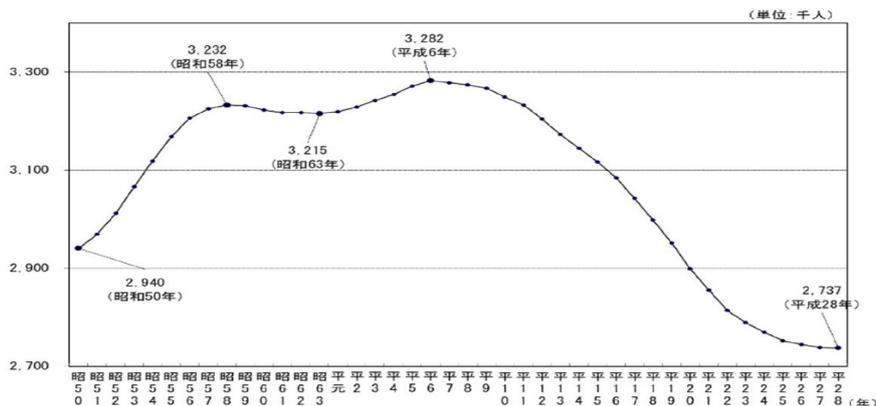


図-11

職員数の増減状況 団体区別職員数の推移

(平成28年 地方公共団体定員管理調査結果の概要抜粋)

総職員数は、昭和50年4月1日時点の調査開始以来、40人学級の実施等による教職員の増やデイサービス事業の開始等による民生部門の充実に伴い、昭和58年までは増加を続け、その後、昭和59年から昭和63年まで減少した。平成元年以降は、公共投資の増や地域福祉・医療の充実に伴い、再び平成6年まで増加を続けてきたが、平成6年をピークに、平成7年から22年連続して減少となっている。

年	全団体			都道府県			市町村		
	総職員数	増減数	対前年増減率	総職員数	増減数	対前年増減率	総職員数	増減数	対前年増減率
50年	2,940,066	82,730	2.9%	1,592,340	33,447	2.1%	1,347,726	49,283	3.8%
51年	2,968,675	28,609	1.0%	1,607,654	15,314	1.0%	1,361,021	13,295	1.0%
52年	3,012,304	43,629	1.5%	1,629,039	21,385	1.3%	1,383,265	22,244	1.6%
53年	3,065,674	53,370	1.8%	1,654,996	25,957	1.6%	1,410,678	27,413	2.0%
54年	3,118,275	52,601	1.7%	1,679,928	24,932	1.5%	1,438,347	27,669	2.0%
55年	3,167,744	49,469	1.6%	1,705,587	25,659	1.5%	1,462,157	23,810	1.7%
56年	3,205,718	37,974	1.2%	1,725,090	19,503	1.1%	1,480,628	18,471	1.3%
57年	3,224,815	19,097	0.6%	1,737,629	12,539	0.7%	1,487,186	6,558	0.4%
58年	3,231,650	6,835	0.2%	1,743,024	5,395	0.3%	1,488,626	1,440	0.1%
59年	3,230,740	▲910	▲0.0%	1,743,236	212	0.0%	1,487,504	▲1,122	▲0.1%
60年	3,222,019	▲8,721	▲0.3%	1,744,633	1,397	0.1%	1,477,386	▲10,118	▲0.7%
61年	3,217,016	▲5,003	▲0.2%	1,743,600	▲1,033	▲0.1%	1,473,416	▲3,970	▲0.3%
62年	3,216,930	▲86	▲0.0%	1,744,787	1,187	0.1%	1,472,143	▲1,273	▲0.1%
63年	3,215,470	▲1,460	▲0.0%	1,741,975	▲2,812	▲0.2%	1,473,495	1,352	0.1%
元年	3,218,752	3,282	0.1%	1,741,179	▲796	▲0.0%	1,477,573	4,078	0.3%
2年	3,228,318	9,566	0.3%	1,741,447	268	0.0%	1,486,871	9,298	0.6%
3年	3,241,911	13,593	0.4%	1,744,376	2,929	0.2%	1,497,535	10,664	0.7%
4年	3,254,291	12,380	0.4%	1,742,121	▲2,255	▲0.1%	1,512,170	14,635	1.0%
5年	3,270,799	16,508	0.5%	1,739,214	▲2,907	▲0.2%	1,531,585	19,415	1.3%
6年	3,282,492	11,693	0.4%	1,734,665	▲4,549	▲0.3%	1,547,827	16,242	1.1%
7年	3,278,332	▲4,160	▲0.1%	1,726,263	▲8,402	▲0.5%	1,552,069	4,242	0.3%
8年	3,274,481	▲3,851	▲0.1%	1,719,900	▲6,363	▲0.4%	1,554,581	2,512	0.2%
9年	3,267,118	▲7,363	▲0.2%	1,713,593	▲6,307	▲0.4%	1,553,525	▲1,056	▲0.1%
10年	3,249,494	▲17,624	▲0.5%	1,703,562	▲10,031	▲0.6%	1,545,932	▲7,593	▲0.5%
11年	3,232,158	▲17,336	▲0.5%	1,691,853	▲11,709	▲0.7%	1,540,305	▲5,627	▲0.4%
12年	3,204,297	▲27,861	▲0.9%	1,666,944	▲24,909	▲1.5%	1,537,353	▲2,952	▲0.2%
13年	3,171,532	▲32,765	▲1.0%	1,648,467	▲18,477	▲1.1%	1,523,065	▲14,288	▲0.9%
14年	3,144,323	▲27,209	▲0.9%	1,638,341	▲10,126	▲0.6%	1,505,982	▲17,083	▲1.1%
15年	3,117,004	▲27,319	▲0.9%	1,630,316	▲8,025	▲0.5%	1,486,688	▲19,294	▲1.3%
16年	3,083,597	▲33,407	▲1.1%	1,620,922	▲9,394	▲0.6%	1,462,675	▲24,013	▲1.6%
17年	3,042,122	▲41,475	▲1.3%	1,609,628	▲11,294	▲0.7%	1,432,494	▲30,181	▲2.1%
18年	2,998,402	▲43,720	▲1.4%	1,596,305	▲13,323	▲0.8%	1,402,097	▲30,397	▲2.1%
19年	2,951,296	▲47,106	▲1.6%	1,579,778	▲16,527	▲1.0%	1,371,518	▲30,579	▲2.2%
20年	2,899,378	▲51,918	▲1.8%	1,560,755	▲19,023	▲1.2%	1,338,623	▲32,895	▲2.4%
21年	2,855,106	▲44,272	▲1.5%	1,542,705	▲18,050	▲1.2%	1,312,401	▲26,222	▲2.0%
22年	2,813,875	▲41,231	▲1.4%	1,525,104	▲17,601	▲1.1%	1,288,771	▲23,630	▲1.8%
23年	2,788,989	▲24,886	▲0.9%	1,515,844	▲9,260	▲0.6%	1,273,145	▲15,626	▲1.2%
24年	2,768,913	▲20,076	▲0.7%	1,510,179	▲5,665	▲0.4%	1,258,734	▲14,411	▲1.1%
25年	2,752,484	▲16,429	▲0.6%	1,502,735	▲7,444	▲0.5%	1,249,749	▲8,995	▲0.7%
26年	2,743,654	▲8,830	▲0.3%	1,500,524	▲2,211	▲0.1%	1,243,130	▲6,619	▲0.5%
27年	2,738,337	▲5,317	▲0.2%	1,500,067	▲457	▲0.0%	1,238,270	▲4,860	▲0.4%
28年	2,737,263	▲1,074	▲0.0%	1,500,778	711	0.0%	1,236,485	▲1,785	▲0.1%

また、平成28年4月1日現在の全団体における一般行政部門における職員数は910,880人で、前年(27年)(909,362人)に比べ1,518人の増加(対前年増減率0.2%)となった。(図-12)

一般行政部門における主な増減理由をみると、組織の見直し、事務・事業

の統廃合、民間委託等により減員が図られる一方、子育て支援、防災、地方創生等への対応のための体制充実による増員があり、全体として昨年を引き続き対前年比で増加となっている。

また、一般行政部門における職員数の増減状況を団体区分別にみると、前年より都道府県 146 人（同 $\Delta 0.1\%$ ）、指定都市 34 人（同 $\Delta 0.0\%$ ）、一部事務組合等 208 人（同 $\Delta 1.5\%$ ）の減少となった一方、市 1,123 人（同 0.3% ）、特別区 222 人（同 0.4% ）、町村 561 人（同 0.6% ）の増加であったとされている。

さらに、団体区分別職員数の増減状況についても明らかになっている。

まず、平成 28 年 4 月 1 日現在の都道府県の総職員数は、1,500,778 人で、前年(27 年)より 711 人増加(対前年度 0.0%)している。

都道府県の職員数は、昭和 60 年まで児童・生徒数の増加や 40 人学級の実施等により学校教職員を中心として増加。昭和 61 年から平成 3 年までは微増、微減の繰り返しであったが、平成 4 年からは、近年の児童・生徒数の減少や民間委託等の推進により、24 年連続して減少していたが、警察部門の組織基盤の充実・強化による増員等により 25 年ぶりに増加となっている。一方、一般行政部門においては、組織の見直しや事務・事業の統廃合等により、6 年から 23 年連続で減少しているとしている。

なお、都道府県の部門別対前年増減数を見ると、一般行政部門で 146 人(対前年度 0.1%)、教育部門で 1,258 人(同 0.1%)減少し、消防部門で 105 人(同 0.6%)、警察部門で 1,220 人(同 0.4%)、公営企業等会計部門で 790 人(同 1.0%)増加している。

次に、平成 28 年 4 月 1 日現在の市町村の総職員数は、1,236,485 人で、前年(27 年)より 1,785 人減少(対前年度 0.1%)している。

市町村の職員数については、昭和 50 年から 58 年まで、デイサービス事業の開始等による民生部門の充実に伴い増加を続けた。昭和 59 年から 62 年まで、一連の行財政改革の流れや定年制の実施により、一時減少に転じたものの、昭和 63 年から平成 8 年までは、福祉関係や消防、病院といった住民に密接した部門における業務増などにより増加している。しかし、その後平成 9 年以降は、行財政改革の取組により 20 年連続で減少しているとしている。

なお、市町村の部門別対前年増減数を見ると、教育部門で 1,906 人(対前年 1.4%)、公営企業等会計部門で 2,176 人(同 0.8%)減少し、一般行政部門で 1,664 人(対前年度 0.2%)、消防部門で 633 人(同 0.4%)増加している。

以上のことから、従来、小規模市町村への補完の役割を担う都道府県であるが、これまでの組織の見直しや、事務・事業の統廃合のほか、事務移管な

どにより職員数は減少（警察部門の組織基盤の充実・強化による増員要因を除く場合）しており、それに伴い専門職も減少していると考えられる。

一方、市町村でも、近年の行財政改革の取組により総職員数は、減少を続けているが、一般行政部門に増加が見られるほか、専門職については比較的減少幅も小さく、一部都道府県に比較して高い割合の増員も見られる。

市町村合併、地方分権改革を経て、その果たす役割が拡大した都市自治体は、小規模市町村と同じノウハウを持ち、財源、人材が集中している傾向にあり、このため、人口減少等の我が国の抱える諸課題の解決に向け、都市自治体の力が求められることとなっている。

各都市が周辺の市町村をけん引して地域経済を活性化し、経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにすることが求められており、そのための方策として、「都市を中核とする広域連携」が有効とされ、現在、定住自立圏、連携中枢都市圏の形成が進められている。

職員数の推移(平成 27 年～平成 28 年)

図－12

(1) 全団体

(単位：人、%)

区分	平成 27 年			平成 28 年			
	職員数	増減数	増減率	職員数	増減数	増減率	
普通 行政	一般管理	545,133	1,510	0.3	546,305	1,172	0.3
	福祉関係	364,229	▲718	▲0.2	364,575	346	0.1
	計	909,362	792	0.1	910,880	1,518	0.2
普通 会計	教育	1,024,691	▲7,487	▲0.7	1,021,527	▲3,164	▲0.3
	警察	285,751	1,308	0.5	285,971	1,220	0.4
	消防	159,589	418	0.3	160,327	738	0.5
	計	2,379,393	▲4,969	▲0.2	2,379,705	312	0.0
	公営 企業 会計	病院	202,989	1,310	0.6	202,185	▲804
水道	44,333	▲696	▲1.5	43,873	▲460	▲1.0	
教育	27,159	▲447	▲1.6	26,964	▲195	▲0.7	
警察	25,620	▲238	▲0.9	25,660	40	0.2	
消防	58,843	▲277	▲0.5	58,876	33	0.1	
計	358,944	▲348	▲0.1	357,558	▲1,386	▲0.4	
総合計	2,738,337	▲5,317	▲0.2	2,737,263	▲1,074	▲0.0	

(2) 都道府県

(単位：人、%)

区分	平成 27 年			平成 28 年			
	職員数	増減数	増減率	職員数	増減数	増減率	
普通 行政	一般管理	173,669	▲209	▲0.1	173,504	▲165	▲0.1
	福祉関係	57,195	▲277	▲0.5	57,214	19	0.0
	計	230,864	▲486	▲0.2	230,718	▲146	▲0.1
普通 会計	教育	887,844	▲2,187	▲0.2	886,586	▲1,258	▲0.1
	警察	285,751	1,308	0.5	286,971	1,220	0.4
	消防	18,735	▲3	▲0.0	18,840	105	0.6
	計	1,423,194	▲1,368	▲0.1	1,423,115	▲79	▲0.0
	公営 企業 会計	病院	54,759	1,067	2.0	55,354	595
水道	6,830	▲52	▲0.8	6,883	53	0.8	
教育	3,793	▲21	▲0.6	3,835	42	1.1	
警察	6,622	▲4	▲0.1	6,720	98	1.5	
消防	4,869	▲79	▲1.6	4,871	2	0.0	
計	76,873	911	1.2	77,663	790	1.0	
総合計	1,500,067	▲457	▲0.0	1,500,778	711	0.0	

(3)市町村

(単位：人、%)

区 分			平成 27 年			平成 28 年		
			職員数	増減数	増減率	職員数	増減数	増減率
普通 会 計	一 般 行 政	一般管理	371,464	1,719	0.5	372,801	1,337	0.4
		福祉関係	307,034	▲441	▲0.1	307,361	327	0.1
		計	678,498	1,278	0.2	689,162	1,664	0.2
	教 育	136,847	▲5,300	▲3.7	134,941	▲1,906	▲1.4	
	警 察	-	-	-	-	-	-	
	消 防	140,854	421	0.3	141,487	633	0.4	
	計	956,199	▲3,601	▲0.4	956,590	391	0.0	
公 営 企 業 会 計	病 院	148,230	243	0.2	146,831	▲1,399	▲0.9	
	水 道	37,503	▲644	▲1.7	36,990	▲513	▲1.4	
	教 育	23,366	▲426	▲1.8	23,129	▲237	▲1.0	
	警 察	18,998	▲234	▲1.2	18,940	▲58	▲0.3	
	消 防	53,974	▲198	▲0.4	54,005	31	0.1	
	計	282,071	▲1,259	▲0.4	279,895	▲2,176	▲0.8	
総 合 計			1,238,270	▲4,860	▲0.4	1,236,485	▲1,785	▲0.1

② 広域連携における都市の現状（都市が直面する様々な課題）

我が国における都市は、地方においては、大規模商業・娯楽施設、中核的な医療機能、各種の生活関連サービス機能など、行政機能・民間機能を問わず、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、自らの住民のみならず、近隣市町村の住民もその機能を活用しているような都市も多く見られる。

さらに多くの人口を要し、高次の都市機能を有する地方の中核都市においては、生活圏を形成する多くの近隣住民の就業場所、通学場所となっているほか、病院（高度な医療サービスの提供）、公共交通機能の集積、文化施設などの様々な生活機能を提供している。

このような重要な役割を担う都市にあっても、人口減少・高齢化社会の進展などの社会情勢の変化を踏まえた多くの課題・問題に直面しており、その対応が求められている。

人口減少・超高齢化の時代では、人口増加時代とは異なる問題が発生する。

まず、都市の活力の低下がある。人口減少は地方都市から始まり、大都市への若い世代の流出を引き起こしている。これに伴い地方では高齢者人口が滞留し、産業は種々の都市活動の低下を招くと心配されている。

また、都市化が高密度居住であった都市中心部から、自然が身近で、より快適な住宅を建てられる郊外へと人々が移っていく郊外化の形で進んだことに対して、人口減少時代では都心、郊外ともに人口密度が低下する事態が発生すると考えられる。さらに低密度化が進んで徒歩圏の人口が減れば、日常的なつきあいの場である地域社会（コミュニティ）が十分な機能を発揮しなくなるのが懸念されている（単独世帯・夫婦のみの世帯の増加により、地域の繋ぎの弱体化も懸念される）。

加えて、道路、上下水道、学校、福祉施設、公民館等の地域施設の支持人口

が減少することにより、維持管理の負担が増加し、サービス機能が低下することも心配されている。また、公共空間ばかりではなく、住宅等にも空き家が増加し、防災・防犯上の心配が増えるという指摘もある。

このような状況に対して自治体は、誘導的な手段により、都市機能、居住を計画的に集積することにより、都市のコンパクト化を図る取組を進めている。

このほか、都市生活の安全と快適性は都市インフラによって支えられているが、これまで蓄積されてきた社会資本は今後全国的に老朽化の進展が顕著となり、更新期を迎える施設の割合が加速度的に大きくなっていく。

さらに、人口の減少は、施設やサービスに対する需要が減少していくことになるため、それらの維持管理が困難になるとともに、需要の低下で不要となる施設を廃止する場合にも、取り壊して整地する費用さえ負担できず、環境が悪化して、さらに問題が拡大するという現象が懸念されている。

また、グローバル化の中、日本経済の長期低迷は、企業や人材の流出を招き、都市の活力・競争力のさらなる低下を危惧させる中、自治体財政は、景気の悪化、人口減少・超高齢化の進展等を背景とする税収の減少や社会保障費等の増加、地方財政の借入金残高が増加傾向にあるなど厳しい状況にあると言える。

このため、各自治体は、一定の社会資本サービス水準の確保と、財政面での持続可能な都市経営のため、民間の資金とノウハウを活用したPPP、PFIの導入など社会資本の計画的・効率的な維持管理・更新への対応を図るとともに、行政コストの削減等のため公共施設等の適正管理を進めている。

このほか、都市の抱える課題としては、近年の災害リスク（地震・津波、台風、豪雨等）の高まりに伴う安全な都市形成への課題や地球温暖化防止など環境問題（省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの活用、持続可能な資源循環型・低炭素型社会の構築）など、様々な課題への対応を迫られている。

特に、三大都市圏の都市においては、今後も社会移動により都市に人口が集中し、都市において急速に高齢化が進行するならば、人々を支えるコミュニティ機能の低下や大規模災害時における生活機能や経済機能の維持が困難になることなどの問題の深刻化が懸念されているほか、超高齢化社会の到来を踏まえ、身近な生活圏での利便性の向上など、安心して暮らせる生活環境の確保などが重要となっている。

このように多くの課題を抱え厳しい環境の下にあっても、自治体は、住民サービスの維持・向上を図るとともに、地域経済の維持・活性化を図っていかねばならない。そのためには、選択と集中を徹底し、さらなる行財政改革に取り組むことが求められるとともに、単独では対応できない事務だけでなく、対応できる事務であってもより効果的・効率的な対応を図るため、他の自治体

との広域連携の方策を探ることが求められている。

現在、指摘される様々な課題には、今後の超高齢化社会の進展とともに、人口減少が広く影響しており、この流れを変えるためには少なくとも将来の出生率の回復による現人口の維持が必要と言える。そのため現在、国は「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（平成26年12月27日閣議決定）」において「2060（平成72）年に一億人程度の人口を維持する」という中長期展望を示し、その実現に向けた「総合戦略」を展開しているが、我が国の5割を超える人口が都市に住む現状とともに、子どもを育てる場所も都市の中が多いことを考えれば、都市の環境が子育てに適したものとなるように都市政策の分野（保育所や幼稚園を親の通勤ルートに配置、安全や安心を保障する情報システムの開発や整備など）からの積極的な貢献が求められると想定され、今後さらに都市の果たす役割が重要になると考えられる。

そして現在、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）（平成28年12月22日改訂）」において「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」取組が行われる中、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出する定住自立圏構想が推進され、さらに相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するため、「連携中枢都市圏」形成への取組が展開されている。

なお、三大都市圏においても政策分野ごとの自治体間連携の取組などが模索されているが、地方と比較して大きな進展が見られないとの指摘もある。これは比較的人口規模が大きく、一定程度の財政力を有し行財政運営が可能なため、連携の優先度が低いことなどが影響しているとされている。

これについては、「連携中枢都市圏構想推進要綱」には、対象地域について、「主として三大都市圏の区域外にある地域を対象として推進し、加えて三大都市圏の区域内であっても指定都市や特別区から時間距離が相当離れていて自立した圏域を形成している地域も対象とする」とされており、三大都市圏では、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用であると考えられるが、既に一部の政令指定都市が連携中枢都市圏構想に基づく都市圏形成においても、中核を担う都市として取組を進めているほか、県境を超えた地域連携による一体的な圏域の発展を目指していることから、今後同要綱において対象外となっている三大都市圏の見直しの検討も有効と考えられる。

○「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果(平成 29(2017)年 2 月 7 日)より

本研究会の加盟市調査においても、関連する項目として、広域連携(「これまでの広域連携制度」、「新たな広域連携制度」及び「連携中枢都市圏」・「定住自立圏」)に関する政策・施策を所管する部署のほか、平成 27・28 年度の一般会計予算及び広域連携に関する予算額について調査し、その状況を明らかにしている。

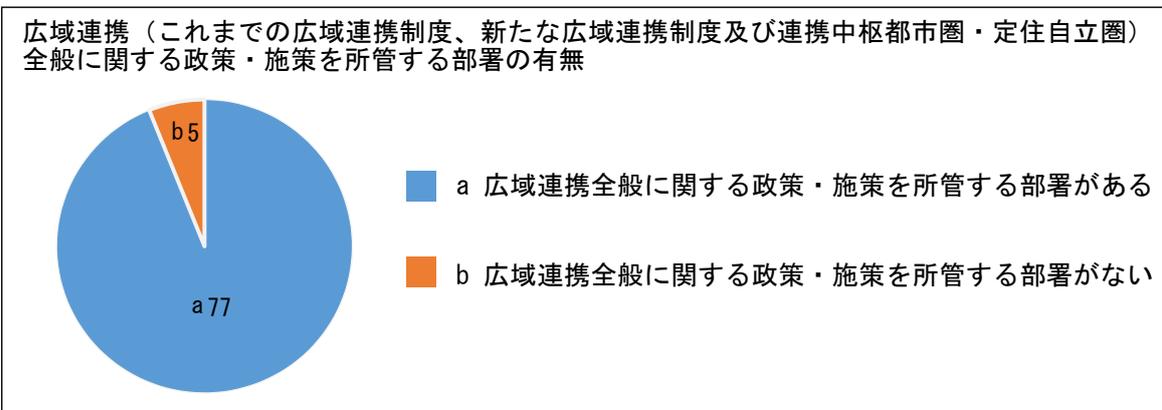
広域連携における加盟 82 市の組織体制及び予算額等は、以下のとおりである。

(ポイント)

加盟 82 市においては、広域連携(これまでの広域連携制度、新たな広域連携制度及び連携中枢都市圏・定住自立圏)全般に関する政策・施策を所管する部署の有無をみると、「a の広域連携に関する政策・施策を所管する部署がある」が 77 市、「b の広域連携に関する政策・施策を所管する部署がない」が 5 市となっており、多くの市で、広域連携に関する政策・施策を所管する部署がある(本報告書 P71 表 25、下図参照)。

広域連携に関する政策・施策を所管する部署がある 77 市は、広域連携全体を管轄する所管部課名のほか、担当する所管部課名を回答しており、各市が持つ広域連携の仕組みに合わせて、広域連携施策全体を管轄する総務企画部門、その下に、分野ごとに個別事業を担当する所管部課が広がっている。

また、加盟 82 市においては、広域連携に関する政策・施策を所管する部署がある・ないに関わらず、平成 27(2015)・28(2016)年度の一般会計予算額及び広域連携に関する予算額をみると、平成 28(2016)年度一般会計予算の平均額は、前年度比減(0.6%減)となっているが、広域連携に関する予算の平均額は、前年度比増(1.2%増)となっている(本報告書 P71 表 26 参照)。



上記の加盟調査結果においては、加盟 82 市において、広域連携(これまでの広域連携制度、新たな広域連携制度及び連携中枢都市圏・定住自立圏)全般に関する政策・施策を所

管する部署の有無尋ねている。

これによると、「a 広域連携に関する政策・施策を所管する部署がある」が 77 市、「b 広域連携に関する政策・施策を所管する部署がない」が 5 市となっており、多くの市で広域連携に関する政策・施策を所管する部署があることが明らかとなった。

なお、広域連携に関する政策・施策を所管する部署があると回答した 77 市では、広域連携全体を管轄する所管部課名のほか、担当する所管部課名を回答している。

広域連携全体を管轄する主な所管部課名については、総合政策局総合政策部政策調整課、企画財政局企画財政部企画経営室、総合政策部政策企画課、企画調整部企画調整課、総務部総合政策課、まちづくり政策局政策企画部政策調整課、開発部開発課などの回答があった。また、担当する所管部課名としては、経済政策、観光、農林水産、土木、環境保全、子育て支援、保健医療などの各課を回答しており、各市が持つ広域連携の仕組みに合わせて、広域連携施策全体を管轄する総務企画部門、その下に、分野ごとに個別事業を担当する所管部課が広がっている様子が見える。

また、加盟 82 市において、平成 27・28 年度の一般会計予算額及び広域連携に関する予算額をみると、平成 28 年度一般会計予算額の平均額（82 市による平均）は、2,207 億 4,025 万円で、対前年度比減（0.6%減）となっている。

一方、広域連携に関する予算額の平均額（82 市による平均）は、50 億 3,010 万 5,000 円で、対前年度比増（1.2%増）となっている。

各市においては厳しい財政状況の中、予算の選択と集中が進む中、広域連携の取組が重要と考え、積極的な展開を図る傾向が見られる。

③ 広域連携に係る課題及び問題

ア 第30次地方制度調査会答申

第30次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25（2013）年6月25日総理大臣手交）において、基礎自治体による事務の共同処理等の現状と課題として、市町村間の広域連携や都道府県による補完の必要性のほか、現行の事務の共同処理制度の特徴を述べている。

それによると、現行の地方自治法では、事務の共同処理の制度について、一部事務組合及び広域連合、協議会、機関等の共同設置並びに事務の委託の各方式が定められ、その効果が規定されている。全国の市町村においては、広域市町村圏施策が展開されて以降、現行の制度を活用して相当の成果が上げられている。しかしながら、現に事務の共同処理を行っている市町村から、事務の共同処理の各方式について、それぞれの制度の特徴により、例えば、一部事務組合や協議会については迅速な意思決定が困難ではないか、機関等の共同設置については中心的な役割を果たす市町村の負担が大きいのではないかと、事務の委託については委託団体が受託団体から事務処理の状況等の情報を把握することが困難なのではないか等の指摘があることも事実であると述べている。

これに伴い、新たな広域連携の制度の必要性を述べ、具体的には、現行の事務の共同処理の制度に加え、より弾力的な広域連携の制度を設けるべきであるとしたほか、地方公共団体間における柔軟な連携の仕組みを制度化する場合、合意形成の手續、合意の実効性を確保するための調整方法、その他民法上の契約等では不十分と考えられる点をどのように補うかという観点から、検討することが必要としている。

同答申を受けて、平成26（2014）年の自治法の改正により、連携協約制度（地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める）及び事務の代替執行制度（普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させることができる）が創設されている。

これにより、平成20年以降、地方において意欲ある中心市（人口5万人程度以上）と近隣の市町村が連携し、地方圏における「定住の受け皿」となる定住自立圏の形成が進展し、さらに「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26（2014）年12月27日閣議決定）において、地域の広域連携に関し、複数の都市圏概念（地方中枢都市圏：総務省、高次都市連合：国土交通省、都市雇用圏：経済産業省）が存在していることから、人口や行政サービス、生活基盤

等の面だけでなく、経済雇用や都市構造の面も重視した連携を構築する必要があるとして、重複する都市圏概念を連携中枢都市圏へ統一。人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有しつつ、活力ある社会経済を維持するための経済成長のけん引などの機能を備えた「連携中枢都市圏」の形成が示され、進展を見せている。なおこの際、「連携中枢都市圏」における連携手法として、地方自治法に規定する「連携協約」の活用などが示されている。

イ 連携中枢都市圏の形成等

連携中枢都市圏構想は、人口減少・少子高齢化社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため重要な取組であるが、その形成及び圏域における連携施策の推進においては、様々な課題・問題が考えられる。

まず、広域連携に向けた調整（連携に向けた機運の醸成等）がある。すでに過去に連携の取組の実績がある場合も含めて、連携に向けた複数自治体間の合意形成・機運醸成が必要となる。

連携中枢都市は、圏域の形成を目指し周辺市町村に対して、地域を取り巻く環境の変化、広域連携の必要性などについて説明を行うこととなるが、最初は連携内容が不透明であるため、具体的な圏域のイメージを描くことは難しい（広域連携のきっかけ、連携中枢都市圏構想の説明の方法）。また、連携中枢都市圏に参加した場合の構成市町村の財源措置（メリット）の提示など、連携を構成する市町村の動機付け（何のために連携するのか）となる内容を説明することが極めて困難な作業と考えられる。さらに、圏域を形成し、新たに広域連携の取組を進める行為は、周辺市町村からは新たな合併を見据えた行動に映るとともに、圏域の中核都市だけが発展し人口が集中（周辺地域が衰退）しないかなどの疑念・警戒感を持たれることもあるため、その払拭に努めなければならない。

そのため、連携中枢都市は、圏域の枠組みの設定（生活圏、過去の連携の実績、歴史的繋がり的重要性を示す）、具体的な取組項目の提案（中心市として圏域の経済成長、高次都市機能の集積・強化、生活関連サービスの向上にどのような役割を果たすか、積極性、本気度を示す）のほか、連携中枢都市の責任と役割の明確化（各地域の特色を活かすことで、双方にとってメリットがある関係の構築。決して連携中枢都市の一人勝ちではなく、中心市にも負担増となることなどを説明）などの対応が必要と考えられる。

また、総務省の新たな広域連携促進事業を活用し、圏域の現状等（課題、今後の方向性）の整理、連携推進体制の検討、連携事業の検討を行うほか、圏域

の人口動態等基礎調査や、ビジョン懇談会の開催等の取組を行う事も連携の可能性を検討し、連携に向けた複数自治体間の合意形成・機運醸成に大きく貢献するものと考えられる。

その後、具体的な連携事業の検討が行われる。連携中枢都市からは連携事務として何が可能なのか、圏域の関連市町村からは連携を希望する事務など、それぞれ事業提案が行われる中、連携中枢都市圏推進協議会等（圏域内の市町村長により構成）のほか、関係市町村担当課長会議（圏域内の市町村の企画担当課長等）や、ワーキンググループ（実務担当者会議）などで圏域間の全体調整、具体的な事業内容の協議・検討等が行われ、連携の枠組みが構築されていく。

この際、とりまとめを行う連携中枢都市は、他の連携市町村に対し、信頼の醸成のため都市圏形成の必要性や連携内容等に関してより丁寧な説明が求められている。

併せて連携中枢都市は、職員定数の削減や事務効率化などの行財政改革に取り組む一方、新たな行政課題や住民ニーズの多様化にも対応するため、全体の事務量は増加傾向にあるとされる中、連携中枢都市圏の業務を行う事となり、負担の増加も懸念される。

さらに連携中枢都市圏の必要性と連携協約の内容等具体的な圏域の役割分担、また圏域形成後の連携事務の推進において、所管する部署が庁内に周知し、理解と協力を得るためには、多くの時間と手続きを経なければならないことも想定される。

こうして、連携市町村の全首長が連携協約の締結方針を確認し、連携中枢都市が連携中枢都市宣言を行う。圏域の中核都市となるべく、近隣の市町村との連携に基づいて圏域全体の将来像を描き、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思を有する事などを宣言において明らかにすることとなる。

その後、連携中枢都市が宣言に記載した市町村と、連携する取組を定めた「連携協約」を締結し、圏域全体の方向性、連携する分野、役割分担を規定することとなる。

なお、連携協約の締結に際しては、関係自治体は議会の議決を経なければならないことから、議会を通じて住民自治の要請に応じているとされている。この際、関係自治体の議会には、連携内容、役割分担などのほか、連携する市町村との関係など十分な審議が求められている。

あわせて、住民の意思を反映させるためには、連携協約に定める役割分担に従って実施される他市町村の事務の実施状況について、相互に定期的に情

報共有を行い、それぞれの議会に報告するとともに、住民にも積極的に公開することなどが望まれる。

なお、連携協約は、連携中枢都市と市町村が1対1での締結となるため、連携協約だけでは連携中枢都市圏全体の将来像は明らかにならないことから、連携中枢都市が「連携中枢都市圏ビジョン」を策定することとされており、「連携中枢都市圏ビジョン」により、当該連携中枢都市圏の中長期的な将来像を提示し、その実現に向けて関係市町村が連携して推進していく具体的な取り組み内容を定めることで当該圏域の全体像を明確にしている。

また、「連携中枢都市圏構想推進要綱」においては、「連携中枢都市圏ビジョン」の策定に際して、連携中枢都市が「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」を設置し、同懇談会での検討を経てビジョンを決定することとされている。

懇談会の構成員については、連携中枢都市圏の取り組み内容に応じて、産業、大学・研究機関、金融機関、医療、教育、地域公共交通等の代表者や、地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者等に加えて、大規模集客施設、病院等都市機能の集積や強化を検討している施設等の関係者を含めることが望ましいとしている。

「連携中枢都市圏ビジョン」においては、連携中枢都市圏の中長期的な将来像として、当該連携中枢都市圏における将来推計人口、行政及び民間分野に係る都市機能の集積・強化の状況の現状等を記載した上で、連携中枢都市圏の将来像（連携中枢都市圏の取組の結果実現されるべき中長期的な将来の人口、高齢化率等の目標を含む）を提示する。また、連携中枢都市圏形成に係る連携協約等に基づき推進する具体的取組を記載する。取組の記載に当たっては、具体的内容や実施スケジュール等に加えて、関連する市町村の名称及び根拠とする各連携中枢都市圏形成に係る連携協約等の規定を明確に記載。併せて、予算措置を伴うものにあつては、総事業費や各年度の事業費等の見込みも含めて記載するほか、地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する明確な成果指標（KPI：Key Performance Indicator）を設定し、進捗管理を行うものとされている。

そのため、連携する市町村との協議、産官学金労等の関係者等で構成されるビジョン懇談会の運営、意見集約、合意形成は困難な作業が想定され、より丁寧かつ慎重な対応が求められている。

なお、連携協約によって連携中枢都市が担う行政サービスに連携市町村の住民の声を反映させるために、「連携中枢都市圏構想推進要綱」においては、連携協約に規定する項目に、「宣言連携中枢都市の市長と連携市町村の長との

定期的な協議」を規定しており、両者の間の丁寧な調整を担保し、取組状況に関する情報を共有する観点から、定期的に協議を行うことを規定している。

また、同要綱においては、「連携中枢都市圏ビジョン」に関する連携市町村との協議として、「宣言連携中枢都市は、連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更に当たっては、各連携市町村に関連する部分について当該市町村と個別に十分な協議を重ねたうえで行うものとする」と明記されている。

このほか、連携中枢都市においては、「連携中枢都市圏構想推進要綱」に明記された、国・都道府県による市町村に対する助言及び支援（情報提供、連絡調整）を活用し、圏域形成までの事務の進め方、ビジョンの策定等について、助言、情報提供などの支援を受けることも重要と考える。

なお、本研究会の加盟 82 市に対する「都市における広域連携のあり方」に関する調査においても、広域連携に関する政策・施策についての課題及び問題について尋ねている（詳細は後掲）。

同調査では、加盟 82 市のうち 56 市において広域連携に関する政策・施策について課題及び問題があるとされた。この 56 市の回答（複数回答）では、「各団体の意見調整に時間がかかる」、「単独で行うよりも事務処理に時間がかかる」、「専任の担当者がいないため事務局を設置している団体の負担が大きい」などの項目のほか、「単独で行うよりも財政負担が大きい」、「住民にとっての責任の所在がわかりにくい」、「議会のチェックが届きにくくなる」等の項目に多くの回答が見られ、都市自治体の抱える広域連携の課題、問題点を明らかにしている。

ウ 広域連携と自治

圏域の形成、連携事業の推進における取組においては、連携中枢都市のリーダーシップが重要視されている。また連携中枢都市は、圏域の経済成長、高次都市機能の集積の強化等の牽引役としての役割を担うことにより、圏域におけるひと、もの、しごとの集積が促進され、その一方で、連携市町村の区域の空洞化が進行する事態も想定される。

一般的に、広域連携によって行政サービスを提供することについては、住民による監視の目が届きにくくなり、また、住民の意思も反映されにくくなるという問題も指摘されてきている。

住民が参政権を持つのは、その住民が属する自治体に対してのみであり、広域連携のパートナーである他の自治体や一部事務組合等に対しては持っていない。例えば連携協約によって図書館サービスの提供を連携中枢都市が担うことになった場合、図書館の利用については連携中枢都市が定める条例に

よることとなり、当該事務を担当しない連携市町村の議会の議決は必要とならないことから、住民の意思が直接には反映されないこととなり、住民自治が及ばない領域が発生する事も指摘されている。

仮に、住民からの民主的コントロールが広域連携のパートナーに対して全く及ばないとすれば、広域連携に対する住民の信頼が醸成されることは困難となる。

これらの課題については、住民が自らの属する自治体を通じて、広域連携のパートナーである他の自治体等を規律付けることができる仕組みが必要となってくる。

そのため、構成市町村の議会による監視や、首長間の定期的な協議、情報提供と住民参加が重要となっている。

連携中枢都市は、日頃より自治体間での様々な話し合い、議論、説明の機会を通じて連携市町村からの疑念・警戒感（圏域の中核都市だけが発展し人口が集中（周辺地域が衰退するのではなど））の払拭に努めるとともに、連携する各市町村は、相互依存関係にあり、「圏域の発展が各自治体の発展に資する」との認識を持つことが重要と言える。

連携する市町村間における相互の信頼関係の醸成が必要不可欠であり、さらに、圏域の連携事業の取り組みに関し、住民への周知を行い情報提供が行われることが重要であるが、「連携協約の締結」における議会の議決による民主的なコントロールの確保や、地方制度調査会答申で提言された、関係市町村で情報を共有する仕組みの連携協約での規定等が重要になると考えられる。

また、各市議会の活性化の取り組みでは、「市民に近い議会」を目指し、議員が地域に出向き市民がいるところで直に話すなど、市民との直接の意見交換を行う取り組みも進んでいる。これらの取り組みは連携施策についての住民の理解を深め、意思の反映に大きく貢献するものと考えられる。

今後も広域連携による行政サービスの提供においては、議会がどのように監視機能を及ぼし住民意思を反映させるのか、議会の広域連携への関わりが大きく注目されている。

将来さらに人口減少が進展し、自治体の広域連携の動きが大きく加速すれば、これまでの自治体における困難な事務への「連携・補完」の意味が「可能な限り「連携・補完」し、残された事務を各自治体が受け持つ」などの観点からの議論も想定されることから、今後の自治体間の広域連携と自治の議論を注視していく必要がある。

○「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果(平成 29(2017)年 2 月 7 日)より)

本研究会の加盟市調査においては、広域連携に関する政策・施策についての課題・問題の有無のほか、課題・問題の理由、課題・問題の考えられる解決方法、広域連携に関する政策・施策の実行により期待する効果等について調査し、その状況を明らかにしている。

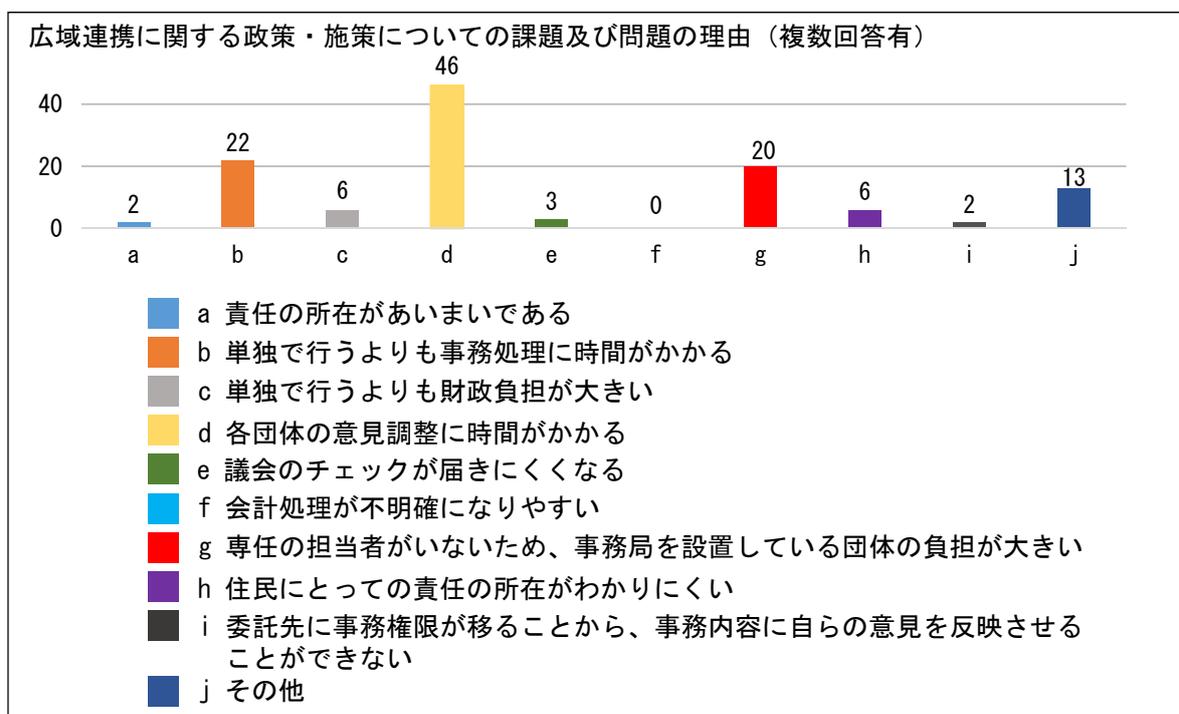
(ポイント)

広域連携に関する政策・施策について、加盟 82 市のうち 56 市において課題及び問題があるとしており、この 56 市は、各団体の意見調整に時間がかかる (46 市)、単独で行うよりも事務処理に時間がかかる (22 市)、専任の担当者がいないため事務局を設置している団体の負担が大きい (20 市) 等の課題及び問題をあげている (本報告書 P80 表 34、35、下図参照)。

この 56 市のうち 26 市は、広域連携に関する政策・施策の課題及び問題の解決方法について、事務レベルでの協議の機会を増やす、財政的なメリットの拡充 (特に事務局設置団体に対するもの) 等を回答している (本報告書 P81 表 36 参照)。

また、加盟 82 市は、広域連携に関する政策・施策の実行により期待する効果について、住民の利便性の向上、地域で不足している機能、資源の補完、経費の節減等の項目において、多く回答をしている。

その他の項目では、圏域内の定住人口の維持、人口減少社会における行政サービスの維持、圏域全体の課題解決、緊急時の対応力強化、構成団体の公共施設マネジメントや定員管理等の回答をしている (本報告書 P82 表 37 参照)。



上記の加盟市調査結果においては、加盟 82 市において、広域連携に関する政策・施策についての課題及び問題の有無をみると、「課題及び問題がある」が 56 市、「課題及び問題がない」が 26 市となっている。

課題及び問題がある 56 市からは、広域連携に関する政策・施策の課題及び問題について（複数回答）、「各団体の意見調整に時間がかかる（46 市）」や「単独で行うよりも事務処理に時間がかかる（22 市）」、「専任の担当者がいないため、事務局を設置している団体の負担が大きい（20 市）」のほか、「単独で行うより財政負担が大きい（6 市）」、「住民にとって責任の所在がわかりにくい（6 市）」、「議会のチェックが届きにくくなる（3 市）」、「委託先に事務権限が移ることから、事務内容に自らの意見を反映させることが出来ない（2 市）」、「その他（13 市）」の回答があった。

「その他（13 市）」の回答では、「連携事業及び連携自治体の選定が困難である」、「近隣市町村からの事業提案が少ない」、「広域連携に関する財政措置が普通交付税であるため不明確であるほか、財政上の利点が少ない」、「制度を活用する意義が薄い」、「費用負担を含む役割分担の合意形成が絶えず必要」等となっている。

なお、課題及び問題があるとした 56 市のうち 26 市からは、広域連携に関する政策・施策の課題及び問題に対し、考えられる解決方法（複数回答）として、「日頃より近隣市とのコンタクトを密にし、各市の有するニーズや課題について相互理解を深める」、「関係市町村と事務レベルの協議の機会を増やし、情報を共有し各市町村の理解を求めるとともに事務の効率化を図る」、「きめ細やかな情報提供」、「自治体だけでなく、圏域内の関係団体等からも事業提案を依頼し、それらについて事業化に向けた検討を実施」、などの回答があり、相互理解と信頼の醸成に向け、各団体が努力を重ねている様子がうかがえるほか、「先行的な広域連携事業体制の調査・研究」として事業体制からの対応が見られたほか、「財政的メリットの拡充（特に事務局設置団体）」、「国又は都道府県に対し、更なる財政措置の強化を要望」の回答からは、更なる財政措置への期待も伺える。

このほか、加盟 82 市において、広域連携に関する政策・施策の実行により期待する効果（複数回答）をみると、「住民の利便性の向上（56 市）」や、「地域で不足している機能、資源の補完（50 市）」、「経費の節減（38 市）」のほか、「対外的な PR 効果の拡大（19 市）」、「財政基盤の安定化（16 市）」の項目において、多くの回答が得られている。このほか、「専門的な人材の確保（10 市）」、「事務処理の迅速化（10 市）」、「職員の育成（9 市）」と続き、「特になし（9 市）」、「その他（6 市）」となっている。なお、「その他（6 市）」の回答では、圏域内の定住人口の維持、人口減少社会における行政サービスの維持、圏域全体の課題解決、緊急時の対応力強化、構成団体の公共施設マネジメントや定員管理等挙げられている。

(3) 広域連携の多面的な役割について

広域連携はそれ自体が目的ではなく、地域における住民サービスの向上及び地域における経済の維持・活性化という大きな課題に対応するための方策として行われるべきである。

また、今後の広域連携については、地方分権改革を踏まえたものであること、人口減少社会の進展と厳しい財政状況に対応したものであること、ICTの発達とネット社会の到来に対応したものであることが必要とされている。

そして、広域連携を行うかどうかは、地域のイニシアティブによるものとされ、地域の実情に応じて多様な広域連携が展開されることが期待されている。

さらに、今後の人口減少・少子高齢化社会の様々な課題への対応には、地方公共団体間のより柔軟な連携が必要とされており、平成26(2014)年の自治法の改正により、新たに創設された連携協約及び事務の代替執行制度を含め、より簡素で効率的な制度である「機能的共同処理方式(別法人を作らない広域連携)」(地方自治法上の協議会、機関等の共同設置、事務の委託)の更なる活用による広域連携の展開が求められている。

①地方自治法に基づく主な事務の共同処理の仕組み

地方公共団体は、地方自治法に基づく多様な事務の共同処理の仕組み等を活用し、様々な分野で広範囲にわたり自治体間連携に取り組んでいる。地方分権の進展や行政サービスのさらなる広域化・高度化に対応するため、それぞれの地域の現状や将来動向を踏まえ、自らの責任と判断のもと広域連携が図られている。

《一部事務組合》

一部事務組合は、二以上の地方公共団体が、協議により規約を定め、その事務の一部を共同処理する地方公共団体の組合である。一部事務組合は、独立の法人格を持つ特別地方公共団体として設立されるため、財産の保有が可能。また、議会や管理者、監査委員等の固有の執行機関を持ち、責任の所在が明確。このため、施設や組織を安定的に管理・運営する上で優れた仕組みであり、現在、ごみ処理やし尿処理、消防・救急、火葬場などの部門で幅広く活用されている。また、複数の事務を同一の一部事務組合により処理することも可能。財源は、構成団体からの負担金や手数料、地方債など。

《広域連合》

広域連合は、一部事務組合と同じく、二以上の地方公共団体が、協議により規約を定め、その事務の一部を共同処理する地方公共団体の組合。一部事

務組合と広域連合は共通点が多く、同じ特徴を有する傾向が強い。しかし、権限移譲などの地方分権の動きを踏まえて、近年創設された制度である広域連合は、一部事務組合と比べて、国又は都道府県から直接権限移譲を受けることができる点、構成団体に対し規約の変更を要請することができる点などが異なる。件数としては、個別法に規定のある後期高齢者医療に多く見られる。このほか、介護保険や障害者福祉、ごみ処理などがある。地域における総合的な広域行政機構として設立されているものも多い。

《管理執行協議会》

協議会制度は、地方公共団体の区域を越えて行政の執行を合理化しようとする制度。(ア)事務を共同して管理執行するための「管理執行協議会」、(イ)構成団体間の連絡調整のための「連絡調整協議会」、(ウ)広域にわたる総合的な計画を共同で作成するための「計画作成協議会」の3種類がある。このうち管理執行協議会については、協議会が構成団体の長等の名において事務を処理することとされる。その事務の管理及び執行は民法における代理に準ずる効果があると言われ、当該構成団体の長等が管理及び執行したものとして効力を有する。必要な経費は各構成団体が負担・支弁し、その方法は規約に定める。

法人格を有しない仕組みであるため、権利義務の主体となることはできない。構成団体の長等の名において事務を管理執行するため、各構成団体は形式的には主体性を保ちつつ共同して事務処理を行う。なお、不法行為等があった場合の責任は、各構成団体の連帯責任と解されている。

他の制度と比較すると管理執行協議会の件数は少ないとされる。代表的な活用事例は、宝くじの発行事務、農業用水管理、視聴覚教育、教科用図書採択など。近年は消防通信指令業務でも活用されている。

《機関等の共同設置》

機関等の共同設置は、地方公共団体の機関等を地方公共団体の協議により規約を定めて、共同して設置するもの。その対象は委員会・委員、附属機関、長等の補助職員、専門委員となっている。

共同設置された機関等は、各構成団体の共通の機関等としての性格を有し、管理・執行の効果は、それぞれの団体に帰属。法人の設立を要しない簡便な仕組みであり、権限の移動を伴わない。必要な経費は、各構成団体が負担し、規約に定める構成団体の歳入歳出予算に計上して支出。個別法に規定のある介護認定審査会、公平委員会、障害程度区分認定審査会の3つの事務で件数の約9割を占めるとされ、限定された分野での活用となっている。

また、職員の共同設置については、建築主事、指導主事等の特定の職名資格又は職能等を有するような職員を想定した制度。しかし、現在は指導主事の共同設置がわずかに見られる程度とされる。

《事務の委託》

事務の委託は、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を他の地方公共団体に委ねる制度。事務の委託を行うと、委託側は当該事務の管理執行権限を失い、当該事務の法令上の責任は受託団体に帰属。委託事務に要する経費は、すべて、委託をした団体が受託をした団体に対する委託費として予算に計上し、支弁の方法は規約に定める。件数は、個別法に規定のある公平委員会のほか、住民票等の相互交付や公営競技の場外発売のような窓口の相互利用に関するものが多い。また、消防・救急事務、ごみ処理業務などにも幅広く活用されており、主として規模の大きな団体に周辺の小規模な団体が委託する形態が多い。

《連携協約》

一部事務組合及び広域連合よりも機動性が高く、観光振興や商業誘致等の仕事ごとに個々の市町村が1対1の関係で協約を締結。それぞれの議会の議決に基づき締結・変更を行う。また、一部事務組合及び広域連合の場合、仕事の増減を行うには規約変更をしなければならず、一部事務組合及び広域連合から脱退するには、構成市町村全体の合意が必要であるのに対し、連携協約は1対1の関係であるため、柔軟に変更することが可能。さらに連携協約に係る紛争がある場合は、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができることとし、紛争解決の手続きを盛り込んでいる。

《その他》

地方自治法に基づく事務の共同処理の仕組みのほかに、地方自治法に依拠せず、各地方公共団体は地域の実情に応じて様々な形で協力を行っている。このうち、主なものは、①職員の相互併任による任意組織、②地方公共団体間での民事上の委託契約、③定住自立圏形成協定等の協定、などがある。

②連携中枢都市圏構想の展開

人口減少・少子高齢化社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行う事により、一定

の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点形成を目指す、連携中枢都市圏構想が展開されている。

連携中枢都市圏は、連携中枢都市と連携市町村が、連携する取組を定めた「連携協約」を締結し形成される。

連携中枢都市圏形成に係る連携協約では連携する取組について規定されるが、地域の実情に応じて柔軟に定めうるものとされている。ただし、宣言中枢都市及びその連携市町村が連携して、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという圏域全体の政策を推進するという観点からその取組は、ア、圏域全体の経済のけん引、イ、高次の都市機能の集積・強化、ウ、圏域全体の生活関連機能サービスの向上といった三つの役割を果たすことが必要とされる。

また、各役割に応じた取組についても規定されている。「圏域全体の経済のけん引」では、「産官学金民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備」、「地域資源を活用した地域経済の裾野拡大」、また「高次の都市機能の集積・強化」では、「高度な医療サービスの提供」「高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築」などの事業について地域の実情に応じた取組を極力広範囲に規定するとされるほか、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」では、生活機能の強化に係る政策分野（地域医療、介護、福祉、教育・文化・スポーツ、災害対策、環境等に向けた連携）、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（地域公共交通、ICTインフラ整備等に向けた連携）、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（人材の育成に係る連携等）のうち、少なくとも一つ以上の連携する取組を規定するとされている。

さらに連携中枢都市圏形成に係る連携協約の執行については、個々の市町村が個別に実施するか、あるいはその基本的な事項を連携協約に規定した上で、事務の委託や事務の代替執行のほか、民事上の契約等により事務を処理することになるため、連携する自治体毎の具体的連携項目の種類、事業数や連携の方法は多様（連携中枢都市と近隣の市町村が連携協約を締結。その束が圏域の全体像となる）であり、より自由度の高い、多面的な連携が進められることとなるほか、単独の自治体では実施が難しい事業の実現も可能となる。

そのため、各自治体は、今後は近年の社会経済状況の変化（人口減少、少子高齢化等）を踏まえつつ、各都市が抱える様々な課題に対し、広域連携の新たな活用、役割等について考え、さらに広域連携により広がる可能性を踏まえた圏域としての将来ビジョンを描かなければならず、さらに、自治体同市が行政として連携するだけでなく、地域住民や民間企業、NPO等地域を構成する多様な関係者、さらには必要に応じて都道府県や国の機関をも巻き込んだ形での

広域連携のあり方についても積極的に検討していくことが必要になっている。

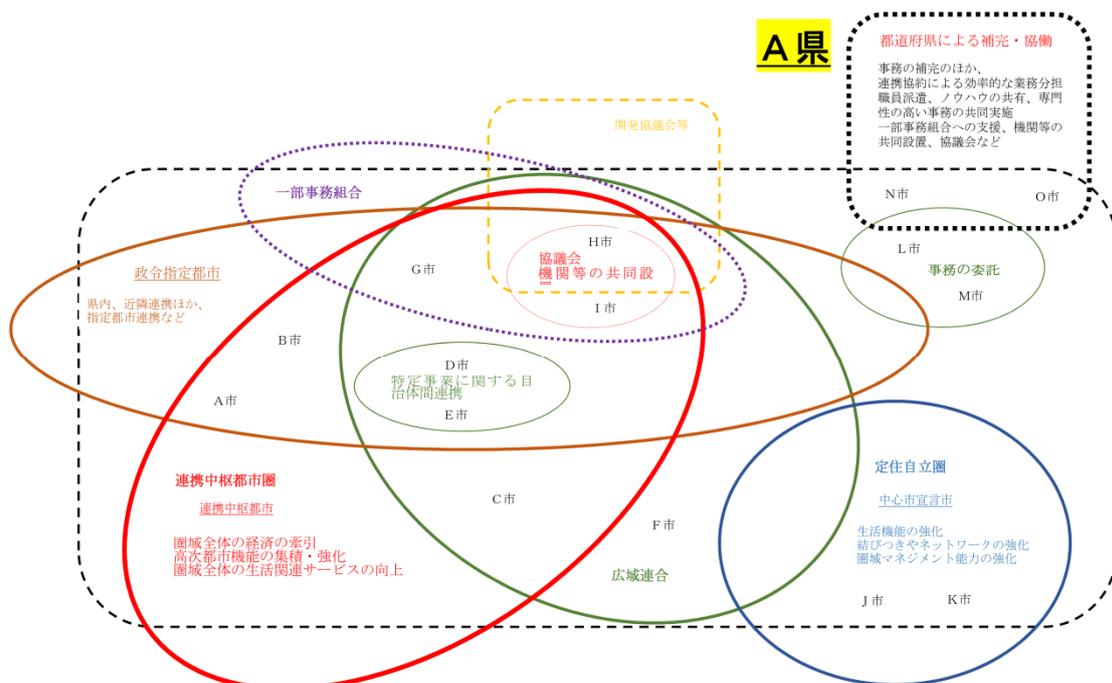
③ ネット社会の到来への対応等

従来の広域連携は、モータリゼーションの進展という社会変化に対し、それを活用するものであったが、これからの広域連携は、ICTの発達とネット社会の到来という社会変化に対応し、それを活用していかなければならない。

ICTは、地理的制約を超えるものであり、インターネットの安全性に十分配慮しながら、近隣自治体だけでなく遠隔自治体との広域連携も選択肢として考えることが必要となっている。これらの取り組みは、それぞれの自治体を持つ地域資源や特性、機能等を互いに活用しながら、幅広い分野で連携、協力することで、地域の活性化や課題の解決に資する大きな可能性を有している。

さらに今後「連携協約」(1対1)の仕組みの活用が広く展開されるならば、自律と独自性を維持しながら行政機能を補完して行政サービスの質を高めるといった市町村が必要とする事業領域や都合の良いところだけで広域連携が可能であることから、連携の姿はより広範囲に重層的に多様な連携となると想定される。加えて、これまで想定しなかった新たな分野での連携も想定されることから、今後の広域連携の目的、取組の効果はより多面的なものとなると考えられる。

多面的な効果を発現する広範囲かつ重層的、多様な連携（主なイメージ）



○本研究会現地調査より（姫路市、千葉市、倉敷市、八戸市の取組）

本研究会が平成 28 年度中に現地調査に訪れた、姫路市（播磨圏域連携中枢都市圏）と千葉市（千葉市・市原市・四街道市圏域）のほか、平成 29 年度に現地調査に訪れた、倉敷市（高梁川流域連携中枢都市圏）、八戸市（八戸圏域連携中枢都市圏）の各圏域では、圏域の目指すべき将来像として以下のような将来ビジョンを掲げ、広域連携事務の推進を図っている。（現地調査結果 P97～P194 参照）

姫路市の取組（平成 28（2016）年 11 月 1 日～2 日「姫路市現地調査結果」より）

播磨連携中枢都市圏は、播磨圏域において相当の規模と中核性を備えた姫路市のリーダーシップにより、近隣の市町との対等・協力の立場で団結し、独立的・主体的に連携している。

播磨圏域が目指すべき将来像として、播磨圏域の各市町は、産業界、大学、金融機関などとも協力して、播磨圏域全体の経済を活性化し、播磨圏域の魅力を高めるとともに、住民が安心して暮らすことができる圏域づくりを進めることにより地方から大都市圏への人の流れを変え、日本の「人口減少の防波堤」としての役割を目指している。

編さん 1300 年を迎える「播磨国風土記」をはじめ、長い歴史の中で培われた歴史文化、人々のたくましい生業、山海の自然に育まれた多彩な食文化など、様々な地域資源に恵まれた「豊穰の地・播磨」に新たな種を「播(ま)」き、豊かな地域資源に「磨(みが)」きをかけ、「人口減少社会でも光り輝く播磨圏域」を創造することにより地方創生の先駆けの役割を果たすとしている。

千葉市の取組（平成 29（2017）年 1 月 25 日「千葉市現地調査結果」より）

人口減少は、千葉市周辺の市でも既に始まっているが、人口減少の進展が将来にもたらす様々な影響は、全ての自治体が直面する課題であり、各自治体が単独で生活機能の維持・向上を目指すのではなく、周辺市との連携を強化し、圏域内の諸資源を最大限に活用し合わなければ、圏域全体の活性化を図ることはできないと考えている。

千葉市では、「千葉市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（平成 28（2016）年 3 月策定）」において、人口減少・少子超高齢社会に果敢に挑戦し、「交流」と「共創」による自立した圏域を創り出すため、（ア）東京への人口流出を食い止める「人口のダム」機能を発揮する。（イ）“ちば”しかできないライフスタイルを提示、圏域全体の人口を維持・増加する。（ウ）産業の「稼ぐ力」を育成、商業の中心、就業の場としての機能を発揮し、圏域経済をけん引するなど、千葉市が果たすべき役割を定めた“「ちば」共創都市圏」の枠組を打ち出している。

倉敷市の取組（平成 29（2017）年 4 月 20 日～21 日「倉敷市現地調査」より）

高梁川流域圏における将来の人口推移は、全国平均を上回る減少が見込まれている。

圏域の各自治体では、これまでも危機感を抱き、それぞれ地域経済活性化、子育て支援や医療の充実、移住定住促進などさまざまな施策を講じてきているが、自然動態及び社会動態、いずれもその成果は十分と言えない状況にあると考えられる。

このような状況を踏まえ、高梁川流域連盟で培ったこれまでのつながりを活かし、圏域全体の発展に向けて、①圏域内での自然動態の減少抑制を目指し、若年世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるための切れ目ない施策を展開する。②社会動態の増加を目指し、圏域内から三大都市圏への人口流出に歯止めをかけるとともに、三大都市圏から圏域内に人・資源を呼び込む施策を推進する。

このため、連携中枢都市となる倉敷市は、圏域の経済成長のけん引役を担うとともに、圏域に必要な都市機能を整備し、また、これにとどまることなく、生活関連機能サービス向上についても積極的に推進するとしている。

併せて各市町村においても、圏域としての総合力を発揮するため、それぞれの個性と魅力を磨き高めていくとともに、圏域内での連携・役割分担に取り組むとしている。

八戸市の取組（平成 29（2017）年 5 月 30 日～31 日「八戸市現地調査」より）

八戸圏域は、平成21年9月に、定住自立圏形成協定を締結し、地方圏における「定住の受け皿」として、「人・産業が元気で活力・魅力を創造・発信する北東北の中核都市圏」を目指し、ドクターカーの運行や路線バスの上限運賃化の取組、広域的体験学習支援事業など、24施策31事業を展開してきた。

平成 29 年 1 月 1 日に、八戸市が中核市に移行し、連携中枢都市圏の連携中枢都市としての要件を満たすこととなったことにより、連携協約締結の同日（平成 29 年 3 月 22 日）に「地域の個性が輝き 自立した 八戸圏域」を将来像とし、圏域の基本目標や連携事業毎の成果指標を定めた、八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンを策定している。

同ビジョンでは、八戸圏域は、豊かな自然、魅力溢れる観光資源、この土地の風土に育まれた高品質で多彩な農畜産品、三陸沖の好漁場から水揚げされる新鮮な魚介類、豊かな食、歴史・文化など、全国に誇るべき数多くの地域資源を有し、八戸市には、北東北随一の集積を誇る工業、八戸港を利用した国際貿易、日本有数の水揚量と加工業の集積を持つ水産業、地域の食糧供給を担う農業など、多種多様な産業が展開されており、同市を含めた八戸圏域は成長・発展の可能性に満ちた地域であるとしている。

そして、八戸市は八戸圏域連携中枢都市圏の連携中枢都市として、八戸圏域の潜在力を引き出し、地域に新しい価値を創り出し、ここに暮らす住民が、将来へ夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができるよう、圏域全体の一体的発展をめざすとし、平成 29 年 4 月より、圏域を構成する 8 市町村により、連携協約に基づく具体的取組が展開されている。

3 今後の都市における広域連携のあり方

(1) 新しい形の広域連携の動き（遠隔型連携）について

① 新たな段階の広域連携

地方分権改革（平成5年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」を契機に、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲や地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）など、数多くの具体的な改革を実現）が進展し、平成の大合併（市町村の合併の特例に関する法律に基づき、平成11年4月から平成22年3月まで推進）が終了した現在、市町村は新しい広域連携の時代に入ったとされる。

新しい広域連携は、少子高齢化や人口減少が進む中で、如何に住民サービスを維持しつつ新しい行政ニーズに対応していくかという課題に対応するためのものであり、そのあり方は、これまでの一部事務組合等の広域連携の蓄積の上に立ち、また、平成の大合併により変化した市町村の体制を踏まえて、地域ごとに市町村が必要に応じ、多様な分野で多様な形の連携を、環境の変化に応じて柔軟に見直しを行いながら実施することが必要となっている。

大合併が終了し広域連携の時代に入ったこと、社会経済環境の変化に対応するために広域連携が求められている状況は、50年前（昭和の大合併後の広域行政圏施策の展開）と同じであるが、その時代背景と広域連携のあり方は大きく異なっている。

まず、自治体間の広域連携においては、経済の高度成長と人口増の時代に、モータリゼーションの進展による住民の日常生活圏の拡大等が、行政サービスに対する住民ニーズの高度化・多様化を進展させた。そして、高度化・多様化する住民ニーズに対し、拡大した日常生活圏を構成する自治体同士が協力することにより対応する動きが広域行政であった。当時は日常生活圏を構成する自治体同士による、地理的にまとまりがある自治体同士の隣接型連携であり、また、自治体の区域を越える場合も、面的一体性がある区域での自治体間協力が行われた。

国も広域行政圏施策の展開で支援。平成の大合併が始まる直前の平成10（1998）年時点では、大都市圏の中心部を除いたほぼ全ての地域で広域行政圏が展開されていた。

当時の広域市町村圏施策は、国主導の全国画一的な政策であった。国が要綱を策定して、全国の都道府県知事に対して一定の基準で全国的に圏域を設定（都道府県知事が関係市町村と国との協議のうえ設定）させ、市町村に対しては、その圏域すべてで広域行政機構を作らせ、広域計画を作らせて広域連携を実施させようとするものであった。また、その広域行政機構としては、強力な

広域連携の制度である複合的一部事務組合や広域連合が望ましいとされた。

平成の大合併を経て、人口減少・少子高齢化の進展とともに低成長の時代となる中、再び広域連携が注目される。

この時点で、住民は都市的で便利な生活を求めるようになり、行政はそのような住民生活を支えるために多様なサービスを提供するようになっていた。

また、広域連携のあり方は、効率性や経済性の観点も重視するとともに、時代の変化に柔軟に対応できるものであることが必要とされている。

国は一定の圏域人口有し、活力ある社会経済を維持するための拠点形成を目指す、定住自立圏構想（平成 20（2008）年～）を展開。しかし、その選択の可否も含め広域連携のあり方については各地域・各市町村のイニシアティブに任せるとしている。

また、これまで広域連携の制度は時代の要請に応じて創設（廃止）され発達してきたが、第30次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25（2013）年6月25日総理大臣手交）における「地方公共団体における柔軟な連携を可能にさせる仕組みを制度化すべきである」との考えを踏まえ、平成26（2014）年の地方自治法の改正により、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針を定める「連携協約」制度等が創設された。

この「連携協約」制度の導入は、地域の実情に応じて地方公共団体間で協約を締結するほか、事務分担だけでなく、政策面での役割分担等についても自由に盛り込む事が可能であるなど、近年の人口減少・少子高齢化社会において市町村間の広域連携を実現するための仕組みとして新たに創設された、有効な方策と位置づけられている。

その後、国は地方圏域の中核となる都市を地方中枢拠点都市と位置づけ、圏域全体の経済の活性化や生活基盤の強化を図る地方中枢拠点都市圏構想を推進。さらに第 31 次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（平成 28（2016）年 3 月 16 日総理大臣手交）において示された、「平成 26 年の改正地方自治法により新たに設けられた連携協約をはじめ、事務の共同処理の仕組みを活用して地方公共団体間の広域連携を推進していくべきである」との考えがその後の連携中枢都市圏形成へと続いていく。

なお、国は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26（2014）年 12 月 27 日閣議決定）において、「連携中枢都市圏」の形成を示し、その連携方法として地方自治法に規定する「連携協約」の活用などを示している。

このほか、このような圏域型連携を支援するため総務省による財政措置（特

別交付税、普通交付税)のほか、関係各府省による支援も行われている。

知事による圏域の設定が行われた広域行政圏施策の展開を一つの段階とする場合、連携中枢都市圏構想の取組は、地方分権の進展を反映し、意欲ある中心市が宣言をし、周辺市町村と圏域形成協定を締結。そして中心市が周辺市町村の意見を聴きながら将来の圏域ビジョンの策定を行うなど、地方分権時代を踏まえた新たな段階における広域連携制度といえる。

なお、近年、自治法の改正により事務の代替執行や連携協約など新たな契約型の広域連携の施策が創設されており、広域連携は地方創生を担う中核的な行政手法としても注目を集めている。

連携中枢都市圏の形成には「連携協約」の締結が必要となるが、連携協約は、一部事務組合及び広域連合よりも機動性が高く、観光振興や商業誘致等の仕事ごとに個々の市町村が1対1の関係で協約を締結する。この際、それぞれの議会の議決に基づき締結・変更を行うこととなる。また、一部事務組合及び広域連合の場合、仕事の増減を行うには規約変更をしなければならず、一部事務組合及び広域連合から脱退するには、構成市町村全体の合意が必要であるのに対し、連携協約は1対1の関係であるため、柔軟に変更することが可能となる。

さらに連携協約に係る紛争がある場合は、自治紛争処理委員による処理方針の提示を申請することができることとされ、紛争解決の手続きを盛り込むなど、地方分権時代にふさわしい制度として、さらに近年の人口減少・少子高齢化社会において市町村間の広域連携を実現するための仕組みとして有効な方策とされている。

今後の広域連携は、これまでの事務の共同処理の仕組みに加え、新たな契約型の広域連携の仕組みである「連携協約」の制度を基礎として、平成の大合併により変化した市町村の体制を踏まえて、地域ごとに市町村が必要に応じ、多様な分野で多様な形の連携を、環境の変化に応じて柔軟に見直しを行いながら実施していく新たな段階に入ったと言える。

② 新たな段階の多様な自治体間連携（広域連携の3つのタイプ）

新たな段階における広域連携は、多様な自治体間連携により展開される。

我が国では、2010年代（定住自立圏・連携中枢都市圏構想の推進）以降、人口減少・超高齢化社会に対応した行政サービスの提供体制を構築し、大都市圏・地方圏双方の持続可能性を高めるため、自治体間連携が推進されている。

この自治体間連携は、広域連合や一部事務組合等の設立を通じて展開された「機構ベース」の広域連携施策とは異なり、個々の市町村のイニシアティブを前提に「政策ベース」で連携を進める取り組みとなっている。こうした新たな

自治体間連携は、多様な形で展開されている。

そしてこの際、重要となるのがこれまでの事務の共同処理の仕組みに加え、新たな契約型の広域連携の仕組みである「連携協約」の制度と言える。

まず、複数の自治体で圏域を構成するタイプの連携、圏域型の自治体間連携がある。これは、三大都市圏を除く地方圏で活用されている定住自立圏と連携中枢都市圏の取組が該当する。これらの圏域型連携は、政府の地方創生関連施策の中でも重視されており、『まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016年改訂版）』では、2020年には、定住自立圏を140圏域、連携中枢都市圏を30圏域まで増やすことが重要業績評価指標として設定されている。

特に、連携中枢都市圏の形成には、中心市と周辺市町村が1対1の関係で連携協約を締結し圏域の形成が図られるなど、連携協約が重要な役割を果たしている。

第2に、これまでの機能的な事務の共同処理方式に加え、隣接する自治体間で連携協約を締結し、より「政策ベース」での連携を迅速に行う事が想定される。この場合、必ずしも圏域を構成することなく隣接する自治体間連携の規模となるが、地方圏、大都市圏において可能と言える。

また、大都市部では広域連携の進展が見られないとされる中、隣接する自治体間で個別に協定等を結び、連携を行う取組もある。

例えば、川崎市と横浜市は、平成26（2014）年10月に「待機児童対策に関する連携協定」を締結。待機児童対策の共同実施により、保育施設・サービスの選択肢を拡大している。

待機児童問題を抱える両市は、連携協定に基づき、両市相互の保育需要が補完可能な土地などに保育所を共同で整備。川崎認定保育園・横浜保育室の相互利用の促進（①市境周辺の施設を中心に保育所に入所保留となった人などに対して、相互の施設へ入所を案内。②新たに川崎市民が横浜保育室を、横浜市民が川崎認定保育園を利用する場合、川崎市民は川崎市から、横浜市民は横浜市から保育料の軽減補助を受けられるようになった）が図られた。また、保育士確保対策として、県・指定都市・中核市で共同運営する「保育士・保育所支援センター」の取組を中心に連携するとともに、両市共同で保育士養成校に通う学生などを対象とした就職セミナーを開催している。このほか保育施策に関する研究や情報共有、国等への要請等を共同で行っていくとしている。

隣接する自治体間での連携はこれまでも多様な形で展開されてきているが、これらの例に見られるように、連携協約や協定という手法を用いて政策ごとに柔軟な連携の取組を制度化している点が、新たな自治体間連携の特徴であると言える。

川崎市と横浜市が 「待機児童対策に関する連携協定」を締結！ ～ともに子育てしやすいまちを目指して～

本日、川崎市と横浜市において、女性の社会進出や経済情勢の変化による共働き世帯の増加、就労形態の多様化やひとり親世帯の増加による保育ニーズの増大と多様化等に対応するため、相互に連携及び協力することにより、待機児童対策の更なる促進に資することを目的として、「待機児童対策に関する連携協定」を締結しました。

待機児童ゼロを目指す隣り合った政令指定都市が、待機児童対策に関する連携協定を締結し、共に推進する初の試みです。

今後、本協定に基づいて、女性の社会進出を促進するため、「子育てしやすい街よこはま・かわさき」の実現を共に目指してまいります。

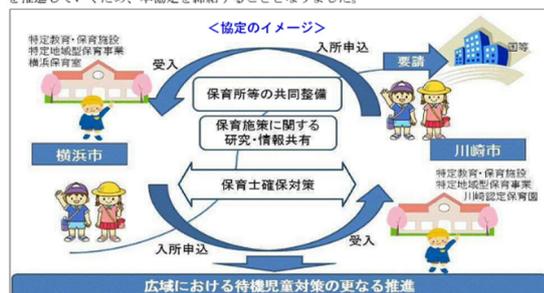
1 経緯

横浜市では保育ニーズが高まっている鶴見区内や港北区内に保育所整備に適した土地が枯渇している一方で、隣接する川崎市側に活用できる土地が存在していても、現状としては、この土地を横浜市の待機児童対策として活用する方法がありません。

一方、川崎市においても、横浜市と隣接し待機児童数の多い宮前区において、保育所に適した土地等が少なく、保育資源が足りない地域があります。

こうした市境周辺の保育受入れ枠の確保のため、どちらか一方の土地を両市が共同で活用する方策を検討する必要があります。

このほか、相乗効果が期待される取組について、両市が連携及び協力をして待機児童対策を推進していくため、本協定を締結することとなりました。



4 保育施策に関する研究及び情報共有

実務者レベルでの交流や意見交換等を通じて、両市の共通課題に関する研究・情報共有を積極的に図っていきます。

5 国等への要請

首都圏に位置する川崎市と横浜市が待機児童対策を進めるにあたって共通に抱える課題について、共同して国等に要請を行っていきます。

6 その他の連携事項

本協定の達成に向け連携・協力が必要と認められる事項について対応していきます。

【参考】

- (1) 認可保育所の入所状況（平成26年4月1日時点）
川崎市の認可保育所に入所している横浜市民 61人
横浜市の認可保育所に入所している川崎市民 234人
- (2) 横浜保育室、川崎認定保育園の入所状況（平成26年4月1日時点）
川崎認定保育園に入所している横浜市民 30人
横浜保育室に入所している川崎市民 6人

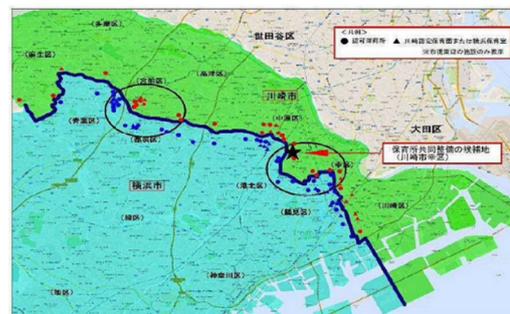
2 協定内容（主な連携・協力事項）

本協定に基づき、次の連携・協力事項の実施に向けて検討していきます。

1 保育所等の共同整備（市境の土地等の有効活用）

川崎市と横浜市の市境にある市有地や国有地、民有地等を活用しながら、市境周辺における保育需要を双方に補充し合える土地等に、保育所等の共同整備を進めていきます。具体的には、横浜市鶴見区・港北区と川崎市幸区が隣接する地域、川崎市宮前区と横浜市都筑区・青葉区が隣接する地域（地図上の楕円部分）を中心として、両市のマッチング事業などを活用し、今後、共同整備に向けて進めていきます。

※地図上の（★）は、川崎市のマッチング事業で応募のあった民有地



2 川崎認定保育園・横浜保育室の利用に関すること

川崎市の子どもが横浜保育室を利用する時や、横浜市の子どもが川崎認定保育園を利用する時に、施設に対する運営費助成や保護者の保育料負担を軽減するなど、互いに市外児童であっても施設を利用しやすい環境を整備していきます。

現在、川崎認定保育園は107施設、横浜保育室は148施設ありますので、市境周辺の施設を中心に、保育所に入所保留となった方などに対して、相互の施設をご案内していく予定です。

※上記地図上の（▲）が、市境周辺に所在する横浜保育室及び川崎認定保育園です。

3 保育士確保対策

平成26年4月から、県・政令市・中核市で共同運営している「保育士・保育所支援センター」を活用した取組を中心に連携して推進します。

また、12月13日（土）には、ミュージア川崎にて保育士養成施設校の学生向けの就職セミナーを両市で共同開催する予定です。

横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定書

横浜市と川崎市は、女性の社会進出や経済情勢の変化による共働き世帯の増加、就労形態の多様化やひとり親世帯の増加による保育ニーズの増大と多様化等に対応するため、相互に連携及び協力することにより、待機児童対策の更なる促進に資することを目的として、この協定を締結する。

（連携・協力事項）

第1条 両者は、この協定の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力をする。

- (1) 市境における保育所等の共同整備に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに横浜保育室及び川崎認定保育園の広域入所に関すること。
- (3) 保育士の確保対策に関すること。
- (4) 保育施策に関する研究及び情報共有に関すること。
- (5) 国等への要請に関すること。
- (6) その他この協定の目的の達成に向けて連携及び協力が必要と認められる事項

（連携・協力の推進）

第2条 両者が行う連携及び協力は、前条各号の事項に応じて両者の所管部署において計画的に推進するものとする。

（協定の改廃）

第3条 この協定の改正又は廃止は、両者が協議して行う。

（その他）

第4条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年10月27日

横浜市長

川崎市長

お問合せ先
川崎市市民・こども局こども本部待機児童ゼロ対策室 Tel 044-200-3630 FAX 044-200-3933

そして第3に、遠隔地に位置する自治体間連携が上げられる。

遠隔地の自治体同士の交流は、従来も姉妹都市交流等の形で進められて来たが、近年では様々な分野で多様な取組が行われている。

さらに近年の人口減少や少子高齢化社会を迎えた今、遠隔型連携は、これまでの姉妹都市、友好都市といった親睦・交流を基調とした関係から、明確な目的を持った関係へと変化が見られる。

まず、共通に直面する特定の課題を解決するための新しい方策を開発するために、情報やアイデアを交換し、共同で企画を立て、実験的な取組を手分けして行い、その結果を共有してさらに取組を進めていく関係がある。

また、異なった課題を持つ自治体同士が、お互いを補完するような形で、情報やアイデアを交換し、共同で企画を立て、実験的な取組を手分けして行い、その結果を共有してさらに取組を進めていく関係がある。

特に遠隔型連携の必要性は、平成23(2013)年に発生した、東日本大震災によって遠隔地の自治体からの災害復旧・支援の意義が確認されたことを契機として広く認識される事となった。

また、現在では、大都市圏における高齢者福祉・医療・介護等に対する需要の増大と地方圏における人口減少に対応するため、大都市圏の自治体と地方圏の自治体との連携が模索されている。

このほか、観光、産業・経済、歴史・文化、環境など様々な分野で遠隔型連携の取り組みが見られている。

なお、従来の広域行政圏や新しい定住自立圏、連携中枢都市圏についても、地理的な一体性を前提とした隣接型・圏域型連携であることには変わりはない。今後もこのような隣接型の連携が重要となり展開されていくことが想定される中、それに加えて、地面が繋がっていない、地理的に離れた自治体同士が広域的に連携する遠隔型連携についても積極的に検討し、取り組まなくてはならない時代に入ったと考えられる。

また、今後は遠隔型連携においても新たな契約型の広域連携の仕組みである「連携協約」の制度を基礎とした連携が想定される。

新たな広域連携の時代にあっても自主・自律的な自治体であるからこそ、独自の自治体経営を洗練させることはもちろんであるが、同時にフルセットの行政サービスの提供といった自己完結型の自治体経営に陥ることなく、必要に応じ、多様な分野で多様な形の連携を、環境の変化に応じて柔軟に見直しを行いながら実施していくことが求められている。

この際、広域連携の重要な選択肢として遠隔型連携があると言える。その広がりには1対1の双務契約的な関係から連携を単位とする遠隔型連携（近隣型広

域連携同士の遠隔型連携など）も期待されており、地方創生を推進する上でも重要な取り組みとなることが想定される。

③ 求められる背景（遠隔型連携）

遠隔型連携が求められる背景には、まず、自治体を取り巻く厳しい環境の変化がある。

日本全体が超高齢社会・人口減少社会となっていく中で、高齢者対策・少子化対策、インフラの維持・更新をはじめとして自治体の仕事は増加傾向にある。そのような行政ニーズの増大に対応していくため自治体は、資金・人材・施設・専門知識等のリソース（資源）のさらなる有効活用を図っていくことが必要となっている。

人口減少、少子高齢化等の時代においては、自治体は、まず自らの自治体が持つリソースの有効活用を考える。地方分権が進展する中で自らの創意工夫により、自治体のリソース（地域資源）や特性、機能を活用して様々な行政サービスを提供し、地域経済の発展に努める。

次に、隣接自治体・周辺自治体が有するリソースの有効活用（共同利用）を考える。これが隣接型連携であり、従来から取り組まれてきた連携の形といえる。高齢化や人口の低密度化等により行政コストが増大する一方で資源が限られる中、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、あらゆる行政サービスを単独の市町村で提供する発想は現実的ではない。各市町村の資源を有効に活用する観点からも、地方公共団体間の連携により提供することをこれまで以上に柔軟かつ積極的に進めていくため、隣接自治体・周辺自治体との連携による対応が図られている。

そして、さらに対応力を強化するため、離れた地域の自治体のリソース（地域資源）や特性、機能の有効活用（共同利用）についても考えていくことが、遠隔型連携であり、これまでの遠隔地自治体間交流の経験も踏まえつつ、自治体として取り組む新しい課題となっている。

さらにもう一つの要因として、ネット社会の到来（新たな住民活動の広がり）があげられる。

ネット社会とはネット（通信回線）と、パソコン・スマートフォンである。

モータリゼーションの進展と対比した場合、道路に相当するものがインターネットであり、マイカーに相当するものがパソコン、スマートフォンと考えられる。

モータリゼーションでは、人々がマイカーを使って道路上を走り回り、その活動範囲を拡大させたように、ネット社会では、人々がパソコンやスマートフ

オンを使ってネット上において、活動範囲を拡大させている。

パソコンやスマートフォンを使い、ネット上を飛び回ってその活動範囲を拡大させ、ネット上で情報を収集し、コミュニケーション等を行うことが普通になっており、遠隔地の自治体同士においても、コミュニケーションや連絡がとりやすくなったため、遠隔型連携の余地、可能性が広がっている。

ただし、モータリゼーションがもたらした活動範囲の拡大は、道路ネットワークの整備に伴う地続きの拡大であったのに対して、ネット社会がもたらした活動範囲の拡大は、そのような地理的制約を超えた拡大である。

したがって、モータリゼーションの時代に、地理的一体性を持った地続きの自治体同士の間で隣接型連携が発達したように、ネット社会の時代には、地理的制約を超えて遠隔地の自治体同士での遠隔型連携が発達することが想定される。

この場合、モータリゼーションでは、人や物が移動したが、ネット社会では移動するのは情報や知識、アイデアであり、情報交換やコミュニケーションが中心となる。人や物の移動は後からついてくるという考えである（後からついてくる人や物の移動についても、高速道路や新幹線、航空機の発達により、昔と比べると移動が容易になっている部分も多い）。遠隔型連携では、このようなネット社会の特質をとらえ、これを踏まえた広域連携の形が求められることから、各自治体はネット社会の特質に適合した連携の創意工夫が必要と考える。

以上のように、個々の自治体では解決できない課題への対応について、遠隔地の自治体が持つ地域資源や特性、機能をお互いに十分に活用しながら、幅広い分野で連携、協力することも選択肢の一つとして対応が求められている。

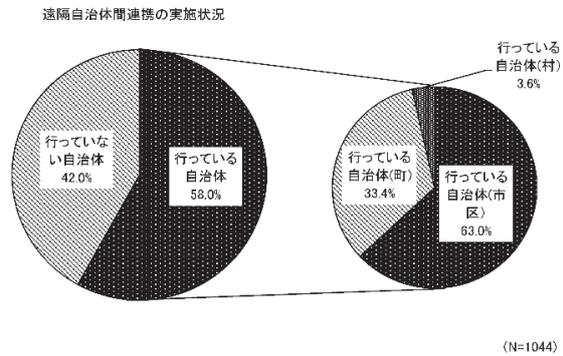
なお、本研究会第105回総会（平成29年2月7日）においても、横道清孝政策研究大学院大学副学長・教授による「新しい時代の広域連携のあり方」と題した講演において、新しい形の広域連携の動きについて指摘があり、防災を中心として様々な分野の遠隔型連携の可能性の検討について述べている。そして現在、地域が知恵を絞って、地元のニーズに応じて、あるいはその経営判断のもとに様々な形の広域連携を考えていく時代に入ったとしている。

また、最近の遠隔自治体間連携の取組状況を示すものとして、平成26年12月に行われた地域活性化センターによるアンケート調査結果（『遠隔自治体間連携』の現状と課題」平成27年3月）がある。同調査は平成26年12月15日～12月26日にかけて全1,741市区町村（平成26年12月1日現在）に対して行われ1,044件の回収、回収率は60%であった。

主な調査結果は、以下のとおりとなっている。

(ア) 全体の実施状況

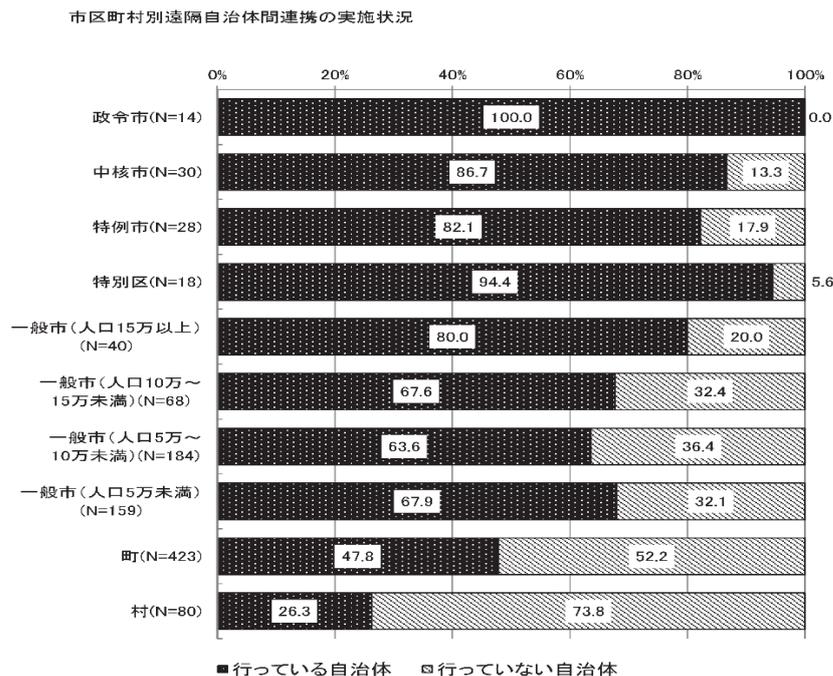
「貴自治体では、現在遠隔自治体間連携を行っていますか」と質問したところ、アンケートに回答があった1,044団体のうち、なんらかの遠隔自治体間連携を行っている自治体は606団体で58.0%であった。その構成比は市区が63.0%（303団体）、町が33.4%（202団体）、村が3.6%（21団体）となっている。



(イ) 市区町村別の実施状況

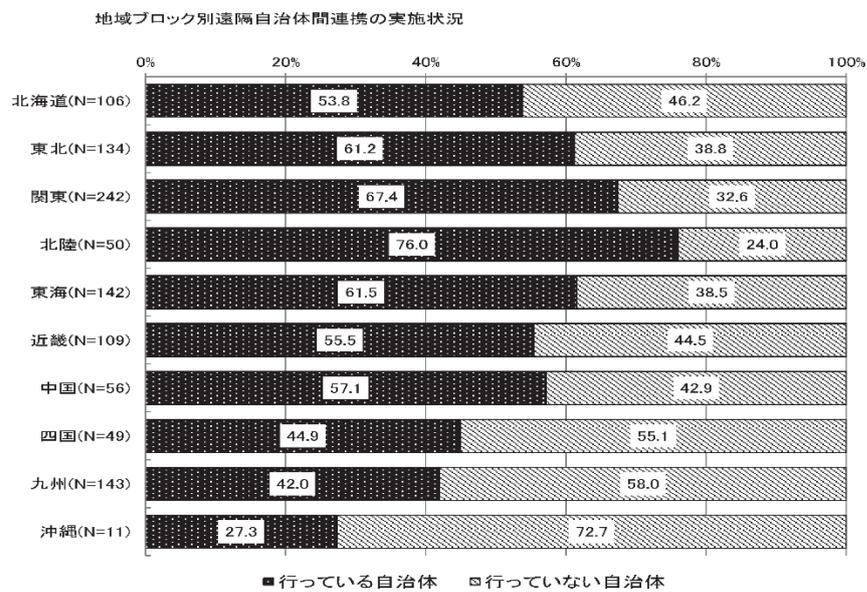
遠隔自治体間連携の実施状況を市区・町・町村別に整理したところ、遠隔自治体間連携を行っている自治体の割合は、以下のとおりとなっている。(市区については政令市、中核市、特例市、特別区と一般市に分けて集計。さらに一般市を人口段階別に集計。)

政令市では100%、中核市、特例市、特別区と15万人以上の都市では、8割以上の自治体が行っていると回答。また、人口15万人未満の一般市についてもそれぞれ6割以上が遠隔自治体間連携を行っている。なお、市区全体での遠隔自治体間連携実施率は71.0%であった。一方、村の遠隔型自治体間連携実施率は26.3%と3割未満であった。



(ウ) 地域ブロック別の実施状況

遠隔自治体間連携の実施状況を10のブロック(「北海道」「東北」「関東」「北陸」「東海」「近畿」「中国」「四国」「九州」「沖縄」)ごとに整理したところ、次のとおりとなっている。10のブロック中7ブロックで、5割以上の自治体が遠隔自治体間連携を実施している。実施している割合が最も高かったのは「北陸」で76.0%、次に「関東」67.4%、「東海」61.5%、「東北」61.2%と続いており、「東高西低」の傾向が伺える。



※地域ブロックの定義は次のとおりである。
 北海道(北海道) 東北(古森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県)
 関東(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)
 北陸(富山県、石川県、福井県) 東海(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
 近畿(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
 中国(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
 四国(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
 九州(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県) 沖縄(沖縄県)

④ 遠隔型連携の取組

現在、多くの自治体間で、歴史的な背景や地理的な共通点または、相反する点などをつながりとして、姉妹都市、友好都市、協議会など様々な形の連携・交流等が行われている。また、人口減少・少子高齢化社会を迎え、個々の自治体では解決できない課題や共通の目的への対応について、1対1、または複数の自治体間で連携、協力することが重要な選択肢として検討されるようになって来ている。

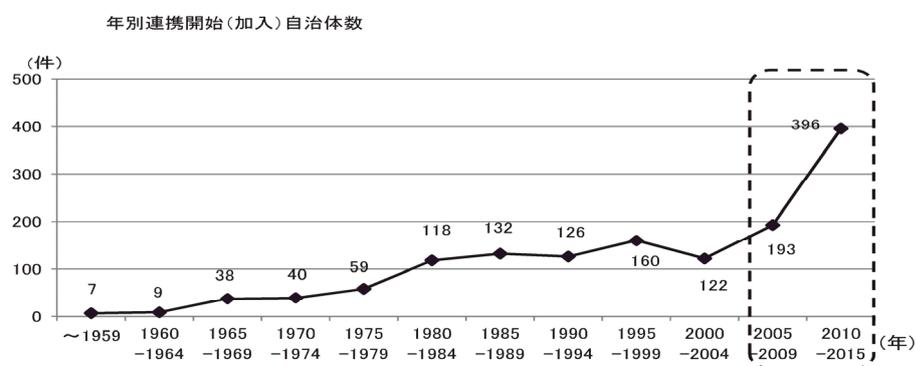
なお、先に述べた、地域活性化センターによるアンケート調査結果（『遠隔自治体間連携』の現状と課題」平成27年3月）においては、遠隔自治体間連携を行っている自治体から、連携に関する1,433件の事例について回答を得て、これらの事例を、(ア)連携開始（加入）時期、(イ)連携のきっかけ、(ウ)取り組んでいる内容等について整理している。主な調査結果は、以下のとおりとなっている。

(ア)連携開始（加入）時期

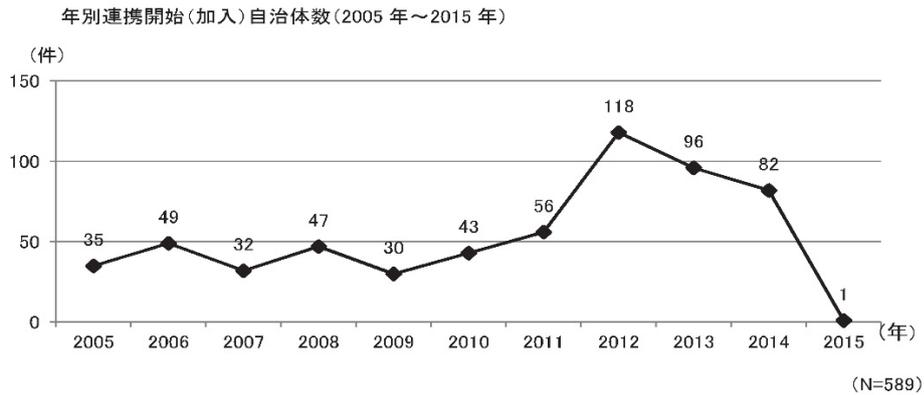
「連携開始（加入）時期」については、2005（平成17年）年以降に連携を開始（加入）した自治体数が伸びている。特に2010（平成22年）年から2015（平成27年）年にかけては396件と、2005（平成17年）年から2009（平成21年）年の5年間（193件）と比べると約2倍に連携数が増加している。

なお、2005（平成17年）年から2015（平成27年）年の各年の連携開始数を取り出して見ると2011（平成23年）年の56件から、2012（平成24年）年の118件と倍以上に連携開始件数が伸びている。

これは、2011（平成23年）年の東日本大震災以降、大規模災害に備え、防災や、災害対策を含む連携を遠隔地の自治体と始めた自治体が多かったことによるものと考えられる。



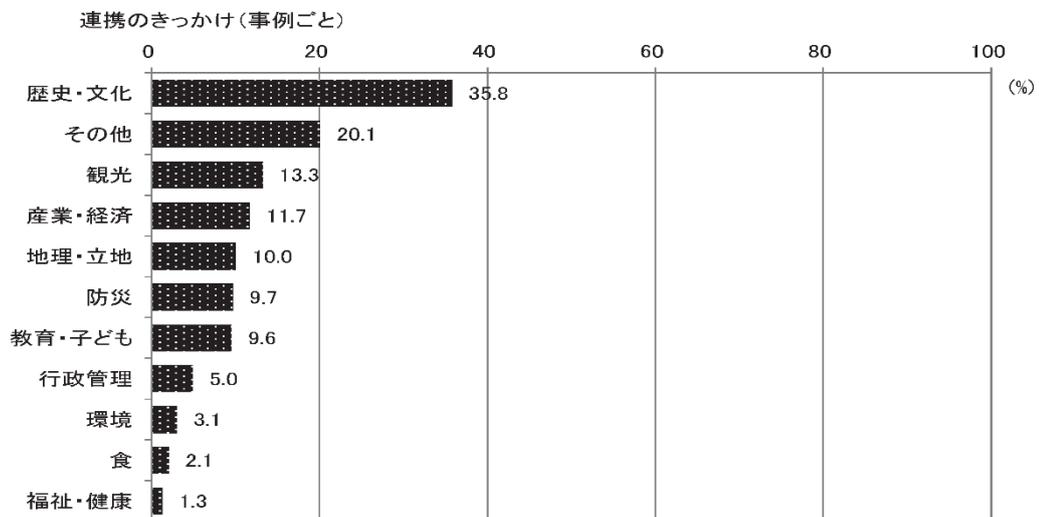
※開始（加入）時期について回答があった連携についてまとめた（N=1400）
※合併前に協定を結び、合併後に再度協定を結ぶなど1つの連携に2つの連携開始日が記入されている場合は最初に連携を開始した時期で集計した。
※「年度」で回答があった場合はその年度の年（「2014年度」であれば2014年）で集計した。



(イ)連携のきっかけ

連携の「きっかけ、繋がり」について、きっかけとなった分野を尋ねたところ、「歴史・文化」分野のつながりがきっかけで始まった事例が 35.8%と最も多かった。次いで「その他」が 20.1%であった。

(アンケート選択肢のうち「行政管理(人事交流、事業評価や管理等に関する研究など)」「地理・立地(山、川、海など)」「教育(学校教育、生涯学習)・子ども」について、「行政管理」「地理・立地」「教育・子ども」と表記。以下同じ。)

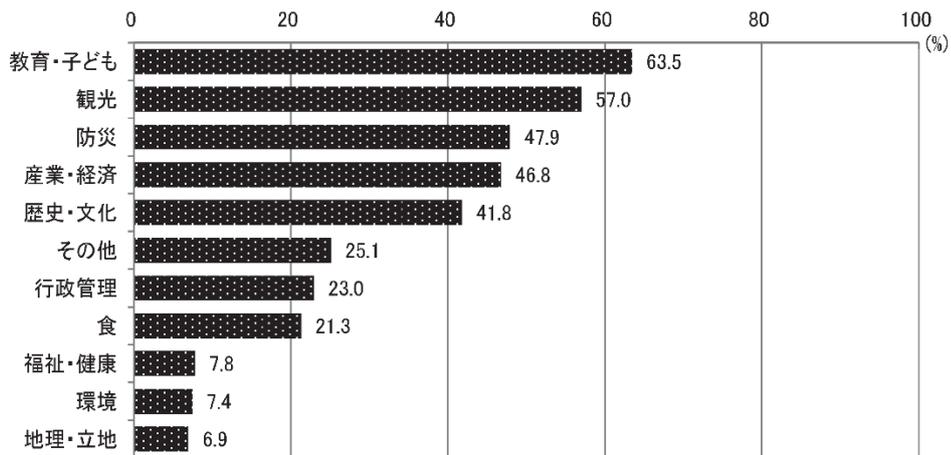


(複数回答であるため、回答は100%を超える) (N=1433)

(ウ)自治体ごとの取り組み内容

連携して取り組んでいる内容について各分野を尋ねたところ、「教育・子ども」に関する取り組みが最も多く、63.5%の自治体が行っている。次に「観光」(57.0%)となっており、この上位2つは半数以上の自治体で行っている。「防災」(47.9%)についても半数近くの自治体で行っている。

遠隔自治体間連携の取り組み分野(自治体ごと)



(複数回答であるため、回答は100%を超える) (N=605)

(エ)連携のきっかけとなった取り組み内容の関係

また、遠隔自治体間連携を始めた「きっかけ」と、連携して行っている取り組みの「内容」の関係性を事例ごとに見みると下記の表のとおりとなっている。きっかけも取り組み内容も複数回答であるが、一つのきっかけから様々な分野で連携が図られていることが明らかになっている。

例えば「歴史・文化」(56.5%)だけでなく、「観光」(51.1%)や「教育・子ども」(46.0%)、「防災」(31.6%)などの他の分野でも連携して取り組んでいる事例があることが伺える。

遠隔自治体間連携を始めたきっかけと取り組み分野(事例ごと)

	事例数 (件)	取り組み (%)											
		行政	防災	歴史・文化	食	観光	産業・経済	地理・立地	教育・子ども	福祉・健康	環境	その他	
きっかけ	行政	71	47.9	38.0	29.6	14.1	42.3	39.4	12.7	38.0	11.3	8.5	12.7
	防災	139	5.0	79.9	25.9	12.2	43.2	35.3	7.9	29.5	6.5	2.9	9.4
	歴史・文化	513	13.3	31.6	56.5	17.2	51.1	36.3	3.9	46.0	2.7	3.5	13.3
	食	30	6.7	40.0	56.7	90.0	80.0	66.7	40.0	50.0	30.0	33.3	10.0
	観光	190	9.5	25.8	27.9	18.4	94.7	39.5	9.5	26.8	6.3	6.8	9.5
	産業・経済	168	14.3	32.7	29.8	23.8	54.2	73.2	9.5	47.0	7.7	7.7	10.7
	地理・立地	144	14.6	38.2	23.6	22.9	59.7	42.4	27.1	50.7	9.7	15.3	16.7
	教育・子ども	137	13.9	41.6	29.2	18.2	43.8	44.5	7.3	83.9	5.1	8.0	13.1
	福祉・健康	19	15.8	31.6	36.8	36.8	47.4	31.6	10.5	42.1	63.2	15.8	10.5
	環境	44	9.1	27.3	34.1	29.5	45.5	40.9	29.5	34.1	22.7	81.8	6.8
	その他	288	13.2	42.4	25.3	15.6	43.8	39.9	2.4	37.5	2.1	1.7	37.2

(複数回答であるため、回答は100%を超える)

ア 防災関連分野

新しい形の広域連携（遠隔型連携）に関する取組は、既に行われている。

一番の典型的な取組は、防災の分野における災害時相互応援協定である。隣接自治体との間で結ばれることも多いが、平成7（1995）年の阪神・淡路大震災や平成23（2011）年の東日本大震災を受けて遠隔地の自治体との協定が広がり、遠隔型連携がさらに発展・強化されることとなった。

すなわち、東日本大震災のように、被害が広範囲に発生する大規模災害においては、周辺市町村も被災しており、遠隔型の自治体間連携が必要とされている。

近隣自治体だけではなく、遠隔地の自治体同士で災害応援協定を結び、災害が発生した際にお互い助け合う取組が進展しているが、災害に関する自治体間連携は、防災・危機管理という共通の政策課題の解決を目指す、明確な目的を持った連携となっている。

これは、大都市同士の相互応援協定から各自治体との相互応援協定（隣接市との協定、都道府県と県内市町村との協定、近畿圏等圏域内の自治体同士の協定）のほか、遠隔地の自治体との協定まで様々な形となっている。

これに加え、自治体同士だけではなく、広く防災関連機関（民間企業）との応援協定が締結されている。その範囲は市域内のほか隣接する市町村の範囲、県内、圏域まで様々であり、その内容も①救助・医療体制等に関する機関、②情報収集・伝達、広報等に関する機関、③輸送・物資供給等に関する機関との応援協定などが含まれている。

なお、東日本大震災の際には、都市と農村の交流連携や姉妹都市・友好都市連携など、従来からの地域活性化や地域振興を目的とした遠隔地の自治体同士の連携・交流の取組がきっかけとなって被災地の支援活動に発展した事例が見られた。

また、被災自治体は多くの遠隔地からも支援を受ける中、福島県南相馬市との災害時相互援助に関する協定を締結していた東京都杉並区は、協定に基づき、かつ直接南相馬市と協定を結んでいない自治体も巻き込んで、「自治体スクラム支援」という形で被災地支援（ハブ型の連携体制）を行っており、その後スクラム支援会議の下で防災担当の実務者会議が年に1～2回開催されるなど、交流を活発化させている。

そして、東日本大震災後に進展した各自治体の相互連携の取組は、現在では連携の距離（比較的隣～遠隔地等）や形態（二つの地域間連携から全国に分散する複数の地域間連携等）は様々なものとなっている。

(7) 災害派遣の状況

災害対応時における人的支援に関する、遠隔型の自治体間連携の特徴については、全国の市区町村から被災市町村への職員派遣の現状、派遣職員数等の推移から述べる事ができる。

《市区町村から被災市町村への職員派遣の現状》

総務省がとりまとめを行っている、全国市長会・全国町村会スキームによる職員派遣（総務省HP：「総務省における被災地方公共団体に対する人的支援の取り組み」より）については、震災から7年目を迎える平成29（2017）年度においても36市町村から1,285人の要望（平成29年11月1日現在）が提出され、派遣が行われている。

県名	要望状況		充足数	不足数
	市町村数	要望数		
岩手県	9	283	230	53
宮城県	13	836	700	136
福島県	14	166	151	15
合計	36	1,285	1,081	204
職種	要望数	充足数	不足数	
一般事務	648	559	89	
土木	435	365	70	
建築	87	79	8	
保健師	43	26	17	
農業土木	21	18	3	
電気	10	8	2	
機械	8	6	2	
その他	33	20	13	
合計	1,285	1,081	204	
市町村名	要望数	充足数	不足数	
（岩手県）				
宮古市	30	28	2	
大船渡市	39	39	0	
陸前高田市	59	42	17	
釜石市	60	49	11	
大槌町	61	49	12	
山田町	26	15	11	
岩泉町	1	1	0	
田野畑村	5	5	0	
野田村	2	2	0	
計	283	230	53	
（宮城県）				
石巻市	243	208	35	
塩竈市	15	12	3	
気仙沼市	205	160	45	
名取市	47	38	9	
多賀城市	25	21	4	
岩沼市	22	22	0	
東松島市	65	63	2	
亶理町	21	20	1	
山元町	89	66	23	
松島町	4	4	0	
七ヶ浜町	15	14	1	
女川町	29	16	13	
南三陸町	56	56	0	
計	836	700	136	
（福島県）				
いわき市	5	5	0	
相馬市	16	16	0	
南相馬市	33	31	2	
川俣町	5	5	0	
広野町	15	13	2	
楡葉町	8	8	0	
富岡町	23	18	5	
川内村	6	4	2	
大熊町	5	4	1	
双葉町	6	6	0	
浪江町	15	14	1	
葛尾村	2	2	0	
新地町	10	10	0	
飯館村	17	15	2	
計	166	151	15	
合計	1,285	1,081	204	

これによると、石巻市208人、気仙沼市160人など、宮城県内からの要望数ももっとも多く（合計700人）、次いで釜石市49人、大槌町49人など岩手県（合計230人）、南相馬市31人、浪江町14人など福島県（合計151人）となっている。

被災市町村からの職員派遣要望数のピークは平成26（2014）年度の1,506人（41市町村）であるが、集中復興期間（平成23年3月～平成28年3月）を過ぎても復興事業等を担う市町村職員の不足問題は収束していないことが明らかになっている。

遠隔地からの支援を中心に多数の派遣が行われているものの、平成29（2017）年11月1日時点における職員派遣要望数に対する不足率は15.9%

で、応援職員自体の数も十分には確保できていない状況と言える。

主な職種別の派遣決定状況は、平成29(2017)年11月1日時点において、一般事務職(用地関係事務含む)559人(不足率13.7%)、土木職365人(不足率16.1%)、建築職79人(不足率9.2%)である。

職員派遣を要望する側の被災市町村は、各政策分野における経験が豊富で即戦力となり、かつ、組織慣行に理解のある現職常勤職員の派遣を要望する傾向があると推測される。しかし、近年の行政改革等による職員数削減の中で常勤職員を被災地に派遣するのが困難な場合、再任用職員や任期付職員等の採用によって不足するマンパワーを補っている状況である。このように、被災自治体では自治体規模以上のマンパワーを必要とする状況が継続する中で、遠隔型連携の活用に期待が寄せられている。

《職員派遣数からみる遠隔型連携》

表3-1は、総務省データに基づいて全国の市区町村(指定都市を除く)から被災市町村への職員派遣の状況を経年で示したものとなっており、圏域型や隣接型と比較して、遠隔型連携による職員派遣が示されている(出典:「自治体の遠隔型連携の課題と展望」公益財団法人都市センター以下「自治体の遠隔型連携の課題と展望」)。これによると、第1に、遠隔型連携は、全国の市区町村から岩手県、宮城県、福島県への職員派遣のうち、95%を上回る大多数を占める状況を維持している。

ここから、災害対応時に自治体が対策を講じる際に必要な人数の不足を補う主力として、継続的に遠隔型連携が活用されている実態が伺える。

第2に、3つの型の派遣割合は、おおむね変化なく推移しているとみることが出来るが派遣数が最多であった平成26(2014)年度以降、遠隔型の占める割合は微減傾向にあり、圏域型と隣接型の占める割合は微増傾向にある。

岩手県では圏域型と隣接型による派遣人数はともに安定している。

宮城県では圏域型の人数は減少しているものの、隣接型の人数は安定している。この傾向が続くと仮定すれば、復旧・復興の進捗にも左右されると思われるが、圏域型や隣接型に比べ、遠隔型は派遣の安定性の面で難しさがあると推測できる。

第3に、各県で遠隔型連携の占める割合に相違がある。岩手県では、隣接型が9%程度であり、他県に比べて高い割合となっている。同県内間の派遣数でみた圏域型が占める割合も3割程度であり、他県に比べて明らかに高い。内陸部の市町村が甚大な津波被害を受けた沿岸部を支援してお

り、圏域及び隣接地域の被災状況によって派遣を要望する被災市町村への支援の程度が決まると考えられる。

このように、東日本大震災後の遠隔型連携は、人的支援の主力として継続的に活用されており、復興業務の実施において欠かせないものといえる。他方、被災地周辺自治体からの支援が得られる場合に比べ、派遣継続の面からは、不安要素もみられる。

表3-1 全国の市区町村から被災市町村への職員派遣の状況

		2012年4月	2013年5月	2014年4月	2015年4月	2016年4月
岩手県	全体 (人)	153	207	248	234	219
	圏域型(人)	57(37.3%)	53(25.6%)	77(31.0%)	75(32.1%)	75(34.2%)
	隣接型(人)	19(12.4%)	19(9.2%)	19(7.7%)	19(8.1%)	18(8.2%)
	遠隔型(人)	134(87.6%)	188(90.8%)	229(92.3%)	215(91.9%)	201(91.8%)
宮城県	全体 (人)	299	450	447	416	394
	圏域型(人)	10(3.3%)	21(4.7%)	27(6.0%)	22(5.3%)	18(4.6%)
	隣接型(人)	7(2.3%)	8(1.8%)	7(1.6%)	8(1.9%)	8(2.0%)
	遠隔型(人)	292(97.7%)	442(98.2%)	440(98.4%)	408(98.1%)	386(98.0%)
福島県	全体 (人)	136	135	128	126	116
	圏域型(人)	2(1.4%)	0(0.0%)	0(0.0%)	2(1.6%)	3(2.6%)
	隣接型(人)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
	遠隔型(人)	138(100%)	135(100%)	128(100%)	126(100%)	116(100%)
合計(3県)	全体 (人)	590	792	823	776	729
	圏域型(人)	69(11.4%)	74(9.3%)	104(12.6%)	99(12.8%)	96(13.2%)
	隣接型(人)	26(4.4%)	27(3.4%)	26(3.2%)	27(3.5%)	26(3.6%)
	遠隔型(人)	564(95.6%)	765(96.6%)	797(96.8%)	749(96.5%)	703(96.4%)
参考:人的支援総数		1407	2056	2229	2199	2071
(うち指定都市からの派遣数)		(155)	(215)	(219)	(229)	(226)

注：人数は、一般職の地方公務員（任期付職員、再任用職員を含む）。指定都市からの派遣を除く

注：人的支援総数には、都道府県と指定都市からの派遣数を含む

注：各表側の縦計で隣接型と遠隔型の和が100%

(出典：自治体の遠隔型連携の課題と展望 公益財団法人都市センター)

※圏域型、隣接型及び遠隔型の3つの型それぞれに属する派遣数を区別するにあたり、圏域型は同県内間連携、隣接型は地理的に隣り合っている連携、遠隔型は隣接型を除くすべての連携としてカウント。圏域型には隣接型と遠隔型の派遣数との重複あり。隣接型には県境をまたいだ自治体どうしの組み合わせも含む。

《派遣ルートから見る遠隔型連携》

次に表3-2 は、全国の市区町村（指定都市除く）から岩手県、宮城県、福島県への職員派遣ルートを経年で示したものである（出典：「自治体の遠隔型連携の課題と展望」）。

各派遣ルートによる派遣数の傾向を全体的にみると、「総務省ルート」の占める数が多く、次いで「その他の直接支援」が多い。

個別の姉妹都市協定や災害時応援協定に基づいた個別の自治体同士の職員派遣については、即応性が評価されてきた。一方、その偏在と派遣総数に占める割合は実はそれほど高くはないことも指摘されている。

表3-2 全国の市区町村から被災市町村への派遣ルート状況

		2012年4月	2013年5月	2014年4月	2015年4月	2016年4月
姉妹都市	全体 (人)	19	23	19	17	14
	圏域型(人)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
	隣接型(人)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
	遠隔型(人)	19(100%)	23(100%)	19(100%)	17(100%)	14(100%)
災害時応援協定	全体 (人)	42	65	70	66	66
	圏域型(人)	13(31.0%)	13(20.0%)	14(20.0%)	14(21.2%)	13(19.7%)
	隣接型(人)	15(35.7%)	15(23.1%)	16(22.9%)	16(24.2%)	17(25.8%)
	遠隔型(人)	27(64.3%)	50(76.9%)	54(77.1%)	50(75.8%)	49(74.2%)
その他の直接支援	全体 (人)	121	167	192	210	195
	圏域型(人)	6(5.0%)	19(11.4%)	24(12.5%)	22(10.5%)	22(11.3%)
	隣接型(人)	1(0.8%)	2(1.2%)	2(1.0%)	3(1.4%)	1(0.5%)
	遠隔型(人)	120(99.2%)	165(98.8%)	190(99.0%)	207(98.6%)	194(99.5%)
県ルート	全体 (人)	69	48	67	63	64
	圏域型(人)	47(68.1%)	39(81.3%)	58(86.6%)	50(79.4%)	61(95.3%)
	隣接型(人)	10(14.5%)	7(14.6%)	7(10.4%)	8(12.7%)	8(12.5%)
	遠隔型(人)	59(85.5%)	41(85.4%)	60(89.6%)	55(87.3%)	56(87.5%)
総務省ルート	全体 (人)	192	460	449	402	375
	圏域型(人)	2(1.0%)	1(0.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
	隣接型(人)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
	遠隔型(人)	192(100%)	460(100%)	449(100%)	402(100%)	375(100%)
その他	全体 (人)	147	29	26	18	15
	圏域型(人)	1(0.7%)	2(6.9%)	2(7.7%)	0(0.0%)	0(0.0%)
	隣接型(人)	0(0.0%)	1(3.4%)	1(3.8%)	0(0.0%)	0(0.0%)
	遠隔型(人)	147(100%)	28(96.6%)	25(96.2%)	18(100%)	15(100%)
合計(3県分)	全体 (人)	590	792	823	776	729
	圏域型(人)	69(11.4%)	74(9.3%)	104(12.6%)	99(12.8%)	96(13.2%)
	隣接型(人)	26(4.4%)	27(3.4%)	26(3.2%)	27(3.5%)	26(3.6%)
	遠隔型(人)	564(95.6%)	765(96.6%)	797(96.8%)	749(96.5%)	703(96.4%)

注：人数は、一般職の地方公務員（任期付職員、再任用職員を含む）。指定都市からの派遣を除く

注：各表側の縦計で隣接型と遠隔型の和が100%

(出典：自治体の遠隔型連携の課題と展望 公益財団法人都市センター)

個別支援が進んでいる中で構築された総務省ルートは、基本的にはこれらの網から漏れたところに手当てをする位置づけであったとされる。

各ルートによる派遣人数の変化をピーク時の平成26（2014）年4月と平成28（2016）年4月で比較すると、姉妹都市協定の減少率がもっとも高く、次いで総務省ルートが高い。災害時応援協定は他のルートに比べて減少率が低く、連携関係の安定がみてとれる。なお、派遣ルート別にみたとき、他の類型に比べて遠隔型連携には幾つの特徴が見られる。

第1に、災害時応援協定は全体的にみれば派遣数に安定性がみられるが、圏域型、隣接型と比べた場合、遠隔型の減少率は高い。

第2に、姉妹都市や災害時応援協定以外の「その他の直接支援」による派遣では、圏域型、隣接型に比べて遠隔型の減少率は低く、安定した傾向がみられる。

第3に、派遣総数が減少する中で、県ルートは圏域型の派遣を増加させており、その影響下に含まれる遠隔型も隣接型に比べて減少率が低い。具体的にいえば、岩手県内では県内自治体による沿岸部への支援が手厚いといえる。

第4に、姉妹都市と総務省ルートは、圏域型と隣接型がほぼ含まれず、これらは遠隔型連携の具体例といえる。

平成28（2016）年4月時点では、派遣総数の約半数を占める総務省ルートは、個別支援ルートから漏れた部分のセーフティネットとしてだけでなく、人的支援の広域調整に欠かせない枠組みとして活用されているものの、派遣継続に関しては不安定要素も併せ持っていると言える。

このように、直接支援による派遣や県ルートの場合、他の類型に比べて遠隔型に安定性がみられるが、その他のルートでは減少率が高く不安定さが見られる。

自治体どうしの個別の結びつきは、新規派遣決定や派遣継続にあたって、強みと弱みの両面を持ち合わせていると考えられ、万能ではない。例えば、首長どうしの個人的な信頼関係に基づく支援であれば、無理がきく面があるとしても、首長交代により変化が生じやすい。また、遠隔型連携の多数を占める総務省ルートには、広域調整とセーフティネットとしての機能が求められるため、不安定さを克服する人的支援の仕組みの構築が必要になると指摘されている。

(イ) 被災自治体から見た遠隔型連携

遠隔型の自治体間連携は、被災自治体への人的支援の面で主要な役割を果たしてきた事が明らかになったが、具体的事例として、陸前高田市と南相馬市への支援が注目されている。

陸前高田市は、震災直後に生まれた関係により、名古屋市から包括的かつ継続的な「行政丸ごと支援」を受けたことを契機に、平成26(2014)年に友好都市協定を締結。南相馬市は、震災前から災害時応援協定を結んでいた杉並区をハブとする自治体間ネットワークから支援を受けたことを契機に、協定先を増やすとともに、災害時相互支援条例を制定した。これらの取組みは、手厚く、かつ、継続的な支援として注目を集めている。

なお、全国市議会議長会では、東日本大震災発災以来、一日も早い被災地全体の復旧・復興の実現を要望。近年では会長、役員等による被災地の視察（平成26年2月以降、陸前高田市、気仙沼市、南相馬市、仙台市、名取市、岩沼市、大船渡市、東松島市、石巻市を視察）を重ね、被災地の現状を把握し、視察で得た認識を踏まえた強力な要請活動を展開している。



陸前高田市における視察風景



南相馬市における視察風景

《陸前高田市》

陸前高田市では、津波により中心市街地が壊滅的に被災して犠牲者が出た。市職員も多数犠牲となり、市庁舎も全壊、行政機能の回復は急務であった。周辺の沿岸部自治体も甚大な被害を受けた。

表3-3 は、全国の市区町村から陸前高田市への職員派遣の状況を示したものである（出典：「自治体の遠隔型連携の課題と展望」）。これによると、平成28(2016)年4月1日現在も多数の支援を受けていることがわかるが、隣接型では一関市と住田町、圏域型では盛岡市と八幡平市、遠隔型では名古屋市、和歌山市及び武蔵野市から継続的な派遣が行われている。1つの派遣元自治体が継続的に複数の職員を送り出すのは、受援側にとっては理想的であるかもしれないが、支援側にとっては容易ではないものと想像できる。

表3-3 陸前高田市への市区町村からの職員派遣

	派遣元	派遣ルート	2012年4月	2013年5月	2014年4月	2015年4月	2016年4月
隣接型	一関市	災害時応援協定	11	11	11	11	10
	住田町	県	2	2	2	2	2
圏域型	盛岡市	県	4	2	3	3	3
	八幡平市	県	2	1	1	1	1
	奥州市	県			1	1	3
	平泉町	県			1	1	1
遠隔型	美唄市	青年市長会			1		
	深川市	その他の国ルート		1			
	桐生市	その他の直接支援		1	1	1	
	上尾市	その他の直接支援	1	1			
	本庄市	青年市長会			1	1	
	桶川市	青年市長会			1		
	我孫子市	総務省			1		
	銚子市	総務省		1			
	台東区	総務省			1	1	
	武蔵野市	総務省	1	1	1	1	1
	茅ヶ崎市	その他の直接支援			1	2	2
	大和市	その他の直接支援			2	2	2
	立山町	総務省				1	
	甲斐市	総務省		1	1	1	1
	松阪市	その他の直接支援		1	1	1	1
	奈良市	その他の国ルート		1			
	池田市	総務省			1		
	葛城市	その他の直接支援		1			1
	和歌山市	その他の直接支援・総務省	1	1	2	1	1
	松江市	総務省・市長会		1	1	1	1
	久留米市	その他	1				
	武雄市	その他の直接支援	2	2	1		
	名古屋市	丸ごと支援	13	13	10	8	8

注：名古屋市分は名古屋市防災危機管理局「名古屋市被災地域支援」に基づく

注：名古屋市以外の指定都市からの派遣は含まない

(出典：自治体の遠隔型連携の課題と展望 公益財団法人都市センター)

なお、岩手県の場合、県内陸部からの派遣が充実しているが、遠隔地では名古屋市が最大の派遣元となっている。

平成23(2011)年度は1~2か月交代の短期派遣が主であったが、平成24(2012)年度からは主として1年単位の派遣が実現している。平成28(2016)年度、名古屋市からの派遣者の業務内容と人数は、中小企業振興1人、区画整理4人、道路等復旧1人、学校建設の施工管理等2人であったとされる。

平成23(2011)年3月、名古屋市の先遣隊が陸前高田市の状況を確認し

最優先と位置づけたこと、4月に副市長をトップとした調査チームが陸前高田市と岩手県から支援要請を受け、名古屋市被災地域支援本部会議において市長から名古屋市をあげて支援するとの指示が出されたことが、その後の継続的な派遣、人的支援以外への拡がり、平成24(2014)年の友好都市協定へと結びついたらとされている。

陸前高田市と名古屋市の関係は、震災後に形成されたものであり、「支援」から「交流」への展開が図られている。

名古屋市による支援の特徴は、陸前高田市の行政全般を、名古屋市の持つ総合力によって丸ごと支援することにあった。

業務に精通した職員を同時期に複数派遣し、初動期には長期宿泊先や交通手段も名古屋市が準備した、自己完結型の支援であった。派遣職員自体に目配りする健康管理担当職員や、刻々と変化する被災地のニーズを把握する連絡調整担当職員も併せて派遣。名古屋市が派遣職員を介して陸前高田市を組織的に後方支援する体制が構築された。

被災自治体における遠隔地からの人的支援に対するニーズとしては、人数確保と専門性が考えられる。陸前高田市の場合、一関市など近隣内陸部からの支援は手厚く、即応性があるものの、必要となる人数が多すぎたため、遠隔地からの確保も必要となった。名古屋市のように毎年10名程度を派遣する丸ごと支援が可能であれば、被災自治体にとっては引き継ぎコスト等の負担も減少すると考えられる。しかし、それを可能とする規模を持つ自治体の数は限られていることを考えれば、人数確保のためには、遠隔地からの支援ルートが複数あれば安定性はより増すと考えられる。

また、用地交渉経験者など専門性のある自治体職員を求める場合、地域性の似通った近隣から職員を確保できないこともあるため、遠隔地の自治体からの支援が必要となる。

一方で、被災自治体と派遣元自治体の双方にとって、遠隔地であることの困難もあると言える。それは顔の見える関係、つながりの継続性であると考えられる。首長どうし、職員同士の行政レベルだけでなく、市民レベルにおいても相互理解が進まなければ、特に派遣元自治体において派遣継続の意義の説明が難しくなる。いつ来ても不思議ではない次の非常時のための支援・受援関係は、政策分野限定の1対1の遠隔型連携として維持するにはコストが大きいと考えられる。陸前高田市と名古屋市においては、都市規模が大きく異なる特性を積極的に受けとめ、姉妹都市協定に発展した事例として、連携関係の維持活用、発展の実践が期待される。

《南相馬市》

南相馬市は、津波による人的・物的被害に加え、原発事故により小高区に避難指示が出されるなど複合的な被害に直面した。福島県内外への避難者数はピーク時には約2万9,000人であり、避難指示解除準備区域等の避難指示の大部分が平成28(2016)年7月に解除された小高区の居住人口は発災当時の1割未満にとどまる。

表3-4 は、全国の市区町村から南相馬市への職員派遣の状況を示したものである(出典:「自治体の遠隔型連携の課題と展望」)。これによると、同市は平成28(2016)年4月1日現在も多数の支援を受けているが、隣接型及び圏域型の派遣はみられず、全て県外からの遠隔型となっている。

なお、南相馬市は、平成9(1997)年に福島市等の市町村と福島・宮城・山形広域圏で災害時応援協定を締結しているが、この相手方からの職員派遣は行われていない。平成24(2012)年度から継続的に派遣を行っているのは、杉並区、三条市、小千谷市、七尾市、牧之原市、佐野市、知多市、近江八幡市である。これらのうち、杉並区とは平成19(2007)年に災害時応援協定を結んでおり、近江八幡市、小千谷市、知多市、牧之原市とは震災後に協定を締結している。

陸前高田市と同様に、南相馬市をみても、1つの派遣元自治体が継続的に複数の職員を送り出すのは、支援側にとって容易ではないことがうかがえる。

表3-4 南相馬市への市区町村からの職員派遣

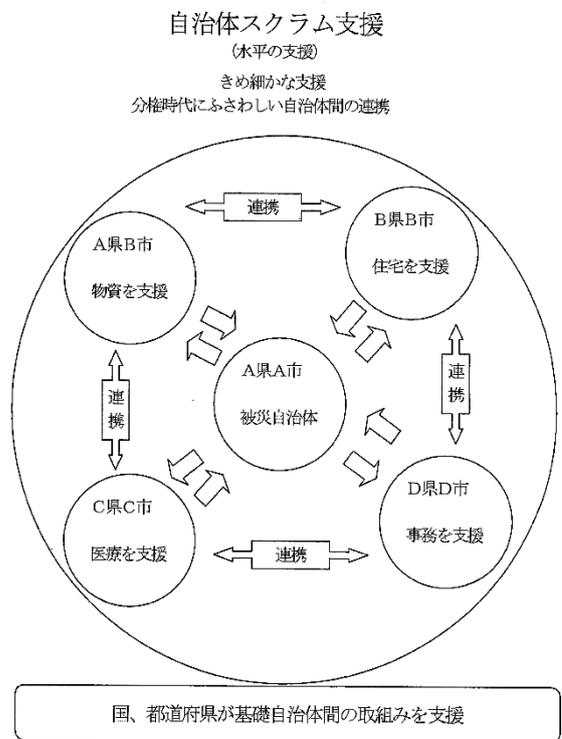
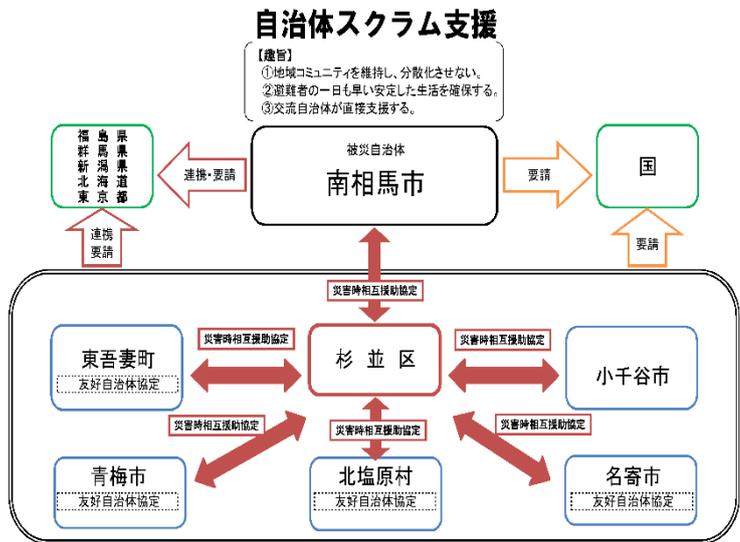
	派遣元	派遣ルート	2012年4月	2013年5月	2014年4月	2015年4月	2016年4月
	取手市	その他の直接支援			1	1	1
	佐野市	その他の国ルート・その他の直接支援	1	1	1	1	1
	鹿沼市	その他の国ルート・その他の直接支援	1		1	1	1
	益子町	総務省		1			
	桐生市	その他の直接支援				1	1
	成田市	総務省		1	1	1	1
	印西市	総務省		1			
	鎌ヶ谷市	総務省				1	1
	所沢市	その他の直接支援	1				
	千代田区	その他の国ルート	1				
	杉並区	災害時応援協定・総務省	8	8	8	8	8
	青梅市	災害時応援協定・総務省		2	2	3	3
	調布市	総務省					1
	三条市	総務省	2	2	2	2	2
遠隔型	小千谷市	総務省	2	4	4	2	1
	燕市	その他の直接支援・災害時応援協定			1	1	1
	糸魚川市	総務省	1	1	1	1	
	南砺市	災害時応援協定	1	1	1		
	七尾市	その他の直接支援	2	1	1	1	1
	笛吹市	総務省	1				
	飯田市	その他の直接支援				1	1
	島田市	その他の直接支援	2		1	1	1
	牧之原市	その他の直接支援	2	1	1	1	1
	知多市	総務省	1	1	1	1	1
	近江八幡市	総務省	1	1	1	1	1
	倉敷市	その他の直接支援		1		1	
	福山市	その他の直接支援			1	1	1
	安芸市	総務省		1			
	うきは市	総務省	1				

(出典:自治体の遠隔型連携の課題と展望 公益財団法人都市センター)

なお、南相馬市は、震災前から災害時応援協定を結んでいた杉並区をハブとする自治体間ネットワークから支援を受けたことを契機に、杉並区が主導する「自治体スクラム支援会議」に参加し、協定先を増やすとともに、平成25（2013）年に災害時相互支援条例を制定するに至った。

「自治体スクラム支援会議」は、南相馬市を支援するために、杉並区の呼びかけにより、当時杉並区と災害時応援協定を結んでいた東吾妻町、名寄市、小千谷市が平成26（2011）年4月に立ち上げたものである。震災直後の平成23（2011）年3月16日には、杉並区との災害時応援協定がある東吾妻町の保養施設等に南相馬市からの避難者を受け入れることを決定し、バスを手配するなどの取組みが行われた。つまり、南相馬市とは直接協定を結んでいない東吾妻町が杉並区をハブとして南相馬市と支援・受援関係を結ぶことになった。

南相馬市の災害時相互支援条例第6条においては、「市長は、前条第1項の支援を行うときは、被災した協定先自治体以外の他の協定先自治体に対し、市と連携した支援を行うことを要請することができる」等の定めが設けられている。災害時にハブとなれる自治体を増やしていく取組みであり、首都直下型地震等への杉並区の危機感が感じられる。



その後、平成28(2016)年11月に実施された「自治体スクラム支援会議」においては、杉並区から「災害時の支援受援計画(物流編)(案)」の提案がなされており、担当者会議等で継続的に取組む姿勢が示されている。

「自治体スクラム支援会議」の中で検討されている遠隔型連携の仕組みは、防災・危機管理分野に特化したものであるが、1対1の自治体同士の連携ではなく、ハブ型の連携体制を構築することによって、支援・受援関係における自治体規模の相違といった障壁を乗り越える試みが特徴となっている。

一方で課題となるのは、遠隔型連携におけるネットワークのハブを担うことのできる自治体づくりである。

東日本大震災から6年以上が経過する中であっても、被災自治体においては非常時が継続し、疲弊している。経験を防災・危機管理分野の改善に結びつけるPDCAサイクルを動かしていくこと自体に、被災自治体自ら取り組む負担はいまだ大きいと思われる。

このような中、今後の遠隔自治体間連携を機能させるためには、今後各市において、災害時に備えた支援・受援計画の策定に取り組む事が必要であり、同計画の策定が遠隔型連携による支援の効果をより高めるものと考えられる。

イ 福祉関連分野

我が国の人口は2008年の1億2,808万人をピークとして減少を続けている。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位推計によると、平成65(2053)年には1億人を割り込むことが推計されている。さらに、高齢化率(65歳以上の人口割合)は、平成27(2015)年の26.6%から、平成77(2065)年には38.4%に達すると推計されている。

一方、人口の減少と高齢化の進展は地方と大都市圏では大きく異なり、それが今後の医療・福祉・介護ニーズに大きく影響を及ぼすと考えられている。

また、「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」によると、すべての都道府県で、2040年の人口は2010年を下回るとされている。

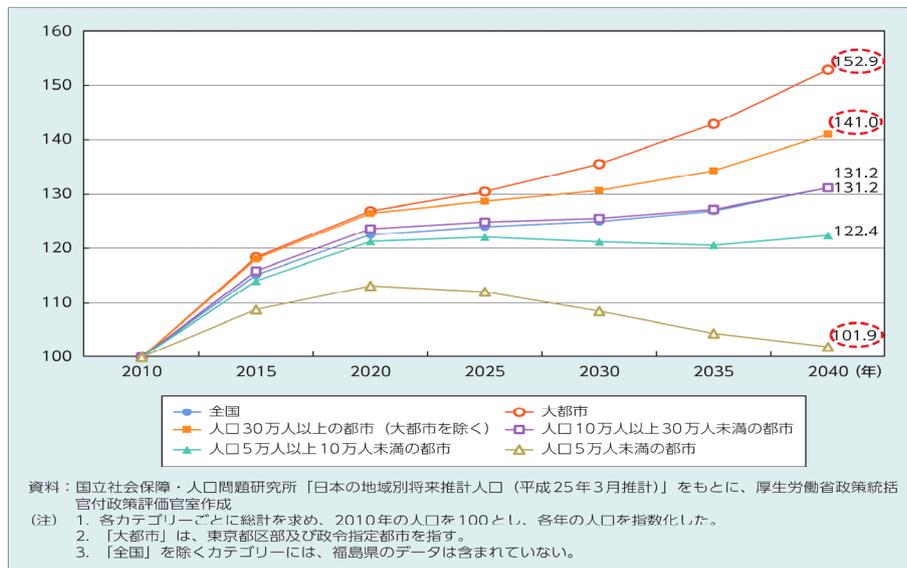
都道府県別では、2010年から2040年までの人口の減少率は、沖縄県(1.7%)、東京都(6.5%)、滋賀県(7.2%)、愛知県(7.5%)、神奈川県(7.8%)で少なく、秋田県(35.6%)、青森県(32.1%)、高知県(29.8%)、岩手県(29.5%)、山形県(28.5%)で大きく、人口減少は大都市圏でゆっくりと、地方では急速に進行している。

また、高齢者人口の推移は、自治体間の規模により大きく異なる。平成 28 年版「厚生労働白書」では、2010 年から 2040 年までの高齢者人口の推移が人口規模別に示されている。

これによると、人口 5 万人未満の自治体の高齢者数は 2020 年をピークに減少に転じ、人口 5 万人以上 10 万人未満の自治体では、2020 年までに増加した後は増加率が停滞する状況が続く。そして、それ以上の人口規模（10 万人以上）の自治体では、高齢化率は 2040 年まで増え続けることが示されている。

また、この状況を 2010 年の高齢者人口を 100 として、2040 年の高齢者数を指標化すると、人口 5 万人未満の自治体では 101.9、人口 5 万人以上 10 万人未満の自治体では 122.4、人口 10 万人以上 30 万人未満の自治体では 131.2、人口 30 万人以上の自治体（大都市を除く）では、141.0、そして大都市（東京都区部及び政令指定都市）では 152.9 となっており、人口規模の大きい自治体ほど、高齢者人口の増加が著しいものとなっている。

都市規模別に見た 65 歳以上の人口指数（2010 年=100）の推移



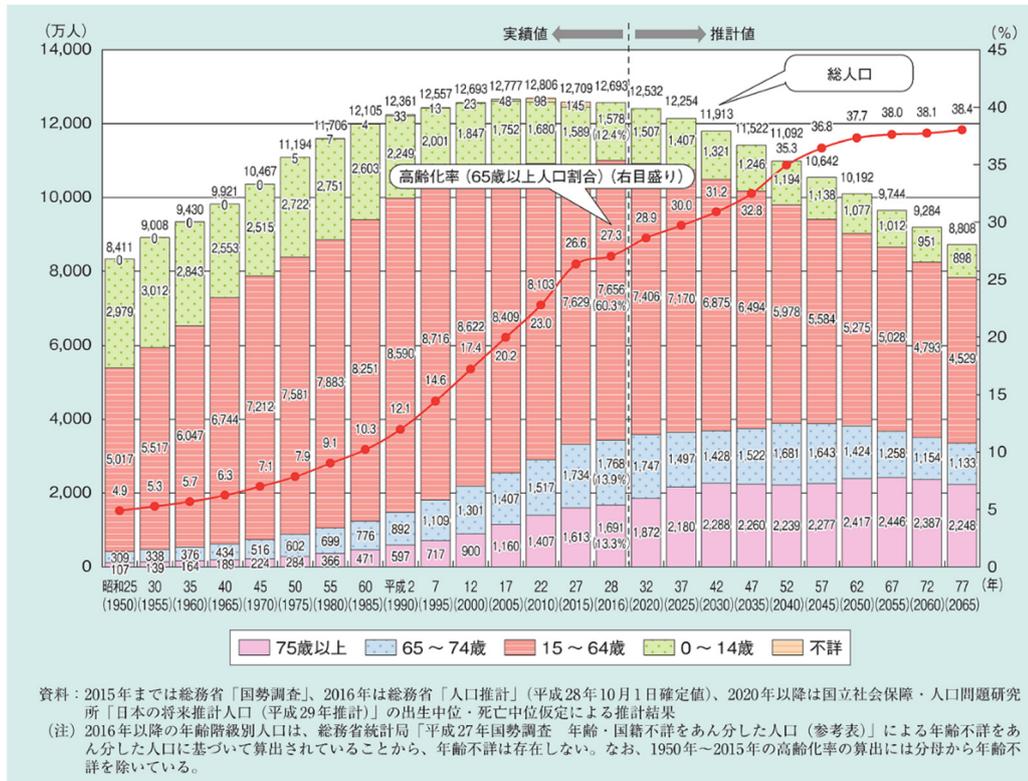
(平成 28 年度 厚生労働白書より)

さらに、我が国の総人口の 75 歳以上人口は、今後も増加を続け、平成 30 (2018) 年には、65~74 歳人口を上回り、その後も平成 66 (2054) 年まで増加傾向が続くと見込まれている。

特に 2015 年から「団塊の世代」が 75 歳以上となる、平成 37 (2025) 年までの間に、我が国の後期高齢者は 1,641 万人から 2,179 万人へと 538 万人増

加すると推計（平成28年版高齢者白書）される中、そのうちの3分の1は首都圏が占めるとされている。

高齢化の推移と将来推計



(平成29年度 高齢者白書より)

今後、高齢者人口の増加は大都市圏、特に首都圏で顕著となることから、医療や介護を必要とする高齢者の数も首都圏で急増が見込まれている。

しかし、医療・介護サービス需要の増加に対して供給量を首都圏で増やすことは容易ではない。首都圏では、施設の整備費用（土地代・建設費など）が高額であること、介護報酬単価の上乗せや、さらに今後の介護人材不足も予測されており、大都市圏では介護人材と介護施設の不足という問題がより明らかになると指摘されている。

それに対して、地方では首都圏に比べ、高齢者人口に対し、比較的医療介護体制の整っている圏域があるとされている。

このような中、福祉の分野においても遠隔連携の進展がみられる。東京都杉並区が区域外施設を保有していた静岡県賀茂郡南伊豆町に特別養護老人ホームを設置するなど、高齢者施設等の設置について、遠隔地の自治体同士が連携する動きが見られる。これは施設不足・サービス不足を解消したい杉並区と施設建設に助力を得て、就労の場を増やしたいとする南伊豆町の課題を相互に解決しようとするものであった。

《東京都杉並区と静岡県南伊豆町との特別養護老人ホーム整備について》

◆東京都杉並区と静岡県南伊豆町との連携（交流の歴史）

両自治体間の交流・連携の歴史は、昭和49(1974)年に設置された南伊豆健康学園に遡ることができる。これは、杉並区内の虚弱児童などの転地療養を目的に設置された区立全寮制養護小学校であり、平成23(2011)年まで続いた。さらに、健康学園の隣接地に、区立小学校の移動教室である弓ヶ浜学園が昭和55(1980)年に開設され、杉並区の区立小学校に在籍する児童の移動教室が長年にわたり行われており、区立小学校卒業生には大変馴染みのある施設となっている。

その後、弓ヶ浜学園は平成14(2002)年に宿泊施設「弓ヶ浜クラブ」として民営化されており、移動教室の経験者が成人後、家族連れで観光に利用する例も多く、一般利用者として年間約4,500人が利用している。

また、平成24(2012)年には両自治体間で災害時相互援助協定を締結しており、南伊豆町は現在、自治体スクラム支援会議の正式な参加自治体とはなっていないものの、同じく災害時相互援助協定を結んでいる忍野村とともに、オブザーバーとして参加している。

さらに、その他の交流事業として、杉並区役所等での観光物産展の開催や南伊豆町への観光ツアーを実施するなど、杉並区と南伊豆町は、長年にわたって密接な交流が続けられている。

◆特別養護老人ホーム整備の主な経過

杉並区では、特養の待機者が多いことが問題となっており、現在は、約1,200人の区民が入所を希望しているとされる。要介護認定者は今後も増加することが予想されており、特養の整備が急務となっている。

そうしたなかで、平成22(2010)年に「杉並版事業仕分け」により、医学の進歩や環境の変化などから当初の目的を終えたことを理由に健康学園の閉園を決定。南伊豆町も特養に対するニーズがあることに加え、これまでの交流や健康学園が無くなったことによる経済的な損失等から、健康学園跡地への特養整備に向けた議論が加速した。翌平成23(2011)年には、静岡県・南伊豆町・杉並区の3者意見交換を実施し、特養の整備に関して、費用負担等についての論点整理が複数回にわたって行われている。

一方で、健康学園跡地は海沿いに位置することから、静岡県第4次地震被害想定において津波被害の浸水域に想定されていた。そこで、杉並区は、「南伊豆健康学園跡地に係る津波対策等検討委員会」を設置し、津波への対策などを検討していたが、南伊豆町から町有地を活用した町の健康福祉セ

ンターとの共同整備の提案があったとされる。

その後、入所者の安全確保や利便性への配慮、整備コストの問題、建築規制等の観点から、健康学園跡地での整備に先駆けて、南伊豆町の町有地を活用した健康福祉センターとの共同整備による特養建設を平成26(2014)年に決定。予定地である町有地は、南伊豆町のほぼ中心部に位置する旧中央公民館等の跡地であり、図書館や高校等の教育機関が近くに所在し、町役場からも近い土地となっている。平成27(2015)年には建設及び運営を実施する事業者を決定し、平成30(2018)年3月の開設をめざしている。

この事業では、全90床の特養が整備される予定であるが、50床程度を杉並区民が利用することを見込んでいる。しかし、前述の特養待機者数には及ばず、杉並区は別途区内でも特養を整備している。区では、平成24(2012)年から平成33(2021)年までに1,000床の特養を整備する計画であり、それぞれ特養待機希望者のニーズに合わせた施設を案内していくとしている。

なお、健康学園跡地は、南伊豆町が推進する生涯活躍のまち構想（健康創造型生涯活躍のまちプロジェクト）の拠点エリア候補地として、隣接する共立湊病院跡地と一体的に整備することが検討されており、南伊豆町は、杉並区との連携を生かした新たな地方創生モデルとなる展開をめざしている。

◆論点・課題について

特養整備を進めるに当たって、静岡県及び南伊豆町からは、地元の負担が発生しない仕組みが要請された。そのため、介護保険制度や、医療保険制度、生活保護制度といった社会保障制度関係について、地元負担が発生しないよう覚書等を締結し、それぞれのメリット、課題を解決するよう協議が重ねられた。

なお、後期高齢者医療制度においては、入居者が75歳に達した場合、施設所在地である南伊豆町が保険者となる。つまり、住所地特例で杉並区の医療費制度を利用している74歳の南伊豆町特養入居者は、75歳に達した瞬間に静岡県の広域連合が保険者になるため、地元で財政負担が発生してしまうことになるなどの課題を抱えていた。これは制度上の問題であり、両自治体間での取り決めだけで問題を解決することは困難であった。

しかし、平成27(2015)年の法改正等（「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」）により、上記の場合も杉並区が所属する広域連合が保険者となることが可能となり、区が引き続き後期高齢者医療制度に移行する75歳以上の入居者の医療費負担を行えることとなった（同法は平成30(2018)年4月施行）ことなどから課題を克服。

平成30年3月の施設開所に向け建設が進んでいる。

また、生活保護を受けていない入所者から新たに保護の申請があった場合も課題となっている。保護申請があった場合の実施責任は、施設所在地を所管する保護の実施機関にあるため、地元が生活保護費の支給をすることになる。そこで、杉並区から南伊豆町の特養への入所者は杉並区が生活保護の実施責任を果たすことを両自治体の覚書等で整理することで対応していくこととされた。その際は、特養の生活相談員と連携し、相談先をあらかじめ分けるなどの仕組みを構築するとされている。

杉並区と南伊豆町は、古くから交流が盛んで、近年では災害時相互応援協定も締結している。また、その他の交流事業として、杉並区役所等での観光物産店の開催や南伊豆町への観光ツアーを実施するなど、長年にわたって密接な交流が続けられていることも老人福祉圏域を超えた特別養護老人ホームの建設において好材料となったものと考えられる。

今後も特に、これまでの自治体間連携の実績があり、継続して互いの交流が盛んに行われている自治体に関して、大都市部の自治体と地域資源が豊かな地方都市との連携（相互補完関係）の可能性が指摘されている。

平成 29 年 7 月 7 日 杉並区役所ホームページ
(くらしのガイド 自治体間連携による特別養護老人ホームより)

つながるまちとまち 連携が生み出した新たな選択肢

平成元年 7 月、杉並区は北海道風連町（現名寄市）と初めての交流自治体協定を結びました。あれから、約 30 年。区の交流自治体は 10 自治体となり、交流の輪は大きく広がりました。このつながりは、東日本震災時における福島県南相馬市の支援でさらに強化され、交流自治体同士の絆は日常のレベルから、さらに深い連携に発展してきています。そして、自治体間のつながりが生み出した大きな成果として、静岡県南伊豆町と全国初の連携事業がスタートします。

全国初 自治体間連携による特別養護老人ホームの整備

これまで複数の自治体が連携して自治体区域外に特別養護老人ホームを整備することは想定されていませんでした。しかし、今回、杉並区と南伊豆町両自治体の課題を解決し、メリットを活かす取り組みとして、全国初の自治体間連携による特別養護老人ホームを南伊豆町に整備することになりました。

「南伊豆町と」だからできたこと

南伊豆町は、もともと子どもの健康に最適な地として選ばれ、杉並区健康学園が開設された地です。これをきっかけに、区立小学校の移動教室や保養施設の利用など、多くの区民が南伊豆町を訪れ、さまざまな思いや絆を深めてきた歴史があります。こうした長年の交流が礎となり、災害時相互援助協定やお試し移住事業など強いつながりがある中で、今回の特別養護老人ホーム「(仮称) エクレシア南伊豆」の誕生につながりました。

杉並区のメリット

- ・入所希望者への早期対応
- ・区民の選択の幅を広げる
- ・豊かな環境での暮らし

南伊豆町のメリット

- ・地元の特養入所ニーズに応える
- ・雇用の拡大
- ・地域経済効果

30年3月(予定)、(仮称)特別養護老人ホームエクレシア南伊豆を開設します

7月から入所申込受付を開始

エクレシアとはギリシャ語で「人々の自由意志により集うこと」を意味しています。

イメージのため、実際とは異なる場合があります。



名称 (仮称) エクレシア南伊豆
所在地 静岡県賀茂郡南伊豆町加納 792
運営事業者 梓友会(しゅうかい)
入所対象者 原則、要介護3以上の方
定員 特別養護老人ホーム 90床

南伊豆町役場から600メートル程の位置にあり、同一敷地内には、町の(仮称)健康福祉センターが整備されるほか、図書館もあります。

日常ケアや医療も安心

- ・看護師・管理栄養士・ケアマネージャーなどの各種専門職を配置
- ・医師・歯科医師と連携を図り、安心して生活できる環境を提供

さまざまなサポート

- ・南伊豆町ならではの食文化を活かした食事の提供、四季折々の行事の開催や、入所者の状態に合わせたケアを提供
- ・非薬物療法認知症ケア(学習療法など)を実施



ゆったり生活、ゆっくり面会

全室個室ユニット型居室にトイレ・洗面台を設置し、自宅のような生活を再現

- ・面会に来た方が泊りがけでゆっくり面会できる家族宿泊室
- ・入所者が家族や地域の方と交流できる広い交流スペース



丁寧な面談を経た入所準備

事前に面談を実施し、移動の不安解消や在宅環境の再現、施設での暮らしを想定した入所準備を支援

離れていても安心

- ・インターネットを介して家族と入所者が面会できるシステム
- ・杉並区で見ていたテレビ番組を視聴できる環境
- ・介護ロボットを活用した、入所者も介護者も安全・安心なケアの提供

見学ツアーにご参加ください

入所希望者などを対象に、見学バスツアーを開催する予定です。申し込みなどの詳細は、梓友会みくらの里(電話 0558-27-3000)へお問い合わせください。

入所の申込み・問い合わせ

申込書配布開始日 平成29年7月15日(土曜日)

申込書配布場所 区内特別養護老人ホーム、ケア24、高齢者住宅支援課。7月15日からは、このページの関連情報「特別養護老人ホーム入所申込書等一式(申請書サービス)」からも取り出せます。

申し込み 平成29年7月24日(月曜日)から申込書を、区内特別養護老人ホームへ持参して下さい。または梓友会(〒415-0028 静岡県下田市吉佐美1086)へ郵送してください。

ウ 特別区全国連携プロジェクト（東京 23 区が全国各地の自治体と連携して進める日本の元気づくり）

連携を単位とする遠隔型連携（近隣型広域連携同士の遠隔型連携）の動きとしては、特別区長会（特別区協議会と連携）による、特別区全国連携プロジェクトが上げられる。

平成 26 年 9 月に発表された趣意書においては、我が国は、人口減少社会を迎え、地域の崩壊や経済の衰退などが懸念されており、地域の活性化が求められており、今必要なことは、東京を含む各地域が強い信頼関係のもと、生き生きとしたまちづくりを進め、ともに発展・成長しながら共存共栄を図っていくことであるとし、全国の各地域と産業、観光、文化、スポーツなど様々な分野での新たな連携を模索し、東京を含めた各地域の経済の活性化、まちの元気につながるような取組を展開するとしている。

同プロジェクトは取り組み開始以来、足掛け 3 年が経過し、本格的な事業実施段階を迎えている。

◆ 特別区全国連携プロジェクトの展開と具体的目標

特別区全国連携プロジェクト（以下「プロジェクト」）は、東京と地方とを対立する関係として捉えるのではなく、各地域がとも発展することを目指し、特別区（東京 23 区）の特別区長会が平成 26 年 9 月に趣意書を発表し、取組みを開始しました。

東京 23 区は、区民の日常の暮らしが、全国各地域における農林水産業などに支えられて成立してきたことを再認識し、各地域の人口が減少し衰退していくことは、区民の生活基盤も沈んでいくことにつながるという状況に向き合い、以下の具体的な目標を掲げ 23 区が一体となってプロジェクトを推進します。



▲平成 27 年 9 月西川特別区長会会長が石破地方創生担当大臣（当時）へ特別区全国連携プロジェクトを説明（特別区長会 HP より）

- ◆ 共存共栄による日本の元気創造
- ◆ 相互補完による地域課題の克服
- ◆ 信頼関係・絆の強化

趣意書

我が国は、人口減少社会を迎えるなかで、地域の崩壊や経済の衰退などが懸念されており、今まさに地域の活性化が求められています。国もこれを課題として位置づけ、「地方創生」に力を向けようとしています。

一方で、全国各地域の疲弊は地方税の偏在にも一因があるとして、国は、本来国が保障すべき地方財源を、地方税の一部を国税化し再配分することで財政調整を行い、さらに拡大しようとしています。自治体間が対立し財源を奪い合う構図は、本来の地方自治の姿ではなく、結果的に共倒れになりうる、大変危険なことだと憂慮しています。

翻って東京・特別区は、人材の交流はもちろん、経済、生活全般にわたり、全国各地域に支えられ成り立っています。全国各地域あつての東京であり、互いの良いところを活かし、学び、そして足りないところを補充しあつて、東京、全国各地域が抱える課題を共に克服していかなければなりません。東京を含む全国各地域が、生き生きとしたまちづくりを進め、ともに発展・成長し、共存共栄を図っていくことこそが今必要で、それが日本の元気につながることを確信しています。

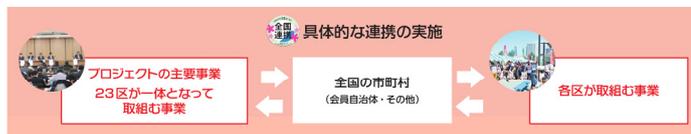
このような趣旨から特別区長会では、全国各地域との信頼関係・絆をさらに強化し双方が発展していくために、連携を深め、東京を含めた全国各地域の経済の活性化、そしてまちの元気につながるような取組みとして、「特別区全国連携プロジェクト」を展開してまいります。

それぞれの地域が、自らの特長を活かし、活力あるまちづくりを展開していけるようホームページを立ち上げるなど、特別区は微力ながら努力してまいります。

平成 26 年 9 月 16 日 特別区長会

◆ プロジェクトの主要事業

プロジェクトの展開は、「各区が取組む事業」と「23 区が一体となって取組む事業」により構成。「23 区が一体となって取組む事業」をプロジェクトの主要事業と位置づけ。



23 区が一体となって取り組む主要プロジェクトの事業においては、**①**「新たな自治体間連携の創出」、**②**「市長会・町村会との広域連携の推進」、**③**「23 区が一体となった連携事業の実施」を大きな柱と位置づけている。

このうち、**①**の「新たな自治体間連携の創出」では、各区と各地域の市町村との新たな連携関係の創出に努めている。また、各地域の複数の市町村と区との連携関係づくりを進めるなど 23 区と各地域との新たな連携形態の構築に取り組んでいる。平成 28 年度現在で特別区との連携・交流を行っている自治体数は、904 団体となっており、これは全国の自治体（都道府県及び市町村数を合計）のうち、51.2%の自治体との連携・交流が行われていることとなる。

また、**②**の「市長会・町村会との広域連携の推進」では、各地域と 23 区との連携協力の「間口」を広げ、より効果的な連携協力に関する事業を実施するため、各地域の市長会、町村会との連携協定締結による広域連携を推進している。

協定締結団体一覧

団体名（協定締結年月日）	構成自治体数
北海道町村会（平成 28 年 4 月 26 日）	144
京都市市長会（平成 28 年 4 月 26 日）	26
京都府町村会（平成 28 年 4 月 26 日）	
青森県市長会（平成 28 年 6 月 25 日）	40
青森県町村会（平成 28 年 6 月 25 日）	
千葉県町村会（平成 29 年 1 月 19 日）	17
広島県町村会（平成 29 年 1 月 27 日）	9
合計	236

- ・釧路地域 ↔ 荒川区
 - ・上川地域 ↔ 杉並区
 - ・石狩地域 ↔ 中野区
 - ・檜山地域 ↔ 大田区
 - ・渡島地域 ↔ 江戸川区
 - ・胆振地域 ↔ 世田谷区
 - ・オホーツク地域 ↔ 江東区
 - ・宗谷地域 ↔ 港区
 - ・日高地域 ↔ 文京区
 - ・十勝地域 ↔ 台東区
- (※調整中を含む)



▲平成 28 年 4 月、特別区長会は北海道町村会、京都市市長会、京都府町村会と連携協定を締結（特別区長会資料より）

さらに、**③**の「23 区が一体となった連携事業の実施」では、**①**「自治体間連携シンポジウムの開催」（自治体間連携や地域活性化などに関するシンポジウム、講演会、セミナーの開催を 23 区が共同して企画・実施。）、**②**「魅力発信イベントの実施」（23 区が会場やスペースを確保して、各地域の観光振興や物産販売を通じた産業振興、各地域の魅力を伝える文化振興などに資することを目的にしたイベントを開催。）、**③**「各地域との連携を推進する事業への支援」（自治体や公益的な団体などが取り組む自治体間連携を進める事業について、プロジェクトの趣旨を実現する視点から、その実現を支援。）、**④**「東京区政会館を活用した情報発信」（東京区政会館の 1 階ホールにおいてプロジェクトに関する PR や連携自治体の情報等を展示によって効果的に発信。）、**⑤**「被災自治体に対する支援」（東日本大震災などの被災自治体に対し、23 区は一体となって復旧・復興の支援を継続的に実施。今後、大規模な災害に見舞われた自治体に対し 23 区の力を結集した支援を実施。）を掲げ実施している。

●プロジェクトの主要事業 事業計画

	2017 平成 29 年度	2018 平成 30 年度	2019 平成 31 年度	2020 平成 32 年度
1 新たな自治体間連携の創出		各区と各自治体の友好・交流関係の拡大・増加 新たな連携形態の構築		
2 市長会・町村会との広域的連携の推進		調整・協議が整った団体との協定締結 各県市長会、町村会からの要望把握、調整の実施		
3 23 区が一体となった連携事業の実施				
① 自治体間連携シンポジウム等の開催			シンポジウム、講演会、セミナーなどの開催（各年度2回程度）	
② 魅力発信イベントの実施			観光振興、産業振興、文化振興などのイベント（各年度2回程度） 競馬組合などと協働したイベントの実施	
③ 各地域との連携を推進する事業への支援			自治体、公益的団体が実施する事業の支援（各年度2件程度）	
④ 東京区政会館を活用した情報発信			区政会館におけるプロジェクト・連携自治体の展示	
⑤ 被災自治体に対する支援			大震災等被災自治体支援、復興支援金の充実等	

◆個別事業の展開

全国各地域との共存共栄を目指し、「各区が取組む事業」と「23区が一体となって取組む事業」について、次の分野における取組みを基本として展開します。

<p>産業振興</p> <p>イベントや区の施設などを活用した各地域の特産品販売を促進する取組みや各地域の優れた技術や技能を紹介する取組み等。</p>  <p>▶北海道釧路管内6市町村の参加により、荒川区で開催された「北海道・釧路10月の味覚市」（特別区長会HPより）</p>	<p>観光振興</p> <p>各区が持つ広報媒体などを活用し、各地域の祭り、食、伝統文化などの紹介に資する取組み等。</p>  <p>▶港区全国連携情報誌「港から」</p>	<p>文化芸術振興</p> <p>各地域の美術館、博物館、劇場・ホール等の紹介に資する取組みや各地域の文化イベントに関する情報発信を支援する取組み等。</p>  <p>▶滋賀県長浜市が歴史・文化の発祥地として台東区上新に開設した「びわ湖長浜KANNON HOUSE」。台東区は長浜市と協定を結び、平成29年4月より文化観光などの特定分野における連携を図る（びわ湖長浜KANNON HOUSE HPより）</p>
<p>東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした活性化</p> <p>大会機運の醸成等に資する取組みやスポーツを通じた子供たちの交流の推進などスポーツの裾野拡大に資する取組み等。</p>  <p>▶葛飾区が開催した12才以下ジュニアサッカー大会の「キャプテン翼カップかつしか」交流会では元日本代表選手と子どもたちがプレイ（葛飾区HPより）</p>	<p>相互の地域課題への挑戦</p> <p>防災対策の推進、被災地復興、少子高齢化対策、地域の安全、安心づくり、環境政策の推進に資する取組み。また、廃棄物処理技術向上や行政効率の向上に資する取組み。</p>  <p>▶国産木材の活用による環境政策を推進する港区が、森林資源を豊富に有する自治体と国産木材活用の促進に向けて開催する「みなと森と水サミット」（港区HPより）</p>	<p>新しい住民交流スタイルの模索</p> <p>23区と各地域の住民の交流を促進し、二地域居住など新たな交流を模索する取組み等。</p>  <p>▶日本版CCRC構想を検討している豊島区が埼玉県秩父市と協働して「地方居住を考えるワークショップ」を開催（豊島区HPより）</p>

◆プロジェクト推進の基盤強化

プロジェクトをより効果的に推進するため、以下の8項目について、検討・実施している。

- 1、全国連携ホームページの充実等による情報交流と情報発信の活発化
- 2、23区の連携推進組織の強化
- 3、広域的な連携を推進するための連絡組織の設営・運営
- 4、自治体連携を推進する多様な主体との協働プラットフォームの構築



- 5、プロジェクト活動の認知度の向上
- 6、各地域の魅力発信等に活用する 23 区施設情報の提供
- 7、区市町村振興共同事業助成を活用したプロジェクトの計画的な推進
- 8、23 区から全国各地域への人材の提供

●プロジェクト推進の基盤強化 事業計画

	2017 平成 29 年度	2018 平成 30 年度	2019 平成 31 年度	2020 平成 32 年度
1 全国連携HPの充実等による 情報交流と情報発信の活発化	会員登録自治体の増加、掲載記事等の充実等			
2 23 区の連携組織の強化	幹事会の拡充、分科会の設置検討・運営			
3 広域的な連携を推進するための 連携組織の設置・運営	23 区内の調整組織、連携先自治体との共同体制整備			
4 自治体連携を推進する多様な主体と の協働プラットフォームの構築	プラットフォームの構築検討		多様な主体による協議会等の設置	
5 プロジェクト活動の認知度向上	自治体、関係機関等へのPR、メディア対応の強化			
6 各地域の魅力発信等に活用する 23 区施設情報の提供	共通ルール等の検討		情報の一元的提供	
7 区市町村振興共同事業助成を 活用したプロジェクトの計画的推進	区市町村振興共同事業助成金による計画的な事業実施			
8 23 区から全国各地域への 人材の提供	人材活用の仕組み検討		人材提供の実施	

エ その他

そのほか、遠隔型連携は幅広い分野での活用が期待されている。

たとえば、環境の分野（地球温暖化対策として地方の森林を整備して二酸化炭素の吸収を促進し都心で排出された二酸化炭素を相殺する「カーボンオフセット」）や、都市農村交流や姉妹都市提携等の分野においても、遠隔型連携の可能性が指摘されている。また、観光（共同での旅行商品の企画等）、教育（学校教育、生涯学習）（学校同士の交流、両自治体住民の参加による森林整備体験イベントや環境学習等）、産業・経済（共同での特産品の販路開拓）、歴史・文化（ゆかりの人物や歴史的事実についてのサミット、シンポジウム）なども考えられるが、遠隔自治体間連携による市区町村間の友好的な関係が、1 つの自治体では取り組むことが難しい課題の解決や地域経済の活性化など住民生活の向上につながることを期待されている。また、今後は連携協約を活用した新たな広域連携の可能性も期待されている。

その他の遠隔連携の取組

豊島区における遠隔型連携の取組み

豊島区は、東京23区で唯一「消滅可能性都市」と指摘されている。近年、同区は人口増が続いており、この指摘に疑問の声もあったが、この指摘を東京全体の近未来への警鐘として真摯に受け止め、日本全体で進行する人口減少社会に対応するため、大局的な視点から「地方との共生」を政策の重要な柱の一つと位置付けている。一方で豊島区は、この指摘以前から、「文化・観光・交流」、「災害対策」、「安全・安心への取組み（セーフコミュニティ）」、「教育」などのカテゴリーで、北は夕張市から南は鹿児島市まで、全国50の自治体と連携・交流を持ち、様々な地方との共生を実践している。熊本地震での支援経験を生かし、防災に係る支援体制として物資を送るだけではなく、車両も人も併せて支援するというパッケージ支援協定を関係団体との協議のうえ進めている。最近の取組みとして、防災協定都市との「防災サミット」、埼玉県秩父市と同区協働による「地方居住を考える住民ワークショップ」を展開。同区は、このような実践的取組みの経験から、東京と全国各地域が各々抱える課題の解決方法を共に模索し、共存共栄を図る取組みを息長く続けていくことが、日本社会全体の活力創出につながるものと考えている。

旧軍港4市の遠隔型連携の取組み

横須賀市、呉市、佐世保市、舞鶴市の旧軍港を要する4市は、海軍の機関である鎮守府の開庁により急速に発展。近代国家の備えとしての造船、造兵等の技術集積の都市形成が明治期に開始された。そして、日本近代化の躍進を体験できるまちとして、平成28年4月25日に文化庁により日本遺産として認定された。昭和25（1950）年には戦後旧軍港市振興協議会が設立され、この協議会を軸として4市は近代文化遺産を活用したまちの魅力を発信することを目標として、交流や情報共有を行ってきた。また、旧軍港4市は災害時における旧軍港市相互応援に関する協定を2012年に締結。さらに、基地交付金の議論や退職自衛官の支援等の待遇改善についても連携し議論を進めている。4市では、同時代史的都市経営を軸にした交流と相互支援が展開されており、近隣の市町村との関係よりも深い広域連携が形成されているともいえる。都市としての機能や造船技術が、明治時代に構築されていく過程を共有している等の歴史的経緯をもとに、旧軍港4市は今後、人事交流等の連携を通じて経験の共有を図っていかねばならないと考えている。

新潟県南魚沼市の遠隔型連携に関する取組み

南魚沼市では、雇用対策や定住促進といった人口減少への対策として、移住者を募り、既存住民や地元企業等との交流によって、新たな産業の創出やコミュニティの形成につなげようとする「南魚沼版CCRC（生涯活躍のまち）構想」を推進している。東京からの高い交通利便性、豊かな自然環境、高度医療を核とした地域医療、教育機関との密接な連携を強みとし、シニア向け住宅の整備やお試し居住の実施といった具体的な施策により、CCRC構想の実現をめざしている。さらに、CCRC構想に関連した移住政策として、「南魚沼市セカンドライフ塾」及び「南魚沼市グローバル人材育成塾」を実施し、南魚沼市の求める人材の確保を行っている。その一方で、CCRCを契機に他自治体との交流もあり、自治体間連携による送り手受け手の役割分担も今後の可能性として考えられる。

新宿区（東京都）と伊那市（長野県）の取組み

新宿区と伊那市の連携の取組は、ライオンズクラブ同士の交流や歴史的つながりから、昭和61年に新宿区と旧高遠町（現伊那市）との間で友好都市協定を結んだことから始まる。農業体験や自然体験を通じた交流や、地球温暖化対策の一つとして伊那市の森林を整備して二酸化炭素の吸収を促進し新宿区内で排出された二酸化炭素と相殺する「カーボンオフセット」、イベント等での物産の販売など、都市と自然豊かな地方というそれぞれの環境を生かした自治体間の交流が行われている。

岩手県陸前高田市の遠隔型連携に関する取組み

陸前高田市は東日本大震災において、名古屋市から多くの部署にまたがる総合的な支援である「丸ごと支援」を受けた。

当初は保健師や災害支援関係で派遣された職員が多く、派遣期間が1、2か月と短い職員が多かったため、引き継ぎ事務に時間が割かれていたが、両市での調整を行い、2012年度からは年単位での職員派遣が実現した。

被災により修学旅行に行けなくなった子や不自由な環境で学校生活を送っている子を対象に、子ども達を名古屋市へ招待するプロジェクトを名古屋市民や市内企業からの寄附金等で実施。名古屋市内では名古屋市の中学生との交流や、市内観光を行い両市の友好や親睦を深めている。

2013年度以降は「絆協定」を締結し、中学生による相互訪問等の双方向の交流を継続。2014年の友好都市協定以降は、「支援から交流へ」をスローガンに、名古屋市の防災研修会に陸前高田市職員が講師として派遣されるなど、一方通行ではなく双方向からの交流を行う動きが活発になっている。

大阪府泉佐野市の遠隔型連携に関する取組み

若者の農業における就労支援を積極的に行っている泉佐野市と、農業従事者の後継者不足に悩む青森県弘前市が遠隔型連携によって、労働力の底上げ、農業従事者の担い手不足の解消、農業の6次産業化の促進、移住の促進をめざし「就労支援カレッジ事業」（就労経験の少ない若者を主な対象とした就労支援事業）を実施。

集まった若者たちの状況や能力に応じた、ハンズオン（体験型の学習方法の一つ。実際に手で触れるなどの体験を通じて、より理解を深めることを目的とする。）の支援により農業分野の就労支援プログラムを体験。プログラム終了後に希望者は、弘前市のリンゴ農家で職場体験をすることで実践的な農業技術を磨いている。

2015年12月の事業開始から2016年10月までに相談者数は165名、職場体験者数は泉佐野市が118名、弘前市が54名。うち就労に結び付いた者が3名となっている。

この就労支援カレッジ事業は、泉佐野市がA¹ワーク創造館を含む泉佐野アグリカレッジ共同企業体に業務委託することで実施。今後は他自治体とも同様の就労支援カレッジ事業を行っていくための計画・調整を進めている。

また、青森県弘前市や島根県浜田市と連携し、同じ志を持った自治体で「地方就労・自立支援事業推進プラットフォーム」を形成し、協働して就労支援事業に取り組む体制を確保するため、2016年6月より全国の自治体に対して呼びかけを行っている。

長野県佐久市の遠隔連携に関する取組み

佐久市は地域資源を生かしたCCRC（生涯活躍のまち）構想を計画している。特定の団体との連携ではなく、オープンな形で定住促進を図っている。

地域資源では、総合病院を中心とした地域医療やJR 東日本と連携し、新幹線往復割引を実施していることが挙げられる。

目標は、サービス付き高齢者向け住宅を整備することにより、40世帯50人を移住者として確保する。ある程度の時間をかけて移住促進を行い、移住者の年齢層に幅をもたせることを狙いとしている。CCRC 構想を進めていく上で、佐久市単独ではなく長野県と連携することが重要となっている。また、市と県の観光協会の力が違うため、特に観光分野では協力体制を構築していくとしている。

山梨県都留市の遠隔連携に関する取組み

都留市は、地理的、歴史的、教育的、健康的と4つの強みをもつ自治体であり、この強みを活かして都留市版CCRC（生涯活躍のまち）構想の基本目標を掲げている。

住所地特例対象者については今後の移住促進事業の進展の過程において、市として特例を活用したい考えがあるため、移住者には戸建て・共同住宅への入所か福祉施設への入所か十分な検討を求めている。

市内の大学の近くにサービス付き高齢者住宅の整備を予定しており、大学による生涯学習プログラム等、知的刺激と多世代交流を図る施策を進めている。

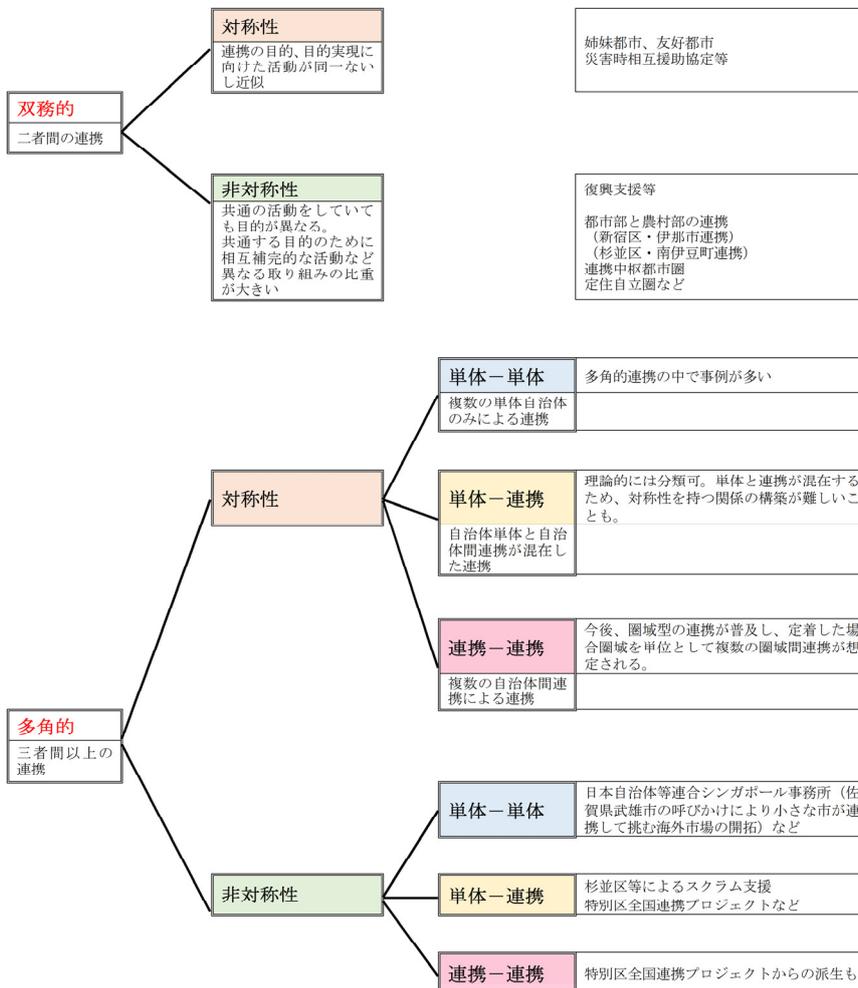
2015年10月に都留市内に都留市移住・定住促進センターを開設するとともに、同年同月に東京都八重洲に生涯活躍のまち移住促進センターを設けており、両者が密接に連携することで移住者の送迎窓口の役割を果たしている。

日本自治体等連合シンガポール事務所

日本自治体等連合シンガポール事務所は、特産品の販路拡大と観光客誘致を目的として佐賀県武雄市の呼びかけにより、3市3町1一般財団法人が共同で平成25年に設立した海外事務所である。

国内の市場の縮小が予想される中で、成長著しいASEAN諸国での地方特産品の販路開拓と観光客誘致を行うため、単独では海外事務所を持つことの難しい小規模な自治体等が共同でシンガポールに事務所を置いた。参加自治体は、駐在する武雄市職員と連絡を密にしながら、共同での展示会やイベントへの参加、商談などを行い、特産品の販路獲得や参加自治体へのインバウンドツアーの実現などの成果を上げている。

参考—想定される遠隔自治体間連携の形態



⑤ 遠隔型連携の特質と持続可能な遠隔連携に向けて

圏域型や隣接型連携と比較して、遠隔型の自治体間連携には幾つかの特徴が見られる。まず、遠隔型連携を行う自治体同士は地理的・空間的な懸隔があり、連携する自治体の間には、人口規模や人口構成、自然環境、経済・産業構造、さらには地域文化・地域資源等の相違が見られることか通例である。そのため、一体的な日常生活圏を構成することが前提となり、政策課題を共有しやすい圏域型や隣接型と比べ、構成自治体が置かれる環境条件が異なっていることから、共通の政策課題を探り出し、相互補完関係を構築することは容易ではない。

第2に、連携関係を構築・維持する上でのコストの問題がある。圏域型や隣接型の連携の場合、各自治体の担当職員は、連携に関する会議の準備作業に加えて都道府県が主催する担当者会議等を通じて接触する機会が相対的に多く、各自治体の行財政状況に関する情報を共有することが比較的容易である。

これに対し、遠隔型連携の場合は、担当職員同士が「顔の見える関係」をつくることは必ずしも容易ではない。職員が相互の行財政状況に関する情報を収集するコストや連携関係を構築・維持するための調達コストは相対的に高いことが想定される。

さらに、異なる都道府県の下にある市町村同士が連携するため、事務処理特例に基づく都道府県からの権限移譲の状況の差異や、遠隔連携に対する都道府県の姿勢の相違により、連携関係の構築・維持にさらなる時間とコストが必要となることも想定される。

第3に、遠隔連携の場合、それぞれの自治体の住民同士が相互に交流する機会が限定されているため、連携関係を構築・維持する上での住民の理解や関心を高めることが相対的に難しいという問題がある。

また、担当職員の人事異動に伴い、個人的な関係が切れてしまうというリスクも、遠隔型連携の場合には相対的に高く、首長同士の個人的な関係を前提に遠隔型連携が組まれている場合には、首長の交代に伴う連携関係の希薄化を招くリスクも抱えている。

このような状況下においては、幾つかの方策が考えられる。

まず、遠隔型連携の場合は、住民相互の接触機会は、交流事業等のイベント時に限定されており、住民に自治体間連携の必要性や意義を理解してもらうことが必要である。そのため、連携関係の構築・維持に際しては、各自治体の行政担当局が住民に対して積極的な働きかけを行う必要があると考えられる。

次に、近年のネット社会の特質をとらえ、これを踏まえた広域連携の構築が考えられる。ネット社会の特質に適合した連携の創意工夫により、自治体間の距離の制約を解消し、財政負担の軽減に貢献できるものと考えられる。

また、遠隔型連携においても連携する自治体が2つ（双務型）の場合と、3つ以上（多角型）の場合があり、さらにそれぞれの自治体が果たす役割も同じか、異なるかなど様々な事例が考えられる。このため、今後は、平成26（2014）年に地方自治法の一部改正により導入された、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約制度の活用も考えられる。

連携協約制度のメリットは、①連携する事務だけではなく、圏域全体の方向性も盛り込み得ることから、団体間で圏域を巡る認識を共有し得ること、②具体の連携手法（事務の委託等）の基本方針を協約で定め、法的根拠に基づき多様な連携の手法を円滑に実施し得ること、③連携の手法として、地方自治法上の共同処理方式だけではなく、条例の制定、民法上の請負契約など多様な手法を柔軟に活用することを可能にしていることである。

そして遠隔型連携の取組の継続性を確保するためには、地方自治法の規約に基づく共同処理方式の規約や連携協約により、議会の承認を得ることにより団体意思としての正当性を認めることで、取組の継続性を確保する方式も検討に値すると考えられる。

あわせて、遠隔型連携については、被災地との協力、農業への就労支援、移住促進など、緊要性の高い事業についての支援の必要性の高さや、遠隔型連携を通じた施策を行う際に、遠隔地との頻繁な連絡調整や専門家の活用など、通常地域間交流とは異なる遠隔連携に伴う増嵩経費が想定されるため、これを踏まえた国による支援も期待される。

なお、先に述べた、地域活性化センターによるアンケート調査結果（『遠隔自治体間連携』の現状と課題」平成27年3月）においては、現在遠隔連携を行っている自治体（606）と、行っていない自治体（438）に対し、共通する設問を設け、①過去に行っていた（現在行われていない）遠隔自治体間連携について（・実施状況・遠隔自治体間連携をやめた理由）②新たな遠隔自治体間連携について（・新たな遠隔自治体間連携の意向・連携の必要な分野・新たな連携を行う上での懸案事項・現在準備中の連携について）を尋ねており、それぞれの回答を比較し、内容を整理している。

主な調査結果は、以下のとおりとなっている。

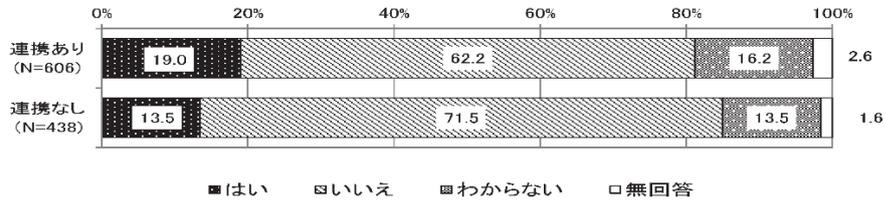
(1) 過去に行っていた（現在行われていない）遠隔自治体間連携について

(ア) 実施状況について

「過去に行っていた（現在行われていない）遠隔自治体間連携がありましたか」との質問に対しては、現在遠隔自治体間連携を行っているグループ（「連携あり」）の19.0%、現在遠隔自治体間連携を行っていないグループ

プ（「連携なし」）の13.5%が、「はい」と答えており、過去の連携の実施状況については、6.5ポイントの差が見られる。

過去に遠隔自治体間連携を行っていたか（「連携あり」と「連携なし」の比較）

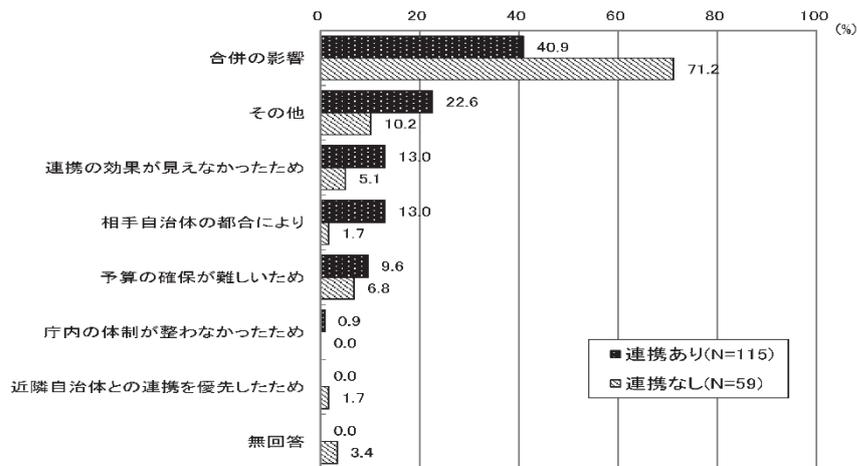


(イ) 遠隔自治体間連携をやめた理由について

「過去に遠隔自治体間連携を行っていた自治体に対して、連携を「なぜやめたのですか」との質問に対し、連携のあり、なしに関わらず、「合併の影響」が最も多くなっている。

しかし、両グループの全体の回答に占める「合併が影響したと」する回答の割合は、「連携あり」グループでは40.9%、「連携なし」グループでは71.2%と、30ポイント以上の開きがある。

遠隔自治体間連携をやめた理由（「連携あり」と「連携なし」の比較）



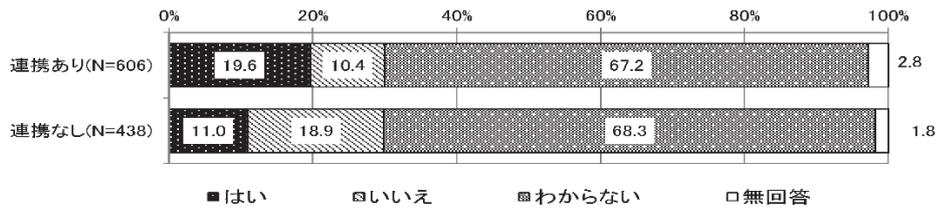
(2) 新たな遠隔自治体間連携について

(ア) 新たな遠隔自治体間連携の意向

「今後、新たな遠隔自治体間連携を行いたいと思いますか」という質問に対しては、「連携あり」グループでは19.6%、「連携なし」グループでは11.0%が新たに行いたいと回答しており、その差は8.6ポイントであった。

なお、「連携あり」グループ、「連携なし」グループのどちらも新たな連携を行いたいと考えている自治体は全体で2割に満たない状況であった。

新たな遠隔自治体間連携を行いたいのか(「連携あり」と「連携なし」の比較)



(イ)連携の必要な分野

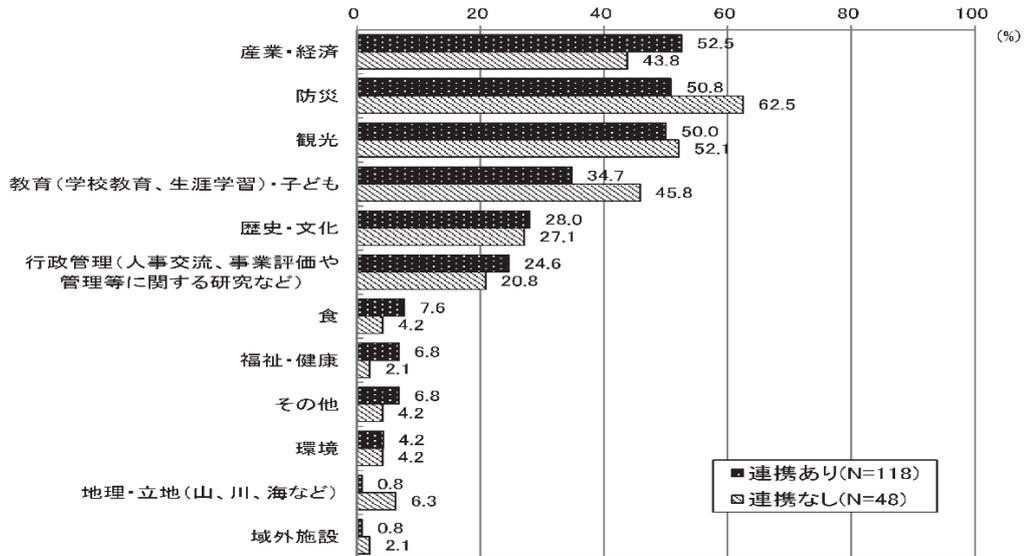
今後、新たな連携を行いたいと思う自治体に対する「今後、貴自治体はこういった分野で遠隔自治体間連携が必要だと思いませんか」という質問に対する上位三つの回答を見た場合、「連携あり」グループでは「産業・経済」(52.5%)、「防災」(50.8%)、「観光」(50.0%)で、「連携なし」グループでは「防災」(62.5%)、「観光」(52.1%)、「教育(学校教育、生涯学習)・子ども」(45.8%)であった。

「防災」の分野はどちらのグループでも上位に入っており、遠隔自治体間連携において重視される分野と考えられる。

また、「連携なし」グループで3番目に多かった「教育(学校教育、生涯学習)・子ども」(45.8%)は、「連携あり」グループでは4番目で34.7%であり10ポイント以上の差が見られた。

「連携あり」自治体への調査では、「教育(学校教育、生涯学習)・子ども」に関する連携は多くの自治体がすでに実施していると考えられ、同分野も遠隔自治体間連携において重視される分野であると考えられる。

新たな遠隔自治体間連携に必要な分野(「連携あり」と「連携なし」の比較)



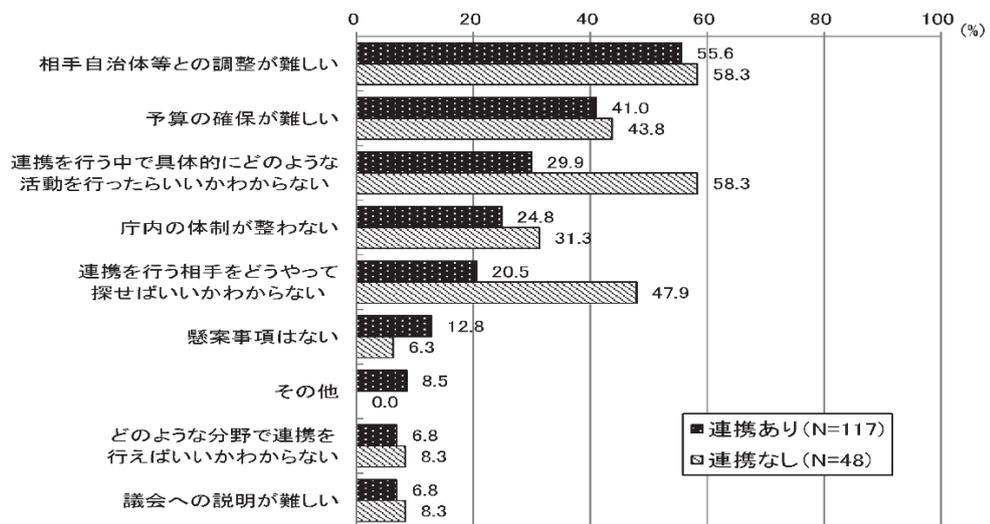
(複数回答であるため、回答は100%を超える)

(ウ) 新たな連携を行う上での懸案事項

今後、新たな連携を行いたいと思う自治体に対する「新たな連携を行う上での懸案事項（と思われるもの）は何ですか」という質問に対する回答では、「連携あり」グループ、「連携なし」グループとも「相手自治体等との調整が難しい」（「連携あり」55.6%、「連携なし」58.3%）が最も多くなっている。

「連携あり」グループ、「連携なし」グループの間で回答の差が多かったのは、「連携を行う中で具体的にどのような活動を行なったらいいかわからない」が28.4ポイント（「連携あり」29.9%、「連携なし」58.3%）、「連携を行なう相手をどうやって探せばいいかわからない」が27.4ポイント（「連携あり」20.5%、「連携なし」47.9%）であった。

新たな遠隔自治体間連携の懸案事項（「連携あり」と「連携なし」の比較）

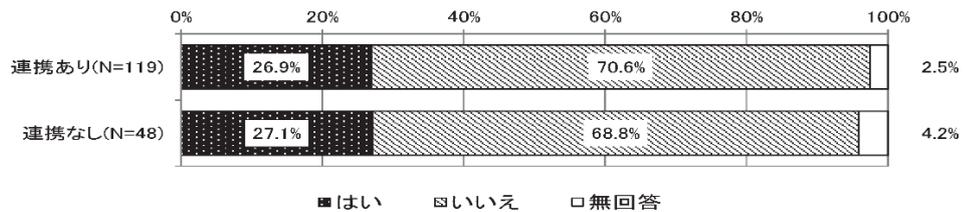


（複数回答であるため、回答は100%を超える）

(エ) 現在準備中の連携について

今後、新たな連携を行いたいと思う自治体に対する「具体的に実施が決定している、実施に向けて協議をしている遠隔自治体間連携がありますか」という質問に対する回答では、「連携あり」グループは26.9%、「連携なし」グループは27.1%が「はい」と回答しており、両グループにおいて同じような回答割合となっている。

現在準備中の連携があるか（「連携あり」と「連携なし」の比較）



このほか、同アンケート調査結果（『遠隔自治体間連携』の現状と課題」平成27年3月）においては、現在遠隔連携を行っている自治体(606)に対し、遠隔自治体間連携の具体的な取り組みについて尋ねている。主な調査結果は、以下のとおりとなっている。

(1) 遠隔自治体間連携を始めたきっかけ

アンケート調査において、「連携先自治体または連携について教えてください」との質問が行われ、のべ1,433件の事例について回答が得られた。これらの取り組んでいる内容について分野別に集計が行われ、連携のきっかけや繋がりについて整理されている。

これによると、「連携のきっかけ・目的はどのようなことですか」と詳しく尋ねたところ、具体的に回答があったきっかけは、「歴史・文化」(508件)、「観光」(189件)、「産業・経済」(166件)、「地理・立地(山、川、海など)」(142件)、「教育(学校、生涯学習)」(136件)、「防災」(134件)、「行政管理(人事交流、事業評価や管理等に関する研究など)」(68件)、「環境」(43件)、「食」(29件)、「健康・福祉」(18件)、「その他」(288件)となっている。

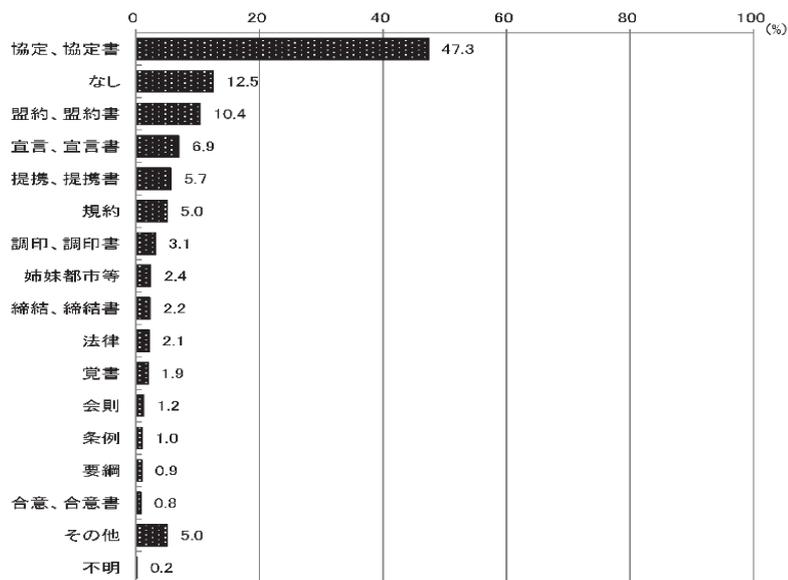
(2) 連携の根拠

上記の連携について「どのような根拠(法令、条例規則、任意の協定、覚書など)に基づく連携ですか」との質問に対し、次のような回答結果となっている。(回答数が少ないものは、「その他」としてとりまとめ)

「協定・協定書」が47.3%と最も多く、次に「法や任意の協定等の根拠はない」との答えが12.5%で続く。その後、「盟約、盟約書」(10.4%)、「宣言・宣言書」(6.9%)、「提携、提携書」(5.7%)、「規約」(5.0%)と続いている。

法令等に基づくものとしては「法律」(2.1%)、「条例」(1.0%)があがっており、その他としてまとめた回答の中に「施行令」「規則」の回答も見られた。

連携の根拠



(複数回答であるため、回答は100%を超える) (N=1291)

なお、根拠を「法律」連携で、具体的に記載されていた主な法律名は次のとおりとなっている。

[災害対策基本法、地方自治法、社会教育法、国際文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律等]

また、回答の件数の少ないものについては「その他」として回答とりまとめ。「その他」でとりまとめた主な回答は次のとおりとなっている。[要項、友好の契り、規則、議会の議決、設立趣意書、確認書、基本方針、施行令、等]

(2) 広域連携の課題及び問題解決の方向性について

広域連携の課題及び問題等については、これまでの各項目においても関連して述べている。

第Ⅱ章、「2 都市における広域連携の必要性」の「(2) 広域連携の現状、課題及び問題について」では、「①都市を中核とする広域連携」において、「都市を中核とする広域連携」が重要となっており、その要因等について述べた。

「②広域連携における都市の現状」では、都市の活力の低下、災害リスクへの対応など都市が直面する様々な課題を述べている。

「③広域連携に係る課題及び問題」においては、「ア 第30次地方制度調査会答申」として、第30次地方制度調査会答申で指摘された基礎自治体の事務の共同処理等の現状と課題を述べ、より弾力的な広域連携制度の創設を求めた答申と自治法の改正による「連携協約」制度の創設、国による連携中枢都市圏の形成への取り組み等について述べている。

続く「イ 連携中枢都市圏の形成等」では、連携中枢都市圏の形成から圏域における連携施策の推進に係る様々な課題・問題を提示し、さらに「ウ 広域連携と自治」として、広域連携によって行政サービスを提供することによる住民意思の反映への影響についての課題を述べ、住民が自らの属する自治体を通じて、広域連携のパートナーである他の自治体等を規律付けることができる仕組み等が必要とした。

そして、全体を通じて今後の広域連携においては「連携協約」の活用が重要であり、連携中枢都市圏の形成においては連携中枢都市の責任と役割の明確化、自治体間、住民間の信頼の醸成が必要としている。

このほか、連携協約に定める役割分担に従って、実施される他市町村の事務の実施状況について、相互に定期的な情報共有を行い、それぞれの議会に報告、住民への積極的な情報公開が重要であるとした。

さらに、連携する市町村との協議、産官学金労言等の関係者等で構成されるビジョン懇談会の運営、意見集約においては、合意形成が困難な作業も想定されており、より丁寧かつ慎重な対応が必要であるとしている。

このほか、本研究会加盟市調査から「広域連携に関する政策・施策についての課題・問題の有無」のほか、「課題・問題の理由」、「課題・問題の考えられる解決方法」、「広域連携に関する政策・施策の実行により期待する効果」等の質問の結果を盛り込み、各市が広域連携において「意見調整に時間がかかる」「単独で行うよりも事務処理に時間がかかる」などの課題を抱え、解決策として「日頃より近隣市とのコンタクトを密にし、各市の有するニーズや課題について相互理解を深める」「関係市町村と事務レベルの協議の機会を増やし、情報を共有し各市町村の

理解を求めるとともに事務の効率化を図る」ことを重視している状況を説明した。

また、第Ⅱ章「3 今後の都市における広域連携のあり方」の「(1) 新しい形の広域連携の動き(遠隔型連携)について」では、「①新たな段階の広域連携」において、「連携協約」の制度創設等を述べ、国主導の全国画一的な広域市町村圏施策の時代から、平成の大合併により変化した市町村の体制を踏まえて、地域ごとに市町村が必要に応じ、多様な分野で多様な形の連携を、環境の変化に応じて柔軟に見直しを行いながら実施していく新たな時代に入ったとしている。

その後「②新たな段階の多様な自治体間連携(広域連携の3つのタイプ)」では、圏域型、隣接型、遠隔型の3つの広域連携のタイプを説明。これまでの地理的一体性を前提とした隣接・圏域型連携に加え、地理的に離れた自治体同市が広域的に連携する遠隔型連携についても積極的に検討し、取り組まなくてはならない時代に入ったとしている。

また、今後は遠隔型連携においても新たな契約型の仕組みである「連携協約」の制度を基礎とした連携が想定されるとしている。

さらに広域連携の重要な選択肢として遠隔型連携があり、その広がりには1対1の双務契約的な関係から連携を単位とする遠隔型連携(近隣型広域連携同士の遠隔型連携など)も期待されており、地方創生を推進する上でも重要な取組となることが想定されるとしている。

その後「③求められる背景(遠隔型連携)」では、自治体を取り巻く厳しい環境の変化等を述べ、「④遠隔型連携の取組」において、防災、福祉分野等における取組事例について述べている。

そしてさらに、「⑤遠隔型連携の特質と持続可能な遠隔型連携に向けて」では、構成自治体が置かれる環境条件が異なることから共通の政策課題を探り出し、相互補完関係を構築することが容易ではないこと、遠隔自治体間連携を構築・維持するためのコストの問題、さらに、遠隔連携関係を構築・維持する上での住民の理解や関心を高めることが難しいことなどを指摘し、その解決策等を述べている。

これに加え、一般財団法人 地域活性化センターのアンケート調査結果(「遠隔自治体間連携」の現状と課題)を活用し、各自治体が「過去に行っていた遠隔自治体間連携」、「遠隔自治体間連携をやめた理由」のほか、「遠隔連携が必要な分野」、「新たな連携を行う上での懸案事項」などの事例、調査結果等を示して遠隔型連携の状況を説明した。

このほか、広域連携の課題・問題として、特に、連携中枢都市圏形成における「連携中枢都市圏ビジョン」の重要性について述べている。連携中枢都市圏の中長期的な将来像を提示することが必要としたほか、連携中枢都市圏形成に係る連携協約等に基づき推進する具体的取組を記載することが重要としている。

なお、連携協約に基づいて推進する取組の記載に当たっては、具体的内容や実施スケジュール等に加えて、関連する市町村の名称及び根拠とする各連携中枢都市圏形成に係る連携協約等の規定を明確に記載すること。併せて、予算措置を伴うものにあつては、総事業費や各年度の事業費等の見込みも含めて記載するほか、地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する明確な成果指標（KPI：Key Performance Indicator）を設定し、進捗管理を行うことが重要であるとしている。

① 自治体経営の転換期の到来

現在、我が国は急速な変化の時代にあるといえる。少子高齢化の進展により、本格的な人口の減少時代を迎え、生産年齢人口の減少と高齢人口の増加は、これまでの人口構造を変化させ、それに伴う社会の様々な制度や仕組みにおいてもその前提となる条件等の見直しに迫られている。このような中での自治体経営は、大転換期を迎えていると言える。

これまでの自治体経営は人口増加を基調とし、右肩上がりの経済成長の中で策定した総合計画に基づき行われていた。しかし、これからは人口と税収の減少を前提に、少子高齢化社会が必要とする多様で高度化する住民ニーズに応えられる自治体経営を行っていかなければならない。

自治体を取り巻く環境は、今後も引き続き厳しい状況が予想される中で、行政があらゆる公共サービスを提供することには限界があり、これまで以上に「選択と集中」に基づく政策と、最適な財政運営により自治体経営力を高めつつ、持続可能なまちづくりを目指していくべき必要があるが、「選択と集中」に基づく中長期的な戦略の推進と、急速な社会環境の変化に迅速に対応した政策運営を両立させるために、P D C Aサイクル〔plan（計画）、do（実施）、check（評価）、action（改善）〕の確立と推進が求められている。

また、単独の自治体経営の動きと同様に、広域連携の取組においても厳しい財政制約の中、多様な情報やビッグデータを用い、経済・社会の実態に関する分析を行い、確かな根拠に基づく政策立案を行うとの考え方のもと、中長期的な視野で改善を図っていくためのP D C Aサイクルの確立が極めて重要となっている。

さらに、今後の連携中枢都市圏の維持・発展等持続可能な経営のためには、連携市町村、住民等の信頼の醸成が極めて重要であるが、信頼確保のためには連携施策の推進に係るP D C Aサイクルを確立・推進し、その時々課題について必要な改善・改革を加え、状況に応じて新たな施策・事業を追加するとと

もに絞り込みを行うなど、関連事業のフォローアップ体制の確立と進捗管理が求められている。

② フォローアップ体制の確立

総務省が制定した「連携中枢都市圏構想推進要綱」（平成 28（2016）年 4 月 1 日一部改正）においては、連携協約に基づき推進する具体的取組の期間については概ね 5 年間とし、毎年度所要の変更を行うものとされている。

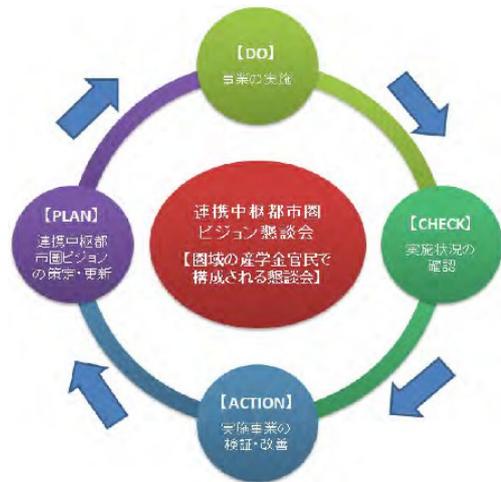
連携中枢都市圏における具体的取組（「連携中枢都市圏ビジョン」に記載）の推進期間中の進行管理は、各連携中枢都市圏ビジョンについて、毎年度、産官学金労言等の関係者で構成する協議の場（「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」等）においてフォローアップ（検証等）を行い、成果指標の推移等を踏まえ、必要に応じて事業の追加など所要の変更（「連携中枢都市圏ビジョン」の改定）を行うなどの体制を確立させることが重要であるとしている。

また、これに併せて「連携中枢都市圏構想推進要綱」では、「連携中枢都市は、連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更に当たっては、各連携市町村に関連する部分について当該市町村と個別に十分な協議を重ねたうえで行うものとする。」とされ、さらに「また、宣言連携中枢都市は、圏域の市町村職員の交流推進その他連携中枢都市圏ビジョンに基づき具体的取組を実施するうえで必要な事項についても、各連携市町村と十分協議を行うものとする。」とされている。

このほか同要綱では、連携中枢都市圏形成に係る連携協約に規定する項目に、「宣言連携中枢都市の市長と連携市町村の長との定期的な協議」が規定されており、両者との丁寧な調整を担保し、取組状況に関する情報を共有する観点から、定期的に協議を行うことを規定している。

これは連携協約によって連携中枢都市が担う行政サービスに連携市町村の住民の声を反映させるためにも極めて重要な内容であり、連携市町村の評価・意見も参考にしながら、圏域の取り組みに資する効果的な取組の拡充に努めていくことが重要となっている。

【各圏域における施策や事業の検証】



③ 成果指標（K P I）の設定

総務省が制定した「連携中枢都市圏構想推進要綱」（平成 28（2016）年 4 月 1 日一部改正）においては、各連携中枢都市圏ビジョンに位置付けられた事業の成果を検証するため、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の 3 分野に関する明確な成果指標 K P I（key Performance Indicator）を設定し、進捗管理を行うことが定められている。

また、連携中枢都市圏は、平成 26 年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージのうち、「地域連携による経済・生活圏の形成」における施策としても位置づけられ、政府として推進することとされてきた。

平成 27 年 12 月に改定された同戦略においては、全体を通じた基本的な考え方や今後の方針として、「厳格な効果検証を伴いつつ限られた政策資源を有効に活用するという基本認識に立脚」すること、「政策の進捗状況について重要業績評価指標（K P I）で検証し、改善する仕組み（P D C A サイクル）を確立する必要がある」ことなどが示され、連携中枢都市圏においても「2020 年度には連携中枢都市圏の形成数を 30 圏域とすることを目指すとともに、市町村自らは国の『総合戦略』を参考に、都市圏の特性を踏まえて、地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する成果目標を設定する」こととされた。

あわせて、定住自立圏の形成促進も盛り込まれ、「2020 年度には定住自立圏の協定締結数を 140 圏域とすることを目指すとともに、地方公共団体自らは圏域の特性を踏まえ、生活関連機能・雇用・人口に関する成果目標を設定する」こととされた。

この考えは「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016 改訂版）」（平成 28 年 12 月 22 日に閣議決定）のほか、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）」（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）においても引き継がれているほか、事業の進捗管理についても明確に盛り込まれることとなった。

また、平成 28 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2016」においては、連携中枢都市圏について、「各圏域において、その特性を踏まえ、社会人口増減など適切な指標の設定を含め成果を検証する仕組みを本年度構築し、結果を明らかにするよう促す。」と明記されている。

平成 29 年 6 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」においては、国及び地方公共団体は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定、平成 28 年 12 月 22 日改訂）」等に掲げた基本目標や重要業績評価指標（K P I）の達成に向けて、政策パッケージ・個別施策に引

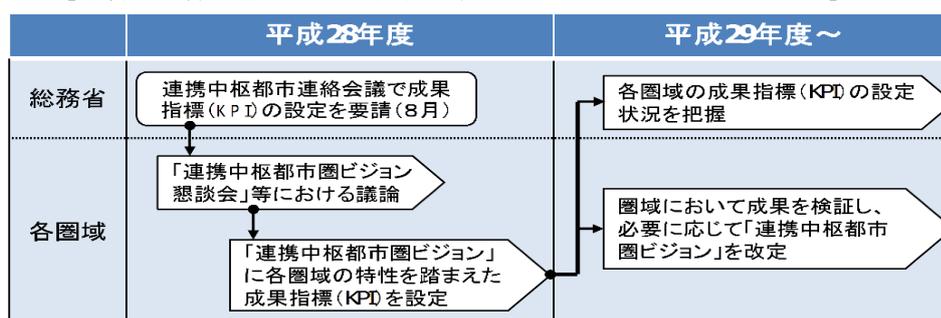
き続き取り組むとしている。

このほか、平成 28 年 4 月 1 日には、「連携中枢都市圏構想のための地方財政措置」について示され（総務省自治行政局市町村課 事務連絡）、「連携中枢都市圏推進要綱」に基づき行われる、連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する包括的財政措置、地域活性化事業債における連携中枢都市圏推進事業等にも成果指標の必要性が明記されていることから、その実効ある取組が求められている。

なお、連携中枢都市圏推進要綱においては、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の 3 分野に関する明確な成果指標 K P I を設定し、進捗管理を行うことが定められていたことから、各圏域において、何らかの指標や目標が定められていたものの、具体的な設定方法については各圏域に委ねられていた。そのため、指標を位置づける政策レベル（大分類、中分類、事業別等）や定量/定性、指標の数などについては圏域毎にばらつきが見られた。

こうした状況を踏まえ、平成 28 年 8 月 18 日の連携中枢都市連絡会議において、総務省より K P I の設定例を示しつつ、各圏域に対し、施策・事業の P D C A サイクルの構築に資する K P I を設定し、連携中枢都市圏ビジョンに位置付けるよう要請が行われた。具体的には、それまで多く見られた三分野（経済成長、高次都市機能、生活関連機能）の基本目標として、成果指標を位置付けるのではなく、①各施策又は各事業ごとに、②定量的な目標を基本として、③達成年度を明確にすることを求めている。

【連携中枢都市圏における成果指標(KPI)の設定等のスケジュール】



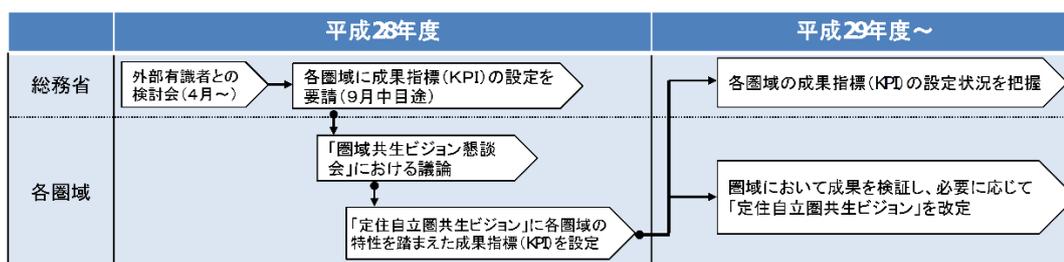
(総務省 連携中枢都市における成果指標 (KPI) の設定について)

一方、定住自立圏においても、「定住自立圏構想における基本問題検討ワーキンググループ」（座長：辻 琢也 一橋大学大学院教授）における検討結果を踏まえ、平成 28 年 9 月 23 日付けの通知により、総務省から地方公共団体に対し、平成 28 年度中に、各圏域の特性を踏まえた成果指標（K P I）を設定することも含め、施策や事業の P D C A サイクルを構築することについて要請が行われてい

る。

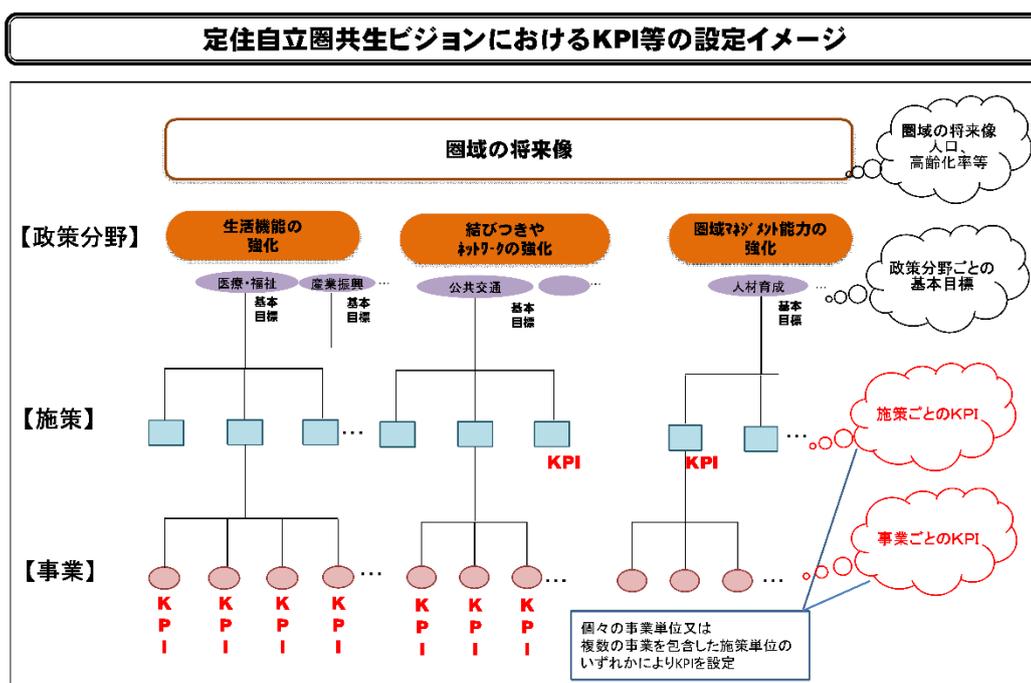
これにより各圏域においては、平成 28 年度中に、民間や地域の関係者を構成員とする圏域共生ビジョン懇談会における議論を経て、定住自立圏共生ビジョンに、各圏域の特性、施策や事業に応じて成果指標（K P I）等を設定するとともに、圏域共生ビジョン懇談会の場を活用し、成果指標（K P I）の達成状況等を踏まえた、施策や事業の P D C A サイクルを構築することが求められることとなった。

【定住自立圏における成果指標 (KPI) の設定等のスケジュール】



(総務省 定住自立圏における成果指標 (KPI) の設定について)

連携中枢都市圏、定住自立圏の各圏域においては、K P I を活用することにより、施策や事業の目指すべき方向や水準をわかりやすく示しつつ、住民や民間事業者等を幅広く巻き込みながら、P D C A サイクルを回すことにより、効果的に事業を推進することが期待されている。



(平成 29 年 8 月 8 日 総務省資料 各圏域における P D C A サイクルの構築状況について抜粋)

【定住自立圏の各圏域における成果指標（KPI）の設定状況について】

○共生ビジョンを策定している110圏域（連携中枢都市に移行済みの4圏域を除く）における成果指標の設定状況（7月末時点）を集計したところ、以下のような状況になっている。

- ・既に指標を設定済 80圏域 73%
- ・平成29年度中に指標を設定できる見込み 27圏域 24%
- ・その他（連携中枢都市圏への移行を検討中など） 3圏域 3%

【平成29年7月末日現在設定していない30圏域について】

〈平成29年度内に設定予定〉 27圏域

東胆振定住自立圏、五所川原圏域定住自立圏、奥州・北上・金ヶ崎・西和賀定住自立圏、庄内南部定住自立圏、しらかわ地域定住自立圏、栃木市定住自立圏、佐野市定住自立圏、小山地区定住自立圏、八溝山周辺地域定住自立圏、那須地域定住自立圏、伊勢崎市定住自立圏、本庄地域定住自立圏、長岡地域定住自立圏、魚沼地域定住自立圏、北信地域定住自立圏、播磨科学公園都市圏域定住自立圏、大和まほろば広域定住自立圏、益田圏域定住自立圏、庄原市定住自立圏、長門市定住自立圏、有明圏域定住自立圏、八女市定住自立圏、五島市定住自立圏、人吉球磨定住自立圏、菊池市定住自立圏、天草市定住自立圏、宮古島市定住自立圏

〈その他〉 3圏域

- ・南相馬圏域定住自立圏
- ・高知中央広域定住自立圏
- ・山鹿市定住自立圏

（平成29年8月8日 定住自立圏構想の推進に関する懇談会（第15回）資料抜粋）

○本研究会現地調査より（姫路市の取組）

（平成 28（2016）年 11 月 1 日～2 日「姫路市現地調査」より）

平成 28 年 11 月 1 日に本研究会による現地調査で訪れた姫路市においては、播磨圏域連携中枢都市圏ビジョン（平成 27 年 4 月 5 日公表 28 年 3 月改訂）に位置付けられた事業の成果を検証するため、播磨圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、播磨圏域全体の生活関連機能サービスの向上の 3 分野に関する成果指標 K P I が設定されていた。

（概要）

播磨圏域連携中枢都市圏は、いち早く連携中枢都市圏形成への取組を開始し、平成 27 年に連携中枢都市圏ビジョンを策定した、4 市に含まれる。

同圏域においては、平成 27 年 4 月に公表された、「播磨圏域連携中枢都市圏ビジョン」において、都市圏ビジョンに位置付けられた事業の成果を検証するため、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の 3 分野に関する成果指標 K P I の設定が行われていた。しかし、成果指標について、K P I そのものの指標設定はあったものの、目標値については設定をしていなかった。

そのうな中、総務省に派遣されていた同市職員（総務省にて連携中枢都市圏を担当）が帰庁。総務省より評価指標の設定の考え方をもち帰り、現場で見た評価指標とのすりあわせを行い、総務省にも相談しながら同圏域において推進される施策の地域経済、高次都市機能、生活関連分野の各分野に関する適切な目標値の設定を行うとしている。

各圏域でばらつきがある指標の設定状況の中、自らが取り組んだ K P I 設定の方法を「播磨スタイル」として確立し、各都市圏へ発信できるよう進めている。

播磨圏域連携中枢都市圏ビジョン（平成 28 年 3 月改訂版より）

分野	指標	策定時	現状値	出典
経済成長 のけん引	従業者数	(H21年) 608千人	(H24年) 543千人	兵庫県 「兵庫県統計書」(H25年)
	観光客入込客数	(H24年度) 20,514千人	(H25年度) 21,461千人	兵庫県 「平成25年度観光客動態調査報告書」
	観光宿泊客数	(H24年度) 3,361千人	(H25年度) 3,427千人	兵庫県 「平成25年度観光客動態調査報告書」
	外国人実宿泊客数 (姫路市)	(H24年度) 9,919千人	(H25年度) 16,026千人	観光庁 「宿泊旅行統計調査」
高次都市 機能の集 積・強化	JR姫路駅の乗車人員	(H24年度) 17,164千人	(H25年度) 18,048千人	姫路市 「姫路市統計要覧」(H26年版)
生活関連 機能サー ビスの向 上	人口社会動態 (転入者数－転出者 数)	(H25年) △3,238千人	(H26年) △3,462千人	兵庫県 統計課 ホームページ
	JR姫幹線・播但線乗 車人員 (姫路駅を除く圏域 内各駅)	(H24年度) 19,193人/日	(H25年度) 20,158人/日	兵庫県 「兵庫県統計書」(H25年)

※特に表記が無い指標については、圏域全体(8市8町)の現状値を記載

その後、播磨圏域連携中枢都市圏では、都市圏ビジョンの改訂（平成29年3月改訂）が行われ、同ビジョンに位置づけられた事業の成果を検証するため、都市圏ビジョンに示されている各種取組施策ごとに成果指標（KPI）が設定されている。

同ビジョンに記載されている施策のKPIの進捗を年度ごとに管理するため、10施策のもとに掲げる事業の直接的な活動量や実績等を指標として設定。この指標の年度ごとの数値を確認することで、KPIの達成に向けた取組に反映する。

播磨圏域連携中枢都市圏ビジョン（平成29年3月改訂版より）

役割	施策別	① KPI (ビジョン取組期間内での目標の達成状況を管理)			② 進捗管理指標 (1年ごとの重視すべき事業成果を確認)
		名称	基準値	目標値	名称
圏域全体の経済成長のけん引	産学官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンに定める連携事業の進捗率	- (H26年度)	100%	・連携中枢都市圏事業にかかる会議数
	産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	従業者数	591千人 (H26年)	591千人 (H30年)	・創業支援事業によって創業した人数 ・企業と学生のマッチング事業への参加企業数
	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	地域ブランド(豊稔の国・はりま)登録事業者数	141者 (H27年度)	184者	・販路拡大事業に係る参加事業者数 ・農業者と商工業者のマッチング会への参加事業者数
	戦略的な観光施策	観光客入込客数	21,319千人 (H26年度)	25,000千人	・実宿泊者数(姫路市) ・外国人実宿泊客数(姫路市)
高次の都市機能の集積・強化	高度な医療サービスの提供	医療従事者数(医師、看護師)	6,277人 (H26年度)	7,000人 (30年度)	・臨床研修医奨励金貸与件数 ・看護師就職説明会参加者数
	高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	JR姫路駅の乗車人員	17,913千人 (H26年度)	19,000千人	・駅周辺整備状況(JR姫路駅) ・駅周辺整備状況(JR姫路駅以外)
	高等教育・研究開発の環境整備	研究助成件数	7件 (H26年度)	10件	・研究助成応募件数 ・連携協定を締結した大学数
上圏域の全体の生活関連機能サービスの向上	生活機能の強化に係る政策分野	人口社会動態(東京圏からの転入者-東京圏への転出者)	△1,357人 (H26年)	転出超過0人	・社会増減 ・文化・スポーツにかかる事業の実施件数
	結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	JR姫新線、播但線の乗車人員(姫路駅を除く圏域内各駅)	19,422人/日 (H26年度)	22,100人/日	・利用促進イベント実施数 ・JR姫新線、播但線の各駅(姫路駅を除く圏域内の各駅)を発着するバス路線数
	圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	研修を受講した職員数	860人 (H26年度)	1,100人	・開催講座数 ・姫路市以外での研修事業実施件数

○本研究会現地調査より（倉敷市の取組）

（平成 29（2017）年 4 月 20 日～21 日「倉敷市現地調査」より）

本研究会による現地調査で訪れた倉敷市においては、総務省より示された K P I の設定例を踏まえ、圏域の施策・事業の P D C A サイクルの構築に資する K P I の設定作業を行い、基本目標にして 10 項目、K P I に関しては 35 項目について高梁川流域連携中枢都市圏ビジョンへ位置付けを行うなどの改定作業を行っている。

（概要）

高梁川流域連携中枢都市圏では、圏域内での自然動態の減少抑制を目指し、若年世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるための切れ目のない施策を推進し、社会動態の増加を目指し、圏域内から三大都市圏への人口の流出に歯止めをかけるとともに、三大都市圏から圏域内に人・資源を呼び込む施策を推進することとし、高梁川流域圏成長戦略ビジョン（平成 29 年 3 月 第 2 回改訂版）に盛り込まれた、連携協約等に基づく「圏域全体の経済成長」「高次の都市機能の集積・強化」「圏域全体の生活関連サービスの向上」のための具体的取組が推進されている。

例「圏域全体の経済成長」における具体的取組の方向性

- 1 観光客の周遊性向上、外国人観光客の誘致拡大
- 2 圏域の経済成長に向けた施策の立案
- 3 圏域全体の起業促進、ビックデータ等の活用による新たなビジネスの創出
- 4 新たな魅力の構築
- 5 圏域の地域資源を活用した商品開発・販路開拓
- 6 U I J ターン等による就職の促進

I 基本目標

指標 (圏域の数値)	基準値	現状値 (改訂時に更新)	目標値 (H31)
工業 事業所数	1,581 事業所 (H25)	1,556 事業所 (H26)	基準値より増加
工業 従業員数	70,891 人 (H25)	70,303 人 (H26)	基準値より増加
商業 事業所数	6,333 事業所 (H26)	—	基準値より増加
商業 従業員数	45,693 人 (H26)	—	基準値より増加
主要観光地 観光客数	8,032 千人 (H25)	8,659 千人 (H27)	9,600 千人
観光客の平均 滞在時間	3.74 時間 (H25.7—H26.6)	—	4.50 時間



II 連携協約に基づき推進する具体的取組

○ 戦略的な観光振興策

連携協約の内容			
観光資源の魅力向上や広域観光周遊ルートの形成、情報発信力の強化のほか、外国人観光客の受入体制の整備等、圏域全体への誘客拡大に向けた取組を行う。			
重要業績評価指標（KPI）			
指標（圏域の数値）	基準値	現状値 （改訂時に更新）	目標値（H31）
主要観光地観光客数 ※基本目標再掲	8,032 千人(H25)	8,659 千人(H27)	9,600 千人
観光客の平均滞在時間 ※基本目標再掲	3.74 時間 (H25.7-H26.6)	—	4.50 時間
圏域来訪者の平均周遊箇所数	1.07 箇所 (H25.7-H26.6)	—	1.30 箇所
デジタルアーカイブ（映像） YouTube 再生回数 【H28-H31 の4か年累計】	2,100 回 (H28.4-10)	—	14,400 回



III 具体的取組

○ 高梁川流域圏交流人口状況調査事業

事業名	高梁川流域圏交流人口状況調査事業（観光）					関係市町名
事業概要	GPS等のデータの使用やアンケートの実施により、高梁川流域圏の交流人口（観光動態）の状況を調査・分析する。圏域での施策立案に活用する。					全市町
成果	分析した情報は、圏域でのシティセールス施策立案等に活用する。					
関係市町の役割分担						
倉敷市が中心となって実施する。						
事業費 （千円）	H27 15,021	H28 0	H29 5,900	H30 0	H31 0	計 20,921
国県補助事業等の名称・補助率等						
該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方						
原則として、倉敷市が負担する。						

(3) 広域連携の今後の方向性について

① 都市（首長）の役割

首長は、日頃より、自治体の代表として、長期的視野に立って、公正な自治体運営に努め、市民の生活の質を維持、向上するために、最大限の努力をすることが求められている。

また、市政の企画、協議、決定、実施、評価のすべての段階について、市民に分かりやすく公表し、市政の透明性を確保するとともに、市民生活、地域活動の実態を把握し、市民の声に耳を傾け、積極的に対話することが期待されている。さらに経済、環境、子育て、教育、福祉、安全、防災等の市政の重要課題について市民相互で話し合う機会を設ける（立場の異なる市民が対話できる場を意識的に地域の中に多くつくる）とともに、公益性、公平性を踏まえ、市民による課題解決のための活動への支援等が求められるなど、その役割は広範多岐にわたっている。

人口減少社会を迎えた今、高齢化や人口の低密度化等により行政コストが増大する一方、各自治体資源が限られ、職員の定員管理が行われる中で、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するため、地方公共団体は地域の総力を結集し、人口減少がもたらす課題に的確に対応することが求められおり、これまで以上に首長のリーダーシップの発揮が求められている。

このような中、全国の市町村においては、これまで地方自治法に定められる事務の共同処理の制度（一部事務組合及び広域連合、協議会、機関等の共同設置並びに事務の委託）を活用して広域連携を展開し、相当の成果が上げられたとされている。

なお、人口減少社会では、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想は、現実的ではなく、各市町村の資源を有効に活用する観点からも、地方公共団体間の連携により提供することを、これまで以上に柔軟かつ積極的に進めていくことが必要となる中、各自治体は、平成 26 年の自治法改正により新たに設けられた連携協約をはじめ、組合方式に比べ簡素で効率的とされる事務の共同処理の仕組み（協議会、機関等の共同設置、事務の委託）を活用した広域連携の取組についてより積極的に考えていくことが求められている。

なお、市町村間の新たな広域連携の取組においても、その形成、施策の推進等のためには、住民及び当該自治体間との信頼関係の醸成が極めて重要であることから、首長の熱意と、リーダーシップが必要不可欠であると考えられる。

第 30 次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成 25（2013）年 6 月 25 日総理大臣手交）においては、市町村間の広域連携の促進に向けた留意点として、連携するメリットを

住民にわかりやすく示すことが必要であるが、「構成団体の住民に対する説明責任のあり方についても検討を進めるべき」と明記されている。これを受けて、総務省が制定した「連携中枢都市圏構想推進要綱」（平成 28（2016）年 4 月 1 日一部改正）には、「連携中枢都市の市長と連携市町村の長は、両者間の丁寧な調整を担保する観点から、定期的に協議を行うことを規定する」ことが定められている。

連携市町村の住民は、自らが住む市町村と異なる自治体から様々な行政サービス（圏域の中核市の補助金等の交付要件、対象範囲の拡充、事業範囲の拡充、情報発信対象の拡大、施設・設備等の使用範囲の拡充、中核市の研修等への参加、中核市からの職員、医師等の派遣など）を受けることになるため、行政サービスの提供主体である連携中枢都市に対して要望を伝え、民主的な統制を図ることが必要である。

そのため、連携中枢都市及び連携市町村との丁寧な調整及び連携市町村の住民からの民主的な統制を図るという観点から、連携中枢都市の首長と連携市町村の首長が定期的に協議すべきことを連携協約に明記し、首長をはじめとする執行機関は、連携する事務の運用状況を監視することが重要であると考えられる。

なお、この連携中枢都市の長と連携市町村の長による丁寧な調整を担保する観点からの定期的な協議については、本研究会の現地調査で訪れた姫路市においては、姫路市及び加古川市が締結した「姫路市及び加古川市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約」（平成 27（2015）年 4 月 5 日締結）の第 5 条において、「甲（姫路市）及び乙（加古川市）の長は、連絡調整を図るため、毎年度協議を行うものとする。」と規定されている。

このほか、住民及び当該自治体間との信頼関係の醸成については、本研究会の加盟市調査、現地調査結果からは、圏域の中核市が連携協約締結に向けて、担当者、副市長、市長がそれぞれ周辺市町村に対し連携の必要性を説明に回った事例などの積極的な取組が明らかになっている。

このほか、首長の役割については、第 31 次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（平成 28（2016）年 3 月 16 日総理大臣手交）において、「地方公共団体のガバナンスにおいては、地方公共団体の事務を全般的に統括し、地方公共団体を代表する立場にある長の意識が重要である」とし、「行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適切な執行を確保する体制（内部統制体制）を整備及び運用することが求められている」としている。

そしてさらに「民間企業においては、既に会社法等により内部統制制度が導

入されている。公金を扱う主体である地方公共団体においても、地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制（以下「内部統制体制」という。）を整備及び運用することが求められる。」としている。

また、地方公共団体についても、「内部統制を制度化し、その取組をすすめることにより、①マネジメントの強化、②事務の適正性の確保が促進されること、③監査委員の監査の重点化・質の強化・実効性の確保の促進、④議会や住民による監視のための必要な判断材料の提供等の意義が考えられる」としている。

人口減少と少子高齢化に歯止めがかからず、今後も、働き手となる現役世代の割合の低下、高齢者が増え続けるという人口構造に大きな変化が見られない中、一つの処方箋として始まった「連携中枢都市圏構想」の取組は、主として地方の中核となる都市のうち、意欲ある市が積極的に周辺市町村と連携し、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することが目的である。

圏域の形成に向けては、中核市が周辺市町村に対し、具体的な連携構想を説明する中でメリットを示し、連携の必要性を示すことに始まり、連携協約により、周辺市町村と個別に具体的取組を定め、さらに中心市が開催するビジョン懇談会の検討を経て、圏域のビジョンを示すこととなる。

また、連携中枢都市では、連携する圏域関連事務の執行により増える様々な負担への対応のほか、継続して圏域全体に配慮した施策の展開も必要となることから、連携中枢都市圏の形成、維持、更なる発展のためには、首長の熱意とリーダーシップ、そして首長自身の圏域全体の発展を見据えた将来ビジョンが極めて重要と考えられる。

そのため、今後さらに首長は「持続可能な地域社会」の実現のため、自治体の地域社会の状況を把握（自らの認識、議会の議論、住民からの要望、提言も活用）し、長期的な展望に立って地域社会について考え、それに対応する政策の開発に力を注ぐべき時代に入ったと言える。

○「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果（平成 29（2017）年 2 月 7 日）より

本研究会の加盟市調査においては、広域連携に関する基本条例（市独自に広域連携に関する基本理念、役割・責務、体制整備及び政策・施策の基本事項等を定めた条例）の制定又は制定に向けた検討のほか、条例以外の方法での広域連携の考え方を示しているか、また、その場合の具体的方法等について調査し、その状況を明らかにしている。

（ポイント）

加盟 82 市は、広域連携に関する基本条例を制定していないものの広域連携計画、マスタープラン、近隣市との協議会及び首長同士の定期的な会談等の方法で広域連携の考え方を示している（本報告書 P83～84 表 38、39、40、41 参照）。

上記加盟市調査結果においては、加盟 82 市は、全ての市において、広域連携に関する基本条例の制定はなく、また制定に向けた検討も行っていない。

一方で、加盟 82 市において、広域連携に関する基本条例の制定の有無に関わらず、条例以外の方法で広域連携の考え方を示しているかをみると、「示している」が 23 市、「示していない」が 59 市となっている。

条例以外の方法で広域連携の考え方を示している 23 市においては、「広域連携計画、マスタープラン（15 市）」、又は「その他（8 市）」において、広域連携の考え方を示しているとしている。

広域連携計画・マスタープランにおいて、広域連携の考え方を示している 15 市の、広域連携計画・マスタープラン等の名称については、市総合計画（基本構想、基本計画）、都市圏まちづくりプラン、定住自立圏共生ビジョン、連携中枢都市圏ビジョンなどが挙げられている。

また、「その他（8 市）」では、広域連携の担当及び課長級等が参加する近隣市との協議会や、首長同士の定期的な会談、圏域市町首長等を委員とする任意の協議会の開催等（複数回答）の取組を回答している。

② 議会の役割

ア 求められる姿

（ア）議会としての期待される役割

人口減少時代を迎えて、自治体が様々な課題に直面する中、議会の役割も重要性を増している。

現在、我が国は人口減少と地域経済縮小の克服のため、「まち・ひと・しごとの創生」が求められており、「しごと」、「ひと」、「まち」の間における自律的かつ持続的な好循環の確立につながる施策の推進が求められている。

「まち」では、市街地のコンパクト化や空き家対策を進め、公共施設の統合・廃止など「都市の規模を縮小する」政策が必要になっている。

「ひと」に関しては、子育て支援や、教育に係る負担の軽減によって出生率を高めると同時に、地域包括ケアを機能させ、コミュニティの活性化を図る必要がある。

そして「しごと」については、地域資源を活かした産業を振興し、安定的な雇用と多様な働き方のできる地域社会の構築が求められている。

こうした政策の推進には、日頃より住民目線での活動を行い、住民の生活実態に接しつつ、地域全体を広く見渡すことができる議員（議会）に期待されるところが大きいと考えられる。

また、人口減少社会において増大する合意形成が困難な課題について民主的に合意形成を進めていく上で、議決による団体意思の決定機能をはじめとして、監視機能や政策形成機能等を担う議会の役割は重要となっている。

特に、今後の人口減少、少子・高齢化社会において現状に即して不人気な政策決定において、その必要性を住民に発信、提示し、了承を得ていくことについて議会の役割が期待されている。

自治体の財源も職員数も限りがある中で、財政面や労力面において、住民の負担をこれまで通りに据え置きながら、何事も行政に頼るということは、いずれ続けられなくなることは明らかである。

行政の資源に限りがあるとすれば、住民が新たに金銭的な負担をしたり、自ら労力を使って地域の課題解決に携わったりするなどの打開策が求められる。このような事態においては、住民の消費者意識（人口増の時代は供給が期待される公共サービスの充実を求め、結果的に充足されてきた。今日では日常生活の様々な局面で行政から供給される公共サービスに依存して過ごすことが当たり前となる。）からオーナー意識（住民福祉の向上のために地域住民が資源を持ち寄って、我がまちの共通課題の解決を図っていく）への転換を促し、住民の理解を得て、合意を形成することが求められることとなる。

このような住民意識の転換を促すことは行政にも一定の役割が求められることとなるが、公共サービスの直接的な提供者である行政から働きかけることは、これまでの行政施策の経緯もあり、効果的に住民の理解を得ることは難しいことも想定される。

これに対し、議会は自治体の機関であると同時に、住民代表として行政をチェックし、統制するという住民側の立場も持ち合わせている。その立ち位置は住民と自治体の間にあつて、現在消費者意識が勝る住民に対して、「オーナー意識を持って取り組む事が、結果的には自分たちの暮らす場所の持続性を高めることとなる」というメッセージを効果的に発信することに適しているとされる。

今後は、これまで行政任せにしていた何らかの公共的な役割を、住民自身が労力を払って自ら担う。あるいは税や使用料、手数料などの金銭的な負担をあえて上げることによってその地域での暮らしの安心を確保する。そういう選択によって初めて、地域の持続可能性が保ち続けるというような場面が増えてくるものと考える。

そして、それらの厳しい決定については、各自治体の議会において決定が行われる事となるため、議会においては今後の自治体運営において議会の議決が消費者の視点だけではなく、オーナーの視点を持って判断するとどういう結論が出るのかを、審議・議決の過程での論点、争点の発見と公開を通して住民に発信していくことが求められている。

一方、人口減少社会では、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想は現実的ではなく、各市町村の資源を有効に活用する観点からも、地方公共団体間の連携により提供することを、これまで以上に柔軟かつ積極的に進めていくことが必要とされている。各自治体は、地域の実情に応じて平成 26 年の自治法改正により新たに設けられた連携協約制度をはじめ、組合方式に比べ簡素で効率的とされる事務の共同処理の仕組み（協議会、機関等の共同設置、事務の委託）のほか、定住自立圏、連携中枢都市圏の形成により直面する諸課題を克服しようとしている。

特に、連携中枢都市圏等圏域の形成に際しては、連携中枢都市と連携市町村との信頼の確保、合意の形成に向けて議会の役割が重要となっている。

連携中枢都市は連携中枢都市圏の業務を担うことにより、負担の増加が懸念される一方、周辺市町村では圏域を形成し新たに広域連携の取組を進める行為は、合併を見据えた行動に映るとともに、圏域の中核都市だけが発展し人口が集中（周辺地域が衰退）しないかなどの疑念・警戒感があるとされる。

この際、圏域としての一体感の醸成に向けて「圏域の発展が各自治体の発展に資する」との考えを説明し、住民に審議・議決の過程での論点、争点の発見と公開を通して連携の必要性を住民に発信していくことが議会に求められている。

(4) 広域連携の民主的統制

現在、多様化、高度化する住民ニーズへの柔軟かつ速やかな対応のため、簡素で効率的とされる事務の共同処理の仕組み（協議会、機関等の共同設置、事務の委託）を活用した広域連携の取組のほか、地方自治法の連携協約をはじめ、連携協約を活用した連携中枢都市圏の形成等が展開されている。

これまでの広域連携制度（協議会、機関等の共同設置、事務の委託、事務

の代替執行、一部事務組合、広域連合)における、組織的共同処理方式(一部事務組合、広域連合)においては、機関として独自の議会が設置されており、住民は、議会議員を間接的に選挙することにより、民主的な統制を図っている。

機能的共同処理方式(協議会、機関の共同設置、事務の委託)では、独自の議会が設置されていないため、関係自治体の議会が、(ア)規約の議決、(イ)負担金の決定、(ウ)収入・支出予算の決定、(エ)管理・執行に係る条例の制定・改廃等の機会をとらえて、民主的な統制を図っているといえる。

一方運用の実態をみると、一部事務組合や広域連合では、「議会が形骸化しており、住民からの実質的な統制が及びにくい」、「構成団体間の意見の調整に手間がかかるため、全構成団体の協議を調えることが難しい」等の意見もある。

平成 26 (2014) 年の自治法の改正により創設された、新たな広域連携制度(連携協約、事務の代替執行)においては、連携協約を締結するには関係市町村の議会の議決が必要であるとしている(自治法第 252 条の 2 第 3 項)。

連携中枢都市圏の形成に関する連携協約においては、(ア)連携市町村の名称、(イ)連携中枢都市圏形成の基本的な目的、(ウ)連携中枢都市及び連携市町村が、様々な分野で連携を図る旨の基本方針、(エ)連携する取組、(オ)連携する取組の執行等に係る基本的事項、(カ)宣言連携中枢都市の市長及び連携市町村の長との定期的な協議、(キ)連携中枢都市圏形成に係る連携協約の期間という 7 項目を少なくとも規定するものとされており、これらの連携中枢都市圏の形成及び基本的な取組と執行等に対し、議会の議決を経ることで、議会を通じた民主的な統制が確保されているといえる。そして、団体意思としての正当性が認められることとなり、継続的・安定的に安心して政策に取り組むことができると考えられる。

しかしながら、連携協約の内容については、「どの程度実質的な審議がされたか」、「広域連携のパートナーとなる市町村の議会との意見交換や情報共有が図られているか」等の事項が重要であり、関係自治体の議会には、議決に至る審議の経過や内容が問われている。

広域連携に関する議会の監視については、第 31 次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(平成 28 (2016) 年 3 月 16 日総理大臣手交)において、連携中枢都市圏等における取組の強化・充実として、「住民の負託を受けた議会は、圏域での取組について、例えば、委員会を設ける等により不断にチェックすることが必要である。そのためにも、圏域の取組の状況については、関係市町

村で情報を共有する仕組みを連携協約の中に規定する等、事務の適正な執行の確保のために必要な措置を講じるべき」ということが明記されている。

このほか同答申では、「人口減少社会において増大する合意形成が困難な課題について民主的に合意形成を進めていく上で、議決による団体意思の決定機能をはじめとして、監視機能や政策形成機能等を担う議会の役割は重要である。」としている。さらに「地方分権改革の進展に伴い、これまで議会の権限や自由度の拡大に資する制度改正が積み重ねられてきており、議会運営において自主性を発揮できる環境が整ってきている。」とし、「そのような環境の中で、地方公共団体のガバナンスにおける適切な役割分担の観点から、議会は、内部統制体制や監査委員の監査等が十分に機能しているかどうかをチェックするとともに、政策の有効性やその是非についてのチェックを行う等、議会としての監視機能を適切に発揮すべきである。」との期待を示している。そして、「団体意思を決定し、執行機関を監視する役割等を担う議会が、人口減少社会においてその役割をこれまで以上に十分に果たすためには、議会制度や議会運営のあり方、議員に求められる役割及び幅広い人材の確保という観点から、方策を講じる必要がある。」としているほか、議会制度や議会運営の在り方についても考えを示している。

[主な内容]

①議会招集

議会の招集権については長に専属する原則を維持しつつ、長が臨時会を招集しないときは議長が招集することができるよう法的措置が講じられるとともに、通年会期制の導入がなされ、議会側が必要と認めるときに随時の議会開催が可能となっている。このような制度を、住民の信頼確保という観点も踏まえて、必要に応じて活用していくことが重要。

②議決事件の対象

議決事件の対象の拡大は、相当程度行われてきているところではあるが、議会が団体意思決定機能や政策形成機能、監視機能を効果的に発揮するため、地方自治法第96条第2項に基づき、地方公共団体の基幹的な計画等を議決事件に追加する等の取組を積極的に進めることが必要。

③議会活動に対する支援の充実

議会がその役割を十分に果たすことができるよう、議会活動に関する議員への研修の充実や、議会事務局職員の資質向上や小規模な市町村における議会事務局の共同設置を含めた議会事務局の体制強化や議会図書室の機能向上が必要。

④情報発信

住民の信頼確保の観点から、議会活動に対する住民の理解を深めるため、ホームページ等を通じた議会情報の提供や議案等に対する住民の意見聴取、議会自らが行う議会活動の評価等、ICTを積極的に活用しつつ情報発信等の充実を図っていくべき。

⑤意思決定への住民の参加

公聴会、参考人、専門的事項に係る調査制度等の積極的活用を通じて議会への住民参加の充実を図り、多様な民意を議会における審議・議決に反映していくことが重要である。また、住民への報告や住民との意見交換の実施等、議場外での住民参加の取組を進めるべき。

さらに、本報告書では第Ⅱ章の「3 今後の都市における広域連携のあり方」の「(2) 広域連携の現状、課題及び問題について」では、「③広域連携の課題・問題」において、「広域連携と自治」について述べている。

一般的に、広域連携によって行政サービスを提供することについては、住民による監視の目が届きにくくなり、また、住民の意思も反映されにくくなるという問題を指摘し、これらの課題については、住民が自らの属する自治体を通じて、広域連携のパートナーである他の自治体等を規律付けることができる仕組みが必要となってくるため、構成市町村の議会による監視や、首長間の定期的な協議、情報提供と住民参加が重要としている。

そして、連携中枢都市圏の形成では、連携する市町村間における相互の信頼関係の醸成が必要不可欠であり、さらに、圏域の連携事業の取り組みに関し、住民への周知を行い情報提供が行われることが重要であるが、「連携協約の締結」における議会の議決による民主的なコントロールの確保や、関係市町村で情報を共有する仕組みの連携協約での規定等が重要になるとの考えを示した。

広域連携の民主的統制という観点からも、同様の事が重要と考えられる。今後の広域連携による行政サービスの提供においては、議会がどのように監視機能を及ぼし住民意思を反映させるのか、議会の広域連携への関わりが注目される。広域連携における民主的統制のためには、より積極的な議会の関与が必要と考えられる。

イ 具体的な方策（議会の役割）

議会は「団体意思の決定を行う議事機関としての機能」と「執行機関の監視を行う監視機関」としての機能を担っており、団体意思の決定を行う前提として議事機関である議会の政策形成機能の充実、活用が求められている。

まず、広域連携に関する議会の監視については、地方制度調査会等において圏域での取組についての不断のチェックが指摘されていた。これに対する具体的な方策としては、議会は最初に自らの地方公共団体の執行機関に説明を求めることが基本であるが、他の市町村の関係職員に出頭を求めて意見を聴く仕組みの構築や、近隣市町村の事務を受託した団体が委託団体に対し事業評価を提出する仕組みの構築等が考えられる。

また、二元代表制の下で団体意思を決定し、執行機関を監視する役割を担う議会は広域連携の取組に関し、住民に対する説明責任を果たすため、関係市町村議会それぞれにおいて、適切な監視・統制の手法を規約等に盛り込むことも必要と考えられる。

このほか、今後の行政監視機能と政策立案機能の強化としては、各議会における議会改革のさらなる進展が重要と考えられる。

議会改革の内容も定数などの削減だけではなく、最近では、政策づくりや条例づくり、自治体の意思決定のプロセスを明らかにし、住民が納得できるようにしていくこと。「市民に近い議会」を目指し、議員が地域に出向き住民と直接対話するなど、市民と直接の意見交換を行うことなどが議会改革の中でも特に重要として広がりを見せている。その取組は広域連携の維持発展に必要な各自治体、当該自治体住民との信頼関係の醸成のほか、住民意思の反映、さらには広域連携の民主的統制にも必要な取組であると考えられる。

各市議会では、議会基本条例の制定に始まり、議員間の討議、情報公開（政務調査費、議長交際費など）、大学とのパートナーシップの確立、インターネット中継、毎月の広報誌の発行、HP整備・SNS配信、議会フォーラム、参考人招致、議会モニター、議員と住民の共同研修・ワークショップなど様々な改革が行われているが、各自治体住民のために行われた議会改革の様々な成果を踏まえ、これをさらに圏域の取り組みに発展させることができれば、共通の政策課題を抱える自治体との連携、補完し合う関係の連携等、様々な広域連携の取組にも大いに資するものと考えられる。

このほか、議会（議員）にとっては、今後は議員の調査研究や政策立案を支援するための議会事務局の充実も重要と考えられる。具体的には政策法務に精通した職員の確保のほか、議会図書室の充実・機能強化（蔵書の充実、情報提供、図書館連携等）も重要と考えられる。

特に議会図書室は、地方自治法第100条19号により、「議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を付置し前二項の規定により送付を受けた官報、及び刊行物を保管して置かなければならない」と設置を義務づけられている。

◎地方自治法 第100条（議会図書室関係）

- 17 項 政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。
- 18 項 都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、広報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。
- 19 項 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、広報及び刊行物を保管して置かなければならない。
- 20 項 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

制度上、議会を支えるインフラとして期待される議会図書室であるが、都道府県レベルでも小規模な図書室が多く、蔵書や限られた人員などの体制面での多くの課題〔蔵書と司書が揃う議会図書室は、ほぼ都道府県、政令市ま

でとされ、議会図書室の職員数は、都道府県 3.8 人（うち専任 1.5 人、司書 0.9 人）、政令市 3.6 人（うち専任 1.5 人、司書 0.9 人）、県庁所在都市では 2.6 人（うち専任 1.5 人、司書 0.9 人）を抱えるとされる。『日経グローバル』261（2015.2.2）の全国図書館調査より]

このような中、工夫とアイデアで課題を克服し、執行部以外の議会独自の情報源として「強い議会」を支える議会図書室を確立することで、議会の政策立案機能向上に貢献することが極めて重要と考えられる。

まず、議会図書室の限られた面積、予算の課題については、外部機関との連携を展開。これは、公立（県立、市立）図書館や大学図書館との連携のほか、近隣自治体（公立・議会図書室）との連携も考えられる。これにより、専門的な蔵書など資料・情報源の整備状況をカバーし、議会図書室は主に公共図書館にない資料の確保〔会議録、議案審議案件等に即した図書、社会科学部門（政治、法律、経済、財政、社会等）、議員の専門的な取組に関する書籍など〕に取り組むことも考えられる。

さらに近年、議会図書室（大学図書館、公立図書館）のレファレンス機能〔学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員（司書、専任職員等議会事務局職員）が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務など〕の活用が注目されている。

議員個人の調査の取組のほか、司書等からの異なった切り口からの検索方法や、新たなキーワードの情報提供等も可能となることから、議会での質疑・一般質問の作成など、政策立案への活用が期待されている。

同時に、現在も議会図書室においては、図書資料の充実・管理等のほか、各種検索システムの導入（新聞・雑誌の記事、企業情報、人事情報、官報情報、現行法令、法令改正履歴の検索）などの活性化策が展開されているが、今後もさらに議員の調査・研究に役立つ議会図書室への環境整備が求められている。

さらに、行政視察（常任委員会の所管事務調査等）の重要性があげられる。常任委員会の行政視察は、委員会が抱える行政諸課題の解決又は事務事業の比較調査、政策研究のため、先進的な取り組みを実施している他市町村の視察に行くことである。

これを圏域内の課題に対しても積極的に実施し、様々な知見を得て、得られた知見を活用することで、連携協約に基づく事務の審議（締結・変更等）に際し、①付託議案の審査に活かす、②所属議員が特定の調査事項について委員会としての意見を議案等として提出する、③執行機関を監視し、チェッ

クする等の役割を果たすことなどが期待されており、行政監視機能と政策立案機能の強化につながるものと考えられる。

さらに連携する自治体との信頼の醸成においては、顔の見える関係の構築にも貢献するものと考えられる。

このほか最近では、議員視察に代わるテレビ会議を実施する自治体も見られる。

大津市議会公共施設対策特別委員会は平成 29 年 1 月 24 日、地方議会としては初めてとなるテレビ会議による他都市（鎌倉市）への「視察」を行った。公共施設の統廃合などで先進的な計画を策定している鎌倉市と大津市議会議場を無料通信アプリでつなぎ、大津市議らが鎌倉市から説明を受けた。

大津市議会は先進事例調査などで他都市を視察しているが、交通・宿泊費などの予算やスケジュール調整が必要なため、常任委員会ごとに年 1 回に限っている。一方で行政課題が多様化し、地方議員には知見を広めることが求められていることから、テレビ会議による視察は予算をかけず柔軟に開催できる利点があるとしている。同市議会では 2014 年からタブレット端末を各市議に貸与するなど情報通信技術（ICT）化を進めており、今回、テレビ会議による視察を企画。同様に ICT 化を進める鎌倉市が受け入れたことにより実現した。

視察では、大津市議会議場のスクリーンに映し出された鎌倉市職員が、将来的に公共施設を学校に集約化・複合化していく計画などを説明。大津市議らは手元のタブレット端末に表示された資料を見ながら質問を行っている。

大津市では「現地に赴かなくても説明と質疑応答のみで可能な調査については、今後もテレビ会議を活用したい」との意見もあり、今後は情報通信技術（ICT）を活用した視察が積極的に活用される事が想定される。

そして、情報通信技術（ICT）を活用した視察に関しては、圏域型、隣接型の広域連携の視察だけではなく、増嵩経費が想定される遠隔地の自治体との連携の構築等においても、1つの手段として有効な方法であると考えられる。

○「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果(平成 29(2017)年 2 月 7 日)より)

議会による適切な監視・統制の手法を規約等に盛り込むことについては、本研究会の加盟市調査においても、地方自治法第 96 条第 2 項の規定により、条例で広域連携に関する計画の策定等を付議事件へ追加した状況や、広域連携に関する計画の策定等以外の広域連携に関する議決事件の追加等について調査し、その状況を明らかにしている。

広域連携における加盟 82 市議会の取組は、以下のとおりである。

(ポイント)

地方自治法第 96 条第 2 項の規定により、広域連携に関する計画の策定等を議決事件に追加している市議会は、加盟 82 市議会のうち 4 市議会あり、その内容は、連携中枢都市圏及び定住自立圏の協定等の締結、変更又は廃止に関するものとなっている（本報告書 P86 表 43、44、下表参照）。

また、上記（地方自治法第 96 条第 2 項の規定により、広域連携に関する計画の策定等）以外で、条例で広域連携に関する付議事件を議決事件に追加している市議会は、加盟 82 市議会のうち 4 市議会あり、その内容は、定住自立圏の形成協定の議決に関するものとなっている（本報告書 P87 表 45、46、下表参照）。

市名	追加した議決事件名
旭川市	市が定住自立圏形成協定の締結若しくは変更をし、又は当該協定の廃止を求める旨の通告をすること
下関市	定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づく定住自立圏形成方針の策定、変更または廃止に関する事
	連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏形成方針の策定、変更または廃止に関する事
高松市	定住自立圏形成の締結若しくは変更又はこれを廃止する旨の通告
高知市	定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は定住自立圏形成協定の廃止を求める旨の通告

市名	条例の名称	付議事件名
函館市	函館市定住自立圏形成協定の議決に関する条例	定住自立圏形成協定の締結について
山形市	山形市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例	定住自立圏形成協定締結、変更、廃止
長岡市	長岡市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例	定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨を市長が通告すること
徳島市	定住自立圏形成協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例	<ul style="list-style-type: none"> 定住自立圏形成協定を締結すること 定住自立圏形成協定を変更し、又は廃止する旨の合意をすること 定住自立圏形成協定の廃止を求める旨の通告をすること

上記の議会の監視・統制の手法に関連する各加盟市調査結果においては、加盟 82 市議会において、地方自治法第 96 条第 2 項の規定により条例で広域連携に関する計画の策定等を議決事件に追加しているかをみると、「広域連携に関する計画の策定等を議決事件に追加している」のは 4 市議会となっている。

議決事件に追加した 4 市議会（旭川市議会、下関市議会、高松市議会、高知市議会）における、追加した議決事件は、連携中枢都市圏の形成方針及び定住自立圏の形成協定に関する事項となっている。

また、「地方自治法第 96 条第 2 項による広域連携に関する計画の策定等の議決事件の

追加」以外で、条例で広域連携に関する付議事件を議決事件に追加しているかをみると、条例で広域連携に関する付議事件を議決事件に追加しているのは4市議会(函館市議会、山形市議会、長岡市議会、徳島市議会)となっている。条例の付議事件の内容については、定住自立圏の形成協定の議会の議決に関する条例となっている。

○「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果(平成 29(2017)年 2 月 7 日)より)

広域連携に関する議会の監視については、本研究会の加盟市調査においても、広域連携に関し、議会からの提言・要望等の提出等のほか、常任委員会における行政視察を含む所管事項調査をはじめ、特別委員会における広域連携に関する政策・施策等の審査等(調査・研究)、広域連携に関する意見書・決議の可決等について調査し、その状況を明らかにしている。広域連携における加盟 82 市議会の取組は、以下のとおりである。

(ポイント)

平成 24 (2012) 年 1 月 1 日以降、議会からの提言・要望等の提出等について、加盟 82 市議会のうち 1 市議会が常任委員会の要望事項の中で連携中枢都市圏に関する事項をあげている(本報告書 P88 表 47、48 参照)。

平成 24 (2012) 年 1 月 1 日以降、常任委員会の広域連携に関する所管事務調査について、加盟 82 市議会のうち 21 市議会が行政視察を含む所管事務調査内容等をあげている(本報告書 P89 表 49 参照)。

平成 24 (2012) 年 1 月 1 日以降、特別委員会の広域連携に関する政策・施策等の審査等について、加盟 82 市議会のうち 11 市議会が審査、調査、研究の内容等をあげている(本報告書 P92 表 50 参照)。

平成 24 (2012) 年 1 月 1 日以降、加盟市議会における広域連携に関する意見書・決議について、加盟 82 市議会のうち 2 市議会が可決した意見書の件名・可決年月日をあげている(決議は、回答なし)(本報告書 P94 表 51 参照)。

上記の議会の監視・統制の手法に関連する各加盟市調査結果においては、加盟 82 市議会において、平成 24 (2012) 年 1 月 1 日以降、広域連携に関する議会からの提言・要望等の提出及び提出に関する検討をしたことがあるか(会派や議員連盟等により提出されたものを除く)をみると、「広域連携に関し、議会からの提言・要望等を提出した」市が 1 市議会(金沢市議会)あった。

また、平成 24 (2012) 年 1 月 1 日以降に可決した広域連携に関する意見書・決議については、2 市議会(金沢市議会、船橋市議会)が可決した意見書を回答している(決議は、回答なし)。

このほか、常任委員会における広域連携に関する所管事務調査(行政視察を含む)(平成 24 (2012) 年 1 月 1 日以降)を、加盟 82 市議会のうち 21 市議会が実施(連携中枢都市圏について、定住自立圏について、クリーンセンター、リサイクルセンター、消防本部の広域化など)するとともに、特別委員会における広域連携に関する政策・施策等の審

査、調査、研究（平成 24（2012）年 1 月 1 日以降）についても、加盟 82 市議会のうち 11 市議会において実施（連携中枢都市圏及び都市交通について、広域連合について、地方創生についてなど、）されているなど、議会の監視機能や政策形成機能の発揮のために積極的な取組が行われている。

ウ 相互依存関係を前提とした信頼関係の醸成

このほか、広域連携（連携中枢都市圏等の形成）に関して、第 31 次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申（平成 28（2016）年 3 月 16 日総理大臣手交）」においては、「圏域の形成には、そもそも連携中枢都市等も近隣市町村もそれ自体のみでは存立できるものではなく、連携中枢都市等と近隣市町村が相互依存関係にあることで成り立っているという認識を前提とした信頼関係が必要である。」とし、「そのため、連携中枢都市等と近隣市町村が、特定の課題にとどまらず、幅広い分野の課題について総合的に検討することを通じて圏域のビジョンを共同で作成すべきである。」とした上で、「また、首長同士の信頼関係も重要であるが、相互依存関係を前提とした信頼関係は、議会同士においても同様に重要である。」としている。

現在の定住自立圏、連携中枢都市圏による広域連携では、中心市が大きな役割を果たすことが期待されている。これは中心市の中心市宣言で始まり、近隣市町村との連携協定や連携中枢都市圏ビジョンの策定等のほか、具体的圏域事務の実施においても中心市のリーダーシップに負うところが非常に大きいことから伺える。また、連携協約に基づく事務の管理・執行については、個々の市町村が個別に実施するか、その基本的な事項を連携協約に規定した上で、中心市による事務の委託や事務の代替執行等により事務を処理することとされている。

この際、中心市と近隣市町村の両者の立場からの連携への考え方（目的、必要な事務の種類等）が想定されるとともに、中心市からの視点（圏域事務を受託、一部事務費用負担による負担感の増等）や近隣市町村の視点（連携の都合の良いルールを近隣市町村に押しつけるのではないかと、事務委託を依頼する側の立場等）からの懸念も指摘されるが、圏域の維持・発展のためには、「圏域の発展が各自治体の発展に資するものである」という相互依存の共通認識が必要であり、相互の懸念を解消し信頼関係を構築することが極めて重要となることから、住民代表である議会の役割がこれまで以上に求められることも想定される。

○「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果(平成 29(2017)年 2 月 7 日)より

広域連携における「議会同士の間相互依存関係を前提とした信頼関係の醸成」については、本研究会の加盟市調査においても、広域連携に関し、議会として関与した取組等の事例について調査し、その状況を明らかにしている。

(ポイント)

広域連携に関し、議会として関与した取組等について、加盟 82 市議会のうち 5 市議会が周辺の議会と行う協議会、連絡会及び議長会等の取組をあげている（本報告書 P95 表 52、下表参照）。

市名	広域連携に関し、議会として関与した取組等の事例
盛岡市	平成27年1月に、盛岡広域の3市5町の議会を構成団体とする盛岡広域8市町議会議長会を設置し、毎年会議を開催して共通する行政課題等について研修及び意見交換を行っている。
金沢市	制度的な取り組みからできたものではないが、平成8年から「石川中央都市圏議会連絡会」を組織しており、加盟している議会は、連携中枢都市圏を構成している4市2町と同じである。この連絡会では、議長同士が共通する行政課題に関する意見交換を年2回行っているほか、年1回、加盟している全議員を対象にして共通する行政課題についての講演会を実施している。
広島市	1 大都市税財政・地方創生対策特別委員会の調査研究項目として「地方創生への取組」を掲げ、広島広域都市圏（連携中枢都市圏）の取組について調査研究を行っており、この取組に関連する予算や、近隣の23市町とそれぞれ連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結するための議案を可決している。 2 同特別委員会で、理事者から報告を受けた「主要事業に関する国への要望」の中で、広島広域都市圏の取組に対する地方財政措置の充実を掲げ、市長・議長の連名により、国への要望活動を行っている。
福岡市	福岡都市圏議長会 福岡都市圏の9市8町の市議会、町議会の議長で構成されており、年に1回定期総会を行うとともに、行政に関する専門的知識の習得と情報交換を通じて、各市町の連携を深め、もって福岡都市圏広域行政の推進に資するため、福岡都市圏共通の行政課題をテーマに、毎年、先進地への視察研修会を実施している。
長崎市	広域行政に係る協議会を近隣2町の議会と毎年開催している。

同調査では、「議会同士の間相互依存関係を醸成」に関連する内容として、広域連携に関する議会として関与した取組（議会間の連携促進策）等の事例（周辺の議会と行っている協議会、連絡会、議長会等の取組）について調査を行い、加盟 82 市議会のうち 5 市議会（盛岡市議会、金沢市議会、広島市議会、福岡市議会、長崎市議会）から回答を得た。

主な内容は、「圏域を構成する市町議会による議長会を設置し、毎年会議を開催して共通する行政課題等について研修及び意見交換」、「圏域を構成する市町で連絡会を組織。議長同士が共通する行政課題に対しての意見交換を年 2 回行い、毎年圏域加盟市町の全議員を対象にして共通する行政課題についての講演会を実施」、「特別委員会の調査研究項目として、「地方創生への取組」を掲げ、圏域（連携中枢都市圏）の取組について調査研究を行う。圏域の取組に関する予算を可決。理事者からの報告を受けた国への要望の中で、圏域の取組に対する地方財政措置の充実を掲げ、市町・議長の連名により国へ要望」、「圏域の市町議会により年 1 回の定期総会を開催。行政に関する専門的知識の習得と情報交換を通じて、各市長の連携を深め、圏域共通の行政課題をテーマに、毎年先進地への視察研修会を実施」、「広域行政に係る協議会を近隣 2 町の議会と毎年開催」などの回答があった。

○八戸市の取組（平成 29（2017）年 5 月 30 日～31 日「八戸市現地調査」より）

本研究会が現地調査に訪れた八戸市は、平成 21 年度に八戸圏域定住自立圏（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）を形成（平成 20 年 3 月 19 日八戸市が中心市宣言、平成 21 年 9 月 24 日八戸市長と関係 7 町村長が定住自立圏形成協定を締結、平成 22 年 2 月 22 日八戸圏域定住自立圏共生ビジョン策定）し、中心市として関係 7 町村と緊密な連携のもと、ドクターカーの運行や路線バス上限運賃化など、各種連携事業を積極的に展開することで、圏域全体における生活関連機能サービスの向上に成果を上げてきた。また、同圏域では、平成 27 年度から、国の新たな広域連携制度である連携中枢都市圏の活用についても具体的な検討が重ねられてきた。

その後、平成 29 年 1 月 1 日には、八戸市が中核市に移行したことにより、連携中枢都市圏の連携中枢都市としての要件を満たすこととなり、同年 1 月 4 日に連携中枢都市宣言が行われている。

そして、3 月 22 日には、八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町の 8 市町村の首長が一堂に会した「八戸圏域連携中枢都市圏連携協約調印式」を開催。それぞれの市町村における議会の議決に基づき、連携中枢都市（八戸市）と連携町村が 1 対 1 で協約の締結を行っている。

さらに、連携協約締結の日（平成 29 年 3 月 22 日）には、「地域の個性が輝き 自立した八戸圏域」を将来像とし、圏域の基本目標や連携事業毎の成果指標を定めた、八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンを策定。平成 29 年 4 月より、連携協約に基づく事業を 8 市町村で推進している。

以上の定住自立圏の形成から、連携中枢都市圏の形成においては、圏域内の議員による取組も重要な役割を果たしている。

平成 21 年 9 月 9 日に八戸圏域定住自立圏形成促進議員連盟が発足。圏域を構成する 8 市町村の議会議員の超党派の有志で、総勢 130 名の議員連盟として発足している。設立目的は、八戸圏域定住自立圏の形成に向けて、定住自立圏構想に対する理解を深めるとともに、意見交換等を通じ、圏域の振興・発展に資する事を目的とするとされた。

そして、事業概要を、①定住自立圏構想に関する情報の収集及び分析、②定住自立圏構想に関する勉強会及び研修会の開催、③その他八戸圏域定住自立圏の形成に資する事業とされた。

議員連盟のこれまでの主な活動は、まず勉強会・交流会を開催。圏域の相互理解を深めるため、各市町村議会議員、各市町村職員等を対象に、国の担当者や有識者等を講師に招いた講演会を定期的で開催し、全国各地の最新の取組状況や今後の方向性、幅広い情報収集に努めている。

また、圏域内の各施設への視察、調査のほか、議員連盟として各シンポジウムに参加している。

このほか、これまでに各方面への決議、要望などの活動も行っている。青森県へのドクターヘリ 2 機目の配備に係る決議（22 年 5 月 20 日）、青森県への要望〔ドクターヘリ

りの県立中央病院と八戸市立市民病院との共同運航及び青森県への2機目の導入促進（青森県議会有志議員団と連名）（22年6月4日）のほか、総務省に対し、新たな広域連携モデル構築事業の要件緩和について要望（平成27年1月22日）、連携中枢都市圏に対する財政措置の拡充について要望（平成27年11月21日）などの活動を行っている。

なお、同議員連盟は、平成28年10月21日開催の総会において、「八戸圏域定住自立圏形成促進議員連盟」から「八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟」へ名称を変更。そして、連携中枢都市圏となった今後も、引き続き、勉強会・交流会等を開催しながら、意見交換を図るとしている。

なお、平成29年度も10月30日に「第20回 連携中枢都市圏の形成に関する勉強会」が開催され、圏域の議員を対象とする視察会や、首長、議員連盟、圏域住民を対象とする連携中枢都市圏の形成に関する講演会のほか、参加者による交流会が行われている。

（右、第20回連携中枢都市圏の形成に関する勉強会記事 デイリー東北）

このような議員同士の活動は、圏域の形成、振興・発展に重要な圏域を構成する各自治体との信頼の醸成（住民への説明、情報提供、各自治体における圏域の取組への監視など透明性の確保）、情報・課題の共有のほか、国・都道府県への要望などに大きな役割を果たすものと考えられる。

八戸市の小林眞市長は30日に南部町で開かれた八戸圏域連携中枢都市圏の首長、議員向け研修会で、圏域全体の発展を図るという本来の趣旨のところで、皆さまとスクラムを組みながら進めていきたいと述べ、連携中枢都市の首長として地域経済をけん引していく姿勢を強調した。4選を果たした20日の市長選後、八戸圏域の首長や議員の前で所信を表明したのは初めて。小林市長は市長選の公約に連携中枢都市圏事業のさらなる推進を掲げ、選挙期間中に実現を強く訴えてきた。当選直後の会見では、市が圏域のリーダーとなって、地域活性化に取り組み考えを示していた。

連携中枢都市圏事業 けん引役 改めて強調

八戸市長4選・小林氏



この日の研修会には、工藤祐直南部町長ら圏域内の首長、市町村議、職員ら約130人が出席。小林市長は3月に連携中枢都市圏を形成したことに改めて謝意を示した上で「地域経済の活性化では、八戸市の事業を広域化するものが多いが、新たな展開で事業を進めていきたい」と展望を語った。

このほか、全国市議会議員会の粟下浩三次長が将来の日本の人口推計や広域連携の現状、課題などについて講演した。（田中秀知）

八戸圏域の首長や議員の前に、地域経済をけん引する姿勢を示す小林眞市長（右）

30日、南部町

③ 国・都道府県の役割

連携中枢都市圏形成のために市町村が行うべき手続きは「連携中枢都市圏構想推進要綱」に定められているが、広域連携の取組に対し、「連携中枢都市圏構想推進要綱」（平成28（2016）年4月1日一部改正）及び「定住自立圏構想推進要綱」（平成28（2016）年9月23日一部改正）では、国・都道府県による市町村に対する助言及び支援（情報提供、連絡調整等）を行うことが明記されている。

また、第31次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体

制及びガバナンスのあり方に関する答申」においては、「市町村間の広域連携が困難な地域における市町村が、人口減少の影響を大きく受ける中で、持続可能な行政サービスを提供するためには、市町村と連携し、それを支える都道府県の役割がより重要になる。」とし、都道府県の補完が一つの方策として有用との認識を示したほか、「都道府県の補完は、市町村の申出等により、市町村の状況に応じて、市町村と都道府県が協議して行うこととすべきである。」としている。

自治体の広域連携の形成、維持、発展のためには国・都道府県の支援は極めて重要と考えられる。

なお、広域連携の取組に対して、総務省は、連携中枢都市圏を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対し、(ア) 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する包括的財政措置（特別交付税）、(イ) 地域活性化事業債の充当、(ウ) 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）、(エ) 民間主体の取組の支援に対する財政措置、(オ) 個別の施策分野における財政措置、(カ) 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加等の財政措置を講じている。

また、総務省は、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及び近隣市町村の取組に対しても、連携中枢都市圏と同様の財政措置（(ア) 及び (ウ) は、特別交付税のみ）を講じている。

このほか、連携中枢都市圏及び定住自立圏の形成に向けては、関係各府省による各種支援策（地方創生推進交付金〔内閣府〕、社会資本整備総合交付金〔国土交通省〕など）等による支援も行われている。

しかしながら、一方で広域連携の取組が進まない理由として、従来から連携中枢都市及び連携市町村（定住自立圏中心市及び近隣市町村）の取組に対する財政措置の魅力が乏しいことも指摘されている。

この状況を反映するものとして、第31次地方制度調査会第27回専門小委員会（平成27（2015）年11月30日）において、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申素案」についてヒアリングを受けた、岡下勝彦・全国市議会議長会会長（高松市議会議長）〔当時〕は、「連携中枢都市圏、定住自立圏の形成素地があるものの、人口要件に満たない地域（昼夜間人口比率がわずかに1に届かない地域）などにおいても、地域の実情に応じた連携を図ることができるよう、意欲がある自治体を後押しする取組みにされたい。」とした上で「連携中枢都市圏、定住自立圏のさらなる推進を図るため、財政支援措置の拡充をお願い申し上げたい。」と述べていることから切実な問題と言える。

このほか、各圏域で広域連携の取組を進めるにあたって見られる各制度の課題も指摘されている。主な事例としては循環型社会形成交付金（環境省）（廃焼却施設解体）の補助要件の緩和などが挙げられる。

ごみ焼却施設の広域化を実施した場合、施設の統廃合により廃止施設の解体が必要となるが、循環型社会形成推進交付金の対象は、施設の解体に合わせて新たな廃棄物処理関連施設の整備を行う場合に限定されており、跡地利用のない場合は交付対象とならない。また、廃棄物処理施設の解体は、ダイオキシン類の飛散防止対策等に莫大な費用を要するため、財政的な問題から解体撤去が進んでいないとされている。

現状では、循環型社会形成推進交付金は、跡地での施設整備と一体で行われる解体も交付対象としているが、これは公共事業である廃棄物処理施設整備事業として実施されるものであるため、解体のみを行う場合や、廃棄物処理施設以外を跡地に整備する場合は、廃棄物処理施設という社会資本を整備する公共事業費としての性格上、財政支援を行う事は困難とされている。

なお、地方財政法の改正により、平成 26 年度より公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の除却について、地方債の起債が可能になったことで、同計画に基づく解体事業について、地方債（充当率 75%）を用いることが可能となっているところである。

これは一つの事例であるが、今後連携中枢都市圏等圏域が増え、広域化が進めば、不要となり解体が必要な焼却炉は増加し、施設の集約化による効率的な施設整備・施設運営を行う結果として、跡地での施設整備が行われないことも想定される。そのため、今後は広域連携の進展に伴い新たに発生する事例への制度の柔軟な対応のための検討が期待されるところである。

○「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果(平成 29(2017)年 2 月 7 日)より

広域連携における「国・都道府県による助言及び支援」については、本研究会の加盟市調査においても、連携中枢都市圏形成に向けた取組状況に関連して、「連携中枢都市圏構想推進要綱」に明記されている、連携中枢都市圏ビジョン懇談会設置の有無のほか、懇談会の構成員や、「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」の設置を含む連携中枢都市圏に関する取組についての国・都道府県の助言及び支援の有無と具体的内容等について調査し、その状況を明らかにしている。

(ポイント)

連携中枢都市圏ビジョン懇談会をすでに設置している（設置するための手続きの過程にある）22 市のうち 18 市は、国・都道府県による市町村に対する助言及び支援（情報提供、連絡調整等）の具体的な内容等について回答している（本報告書 P32 表 15 参照）。

このうち、国・都道府県からの支援について回答した 18 市（ほか 3 市は「特になし」、「無回答」と回答）の、主な回答内容は、「連携中枢都市圏を形成する段階において、事務の進め方などについて、助言をいただいた」、「都市圏ビジョンの策定に関して助言をいただく」、「オブザーバーとして県内の関係の県民局長が参加し、助言を得ている」、「国・都道府県の担当者が、連携中枢都市圏ビジョン懇談会へオブザーバー参加し助言してもらっている」、「国から、連携中枢都市圏ビジョンに掲載する具体的な取組を検討する際に、他地域の先進的な取組を紹介してもらっている」、「県の市町村課と適宜、情報交換を行っている」等であった。

なお、18 市の回答の中には、「国からの助言及び支援等は想定していない」、「国は地方交付税措置。県とは必要に応じた連絡調整を行っているが特段の支援はない。」などの回答も含まれている。

○「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果（平成 29（2017）年 2 月 7 日）より

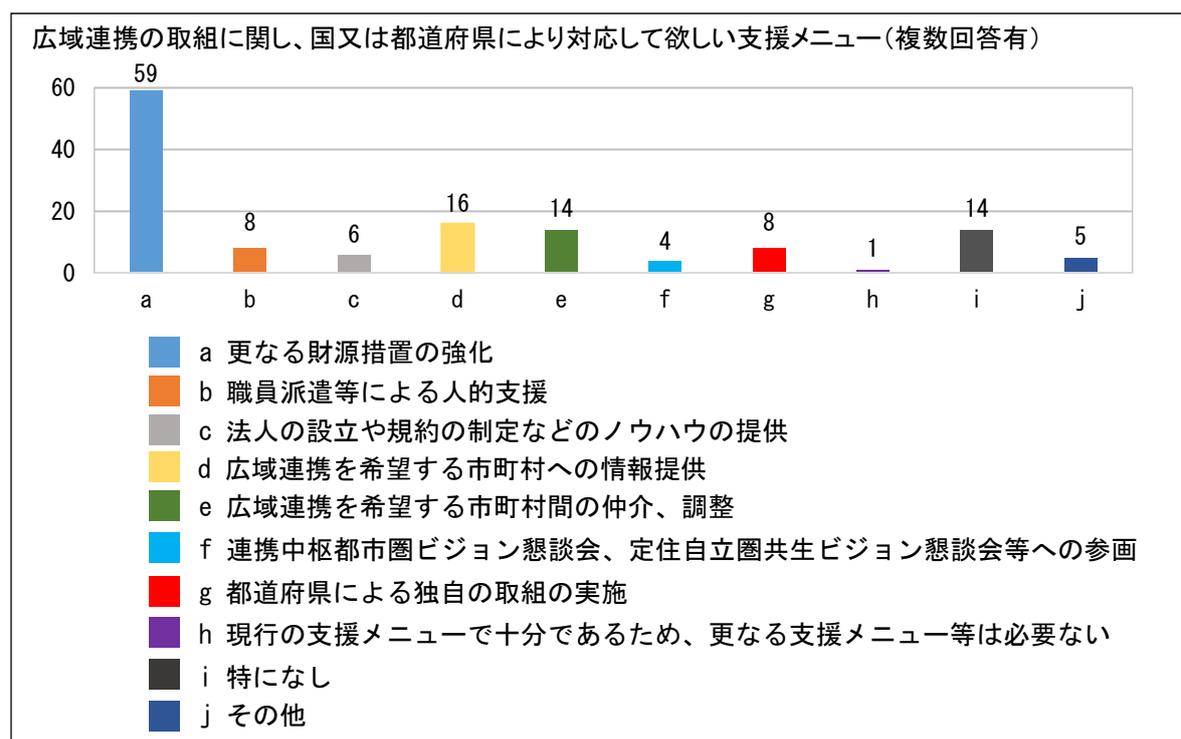
本研究会の加盟市調査においては、広域連携の取組に対する国・都道府県による財政措置等の状況について調査している。

広域連携の取組に対する国又は都道府県からの財政支援の有無と財政措置の内容等のほか、広域連携の取組に対し、国又は都道府県により対応してほしい支援メニューについての調査を行い、その状況を明らかにしている。

（ポイント）

広域連携の取組に対する国・都道府県による財政措置等は、加盟 82 市のうち 26 市が、連携中枢都市圏及び定住自立圏の取組等に対し普通交付税及び特別交付税等の財政措置を受けている（本報告書 P73～76 表 29、30 参照）。

なお、加盟 82 市は、国・都道府県による財政措置等の有無にかかわらず、国・都道府県により対応してほしい支援メニューとして、更なる財政措置の強化（59 市）、広域連携を希望する市町村への情報提供（16 市）等をあげている（本報告書 P79 表 33、下図参照）。



上記加盟市調査結果においては、国は、連携中枢都市及び連携市町村の取組に対し、必要な財政措置を講じるなど、広域連携の取組（連携中枢都市圏、定住自立圏等）に対する財政措置を行っている。今回加盟 82 市が、国又は都道府県から財政措置等の支援を受けているか（複数回答）をみると、「国又は都道府県から財政措置等の支援を受けている」が 26 市、「国又は都道府県から財政措置等の支援を今後受ける予定である」が 5 市、「国又は都道府県から財政措置等の支援を受けていない」が 52 市となっている。

なお、「国又は都道府県から財政措置等の支援を受けていない」52市は、支援を受けていない理由（複数回答）として、「広域連携に関する政策・施策を行っていない（23市）」や「国又は都道府県の財政措置において、適切なメニューがない（16市）」、「現段階では、国又は都道府県の財政措置を受けることが未定である」、「市独自で広域連携の取組を行っており、国又は都道府県による財政措置等を必要としていない」との回答をしている。

また、「その他（8市）」の回答としては、「連携中枢都市圏や定住自立圏の取組を行っていないため」、「連携中枢都市圏や定住自立圏の要件を満たしていない」等の回答があった。

このほか、「国又は都道府県から財政措置等の支援を受けている」26市について、広域連携の取組に対する平成27、28年度の国又は都道府県からの財政措置の内容について調べたところ（複数回答）、「新たな広域連携推進事業」、「連携中枢都市等の取組に関する包括的財政措置」のほか、「定住自立圏中心市等の取組に係る特別交付税」等と回答しており、連携中枢都市圏及び定住自立圏の取組等に対し普通交付税及び特別交付税等の財政措置を受けている。

さらに、加盟82市において、国又は都道府県からの財政措置等の支援を受けている・受けていないに関わらず、広域連携の取組に関し、国又は都道府県により対応して欲しい支援メニュー（複数回答）を調べたところ、「更なる財政措置の強化（59市）」の回答が最も多かった。以下、「広域連携を希望する市町村への情報提供（16市）」や「広域連携を希望する市町村間の仲介、調整（14市）」のほか、「その他（5市）」の回答が多くなっている。

なお、「その他（5市）」の内容では、「各地方自治体の合併の状況（広域連携の相手先であった市町村が合併するなど）への考慮」や、「連携中枢都市圏において、複数の圏域に参画する連携市町村への財政措置の拡充」等を回答している。

以上のことから、連携中枢都市圏では、定住自立圏と比べると、財政措置について改善が図られているものの、広域連携の取組に対する財政措置の一層の拡充が必要であり、国・都道府県による更なる財政措置の検討が期待される。

④ 産官学金労言等の関係者の役割

連携中枢都市圏は、平成26年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージのうち、「地域連携による経済・生活圏の形成」における施策としても位置づけられ、政府として推進することとされている。同戦略では、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、「東京一極集中の是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現」、「地域の特性に即して地域課題を解決」の視点から人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むこととされている。

そして、「まち・ひと・しごと創生」政策5原則に基づき、各施策の効果が特

定の地域・地方、あるいはそこに属する企業・個人に直接利するものであり、国の支援がなくとも地域・地方の事業が継続する状態を目指すとしている。

まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

- | | |
|-------|--|
| ①自立性 | 各施策が一過性の対症療法にとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体、民間事業者・個人等の自立につながる。 |
| ②将来性 | 地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する。 |
| ③地域性 | 各地域の実態に合った施策を支援することとし、各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「地方版総合戦略」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。 |
| ④直接性 | 限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。 |
| ⑤結果重視 | 明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。 |

「しごと」と「ひと」の好循環を更に強固なものにするためには、「まち」の活性化が必要不可欠である。そのためには、各地域の将来を見据えながら、広域的な視点で単独の自治体のみならず地域の実情を的確に捉えた上で、市民をはじめ産官学金労言等の各団体に協力を仰ぎながら、地方創生の名の下に、それぞれが有機的に結びついた地域一丸となった取組（地域の成長産業の育成・支援、地域産品等のブランド力の強化、地域の資源を活用した観光振興、まちづくりに資する取組、移住・定住の促進など）が必要となっている。

このような中、連携中枢都市圏の形成は、意欲ある自治体の自主性に基づくものであり、人口減少社会に的確に対応するためのプラットフォームの役割を担うものと期待されている。

そして、連携協約に基づく具体的な取組を効果的・効率的に推進していくためには、地域の産業・雇用、企業等の技術開発やイノベーション創出等の施策を一体的に立案・推進する必要があるため、多様な関係者や専門家の知見を取り入れる組織を整備し、得られた知見を積極的に活用して、各地域の実情に応じた具体的な取組を推進することが必要となっている。

総務省が制定した「連携中枢都市圏構想推進要綱」（平成28（2016）年4月1日一部改正）においては、「連携中枢都市圏ビジョン懇談会の構成員は、連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更、改訂に当たって関係者の意見を幅広く反映させるため、連携中枢都市圏の取組内容に応じて、産業、大学・研究機関、金融機関、医療、福祉、教育、地域公共交通等、連携中枢都市圏形成に係る連携協約等に関連する分野や機関の代表者や、地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者等に加えて、大規模集客施設、病院等都市機能の集積や強化を検討している施設等の関係者を含めることが望ましい」と明記されており、総務省

が制定した「定住自立圏構想推進要綱」（平成 28（2016）年 9 月 23 日一部改正）においても、同様の内容が明記されている。

また、関係者の一つでもある住民に関しては、「連携中枢都市圏構想推進要綱」において、連携協約の締結に関する留意事項として、「連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に当たっては、地域における合意形成の過程を重視することが必要である。特に、各市町村の住民に対しては、あらかじめ、当該市町村のホームページを含めたインターネット等各種広報媒体や住民説明会等を通じて、当該連携協約案の趣旨及び具体的内容を周知するものとする」と明記されており、「定住自立圏構想推進要綱」においても、同様の内容が明記されている。

今後も連携中枢都市圏施策を推進する上で、住民や企業、住民団体等の多様な主体の意思反映の仕組みや地域における合意形成への工夫がより一層重要となることから、その対応が求められている。

例えば、連携中枢都市圏を進めるトップランナーの一つである福山市は、備後圏域連携中枢都市圏の取組について、圏域住民や事業者に対するアンケート調査や、びんご圏域ビジョン（案）についてのパブリックコメントの実施等を行っている。

このパブリックコメントは、びんご圏域ビジョン（素案）の内容について、圏域の在住・通勤・通学者や圏域に事務所、事業所を有する法人、その他の団体等を対象として実施したのもので、89 件の意見が出され、うち 29 件がびんご圏域ビジョンに反映されている。

同じく連携中枢都市圏を進めるトップランナーの一つである宮崎市は、みやざき共創都市圏の取組について、産官学金労言の代表者により構成される宮崎広域連携推進協議会において意見聴取を実施する、ワークショップを開催するなどして提出された意見を事業化へつなげる取組を行っている。

以上のように、今後の人口減少社会における広域連携の取組においては、自らの自治体だけでは安定的・持続的かつ効率的な行政サービスの提供が厳しい環境となることが見込まれることから、近隣自治体等のリソース（資源）を活用して、地域サービスの維持や地域経済の活性化等の課題に対応しなければならない。さらには、自治体だけではなく、民間や住民をはじめとする産官学金労言等のリソース（資源）を活用して問題の解決を図ることも求められていることから、各圏域で地域の状況を踏まえた独自の民間や住民をはじめとする産官学金労言等のリソース（資源）を活用する仕組みを構築し、機能させることが圏域の発展の成否に大きく影響するものと考えられる。

○千葉市の取組（平成 29（2017）年 1 月 25 日「千葉市現地調査結果」より）

本研究会が現地調査に訪れた千葉市（千葉市・市原市・四街道市による圏域）では、保育所の共同整備等をはじめとする子ども・子育て支援環境の整備等のほか、そのほかの分野についても連携を強化している。経済の分野についても連携が波及し、千葉市、市原市、四街道市の自治体に加えて、各々の商工会議所を含めた 6 者による「千葉経済圏連携調整会議」を設置し、平成 28 年度から具体的な連携事業の取組が展開されている。今後は周辺自治体への展開により、将来的には千葉市・市原市・四街道市、及び県東南部の自治体からなる千葉経済圏の確立を目指すとしている。

（ポイント）

千葉市、市原市、四街道市の 3 市は、保育所の共同整備等をはじめとする子ども・子育て支援環境の整備等のほか、他の事業についても連携の実現に向けて協議しつつ、取組を実施している。（経済分野では、千葉、市原、四街道の 3 市及び 3 市の商工会議所等からなる「千葉経済圏連携調整会議」の設置（平成 28（2016）年度）等の取組）。

【平成 28 年度の経済分野の具体的な取組事例】

- ① 3 市連携 千産千消フェアをそごう千葉店で開催
～見て！来て！食べて！3つの都市の、魅力グルメフェア～
- ② 「19 歳・20 歳限定無料！ゴルフは千葉市・市原市・四街道市で始めよう」
キャンペーン
～プレー代無料のほか、アフターグルメなどのうれしい特典～
- ③ 「はたらくみらいインターンシップ in chiba」の実施
～千葉市・市原市・四街道市内の企業 27 社が参加！～

○倉敷市の取組（平成 29（2017）年 4 月 20 日～21 日「倉敷市現地調査」より）

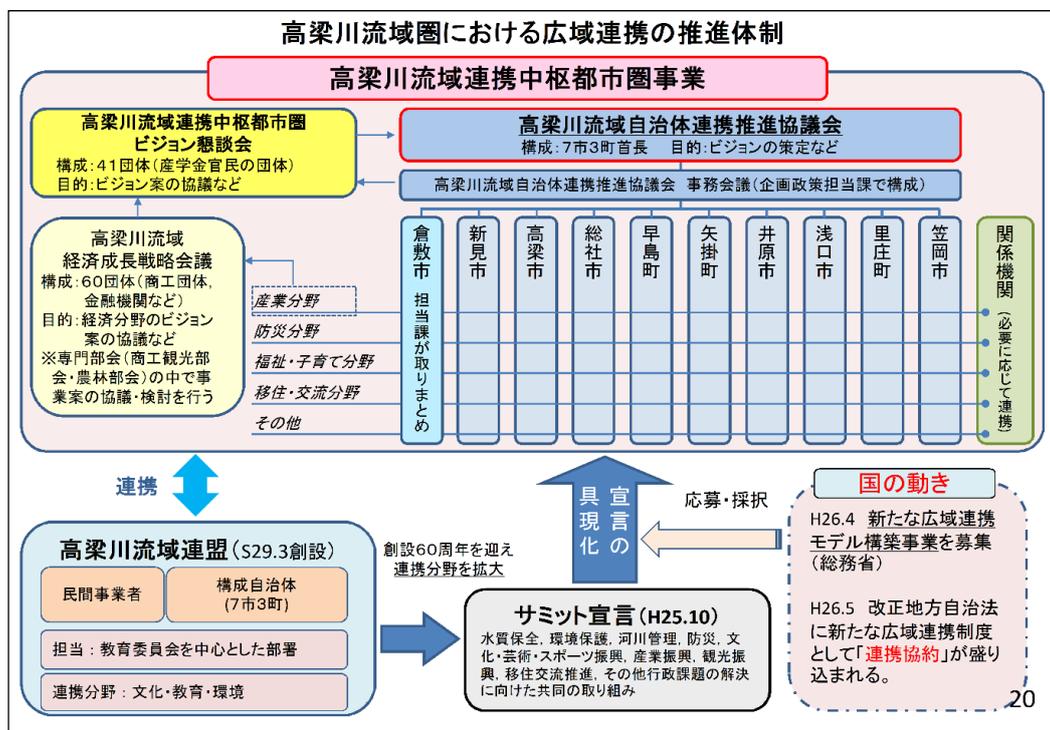
本研究会が、平成 29 年度に現地調査に訪れた倉敷市においては、高梁川流域圏における広域連携の推進体制において、「高梁川流域連携中枢都市圏ビジョン懇談会」の下に、経済成長のけん引役として「高梁川流域圏経済成長戦略会議」を設置（さらにその下に専門部会を設置）し、民間の検討会議（倉敷市担当部署（商工課、観光課等）が出席）にも投げかけて、広く要望意見を募り、施策に反映する取組が行われており、産官学金労言等との連携を通じた施策の検討の事例が見られる。

同戦略会議は、平成 27 年 3 月 27 日に倉敷市と 6 市 3 町による連携協約の締結によりスタートした、高梁川流域連携中枢都市圏構想に基づき、倉敷市が圏域内の商工、農業、観光団体、金融や交通機関、大学、市町などに呼びかけて設置され、平成 27 年 8 月 19 日に初会合が開かれた。同年は 10 月末をめどに、平成 28 年度の事業計画策定に向けて、圏域の経済成長に向けた戦略、事業についてのとりまとめに向け協議するとともに、調査研究が行われた。その後、経済成長戦略会議の各部会での審議の後、事業の集約、実施の優先順位付けなどの作業ほか、ある程度の段階での市長協議等も経て、圏域の成長戦

略における経済分野の事業として固めるという事業を予算編成時期までに行っている。

その後、経済成長戦略会議で取りまとめられた事業は、圏域の10市町による連携事業の指針である「高梁川流域圏成長戦略ビジョン」の2016（平成28）年度実施計画に反映され（平成28年度に向けて約70の事業提案があり、このうち、同戦略会議で決定された8件の新規事業を含む19事業が圏域で実施）、「圏域全体の経済成長」における具体的取組として実施されている。そして、戦略会議は以後、毎年同様のサイクルで活動が行われることとされている。

これらの取組は、産学官民による協議やデータ分析結果を活かした経済成長戦略に基づき、圏域における経済施策を立案し、今後の圏域全体の経済成長につなげるという仕組みが機能しており、同圏域の特徴的な推進体制とも言える。



このほか、同圏域では、様々な地域の特性のある市町が連携することで、圏域の特色を最大限に活かすとともに、農業・商工団体などの各産業分野や大学等高等教育機関、地域金融機関との連携や圏域内で最大の人口規模であり、工業・商業・観光など、地域経済をけん引する倉敷市の持つ各資源を活用するなど、地域の総合力を持って、人口減少・少子高齢化社会への対応を図り、圏域全体の経済成長を目指している。同圏域における成長戦略ビジョンにおいては、産学官学労等との連携事業も多数盛り込まれている。

連携協約に基づき推進する具体的取組（高梁川流域成長戦略ビジョン抜粋）

① 圏域全体の経済成長

高梁川流域経済成長戦略推進事業

産学官民で構成する「高梁川流域経済成長戦略会議」を運営し、圏域の経済成長に向けた調査・研究を実施するとともに、経済成長に向けた戦略、事業について協議する。

データで紡ぐ高梁川流域事業

圏域の自治体等が保有している人口・経済等のデータを一元的に集約し、地域の住民や事業者等がまちづくりやビジネスに活用できるよう加工・分析・ビジュアル化したり、それらを元にAI サービスを構築したりする「仕組み」と「人材」を整備する。将来的には、IoT やAI といった高度データ利活用事業を圏域の基盤産業化する。

高梁川流域圏交流人口状況調査事業（観光）

G P S等のデータの使用やアンケートの実施により、高梁川流域圏の交流人口（観光動態）の状況を調査・分析する。圏域での施策立案に活用する。

高梁川流域観光振興協議会運営事業

各市町や観光協会を構成員とする「高梁川流域観光振興協議会」を設立し、民間の経済活動を圏域観光振興の原動力にする仕組みを構築するとともに、圏域観光情報の発信や圏域の地域資源を活用した商品開発・販路拡大、インバウンドの推進などを行う。

高梁川流域デジタルアーカイブ(M a p・映像)事業

圏域内の大学と連携し、高梁川流域連盟のホームページ内に圏域の文化施設や自然に関する情報等を掲載した高梁川流域M a pを作成する。また、圏域に根付く風習、自然、建築、工芸、食文化等を映像で記録し、W e b上で公開する。

高梁川流域就職面接会等開催事業

圏域内で就職しやすい環境整備に向け、産学官で連携し、U I Jターン就職希望者や新卒者を対象とした圏域合同企業説明会や就職相談会等を開催する。

未来人材育成事業

高校と商工団体（商工会議所・商工会等）・金融機関・大学等が連携して実施する各種ビジネスプランコンテストへの参加やインターンシップ等地域経済活動等にかかわるアクティブラーニングやキャリア教育を支援する。

② 高次の都市機能の集積・強化

高梁川流域学校事業

圏域の大学・企業・各種団体等によるネットワーク組織によって、高梁川流域の自然、歴史・文化、産業、町並み、人などを地域の学びのコンテンツとして、企業研修等を実施。圏域の将来を担う人材育成とコミュニティの意識向上を図る。

高梁川流域圏交流人口状況調査事業（通院・買い物等）

G P S等のデータの使用やアンケートの実施により、高梁川流域圏の交流人口（通院・買い物等の動態）の状況を調査・分析する。圏域での施策立案に活用する。

③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

地域医療普及啓発促進事業

対話型講演会など圏域内の医療機関と連携した取組を通じて、医療の機能分化に対する知識を深め、適切な地域医療環境の構築を図る。

大学連携推進事業

高梁川流域圏域に居住・通勤・通学している者を対象に大学連携講座を実施する。

中高年健康スポーツ推進事業

圏域内の大学と連携し、運動にスポーツ医学を取り入れた「中高年健康スポーツ教室」を実施するなど、高齢者等の健康増進に向けた取組を推進する。また、圏域内の職員の資質向上を図り、健康課題を踏まえた事業展開等を検討する会議を開催する。

大学等による地域貢献促進事業

大学が持つ知識や技術の地域への還元、また、学生が地域と関わり、愛着・誇りの醸成や定住促進等に結び付く取組を実施する。

○「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果(平成 29(2017)年 2 月 7 日)より

広域連携における「産官学金労等の関係者の役割」については、本研究会の加盟市調査においても、連携中枢都市圏ビジョン懇談会設置の有無のほか、懇談会の構成員等について調査し、その状況を明らかにしている。

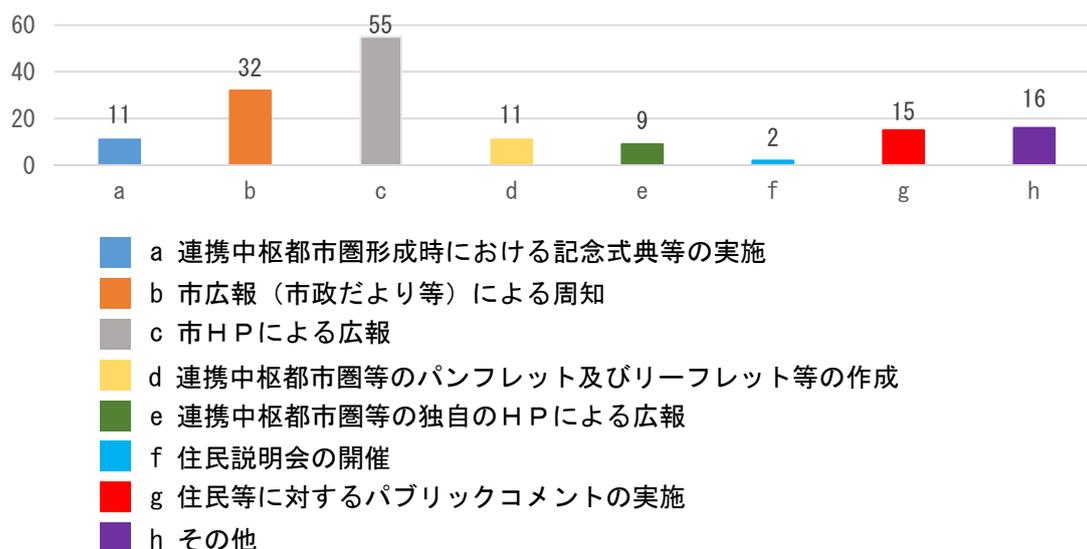
(ポイント)

「連携中枢都市圏構想推進要綱」(平成 28(2016)年 4 月 1 日一部改正)において、圏域内の関係者の意見を幅広く反映させるために定められた連携中枢都市圏ビジョン懇談会は、産業、大学・研究機関、金融機関等の幅広い分野の構成員からなっている(本報告書 P31 表 14 参照)。

「定住自立圏構想推進要綱」(平成 28(2016)年 9 月 23 日一部改正)における定住自立圏共生ビジョン懇談会は、どのような方が構成員となっている(なる予定である)かをみると、連携中枢都市圏ビジョン懇談会の構成員分野における産官学金労言等の関係者と、同様の内容となっているが、医療機関、産業等生活機能の強化に関連する回答が比較的多く見られる(本報告書 P68 表 22 参照)。

また、加盟 82 市において、広域連携における住民に対する周知等は、加盟 82 市のうち 61 市において実施(実施する予定)しており、市のHPによる広報(55 市)及び市政だより(32 市)等において周知している。その他、住民等に対するパブリックコメントの実施(15 市)、連携中枢都市圏形成時における記念式典等の実施(11 市)、住民説明会の開催(2 市)及び連携中枢都市圏等のパンフレット及びリーフレット等の作成(11 市)等により、周知を行っている(本報告書 P72 表 27、28、下図参照)。

住民に対する周知等の手段(複数回答有)



上記加盟市調査結果においては、加盟 82 市において、総務省が定めた「連携中枢都市圏構想推進要綱」(平成 28(2016)年 4 月 1 日一部改正)を踏まえ、連携中枢都市圏域内の関係者の意見を幅広く反映させるため、産官学金労言等の関係者を構成員とした連携

中枢都市圏ビジョン懇談会を設置しているかどうかをみると、「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」をすでに設置している」が21市、「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」を設置するための手続きの過程にある」が1市、「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」を設置することを検討している」が12市、「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」を設置する予定はない」が48市となっている。

さらに連携中枢都市圏ビジョン懇談会をすでに設置している（設置するための手続きの過程にある）22市の構成員分野（複数回答）をみると、「産業（22市）」や、「大学・研究機関（22市）」、「金融機関（22市）」、「行政機関（18市）」等の分野が多くなっている。続いて「医療機関（14市）」、「地域公共交通（13市）」、「福祉（12市）」、「地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者（12市）」が多く、「教育（9市）」、「報道機関（7市）」、「労働団体（5市）」、「その他（4市）」となっている。

なお、「その他（4市）」では、消費者団体や移住・定住者、観光団体、各連携市町選出委員との回答があった。

連携中枢都市圏ビジョン懇談会の構成は、定住自立圏共生ビジョン懇談会の構成員分野とほぼ同じ構成となっているが、中心市の規模が大きいこともあり、金融機関、地域公共交通、報道機関も含むと回答した市が多くあったことに特徴が見られた。

一方、加盟市調査において、「定住自立圏をすでに形成している」と回答した6市において、総務省が定めた「定住自立圏構想推進要綱」（平成28（2016）年9月23日一部改正）における移住自立圏共生ビジョン懇談会について、構成員分野（複数回答）をみると、連携中枢都市圏の連携中枢都市圏ビジョン懇談会の構成とほぼ同様の内容となっているものの、特に「医療機関（6市）」、「産業（5市）」等生活機能の強化に関連する分野の回答が比較的多く見られる一方で「報道機関」「労働団体」はなく、圏域の規模も影響しているものと考えられる。なお、「その他（2市）」については、「交流・移住人材」、「環境」となっている。

このほか広域連携における住民に対する周知等の状況についても調査している。加盟82市において、広域連携の取組に関し住民に対する周知等の実施の有無（複数回答）をみると「住民に対する周知等を実施している」が56市、「住民に対する周知等を実施する予定である」が5市、「住民に対する周知等を実施していない」が22市となっている。

広域連携の取組における住民に対する周知等を実施している（する予定である）61市の取組は、「市HPによる広報（55市）」や、「市広報（市政だより等）による周知（32市）」のほか、「住民等に対するパブリックコメントの実施（15市）」、「連携中枢都市圏等のパンフレット及びリーフレット等の作成（11市）」、「連携中枢都市圏形成時における記念式典等の実施（11市）」、「連携中枢都市圏等の独自のHPによる広報（9市）」、「住民説明会の実施（2市）」、「その他（16市）」となっている。

なお、「その他（16市）」では、それぞれの広域連携の仕組み（一部事務組合、広域連合等）における独自のHPによる広報のほか、議会だより、市議会への報告等を行っている」と回答している。

⑤ まとめ

ア 人口減少社会、少子高齢化社会の到来と都市の対応

現在我が国は、急速な人口減少社会、少子高齢化社会の到来により、このままでは、従来の「均衡ある国土の発展」の考え方では、人口減少時代の国土構造は構築できないことが明らかである。また、基礎自治体は人口と税収の減少を前提に、多様化・高度化する住民ニーズに対応した自治体経営が求められており、今まで以上に広域連携に取り組み、さらにこれまで想定されなかった分野においても連携に取り組まなければならない。

これは小規模な自治体や地方圏の自治体のみではなく、人口規模が大きい大都市圏の自治体においても直面する喫緊の課題と言える。

なお、今後の広域連携の取組には、従来の組合方式ではなく、定住自立圏や連携中枢都市圏といった圏域の形成が示され、当該圏域の広域連携の仕組みは、地方自治法の連携協約や事務の代替執行のほか、機関等の共同設置や事務の委託といった機能的な共同処理方式の活用が有効とされている。

また、三大都市圏の自治体においては、連携協約に基づく、水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組が有効とされ、その推進に期待が寄せられている。

一方、これまでの市町村合併により自治体数は減少し、市町村の平均人口は約7万人、面積は216.7㎢と行政体制の整備が進展した。また、大都市の増加、地方分権改革の進展等により、都市の果たす役割は拡大し、大都市においては、都道府県内における市町村の処理する事務の領域は比較的大きいと言える。

さらに三大都市圏に総人口の約半数が居住し、人口の約8割が人口5万人以上の都市に生活する状況から、我が国における都市関連施策が重要性を増している。

市町村の規模能力が一層の多様化を見せる中、都市自治体は既に生活に必要な都市機能を持ち、相当の規模と地域における中核性を備える都市もある。さらに小規模市町村と同じノウハウを持ち、財源、人材が集中しているとされる。

このため、人口減少等の我が国の抱える諸課題の解決に向け、各都市が周辺の市町村をけん引して地域経済を活性化し、経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにすることが求められており、そのための方策として、「都市を中核とする広域連携」に期待が寄せられている。

国においても、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などにおいて、定住自

立圏構想に続き、連携中枢都市圏構想による広域連携の推進を明確に打ち出すとともに、新たな広域連携の取組を推進するため、積極的な支援（総務省による新たな広域連携促進事業などのほか、各府省庁による財政支援）を実施している。

このような結果、自治体間の連携への取組は進展し、平成 30 年 1 月 10 日現在、全国で 24 の連携中枢都市圏（119 の定住自立圏、29 年 12 月 1 日現在）が形成されるなど、広域連携の取組が広がりを見せている。

定住自立圏の取組では、平成 28 年 10 月 1 日現在で、取組後（共生ビジョン策定後）5 年が経過した 50 圏域について、取組前と直近 5 か年の住民基本台帳上の人口の社会動態について集計が行われ公表されている。調査の結果、6 圏域（12.0%）で社会増。35 圏域（70.0%）で社会減が縮小している。このほか社会減が拡大している圏域も 9 圏域（18.0%）あった。これらの成果には積極的な定住自立圏における取組のみならず、各市の他の施策との相乗効果も影響したとされるが、定住自立圏の取組について一定の効果が認められている。

このほか、全国に先駆けて連携中枢都市圏を形成した圏域においては、取組開始から 2 年以上が経過し、具体的な成果も現れはじめている。

播磨圏域連携中枢都市圏では、企業誘致環境のポテンシャルに関する調査や企業誘致パンフレットを共同作成。姫路市においては、企業誘致に際し、企業ニーズに合わせて連携市町の情報（土地情報・優遇制度）も提供。姫路市単独で実施した企業誘致活動では面積条件を満たす工場適地がなかった企業に対して、圏域内の宍粟市の情報を紹介し、立地が決定している。

また、高梁川流域連携中枢都市圏では、圏域と三大都市圏間の社会動態の改善を目標のひとつに掲げ、移住・定住施策を推進。圏域内への移住検討者を対象とした「お試し住宅」では、約 1 年半の運用で、20 組・45 人の移住に繋がったほか、圏域内の保育士確保等を目的に、保育士・保育所支援センターを設置運営。コーディネーターを配置し、圏域の認可保育所での就労希望者（潜在保育士）を対象とした再就職支援等各種研修を実施。これまでに約 90 名（平成 27 年度に約 30 名、平成 28 年度に約 60 名）が就職・復職している。

現在、新たな連携中枢都市圏形成の動きもあり、連携中枢都市圏を通じた自治体間連携のさらなる進展が見られる一方、圏域形成のトッランナーにおける具体的成果の現れは、今後の全国の各圏域におけるさらなる成果を期待させるものと言える。

なお、総務省による定住自立圏（平成 29 年 12 月 1 日現在）、連携中枢都市

圏（平成30年1月10日現在）の取組状況資料をもとに本研究会が調べたところ、全国814市区のうち、定住自立圏を展開（圏域の形成に参加）している市は、171市となっている。これは、全体の21%に該当する。

また、定住自立圏の取組は比較的全国を網羅したものであるが、その取組には地域的な特色もある。

比較的取組が進んでいる都道府県（圏域を構成している市数、割合）は、鳥取県（4市、100%）、青森県（8市、80.0%）、高知県（7市、63.6%）島根県（5市、62.5%）、栃木県（7市、53.8%）、新潟県（10市、50.0%）、北海道（17市、48.6%）、秋田県（6市、46.2%）、山形県（6市、46.2%）、などとなっている。

一方で、圏域の形成が少ない都道府県は、富山県、石川県、福井県、和歌山県での形成はなく、静岡県（1市、4.3%）、広島県（1市、7.1%）、山梨県（1市、7.7%）、長崎県（1市、7.7%）、群馬県（1市、8.3%）、沖縄県（1市、9.1%）などとなっている。

なお、三大都市圏とされる区域では、東京都、神奈川県、大阪府、京都府での形成はなく、埼玉県（2市、5%）、千葉県（1市、2.7%）、愛知県（4市、10.5%）、三重県（6市、42.9%）、岐阜県（1市、4.8%）、兵庫県（11市、37.9%〔重複含む〕）、奈良県（1市、8.3%）と続いている。

これらの県は、市町村数や人口が少ない県や、市町村合併が大きく進んだ県、三大都市圏近郊の比較的裕福な県などが該当しているといえる。

なお、定住自立圏の形成については、沖縄県や北海道、島根県といった過疎振興対策に手厚い団体において消極的なわけではなく、積極的に圏域の形成が行われている団体も多く見られる。

次に、連携中枢都市圏について見ると、現在、取組を推進（圏域の形成に参加）している市は、103市となっている。これは、全814市区の12.7%に当たる。

また、連携中枢都市圏の取り組みに参加する市数をブロック別（本会部会別）に見ると、北海道での形成はなく、東北4市、北信越21市、東海5市、近畿7市のほか、中国35市、四国6市、九州27市となっており比較的西日本での取組が多く見られる。

さらに、定住自立圏の取り組みがなかった富山県、石川県で連携中枢都市圏の形成が見られたほか、定住自立圏の取組市数が少なかった静岡県、岡山県、広島県、山口県のほか、香川県で連携中枢都市圏形成の動きが見られる。さらに岡山県では、県下15市中14市が3つの圏域に属し、広島県では県下14中12市が2つの圏域に属し、さらに山口県では県下13市中9市が3つの

圏域に属するなど取り組みが進んでいる状況が明らかになった。

これらの定住自立圏〔中心市は5万人程度、地方圏の人口流出を食い止める「ダム機能」の確保を目的〕、連携中枢都市圏〔中心市は、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市（人口20万人以上）、「一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点」を構築〕の取組は、それぞれの特徴により形成されるものの、両者を通じて自治体間の連携を促進し、各県内の都市自治体を広くカバーする傾向が見られる。

定住自立圏及び連携中枢都市圏に取り組み市（圏域の構成市）一覧

	定住自立圏構成市	連携中枢都市圏形成市
北海道	函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、稚内市、士別市、名寄市、滝川市、砂川市、富良野市、登別市、伊達市、北斗市〔12圏域に17市〕	
青森県	弘前市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市〔4圏域に8市〕	八戸市〔1圏域に1市〕
岩手県	北上市、奥州市、一関市〔2圏域に3市〕	盛岡市、八幡平市、滝沢市〔1圏域に3市〕
宮城県	石巻市、東松島市、大崎市〔2圏域に3市〕	
秋田県	能代市、横手市、大館市、由利本荘市、湯沢市、大仙市〔6圏域に6市〕	
山形県	山形市、鶴岡市、酒田市、新庄市、上山市、天童市〔4圏域に6市〕	
福島県	白河市、喜多方市、南相馬市〔3圏域に3市〕	
新潟県	長岡市、新発田市、小千谷市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、魚沼市、南魚沼市、胎内市〔6圏域に10市〕	新潟市、三条市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市〔1圏域に6市〕
富山県		富山市、高岡市、射水市、滑川、水見市、砺波市、小矢部市、南砺市〔2圏域に8市〕
石川県		金沢市、白山市、かほく市、野々市市〔1圏域に4市〕
福井県		
長野県	上田市、飯田市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、佐久市、東御市〔6圏域に8市 他県との圏域の構成、重複含む〕	長野市、須坂市、千曲市〔1圏域に3市〕
東京都		
神奈川県		
山梨県	北杜市〔1圏域に1市 他県との圏域の構成、重複含む〕	
茨城県	水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、結城市、〔2圏域に6市 他県との圏域の構成、重複含む〕	
栃木県	栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市、下野市〔6圏域に7市 他県との圏域の構成、重複含む〕	
群馬県	伊勢崎市〔1圏域に1市〕	
埼玉県	秩父市、本庄市〔2圏域に2市〕	
千葉県	旭市〔1圏域に1市〕	
静岡県	浜西市〔1圏域に1市〕	静岡市、島田市、袋井市、藤枝市、牧之原市〔1圏域に5市〕
愛知県	刈谷市、西尾市、知立市、高浜市〔2圏域に4市〕	
三重県	伊勢市、松阪市、伊賀市、鳥羽市、いなべ市、志摩市〔4圏域に6市 他県との圏域の構成、重複含む〕	
岐阜県	美濃加茂市〔1圏域に1市〕	
大阪府		
京都府		
滋賀県	彦根市、東近江市、長浜市〔3圏域に3市〕	

兵庫県	洲本市、豊岡市、たつの市、赤穂市、西脇市、養父市、朝来市、淡路市、宍粟市、加西市、加東市〔5圏域に11市〕	姫路市、相生市、加古川市、たつの市、高砂市、加西市、宍粟市〔1圏域に7市〕
奈良県	天理市〔1圏域に1市〕	
和歌山県		
鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市〔3圏域に4市 他県との圏域の構成、重複含む〕	
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市、安来市〔4圏域に5市 他県との圏域の構成、重複含む〕	
岡山県	津山市、備前市〔2圏域に2市 他県との圏域の構成、重複含む〕	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤松市、真庭市、津口市〔3圏域に14市 他県との圏域の構成、重複含む〕
広島県	庄原市〔1圏域に1市〕	広島市、尾道市、呉市、福山市、三原市、府中市、大竹市、竹原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市〔2圏域に12市 他県との圏域の構成、重複含む〕
山口県	山口市、萩市、長門市〔3圏域に3市〕	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、柳井市、美祿市、山陽小野田市〔3圏域に9市 他県との圏域の構成、重複含む〕
徳島県	徳島市、小松島市、阿南市〔2圏域に3市〕	
香川県	丸亀市、善通寺市〔1圏域に2市〕	高松市、さぬき市、東かがわ市〔1圏域に3市〕
愛媛県	今治市、宇和島市〔2圏域に2市〕	松山市、伊予市、東温市〔1圏域に3市〕
高知県	高知市、宿毛市、四万十市、土佐清水市、南国市、香美市、香南市〔2圏域に7市〕	
福岡県	大牟田市、田川市、柳川市、八女市、豊前市、みやま市〔3圏域に6市 他県との圏域の構成、重複含む〕	北九州市、久留米市、直方市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小都市、うきは市、宮若市〔2圏域に10市〕
佐賀県	唐津市、伊万里市〔2圏域に2市〕	
長崎県	五島市〔1圏域に1市〕	長崎市〔1圏域に1市〕
熊本県	八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、天草市、菊池市〔7圏域に7市 他県との圏域の構成、重複含む〕	熊本市、宇土市、宇城市、合志市〔1圏域に4市〕
大分県	中津市、日田市、豊後高田市、宇佐市〔2圏域に4市 他県との圏域の構成、重複含む〕	大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市〔1圏域に7市〕
宮崎県	都城市、延岡市、小林市、日向市、えびの市〔4圏域に5市 他県との圏域の構成、重複含む〕	宮崎市〔1圏域に1市〕
鹿児島県	薩摩川内市、鹿屋市、指宿市、南さつま市、垂水市、曾於市、志布志市〔5圏域に7市 他県との圏域の構成、重複含む〕	鹿児島市、いちき串木野市、日置市、姶良市〔1圏域に4市〕
沖縄県	宮古島市〔1圏域に1市〕	
	171市（うち重複して複数圏域を構成6市）	105市（うち重複して複数圏域を構成4市）

※下線は、圏域の中心市
 ※総務省「全国の定住自立圏構想の取組状況について」及び「連携中枢都市圏の形成の動き」をもとに本研究にて資料加工

最後に、定住自立圏、連携中枢都市圏のいずれかの取組を推進（圏域を構成）している市を見ると、全体で266市〔（定住自立圏の形成171市、連携中枢都市圏形成105市（うち、定住自立圏、連携中枢都市圏の形成に重複して

参加10市)〕となっている。

これは、全814市区の32.7%となっている。今後も連携中枢都市圏の形成が予定されていることから、両圏域の形成を通じて自治体間連携に取り組む都市自治体は増加すると言え、その範囲は拡大し、より多くの自治体をカバーするものと考えられる。

さらに三大都市圏等の自治体による水平的・相互補完的、双務的な役割分担に基づく連携が進捗するならば、広域連携の取り組みはより広がりを見せるものと考えられる。

しかし、一方で、連携中枢都市圏の形成等広域連携における課題・問題点も指摘されている。新たな広域連携委託事業からは、「関係市町村との合意形成」、「議会、民間、地域の関係者の理解」、「具体的な連携のイメージ」などへの課題が指摘されていた。課題の解決策としては、「関係市町村長等への丁寧な説明」、「粘り強く協議を行い信頼関係の醸成に努める」、「議会に対し連携の取組に対する必要性を丁寧に説明」、「関係団体と情報を共有し制度の説明を丁寧に行う」、「住民への周知啓発の実施」などが報告されていたが、本研究会加盟市調査からも、ほぼ同様の結果が得られている。

このほか、本研究会の加盟市調査、現地調査結果からは、圏域の中核市が連携協約締結に向けて、周辺市町村に対し連携の必要性を粘り強く丁寧に説明した事例や、圏域施策の立案に関して、自治体だけではなく、圏域内の関係団体からも事業提案を募り、事業化に向けた検討を実施している事例など、各圏域の積極的な取組が明らかになっている。

これらの結果から、広域連携中枢都市圏の形成及び施策の推進、さらに圏域の維持発展のためには、関係自治体及び住民をはじめ関係団体等各主体の相互理解と信頼の醸成が極めて重要であると言える。

このため、連携中枢都市は、連携中枢都市宣言書の作成に当たって、近隣の市町村の意向に十分な配慮を行う必要がある。また、連携中枢都市圏形成に係る「連携協約」に規定される連携中枢都市の市長と連携市町村の長との定期的な協議が極めて重要と考える。定期的な協議が、両者の間の丁寧な調整を担保し、取組状況に関する情報を共有するとともに、双方住民の意見反映にもつながる重要な機会になると考えられる。

このほか、連携中枢都市圏ビジョンに関する連携市町村との協議等についても同様である。宣言連携中枢都市は、連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更に当たっては、各連携市町村に関する部分について当該市町村と個別に十分な協議を重ねたうえで行うものとするとして、また、圏域の市町村職員の交流推進その他連携中枢都市圏ビジョンに基づき具体的取組を実施するう

えで必要な事項についても、各連携市町村と十分協議を行うものとすると考えられている。

さらに、関係自治体及び関係団体等各主体の相互理解、意見反映の場として「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」が重要であるが、今後の人口減少社会においては、自治体だけではなく、民間や住民をはじめとする産官学金労言等の資源を活用する仕組みを構築し機能させることが圏域の発展にも大きく影響すると考えられる。

広域連携に関わる関係者（都市（首長）議会（議員）、産官学金労言等）がそれぞれの立場において、懇談会等で今後の圏域の方向性について議論を重ねることで、広く地域の将来像とイメージが描かれる。そして各関係者が有機的に結合したネットワークが形成される時、圏域の成果が現れるものと考えられる。

このほか、広域連携の課題及び問題の解決には、具体的取組の期間を定めるとともに、毎年度、広域連携に関わる関係者（連携中枢都市圏ビジョン懇談会など）において、事業の進行管理、フォローアップを行い、成果指標（KPI）の推移を踏まえ、連携事業における所要の変更を行うことや、各自治体による広域連携の取り組みに関する住民への広報・周知、意見照会方法の充実が望まれる。

広域連携は基礎自治体の持続可能な行政サービスの提供のためには必要不可欠なものであり、今後も地方圏、三大都市圏において、地域が有する都市的な機能の魅力、自然環境の魅力等を高め、共通の課題を解決するなど、より自由度の高い、多面的な広域連携の取組の進展が期待されている。

イ 議会（議員）の役割

人口減少社会において増大する合意形成が困難な課題について民主的に合意形成を進めていく上で、議決による団体意思の決定機能をはじめとして、監視機能や政策形成機能等を担う議会の役割は重要である。

また、現在進行する「まち・ひと・しごとの創生」においては、「しごと」、「ひと」、「まち」の間における自律的かつ持続的な好循環の確立につながる施策の展開が求められており、その推進には、日頃より住民目線での活動を行い、住民の生活実態に接しつつ、地域全体を広く見渡すことができる議員に期待されるところが大きい。

さらに広域連携においても、議会の役割が重要といえる。

人口減少社会においては、より簡素で効率的、柔軟な自治体間連携が求められる中、平成 26（2014）年の地方自治法の改正により創設された、連携協

約の活用が有効な手段と考えられるが、連携協約の締結には、関係市町村の議会の議決が必要となっている。

連携中枢都市圏の形成に関する連携協約においては、「連携市町村の名称」、「連携中枢都市圏形成の基本的な目的」、「連携中枢都市及び連携市町村が、様々な分野で連携を図る旨の基本方針」、「連携する取組」など、少なくとも7項目を規定するものとされている。そのため、連携中枢都市圏の形成及び基本的な取組と執行等に対し、議会の議決を経ることで、議会を通じた民主的な統制が確保されている。一方、関係自治体の議会は、住民代表として、議決に至る審議のさらなる充実が期待されている。

また、住民の負託を受けた議会に対しては、圏域での取組について委員会を設ける等により不断のチェックが求められている。そのためには、圏域の取組状況について関係市町村で情報を共有する仕組みを連携協約の中に規定する等の、事務の適正な執行の確保のための措置が必要と考えられる。

このほか圏域の取り組みに関し、議会は自らの地方公共団体の執行機関に説明を求めることが基本であるが、他の市町村の関係職員に出頭を求めて意見を聴く仕組みの構築や、近隣市町村の事務を受託した団体が委託団体に対し事業評価を提出する仕組みの構築等も有効と考えられる。

また、二元代表制の下で団体意思を決定し、執行機関を監視する役割を担う議会は、広域連携の取組に関し、住民に対する説明責任を果たすため、関係市町村議会それぞれにおいて、適切な監視・統制の手法を規約等に盛り込むことも必要と考えられる。

このほか今後の広域連携においては、各市議会の議会改革のさらなる進展も重要と言える。

最近の議会改革では、政策づくりや条例づくり、自治体の意思決定のプロセスを明らかにし、住民と対話を行う「住民に近い議会」の取組が広がりを見せる中、その取組は広域連携における住民等の自治の確保に貢献するとともに、広域連携の形成、維持・発展において必要な、各自治体、当該自治体住民など関係各主体との信頼関係の醸成にも必要な取組と言える。

各自治体住民のために行われた議会改革の様々な成果を踏まえ、これをさらに圏域の取り組みに発展させることにより、共通の政策課題を抱える自治体との連携、補完し合う関係の連携等、様々な広域連携の取組にも資すると考えられる。

さらに議会（議員）にとっては、行政視察（常任委員会の所管事務調査等）の活用も重要と考えられる。

委員会が抱える行政諸課題の解決又は事務事業の比較調査、政策研究のた

め、先進的な取り組みを実施している他市町村への行政視察を、圏域内の課題に対しても、積極的に実施すべきと考える。様々な知見を得て、得られた知見を活用することで、連携協約に基づく事務の審議（締結・変更等）に際し、①付託議案の審査に活かす、②所属議員が特定の調査事項について委員会としての意見を議案等として提出する、③執行機関を監視し、チェックする等の役割を果たすことなどが期待される。

さらに、行政視察は、連携する自治体との信頼の醸成においては、顔の見える関係の構築にも貢献するものと考えられる。

なお、本研究会加盟市調査からは、地方自治法第96条第2項による広域連携に関する計画の策定等を議決事件に追加している事例が見られるとともに、常任委員会における広域連携による所管事務調査（行政視察を含む）のほか、特別委員会における広域連携に関する政策・施策等の審査（調査、研究）も行われるなど、議会としての積極的な広域連携への関与も明らかになっている。さらに圏域の議員連盟による、勉強会・交流会のほか県や国に対する決議、要望活動なども行われており、議員としての活動も活発となっていることが明らかであり、今後も更なる充実が望まれる。

このほか、今後は議員の調査研究や政策立案を支援するための議会事務局の充実も重要と考えられる。具体的には政策法務に精通した職員の確保のほか、議会図書室の充実・機能強化（蔵書の充実、情報提供、図書館連携）も重要と考えられる。

特に制度上、議会を支えるインフラとして期待される議会図書室であるが、都道府県レベルでも小規模な図書室が多く、蔵書や限られた人員などの体制面で多くの課題を抱えているとされる。

このような中、執行部以外の議会独自の情報源として「強い議会」を支える議会図書室を確立することで、議会の政策立案機能向上に貢献することが極めて重要と考える。

議会図書室の限られた面積、予算の課題については、外部機関〔公立（県立、市立）図書館や大学図書館のほか、近隣自治体の公立図書館及び議会図書室〕との連携を展開することにより、専門的な蔵書など資料・情報源の整備状況を補完することも考えられる。さらに、議会図書室（大学図書館、公立図書館）のレファレンス機能の活用により、議員の調査・研究において、司書等からの異なった切り口からの検索方法や、新たなキーワードの情報提供を活用して、議会での質疑・一般質問の作成など、政策立案への活用が期待される。

ウ 新たな広域連携の動き

このほか、近年は、隣接していない市区町村の連携（遠隔型連携）の形も注目されている。

遠隔型連携が求められる背景には、自治体を取り巻く厳しい環境の変化がある。超高齢社会・人口減少社会において、高齢化対策・少子化対策、インフラの維持・更新をはじめとして自治体の仕事は増加傾向にある。各自治体は行政ニーズの増大に対応していくために、資金・人材・施設・専門知識等のリソース（資源）のさらなる有効活用を図っていくことが必要となっており、隣接する市町村との連携のほか、対応力を強化するため、離れた地域の自治体のリソース（地域資源）や特性、機能を有効活用して行政サービスを提供するという遠隔型連携についても積極的に検討を始め、取り組む事が求められている。

また、ネット社会の到来がある。パソコンやスマートフォンを使い、ネット上から情報収集をし、コミュニケーション等を行うことが容易になっており、遠隔地の自治体同士においても、コミュニケーションや連絡がとりやすくなったため、地理的制約を超えて様々な遠隔型連携の余地、可能性が広がっている。

平成7（1995）年の阪神・淡路大震災や平成23（2011）年の東日本大震災を契機として、防災分野での遠隔型連携が進展。福祉の分野においても、遠隔地の自治体同士の課題を相互に解決する動きも見られる。

このほか、環境の分野等においても遠隔連携の動きが見られるとともに、今後はさらに大都市部の自治体と地方部の自治体同士の遠隔型連携の可能性も指摘されている。さらに、今後は連携を単位とする遠隔型連携（近隣型広域連携同士の遠隔型連携など）も期待されており、地方創生を推進する上でも重要な取り組みとなることが期待されている。

一方、遠隔型連携は様々なリスク、困難を抱えている。

まず、構成自治体が置かれる環境条件が異なっていることから、共通の政策課題を探り出し、相互補完関係を構築することは容易ではない。

また、職員が相互の行財政状況に関する情報を収集するコストや連携関係を構築・維持するための調達コストは相対的に高い。

このほか、担当職員の人事異動に伴い、個人的な関係が切れてしまうリスクが相対的に高いほか、首長同士の個人的な関係を前提に遠隔型連携が組まれている場合には、首長の交代に伴う連携関係の希薄化を招くリスクも抱えている。

さらに、連携するそれぞれの自治体の住民同士が相互に交流する機会が限

定されているため、連携関係を構築・維持する上での住民の理解や関心を高めることが相対的に難しい。

これらの課題への改善策は、まず、各自治体の行政担当局が住民に対して積極的な働きかけを行い、連携関係を構築・維持する上での住民の理解や関心を高める必要がある。

また、近年のネット社会の特質を踏まえた広域連携の構築により、自治体間の距離の制約を解消し、財政負担の軽減に貢献する。

さらに、遠隔連携する自治体数や、それぞれの自治体が果たす役割も様々な形態が想定されることから、平成 26（2014）年に地方自治法の一部改正により導入された、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約制度の活用も考えられる。

遠隔型連携の取組において、地方自治法の規約に基づく共同処理方式の規約や連携協約により、議会の承認を得ることにより団体意思としての正当性を認めることで、取組の継続性を確保する方式も検討に値すると考えられる。

エ 終わりに

現在、我が国は急速な人口減少・少子高齢化が進展し、その流れは今後も続くことが予測されており、将来にわたって活力ある日本社会を維持し豊かな国として発展できるのか、重要な岐路にさしかかっている。

このような中、多くの近隣住民の就業、通学場所となり、病院、公共交通機能等様々な生活機能を提供するなど、重要な役割を担う都市であるが、直面する諸課題は、地方、大都市圏に関わらず、人口減少・少子高齢化社会の進展など社会情勢の変化が広く影響している。

厳しい環境の下にあっても、都市自治体は、住民サービスの維持・向上を図るとともに、地域経済の維持・活性化を図っていかなければならない。そのためには選択と集中を徹底し、さらなる行財政改革に取り組むことが求められるとともに、単独では対応できない事務だけでなく、対応できる事務であってもより効果的・効率的な対応を図るため、他の自治体との広域連携の方策を探ることが求められている。

なお、これまで各自治体は一部事務組合及び広域連合、協議会、機関等の共同設置、事務の委託などの制度を活用して相当の成果を上げてきたとされるが、今後はより簡素で効率的、弾力的な広域連携の展開が求められている。

このため、機能的な共同処理方式とされる協議会、機関等の共同設置、事務の委託のほか、連携協約制度の活用が重要となっており、これらを通じた、隣接、圏域、遠隔型の自治体連携に取り組まなければならない。

これまで経験をしたことがない本格的な人口減少・少子高齢化時代の到来において、今後の自治体像を描くことは容易ではない。しかし、広域連携は基礎自治体が持続可能な行政サービスの提供のためには避けては通れない重要な課題となっている。

国においては、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への過度な人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを喫緊の課題と位置づけ「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で定住自立圏や連携中枢都市圏の形成といった市町村間の連携を推進することを明記しており、市町村の行政区を越えた広域連携の取組、さらに「都市を中核とする広域連携」は今後ますます重要性を増していくと考えられる。

人口減少の波は、確実に大都市にも到達する。我が国社会の活力を維持し、豊かな国として発展し続けるためには、都市自治体における広域連携の取組の推進が必要であり、取り組むべき有効な手段と言える。

連携中枢都市圏の形成では、地方圏において相当の規模と中核性を備える圏域の中核都市が宣言し、周辺市町村との連携協約の締結、連携中枢ビジョンを策定する過程において、連携中枢都市のリーダーシップの発揮が求められていることから都市自治体への期待が伺える。

また、三大都市圏では各都市が異なる行政サービスや公共施設の整備等に関して、水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組が検討されており、新たな広域連携の取組事例も見られる。

これに加え、遠隔地の自治体間連携が進展すれば様々な連携の形により、広く全国の自治体をカバーすることとなり、単独の自治体では困難な課題の解決にも寄与するものと考えられる。さらに連携が困難な市町村においては連携協約や事務の代替執行も含め事務の共同処理の仕組みを活用した都道府県との連携による行政サービスの提供も期待されている。

これまでの事務の共同処理の仕組みのほか、新たな連携協約や事務の代替執行等の手法を活用することにより、今後の広域連携は特定事業に関する自治体間連携から圏域型の連携、水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組、都道府県による補完・協働などその取り組みはより重層的かつ広範多岐にわたり、その効果は多面的なものになると言え、地方創生にとっての重要な手法の一つとなると考えられる。

なお、圏域等の形成には広域連携に関わる関係者（都市（首長）、議会（議員）、国・都道府県、産官学金労言等）が一丸となった取組が必要であり、これらの資源を活用する仕組みを構築し機能させることが重要である。そのた

め、圏域関連事務のフォローアップ体制の確立と進捗管理を行うとともに、圏域の事務に関する情報の公開、共有化のほか、市町村、住民等の交流、コミュニケーション等による関係者間の信頼の醸成が重要と考えられる。

本研究会の加盟市、現地調査等の検証からも、連携中枢都市圏等の施策の推進、圏域の発展のためには、自治体と当該自治体住民（圏域内住民）との信頼の醸成のほか、広域連携に関わる関係者（都市（首長）、議会（議員）、国・都道府県、産官学金労言等）間の信頼の醸成が極めて重要であることが明らかとなった。

また、市町村、住民等の相互信頼の醸成、信頼確保のためには今後は議会、議員の役割も重要になると考えられる。

特に日頃より住民目線での活動を行い、住民の生活実態に接しつつ、地域全体を広く見渡すとともに、日頃より課題・問題点の情報収集ができる議員に圏域の一体感の醸成への期待が寄せられている。議員交流、活動を通して培われた各自治体等（議員、住民等）との関係もまた広域連携、遠隔連携の形成、活用、維持拡大に大きな役割を果たすものと考えられる。

さらに広域連携の民主的統制、広域連携の進展における自治の確保のためには議会の取り組みが必要不可欠であり、今後の広域連携への議会の積極的な関与が求められている。

今後も、ますます自治体間の広域連携が重要となる中、定住自立圏、連携中枢都市圏などの広域連携のほか、自治体間での政策ごとの柔軟な連携の取組の展開や遠隔型連携を踏まえた広域連携が、地域の実情を踏まえて強化、発展、維持されることが期待される。

さらに自治体間の広域連携の取組が地方創生を推進し、地方の活力を取り戻し、高めるとともに、その中で全国の都市自治体が中核的な役割を果たし、各都市が我が国の発展を牽引する力となることを期待するものである。

〔参考文献〕（五十音順）

- ・ 選べる広域連携 自治体による戦略的パートナー選択の時代へ
（平成 26（2014）年 4 月 N I R A（総合研究開発機構））
- ・ 『遠隔自治体間連携』の現状と課題 調査研究報告書
（平成 27（2015）年 3 月 一般財団法人地域活性化センター）
- ・ 基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会報告書
（平成 26（2014）年 1 月 基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会）
- ・ 協議会・機関等の共同設置・事務の委託に新しい光を当てて
（平成 24（2012）年 3 月 財団法人 日本都市センター）
- ・ グローバル化時代の広域連携 仏米の広域制度からの示唆
（平成 29（2017）年 2 月 木村俊介著）
- ・ 広域連携の仕組み 一部事務組合と広域連合の機動的な運営
（平成 27（2015）年 2 月 木村俊介著）
- ・ 広域連携と大都市
（平成 28（2016）年 12 月 地方自治No.829、小川康則著）
- ・ 広域連携の未来を探る ー連携協約・連携中枢都市圏・定住自立圏ー
（平成 28（2016）年 3 月 公益財団法人 日本都市センター）
- ・ 広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会報告書
（平成 29（2017）年 7 月 総務省「広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会」）
- ・ 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成 29 年 1 月 1 日現在）
（平成 29（2017）年 7 月 総務省自治行政局住民制度課）
- ・ 住民基本台帳人口移動報告（平成 29（2017）年結果）
（平成 30（2018）年 1 月 29 日 総務省統計局統計調査部国勢統計課）
- ・ 自治体の遠隔型連携の課題と展望 ー新たな広域連携の可能性ー
（平成 29（2017）年 3 月 公益財団法人 日本都市センター）
- ・ 人口減少と地域の再編 地方創生・連携中枢都市圏・コンパクトシティ
（平成 28（2016）年 5 月 中山徹著）
- ・ 地方議会人 ー地方自治法改正 新たな広域連携への取組みー
（平成 26（2014）年 8 月 全国市議会議長会・全国町村議会議長会共同編集）
- ・ 地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（平成 28 年 8 月 1 日現在）
（平成 28（2016）年 12 月 総務省自治行政局市町村課）
- ・ 定住自立圏構想推進要綱（平成 28（2016）年 9 月 23 日（総行応第 293 号）一部改正）
- ・ 定住自立圏構想の今後のあり方に関する研究会最終報告書
（平成 26（2014）年 3 月 定住自立圏構想の今後のあり方に関する研究会）
- ・ 第 31 次地方制度調査会「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（平成 28（2016）年 3 月 16 日総理大臣手交）

- ・第 31 次地方制度調査会「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」について（上）、（中）、（下）
（平成 28（2016）年 5 月～7 月 地方自治No.822～824、浦上哲朗著）
- ・第 31 次地方制度調査会答申を読む ―地制調の役割の変化にも着目して―
（平成 28（2016）年 5 月 自治総研通巻 451 号、堀内匠著）
- ・第 30 次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成 25（2013）年 6 月 25 日総理大臣手交）
- ・日本都市センターブックレットNo.31 第 12 回都市政策研究交流大会 ―都市自治体の広域連携における機能的な共同処理方式のあり方について―
（平成 25（2013）年 3 月 公益財団法人 日本都市センター）
- ・日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）
（平成 24（2012）年 1 月 30 日 国立社会保障 人口問題研究所）
- ・日本の将来推計人口（平成 29 年推計）
（平成 29（2017）年 4 月 10 日 国立社会保障 人口問題研究所）
- ・日本の世帯数の将来推計（全国推計）
（平成 30（2018）年 1 月 12 日 国立社会保障 人口問題研究所）
- ・平成 26 年度の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況（環境省）
（平成 28（2016）年 1 月末時点 内閣府地方分権改革推進室 提案募集総括担当）
- ・平成 28 年度 地方公共団体間の事務の共同処理の状況調
（平成 28（2016）年 12 月 20 日 総務省自治行政局市町村課）
- ・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26（2014）年 12 月 27 日閣議決定）
- ・「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 改訂版」
（平成 27（2015）年 12 月 24 日閣議決定）
- ・「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2016 改訂版」
（平成 28（2016）年 12 月 22 日繰上げ閣議決定）
- ・「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」（平成 29（2017）年 6 月 9 日閣議決定）
- ・「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」
（平成 29（2017）年 12 月 22 日閣議決定）
- ・連携中枢都市圏構想推進要綱（平成 28（2016）年 4 月 1 日（総行市第 31 号）一部改正）
- ・連携中枢都市圏構想の問題点について再度考える
（平成 28（2016）年 5 月 自治総研通巻 457 号、森川洋著）

おわりに

本研究会では、平成 28 年 8 月に開催した第 104 回総会において、調査研究テーマを「都市における広域連携のあり方」と決定し、約 2 年間にわたって調査研究を行い、加盟 82 市に対する「都市における広域連携のあり方」に関する調査、連携中枢都市圏等広域連携に関し先進的な取組を行っている各都市への現地調査及び学識経験者等からの講演聴取等を踏まえ、本会各会議を通じて都市における広域連携のあり方についての検討を重ね報告書として取りまとめた。

報告書では、まず、第 I 章「都市における広域連携の現状」として、「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果、「都市における広域連携のあり方」に関する現地調査結果から、都市における広域連携政策等について検証した。

続いて、第 II 章「都市における広域連携のあり方」として、第 I 章での検証結果等を踏まえ「都市における広域連携を取り巻く状況の変化」を明らかにし、「都市における広域連携の必要性」を探り、「今後の都市における広域連携のあり方」についてその方向性を取りまとめた。

「今後の都市における広域連携のあり方」では、広域連携はこれまでの国が主導する全国画一的な政策から、地方分権の進展と平成の合併により変化した市町村の体制を踏まえ、多様な分野で多様な形の連携を、環境の変化に応じて柔軟に見直しを行いながら実施して行く新たな段階に入ったとしている。

そして、多様な形の連携の中で、遠隔型連携を取り上げ、その背景や、具体的取組、特質を述べ、持続可能な遠隔型連携のあり方についてなど、今後の可能性を指摘した。

また、広域連携の課題、問題の解決の方向性として、全体を通じて今後の広域連携においては連携協約の活用が重要であり、連携施策における責任と役割の明確化、自治体間、住民間の信頼の醸成が必要であるとし、自治体間での情報共有、議会への報告、住民への情報公開に加え、連携施策のフォローアップ体制の確立等が重要であるとしている。

また、都市の果たす役割は拡大し、人口減少等の我が国が抱える諸課題の解決に向け、中核都市が周辺市町村をけん引して地域経済を活性化し、経済を持

続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするための方策として「都市を中核とする広域連携」に期待が寄せられているとしている。

その上で、広域連携の今後の方向性として、増大する合意形成が困難な課題の解決に向け、団体意思の決定機能をはじめとして、監視機能や政策形成機能等を担う議会の役割はより重要になっているとし、広域連携の民主的統制の確保について述べている。そして、広域連携に関する議会による不断のチェック、住民に対する説明責任のほか、政策立案機能の強化について一つの方向性を述べている。

今後広域連携に関する様々な取組が重層的かつ広範多岐に全国各地で展開され、より多面的な効果が発揮されることを期待するとともに、広域連携の展開により、地方が活力を取り戻し、さらに魅力ある都市が生まれることを願うものである。

資料編

- 「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果…………… 433

- 総会講演録（講演資料）
 - 1 第104回総会 「新たな広域連携について」…………… 529
総務省自治行政局市町村課長 小川 康則 氏(平成28(2016)年8月3日)
 - 2 第105回総会 「新しい時代の広域連携のあり方」…………… 555
政策研究大学院大学副学長・教授 横道 清孝 氏(平成29(2017)年2月7日)
 - 3 第106回総会 「南信州定住自立圏」と「南信州広域連合」について…………… 569
飯田市総合政策部企画課長 串原 一保 氏(平成29(2017)年8月9日)

- 本報告書の作成経緯等
 - 1 都市行政問題研究会概要…………… 599
 - 2 都市行政問題研究会歴代調査研究テーマ一覧…………… 600
 - 3 本報告書の作成経緯…………… 601
 - 4 平成28・29年度役員市及び加盟市一覧…………… 605
 - 5 本報告書作成に携わった役員市議会議長…………… 606
 - 6 本報告書作成に携わった役員市議会事務局長…………… 607

「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果目次

I 広域連携制度の活用状況について

問 1	これまでの広域連携制度（事務の委託、一部事務組合等）の活用状況	436
問 2	新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）の活用状況	439
問 3	連携中枢都市圏形成に向けた取組状況	442
問 4	連携中枢都市圏構想推進要綱の内容	462
問 5	新たな広域連携促進事業の委託団体事業内容（平成26～28年度）	465
問 6	定住自立圏構想の取組状況	498

II 広域連携の現状と課題について

問 7	広域連携における都市の組織体制	505
問 8	広域連携における住民に対する周知等の状況	506
問 9	広域連携の取組に対する国・都道府県による財政措置等の活用状況	507
問 10	都市における広域連携の課題及び問題	512

III 広域連携に関する基本条例等について

問 11	広域連携に関する基本条例の制定	515
問 12	議員又は委員会提案による広域連携に関する政策的条例の制定	516

IV 加盟市議会における取組について

問 13	地方自治法第96条第2項による広域連携に関する計画の策定等の議決事件の追加	517
問 14	地方自治法第96条第2項による広域連携に関する計画の策定等以外の広域連携に関する議決事件の追加	518
問 15	広域連携に関する議会からの提言・要望等	519
問 16	常任委員会における広域連携に関する所管事務調査（行政視察）	520
問 17	特別委員会における広域連携に関する政策・施策等の審査等	523
問 18	広域連携に関する意見書・決議の可決	525
問 19	広域連携に関し、議会として関与した取組等の事例	526

「都市における広域連携のあり方」に関する 加盟市調査結果

1 調査目的

都市行政問題研究会（人口概ね25万人以上の82市議会議員長により構成）の平成28・29年度テーマ「都市における広域連携のあり方」における調査研究に資するものとして、加盟市における広域連携制度の活用状況、広域連携の現状と課題、取組等を調査することを目的に実施

2 調査対象

都市行政問題研究会加盟82市（平成28年4月1日現在）

3 調査方法

調査票を加盟市へ発送（メール送信を含む。）するとともに、全国市議会議員長会ホームページ内の都市行政問題研究会該当ページに掲載

4 調査実施期間

平成28年11月21日（月）～平成28年12月16日（金）

5 調査票回収結果

回収市数 82市／82市 回収率 100%

I 広域連携制度の活用状況について

問1 これまでの広域連携制度（事務の委託、一部事務組合等）の活用状況

貴市では、地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下「自治法」という。）に基づく、広域連携（事務の委託、一部事務組合等）の仕組みを設置していますか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい（複数回答可）。

地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく、広域連携の仕組み	数
a 協議会 → SQ1、SQ3 へ 【地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための協議会】 (自治法第252条の2～第252条の6関係)	95
b 機関等の共同設置 → SQ1、SQ3 へ 【地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度】 (自治法第252条の7～第252条の13関係)	13
c 事務の委託 → SQ1、SQ3 へ 【地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度】 (自治法第252条の14～第252条の16関係)	173
d 一部事務組合 → SQ1、SQ3 へ 【地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体】 (自治法第284条～第291条関係)	236
e 広域連合 → SQ1、SQ3 へ 【地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体】 (自治法第284条、第285条の2、第291条の2～第291条の13関係)	97
f 広域連携（事務の委託、一部事務組合等）の仕組みを設置していない → SQ2、SQ3 へ	0

※「a 協議会」、「b 機関等の共同設置」、「c 事務の委託」、「d 一部事務組合」、「e 広域連合」の数は、複数の市が同じ広域連携の仕組みに入っている場合、広域連携の仕組みごとに計上しているため、重複がある。

※「e 広域連合」には、47都道府県で設置されている後期高齢者医療広域連合を含む。

※加盟市における設置した広域連携の仕組み（「a 協議会」、「b 機関等の共同設置」、「c 事務の委託」、「d 一部事務組合」、「e 広域連合」は、全部で614（複数の市が同じ広域連携の仕組みに入っている場合、広域連携の仕組みごとに計上しているため、重複あり）と多数あることから、名称、構成団体名・数、設置年月の掲載はしていない。

SQ1 問1でa、b、c、d、eを選択した場合にお答え下さい。

設置した広域連携の仕組みの運営等に関する特別の定め及び実施している業務内容について、下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい（複数回答可、一団体につき一つの回答をお願いします）。

○運営等に関する特別の定め

仕組み 特別の定め	a 協議会	b 機関等の 共同設置	c 事務の委託	d 一部事務 組合	e 広域連合
a 条例	2	0	9	71	42
b 規則	2	3	7	53	37
c 要綱	5	1	3	22	27
d 規約	89	11	141	227	90
e その他	8	1	48	15	12

※「a 協議会」、「b 機関等の共同設置」、「c 事務の委託」、「d 一部事務組合」、「e 広域連合」の運営等に関する特別の定めの数、複数の市が同じ広域連携の仕組みに入っている場合、広域連携の仕組みごとに計上しているため、重複がある。

○広域連携の仕組みで実施している業務内容

仕組み 業務内容	a 協議会	b 機関等の 共同設置	c 事務の委託	d 一部事務 組合	e 広域連合
a 地域開発計画	7	0	0	2	2
b 第1次産業振興	5	0	5	14	1
c 第2次産業振興	1	0	0	2	1
d 第3次産業振興	3	0	1	3	2
e 輸送施設	0	0	7	3	0
f 国土保全	2	0	0	7	0
g 厚生福祉	2	7	16	15	84
h 環境衛生	4	0	58	45	2
i 教育	5	0	23	3	1
j 住宅	0	0	0	0	0
k 都市計画	2	0	1	0	1
l 防災	24	0	26	22	2
m その他	52	5	39	70	15

※「a 協議会」、「b 機関等の共同設置」、「c 事務の委託」、「d 一部事務組合」、「e 広域連合」において実施する業務内容の数、複数の市が同じ広域連携の仕組みに入っている場合、広域連携の仕組みごとに計上しているため、重複がある。

※「e 広域連合」のうち、47都道府県で設置されている後期高齢者医療広域連合は、「g 厚生福祉」に含む。

SQ2 問1で f を選択した場合のみお答え下さい。

広域連携の仕組みを設置していない理由について、下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい（複数回答可）。

該当なし

※問1において、加盟 82 市は、「a 協議会」、「b 機関等の共同設置」、「c 事務の委託」、「d 一部事務組合」、「e 広域連合」のいずれかの広域連携の仕組みを設置しているため、該当なし。

SQ3 問1での回答に関わらずお答え下さい。

貴市では、これまでの広域連携の仕組み（事務の委託、一部事務組合等）にて取り組む必要がある業務には、どのようなものがあると思われますか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい（議長の私見で結構です）（複数回答可）。

これまでの広域連携の仕組みにて取り組む必要がある業務	数
a 地域開発計画（例：広域行政計画等に関するもの等）	10
b 第1次産業振興（例：農業用水、林道・林野等）	7
c 第2次産業振興（例：工業用地、工業用水等）	2
d 第3次産業振興（例：観光等）	28
e 輸送施設（例：港湾、自動車輸送等）	6
f 国土保全（例：河川、海岸等）	7
g 厚生福祉（例：介護区分認定審査、障害区分認定審査等）	24
h 環境衛生（例：ごみ処理、し尿処理、上・下水道等）	39
i 教育（例：中学校、小学校等）	11
j 住宅（例：宅地造成等）	1
k 都市計画（例：公園、区画整理等）	5
l 防災（例：消防、救急等）	41
m その他	11
n 特になし	8

※「m その他」の回答のうち、「該当する項目がない」と記入した場合、「n 特になし」に計上する。

問2 新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）の活用状況

貴市では、平成26年の自治法改正により創設された「連携協約」制度（自治法第252条の2関係）及び「事務の代替執行」制度（自治法第252条の16の2～第252条の16の4関係）に基づく、広域連携の仕組みに取り組んでいますか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい（複数回答可）。

新たな広域連携制度の取組状況	数
a 「連携協約」制度により、他の普通地方公共団体と連携協約を結んでいる → SQ1 へ	19
b 「事務の代替執行」制度により、他の普通地方公共団体の長等の事務の一部を管理・執行している → SQ2 へ	1
c 新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）に取り組むことを検討している → SQ3 へ	16
d 新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）に取り組む予定はない	48

※新たな広域連携制度の取組状況の数は、複数の市が同じ広域連携の仕組みに入っている場合、広域連携の仕組みごとに計上しているため、重複がある。

※呉市、北九州市は、新たな広域連携の取組状況について、複数回答をしている。

SQ1 問2でaを選択した場合のみお答え下さい。

他の普通地方公共団体と結んでいる連携協約には、どのような事項が規定されていますか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい（複数回答可）。

連携協約に規定されている事項	数
a 連携市町村の名称	19
b 連携中枢都市圏形成の基本的な目的	19
c 連携中枢都市及び連携市町村が、様々な分野で連携を図る旨の基本方針	19
d 連携する取組	19
e 連携する取組の執行等に係る基本的事項	17
f 宣言連携中枢都市の市長及び連携市町村の長との定期的な協議	18
g 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の期間	2
h その他	4

※連携協約に規定されている事項の数は、複数の市が同じ広域連携の仕組みに入っている場合、広域連携の仕組みごとに計上しているため、重複がある。

SQ2 問2でbを選択した場合のみお答え下さい。

事務の代替執行における具体的な内容（相手先及び開始時期等）を御記入下さい。

市名	事務の代替執行における具体的な内容（相手先及び開始時期等）
北九州市	宗像地区事務組合から本市に、宗像地区事務組合水道事業包括業務委託の受託の依頼があり、地方自治法の「事務の代替執行」と水道法の「第三者委託」を組み合わせることで、平成28年4月1日より「宗像地区事務組合水道事業包括業務委託」を開始することとなった。 受託範囲は、①「給水に関する業務」、②「水道料金等の徴収に関する業務」、③「建設改良工事に関する業務」、④「管理に関する技術上の業務」の4つで、維持管理等の技術上の業務と営業業務を包括的に受託するもの。受託方法は、①から③の業務は「事務の代替執行」で、④の業務を「第三者委託」で受託している。

SQ3 問2でcを選択した場合のみお答え下さい。

検討している新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）は、いつから取り組む予定ですか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい。

新たな広域連携制度に取り組む時期	数
a 平成 28 年度に取り組む予定である	3
b 平成 29 年度以降に取り組む予定である	3
c 取り組むことを検討しているが、予定は決まっていない	10

また、検討している新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）には、どのようなものが予定されていますか。新たな広域連携制度における具体的な内容（相手先及び開始時期等）を御記入下さい。

区分	市名	具体的な内容
連携協約	函館市	連携中枢都市圏（南北海道定住自立圏 2市16町からの移行について検討をしている）
連携協約	青森市	連携中枢都市圏形成を目指して連携協定
連携協約	山形市	連携中枢都市圏の形成に係る連携協約。相手、時期は未定
連携協約	福島市	未定
連携協約	郡山市	【相手先】近隣市町村（3市7町4村） 須賀川市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町 【開始時期】未定
連携協約	新潟市	【連携が想定される市町村】 三条市、新発田市、加茂市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町 【開始時期】 協議が整った市町村と平成 29 年 3 月に連携協約を締結する予定
連携協約	四日市市	未定
連携協約	岐阜市	岐阜圏域 6 市 3 町 時期未定
連携協約	八尾市	具体的な内容については今後検討する予定
連携協約	呉市	連携中枢都市圏の形成を検討 ・圏域名：（仮称）広島中央地域連携中枢都市圏 ・構成市町：呉市（中枢都市）、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町 ・連携協約：平成 29 年度締結予定 ・事業開始：平成 30 年度予定

<div style="text-align: center;">具体的な内容</div> <div style="text-align: left;">区分</div>	市名	具体的な内容
連携協約	高知市	高知県内の全ての市町村、平成 30 年度（予定）
連携協約	長崎市	連携中枢都市圏の形成
連携協約	鹿児島市	相手先：日置市、いちき串木野市、姶良市 平成 29 年 1 月連携協約締結予定
事務の代替執行	福島市	未定
事務の代替執行	四日市市	未定

問3 連携中枢都市圏形成に向けた取組状況

国は、地方公共団体間の広域連携に関し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）」において、「地方中枢拠点都市」を含む複数の都市圏概念を「連携中枢都市圏」に統一しましたが、貴市では、「連携中枢都市圏」を形成していますか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい。

「連携中枢都市圏」の形成状況	数
a 「連携中枢都市圏」をすでに形成している → SQ1 へ	18
b 「連携中枢都市圏」を形成するための手続き(連携中枢都市宣言、連携協約の締結、連携中枢都市圏ビジョンの策定)の過程にある → SQ2 へ	5
c 「連携中枢都市圏」を形成することを検討している	12
d 「連携中枢都市圏」を形成する予定はない	48

※「広島広域都市圏」及び「(仮称)広島中央地域連携中枢都市圏」の構成市である呉市は、複数回答をしている。
 ※「連携中枢都市圏」の形成状況の数は、複数の市が同じ圏域を形成している場合、圏域ごとに計上しているため、重複がある。

SQ1 **問3**でaを選択した場合のみお答え下さい。

形成している「連携中枢都市圏」の圏域名、連携団体名・数、圏域人口、圏域面積及び連携協約に基づき推進する具体的取組を御記入下さい。

【盛岡市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名・数 (計： 都道府県 市 町村)	圏域人口 (うち、連携中枢都 市人口) (平成22年10月1日 国勢調査時現在) [※]	圏域面積 (平成22年10月1日 国勢調査時現在) [※]
みちのく盛岡広域連携都市圏 (盛岡市)	盛岡市、八幡平市、 滝沢市、雫石町、 葛巻町、岩手町、 紫波町、矢巾町 (3市5町)	481,699人 (298,348人)	3,641.90Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例：圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」内「(2)連携中枢都市圏の形成に係る連携協約(写)」 (P91～125) のとおり			

【金沢市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名・数 (計： 都道府県 市 町村)	圏域人口 (うち、連携中枢都市 人口) (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)
石川中央都市圏 (金沢市)	金沢市、白山市、 かほく市、野々市市、 津幡町、内灘町 (4市2町)	723,344人 (462,361人)	1,432.49Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例：圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
「石川中央都市圏ビジョン」内「3-2 具体的取組」(P20～50) のとおり			

【長野市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名・数 (計： 都道府県 市 町村)	圏域人口 (うち、連携中枢都市 人口) (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)
長野地域連携中枢都市圏 (長野市)	長野市、須坂市、 千曲市、坂城町、 小布施町、高山村、 信濃町、小川村、 飯綱町 (3市6町村)	554,256人 (381,511人)	1,558.00Km ² (平成26年全国都道府 県市区町村別面積調 (国土地理院))
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例：圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
「長野地域連携中枢都市圏 連携事業一覧 (平成28年度)」 のとおり			

【静岡市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名・数 (計： 都道府県 市 町村)	圏域人口 (うち、連携中枢都市 人口) (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)
しずおか中部連携中枢都市圏 (静岡市)	静岡市、焼津市 (2市)	859,446人 (716,197人)	1,482.40Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例：圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏へのアンテナショップ開設事業 ・出会い・結婚サポート事業 ・中部・志太榛原地域 DMO 推進事業 ・大学連携による地域課題解決事業 等 			

【姫路市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名・数 (計： 都道府県 市 町村)	圏域人口 (うち、連携中枢都市 人口) (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)
播磨圏域連携中枢都市圏 (姫路市)	姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町 (8市8町)	1,327,193人 (536,270人)	2,800.03Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例：圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
豊穰の国・はりまの推進、JR 姫路駅の整備、図書館の相互利用			

【加古川市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名・数 (計： 都道府県 市 町村)	圏域人口 (うち、連携中枢都市 人口) (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)
播磨圏域連携中枢都市圏 (姫路市)	姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町 (8市8町)	1,327,193人 (536,270人)	2,800.03Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例：圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
豊穰の国・はりまの推進、広域観光の推進、図書館の相互利用 「播磨圏域連携中枢都市圏形成連携協約書」第3条のとおり			

【倉敷市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名・数 (計： 都道府県 市 町村)	圏域人口 (うち、連携中枢都市 人口) (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)
高梁川流域連携中枢都市圏 (倉敷市)	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町 (7市3町)	783,035人 (475,513人)	2,463.31Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例：圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
「高梁川流域連携中枢都市圏形成に係る連携協約」第4条別表のとおり			

【広島市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名・数 (計： 都道府県 市 町村)	圏域人口 (うち、連携中枢都市 人口) (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)
広島広域都市圏 (広島市)	<p>【広島県】広島市、呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町</p> <p>【山口県】岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町</p> <p>(2 県 11 市 13 町)</p>	2,341,287 人 (1,173,843 人)	6,356.37Km ²

連携協約に基づき推進する具体的取組

(例：圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)

【連携協約に基づき推進する具体的取組】

《経済面》ヒト・モノ・カネ・情報が巡る都市圏を創る（圏域全体の経済成長をけん引する）

- (1) 「ローカル経済圏」の構築に向けた仕組みを創る
 - ① 広島広域都市圏の産業振興に係る連携施策の検討
 - ② 次世代へ変革を続ける産業を支援する
 - ③ 環境・エネルギー関連分野の事業化支援
 - ④ 医療・福祉関連産業の育成
 - ⑤ 新成長ビジネス事業化支援事業
 - ⑥ 大学発ベンチャー創出支援事業
 - ⑦ 創業・ベンチャー支援事業
 - ⑧ 自動車産業経営者会の開催
 - ⑨ ものづくり販路開拓支援事業
 - ⑩ デザイン活用促進事業
 - ⑪ デザインネットワーク推進事業
 - ⑫ ひろしまグッドデザイン賞の実施
 - ⑬ 中小企業支援センター事業
 - ⑭ 広島市都心部における圏域特産品の販売促進事業
- (3) 世界が注目する観光都市圏へ挑戦する

- ⑭ 「食」による観光振興
- ⑮ 広島広域都市圏の周遊観光情報の発信の強化
- ⑯ 無料公衆無線LAN環境の広域整備による外国人観光客誘致事業
- ⑰ 広島駅観光案内所の再整備
- ⑱ MICE受入態勢の充実
- (4) 魅力ある里山・里海産業を支援する
 - ⑲ 地産地消の促進に向けた学校給食におけるモデル事業
 - ⑳ 中山間地域自伐林業支援事業
 - ㉑ 広島かき採苗安定強化事業
- (5) 「若者人財」の地産地活を支援する
 - ㉒ 「有給長期インターンシップ」モデル事業

《生活面》どこに住んでも安心して暮らしやすい都市圏を創る（高次の都市機能を集積・強化する）

- (1) 安心して暮らせるための高度な医療サービスを提供する
 - ① 救急相談センター事業の実施
 - ② ICTを活用した地域医療支援
 - ③ 広島市立安佐市民病院の拠点性強化
- (2) 圏域内の公共交通網等を充実・強化する
 - ④ 圏域内公共交通網の充実・強化
- (3) 地域貢献人材を育成する大学のネットワークを支援する
 - ⑤ 観光振興による「海の国際文化生活圏」創生に向けた人材育成事業

《行政面》住民の満足度が高い行政サービスを展開できる都市圏を創る（圏域全体の生活関連機能サービスを向上させる）

- (1) 暮らしの質を高める（生活機能の強化）
 - ① 広島都市圏における救急医療体制の検討
 - ② 広島地区病院群輪番制病院運営費補助
 - ③ 安佐地区病院群輪番制病院運営費補助
 - ④ 病児・病後児保育事業の広域利用
 - ⑤ 一時預かり保育事業の広域利用
 - ⑥ 放課後児童クラブ職員等専門研修事業
 - ⑦ 青少年支援メンター制度の運営
 - ⑧ ひとり親家庭学習支援事業
 - ⑨ 生活困窮世帯学習支援事業
 - ⑩ 毛利氏関連の博物館等施設による連携事業
 - ⑪ “神楽”まち起こし協議会事業
 - ⑫ 区役所に設置した就労支援窓口の広域利用
 - ⑬ 広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会事業
 - ⑭ 既存の山歩きルートを生かした新しい観光事業等の創出
 - ⑮ 新規就農者育成事業
 - ⑯ みなとオアシスにぎわいづくり
 - ⑰ 下水汚泥の共同処理の検討
- (2) 結び付きやネットワークを強化する
 - ⑱ バス運行対策費補助
 - ⑲ 生活航路への助成

- ⑳ 超高速ブロードバンド環境の整備に係る研究会の設置
- ㉑ 地図情報の共同利用等に係る連携事業
- ㉒ 町内会・自治会等情報ポータルサイトの構築及び運用
- ㉓ “食と酒”まち起こし協議会事業
- ㉔ 交流・移住・定住促進に係る広域連携事業
- ㉕ 民泊の促進による圏域の活性化事業（広島広域都市圏協議会事業）
- ㉖ 圏域内連携・交流促進事業（広島広域都市圏協議会事業）
- ㉗ 消費者被害に関する広域的情報共有体制の構築
- ㉘ 自転車運転免許制度の広域的運用
- (3) 職員を育成・確保し、事務を効果的・効率的に進める（圏域マネジメント能力の強化）
- ㉙ 家屋評価実務研修
- ㉚ 技術系職員のOB人材登録制度の創設
- ㉛ 圏域内職員人事交流・研修事業（広島広域都市圏協議会事業）
- ㉜ 圏域内情報発信体制の構築
- ㉝ 備品等の相互利用体制の構築
- ㉞ 航空写真撮影事務
- ㉟ 下水道指定工事店の指定制度の広域的運用
- ㊱ 事務の共同化・広域連携

【呉市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名・数 (計： 都道府県 市 町村)	圏域人口 (うち、連携中枢都市 人口) (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)
広島広域都市圏 (広島市)	広島市、呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町 (2 県 11 市 13 町)	2,341,287 人 (1,173,843 人)	6,356.37Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例：圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
「連携中枢都市圏形成に係る連携協約書（広島市・呉市）」第2条別表のとおり			

【福山市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名・数 (計： 都道府県 市 町村)	圏域人口 (うち、連携中枢都市 人口) (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)
備後圏域 (福山市)	広島県福山市、 三原市、尾道市、 府中市、世羅町、 神石高原町、 岡山県笠岡市、 井原市 (2 県 6 市 2 町)	875, 682 人 (461, 357 人)	2, 509. 00Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例：圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
「備後圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約」第 2、3 条別表のとおり			

【下関市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名・数 (計： 都道府県 市 町村)	圏域人口 (うち、連携中枢都市 人口) (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)
下関市連携中枢都市圏 (下関市)	下関市 (1 市)	280, 947 人 (237, 607 人)	716. 15Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例：圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
形成方針に掲げた取組：195 事業 (うち再掲 5 事業) ※「下関市連携中枢都市圏ビジョン」内「5 連携中枢都市圏形成方針に基づき推進する具体的取組」(P10～37) のとおり ア圏域全体の経済成長のけん引 73 事業 (うち再掲 4 事業) イ高次の都市機能の集積・強化 11 事業 ウ圏域全体の生活関連機能サービスの向上 111 事業 (うち再掲 1 事業)			

【高松市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名・数 (計： 都道府県 市 町村)	圏域人口 (うち、連携中枢都市 人口) (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)
瀬戸・高松広域連携 中枢都市圏 (高松市)	高松市、さぬき市、 東かがわ市、 三木町、綾川町、 土庄町、小豆島町、 直島町、 (3市5町)	593,743 人 (419,429 人)	1,057.07Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例：圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン（取組事業）」内「施策体系」（P1～69）のとおり			

【松山市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名・数 (計： 都道府県 市 町村)	圏域人口 (うち、連携中枢都市 人口) (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)
松山圏域 (松山市)	松山市、伊予市、 東温市、 久万高原町、 松前町、砥部町 (3市3町)	652,485 人 (517,231 人)	1,540.52Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例：圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
平成28年7月8日、連携市町と締結した「松山圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約」第2、3条別表のとおり			

【北九州市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名・数 (計： 都道府県 市 町村)	圏域人口 (うち、連携中枢都市 人口) (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)
連携中枢都市圏 「北九州都市圏域」 (北九州市)	北九州市、直方市、 行橋市、豊前市、 中間市、宮若市、 芦屋町、水巻町、 岡垣町、遠賀町、 小竹町、鞍手町、 香春町、苅田町、 みやこ町、上毛町、 築上町 (6市11町)	1,425,339人 (976,846人)	1,460.76Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例：圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
(1) 経済成長のけん引に係る取組 (2) 高次の都市機能の集積及び強化に係る取組 (3) 生活関連機能サービスの向上に係る取組			

【久留米市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名・数 (計： 都道府県 市 町村)	圏域人口 (うち、連携中枢都市 人口) (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)
久留米広域連携中枢都市圏 (久留米市)	久留米市、大川市、 小郡市、うきは市、 大刀洗町、大木町 (4市2町)	459,623人 (302,402人)	467.83Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例：圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
「住みたい、暮らしてみたい、訪れてみたい」～魅力ある久留米広域連携中枢都市圏の創造～のとおり			

【熊本市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名・数 (計： 都道府県 市 町村)	圏域人口 (うち、連携中枢都市 人口) (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)
熊本連携中枢都市圏 (熊本市)	熊本市、宇土市、 宇城市、阿蘇市、 合志市、美里町、 玉東町、大津町、 菊陽町、高森町、 西原村、南阿蘇村、 御船町、嘉島町、 益城町、甲佐町、 山都町 (5市12町村)	1,116,317人 (734,474人)	2,560.00Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例：圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
「熊本連携中枢都市圏に係る「連携協約事項」及び「連携事業」一覧」のとおり			

【大分市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名・数 (計： 都道府県 市 町村)	圏域人口 (うち、連携中枢都市 人口) (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)
大分都市広域圏 (大分市)	大分市、別府市、 臼杵市、津久見市、 竹田市、 豊後大野市、 由布市、日出町 (7市1町)	787,663人 (474,094人)	2,471.67Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例：圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
「大分都市広域圏ビジョン」内「第4章 将来像の実現に向けた取組」(P36～42)のとおり			

【宮崎市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名・数 (計： 都道府県 市 町村)	圏域人口 (うち、連携中枢都市 人口) (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)
みやざき共創都市圏 (宮崎市)	宮崎市、国富町、 綾町 (1市2町)	428,716人 (400,583人)	870.53Km ²

連携協約に基づき推進する具体的取組

(例：圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)

・圏域において、雇用の場を創出し、地域及び企業のニーズに合った人材を育成するとともに、交流人口及び販路を拡大する等、地域経済の活性化を図るため、企業、大学、研究機関、金融機関、行政等の代表者で構成する協議会を設置し、意見交換及び協議を行い、経済戦略の策定及び施策のフォローアップ等を行う。

・相互に関連する産業の集積を図るため、農商工団体等と連携しながら、企業の生産性の向上及び設備投資を促進するとともに、大学、研究機関及び金融機関等と協力関係を構築し、新分野への進出及び既存産業の高付加価値化を図る。

・新たなビジネス及び雇用を創出するため、地域産業を振興する事業の創業及び第二創業の促進を図るとともに、ITを活用した取組を支援する等、創業の促進を図る。

・異業種間のマッチング等、圏域の資源を有効に活用し、産業の裾野拡大及び地域経済の活性化を図るため、関係団体及び関係機関と連携し、販売戦略等をアドバイス及びコーディネートできる人材の育成を図る。

・商業の振興対策と並行し、中心市街地の雇用拡大による新たなにぎわいを創出するため、企業誘致等を推進するとともに、民間投資を促進する環境の整備を図る。

・食、神話、自然等圏域の有する資源及び特長を生かして、ブランディング及び広域的な観光地域づくりを推進し、観光資源の魅力を向上させるとともに、周遊性を高め、観光誘客及び関連産業の振興を図る。

・温暖な気候等を生かしたスポーツキャンプ、ゴルフ、マリンスポーツ及びサイクリング等のスポーツランドみやざきの取組を推進し、観光誘客及び関連産業の振興を図る。

・移動環境の充実及び情報環境の整備等、観光客の利便性及び満足度を高める広域的な観光地域づくりを推進し、観光地としての魅力を高める。

・高速道路、港湾、空港等を利用した交通及び物流の現状を分析し、課題を解決するための戦略を策定するとともに、産業振興に向けた取組を推進する。

・農林水産物及び加工品等の特産物の国内外への販路拡大を図るため、関係機関等と連携し、生産者及び加工業者等と大消費地及び海外の消費地等を結び付ける取組を推進する。

・地元企業への就職を促すため、高等教育機関及び地元企業と連携し、地元企業の特長及びニーズを学生等が享受する機会を創出する等、雇用のミスマッチの抑制を図る取組を推進する。また、就職に必要な知識及び技術を求職者が習得できるよう、商工団体等の取組を支援

し、地元企業への就業者の増加を図る。

- ・就業者が働きやすい環境の整備を推進し、若年層の定着及び長期の就業につなげるため、関係団体等と連携して、雇用環境の改善及びライフスタイルにあった多様な雇用形態の創出等に努める。

- ・救急医療及び周産期医療等、地域住民の医療ニーズに適切に対応するため、関係機関と連携しながら、質の高い医療サービスの提供体制の確保に努める。

- ・地域災害拠点病院である宮崎市郡医師会病院が、南海トラフ地震等の大規模災害の発生時において、その機能が発揮できるように、災害の影響を受けにくい地域への移転を支援する。

- ・多様な都市機能について、都心部及び拠点となるべき各地域の中心部への集約を図るとともに、都心部と各地域の都市拠点を連携する都市軸の強化により、都市機能が集約された効果が発揮されるコンパクトシティを目指した取組を推進する。

- ・広域公共交通機関の利用状況等を把握し、広域公共交通網を構築するための計画の策定及び交通結節機能の向上等について、関係機関等と連携して検討を進める。

- ・地域に貢献する人材を育成するため、高等教育機関及び企業等が連携したキャリア教育を推進するとともに、学びなおしの場の創出を図る等、就業を促進する。

- ・高等教育機関における専門性の向上を図るとともに、地域及び行政のニーズに合った調査研究を促進する。

- ・休日及び夜間の重症救急患者の医療を確保するため、共同利用型病院として開設された宮崎市郡医師会病院の運営に対して支援を行う。

- ・夜間の初期救急患者の医療を確保するため、宮崎市夜間急病センターを運営する。

- ・休日等の昼間における初期救急患者の医療を確保するため、宮崎市郡医師会に委託し、在宅当番医制を運営する。

- ・特定健診及びがん検診等の健康診査について、健康の保持増進及び健康寿命の延伸を図るため、受診率の向上に向けた勧奨及び啓発活動を行うとともに、健康診査の共同実施及び内容の充実に向けた調査研究を行う。

- ・住民が要介護要支援認定を受けようとする際に適正な審査を行うため、介護認定審査会を共同で設置し、審査を行う。

- ・高齢者に対する医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援のサービスを一体的に提供する仕組みを構築し、高齢者が安心して生活できる環境整備を図る。

- ・障がい者及びその家族の地域における生活を支援し、障がい者の自立及び社会参加の支援を図るため、福祉サービスの利用援助及び情報提供を行う等の総合的な相談を行う。

- ・発達障がいのある児童に対し、専門的で多様な療育訓練、機能訓練等を行うとともに、地域における社会支援活動を行うことにより、総合的な療育システムの構築を図る。

- ・障がい者が介護給付費等の支給を受ける際に必要な審査を行うため、障がい支援区分認定審査会を共同で設置し、審査を行う。

- ・障がい者の自立及び社会参加を図るため、創作的活動及び生産活動の機会の提供を行う地域活動支援センターⅢ型事業者に対して助成し、障がい者の地域生活の向上を図る。
- ・障がい児等の歯科医療体制の充実を図るため、宮崎市郡歯科医師会の設置する宮崎歯科福祉センターの運営を支援する。
- ・保育サービスを充実させるため、認定こども園及び保育所に加え、住民のニーズに応じた多様な保育サービスの提供を促進する。
- ・安心して子育てのできる環境を整備するため、乳幼児に対する医療サービスの充実を図る。
- ・児童の安全及び安心な放課後等の居場所を確保するとともに、多様な体験活動が行うことができるように、児童クラブ、放課後子ども教室及び児童館等の適切な運営を図る。
- ・子育て世帯の育児等に関する相談支援体制の充実を図るため、地域子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター等の運営のほか、各種施策を実施し、地域で子育てを支援する環境の整備を図る。
- ・小中学校におけるいじめの未然防止及び早期の対応を図るため、児童生徒に対し、豊かな心を育てる指導を行うとともに、教職員に対し、いじめ問題に対応できる資質を養うための研修等を実施する。また、不登校になった児童生徒に対応するため、学習指導及び体験活動を行い、学校への復帰を図る。
- ・小中学校における効果的なICT機器の活用を推進し、児童生徒にとって分かりやすい授業を行う等、学力の向上に努める。
- ・伝統文化に対する住民の理解と認識を高め、保存及び伝承に努めるとともに、後継者の育成を図る。また、文化財の適切な保護及び管理に努め、住民への公開等に活用する。
- ・担い手農家への農地集積を推進し、優良農地の確保及び耕作放棄地の解消を図る。
- ・高速道路、港湾、空港等をはじめとした立地環境の充実を発信し、効果的な企業誘致活動が展開できるように、立地を求める企業が情報収集しやすい環境を整備する。
- ・就農希望者に対し、技術習得のための研修費用及び初期費用に係る支援等を行うとともに、農地の活用等に関する情報を提供し、新規就農者の増加を図る。
- ・農業法人の増加を図るため、農業法人に対する経営支援を行うとともに、農業法人及び農業法人を志向する農家に関する情報の共有を図る。
- ・男女共同参画社会の形成を推進するため、事業者等に対する啓発活動を行うとともに、住民を対象とした電話相談を行う。
- ・市民活動のリーダーの育成並びに市民活動団体、事業者及び行政との協働の推進を図り、住民が積極的に活動に取り組むことができる環境を整備する。
- ・消費生活の安全及び安心を確保するため、消費生活相談の受付及び相談内容に応じて、専門機関の紹介及び情報提供等を行う。
- ・防災対策を推進するとともに、災害時における物資の提供及び職員の派遣等の応援を相互に行う。

- ・省エネルギーの推進及びクリーンエネルギー利用の促進を図るため、事業者及び市民団体等の活動を支援し、エコタウンの取組を推進する。
- ・ごみの減量及び資源化、河川浄化並びに森林管理等の環境保全に資する取組を推進するため、環境保全を推進する団体等への支援及び関係機関と連携し、住民に対する啓発活動等を行う。
- ・廃棄物行政における広域処理体制の一体的整備を図り、廃棄物処理事業の効率化及び環境負荷低減を推進する。
- ・消防行政における警防、予防、救急、救助等の各分野の充実強化を図り、効率的かつ効果的に広域消防を運営する。
- ・地域公共交通のネットワークの強化を図り、住民の通勤、通学、通院、買い物等の利便性を向上させ、地域における交流の活性化及び公共交通の利用促進を図る。
- ・圏域における市町界に係る道路及び河川等の整備等について、効率的かつ効果的な取組を推進する。
- ・農林水産物の更なるブランド化を図るため、PR活動及び販売促進活動並びに地産地消及び地産外商を推進する普及啓発活動に取り組む。
- ・人口流入を促進するため、地域の魅力及び情報を発信するとともに、受入態勢及び環境の充実に向けた取組を検討する。
- ・農山漁村での体験活動を通じて、人と自然との豊かなふれあい及び共生の確保を図るため、受入態勢の充実及び機会の創出等の環境整備に努め、体験活動を推進する。
- ・農山漁村での体験活動を通じて、人と自然との豊かなふれあい及び共生の確保を図るため、受入態勢の充実及び機会の創出等の環境整備に努め、体験活動を推進する。
- ・地域経済の活性化及び公共サービスの確保をはじめとする行政課題に適切に対応するため、行政間の担当者会議を設置し、多様な分野における連携のあり方等を協議する。

※平成22年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあつては、合併関係市町村における平成22年10月1日現在の数値の合計をいう。

※「連携中枢都市圏」は、複数の市が同じ圏域を形成している場合、圏域ごとに記入しているため、重複がある。

SQ2 問3でbを選択した場合のみお答え下さい。

形成するための手続きの過程にある「連携中枢都市圏」の圏域名、連携団体名・数、圏域人口、圏域面積、連携協約に基づき推進する具体的取組及び今後のスケジュールを御記入下さい（いずれも予定で構いません）。

【新潟市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名・数 (計： 都道府県 市 町村)	圏域人口 (うち、連携中枢都市 人口) (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)
(仮称) 新潟広域都市圏 (新潟市)	新潟市、三条市、 新発田市、加茂市、 燕市、五泉市、 阿賀野市、胎内市、 聖籠町、弥彦村、 田上町、阿賀町 (8市4町村)	1,306,967人 (811,901人)	3,793.09Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例：圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
【現在検討中の事業の例】 経営者スキルアップ研修の圏域への拡大、新潟圏域観光周遊ルートの形成、子育て支援センターの利用促進、図書館相互利用促進 等			
今後のスケジュール (例：平成28年度において、連携中枢都市宣言、連携協約の締結及び連携中枢都市圏ビジョンの策定を目指す 等)			
平成28年12月16日 連携中枢都市宣言 平成29年3月(予定) 連携協約の締結及び連携中枢都市圏ビジョンの策定・公表			

【岡山市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名・数 (計： 都道府県 市 町村)	圏域人口 (うち、連携中枢都市 人口) (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)
岡山連携中枢都市圏 (岡山市)	岡山市、津山市、 玉野市、総社市、 備前市、瀬戸内市、 赤磐市、真庭市、 和気町、早島町、 久米南町、美咲町、 吉備中央町 (8市5町)	1,176,821人 (709,584人)	3,764.83Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例：圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
「岡山市及び〇〇における連携中枢都市圏形成に係る連携協約」第2、3条別表のとおり			
今後のスケジュール (例：平成28年度において、連携中枢都市宣言、連携協約の締結及び連携中枢都市圏ビジョンの策定を目指す 等)			
平成28年度において、連携中枢都市宣言(H28.8.9)、連携協約の締結(H28.10.11)及び連携中枢都市圏ビジョンの策定(H29.3末)を目指す			

【高知市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名・数 (計： 都道府県 市 町村)	圏域人口 (うち、連携中枢都市 人口) (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)
(仮称) 高知広域連携 中枢都市圏 (高知市)	高知市、室戸市、 安芸市、南国市、 土佐市、須崎市、 宿毛市、土佐清水市、 四万十市、香南市、 香美市、東洋町、 奈半利町、田野町、 安田町、北川村、 馬路村、芸西村、 本山町、大豊町、 土佐町、大川村、 いの町、仁淀川町、 中土佐町、佐川町、 越知町、梶原町、 日高村、津野町、 四万十町、大月町、 三原村、黒潮町 (11市23町村)	764,456人 (343,393人)	7,105.16Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例：圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
検討中			
今後のスケジュール (例：平成28年度において、連携中枢都市宣言、連携協約の締結及び連携中枢都市圏ビジョンの策定を目指す 等)			
平成29年度において、連携中枢都市宣言、連携協約の締結及び連携中枢都市圏ビジョンの策定を目指す。			

【長崎市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名・数 (計： 都道府県 市 町村)	圏域人口 (うち、連携中枢都市 人口) (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)
長崎広域連携中枢都市圏 (長崎市)	長崎市、長与町、 時津町 (1市2町)	516,411人 (443,766人)	456.01Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例：圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
「長崎広域連携中枢都市圏」における「連携協約に基づき推進する具体的取組」のとおり			
今後のスケジュール (例：平成28年度において、連携中枢都市宣言、連携協約の締結及び連携中枢都市圏ビジョンの策定を目指す 等)			
平成28年12月 長与町・時津町首長会議 (予定) 連携協約締結 (予定) 平成29年2月 長崎市・長与町・時津町の各議会 連携中枢都市圏ビジョン説明 (予定) 平成29年3月 連携中枢都市圏ビジョン策定 (予定)			

【鹿児島市】

「連携中枢都市圏」の圏域名 (連携中枢都市名)	連携団体名・数 (計： 都道府県 市 町村)	圏域人口 (うち、連携中枢都市 人口) (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)
かごしま連携中枢都市圏 (鹿児島市)	鹿児島市、日置市、 いちき串木野市、 始良市 (4市)	762,621人 (605,846人)	1,143.50Km ²
連携協約に基づき推進する具体的取組 (例：圏域内各地の町並み景観を保存するため、圏域全体で再整備事業を一括管理する仕組みを構築する 等)			
圏域内の企業による合同企業説明会の開催、図書館の広域利用 など			
今後のスケジュール (例：平成28年度において、連携中枢都市宣言、連携協約の締結及び連携中枢都市圏ビジョンの策定を目指す 等)			
平成28年度において、連携中枢都市宣言、連携協約の締結及び連携中枢都市圏ビジョンの策定を目指す。			

※平成22年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあつては、合併関係市町村における平成22年10月1日現在の数値の合計をいう。

※「連携中枢都市圏」は、複数の市が同じ圏域を形成している場合、圏域ごとに記入しているため、重複がある。

問4 連携中枢都市圏構想推進要綱の内容

貴市では、総務省が定めた「連携中枢都市圏構想推進要綱」（平成28年4月1日一部改正）を踏まえ、連携中枢都市圏域内の関係者の意見を幅広く反映させるため、連携中枢都市圏の取組内容に応じて、産官学金労言等の関係者を構成員とした「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」を設置していますか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい。

「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」の設置状況	数
a 「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」をすでに設置している → SQ1、SQ2 へ	21
b 「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」を設置するための手続きの過程にある → SQ1、SQ2 へ	1
c 「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」を設置することを検討している	12
d 「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」を設置する予定はない	48

SQ1 **問4**で a、b を選択した場合にお答え下さい。

「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」は、どのような方が構成員となっています（なる予定です）か。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい（複数回答可）。

「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」の構成員分野	数
a 産業	22
b 行政機関	18
c 大学・研究機関	22
d 金融機関	22
e 医療機関	14
f 福祉	12
g 教育	9
h 地域公共交通	13
i 労働団体	5
j 地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者	12
k 報道機関	7
l 市議会議員	0
m その他	4

※「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」の構成員分野の数は、複数の市が同じ圏域を形成している場合、圏域ごとに計上しているため、重複がある。

SQ2 問4で a、b を選択した場合にお答え下さい。

「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」の設置を含む連携中枢都市圏に関する取組について、「連携中枢都市圏構想推進要綱」では、国・都道府県による市町村に対する助言及び支援（情報提供、連絡調整等）を行うことが明記されていますが、貴市の連携中枢都市圏においては、国・都道府県による助言及び支援等はありません（ある予定です）か。具体的な内容がありましたら、御記入下さい。

市名	国・都道府県による市町村に対する助言及び支援等の具体的な内容
盛岡市	連携中枢都市圏を形成する段階において、事務の進め方などについて、助言をいただいた。
新潟市	国及び新潟県へ随時情報提供を行っており、国からは、都市圏ビジョンの策定に関して、助言をいただいている。
金沢市	国から、必要に応じ情報提供、助言等を受けている。石川県とは、県と都市圏との役割分担を踏まえながら情報共有を図り、適宜連携を図っている。
静岡市	「連携中枢都市圏ビジョン」を策定するにあたり、平成 28 年 4 月に国による助言を受けた。
姫路市	ビジョン懇談会へのオブザーバーとしての参加など
加古川市	オブザーバーとして兵庫県内の関係の県民局長が参加し、助言を得ている。
倉敷市	国は交付税措置。県とは必要に応じた連絡調整を行っているが特段の支援はない。
広島市	本市の連携中枢都市圏においては、連携中枢都市圏を形成する市町の長が定期的に協議を行うため、連携協約に連絡会議の規定を設けており、この連絡会議として「広島広域都市圏協議会」を位置付けている。当該会議は、通常、年 2 回開催しており、開催に当たっては、広島県及び山口県にオブザーバーとして参加いただいている。
福山市	連携中枢都市圏ビジョン懇談会に広島県・岡山県がオブザーバーとして参加
高松市	県の政策部門担当次長にビジョン懇談会のオブザーバーとして参画いただいている。
高知市	国：平成 28 年度「新たな広域連携促進事業」（総務省）の採択を受け、連携中枢都市圏の形成にあたっては、圏域範囲の検討、高知県との役割分担や連携方策の検討を行うよう助言を受けている。 県：高知市と連携市町村との協議調整や高知県と高知市の役割分担の検討、市町村と連携する具体的取組の検討において、高知県の助言及び支援を受けている。
北九州市	総務省からは、都市圏ビジョンに掲載する具体的な取組を検討する際、他地域の先進的な取組を紹介していただくなどの情報提供をしていただいた。
久留米市	ビジョン懇談会のメンバーに国・県から就任いただき、意見等をいただく。
長崎市	総務省市町村課による支援・助言を受けている外、県の市町村課と適宜、情報交換を行っている。
熊本市	国・県からの助言及び支援等は想定していない。

市名	国・都道府県による市町村に対する助言及び支援等の具体的な内容
大分市	県からは交付税等必要な情報提供をいただく他圏域の取組等についても助言をいただいている。
宮崎市	国による助言及び情報提供があった。 ・連携中枢都市 16 市が参加した連携中枢都市連絡会議に総務省市町村課が出席し、各市の取組に対し助言するとともに、連携中枢都市圏構想の推進に向けた各省庁の支援策等について紹介された。
鹿児島市	ビジョン懇談会に県所管課がオブザーバーとして参加

※国・都道府県による市町村に対する助言及び支援等の具体的な内容は、複数の市が同じ圏域を形成している場合、圏域ごとに記入しているため、重複がある。

問5 新たな広域連携促進事業の委託団体事業内容（平成26～28年度）

総務省は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）」において、取組を推進することとされた「連携中枢都市圏」の形成等の地方公共団体間の新たな広域連携の促進を図ることを目的として、地方公共団体に対し、平成28年6月28日付けで「新たな広域連携促進事業の委託に関する提案募集に対する委託団体」を決定しています（委託団体の決定は、平成26年度から実施）。

貴市は、その委託団体に含まれていますか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい（複数回答可）。

新たな広域連携促進事業の委託団体決定状況	数
a 平成26年度委託団体に含まれている → SQ1、SQ2 へ	10
b 平成27年度委託団体に含まれている → SQ1、SQ2 へ	17
c 平成28年度委託団体に含まれている → SQ1、SQ2 へ	6
d いずれの委託団体にも含まれていない	51

※新たな広域連携促進事業の委託団体決定状況の数は、複数の市が同じ委託団体に入っている場合、委託団体ごとに計上しているため、重複がある。

※盛岡市、福山市は、平成26、27年度委託団体に入っているため、複数回答をしている。

SQ1 **問5**でa、b、cを選択した場合にお答え下さい。

貴市を含む連携中枢都市圏等の広域連携促進事業は、委託団体として、どのような取組に分けられていますか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい。

委託団体の取組内容	数
a 連携中枢都市圏形成を目指す圏域における取組	27
b 既に連携中枢都市圏を形成している連携中枢都市等における取組	1
c 都道府県と市区町村との連携に向けた取組	1
d 市区町村間における水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組	3
e その他	0

※新たな広域連携促進事業の委託団体の取組内容の数は、複数の市が同じ委託団体に入っている場合、委託団体ごとに計上しているため、重複がある。

※福山市は、連携中枢都市圏形成を目指す圏域における取組、既に連携中枢都市圏を形成している連携中枢都市等における取組を行っているため、複数回答をしている。

SQ2 問5で a、b、c を選択した場合にお答え下さい。

貴市を含む連携中枢都市圏等の広域連携促進事業について、提案募集に応えた団体名、関係市町村名・数、圏域人口、圏域面積、委託事業・検討事業の概要及び委託事業額（予算額）を御記入下さい。

【青森市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)
青森市	青森市、平内町、今別町、 蓬田村、外ヶ浜町 (1市3町1村)	325,458 人 (299,520 人)	1,477.37Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
青森圏域における将来推計人口、と都市機能の集積・強化の状況と課題について調査・検討を実施			
委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成 28 年度委託事業額（予算額）1,643 千円 内訳：会場費346千円、報償金653千円、事務用品費等644千円			

【盛岡市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)
盛岡市	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町 (3市5町)	481,699人 (298,348人)	3,641.90Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
H26年度：連携協約締結に向けた準備（成長ビジョン策定のための調査、会議等）を実施 H27年度：都市圏ビジョン懇談会の運営、広域圏の都市機能の集積状況等の調査、エネルギー地産地消システム構築に向けた調査の実施			
委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
H26年度：盛岡広域圏社会経済動態調査業務委託 5,940千円、会議費 667千円、その他（事務費、旅費、臨時補助員賃金等）1,652千円 H27年度：盛岡広域圏における都市機能の集積状況等に関する調査業務委託 2,646千円、盛岡広域圏のエネルギー地産地消推進に向けた基礎調査業務委託 5,400千円、会議費 790千円、事務費 150千円			

【山形市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日 国勢調査時現在) [*]	圏域面積 (平成22年10月1日 国勢調査時現在) [*]
山形市	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町、寒河江市、村山市、東根市、河北町、西川町、朝日町、大江町 (6市6町)	536,358人 (254,244人)	2,167.00Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
定住自立圏を構成している(3市2町)並びに通勤通学割合が0.1以上を超える市町(6市6町)との現状を調査した上で、下記の点について今後のあり方を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・圏域全体の経済成長のけん引 ・高次の都市機能の集積・強化 ・圏域全体の生活関連機能サービスの向上 			
委託事業額(千円)(委託事業額(予算額)については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい) (例：平成〇〇年度委託事業額(予算額) 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
委託事業額 1,600千円 内訳：調査費 1,600千円			

【福島市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)
福島市	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、相馬郡飯舘村、宮城県白石市 (2 県 5 市 3 町 2 村)	540,690 人 (292,590 人)	2,270.02Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域の基礎調査・分析及び整理 ・ 圏域市町村の重点施策・関連プロジェクトの調査・整理 ・ 圏域の特性と課題（市町村ごとの課題整理、課題の類型化） ・ 新たな産業動向、先端技術、高度医療など、踏まえるべき社会環境の把握 ・ 調査結果の収集および分析により、多様な地域資源、ポテンシャルを明らかにする。 			
委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成 28 年度新たな広域連携促進事業委託金 9,019 千円 内訳：会議費 116 千円、消耗品費 18 千円、調査費 8,749 千円、その他経費 136 千円			

【郡山市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日 国勢調査時現在) [*]	圏域面積 (平成22年10月1日 国勢調査時現在) [*]
郡山市	郡山市、須賀川市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町 (4市7町4村)	607,613人 (338,712人)	2,968.00Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
<ul style="list-style-type: none"> ・産業イノベーションの方向性 ・6次産業化の推進 ・広域的公共交通網の構築 ・高度な医療サービスの提供 ・生活関連機能サービスの充実 等 			
委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成27年度委託事業額（予算額） 7,399千円 内訳： <ul style="list-style-type: none"> ・調査委託料 5,518千円 ・需用費（消耗品等） 289千円 ・役務費 197千円 ・セミナー講師報償費（旅費含む） 758千円 ・セミナー会場使用料 637千円 			

【新潟市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)
新潟市	新潟市、三条市、新発田市、加茂市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町 (8市4町村)	1,306,967人 (811,901人)	3,793.09Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
新潟市及び近接する周辺市町村を含む圏域全体の経済成長をけん引するための施策などを検討するために必要な課題整理、基礎データの調査を行い、今後の地域連携に向けた取組につなげる。			
委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成27年度新たな広域連携促進事業委託事業額（予算額） 6,007千円 (内訳：調査費 3,540千円、会議費 1,828千円、その他経費 639千円)			

【金沢市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)
金沢市	金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町 (3市2町)	723,344人 (462,361人)	1,432.69Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
石川中央都市圏ビジョン懇談会及び石川中央都市圏連絡調整会議開催費 圏域に係る人口推計・都市機能等基礎的調査・分析業務 石川中央都市圏ビジョン案作成業務 等			
委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成27年度委託事業費（予算額） 10,250千円 内訳：システム関係費 1,000千円、会議費 1,000千円 調査費 5,750千円、報告書作成費 2,500千円			

【長野市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)
長野県	《最小単位》 【長野県】長野市（1市） 《最大単位》 【長野県】長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村 （3市4町2村）	《最小単位》 381,511人 《最大単位》 554,256人	《最小単位》 834.81Km ² 《最大単位》 1,558.00Km ²
委託事業・検討事業の概要 （例：圏域内の救急医療体制の再整備 等）			
県が保健・医療・介護情報を集約・分析し、市町村が、住民の疾病予防・健康寿命の延伸を図るためにきめ細かな課題把握と対策を講じられるよう、保健・医療・介護情報を一元化する総合的なデータベースの構築を検討			
委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） （例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円） （内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等）			
平成27年度委託事業額：7,864千円 ※内訳は、当市では把握していない。			

【千葉市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)
千葉市	千葉市、市原市、四街道市 (3市)	1,328,891人 (961,749人)	674.98Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
圏域内における「保育所・小規模保育事業の共同整備」「管外保育」などの子ども・子育て支援サービス等の現状把握や具体的な施策立案の検討			
委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成27年度委託事業額（予算額） 1,867千円 (内訳：会議費 60千円、調査費 1,807千円)			

【静岡市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)
静岡市	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 (5市2町)	1,188,781人 (716,197人)	2,621.55Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住セミナー・移住相談会、移住見学ツアー ・ 起業創業の支援（支援サイトの構築） ・ 広域観光の推進（海外からの教育旅行の誘致活動） ・ 高等教育充実に係る基礎調査 			
委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成27年度委託事業額（予算額） 15,000千円 (内訳：システム関係経費 1,500千円、会議費 2,145千円、消耗品費 3,050千円、運搬通信費 40千円、調査費 1,365千円、報告書作成費 120千円、業務委託料 6,780千円等)			

【四日市市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)
四日市市	四日市市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町、川越町 (2市4町)	442,718人 (442,718人)	570.68Km ²
<p>委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)</p>			
<p>①北勢圏域における新たな広域連携の推進に向けた調査 本事業の実施にあたっては、連携中枢都市圏推進要綱における「連携中枢都市が果たすべき三つの役割」に規定された全ての分野の取組について、圏域内の各市町の現在の状況と、圏域内での連携状況について調査を行う。その上で、連携協約を活用することで、圏域がより一層活性化し、圏域住民への行政サービスの維持・向上が想定される分野を抽出し、具体的な事業の内容・手法・役割分担について検討を行う。</p> <p>②広域連携シンポジウムの開催 北勢圏域内の住民、行政関係者、企業関係者を対象にシンポジウムを開催することにより、北勢圏域で一体となった取組が個々の市町の住民の暮らしやすさの向上に寄与するものであることについて、住民相互の意識の共有を図り、広域連携に関する意識の醸成と向上を図る。</p>			
<p>委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)</p>			
<p>平成28年度委託事業額（予算額） 8,957千円) 内訳：調査検討支援委託経費 8,130千円、講師報償費 200千円、 会場使用料 300千円、印刷費 227千円、消耗品費 100千円</p>			

【岐阜市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)
岐阜市	岐阜市、羽島市、各務原市、山 県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、 笠松町、北方町 (6市3町)	807,571人 (413,136人)	992.53Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
社会経済動態調査、シンポジウム開催、先行実施都市調査			
委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成27年度事業費（予算額） 9,220千円 内訳：会議費 962千円 その他経費（先行実施都市調査） 258千円 その他経費（業務委託等） 8,000千円			

【京都市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)
京都市	京都府 (16 市町) 京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町、木津川市、精華町、亀岡市、南丹市、京丹波町 滋賀県 (12 市町) 大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、高島市、湖南市、甲賀市、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町 大阪府 (2 市町) 高槻市、島本町 (2 府 1 県 21 市 9 町)	3,795,678 人 (1,474,015 人)	5,189.56Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
水平連携の在り方に関する調査・研究、圏域情報の発信強化 (京都都市圏自治体ネットワーク (21 市 9 町) における取組)			
委託事業額 (千円) (委託事業額 (予算額) については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい) (例：平成〇〇年度委託事業額 (予算額) 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成 27 年度委託事業額 (予算額) 4,000 千円 内訳：報償費 180 千円、旅費 100 千円、需用費 23 千円、委託料 3,277 千円、使用料及び賃借料 420 千円			

【神戸市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)
神戸市	神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、稲美町、明石市、淡路市、洲本市 (9市1町)	2,956,701人 (1,544,200人)	1,610.24Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
圏域の観光・地域ブランドをPRするためのスマートフォン向けホームページの作成 食の魅力をはじめとする地域ブランドをPRするため、連携が可能な事業について検討			
委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成27年度委託事業額（予算額） 2,917千円 (内訳：システム関係費 750千円、会議費 150千円、その他経費 2,017千円)			

【姫路市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)
姫路市	姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町 (8市8町)	1,327,193人 (536,270人)	2,800.03Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
ビジョンの作成のためのデータ作成経費			
委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
12,500千円（会議費 1,217千円、消耗品費 470千円、運搬通信費 24千円、調査費 7,789千円、報告書作成費 1,100千円、その他経費 1,900千円）			

【加古川市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)
姫路市	姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町 (8市8町)	1,327,193人 (536,270人)	2,800.03Km ²
<p>委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)</p>			
<p>ビジョンの作成のためのデータ作成経費など、地方中枢拠点都市圏の形成に向けた広域連携の在り方の検討</p>			
<p>委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)</p>			
<p>12,500千円（会議費 1,217千円、消耗品費 470千円、運搬通信費 24千円、調査費 7,789千円、報告書作成費 1,100千円、その他経費 1,900千円）</p>			

【岡山市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)
岡山市	岡山市、津山市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、和気町、早島町、久米南町、美咲町、吉備中央町 (8市5町)	1,176,821人 (709,584人)	3,764.84Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
①連携中枢都市圏の形成に向けた基礎調査等 ア 公共施設、医療、産業及び交通の立地・利用状況に係る調査・分析 イ 公共施設、医療及び交通の広域利用・移動状況に係る圏域内住民アンケート調査 ウ 企業の課題・あり方に係る企業アンケート調査及び企業ヒヤリング調査 ②連携関係者会議等の開催 ア 岡山都市圏連携協議会の開催 イ 個別分野の実務者協議 ウ 外部講師による研修 ③連携して取り組む事業の一部試行的実施 ア 圏域内周遊型観光に係るモニタリングツアーの実施			
委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） （例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円） （内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等）			
平成27年度委託事業額 9,776千円 内訳：会議費 321千円、消耗品費 23千円 運搬通信費 292千円、調査費 9,140千円			

【倉敷市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)
倉敷市	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町 (7市3町)	783,035人 (475,513人)	2,463.31Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
①観光・商業動態調査、診療圏調査の実施 ②産業連関表の作成 ③地域資源活用推進事業 ④古民家イノベーションプロジェクト 等			
委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
12,500千円 (①②合算8,700千円 (委託料)、 ③1,360千円 (委託料等)、④1,080千円 (委託料))			

【広島市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計：市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)
広島市	<p>【広島県】広島市、呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町 (8市6町)</p> <p>【山口県】岩国市、柳井市 (2市) (2県11市6町)</p>	<p>2,257,019人 (1,173,843人)</p>	<p>5,766.00Km²</p>

委託事業・検討事業の概要

(例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)

【委託事業・検討事業の概要】

平成28年度からの「連携中枢都市圏」制度の活用に向けて、「広島広域都市圏における『連携中枢都市圏』検討会議」及び「拠点性強化に向けた懇話会」の開催や、先進事例の調査等により、近隣市町と連携して取り組む施策について、検討を行った。

ア 圏域全体の経済成長のけん引

(1) 地域産業の振興

(ア) ものづくり技術の集積を生かした産業振興

- ① 自動車産業経営者会の開催
- ② デザインによる中小企業のブランド化支援
- ③ ひろしまグッドデザイン賞の実施
- ④ デザインネットワーク推進事業
- ⑤ ものづくり人材育成事業

(イ) 新産業の育成、創業支援

- ⑥ 環境・エネルギー関連分野支援事業
- ⑦ 医療・福祉関連産業の育成
- ⑧ 大学発ベンチャー支援
- ⑨ 創業・ベンチャー支援事業（創業・ベンチャーコンシェルジュによる支援）
- ⑩ コワーキングスペース整備・運営補助

(ウ) 広島の特産品のブランド化、消費拡大

- ⑪ 広島の特産品のブランド化推進事業

(エ) 中小企業の経営強化

- ⑫ 中小企業経営健全化促進事業

(2) 観光の振興

(ア) 観光プログラムの充実

- ⑬ 広島神楽振興事業

(イ) 外国人観光客の受入環境整備

- ⑭ 外国人観光客の来広を加速する多言語化による観光情報発信・観光サインの強化

(ウ) 国際会議等の誘致

- ⑮ MICE受入態勢の充実

- (エ) 四季ごとの誘客イベントを核とした観光キャンペーンの実施
 - ⑯ 広島「食」による観光振興
- (3) 農林水産業の振興
 - (ア) 圏域内で生産された農産物の消費拡大
 - ⑰ 学校給食食材調達における広域連携事業
 - (イ) 健全な森林の育成・保全
 - ⑱ 太田川流域林業支援事業
- (4) 雇用の推進
 - (ア) 地元企業と若者のマッチング
 - ⑲ 有給長期インターンシップ
- イ 高次の都市機能の集積・強化
 - a 高度な医療サービスの提供
 - ① 救急医療相談の充実
 - ② 救急医療に係る医師の育成・確保
 - ③ 看護職員の育成・確保
 - ④ 女性医師の復職支援
 - ⑤ がん医療に関する寄附講座の開設
 - ⑥ ICTを活用した地域医療支援
 - b 広域的公共交通網の構築
 - ⑦ 圏域内公共交通網の充実強化
- ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
 - ① 広島都市圏における新たな救急医療体制の構築
 - ② 病児・病後児保育の広域利用
 - ③ 一時預かり保育事業の広域利用
 - ④ 青少年支援メンター制度の広域的運営
 - ⑤ 毛利氏関連の博物館等の施設による連携事業
 - ⑥ 放課後児童クラブ職員の広域募集
 - ⑦ 広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会事業（未加入団体の参加）
 - ⑧ Wi-Fi環境の広域整備による外国人観光客誘致
 - ⑨ 農業経営者育成事業の対象拡大
 - ⑩ 区役所に設置した就労支援窓口の広域利用
 - ⑪ 広島港宇品旅客ターミナルの拠点機能の充実
 - ⑫ 都市計画情報の広域化
 - ⑬ 自転車運転免許制度の近隣市町への拡大
 - ⑭ 備品等の相互利用体制の構築
 - ⑮ 圏域内情報発信体制の構築
 - ⑯ 下水道汚泥の共同処理の検討
 - ⑰ 共通の下水道指定工事店の指定登録制度の創設
 - ⑱ 消費者被害に関する広域的情報共有体制の構築
 - ⑲ 家屋評価実施研修
 - ⑳ 航空写真撮影事務

委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい）

（例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円）

（内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等）

平成 26 年度委託事業額（精算額） 5,004 千円

（内訳：調査費 3,954 千円、消耗品費 973 千円、会議費等 77 千円 等）

【呉市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)
呉市	呉市（中枢都市）、竹原市、三原市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町 (5市5町)	711,452人 (239,973人)	1,795.23Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
検討事業の概要 ○「圏域全体の経済成長のけん引」 ・ビジョン懇話会の設置 ・戦略的な観光施策 など ○「高次の都市機能の集積・強化」 ・高度な医療サービスの提供 など ○「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」 ・圏域全体の周遊観光、観光施設のネットワーク化 ・移住、定住の促進 ・公共施設の相互利用 など			
委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成28年度予算額：合計7,913千円 内訳：会議費304千円、消耗品費101千円、調査費7,508千円			

【福山市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 ※ 国勢調査時現在)
福山市	広島県福山市、三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町、岡山県笠岡市、井原市 (2 県 6 市 2 町)	875, 682 人 (461, 357 人)	2, 509. 00Km ²
<p>委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)</p>			
<p>○2014 年度（平成 26 年度）事業の概要 びんご圏域ビジョンの策定、びんご圏域活性化戦略会議の設立・運営、備後圏域 6 市 2 町の市長・町長、職員、市議会議員等を対象とした職員合同研修会の開催 等</p> <p>○2015 年度（平成 27 年度）事業の概要 圏域全体の地域包括ケアシステムの構築に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域外の専門家による専門的知識や先進事例のノウハウ等を提供するための事例発表会 ・既存の「徘徊 SOS ネットワーク」の拡大・強化に向けた検討や高齢者虐待防止に係る講演会・研修会の実施等 			
<p>委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9, 0 0 0 千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)</p>			
<p>2014 年度（平成 26 年度）委託事業額（予算額）12, 500 千円 (内訳：会議費 926 千円、調査費 7, 320 千円、その他経費 4, 254 千円)</p> <p>2015 年度（平成 27 年度）委託事業額（予算額）4, 985 千円 (内訳：その他経費 4, 985 千円)</p>			

【下関市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)
下関市・北九州市	下関市、北九州市 (2 県 2 市)	1,257,793 人 (下関市 280,947 人) (北九州市 976,846 人)	1,206.00Km ²
<p>委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)</p>			
<p>地方中枢拠点都市である下関市と北九州市が県境を超え、地方中枢拠点同士として、産・官・学・金・民を含めて連携するというシティリージョンの取組を推進する。 (例：関門地域連携による観光客誘致)</p>			
<p>委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)</p>			
<p>平成 26 年度委託事業費 11,500 千円 (内訳：システム関係費：3,810 千円、調査費：5,000 千円、その他経費：2,690 千円)</p>			

【松山市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)
松山市	松山市、伊予市、東温市、 久万高原町、松前町、砥部町 (3市3町)	652,485人 (517,231人)	1,540.52Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
<ul style="list-style-type: none"> ・「瀬戸内・松山構想」や京都・広島・松山「新ゴールデンルート」を活用し、圏域一体となって外国人観光客の誘致策を検討 ・子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の広域受入れを検討 ・救急医療提供体制の将来構想の策定について検討 			
委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成27年度新たな広域連携促進事業（予算額）10,000千円（うち国費6,922千円） （内訳：調査費7,560千円、会議費926千円、システム関係費420千円）			

【高知市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)
高知市	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、本山町、大豊町、土佐町、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、禰原町、津野町、四万十町、大月町、黒潮町、北川村、馬路村、芸西村、大川村、日高村、三原村 (11市17町6村)	764,456人 (343,393人)	7,105.16Km ²
<p>委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)</p>			
<p>人口の減少と高齢化率の上昇等の課題の克服と持続可能な地域社会の構築に向け、県との連携も図りながら、圏域経済の成長と住民サービスの充実、向上を図る取組等について、相互連携による施策実施に向けた調査、検討を行うもの</p>			
<p>委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)</p>			
<p>平成28年度委託事業額 11,263千円 (内訳：会議費401千円、消耗品費74千円、調査費9,350千円 ほか)</p>			

【北九州市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)
北九州市	北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町、吉富町 (6市11町)	1,420,556人 (976,846人)	1,416.60Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
官民連携による北九州地域の経済発展に向けた検討・実施 圏域への観光客誘致に向けた集客促進事業の推進 等			
委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成26年度新たな広域連携モデル構築事業（12,500千円） (内訳：報償費13千円、旅費427千円、役務費666千円、委託料10,712千円、使用料・賃借料687千円)			

【久留米市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)
久留米市	久留米市、大川市、小郡市、 うきは市、大刀洗町、大木町 (4市2町)	459,623人 (302,402人)	467.83Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
<ul style="list-style-type: none"> ・連携中枢都市圏推進体制の構築 ・ビジョン策定に向けた基礎調査 			
委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成27年度予算額 7,196千円 (内訳：会議費 403千円、調査費 4,000千円、旅費 474千円、その他 2,319千円)			

【長崎市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)
長崎市	長崎市、長与町、時津町、 諫早市 (2市2町)	657,163人 (443,766人)	777.26Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
広域圏経済分析等調査業務委託 複数圏域を想定し、長崎市の今後の広域連携の可能性について、民間に調査を委託する。 《調査項目》 ・ 広域圏域における経済の現状と課題 ・ 広域連携の経済効果・可能性に関する調査・分析			
委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
平成 27 年度委託事業額（予算額） 5,384 千円 (内訳：委託料 5,384 千円)			

【熊本市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)								
熊本市	熊本市、宇土市、宇城市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町 (4市10町)	1,069,185人 (734,474人)	1,872.00Km ²								
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)											
<ul style="list-style-type: none"> ・都市圏農産物のブランド開発及び販路拡大 ・ICTを利用した「もっと歩く観光」の推進 											
委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)											
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">平成26年度委託事業額（予算額）</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">12,500千円</td> </tr> <tr> <td>内訳：都市圏農産物のブランド開発及び販路拡大</td> <td style="text-align: right;">4,305千円</td> </tr> <tr> <td>ICTを利用した「もっと歩く観光」の推進</td> <td style="text-align: right;">7,542千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">653千円</td> </tr> </table>				平成26年度委託事業額（予算額）	12,500千円	内訳：都市圏農産物のブランド開発及び販路拡大	4,305千円	ICTを利用した「もっと歩く観光」の推進	7,542千円	その他	653千円
平成26年度委託事業額（予算額）	12,500千円										
内訳：都市圏農産物のブランド開発及び販路拡大	4,305千円										
ICTを利用した「もっと歩く観光」の推進	7,542千円										
その他	653千円										

【大分市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)
大分市	大分市、別府市、臼杵市、津久見市、豊後大野市、由布市、日出町 (6市1町)	787,663人 (474,094人)	2,471.67Km ²
<p>委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)</p>			
<p>大分都市広域圏の8市町は東九州自動車道や中九州自動車道の開通により、圏域としての更なる発展に向けて広域圏の経済戦略を策定するとともに、地域ネットワークによる市民サービスの向上を目指す。併せて事後のフォローアップ体制を整える。</p>			
<p>委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)</p>			
<p>会議費：423千円、消耗品費：124千円、通信運搬費：23千円、調査費：5,616千円</p>			

【宮崎市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)
宮崎市	宮崎市、国富町、綾町 (1市2町)	428,716人 (400,583人)	870.53Km ²

委託事業・検討事業の概要

(例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)

- ①連携協約書（案）の作成
- ②成長ビジョンの骨格（案）の作成
- ③交通物流戦略策定事業
- ④スポーツランドみやざきを推進する取組
- ⑤医療提供体制将来構想策定事業
- ⑥総合発達支援センター「おおぞら」運営事業

委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい）

(例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円)

(内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)

- ①連携協約書（案）の作成 及び ②成長ビジョンの骨格（案）の作成
(委員出席謝礼 840千円、委員費用弁償 180千円、会場使用料 618千円、消耗品費 210千円、調査費 1,000千円、印刷費 150千円)
- ③交通物流戦略策定事業
(委員出席謝礼 144千円、委員費用弁償 434千円、調査費 3,600千円)
- ④スポーツランドみやざきを推進する取組 (調査費 1,000千円)
- ⑤医療提供体制将来構想策定事業
(委員出席謝礼 272千円、委員費用弁償 720千円、調査費 500千円、その他 192千円)
- ⑥総合発達支援センター「おおぞら」運営事業 (委員出席謝礼 40千円、調査費 2,600千円)

【鹿児島市】

提案募集に応えた団体名	関係市町村名・数 (計： 市 町村)	圏域人口 (うち、応募団体人口) (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日※ 国勢調査時現在)
鹿児島市	鹿児島市、日置市、いちき串木野市、姶良市 (4市)	762,621人 (605,846人)	1,143.50Km ²
委託事業・検討事業の概要 (例：圏域内の救急医療体制の再整備 等)			
<p>都市機能が集積した鹿児島市を中心に、一体的な生活圏を形成し、かつ食品関連産業や観光資源等、複数の共通の強みを持つ周辺3市との都市圏形成を目指す。具体的には、鹿児島市が有する都市資本と圏域にバランスよく存在する地元産品（水産物、農産物）等を活用したフードビジネスの推進等、鹿児島市及び周辺市の従前の取組を最大限に生かしながら圏域全体に拡大・連動させることで、相乗的に地域経済の活性化と住民サービスの向上等を図るためのビジョン案を検討する。</p>			
委託事業額（千円）（委託事業額（予算額）については、委託事業額全体とともに、委託業務名及び費目ごとの金額を御記入下さい） (例：平成〇〇年度委託事業額（予算額） 9,000千円) (内訳：システム関係経費 〇〇千円、会議費 〇〇千円、調査費 〇〇千円 等)			
28年度委託事業額予算額 9,301千円 (報償費：300千円、旅費：370千円、経済分析調査：8,631千円)			

※平成22年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあつては、合併関係市町村における平成22年10月1日現在の数値の合計をいう。

※「連携中枢都市圏等の広域連携促進事業」は、複数の市が同じ委託団体に入っている場合、委託団体ごとに記入しているため、重複がある。

問6 定住自立圏構想の取組状況

貴市では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」（平成27年12月24日閣議決定）において、引き続き形成等を推進することとされている「定住自立圏」を形成していますか。下記の中から、該当するものに○印をお付け下さい。

定住自立圏構想の取組状況	数
a 「定住自立圏」をすでに形成している → SQ1、SQ3、SQ4、SQ5、SQ6 へ	6
b 「定住自立圏」を形成するための手続き（中心市宣言、形成協定の締結、共生ビジョンの策定）の過程にある → SQ2、SQ3、SQ4、SQ6 へ	0
c 「定住自立圏」を形成することを検討している → SQ6 へ	0
d 「定住自立圏」を形成する予定はない → SQ6 へ	76

SQ1 **問6**でaを選択した場合のみお答え下さい。

すでに形成している「定住自立圏」の圏域名、連携団体名・数、圏域人口、圏域面積及び定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を御記入下さい。

【函館市】

「定住自立圏」の圏域名 (定住自立圏中心市名)	連携団体名・数 (計：市 町村)	圏域人口 (うち、定住自立圏 中心市人口) (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)
南北海道定住自立圏 (函館市)	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町 (2市16町)	469,865人 (279,127人)	6,566.43Km ²

定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(例：医師派遣、休日夜間診療所の運営、地域公共交通のネットワーク化 等)

広域救急医療体制の充実（ドクターヘリの運航）、医療情報共有化の推進、脳疾患救急搬送体制の運営支援、初期救急医療体制の充実（夜間急病センターの運営）、広域観光の推進（プロモーション活動の実施）滞在型観光メニューの開発等
「南北海道定住自立圏共生ビジョン」（P15～22）のとおり

【旭川市】

「定住自立圏」の圏域名 (定住自立圏中心市名)	連携団体名・数 (計：市町村)	圏域人口 (うち、定住自立圏 中心市人口) (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)
上川中部定住自立圏 (旭川市)	旭川市、鷹栖町、東 神楽町、当麻町、比 布町、愛別町、上川 町、東川町、美瑛町 (1市8町)	401,536人 (347,095人)	3,471.06Km ²
<p>定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組 (例：医師派遣、休日夜間診療所の運営、地域公共交通のネットワーク化 等)</p>			
<p>全28事業(H28実績)：二次救急医療の連携、小児救急医療の連携、子育て支援体制の充実、消費生活相談事業、無料法律相談事業、成年後見制度の利用支援体制の充実、高校・専門学校・大学における自治体連携、不登校児童生徒の受入機関の共同利用、図書館相互のネットワーク化、創業支援事業、企業誘致推進事業、広域観光のネットワーク化、水道施設の共同使用、広域下水道施設の共同使用、防災体制の整備、消防の広域化、公共施設の相互利用の促進、大雪山国立公園の世界自然遺産への登録活動事業、森林環境を活用した事業、し尿等処理施設の広域的活用、ごみ焼却処理施設の広域的利活用、地域公共交通確保維持改善事業、地場産品発掘普及事業、移住定住の促進、スポーツ合宿誘致事業、国際交流の推進、職員の相互人事交流</p>			

【山形市】

「定住自立圏」の圏域名 (定住自立圏中心市名)	連携団体名・数 (計：市町村)	圏域人口 (うち、定住自立圏 中心市人口) (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)
山形定住自立圏 (山形市)	山形市、上山市、天 童市、山辺町、 中山町 (3市2町)	377,448人 (254,244人)	828.00Km ²
定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組 (例：医師派遣、休日夜間診療所の運営、地域公共交通のネットワーク化 等)			
休日及び夜間における診療体制の充実、子育て支援センターの相互利用、子ども安全情報配 信事業の拡大、産学連携交流会の拡大、ナラ枯れ被害対策防除事業、消防事務の受委託、消 費生活相談事業の拡大、年金相談事業の拡大、地域公共交通ネットワークの構築、山形市市 民活動支援センターの広域活用、山形市男女共同参画センターの広域活用、職員研修の拡充			

【長岡市】

「定住自立圏」の圏域名 (定住自立圏中心市名)	連携団体名・数 (計：市町村)	圏域人口 (うち、定住自立圏 中心市人口) (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)
長岡地域定住自立圏 (長岡市)	長岡市、見附市、 小千谷市、出雲崎町 (3市1町)	368,043人 (282,674人)	1,168.37Km ²
定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組 (例：医師派遣、休日夜間診療所の運営、地域公共交通のネットワーク化 等)			
高度医療及び救急医療体制の充実、錦鯉産業の振興、ごみの減量及び資源の有効活用などの 18の取組			

【徳島市】

「定住自立圏」の圏域名 (定住自立圏中心市名)	連携団体名・数 (計：市町村)	圏域人口 (うち、定住自立圏 中心市人口) (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)
徳島東部地域定住自立圏 (徳島市)	徳島市、小松島市、 勝浦町、上勝町、 佐那河内村、石井町、 神山町、松茂町、 北島町、藍住町、 板野町、上板町 (2市10町村)	444,324人 (264,548人)	770.51Km ²
定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組 (例：医師派遣、休日夜間診療所の運営、地域公共交通のネットワーク化 等)			
徳島市民病院との連携強化事業、病児保育事業、圏域内図書館相互利用事業、観光開発・観光誘致事業、特産品ブランド化・地産地消推進事業、コミュニティビジネス起業支援事業、企業誘致活動推進事業、中心市街地都市機能整備事業、鳥獣害対策推進事業、火葬場整備・利用促進事業、地球温暖化対策推進事業、圏域道路網整備促進等事業、スポーツ大会共同開催事業、就農支援体制連携強化事業、移住・長期滞在推進事業、情報システム共同研究事業、圏域内市町村職員人材育成事業、外部人材共同招へい事業、行政運営に関する研究会開催事業、地域づくり活動団体等育成・支援事業			

【高知市】

「定住自立圏」の圏域名 (定住自立圏中心市名)	連携団体名・数 (計：市町村)	圏域人口 (うち、定住自立圏 中心市人口) (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)	圏域面積 (平成22年10月1日 [※] 国勢調査時現在)
高知中央広域定住自立圏 (高知市)	高知市、南国市、 香南市、香美市 (4市)	455,461人 (343,393人)	1,099.30Km ²
定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組 (例：医師派遣、休日夜間診療所の運営、地域公共交通のネットワーク化 等)			
休日夜間医療運営、広域周遊観光促進、防災対策、移住・定住促進等			

※平成22年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成22年10月1日現在の数値の合計をいう。

SQ2 問6でbを選択した場合のみお答え下さい。

形成するための手続きの過程にある「定住自立圏」の圏域名、連携団体名・数、圏域人口、圏域面積、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組及び今後のスケジュールを御記入下さい（いずれも予定で構いません）。

該当なし

SQ3 問6でa、bを選択した場合にお答え下さい。

「定住自立圏」には様々な圏域の形態がありますが、貴市の「定住自立圏」は、どの型にあたりますか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい(複数回答可)。

「定住自立圏」の圏域形態	数
a 県境型（住民の生活実態を踏まえ、県境の市町村間で圏域を形成）	0
b 圏域重複型（ある市町村が複数の圏域を形成、大規模な市の圏域が他の圏域を包含して圏域を形成）	0
c 合併一市型（広域的な合併を行った合併市で人口最大の旧市の昼夜間人口比率が1以上のものは、合併1市で定住自立圏を形成）	0
d 複眼型（2つの市が共同して中心市となり、圏域を形成）	0
e その他	6

SQ4 問6でa、bを選択した場合にお答え下さい。

総務省が定めた「定住自立圏構想推進要綱」（平成26年3月31日一部改正）における「定住自立圏共生ビジョン懇談会」は、どのような方が構成員となっています（なる予定です）か。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい（複数回答可）。

「定住自立圏共生ビジョン懇談会」の構成員分野	数
a 産業	5
b 行政機関	2
c 大学・研究機関	4
d 金融機関	1
e 医療機関	6
f 福祉	4
g 教育	4
h 地域公共交通	1
i 労働団体	0
j 地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者	4
k 報道機関	0
l 市議会議員	0
m その他	2

SQ5 問6でaを選択した場合のみお答え下さい。

すでに形成している「定住自立圏」におけるこれまでの取組について、どのような分野に効果があったと思われますか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい（議長の私見で結構です）（複数回答可）。

「定住自立圏」におけるこれまでの取組に対する効果分野	数
a 医療（医師派遣、適正受診の啓発、休日夜間診療所の運営等）	4
b 福祉（介護、高齢者福祉、子育て、障がい者等の支援）	3
c 教育（図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ交流、公共施設相互利用等）	2
d 産業振興（広域観光ルートの設定、農産物のブランド化、企業誘致等）	4
e 環境（低炭素社会形成促進、バイオマスの利活用等）	3
f 地域公共交通（地域公共交通のネットワーク化、バス路線の維持等）	3
g ICTインフラ整備・利活用（メール配信による圏域情報の共有等）	1
h 交通インフラ整備（生活道路の整備等）	2
i 地産地消（学校給食への地元特産物の活用、直売所の整備等）	2
j 交流移住（共同空き家バンク、圏域内イベント情報の共有と参加促進等）	2
k 合同研修・人事交流（合同研修の開催や職員の人事交流等）	4
l 外部専門家の招へい（医療、観光、ICT等の専門家を活用）	1
m 特になし	0
n その他	0

SQ6 問6での回答に関わらずお答え下さい。

貴市では、「定住自立圏」における取組について、今後取り組むべき分野としてどのようなものがあると思われますか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい（議長の私見で結構です）（複数回答可）。

「定住自立圏」における今後取り組むべき分野	数
a 医療（医師派遣、適正受診の啓発、休日夜間診療所の運営等）	4
b 福祉（介護、高齢者福祉、子育て、障がい者等の支援）	15
c 教育（図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ交流、公共施設相互利用等）	13
d 産業振興（広域観光ルートの設定、農産物のブランド化、企業誘致等）	17
e 環境（低炭素社会形成促進、バイオマスの利活用等）	7
f 地域公共交通（地域公共交通のネットワーク化、バス路線の維持等）	16
g ICTインフラ整備・利活用（メール配信による圏域情報の共有等）	3
h 交通インフラ整備（生活道路の整備等）	9
i 地産地消（学校給食への地元特産物の活用、直売所の整備等）	6
j 交流移住（共同空き家バンク、圏域内イベント情報の共有と参加促進等）	11
k 合同研修・人事交流（合同研修の開催や職員の人事交流等）	8
l 外部専門家の招へい（医療、観光、ICT等の専門家を活用）	2
m 特になし	40
n その他	11

Ⅱ 広域連携の現状と課題について

問7 広域連携における都市の組織体制

貴市では、広域連携（「これまでの広域連携制度」、「新たな広域連携制度」及び「連携中枢都市圏」・「定住自立圏」）に関する政策・施策を所管する部署がありますか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい。

広域連携に関する政策・施策を所管する部署	数
a 広域連携に関する政策・施策を所管する部署がある → SQ1、SQ2 へ	77
b 広域連携に関する政策・施策を所管する部署がない → SQ2 へ	5

SQ1 問7で a を選択した場合のみお答え下さい。

広域連携の名称及び広域連携に関する政策・施策を所管する部課名を御記入下さい（複数回答可、一つの広域連携につき一表の作成をお願いします）。

広域連携に関する政策・施策を所管する部署がある市（77市）

※加盟市における広域連携に関する政策・施策を所管する部署がある市は、全体を管轄する所管部課名のほか、担当する所管部課名を回答しているが、全部で77市と多数あることから、掲載はしていない。

SQ2 問7での回答に関わらずお答え下さい。

貴市における平成27・28年度の一般会計予算額及び広域連携に関する予算額を御記入下さい（広域連携に関する予算額がない場合は、「なし」と御記入下さい）。

年度 一般会計予算額等	平成27年度 (A)	平成28年度 (B)	増減率 (B)-(A)/(A)
一般会計予算額 (加盟82市における平均額)	212,070,505千円	210,740,250千円	▲0.6%
広域連携に関する予算額 (加盟82市における平均額)	4,971,430千円	5,030,105千円	1.2%

※広域連携に関する予算額とは、これまでの広域連携制度（事務の委託、一部事務組合等）、新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）及び連携中枢都市圏・定住自立圏に関するものをいう。

※補正予算を組んだ場合は、予算額に含む。

※広域連携に関する予算額には、〇〇都道府県後期高齢者医療広域連合等の別会計の予算額を含む。

※広域連携に関する予算額がない市も、平成27・28年度の一般会計予算額に含む。

※加盟82市における平均額は、千円単位で四捨五入している。

※増減率は、小数点第2位を四捨五入している。

問8 広域連携における住民に対する周知等の状況

貴市では、広域連携の取組に関し、住民に対する周知等を実施していますか。
下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい。

広域連携の取組における住民に対する周知等の状況	数
a 住民に対する周知等を実施している → SQ1 へ	56
b 住民に対する周知等を実施する予定である → SQ1 へ	5
c 住民に対する周知等を実施していない	22

※「広島広域都市圏」及び「(仮称) 広島中央地域連携中枢都市圏」の構成市である呉市は、複数回答をしている。

SQ1 **問8**で a、b を選択した場合にお答え下さい。

住民に対し実施している（する予定である）周知等の手段について、下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい（複数回答可）。

住民に対し実施している(する予定である)周知等の手段	数
a 連携中枢都市圏形成時における記念式典等の実施	11
b 市広報（市政だより等）による周知	32
c 市HPによる広報	55
d 連携中枢都市圏等のパンフレット及びリーフレット等の作成	11
e 連携中枢都市圏等の独自のHPによる広報	9
f 住民説明会の開催	2
g 住民等に対するパブリックコメントの実施	15
h その他	16

問9 広域連携の取組に対する国・都道府県による財政措置等の活用状況

国では、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じるなど、広域連携の取組（連携中枢都市圏、定住自立圏等）に対する財政措置を行っています。

貴市では、広域連携の取組に関し、国又は都道府県から、財政措置等の支援を受けていますか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい。

広域連携の取組に対する国・都道府県による財政措置等の活用状況	数
a 国又は都道府県から、財政措置等の支援を受けている → SQ1、SQ4 へ	26
b 国又は都道府県から、財政措置等の支援を今後受ける予定である → SQ2、SQ4 へ	5
c 国又は都道府県から、財政措置等の支援を受けていない → SQ3、SQ4 へ	52

※「広島広域都市圏」及び「(仮称) 広島中央地域連携中枢都市圏」の構成市である呉市は、複数回答している。

SQ1 **問9**で a を選択した場合のみお答え下さい。

貴市における広域連携の取組に対する平成27、28年度の国又は都道府県からの財政措置の内容について御記入下さい（複数回答可）。

※静岡市、下関市、高松市、久留米市、大分市は、広域連携の取組に対する平成27、28年度の国又は都道府県からの財政措置の内容について、複数回答している。

○「連携中枢都市圏関係」

市名	財政措置の名称	平成27年度 財政措置額	平成28年度 財政措置額
青森市	H27 市町村間連携支援事業 （緊急課題対応）助成金 H28 新たな広域連携促進事業 委託金	110 千円	1,643 千円（予定）
盛岡市		0 千円	(特別交付税) 74,366 千円（予定）
金沢市	①新たな広域連携促進事業 ②連携中枢都市等の取組に 関する包括的財政措置	0 千円	②（普通交付税） 約 200,000 千円 ②（特別交付税） 未定
長野市	連携中枢都市に対する包括 的財政措置	0 千円	(普通交付税) 圏域人口 75 万人で 約 200,000 千円 (金額の詳細は不明) (特別交付税) 申請中。長野市の措置上限額は 106,913 千円
静岡市	連携中枢拠点都市等の取組 に関する包括的財政措置等	0 千円	(普通交付税) 212,587 千円

市名	財政措置の名称	平成27年度 財政措置額	平成28年度 財政措置額
姫路市	連携中枢都市圏構想の推進 にかかる包括的財政措置	0千円	(普通交付税) 273,862千円 (特別交付税：姫路市申請額) 165,897千円
加古川市	連携中枢都市圏構想の推進 にかかる包括的財政措置	15,000千円	15,000千円
倉敷市	連携中枢都市等の取組に関 する包括的財政措置等	0千円	(普通交付税) 202,443千円 ※その他特別交付税措置有
広島市	連携中枢都市等の取組に関 する包括的財政措置	0千円	約550,000千円 (普通交付税) 約400,000千円 (特別交付税) 約150,000千円
呉市	連携中枢都市等の取組に関 する包括的財政措置	0千円	2,750千円
福山市	基準財政需要額の試算に基 づく額 総務省令で規定する算定方 法に基づく額	0千円	214,714千円 78,515千円
下関市	連携中枢都市等の取組に関 する包括的財政措置	0千円	237,716千円(見込)
高松市	連携中枢都市の取組に関す る包括的財政措置	0千円	(普通交付税) 77,989千円 (特別交付税) 104,758千円
松山市	連携中枢都市の取組に関す る包括的財政措置	0千円	(普通交付税) 平成29年度から算定 (特別交付税) 国で算定中のため不明
北九州市	連携中枢都市等の取組に関 する包括的財政措置	0千円	未定
久留米市		0千円	(普通交付税) 159,357千円 (特別交付税) 不明
熊本市	連携中枢都市等の取組に関 する包括的財政措置	0千円	246,238千円
大分市	連携中枢都市等の取組に関 する包括的財政措置	0千円	(普通交付税) 約200,000千円 (特別交付税) 約150,000千円

市名	財政措置の名称	平成27年度 財政措置額	平成28年度 財政措置額
宮崎市	①地域振興費特別交付税	(普通交付税)	(普通交付税)
	②連携中枢都市等の取組 に関する包括的財政措置	①156,876千円 (特別交付税)	①156,306千円 (特別交付税)
	③病診連携等による財政 措置	② 22,742千円 ③ 8,000千円	②108,670千円 ③ 8,000千円

※「連携中枢都市圏関係」に対する財政措置のうち、普通交付税の措置額は、基準財政需要額の試算に基づく額、特別交付税の措置額は、総務省令で規定する算定方法に基づく額として記入する。

○「定住自立圏関係」

市名	財政措置の名称	平成27年度 財政措置額	平成28年度 財政措置額
函館市	定住自立圏中心市等の取組 に係る特別交付税措置	68,905千円	80,797千円
旭川市	定住自立圏中心市等の取組 に係る特別交付税措置	128,480千円	123,581千円
山形市	定住自立圏中心市等の取組 に係る特別交付税措置	89,500千円	90,250千円
長岡市	中心市の取組に関する包括 的財政措置（特別交付税）	81,850千円	82,000千円
下関市	定住自立圏中心市等の取組 に係る特別交付税措置	91,187千円	0千円
徳島市	中心市の取組に係る包括的 財政措置（特別交付税）	113,389千円	115,750千円
高松市	定住自立圏中心市等の取組 に係る特別交付税措置	113,250千円	0千円
高知市	定住自立圏中心市等の取組 に係る特別交付税措置	87,250千円	88,000千円
久留米市	普通交付税 特別交付税	0千円 不明	0千円

※「定住自立圏関係」に対する財政措置のうち、普通交付税の措置額は、基準財政需要額の試算に基づく額、特別交付税の措置額は、総務省令で規定する算定方法に基づく額として記入する。

○「その他の広域連携の取組関係」

市名	財政措置の名称	平成27年度 財政措置額	平成28年度 財政措置額
藤沢市	神奈川県市町村移譲事務交 付金	16,389千円	15,745千円
静岡市	平成27年度新たな広域連携 促進事業	8,045千円	0千円
大分市	新たな「圏域」づくり	6,186千円	0千円

※「その他の広域連携の取組関係」に対する財政措置のうち、普通交付税の措置額は、基準財政需要額の試算に基づく額、特別交付税の措置額は、総務省令で規定する算定方法に基づく額として記入する。

SQ2 問9でbを選択した場合のみお答え下さい。

広域連携の取組に対する国又は都道府県による財政措置等の支援をいつから受ける予定ですか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい。

※新潟市、長崎市は、広域連携の取組に対する国又は都道府県からの財政措置等の支援時期について、複数回答している。

○「国による財政措置等」

広域連携の取組に対する国による財政措置等の支援時期	数
a 平成 29 年度から 「連携中枢都市圏関係」 (4) 「定住自立圏関係」 (0) 「その他の広域連携の取組関係」 (0)	4
b 平成 30 年度以降 「連携中枢都市圏関係」 (1) 「定住自立圏関係」 (0) 「その他の広域連携の取組関係」 (0)	1
c 財政措置等の支援時期は決まっていない	0

○「都道府県による財政措置等」

広域連携の取組に対する都道府県による財政措置等の支援時期	数
a 平成 29 年度から 「連携中枢都市圏関係」 (0) 「定住自立圏関係」 (0) 「その他の広域連携の取組関係」 (0)	0
b 平成 30 年度以降 「連携中枢都市圏関係」 (0) 「定住自立圏関係」 (0) 「その他の広域連携の取組関係」 (0)	0
c 財政措置等の支援時期は決まっていない	2

SQ3 問9でcを選択した場合のみお答え下さい。

広域連携の取組に関し、国又は都道府県から、財政措置等の支援を受けていないのはどのような理由ですか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい（複数回答可）。

広域連携の取組に関し、国又は都道府県から、財政措置等の支援を受けていない理由	数
a 市独自で広域連携の取組を行っており、国又は都道府県による財政措置等を必要としない	4
b 国又は都道府県の財政措置において、適切なメニューがない	16
c 現段階では、国又は都道府県の財政措置を受けることが未定である	8
d 広域連携に関する政策・施策を行っていない	23
e その他	8

SQ4 問9での回答に関わらずお答え下さい。

広域連携の取組に関し、国又は都道府県により対応して欲しい支援メニューはありますか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい（議長の私見で結構です）（複数回答可）。

広域連携の取組に関し、国又は都道府県により対応して欲しい支援メニュー	数
a 更なる財政措置の強化	59
b 職員派遣等による人的支援	8
c 法人の設立や規約の制定などのノウハウの提供	6
d 広域連携を希望する市町村への情報提供	16
e 広域連携を希望する市町村間の仲介、調整	14
f 連携中枢都市圏ビジョン懇談会、定住自立圏共生ビジョン懇談会等への参画	4
g 都道府県による独自の取組の実施	8
h 現行の支援メニューで十分であるため、更なる支援メニュー等は必要ない	1
i 特になし	14
j その他	5

問10 都市における広域連携の課題及び問題

貴市では、広域連携に関する政策・施策について、課題及び問題はありますか。
下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい。

広域連携に関する政策・施策についての課題及び問題の有無	数
a 課題及び問題がある → SQ1、SQ2、SQ3 へ	56
b 課題及び問題がない → SQ3 へ	26

SQ1 **問10**でaを選択した場合のみお答え下さい。

広域連携に関する政策・施策の課題及び問題について、下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい（複数回答可）。

広域連携に関する政策・施策についての課題及び問題の理由	数
a 責任の所在があいまいである	2
b 単独で行うよりも事務処理に時間がかかる	22
c 単独で行うよりも財政負担が大きい	6
d 各団体の意見調整に時間がかかる	46
e 議会のチェックが届きにくくなる	3
f 会計処理が不明確になりやすい	0
g 専任の担当者がいないため、事務局を設置している団体の負担が大きい	20
h 住民にとって責任の所在がわかりにくい	6
i 委託先に事務権限が移ることから、事務内容に自らの意見を反映させることができない	2
j その他	13

SQ2 **問10**でaを選択した場合のみお答え下さい。

広域連携に関する政策・施策の課題及び問題に対し、考えられる解決方法があれば、具体的な内容について御記入下さい。

市名	広域連携に関する政策・施策の課題及び問題に対し、考えられる解決方法
山形市	事務レベルでの協議の機会を増やす。
福島市	L G W A Nや電子メール等活用による会議開催手法の簡素化
平塚市	第三者による将来像の検討
宇都宮市	・窓口での丁寧な応対と説明 ・広報紙やHPの充実、出前講座などの周知啓発活動を地道に実施
千葉市	日頃より近隣市とのコンタクトを密にし、各市の有するニーズや課題について、相互理解を深めることが重要と考える。
柏市	先行的な広域連携事業体の調査・研究
静岡市	上記の課題については、関係各市町と事務レベルの協議の機会を増やし、情報を共有し各市町の理解を求めるとともに事務の効率化を図る。

市名	広域連携に関する政策・施策の課題及び問題に対し、考えられる解決方法
豊田市	国又は都道府県に対し、更なる財政措置の強化を要望
岐阜市	先行事例や広域連携に関する制度の研究等により、広域連携の有効性を明確に説明可能とする。
豊中市	財政的メリットの拡充（特に事務局設置団体の）
高槻市	事務や打合せに使用する文書の様式を可能な限り、簡素化する。
枚方市	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な方針を作成する協議の場を創設や、コンサルタントや外部委員による事務の効率化に関する第三者視点を取り入れる場を創設する。 ・企業団議員の定数を各市1名とする等
京都市	密な情報共有、各団体意見やそれに対する考え方の見える化
姫路市	きめ細やかな情報提供を行う。
西宮市	企業団が主体的に動き、構成市同士の意見調整等を積極的に行う。
加古川市	各政策・施策に応じた所管部署へのスムーズな事務の移行を図るとともに、構成団体間における事務の分担を行う。
和歌山市	構成団体職員への情報及びノウハウの提供
倉敷市	自治体だけでなく、圏域内の関係団体等からも事業提案を依頼し、それらについて事業化に向けた検討を実施している。(実施済)
福山市	連携市町との協議を Web 会議形式で効率的に行い、協議の機会を増やす。
松山市	担当者レベルでの綿密な協議
高知市	構成市町村の担当者同士での協議の機会を定期的に持つ。
久留米市	交付金等による財政措置
熊本市	連携中枢都市が中心となって事業を実施しているが、事業によっては連携市町村が中心に事業を実施してもらう等、役割分担を行うことにより事業を効率的に実施できると思われる。
大分市	構成団体職員間で十分な協議を行い、課題等について共通認識を図る。
宮崎市	「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の分野では、連携する取組を不要とするなど、現行の要件を緩和する。
鹿児島市	要介護認定における審査判定の簡素化の実施

SQ3 問10での回答に関わらずお答え下さい。

貴市では、広域連携に関する政策・施策の実行により期待する効果について、どのようなことがあると思われますか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい（議長の私見で結構です）（複数回答可）。

広域連携に関する政策・施策の実行により期待する効果	数
a 経費の節減	38
b 住民の利便性の向上	56
c 財政基盤の安定化	16
d 専門的な人材の確保	10
e 対外的なPR効果の拡大	19
f 事務処理の迅速化	10
g 職員の育成	11
h 地域で不足している機能、資源の補完	50
i 特になし	9
j その他	6

Ⅲ 広域連携に関する基本条例等について

問 11 広域連携に関する基本条例の制定

貴市では、広域連携に関する基本条例の制定又は制定に向けた検討をしていますか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい。

広域連携に関する基本条例の制定状況	数
a 制定している → SQ1、SQ2、SQ3 へ	0
b 制定に向けた検討をしている → SQ1、SQ2、SQ3 へ	0
c 制定及び制定に向けた検討をしていない → SQ3 へ	82

※広域連携に関する基本条例とは、「市独自に広域連携に関する基本理念、役割・責務、体制整備及び政策・施策の基本事項等を定めた条例」のことであり、自治基本条例やまちづくり基本条例の一部分（条項）において、広域連携に関する規定を定めたものは除く。

SQ1 問 11 で a、b を選択した場合にお答え下さい。

制定した（制定に向けた検討をしている）広域連携に関する基本条例の提案者について、下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい。

該当なし

SQ2 問 11 で a、b を選択した場合にお答え下さい。

広域連携に関する基本条例を制定した（制定に向けた検討をしている）経緯及び過程について、具体的に御記入下さい。

該当なし

SQ3 問 11 での回答に関わらずお答え下さい。

貴市では、条例以外の方法で広域連携の考え方を示していますか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい。

条例以外の方法での広域連携の考え方	数
a 示している → SQ4 へ	23
b 示していない	59

SQ4 SQ3 で a を選択した場合のみお答え下さい。

条例以外の方法で広域連携の考え方を示している場合、どのような形で示していますか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい。

条例以外の方法での広域連携における考え方の形式	数
a 広域連携計画・マスタープラン	15
b その他	8

○「a 広域連携計画・マスタープラン」の回答

市名	広域連携計画・マスタープランの名称	策定年月
旭川市	第8次旭川市総合計画基本構想	平成27年9月
仙台市	第五次仙台都市圏広域行政計画 ※仙台都市圏広域行政計画	平成24年3月 ※昭和52年10月
福島市	福島市総合計画後期基本計画	平成28年3月
長岡市	長岡地域定住自立圏共生ビジョン	平成27年3月
長野市	連携中枢都市宣言書	平成28年2月
千葉市	千葉市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略（※重点戦略として、周辺都市との連携について言及）	平成28年3月
静岡市	静岡市総合戦略	平成27年10月
枚方市	第5次枚方市総合計画	平成28年3月
神戸市	神戸2020 ビジョン	平成28年3月
広島市	広島広域都市圏発展ビジョン（連携中枢都市都市圏ビジョン：具体的取組は問3-SQ1に記載）	平成28年3月
福山市	連携中枢都市圏ビジョン「びんご圏域ビジョン」	平成27年3月
高松市	瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン	平成28年3月
松山市	まつやま圏域未来共創ビジョン（連携中枢都市圏ビジョン）、連携中枢都市宣言	平成28年7月
福岡市	第5次ふくおか都市圏まちづくりプラン（福岡都市圏広域行政計画）	平成23年度
熊本市	熊本連携中枢都市圏ビジョン	平成28年3月

問12 議員又は委員会提案による広域連携に関する政策的条例の制定

貴市では、議員又は委員会提案により制定した広域連携に関する政策的条例（問11に関するものを除く）はありますか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい。

議員又は委員会提案による広域連携に関する政策的条例の有無	数
a 広域連携に関する政策的条例がある → SQ1へ	0
b 広域連携に関する政策的条例がない	82

SQ1 **問12**でaを選択した場合のみお答え下さい。

議員又は委員会の提案により制定した広域連携に関する政策的条例の経緯及び過程について、具体的に御記入下さい。

該当なし

IV 加盟市議会における取組について

問 13 地方自治法第 9 6 条第 2 項による広域連携に関する計画の策定等の議決事件の追加

貴市議会では、地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定により、条例で広域連携に関する計画の策定等を議決事件に追加していますか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい。

広域連携に関する計画の策定等を議決事件の追加状況	数
a 広域連携に関する計画の策定等を議決事件に追加している	4
b 広域連携に関する計画の策定等を議決事件に追加するかどうか検討している	0
c 広域連携に関する計画の策定等を議決事件に追加していない	78

○「a 広域連携に関する計画の策定等を議決事件に追加している」の回答

市名	追加した議決事件名
旭川市	市が定住自立圏形成協定の締結若しくは変更をし、又は当該協定の廃止を求める旨の通告をすること
下関市	定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付け総行応第 39 号総務事務次官通知）に基づく定住自立圏形成方針の策定、変更または廃止に関すること 連携中枢都市圏構想推進要綱（平成 26 年 8 月 25 日付け総行市第 200 号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏形成方針の策定、変更または廃止に関すること
高松市	定住自立圏形成の締結若しくは変更又はこれを廃止する旨の通告
高知市	定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は定住自立圏形成協定の廃止を求める旨の通告

問 14 地方自治法第 96 条第 2 項による広域連携に関する計画の策定等以外の広域連携に関する議決事件の追加

貴市では、地方自治法第 96 条第 2 項の規定により、条例で広域連携に関する計画の策定等を議決事件に追加している事項（問 13）以外で、条例で広域連携に関する付議事件を議決事件に追加していますか。下記の中から、該当するものに○印をお付け下さい。

広域連携に関する計画の策定等を議決事件の追加状況		数
a	問 13 以外で、条例で広域連携に関する付議事件を議決事件に追加している	4
b	問 13 以外で、条例で広域連携に関する付議事件を議決事件に追加していない	78

○「a 問 13 以外で、条例で広域連携に関する付議事件を議決事件に追加している」の回答

市名	条例の名称	付議事件名
函館市	函館市定住自立圏形成協定の議決に関する条例	定住自立圏形成協定の締結について
山形市	山形定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例	定住自立圏形成協定締結、変更、廃止
長岡市	長岡市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例	定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨を市長が通告すること
徳島市	定住自立圏形成協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定住自立圏形成協定を締結すること ・ 定住自立圏形成協定を変更し、又は廃止する旨の合意をすること ・ 定住自立圏形成協定の廃止を求める旨の通告をすること

問 15 広域連携に関する議会からの提言・要望等

貴市議会では、平成24年1月1日以降、広域連携に関し、議会からの提言・要望等の提出及び提出に関する検討をしたことがありますか。下記の中から、該当する項目に○印をお付け下さい（なお、会派や議員連盟等により提出されたものは除いて下さい）。

広域連携に関する議会からの提言・要望等の有無	数
a 広域連携に関し、議会からの提言・要望等を提出した	1
b 広域連携に関し、議会からの提言・要望等の提出に関する検討をしている	0
c 広域連携に関し、議会からの提言・要望等を提出及び提出に関する検討をしていない	81

※広域連携に関する議会からの提言・要望等とは、これまでの広域連携制度（事務の委託、一部事務組合等）、新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）及び連携中枢都市圏・定住自立圏に関するもの（個別事業を含む）をいう。

○「a 広域連携に関し、議会からの提言・要望等を提出した」の回答

市名	提言・要望等名	提言・要望等を取りまとめた委員会等の名称	提出年月
金沢市	総務常任委員会 要望事項	総務常任委員会	平成28年3月

問 16 常任委員会における広域連携に関する所管事務調査（行政視察）

貴市議会の常任委員会において、平成24年1月1日以降に実施した広域連携に関する所管事務調査（行政視察を含む）があれば御記入下さい（複数回答可）。

市名	常任委員会名	所管事務調査実施年月	所管事務調査の内容
仙台市	総務財政委員会	平成 28 年 11 月	連携中枢都市圏について
秋田市	総務委員会	平成 27 年 10 月	備後圏域連携中枢都市圏について（行政視察）
郡山市	総務財政 常任委員会	平成 28 年 2 月	連携中枢都市と人口ビジョンについて
新潟市	総務常任委員会	平成 27 年 7 月	連携中枢都市圏について（福山市行政視察）
金沢市	総務常任委員会	常時	企画調整課で広域連携事務を行っており、総務常任委員会の所管であることから、何か進展があれば随時報告がある。
長野市	総務委員会	平成 27 年 12 月	長野地域連携中枢都市圏ビジョン（案）を調査
町田市	建設常任委員会	平成 25 年 4 月	滝川市・中空知衛生施設組合リサイクルクリーン（メタン発酵施設）（行政視察）
		平成 25 年 8 月	朝来市・南但クリーンセンター（行政視察）
		平成 26 年 5 月	
		平成 27 年 5 月	寝屋川市・北河内 4 市リサイクルプラザ「かざぐるま」（行政視察）
		平成 28 年 5 月	寒川市・寒川広域リサイクルセンター（行政視察）
藤沢市	総務常任委員会	平成 26 年 10 月	定住自立圏構想について
宇都宮市	総務常任委員会	平成 28 年 10 月	瀬戸・高松広域連携中枢都市圏（高松市行政視察）
船橋市	市民環境経済 委員会	平成 26 年 10 月	四市複合事務組合の第 2 斎場建設に関する委員会での対応について
柏市	総務委員会	平成 28 年 5 月	津軽地域 4 消防本部の広域化について
姫路市	総務委員会	平成 26 年 8 月	定住自立圏構想について
西宮市	建設常任委員会	平成 28 年 3 月	上水・工水施設の将来の方向性について
	民生常任委員会	平成 28 年 11 月	西宮市一般廃棄物処理基本計画（素案）について

市名	常任委員会名	所管事務調査実施年月	所管事務調査の内容
加古川市	総務教育 常任委員会	平成 24 年 5 月	播磨広域連携について
		平成 24 年 6 月	播磨広域連携協議会の設立について
		平成 27 年 1 月	姫路市及び加古川市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結のこと
		平成 27 年 4 月	播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンの策定について
岡山市	総務委員会	平成 28 年 8 月	連携中枢都市圏の形成に向けた協議の状況について
	保健福祉委員会		
	環境消防水道委員会		
	経済委員会		
	建設委員会		
	市民文教委員会		
徳島市	総務委員会	平成 24 年 8 月	定住自立圏構想について
久留米市	総務常任委員会	平成 25 年 5 月	筑後川流域クロスロード地域ビジョンについて
		平成 27 年 1 月	地方中枢拠点都市圏構想について
		平成 27 年 11 月	久留米広域連携中枢都市圏の推進について
		平成 28 年 5 月	アンテナショップ事業について
		平成 28 年 11 月	アンテナショップ事業計画について
長崎市	総務委員会	平成 24 年 3 月	定住自立圏構想について
		平成 24 年 6 月	長崎圏域定住自立圏構想の取組
		平成 24 年 9 月	長崎圏域定住自立圏構想の取り組みについて
		平成 24 年 12 月	長崎圏域定住自立圏構想について
		平成 26 年 6 月	長崎圏域定住自立圏構想について
		平成 26 年 9 月	地方中枢拠点都市圏構想について
		平成 27 年 3 月	広域連携について
		平成 28 年 3 月	広域連携について
		平成 28 年 9 月	連携中枢都市圏構想について
熊本市	総務委員会	平成 28 年 3 月	連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
鹿児島市	総務消防委員会	平成 27 年 7 月	連携中枢都市について (倉敷市)
		平成 28 年 7 月	連携中枢都市について (北九州市)

市名	常任委員会名	所管事務調査実施年月	所管事務調査の内容
那覇市	総務常任委員会	平成 28 年 7 月	圏域連携中枢都市圏の取り組みについて（行政視察 福山市）

※広域連携に関する所管事務調査とは、これまでの広域連携制度（事務の委託、一部事務組合等）、新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）及び連携中枢都市圏・定住自立圏に関するもの（個別事業を含む）をいう。

問 17 特別委員会における広域連携に関する政策・施策等の審査等

貴市議会の特別委員会において、平成24年1月1日以降に広域連携に関する政策・施策等を審査、調査、研究している事項があれば御記入下さい(複数回答可)。

市名	特別委員会名	設置期間年月	審査、調査、研究の内容
旭川市	総合計画調査 特別委員会	平成27年7月 ～平成27年12月	第8次旭川市総合計画に関する調査
新潟市	大都市制度調査 特別委員会	平成23年6月 ～平成27年5月	大都市制度、地方分権及び新潟州構想等にかかわる調査、研究
	大都市 行財政制度調査 特別委員会	平成27年6月～	大都市制度、地方分権、財政健全化及び区のあり方検討会にかかわる調査、研究
金沢市	連携中枢都市 圏・都市交通 特別委員会	平成28年3月～	連携中枢都市圏及び都市交通に関すること
長野市	総合計画等調査 研究特別委員会	平成27年10月～	・委員会を開催し、連携中枢都市圏構想、長野地域連携中枢都市圏ビジョン(案)を調査 ・姫路市を視察し、播磨圏域連携中枢都市圏構想を調査
豊橋市	東三河 広域連合調査 特別委員会	平成25年5月 ～平成27年4月	東三河地域が目指す広域連合の姿や、広域連合議会を含めた具体的な組織体制の在り方、事業内容等とともに、本市への影響等を調査研究し、持続可能な地域づくりに資するため設置
高槻市	地方分権推進 特別委員会	平成27年5月～	地方分権改革の推進に向けた取組について、及び広域行政推進に係る諸課題について
神戸市	大都市行財政 制度に関する 特別委員会	平成23年6月～	地方自治の本旨に基づく大都市制度・広域連携の在り方について調査するとともに、大都市の実態に即応する税財政制度の確立を図るために必要な事項について調査する。
姫路市	地方創生・広域 連携特別委員会	平成28年5月～	地方創生・広域連携に関する事項についての調査・研究
倉敷市	地方創生等 特別委員会	平成27年4月～	高梁川流域連携中枢都市圏事業の経過報告を受けている。

市名	特別委員会名	設置期間年月	審査、調査、研究の内容
広島市	大都市税財政 ・地方創生対策 特別委員会	平成 27 年 6 月 ～平成 29 年 6 月	地方創生への取組について
松山市	地方創生調査 特別委員会	平成 27 年 3 月～	国が掲げる「地方創生」に関し、 少子高齢化の進展や人口減少に 歯止めをかけるため、地域の個 性を最大限に生かした住みよい 環境づくり等について調査研究 及び関連議案の審査

※広域連携に関する政策・施策等とは、これまでの広域連携制度（事務の委託、一部事務組合等）、新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）及び連携中枢都市圏・定住自立圏に関するもの（個別事業を含む）をいう。

問 18 広域連携に関する意見書・決議の可決

貴市議会において、平成24年1月1日以降に可決した広域連携に関する意見書・決議があれば、件名及び可決年月日を御記入下さい（複数回答可）。

○「意見書」

市名	件名	可決年月日
金沢市	連携中枢都市圏構想の取り組みの推進に関する意見書	平成27年12月18日
船橋市	四市複合事務組合第2斎場の早期建設に関する意見書	平成25年3月27日

○「決議」

該当なし

※広域連携に関する意見書・決議とは、これまでの広域連携制度（事務の委託、一部事務組合等）、新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）及び連携中枢都市圏・定住自立圏に関するもの（個別事業を含む）をいう。

問 19 広域連携に関し、議会として関与した取組等の事例

貴市議会においては、第 3 1 次地方制度調査会答申「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申（平成 28 年 3 月 16 日総理大臣手交）」に明記されている「議会同士の相互依存関係を前提とした信頼関係の醸成」を図るなど、広域連携に関し、議会として関与した取組等を行っていますか。取組等の事例があれば、具体的に御記入下さい。

市名	広域連携に関し、議会として関与した取組等の事例
盛岡市	平成 27 年 1 月に、盛岡広域の 3 市 5 町の議会を構成団体とする盛岡広域 8 市町議会議長会を設置し、毎年会議を開催して共通する行政課題等について研修及び意見交換を行っている。
金沢市	制度的な取り組みからできたものではないが、平成 8 年から「石川中央都市圏議会連絡会」を組織しており、加盟している議会は、連携中枢都市圏を構成している 4 市 2 町と同じである。この連絡会では、議長同士が共通する行政課題に関しての意見交換を年 2 回行っているほか、年 1 回、加盟している全議員を対象にして共通する行政課題についての講演会を実施している。
広島市	1 大都市税財政・地方創生対策特別委員会の調査研究項目として「地方創生への取組」を掲げ、広島広域都市圏（連携中枢都市圏）の取組について調査研究を行っており、この取組に関連する予算や、近隣の 23 市町とそれぞれ連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結するための議案を可決している。 2 同特別委員会で、理事者から報告を受けた「主要事業に関する国への要望」の中で、広島広域都市圏の取組に対する地方財政措置の充実を掲げ、市長・議長の連名により、国への要望活動を行っている。
福岡市	福岡都市圏議長会 福岡都市圏の 9 市 8 町の市議会、町議会の議長で構成されており、年に 1 回定期総会を行うとともに、行政に関する専門的知識の習得と情報交換を通じて、各市町の連携を深め、もって福岡都市圏広域行政の推進に資するため、福岡都市圏共通の行政課題をテーマに、毎年、先進地への視察研修会を実施している。
長崎市	広域行政に係る協議会を近隣 2 町の議会と毎年開催している。

※広域連携に関し、議会として関与した取組等とは、これまでの広域連携制度（事務の委託、一部事務組合等）、新たな広域連携制度（連携協約、事務の代替執行）及び連携中枢都市圏・定住自立圏に関するもの（個別事業を含む）をいう。

○ 総会講演録

1 第104回総会（平成28年8月3日（水））

「新たな広域連携について」

総務省自治行政局市町村課長

小川 康則 氏

2 第105回総会（平成29年2月7日（火））

「新しい時代の広域連携のあり方」

政策研究大学院大学副学長・教授

横道 清孝 氏

3 第106回総会（平成29年8月9日（水））

「南信州定住自立圏」と「南信州広域連合」について

飯田市総合政策部企画課長

串原 一保 氏

第104回総会講演録（平成28年8月3日（水））

「新たな広域連携について」

総務省 自治行政局市町村課長 おがわ やすのり 小川 康則氏



【略歴】

平成3（1991）年総務省入省。平成14（2002）年7月総務省官房総務課課長補佐。平成15（2003）年4月内閣府参事官補佐（政策統括官（経済財政一運営担当）付参事官。平成16（2004）年4月内閣府参事官補佐（政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（予算編成基本方針担当）付）。平成18（2006）年4月総務省自治行政局行政課理事官。平成19（2007）年4月総務省官房秘書課課長補佐。平成20（2008）年7月総務省自治財政局財政課財政企画官。平成21（2009）年4月岡山県総務部長。平成23（2011）年4月総務省自治行政局市町村体制整備課行政経営支援室長。平成25（2013）年1月兼総務省自治行政局公務員部公務員課給与能率推進室長。平成26（2014）年7月総務省官房政策評価広報課広報室長。平成28（2016）年6月より現職。

【はじめに】

ただいまご紹介いただきました、総務省の市町村課長をしています小川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

今拝聴しておりました来年度のテーマ「都市における広域連携のあり方」ということで決まったところがございますが、最初に私のほうから講演の時間を頂戴できましたこと、大変うれしく思っております。ここでの研究のせめてもの参考になればと思ひましてお話をさせていただき次第でございます。お手元に横置き資料がございますが、これに沿ってお話を申し上げたいと思ひます。

今年、2016年ですけれども、2010年代に入ってから特にこの広域連携ということと言われるようになってまいりました。その前の10年間は合併、合併でありました。1999年、平成11年に合併推進の旗が振られ始めまして、平成22年、2010年にこれをもって平成の大合併は一旦終息をする、こういう終息宣言をしました。その間、1999年から2010年ですから、2000年代の10年間は合併の時代であったわけですが、それ以降、2010年代に入りましてからは、これはいわば連携の時代に入っていると見えようかと思ひます。そういう意味で政策の筋目が大きく変わったわけですが、それがなぜ変わったのかといったようなことについてお話を申し上げたいと思ひます。

【「新たな広域連携」の背景にある社会経済状況の変化】

資料の 1 ページからご覧いただければと思います。「新たな広域連携」の背景にある社会経済状況の変化」ということをごさいます。結論を先取りして言いますと、人口減少社会が現実到来してしまったということ、それから、痛み、苦しみを伴いましたけれども、平成の大合併を経て一定の市町村の行政体制が確立できた、この 2 つを背景としまして今連携の時代に入ってきている、このように考えているところでございます。

資料の 2 ページでございます。既に皆さん目にすることも多くなった資料かと思えます。我が国の人口の動態を示したものでございまして、2008 年に我が国の人口はピークを迎えましたが、それ以降減少し続けております。人口というのは急にはトレンドが変わらないものでございまして、例えば去年生まれた子供の数を今から変えることはできないわけです。去年生まれた子供たちが 20 年とか 30 年後に次の世代を産み育てていくわけですし、そこで 1 人産むか、2 人産むかというところでトレンドの影響が出てくる、こういう長いスパンで影響が出てくるものです。ですので、人口動態というのはかなり正確に推計することができる。その推計の結果が資料の 2 ページでございます。

これを見ますと、2050 年、一番右側のところにありますが、9,700 万人と書いてあります。現在 1 億 2,800 万人いるのが、2050 年、あと 34 年後に 1 億人を切っているということでもあります。さらに 2100 年、今から 84 年後を見ますと 5,000 万人を切っているということでもあります。大きな山で見ますと、過去 100 年間、江戸時代が終わってから 100 年間かけて増やしてきた人口を約 100 年間かけて同じように減らしていく、これが日本の人口の動態になっているわけでありまして。終戦と書いています 1945 年のところ、戦争において日本では 310 万人の方が民間人、軍人いろいろ含めて亡くなっておりますけれども、あれだけの被害が出ててもグラフ上はこれくらいの変化なわけです。それを見ますと、今後 100 年間での人口減少の影響の大きさというのは非常に大きく見えるものということができようかと思えます。

3 ページをご覧いただきますと、そのときにどこの人口が減っていくのかということをごさいます。2010 年、真ん中のあたりを見ていただきますと、一番上の青いところですが、既に若年人口がかなり減ってきておりまして、高齢人口が増えてきている。

1970 年、大阪万博が開催された年ですが、そのときに高齢人口が 739 万人、7.1% だったものが今は既に 23% までいってしまっていて、2060 年になりますとこれが 39.9、4 割の方が高齢になる。逆に若年人口でいいますと、同じく 1970 年には 24%、4 人に 1 人が若年人口だったのに対して、2060 年には 11 人に 1 人が若年人口になっている、このような人口の動態が示されているわけです。すなわち、人口が減るだけで

なくて、稼ぎを生み出す世代が減っていく、こういうことが予測されているわけです。

世帯にどういう影響を及ぼすかということが 4 ページでございます。これまで、税制ですとか社会保障を考えるとときに標準世帯というのをよく設定しました。両親と子供 2 人の 4 人の世帯を標準世帯と称していろいろな施策を決めてきたわけですが、実は 2015 年、現在においても既に、濃い赤色のところ、夫婦と子供という世帯は日本を代表する世帯にはなっておりませんで、一番多い世帯の構成というのは単独世帯、一人世帯になっているわけです。これが、2050 年には約 4 割が一人世帯になっていくという見込みになっています。その一人世帯の内訳を見たのが右側でございます、一人世帯の中でも 2050 年には高齢者単独世帯、お年寄りが 1 人だけで住んでいる、こういう世帯が単独世帯の過半を占める、このような世の中が予想されているわけでございます。

5 ページでございますが、しからばその高齢化の問題というのはこれまで過疎地の問題というふうに捉えられることが多かったわけです。それは、例えば右側のグラフでいいますと、黄色い線がありますが、これが地方圏のグラフです。どの時代をとりましたが、高齢化率、人口に占める高齢者の割合は地方圏が一番高いわけですが、左側の絵を見ていただきますと、青い線、東京圏ですが、これは実数としての高齢者の数でありまして、今後、実数としての高齢者の数は東京圏でどんどん増えていくこととなります。毎年 100 万人規模で増えていく。100 万人といえば政令市 1 つ規模ですから、毎年政令市 1 つ分の高齢者の方が首都圏で増えていく。これをどこで介護するか、施設であれば施設に入っていくかということがまさに今喫緊の課題になっているわけでありまして、例えば杉並区などは、静岡県南伊豆町などに移住をしてもらおうではないか、こんなようなことまで考えている。あるいは、今まで公園であったところを潰して高齢者施設にしようということでもかなりあつれきを区政の中に呼んでいますけれども、そんな取り組みをしている。その原因も、ここにあります実数としての高齢者人口の増加ということが背景にあるわけでありまして。

6 ページを見ていただきますと、合計特殊出生率、いわゆる出生率が出ております。日本全体でいうと、平成 26 年で 1.42 であります。東京都が 1.15、京都府が 1.24 というようなぐあいに、大都市においてはこれがさらに低くなっている。他方で、沖縄県でいきますと、右側、小さな字ですがけれども 1.86 という数字が入っております、地域においてかなり差があるということが見てとれるものでございます。

こうしたことを踏まえまして、今週の頭の都知事選に出馬して落選されてしまいましたけれども、増田寛也さんが 2 年半前に中央公論に「地方消滅」という論文を発表されました。7 ページにその概要を載せております。これまでも、人口減少が来

るということ、あるいは出生率が低いということが言われてきたわけですが、それが具体的にどんな世の中をもたらすのかということをもっとビビッドに示されたことはなかったわけですが、この中で「極点社会が到来する」という言い方をして、真ん中あたり、IIに書いてありますが、2040年までに出産可能年齢の女性が5割以上減少する市区町村は消滅可能性が高いと言わざるを得ない、こうしたところが900弱ある、こういうレポートをしまして、かなりの反響を呼んだわけです。

それはなぜかというのが、「増田氏の見解」と書いてあるところがございますが、一番上の丸でございます。東京は「人口のブラックホール」であると。先ほども言いましたように東京の出生率は1.15でございますので、東京で暮らしている、子供を産める世代の人たちは子供を産んでいないわけです。一方で、東京圏への人口の流入はここ十数年一貫して続いていますので、どんどん人を飲み込む。しかし、そこから生み出される新たな世代というのは極めて少ない、こういうことを称して「人口のブラックホール」と言ったわけです。それを防ぐにはどうしたらいいかということで、下から3つ目でございますが、中長期的に広域の地域ブロックごとに人口減少を防ぐとともに、それぞれの地域が自らの多様な力を振り絞って独自の再生産構造をつくる人口・国土構造を構築すべきである、こういうことを提言されている。その下の丸ですが、そのためには地域ブロック単位の地方中核都市が重要であると。資源や政策を集中的に投入することで、地方が踏ん張る拠点。比喻としては、引き潮のときに何とか爪を立てて浜辺に残るといった言い方をされましたけれども、地方が踏ん張る拠点をつくるべきであるということを提言されている。一番下の丸でございますが、従来の地方分権論を超えた議論が必要だ、こういう提言をされたわけです。

従来の地方分権論というのは、すなわち「均衡ある国土の発展」でありまして、どこの地域にも均衡に資源を投入しましてそこを支えていく、支援していくということやってきたわけですが、それでは人口減少時代の国土構造はつくれないということで、都市圏、地方の中核都市に頑張ってもらって、一肌脱いでいただいて、周りの小さな市町村と連携して圏域として地方が踏ん張る拠点になるべきだ、こういう政策的な提言がなされたわけです。これが昨今の広域連携のバックボーンになっている考え方でありまして、これがその後、今の地方創生の流れの中で政府としても取り入れるところになりまして、先ほどもお話が出ました連携中核都市圏の施策につながっている、こういう流れになっているわけでございます。

これが、冒頭申し上げました、なぜ連携に取り組むようになったかということの一側面、人口の減少ということでございます。

【市町村合併の進展とその影響】

もう一つ、合併の影響でございます。9 ページからご覧いただければと思います。一番上の四角囲みがありますが、平成 11 年から 22 年と書いてあります。これが先ほど申し上げました平成の大合併のスタートからエンディングまでの期間でございます。この間に、当時 3,232 あったものが、1,500 強団体を減らしまして 1,700 台に入った。その後も若干の合併がありまして、現状では 1,718 団体になっているということは既にご承知のとおりでございます。

10 ページをご覧くださいますと、我が国が近代的な自治制度をつくってから大きな合併の波というのは 3 つございました。明治の大合併というのがありまして、市制・町村制という今の地方自治法の前身になる法律ができたときに、我が国の市町村数というのは 7 万 1,000 ございました。これは江戸時代に存在した自然村と言われる、自然発生的にできた、川の流域とか谷合いとか谷筋だとか、こういったところを単位として形成されていった自然村をそのまま行政村にしたのが明治 21 年でございます。7 万 1,000 あった。これを明治の大合併で 1 万数千まで減少させた。昭和の大合併、昭和 30 年前後でございますが、このときには 1 万から 3,000 強まで減少させ、平成の大合併で 3,300 から 1,700 強に減少させた、このような流れになっているわけでありまして。

後ほどお話ししますが、我が国に 7 万 1,000 あったということ、非常に数が多いような気がいたしますけれども、実はこういう国は他の国にもあるわけですし、フランスが今こういう形です。フランスの人口は日本の約半分、6,000 万人です。そこに約 3 万 5,000 の市町村——コミューンといいますけれども——がございます。人口を倍にして日本並みにすると、3 万 5,000 の 2 倍ですから約 7 万になるわけでありまして、明治 21 年の日本の姿と同じ姿になるわけです。それを思いますと、日本の市町村というのはかなり合併が進んだ、規模が大きくなった、これは後ほどまたお話をしたいと思います。

現状、市町村の姿はどうなっているかというのが 11 ページ、12 ページでございます。人口規模で見ますと、平均では 6 万 8,970 人、約 7 万人というのが今の全国の市町村の平均的な人口規模です。ただ、これは横浜とか大阪のように巨大な都市が平均を引き上げていますので、中央値といいまして真ん中の団体が所属する段階はどこかといいますと、3 万人未満のところ、2 万 4,750 人というのが中央値になっていまして、大体日本の市町村の平均をイメージするときにはむしろこちらのほうが実情に近いのではないかなと思います。

次の 12 ページですが、今度、面積で見ますと、同じく平均しますと 215 km^2 ございますが、これも香川県より広い高山市などが全体を引き上げている面がございますので、中央値で見ますと 123 km^2 というのが我が国の平均的な姿になっているわけで

ございます。

13 ページでございますが、合併が進んで、それから合併以前に都市化が進んで、我が国では都市にかなりの人が住んでいるというのがこの表であります。すなわち団体数、構成比とありますが、団体数で見ますと人口5万人以下のところに7割の団体が所属しています。約1,100の団体がある。5万人以上の都市は約600、全体の3割が5万人以上の団体になっているわけですが、これを人口で見ますと5万人以下の市町村に住んでいるのはわずか2割でございます、人口の8割は5万人以上の市、比較的大きな市に住んでいるというのが現在の姿になっております。

これはかなり戦後の人口移動も反映したものでございまして、戦後間もないころ、地方自治法ができた昭和22年ごろには都市というのはまだ例外的な存在でありました。ほとんどの方が第一次産業に従事しながら地方部に居住しているという姿が平均だったのですけれども、高度成長期の人口移動、人口流入を経まして、それは三大都市圏への流入もありますし、あるいはブロック内での中枢的な都市への流入もあります。そうした結果を経まして現在では人口の8割が5万人以上の市に住んでいる、いわば都市的な形態の都市に住んでいるということが我が国の現状になっているということでございます。

ちょっと雑学の領域に入っていきますけれども、14 ページをご覧ください。先ほどちょっとフランスの話をしましたけれども、日本の市町村は、実はかなり大きい、しっかりしているというのがこの表でございます。「狭い日本そんなに急いでどこへ行く」というのが、昭和47年ですかね、交通安全の標語でありまして、私も辛うじて覚えている世代ですけれども、そのイメージが強くて、日本は狭いという意識が非常に強いです。したがって、世の中にある議論も、日本の市町村はいまだ小さいとか、あるいは都道府県は小さいということが前提の議論というのはまだ主流です。

例えば市町村合併のときも、あんな小さな市町村でというようなことが言われましたし、10年ほど前に議論が盛んになりました道州制の議論も、小さな日本の都道府県、こういうことを前提とした議論だったわけですがけれども、そうでもないというのが15 ページでございます。ちょっと数字ばかりで見にくいですが、真ん中、四角囲みしています。日本の市町村が今1,718あって、その平均人口が7万1,000であるということ。横に②と書いてありますが、これは主要国の中で2番目に規模が大きいことを示しています。日本の市町村より平均人口が大きいのはイギリスだけです。それ以外の都市を見ますと、先ほどお話ししましたフランスは1,600人です。1団体当たり1,600人なのですね。日本でいうとかなり小規模な町村というイメージですがけれども、フランスの平均がそれくらい。隣のイタリアも同じような姿をとってございまして、平均が7,100人、スペインが4,900人というような段階になっています。

それでは都道府県はどうかというのが真ん中でございまして、47 と書いてありますが、これは 47 都道府県で、平均の人口が、これは単位が 100 万人ですので 270 万人。広島県が 265 万人ぐらいですので、広島県ぐらいの規模の県が日本の標準だということです。これも世界で見比べますとかなり大きな規模になっていまして、フランスの都道府県に当たりますデパルトマンという団体は人口が 60 万人です。イタリアも 60 万人ぐらいになっています。アメリカは非常に広大な国のような気がしますが、アメリカの州、これは地方自治体でなくて連邦構成州、主権を持つ州ですけれども、50 州ありますが、その平均の人口が 540 万人。右上あたりにありますけれども。ですから、日本の平均人口 270 万人というのは、アメリカの州に比べてもそう少ないわけではない。アメリカの州の半分ぐらいの規模を持っているというのが言えるわけでありまして、既に日本の自治体、それは市町村も都道府県もですけれども、人口規模で見ればかなりの規模を持つ団体になっている、グローバルな視点で見てもそうした団体になっているということが言えるわけでありまして。

ここまで市町村合併が進みました。まだ人口 1 万人以下の団体が 500 ぐらいありますけれども、基本的には市町村の規模が大きくなった。そうすると、これ以上市町村合併を進めて、従来議論があった 300 市のようなことを実現して、市単位で行政施策をやっていくという方向を目指すというのは無理があるということがわかろうかと思えます。これ以上の合併をするということは、世界に類を見ない規模の市町村を我が国で作り出していくということになるわけです。そこに無理、限界があるだろうということで平成 22 年に終止符を打ちまして、それ以降、連携施策で広域的なマターには対応していくというふうにかじを切ったということでございます。

17 ページから「新たな広域連携」の話です。今申し上げましたとおり、1 つには、人口減少社会が来た、そこで踏ん張るための拠点を地方の中核都市を中心として築かなければいけないということ。もう一つは、合併が進んで曲がりなりにも日本の市町村の規模というのは平均すれば大きくなった、これ以上の合併で広域圏を実現していくのではなくて、現在存在する市町村を前提として、広域連携をして広域施策に対応していくのが現実的であろう。この 2 つの要素がありまして、昨今の広域連携に話が流れてきているわけでございます。

【現在進められている「新たな広域連携」】

17 ページの話に入る前に、広域連携といいますのは今に始まった話ではございません。皆様ご承知のとおり、長い間、広域市町村圏施策というのをやってまいりました。昭和 40 年ごろから営々と 50 年近くやってきたわけでありまして。これの特徴は、日本全国を基本的には切り分けるように広域圏に切り分ける。そこには重複もなければすき間もない、全ての市町村が一の広域市町村圏に属している、これが従

来の広域市町村圏の基本的な考え方であったわけです。そこには広域行政機構といひまして、広域市町村圏の中で仕事をしていくための機構をつくる。それは協議会なども多いのですけれども、できればそうではなくて、一部事務組合、さらには平成 6 年にできた広域連合が望ましい。がっちりした広域行政機構で広域行政を回していこう、これがここ数十年のコンセプトだったわけです。

ただ、皆さんも皮膚感覚で感じる場所があると思いますけれども、必ずしも成果があったとは言えないと思います。その理由の一つは、昭和 40 年から進めてきた広域市町村圏施策というのが、市町村合併を行わないことに対する一つのエクスキューズ、言い訳になっていたということです。昭和 30 年代にかなり厳しい昭和の大合併をやりまして、それ以降もさらなる合併をすべきだという声が経済界を中心に、あるいは国を中心に強かったわけですが、地方の声としては、もうこれ以上の合併は、当座は難しいというのが当時の判断だったと思います。昭和 30 年代前後、今でも地域に亀裂が残っている場所があると聞きますけれども、かなり苦しい思いをして昭和の大合併をしたわけで、さらにそれを進めるということが可能とは思われなかった。

だけれども、経済界あるいは政界はそれを求める。そこに対するいわばエクスキューズとして、いやいや、合併しなくても広域市町村圏でいけるんです、こういうことで広域市町村圏施策が使われてきた面があります。そのときのエクスキューズを説得力あるものにするために、見てご覧なさいと、広域行政機構も単なる協議会ではなくて一部事務組合あるいは広域連合というような特別地方自治体、公共団体が担っています、こんなようなことまでして広域行政を行う体制はつくったわけです。

しかしながら、あまりうまく進まなかった点がある。その理由の一つは、本日お集りの、私もそうですけれども、都市の方々が広域行政の必要性あるいはメリットをあまり感じなかったということがあろうかと思います。基本的には助けてもらう側、周辺の市町村にはニーズがあるのですけれども、助ける側、今ある中心的な市にとっては、何で自分の市域から上がる税収を周辺にまかなきゃいけないんだというような素朴な議論ですとか、あるいは、まだまだ行政需要が伸びているときに、他の市町村に施すよりもまだ不足している自分の市域内の行政に投入すべきだというような議論に勝てなかったということがあるだろうと思います。

したがって、40 年以上続けてきた広域市町村圏施策ですけれども、あまり胸を張って誇れるような成果はなかった。一部でごみですとか消防といったようなところ、これは一部事務組合の形で広域化が進んだ領域もありましたけれども、いわゆる施策のところ、施策的な側面が強いものを広域圏で進めるというのはあまり成功していないというのが一般的な皮膚感覚ではなからうかと思います。

だけれども、それではこれからもたないというのが「新たな広域連携」の背景にある考え方になっているわけです。すなわち、一言で言えば、中心となる市町村には一肌脱いでもらわなきゃいけない、それはめぐりめぐって自らの属する圏域のためにもなるということ。そこから圏域にある市町村の方々が中心となる市を飛び越えて、例えば三大都市圏に行ってしまう、三大都市圏に行かなくても県の中の県庁所在地に自らの20万とか10万の市を飛び越えて県庁所在地あるいは政令市があるところに行ってしまうということになれば、圏域全体の地位の低下あるいは活力の低下を招くわけでありまして、それでは、1つは我が国の国土構造として脆弱である、もう一つは、その市自身にとっても、商圈ですとかマーケティングエリアを考えてもろくなことはないだろうと。むしろそこに圏域を形成して、そこで経済あるいは生活サービスも含めてかなり持続的なサービスができる圏域をつくっていくことが必要であり得策ではないかということで、この連携中枢都市圏の取り組みにつながっているわけでありまして。

17 ページの真ん中あたり、何が求められているかと書いてありますが、昨今の関心の度合いも踏まえまして、真っ先に「経済成長のけん引」ということを挙げています。次に「高次の都市機能の集積」。個々の市町村では持ち切れない難しい仕事、難しい施設、これを圏域全体で保持することが必要ではないか。例えばDVですとか、あるいは発達に障害のあるお子さんの療育、これはかなりの財政的な負担と人的なスタッフを要します。これを個々の市町村、例えば人口が1,000人とか5,000人とか1万人のところで持つのは難しい、けれども圏域で1つ持つことは必要だ、そういうものは中心となる連携中枢都市の中心市に持っていただく必要があるのではないかというようなことが、この高次の都市機能の集積というところにあるわけです。最後に「生活関連機能サービス」とありますけれども、これはネットワークで支え合っていく。例えば公立病院をネットワークにする。難しい病気は中心となる市民病院等で担う、そうでないところは町の診療所あるいは国保病院等で担うというネットワークを形成していくというようなことで、生活関連機能サービスを向上していくことができるのではないか。このような三本柱でこの考え方が発足してきたわけでありまして。

若干雑談になりますけれども、スターバックスというコーヒー屋がありますが、スターバックスは、人口が30万人、圏域が30万あるとスターバックスが立地する、こう言われています。30万～50万の商圈に1つスターバックスができると言われています。鳥取県知事が「うちは、スタバはないけど砂場がある」と自虐的に言って、2年ほど前ですけれども話題を振りまきました。最近鳥取県にもスターバックスができたそうですけれども、鳥取県は人口60万、そこは圏域が2つとか3つに分かれていますので、単純に割ると20万ですから、なかなかスターバックスが立地するだ

けのキャパシティがなかったということなのだろうと思います。

日程左様に、商圈あるいは圏域としての力というのは必要なわけでありまして、ここがばらばらしていると、行政サービスだけでなく民間サービスなども立地がなかなか見込めなくなるということが言われているわけです。

今日、お付けすればよかったですのですが、実は国交省の国土審議会でこの手のおもしろい資料が載ってまして、例えばクリーニング店というのは人口5,000人のバックボーンがあれば立地するとか、床屋さんは人口3,000人のバックボーンがあればできるとかといったようなことが大体傾向として示されています。そうしたものを見ていきますと、やはり全体で数十万の圏域を形成するということが不可欠なことだろうな、こういうことが見てとれるわけでございます。

18 ページ以降でございますけれども、そのための施策としまして、2年前、平成26年に連携協約という仕組みをつくりました。先ほど、広域市町村圏で広域行政機構として一部事務組合、広域連合を使ったと言いましたけれども、やや今、一部事務組合、広域連合には低い評価が出ています。それは、機動性がないといいますか、動きが重いということ、それから、一部事務組合・広域連合議会がありますけれども、その議会が果たして機能しているのかどうかということが怪しいということ、もう一つは寂しいといいますか、市町村からすると、一部事務組合、広域連合をつくってそこに仕事を渡してしまうと、仕事は行ったきりになってしまうわけです。そこに直接的な関与ができなくなるわけですし、親元の市町村としてはもう渡してしまった仕事であって、そこに予算をつけるわけでもなければ、議会で審議ができるわけでもなければということになっているということ。一方で、広域連合、一部事務組合の連合長あるいは組合議会のほうで実質的な議論ができるかといいますと、これまたなかなか難しい。住民の方としても、そこまで目を届かせる、あるいは関心を持つというのは難しいだろうということがあります。

したがって、なりはしっかりしているのですけれども、機動性が低いところだけでなく、もう少し機動性の高い仕組みをつくろうではないかというのが連携協約であります。これは一つの施策、例えば観光振興ですとか、商業誘致ですとか、こういった仕事ごとに個々の市町村としてバイの関係、一対一の関係で協約を結びまして、その協約の束が全体として広域連携の全体像を示すようなイメージであります。したがって、個々の関係、一対一ですので、これを柔軟に変更することができる。一部事務組合ですと規約変更をして仕事を増やしたり減らしたりしなければいけませんし、一つの団体が事務組合、広域連合から脱退しようとする、全体の合意が必要です。そんな意味で非常に身のこなしが重いわけですが、それよりも軽やかに、しなやかに対応できるようなものとして連携協約というのをつくったということでございます。

21 ページをご覧くださいと思います。今この施策を進めまして、16 の圏域で圏域形成が進んでいます。中でも 4 つをトップランナーと称していますけれども、今日は代表して播磨圏域についてお話をしたいと思います。

播磨圏域は姫路市を中心とするところですが、これは一時は合併をして指定都市になろうということを目指したところ。しかしながら、合併特例、人口 70 万で指定都市になれる期限が切れていたこと、それから環境が整わなかったことから、指定都市ではなくて連携で取り組みを進めていこうというかじを切った、そのトップランナーとして走っておられるところでございます。

21 ページの右下に成年後見支援センターとあります。これは最近高齢化の進展とともに重要度を増しています成年後見の制度を運営するセンターでありますけれども、これを個々の市町村で持つのは難しい、しかしながらお年寄りも圏域内どこにも偏在している、むしろ周辺の市町村のほうに多いわけでありまして、こうした方々の利用も見込んだものを姫路市に置くという形で姫路市が一肌脱いでこのセンターの運営をするというようなことを行っているものであります。

あるいは、21 ページの左側ですが、従来、企業誘致をするときには、自分の、例えば姫路市であれば姫路市内に工業用地がなければ諦める、間尺が合わなければ諦めるしかなかったのですけれども、それを圏域全体を見渡して、うちにはないけれどもたつのにあるとか、条件が合うとか、あるいはコストが安いとか、このようなことをすることで圏域全体での企業誘致の成功可能性を高めていこう、このようなことを進めているのがこの播磨圏域でございます。

このような取り組みは、今まだ試行錯誤のところがありますけれども、全国で進んできております。可能性があるのが約 60 の圏域と言われていまして、今その中の 16 で圏域形成が行われている。平成 32 年、あと 4 年後までには全国で約 30 の圏域形成ができればと考えております。

昨今、国の経済財政諮問会議では、毎年 6 月ぐらいに「骨太の方針」を出しますけれども、ここにも今年この連携中枢都市圏が記載されていまして、そこでも K P I、数値目標ですね、これで平成 32 年を目途に 30 圏域を目指す、こういうことになっています。そのために国費で補助金制度をつくりまして、まずこの検討を進めるための委託事業をしていただいています。総務省から 1 団体 1,000 万程度ですが、補助金をお渡しいたしまして、まず関係の市町村がテーブルに着く。市町村の首長さん、あるいは議員の方だけでなく、産業界の方々あるいは教育関係の方々、福祉関係の方々が同じテーブルに着いて議論する、あるいはどんな可能性、メリットがあるのかというフィージビリティを調査する、こういったことに委託調査をしていただくということになっているわけです。

これは割と地味な補助金の使い方ですが、結構議論の促進剤にはなってい

まして、やはりたたき台がないと議論にならないわけですね。資料なく、あるいはデータなく集まっても議論は堂々めぐりするばかりでありますので、そのための基礎的なデータあるいは基礎的な資料をつくる、そのための素地あるいは場をつくるための補助金として活用いただいているというものであります。先ほど申しましたように、政府としても30圏域形成まで責任を持って進めていくということにしていますので、来年度、29年度以降もこの補助金は確保していきたい。ちょうど今概算要求に向けたシーズンですけれども、私どもは努力をしているところでございます。

それから、連携中枢都市圏になりますと、交付税措置もしっかりさせていただきます。大体こういうモデル的な事業といいますと、特別交付税、特交措置をすることが今まで多かったのですが、特交というのはかなり不安定です。それから、期限が来たらなくなってしまうかもしれないという不安があります。そうではなくて、じっくり腰を据えて広域連携施策を進めていくために普通交付税措置をして、今後、広域連携施策が続く限り普通交付税で費用を見ていく、このような仕組みを導入しています。これはこれまでの広域圏の施策になかったものでございます。財政面でもそんな支援をしながら、今後この広域連携施策を進めていきたいと考えているところでございます。

非常に駆け足でございますけれども、現在私どもが取り組んでいます広域連携の施策につきまして、これまでの歴史ですとか背景、それから現在の取り組み、あるいは支援の方法など、ざっくりとお話をさせていただきました。

ご清聴いただきまして、どうもありがとうございました。(拍手)

新たな広域連携について

平成28年8月3日
総務省自治行政局市町村課長
小川 康 則

【目 次】

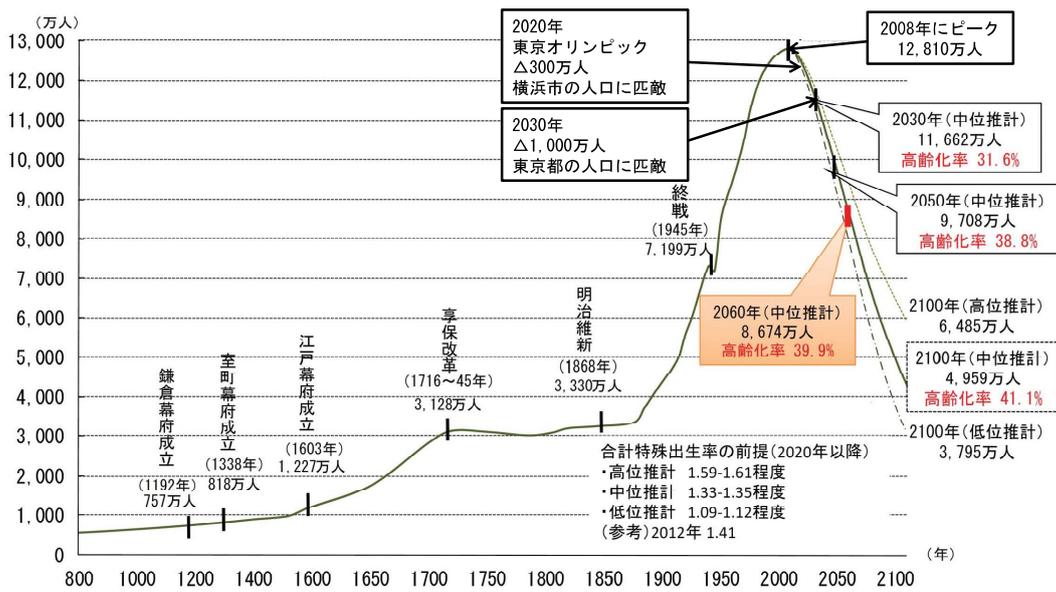
- 1 「新たな広域連携」の背景にある社会経済状況の変化 1頁
- 2 市町村合併の進展とその影響 8頁
- 3 現在進められている「新たな広域連携」 16頁

1 「新たな広域連携」の背景にある 社会経済状況の変化

1

我が国における総人口の長期的推移

○ 我が国の総人口は、2008年をピークに、今後100年間で100年前（明治時代後半）の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。

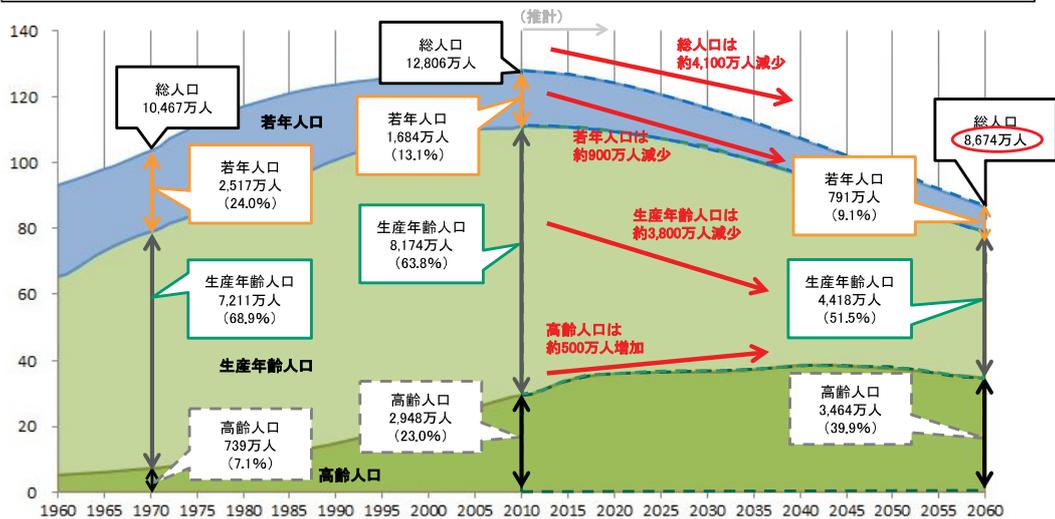


(備考)内閣府「選択する未来」委員会資料(平成26年2月14日第2回委員会資料4より抜粋)をもとに作成

2

我が国における総人口の推移（年齢3区分別）

- 我が国の総人口は、2060年には8,674万人となり、約4,100万人（約32.2%）減少。
- 高齢人口が約500万人増加するのに対し、生産年齢人口は約3,800万人、若年人口は約900万人減少。その結果、高齢化率は約23%から約40%に上昇。



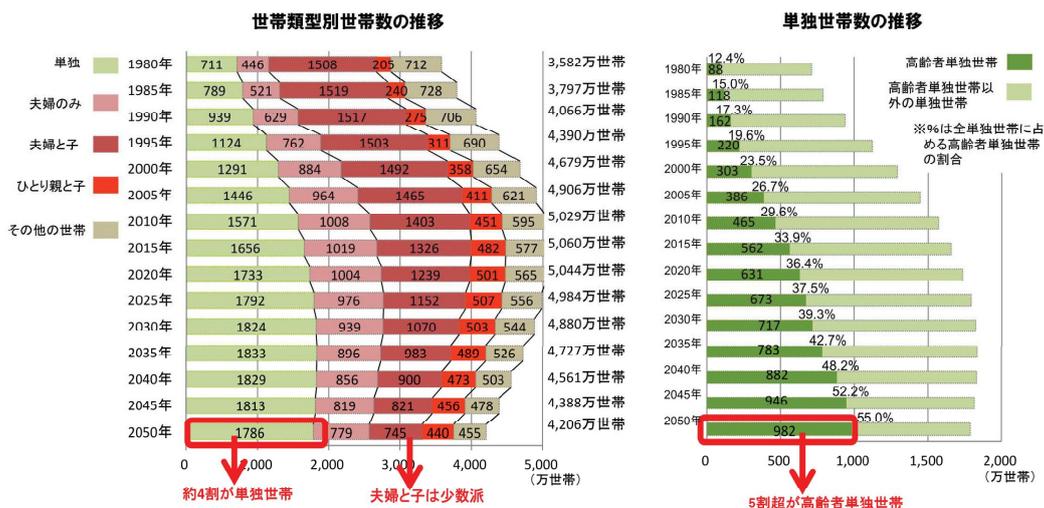
(備考) 「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要(平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会)をもとに、総務省「国勢調査報告」、同「人口推計年報」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」における出生中位(死亡中位)推計から総務省自治行政局作成

(注1) 「生産年齢人口」は15～64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口 (注3) 2010年は、年齢不詳の人口を各歳別に按分して含めている。
 (注2) ()内は若年人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合 (注4) 1960～1971年は沖縄県を含まない。

3

世帯数の推移

- これまで主流であった「夫婦と子」からなる世帯は、2050年には少数派となり、単独世帯が約4割を占め、主流となる。また、単独世帯のうち高齢者単独世帯の割合は5割を超える。

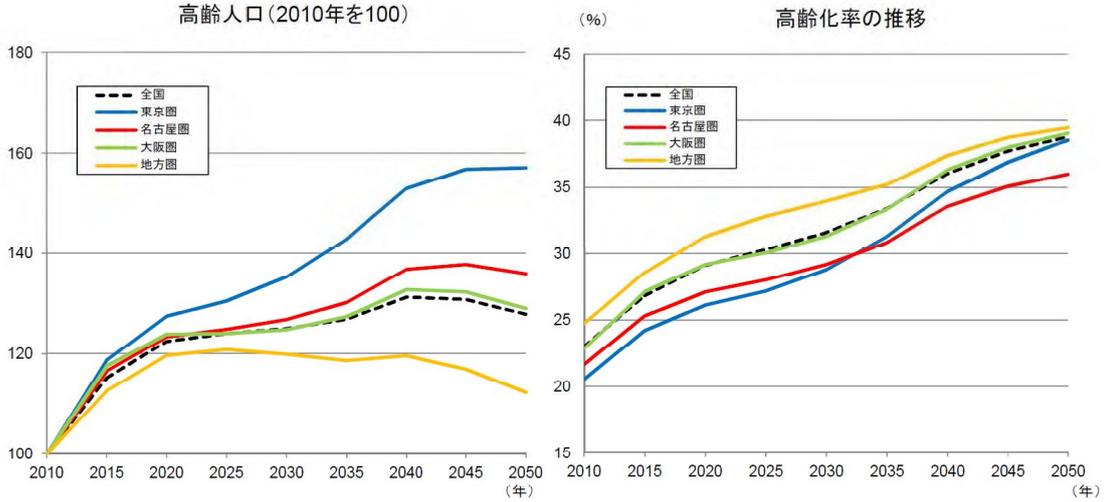


出典:「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要(平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会)

4

高齢人口・高齢化率の推移

- 高齢人口の指数(2010年=100)をみると、2050年にかけて東京圏における増加が顕著。
- 高齢化率をみると、全ての圏域において上昇し続け、地方圏が三大都市圏を一貫して上回って推移する。

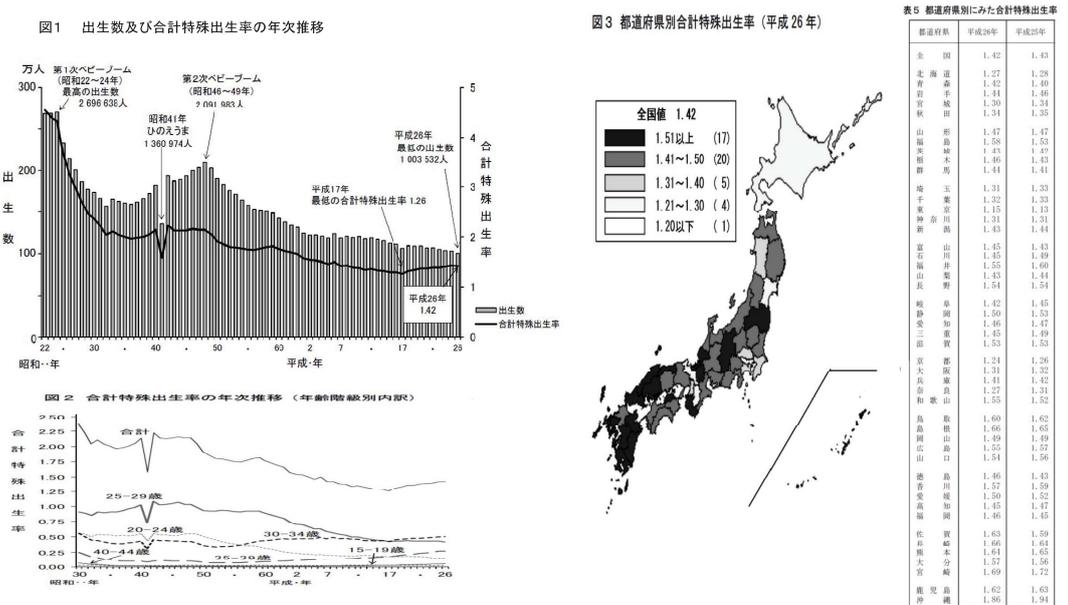


出典：国土交通省国土政策局「国土のグランドデザイン2050 参考資料」(平成26年7月4日公表)

5

合計特殊出生率の年次推移と平成26年合計特殊出生率

- 平成26年の合計特殊出生率は1.42で、前年の1.43より低下。
- 東京都(1.15)、京都府(1.24)、北海道(1.27)等大都市を含む地域が低くなっている。



出典：厚生労働省大臣官房統計情報部「平成26年人口動態統計月報年計(概況)」(平成27年6月公表)

表5 都道府県別にみた合計特殊出生率

都道府県	平成26年	平成25年
全国	1.42	1.43
北海道	1.27	1.28
青森	1.42	1.40
岩手	1.44	1.46
宮城	1.30	1.34
秋田	1.34	1.35
山形	1.47	1.47
福島	1.58	1.53
茨城	1.43	1.43
栃木	1.46	1.43
群馬	1.44	1.44
埼玉	1.31	1.33
千葉	1.32	1.33
東京	1.15	1.13
神奈川	1.31	1.31
新潟	1.43	1.44
富山	1.45	1.43
石川	1.45	1.49
福井	1.55	1.60
山梨	1.43	1.44
長野	1.54	1.54
岐阜	1.42	1.45
静岡	1.50	1.53
愛知	1.46	1.47
三重	1.45	1.49
滋賀	1.53	1.53
京都	1.24	1.26
大阪	1.31	1.32
兵庫	1.41	1.42
奈良	1.27	1.31
和歌山	1.55	1.52
鳥取	1.60	1.62
島根	1.66	1.65
岡山	1.49	1.49
広島	1.55	1.57
山口	1.54	1.56
徳島	1.46	1.43
香川	1.57	1.59
愛媛	1.50	1.52
高知	1.45	1.47
福岡	1.46	1.45
佐賀	1.63	1.59
長崎	1.66	1.64
熊本	1.64	1.65
大分	1.57	1.56
宮崎	1.69	1.72
鹿児島	1.62	1.63
沖縄	1.86	1.94

注：分母に用いた人口は、全国は各年齢別本人人口、都道府県は総数(外国人人口)。

6

【現状分析】

I 将来の人口減少動向は3つのプロセスを経て、高齢者すら多くの地域で減少していく。大都市や中核市は第一段階にあるのに対して、地方では既に第二段階、さらには第三段階に差し掛かっている地域もある。

第一段階：老年人口増加 + 生産年齢・年少人口減少

第二段階：老年人口維持・微減 + 生産年齢・年少人口減少

第三段階：老年人口減少 + 生産年齢・年少人口減少 ⇒ 恒常的に老年人口でさえ減少する本格的な人口減少時代

※ 地方での高齢者人口が減少するため、医療・介護サービスが過剰気味となり、雇用吸収力が減少することで、人材が大量に東京圏へ流出する可能性が高く、将来急激な人口減少を招く可能性(社人研推計よりも深刻な事態に)。

II 2040年(平成52年)までに出生可能年齢(20~39歳)の女性が5割以上減少する市区町村は、いくら出生率を引き上げても、若年女性減少によるマイナス効果がそれを上回るため、人口減少が止まらず、「消滅可能性」が高いと言わざるを得ない。

※ もし人口を維持しようとする、出生率を直ちに2.8~2.9という非現実的な水準まで引き上げる必要がある。

【増田氏の見解】

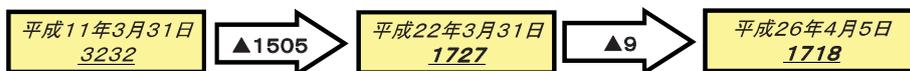
- 人口の大都市圏への集中という大きな流れを変えなければならない。東京は「人口のブラックホール」。
- 本格的に迎える人口減少社会の中で豊かさをどう実現していくか、長期的視点で現状を直視する必要。
- 人口減少の進展により、地域コミュニティ機能の低下だけではなく、医療・教育といったサービスが維持できなくなる。
- 遠隔医療・集落移転などの政策は、地域機能の維持には有効だが、いずれにせよ「受け身」の政策。
- 中長期的に、地方が持続可能な経済社会構造を構築する施策として、広域の地域ブロックごとに、人口減少を防ぐとともに、それぞれの地域が自らの多様な力を振り絞って独自の再生産構造を創る人口・国土構造を構築すべき。
- 地域ブロック単位の地方中核都市が重要。資源や政策を集中的に投入することで、地方が踏ん張る拠点を設けるべき。
- 従来の「地方分権論」を超えた論議が必要。

7

2 市町村合併の進展とその影響

8

市町村数の推移

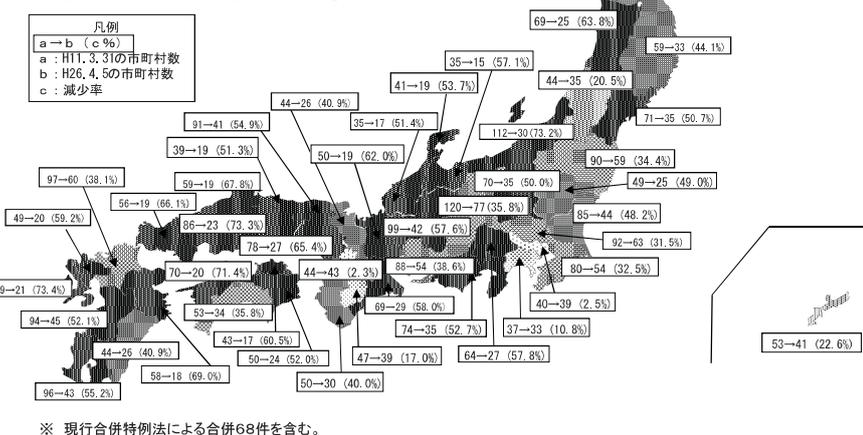


	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H22.3.31	H26.4.5
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,727	1,718
人口1万人未満	—	—	1,537	457	480
平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	69,067	69,332
平均面積(km ²)	37.5	106.9	114.8	215.4	216.7

	合併件数 (合併関係団体数)	H11.4.1以降の減少団体数
旧法下 H11.4.1~	581 (1,991)	1,410
新法下 (改正前)	61 (156)	95
新法下 (改正後)	7 (16)	9
計	649 (2,163)	1,514

市町村数の減少率 (H11.3.31-H26.4.5)		
50%以上	26県	
40%以上 50%未満	7府県	
30%以上 40%未満	7県	
20%以上 30%未満	2県	
10%以上 20%未満	3道県	
10%未満	2都府	
0%	0	

凡例
a→b (c%)
a: H11.3.31の市町村数
b: H26.4.5の市町村数
c: 減少率



※ 現行合併特別法による合併68件を含む。

9

市町村合併による市町村数の変遷

○ 我が国の市町村数は、明治21年(1888年)には7万を超えていた町村が、明治、昭和、平成と3度の大会合を経て、現在では1,718市町村にまで減少。

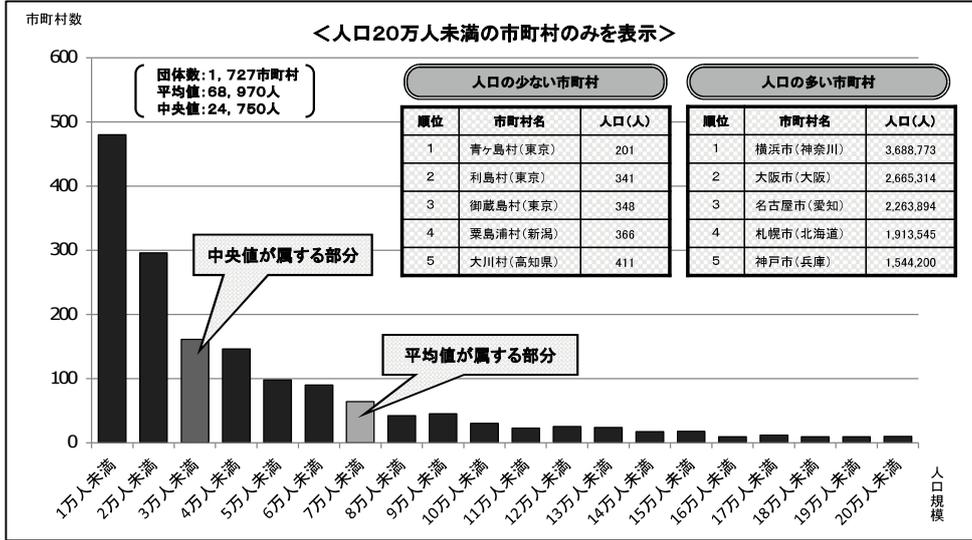
	年月	市	町	村	計
明治の大会合 ○ 小学校や戸籍の事務処理を行うため、300~500戸を標準として、全国一律に町村の合併を実施。	明治21年(1888年)	—	(71,314)		71,314
	22年(1889年)	39	(15,820)		15,859
昭和の大会合 ○ 中学校1校を効率的に設置管理していくため、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進。	昭和20年(1945年)10月	205	1,797	8,518	10,520
	28年(1953年)10月	286	1,966	7,616	9,868
	31年(1956年)4月	495	1,870	2,303	4,668
	36年(1961年)6月	556	1,935	981	3,472
平成の大会合 ○ 地方分権の推進等のなかで、与党の『市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする』という方針を踏まえ、自主的な市町村合併を推進。	40年(1965年)4月	560	2,005	827	3,392
	60年(1985年)4月	651	2,001	601	3,253
	平成11年(1999年)4月	671	1,990	568	3,229
	18年(2006年)3月	777	846	198	1,821
	22年(2010年)3月	786	757	184	1,727
26年(2014年)4月	790	745	183	1,718	

※平成26年4月5日時点。

10

人口規模別市町村数

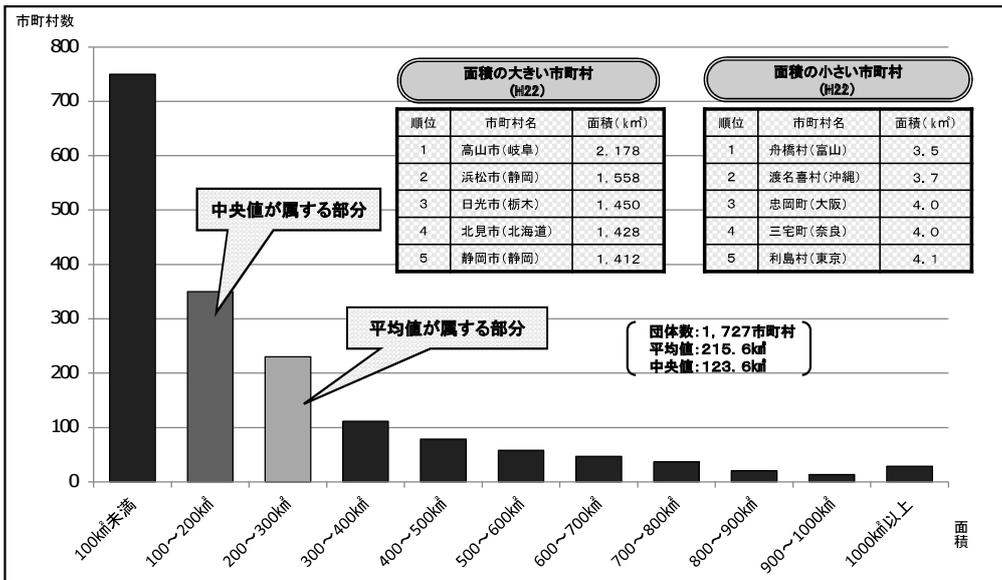
- 最大350万人超から最小200人余りまで分布。
- 人口1万人未満の市町村が500程度、なお3割弱に及ぶ。



11

面積による分布状況

- 2,000km²を超える市町村がある一方で、100km²未満の市町村が4割超を占める。



12

地方公共団体の現状

人口規模	市区町村数	構成比	人口 (万人)	構成比
1万未満	487	7割 [27.9%	248	2割 [2.0%
1万～5万	689	39.6%	1,749	13.6%
5万～20万	431	24.8%	4,073	31.7%
20～50万	99	3割 [5.7%	3,135	8割 [24.4%
50万以上	35	2.0%	3,639	28.3%
合計	1,741	100%	12,844	100%

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成26年1月1日現在）」を基に整理

13

主要国における地方自治体の構成

区分	国名	階層数	基礎自治体 (第1層)	広域自治体等	
				広域(第2層)	超広域(第3層)
単一制国家	日本	2層制	市町村	都道府県	—
	フランス	3層制	コミューン	デパルトマン	レジオン
	イタリア	3層制	コムーネ	プロヴィンチア	レジオーネ
	スペイン	3層制	ムニシピオ	プロヴィンチア	コムニダーデ
	スウェーデン	2層制	コミューン	ランスティング	(試行中)
	変動型	英国	1～2層制	ディストリクト等	— or カウンティ
連邦制国家	ドイツ	3層制	ゲマインデ	クライス	(主権州)
	カナダ	2～3層制	ミュニシパリティ	— or カウンティ等	(主権州)
	米国	3層制	ミュニシパリティ or —	カウンティ	(主権州)
	画一型	スイス	2層制	ゲマインデ / コミューン	—

14

主要国における地方自治体の人口規模

国名	基礎自治体(第1層)		広域自治体(第2層)		超広域自治体等(第3層)		総人口 (百万人)
	団体数	平均人口 (千人)	団体数	平均人口 (百万人)	団体数	平均人口 (百万人)	
連邦制国家							
カナダ	(4,066)*	(7.5)	10	3.1	30.8
ドイツ	13,854	5.9	323	0.3 ⑧	16	5.1	82.2
米国	(19,429)*	(4.2) ...	(3,034)*	...	50	5.4	275.3
スイス	2,763	2.7	-	-	26	0.3	7.2
ベルギー	589	17.4 ⑨	10	1.0 ③	3	3.4	10.2
オーストリア	2,359	3.4	-	-	9	0.9	8.1
単一制国家							
日本(2000)	3,229	39.3 ④	47	2.7	-	-	126.9
(2014)	1,718	71.4 ②	47	2.7 ①	-	-	127.1
フランス	36,565	1.6	96	0.6 ⑤	22	2.7	59.3
イタリア	8,100	7.1	103	0.6 ⑤	20	2.9	57.5
スペイン	8,106	4.9	50	0.8 ④	17	2.3	39.4
スウェーデン	289	30.7 ⑦	21	0.4 ⑦	-	-	8.9
英国	433	137.6 ①	(34)*		(3)*		59.6
うちイングランド*	353	141.6	(34)*		-	-	50.0
アイルランド	85	47.2 ③	29	0.1	8	0.5	3.8
デンマーク	275	19.4 ⑧	14	0.4 ⑦	-	-	5.3
ギリシャ	1,033	10.2	50	0.2 ⑨	-	-	10.5
オランダ	504	31.5 ⑥	12	1.3 ②	-	-	15.9
ポルトガル	278	36.0 ⑤	-	-	-	-	10.0
フィンランド	448	11.5 ⑩	-	-	-	-	5.2
ルクセンブルク	118	3.7	-	-	-	-	0.4

注) 平均人口データ右の○の数字は大きい方からの順位

※ 地域によって地方自治体が存在しない国は、平均データを算出せず(...)、又は総人口を単位数で割った数字を()内に記載

15

3 現在進められている「新たな広域連携」

16

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- ▶ 地域において、**相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成**

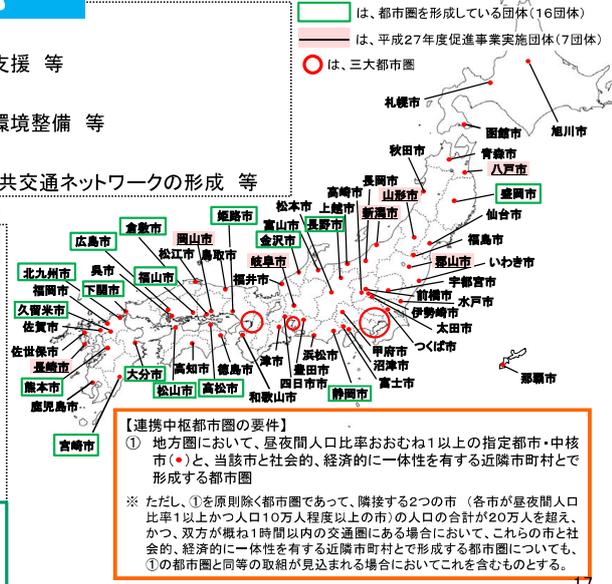
連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② **高次の都市機能の集積・強化**
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- ▶ **地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入**（平成26年11月1日施行）
- ▶ 平成26年度・平成27年度は、**連携中枢都市圏の形成を推進**するため、国費により支援（21事業）
- ▶ **平成28年度予算**においても**1.3億円**を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- ▶ 平成27年度から**地方交付税措置**を講じて**全国展開**を図る

連携中枢都市圏形成のための手続き



新たな広域連携について

◎ 新たな広域連携

（第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月25日総理事手交））

- 地方圏**
 - ・ 「**地方中枢拠点都市**」を中心とした連携（地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置）
 - ・ それ以外の定住自立圏施策の対象地域では**定住自立圏**（人口5万人程度以上で昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域）の取組を一層促進
 - ・ 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、**都道府県による補完**も選択肢
- 三大都市圏**
 - ・ 同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、**双務的な役割分担**を促進

○ 地方公共団体間の「柔軟な連携」を可能とする仕組みを制度化

地方公共団体間で「連携協約」を締結できる新たな仕組みを導入

- ・ 地域の実情に応じて地方公共団体間で締結、紛争解決の仕組みもビルトイン
- ・ 事務分担だけでなく、政策面での役割分担等についても、自由に盛り込むことが可能（例・・・圏域全体を見据えたまちづくりの方向性）
- ・ 別組織（組合や協議会）を作らない、より簡素で効率的な相互協力の仕組み

- ⇒ **自由度を拡大して、より一層の広域連携を促進。**
- ⇒ **産学金官民の連携によるシティリージョンも推進。**

※ 地方自治法改正案を第186回国会に提出し、平成26年5月23日に成立、平成26年5月30日に公布、平成26年11月1日施行。

地方圏

連携中枢都市圏

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)の中で、「地方中枢拠点都市圏」を含む複数の都市圏概念が「連携中枢都市圏」に統一された。

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が締結する「連携協約」に、以下の役割ごとに具体的な取組を記載。

※ 具体的な都市圏は、本年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる
 なお、従前の「地方中枢拠点都市圏」の要件に該当する都市圏は対象とする
 地方中枢拠点都市圏の要件: ①政令指定都市、新中核市(人口20万人以上)

②昼夜間人口比率おおむね1以上
 ⇒全国で61都市圏が該当(平均人口約45万人、中央値約34万人)

① 圏域全体の経済成長のけん引

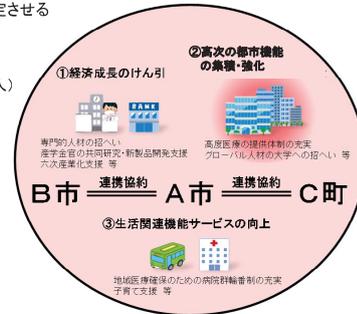
都市圏域内の多様な資源・企業・人材を動員し、連携中枢都市が成長のエンジンとなり、産学金官民が連携して地方の経済をけん引

② 高次の都市機能の集積・強化

都市圏域全体に対する高度・専門的なサービスを提供し、グローバルな人材が集まってくる環境を構築

③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

都市圏域全体の利便性を向上し、近隣市町村の住民のニーズにも対応



- 上記役割に応じて、連携中枢都市となる市に対して**地方財政措置(普通交付税及び特別交付税)**。

③の役割については、連携中枢都市と近隣市町村が協働しながら果たしていくものであることから、双方に対して地方財政措置。

- **連携中枢都市の首長と近隣市町村の首長とが定期的に協議すべきこと**を「連携協約」に記載し、丁寧な調整を担保。

定住自立圏

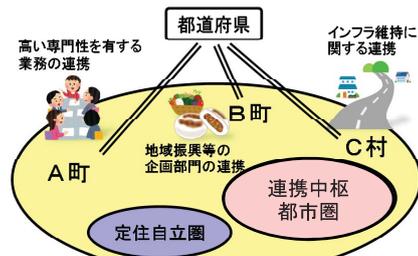
- 人口5万人程度以上で昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域の取組を、連携中枢都市圏以外の定住自立圏構想の対象地域では、一層推進。
- 医療・福祉、公共交通、経済活性化の取組について財政措置を拡充。

19

地方圏

条件不利地域における市町村と都道府県の連携

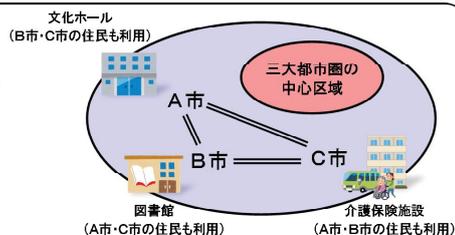
- 連携中枢都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携では課題の解決が難しい場合は、都道府県との連携も選択肢。
- **専門性が要求される各種社会福祉関連業務やインフラ維持に関する業務、地域振興等の企画部門の業務等**について、**地域の実情に応じて対象事務や連携方法を協議**して「連携協約」に記載。
- 平成26年度実施の先行的モデル構築事業を検証し、支援措置のあり方についても検討。



三大都市圏

水平的・相互補完的、双務的な連携

- 現在は広域連携が進んでいないことを前提に、まずは、喫緊の課題である**公共施設や介護保険施設**のあり方等について、連携を検討し、これを端緒として「連携協約」に基づく連携を推進。
- 平成27年度に先行的モデル事業を構築し、その後、支援措置のあり方についても検討。



20

播磨圏域連携中枢都市圏の取組

圏域形成に至った経緯

- 播磨広域連携協議会を構成する13市9町に「新たな広域連携モデル構築事業」への参加を呼びかけ、近隣の7市8町が参加。
- 総務省「新たな広域連携モデル構築事業」モデル都市に選定され、播磨圏域経済成長戦略会議等の開催を重ねて、平成27年4月には連携する6市8町と連携協約の締結及び播磨圏域都市圏ビジョンの策定を行った。
- 平成27年12月には、新たに赤穂市との連携協約の締結を行った。

苦労した点

- 合併の前段階の連携や連携中枢都市のみが活性化するのはないかと考える市町があり、連携について慎重となる意見もあった。
- 自治体によっては、1部署、1担当が多岐に渡って事業を担当しており、具体的に事業の打合せに、いつも同じ職員が来る事態を避けるため、特に経済関係の連携事業は、姫路市の各課で同じ日に打合せを設定して対応した。



圏域全体の経済成長のけん引

播磨地域ブランド事業について

播磨圏域が取り組む「はりま地域ブランド」の確立を推進するため、地域資源に係る客観的な各種データ等の収集・分析、それに基づくブランド戦略の仕組みづくり及び「はりま地域ブランド」認知度向上と販売促進を図るための情報発信、プロモーション等を行う。

費用は姫路市が負担。
(例)東京・浅草に圏域全体をPRするアンテナショップの設置・運営



圏域の企業誘致の促進

圏域への企業誘致を促進し、圏域の産業振興、雇用確保を図るため、各市町の地域経済、工場適地等、企業誘致環境のポテンシャルに関する調査及び広域企業誘致パンフレットの作成等を行う。

さらに、姫路市においては企業誘致に際し、企業のニーズに合わせた連携市町の情報(土地情報・優遇制度)も提供することで、圏域内への企業立地を促進している。



【臨海部に集積する企業群】

高次の都市機能の集積・強化

JR姫路駅前の整備とネットワークづくり

播磨圏域の中心にふさわしい都心づくりに向け、JR姫路駅周辺において、魅力ある商業施設や付加価値の高いサービス産業、国際的・広域的な情報交流を促進するコンベンション機能を備えた施設の設置などを検討。

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

図書館の相互利用促進事業

平成27年11月より、圏域の7市8町の図書館の相互利用を開始圏域内住民であればいずれの図書館においても貸し借りができるような仕組みを構築。蔵書の共通検索システムの導入等についても協議。

(全36館 約334万冊の図書が利用可能)
運営費は、各市町が負担する。

成年後見支援センター運営事業

姫路市が成年後見制度の相談支援、普及啓発、市民後見人の養成研修等を実施するため設置・運営している「成年後見支援センター」(姫路市社会福祉協議会に委託)について、圏域内の神崎郡3町における住民等も対象とし、共同利用の形で相談業務等を行う。

運営費は姫路市が負担。

21

高梁川流域連携中枢都市圏の取組

圏域形成に至った経緯

- 高梁川流域は、7世紀後半に吉備国を三分して設けられた備前国、備中国、備後国のうち備中国領域とほぼ圏域を同じくし、この流域圏は、13世紀以上を経て地域間の強いつながりが引き継がれている。
- 昭和29年3月、「高梁川流域連盟」を設立。産業や文化・教育など流域全般の文化向上に寄与する取り組みを不断に推進。平成25年10月、60周年記念サミットを開催し、今後の流域活性化のため、連携をより強固なものとし、まちづくりにかかる課題解決に共同で取り組むことを宣言。

苦労した点

- 関係者(倉敷市庁内及び市議会議員、連携市町の職員・議員、圏域内の産学官民の各関係機関等)に対し、地方自治法改正に基づく新たな広域連携による連携中枢都市圏形成の必要性について理解を得るため、きめ細やかな説明を行うよう努めた。



圏域全体の経済成長のけん引

経済成長戦略推進事業

産学官民で構成する「高梁川流域経済成長戦略会議」を運営し、圏域の経済成長に向けた調査・研究を実施するとともに、経済成長に向けた戦略、事業について協議する。事業費の大半は倉敷市の負担。

◎は、戦略会議で決定された8件の新規事業を含む19事業を圏域で実施予定。

データで紡ぐ高梁川流域事業

圏域全体の人口・経済等のデータを一元化し、地域の住民や事業者等がまちづくりやビジネスに活用できるようなデータを加工・分析・ビジュアル化する「仕組み」と「人材」を整備。

オープンデータを提供し、事業者が活用することで、圏域でのイノベーションや地域のビジネスの創出といった地域経済の活性化につなげる。

◎は、まずは倉敷市に係るデータの収集・分析に着手し圏域の企業等を対象にセミナーを実施。◎は先行型交付金が採択された(500万円)。

地域資源活用推進事業

企業に補助金を交付し、圏域内の地域資源を用いた研究開発・商品開発支援を実施。併せて、物産展・見本市等を開催して地域資源を発信する。事業費は倉敷市の負担。

流域ソーシャルイノベーション推進事業

ソーシャルビジネス支援センター(仮称)を設置し、社会起業家、NPO等に対する相談業務を実施。また、社会起業家等と金融機関・商工団体等との連携を促進するための支援ネットワークを構築。事業費は倉敷市の負担。

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

保育士・保育所支援センター運営事業

圏域内での保育士確保等を目的に保育士・保育所支援センターの設置・運営を行い、コーディネーターを配置(2名)。圏域の認可保育所での就労希望者(潜在保育士)を対象とした再就職支援等各種研修事業を実施。事業費は倉敷市の負担。

圏域内公共建物現況調査・台帳作成支援事業

倉敷市の専門技師のノウハウを活かし、希望する連携市町の公共施設の建物点検・修繕計画の策定・図面のデータベース化を行う(連携市町から倉敷市への委託)。連携市町はその成果を基に公共施設の将来的な管理計画を策定。民間への委託に比べ大幅なコスト削減を達成。

移住交流推進事業、冊子作成等圏域発信事業

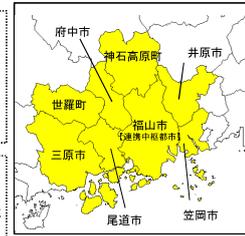
東京・大阪で開催される移住交流イベント等への圏域市町共同出展や倉敷市に所在するお試し住宅の運営、圏域への移住定住者を紹介した移住冊子の作成等を実施。事業費は倉敷市の負担。

22

備後圏域連携中枢都市圏の取組

圏域形成に至った経緯

- 県境を越えて都市圏を形成しているが、江戸時代以前は備後国として一体であった地域。
- 圏域の自治体の大部分は、昭和の高度成長の時代に「備後地区工業整備特別地域」に指定され、日本経済を支える工業地域としての発展の礎を築くなど、住民の日常生活のみならず、経済的な結び付きも強い地域。
- 平成23年度には圏域の6市2町の市長・町長で組織する「備後圏域連携協議会」を立ち上げ、広域的な課題解決に向けた取組として、こども発達支援センターの共同運営や防災協定の締結などを行ってきた。



苦労した点

- 連携中枢都市と圏域市町への財源措置及び構成市町の動機づけ(財源措置のメリット、連携する目的等)
- 連携中枢都市圏構想に提案する時点では、連携市町の一部に「合併につながるのではないか」という懸念があった
- 企画担当課と事業所管課との間で、目標の共有に時間を要している(連携中枢都市、圏域市町 共通)

圏域全体の経済成長のけん引

びんご産業支援コーディネーター事業について

圏域での中小企業等の様々な経営課題の解決を支援するため、専門知識を持つ「びんご産業支援コーディネーター」を設置。

圏域の大手企業OB等を中心としたコーディネーターが、圏域内の中小企業等に対して販路開拓やブランド戦略などのアドバイスや事業者間のマッチングを実施。

今後は、コーディネーター自身のスキルアップ、産業と大学の連携を進めて行くためのネットワーク等の強化等を推進予定。

事業費は、圏域市町で利用実績に応じて負担。



産業支援コーディネーター

備後圏域産業連関表の作成

福山市が、備後圏域全体の産業連関表を作成する。また、備後圏域の産業連関表に基づいて作成した経済波及効果測定シートをオープンデータとして公表予定。産業連関表を事業者等が活用することで、圏域内における地域経済活性化に資する事業の創出につながる。

高次の都市機能の集積・強化

高度医療の充実や強化

福山市民病院の救命救急センターやがん医療に係る医療機器の整備等、高度医療の提供体制の充実や強化に努める。また、圏域の公立病院等の医療機関との連携強化を図るとともに、潜在看護師の復職支援など、圏域全体での看護師の確保、教育・研修の充実等に取り組む。

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

こども発達支援センターの共同運営

発達に課題のある子どもの支援を行う専門機関が圏域内になかったことから、福山市が医療機関である「こども発達支援センター」を整備し、医師などの専門スタッフを確保する中で、圏域市町と共同運営している。

保育所や医療機関等と連携して、発達に課題のある子どもに関する相談や診察、訓練を行うなど、専門的できめ細かな支援を実施。事業費は、圏域市町で利用実績に応じて負担。

圏域全体の地域包括ケアシステムの構築

在宅医療・介護連携の推進に向けて、各市町で連携して、医療・介護事業所の位置やサービスなどの情報がわかるマップの作成などに取り組んでいる。また、福山市が実施している市民後見人養成講座受講対象者を圏域へ拡大するなど、認知症対策も推進。事業費は、圏域全体に係るものは福山市が負担し、市民後見人養成講座の開催経費などは圏域市町が負担。

23

千葉市 三大都市圏における水平連携について

連携自治体

- 千葉市、市原市、四街道市

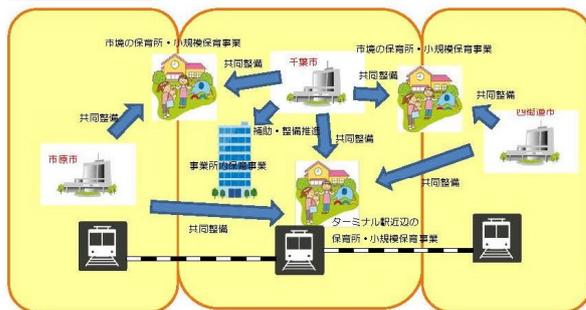
背景

- 人口減少・少子高齢社会に対応するため、千葉市と周辺都市との連携を強化する必要性を認識。
- 市原市及び四街道市は千葉市への就業者・通学者が多く、管外保育など従来より連携体制を構築してきた。今後、ニーズの高い保育事業を中心として連携を強化。

事業内容

★保育所等の共同整備・管外保育・事業所内保育事業の推進

- 市境・ターミナル駅周辺など、相互利用のニーズが高い地域において保育所等の共同整備を行う。
- 3市間で実施している管外保育の要件を緩和するなど、相互利用をさらに推進する。
- 事業所が特に多くある千葉市において事業所内保育所の整備に係る補助制度を新設し、3市全体で待機児童の解消を目指す。



★地域子育て支援拠点・一時預かりの相互利用

- 小学校就学前の児童とその保護者が交流する場である地域子育て支援拠点や一時預かり事業の相互利用の実施体制を整備する。

★連携事業の情報発信

- 3市が利用者向けに発信している子育て支援関連情報を共有・発信する。
- 相互利用が可能な施設の情報を利用者へ提供。



千葉市で発行しているイクメンハンドブック

24

国分寺市・小平市 三大都市圏における水平連携について

連携自治体

- ・国分寺市、小平市

背景

- ・両市では、各市の行政改革を推進するため必要不可欠なものとして、広域連携の取組を実施。
- ・これまでに、図書館及び体育施設の相互利用等を実施。
- ・今後、広域連携の取組を深化するため、以下の事業について検討。

検討内容

★公共サービス事業の広域化

- ・公共施設のさらなる相互利用の推進や共同設置等に向けた課題を整理し、解決の方向性を検討。
- ・両市民の公共施設を利用する際の負担軽減を図るために、ICTを活用した施設予約システムの導入を検討。
- ・既存施設の運営の効率化・適正化を図るため、保守点検等の委託業務の一括発注や、同種・類似施設への指定管理者制度の共同導入等の可能性を検討。

★広域行政データの集約化・利活用(オープンデータ)

- ・両市で個別に整理している行政運営上必要となる各種データや統計データ等について、共通のフォーマットで公表するなど管理の効率化に向けて検討。
- ・また、集約したデータについては、民間に提供するなど利活用を検討。



★広域的地域公共交通ネットワークの構築

- ・交通空白地域の解消や、市域を越えた移動需要に対する利便性の向上を目的として、広域的視点からコミュニティバス等の地域公共交通網のあり方、効率的な事業運営のあり方について検討。



コミュニティバス

★建築基準行政の共同実施

- ・既に建設基準行政を実施している国分寺市と、今後、東京都からの建設基準行政の移管を検討している小平市で、建設基準行政の運営に関する課題を共有し、建築基準行政の共同実施を事務の仕分け等を行い検討。
- ・共同実施により、職員配置の柔軟性・専門性の向上や、両市一体と良好な市街地環境の維持・向上の実現の可能性を検討。

第105回総会講演録（平成29年2月7日（水））

「新しい時代の広域連携のあり方」

政策研究大学院大学副学長・教授 よこみち きよたか 横道 清孝氏



【略歴】

昭和50（1975）年自治省入省。昭和55（1980）年和歌山県地方課長。昭和58（1983）年国土庁地方都市整備課課長補佐。昭和59（1984）年自治省政治資金課課長補佐。昭和63（1988）年埼玉大学大学院政策科学研究科助教授。平成9（1997）年政策研究大学院大学助教授。平成12（2000）年政策研究大学院大学教授。平成23（2011）年政策研究大学院大学学長補佐。平成25（2013）年政策研究大学院大学副学長

【はじめに-広域連携が求められる背景】

まず、「はじめに」ということで、広域連携、かつては広域行政というふうに言われていたときもあるのですが、これが最近も各地でいろいろな取り組みが始められるようになってまいりました。その背景としてどういうものがあるのかを初めにお話しさせていただきます。

まず1つは、人口減少社会の到来ということであります。国勢調査で初めて我が国の人口が全体として減少したことが確認されたわけでありますが、この趨勢は今後も中長期にわたって続いていくことが予想されているわけであります。その中で、高齢化も進んでまいります。

そういたしますと、そういう厳しい構造的な変化、環境変化の中で、今までのハード及びソフト両面にわたる行政サービスをどのように維持していくのかが大きな課題となってくるわけであります。

また、一方では新しいニーズも生まれてまいります。例えば、国でも特別措置法がつくられましたけれども、空き家がどんどん増えて、それをどう扱うか。こういうことは前にも全くなかったわけではありませんが、それほど大きな問題ではなかったわけですけれども、今後ますます大きな問題となってくるということであります。

そういうサービスを維持し、新しいニーズにいかに対応していくかと同時に、その基盤となります地域の経済を維持し、いかに活性化、発展させていくかということです。全国的に地方創生ということで、皆様方のところでもさまざまな取り組みが行われていると思いますけれども、こういう課題に対応していこうとすれば、単独の市町村、1つの市町村で全て対応することは限界があるのではないかと。そういった

しますと、周辺の市町村、さらには遠くの市町村を含めて、いろいろな市町村の間で連携・協力を図っていかなければいけないのではないかと、そういう状況にあるわけであります。

そういう中で、初めに申し上げましたように、全国でもさまざまな広域連携の取り組みが始められているということだろうと思います。

【広域連携の歴史的展開】

さて、2番目のところですが、広域連携というのは今に始まったわけではありません。長い歴史を持っているわけであります。それを少し振り返ってみたいと思います。歴史的展開というふうに書いてあります。展開の方向として、3つの方向があるわけであります。

1つは、これは究極の広域連携と言うべきかもしれませんが、単独の市町村ではできないから、市町村を合併して大きな市町村をつくってしまう。これが（A）。

2番目は、連携制度の整備。法的制度ですね。単独の市町村ではできない。そうすると、合併しないけれども、2つの市町村、あるいはそれ以上の市町村がいろいろ協働して事務を処理していこうと。一部事務組合などが代表的であります、これが（B）。

それから、圏域政策と書いてありますが、一定の経済圏域あるいは生活圏域というものを広域的に設定した上で、その中で、圏域全体でサービスを維持していこう、あるいは産業を活性化していこうという取り組みもあるわけであります。これを（C）とします。大体これら3つの方向で、これまでも取り組まれてきたわけであります。

歴史的な経緯をちょっと年表的に整理しましたのが、次の（2）のところであります。

まず、1888年、これは市制・町村制という、今でいえば市町村法が成立した年でありますが、近代的な地方自治制度がスタートした年ということもできるわけでありますが、そのときに、広域連携ということからすると何が行われたかということであります。

まずは（A）として、明治の大合併というものが行われた。あわせて（B）として、町村へ組合の制度がつくられたわけですね。これは全部事務組合とか一部事務組合。ですから、組合の制度というのは最初から存在していたわけであります。

ただ、当時の組合は、合併できないところが、合併に代わる手法として、この組合制度を取り入れたらどうか、組合町村になったらどうかというようなものであったと思います。

それが、1911年、今度は一部事務組合という制度が市にも拡大された。ここから一部事務組合制度というのが、単に合併に代わる手段ではなくて、事務の共同処理の仕組みとして広がっていったということであります。

戦後、1947年には、その一部事務組合が、今まで市町村だけだったのが都道府県

にも拡大された。また一方では、役場事務組合。全部事務組合ではなくて、役場の機能だけを全部共同処理するという役場事務組合という制度も、町村のみであります。つくられたわけでありませぬ。

次に、1952 年になりますと、同じ共同処理、組合と同じような共同処理の制度でありますけれども、協議会とか、機関等の共同設置とか、事務の委託の 3 つの制度が導入されたわけですね。これらは組合と違いまして、組合というのは別の法人格を持つ団体をつくって、そこに議会も置くし、管理者も置くという特別地方公共団体をつくる制度であります。この協議会とか機関等の共同設置とか事務の委託というものは、そういう別の法人格のある団体をつくらぬ、より簡易な、簡素な共同処理の方式として、機能的な共同処理方式と言ってもいいかもしれませんが、こういうものが 1952 年。実は、これは私の生まれた年なんです。この年に導入されております。

翌年、1953 年から昭和の大合併が始まるわけですね。1 万ぐらいの市町村を 3,000 にした昭和の大合併が翌年始まる。

1970 年からは、広域市町村圏という施策が始まりました。これは後で詳しく述べますが、高度成長の中で、住民の日常生活圏、行動範囲が拡大していく、それに対応した圏域政策、圏域行政を行わなければいけないのではないかとということで始められた制度であります。

1974 年には複合的一部事務組合制度が導入されます。従来の一部事務組合ですと、例えば、消防なら消防、ごみ処理ならごみ処理という、事務の一つ一つを処理するために別々の組合をつくっていた。あるいは一緒にしてもいいのですけれども、構成メンバーが共同処理を求める事務が違ふと 1 つの組合としてつくれなかつた、別々の組合をつくらなければいけなかつたというところを、この複合的一部事務組合というのは、共同処理の発展に伴って、ある事務については構成市町村全部、ある事務についてはそのうちの一部というケースであっても、1 つの組合で対応できるような制度としたわけであります。

それから 1977 年には大都市周辺地域広域行政圏というものがスタートいたします。広域市町村圏というのは、いわゆる地方圏、地方の圏域政策であったわけですが、大都市圏、首都圏とか関西圏とか名古屋圏とかというところは、圏域が行政になかつたのを、1977 年に、そのような地域でも、特に周辺地域であります。広域行政圏をスタートさせたわけであります。

1994 年には広域連合制度というものが創設されております。これは組合の一種でありますけれども、一部事務組合とは違いまして、例えば住民が直接請求できるとか、広域計画をつくって、その計画に基づいて、広域連合も行うけれども、各自治体も、構成団体も実施するとか、いってみれば一部事務組合のバージョンアップ版みたいな制度がつけられたわけであります。

1999 年からは平成の大合併、明治の大合併、昭和の大合併に続く 3 度目の合併として、平成の大合併というのが、ここ 10 年余りにわたって行われました。

その後、合併が大体収束した 2008 年には、定住自立圏という、広域市町村圏に代わる新しい圏域政策が始まります。

2011 年には、これはどちらかという整理のほうですが、全部事務組合とか役場事務組合、町村のみに認められていたこの 2 つの制度が廃止されました。全部事務組合というのは、執行部も議会も全部組合化するという、実質的には合併に近い制度でありました。役場事務組合というのは、議会は残るけれども、首長以下、役場の事務は全部共同処理するという制度でありました。ただし、いずれも、昭和 30 年代まで残っていたかもしれませんが、それ以降、適用例がないものですから、これは一種の整理という観点から廃止されております。

したがって、今、組合として残っているのは、一部事務組合と広域連合の 2 つの制度であります。

翌 2012 年には、特例一部事務組合制度の創設が行われました。これは一部事務組合で議会を置かない。一部事務組合には議会があるわけですが、議会を置くのではなくて、組合を構成する議会の議決をもって組合の議会の議決とするという、見方によっては一部事務組合の簡素化と言えるかもしれませんが、そういう制度が導入されました。

3 年前ですが、2014 年には制度として連携協約とか事務の代替執行という新しい制度が導入されました。

いずれも、先ほどの 1952 年の協議会、機関等の共同設置、事務の委託の制度と同様に、特別地方公共団体であるとか、別の法人格を持った団体をつくらないで、機能的な連携を図っていこうという観点から導入された制度であります。

最後に、連携中枢都市圏というのがこの年から開始されております。

全体を眺めていただければおわかりのように、我が国の近代的な地方自治制度の発足以来、一方では市町村レベルにおいて、何回かの大きな合併を繰り返して市町村の規模を拡大して、さまざまな住民ニーズ、行政ニーズに対応してきたという歴史があります。と同時に、組合とか広域連合とかの共同処理の仕組みを発達させ、制度化して、それを活用してきた。その中には、今申し上げました、法人格を別途持つような団体、特別地方公共団体をつくらない制度と、事務の委託とか、最近ですと連携協約といったように、別の法人格をつくらない機能的な連携の制度と、両方が発達してきたということでもあります。

もう一つは圏域政策です。共同処理の仕組みを活用しつつありますが、圏域政策というのが行われてきた。70 年代以降、広域市町村圏とか、大都市周辺地域広域行政圏、最近ですと定住自立圏とか連携中枢都市圏という政策が打ち出されて、それに基づいて各地域でいろいろな圏域設定、それからその圏域における取り組みというのが行われているということでもあります。

そういう歴史の中で、特に重要なのは圏域政策ですので、この圏域政策について少し焦点を当ててお話し申し上げたいと思います。

【第1段階の圏域政策（広域行政圏）】

それが3番目のところではありますが、第1段階の圏域政策。これは広域行政圏です。これは、地方部では1970年から、大都市圏では1977年から始められたものであります。なぜこういう政策が始められたのかということでもあります。

大きな背景としては、そこに書いてありますモータリゼーションの進展ということがあります。モータリゼーションというのは、主要な構成要素は道路とマイカーであります。私の小さいころは、道路といっても、非常に狭い道で、なかなか舗装もされていない、今ではとても考えられないような状況でした。それが、高度成長の中で、昭和40年代からどんどん道路がよくなります。高速道路もできますし、県道もよくなるのですが、市町村道も拡幅されて、舗装されて、非常に整備されてくる。最近では農道も立派な広域農道ができていますけれども、いずれにしてもそういう道路がどんどんよくなっていく。

一方で、経済成長、所得の向上に伴いまして、みんながマイカー、自家用車を持つようになる。それまでは公用車とかバスを利用していたのですが、みんなが車を持つようになってよくなった道路の上を自分の車で走り回って、通勤したり、買い物に行ったり、遊びに行ったり、病院に行ったり、いろいろな活動をする。これが当たり前の生活になるわけです。

私も山口に住んでおりますけれども、山口とか地方では車が必需品で、車がないと生活できない社会になったわけです。これは何をもちたかということ、日常生活圏を拡大したわけです。今までは市町村の区域を歩いたり、自転車、たまにバスに乗って町場に行くみたいな生活をしていたのが、市町村の区域を越えていろいろな活動をするということが普通になったということでもあります。

もう一つは、その中で、住民生活の都市化が始まったということです。今でもそういう暮らしも残っておりますが、農村的な暮らしだったのが、だんだん都市化が進んで、都市的な生活スタイルが全国的に広がってくるわけです。

そういたしますと、何が生じるかということ、行政ニーズが拡大してくるわけです。しかも、都市化に伴う行政ニーズが拡大してくる。一番代表的なのは何かというと、ごみ処理です。ごみがどんどん増えてくる。今までは、ご飯の残りとかは裏庭に土を掘って埋めていたのですが、そんなものではなくて、ビニールが出てくる、どんどん量も増える、紙も増えるみたいなことで、そういうものに対応していくことが必要になってきたわけでもあります。

では合併すればいいのではないかということもあったのですが、1970年というのは、昭和の大合併があって10年経っていない、やっと合併して落ち着いて、これから新しい単位でまちづくりをしようというときにもう一回合併というのは、それは無理だろうということで始められたのが広域市町村圏政策であります。

国は1970年に広域市町村圏振興整備措置要綱というものを出しました。それから、1977年には大都市周辺地域振興整備措置要綱というものを出しまして、それぞれ広域市町村圏あるいは大都市周辺地域広域行政圏の設定を進めていったわけでありま

す。1991年以降は、この両者を総称して広域行政圏と呼ぶようになりました。

では、この広域行政圏というのはどういう仕組みであったのかということであり、そこに書いてありますように3つのポイントがあります。

1つは、知事による圏域設定です。今の分権の時代からみると驚くべきことかもしれませんが、皆さん方も昔、広域行政圏の中心市だったところが多いかと思いますが、圏域は誰が設定したのだというと、自分たちが設定したのではなくて、知事が設定した。もちろん関係市町村の意見を聞いてであります、設定は知事が国の要綱に基づいて行いました。だから、全国にほぼ満遍なく、一部の例外を除いて設定されているわけであり、

その圏域でいろいろな活動を行うということで、広域行政機構を設置した。広域行政機構というのは、構成市町村とは別の組織として設置されている。そのときに共同処理の仕組みが活用されたわけですが、協議会でもよいが、できれば一部事務組合が好ましい、あるいは一部事務組合の中でも複合的一部事務組合が好ましい、さらに言えば新しくできた広域連合の活用が望ましいというような形で、国としては、圏域の中により強力な広域行政機構をつかって、そこが計画を立て、さまざまな事業も執行していくという方向を考えていたわけであり、

最後は広域行政圏計画の策定。圏域全体でどういう振興整備を図っていくかという計画を広域行政機構がつくる。その広域行政圏計画のもとに、広域行政機構ができるだけ多くの事業を実施し、構成市町村も関連事業を実施するという姿を描いたわけであり、

1998年時点、ちょうど平成の大合併が始まる前の年であり、全国に365圏域、広域市町村圏でいいますと341、大都市周辺地域広域行政圏で24の地域が、ほぼ全国にわたって、一部の大都市の中心部とか、いわき市さんはそもそも大きいですから1つの広域行政圏みたいな形で扱われていたわけですが、そういうところを除いて全国に設定されて、この広域行政機構が広域行政圏計画をつくり、振興整備の事業を進めていたということであり、

ただ、当初想定していたようにはなかなか進まなかったのが現実であり、やはり広域行政機構が弱かったのです。そこが中心となって事業を行うということはいままでできなくて、個々の市町村がそれぞれ事業を行う。広域行政圏計画といっても、それら市町村の各事業の寄せ集めみたいなところもあった。そういう限界もあったのですが、成果があった事柄としては、事務の共同処理システムができたということです。特に、ごみの共同処理。これは圏域全体で1つの場合もありますし、圏域内で幾つかの部分に分かれている場合もありますけれども。もう一つは広域消防です。広域消防が、やはり広域行政圏の中で発達してきた。これは大きな成果だと思います。

ごみの共同処理とか消防というのは、いかにもモータリゼーションの時代に対応したものです。つまり、道路がよくなって車が発達したから走り回ってごみを集めて焼却できるわけですし、道路がよくなったから消防車が遠くからでもやって来て

火を消せる。そういうモータリゼーションという社会の変化に対応したシステムが発達した。これが第1段階の政策であります。

【第2段階の圏域政策（定住自立圏、連携中枢都市圏）】

この後、第2段階の圏域政策が始まるわけですが、実はこの第1段階と第2段階の間に平成の大合併があつて、皆さん方のところでもいろいろ合併に取り組み、ご苦労された地域も多いと思います。その平成の大合併が収束を迎えつつあつた、先ほど言いました2008年から定住自立圏構想が始まり、つい最近、3年前から連携中枢都市圏もということで、第2段階が始まりました。

この第2段階の圏域政策が求められた背景、なぜ求められたのかということでもあります。

1つは、平成の大合併後の市町村体制の問題ということでもあります。平成の大合併によって、3,000余りが大体半分ぐらい、1,700余りの市町村に再編されました。ただし、これは昭和の大合併もそうですが、平成の大合併も、政府、つまり国が強力に推進したけれども、最終的には各市町村の判断で合併するかしないかを決めたわけでもあります。

したがって、合併したからもう広域連携は要らないのか、隣の市町村との協力はなくてもいいのか、やめてもいいのかということになりますと、そうはいかないだろう。もちろん、合併したことによって、従来の圏域、広域行政圏が必要でなくなった、あるいは従来の共同処理の仕組みが要らなくなったというところもありますけれども、まだなお多くのところで、やはり広域連携、お互いの市町村が共同で課題に対応していく仕組みが必要だろうということでもあります。

2点目は、地方分権改革の進展ということでもあります。先ほど言いましたように、広域行政圏の場合は知事が設定した。市町村の協力体制を自分たちがつくるのではなくて県が決めていた。これはおかしいのではないかと、上が決めていたのはおかしいのではないかと。もう機関委任事務という制度も廃止されましたし、市町村が合併によって全体的には強力な体制になったということもありますので、同じ圏域政策を始めるにしても、分権改革、地方分権を踏まえた形であることが必要ではないかということでもあります。

3点目は、少子高齢化、人口減少社会への対応ということでもあります。この新しい圏域政策が始まった2008年当時、少子高齢化が進む、人口も減少しているのではないかと、明確に国勢調査で確認されたわけではないのですが、しかし近いうちいずれ人口が減少していくだろう。そうすると、そういう社会に対応した圏域政策が必要ではないかということだったわけでもあります。

前回、第1段階の広域行政圏のときは高度成長、人口も増えて、右肩上がりでした。まだまだ若い時代の広域連携でした。今度は、経済もなかなか厳しい、人口も減少していく、高齢化が進んでいくという中での広域連携です。ただ、それぞれの市町村自体は合併を経て大きくはなっている。それから、地方分権ということで、ある程度自分たちでいろいろなこともできるようになっている。そういう中で、ど

うという圏域政策をやっていくかということ、打ち出されたのが定住自立圏構想です。

国が 2008 年に、思い切ったことといえば思い切ったことではありますが、通知を出しまして、国としては、従来の広域行政圏、広域市町村圏、大都市周辺地域広域行政圏の政策をやめます、その代わりに定住自立圏構想を新たに推進すると言ったわけです。今まで広域行政圏で一生懸命やってきたのはどうなるのだということですが、それは、国が推進しないとしただけで、引き続きやるかどうかはそれぞれの自治体や地域の判断ですということにしたわけですが、いずれにしても、国としては新しい圏域政策を始めることにしたわけでありまして。

この定住自立圏のポイントは同じく 3 つあります。1 つは、中心市が宣言をする。自分は周辺市町村を含めたこの圏域の中心市となると宣言をする。中心市が宣言をして、周辺の市町村と定住自立圏形成協定を締結する。締結した上で、周辺市町村の意見を聞きながら、中心市が定住自立圏共生ビジョンをつくっていく。こういうものであります。

前の第 1 段階の圏域政策と比べますと大きな違いがある。まず、誰が圏域を設定するのかということでありまして。知事が設定するのではない。中心市がイニシアチブをとる。やりたくないところで中心市宣言をしなければ、定住自立圏は何もスタートしない。中心市が周辺も含めてこの地域の発展を担うのだというイニシアチブで始まる。

中心市がイニシアチブをとって始めても、周辺市町村は必ずしも加わらなくていいわけです。うちは中心市と一緒にやる、うちはやらないというのもそれぞれの周辺市町村の勝手、判断に任せられている。知事によって無理やり圏域として、どこかの圏域に入らなければいけないのだということ、決められる圏域とは性格が違うわけでありまして。

そして、中心市と一緒に定住自立圏構想を進めていこうということで、協定を結んだ団体で圏域がつくられるということになるわけです。

共生ビジョンは、中心市が周辺市町村と協議しながらですけれどもつくっていく。いずれにしても、自治体、しかも中心市に強いイニシアチブを与えた制度であります。周辺市町村も、組みたいところがそれに入っていくという、市町村の判断を尊重した制度であります。

さらに、もう一つ大きな違いは、広域行政圏ですと、協議会、できれば組合とか広域連合とかを広域行政機構としてつくる、そこが圏域の行政について責任を持つという仕組みだったのですけれども、そういう別組織、別団体をつくらない。中心市を中心として圏域の振興発展を図っていく。こういう、言ってみれば機能的で、分権的で、それぞれの中心市、それから周辺市町村の意向や判断を尊重した仕組みを始めたわけでありまして。

したがって、2016 年時点で定住自立圏形成協定を締結した地域は 112、全国津々浦々に及んでいるわけではありません。もちろん、定住自立圏になりたくても

なれないという、中心市の人口が最低でも 4 万なければいけないみたいな要件がありますから全国的に設定することは無理なのですけれども、本当は設定できるのに設定していないところもあるわけであります。

広域行政圏、特に広域市町村圏の場合は、知事が設定しましたので、3 年ぐらいで全国の設定が終わってしまったわけですけれども、今回は市町村、特に中心市のイニシアチブに任せておりますので徐々には増えてきておりますけれども、まだ 10 年近く経ってもこのぐらいの状況です。

大都市まではいかないですけれども、その中核市版が連携中枢都市圏推進要綱です。これは 2014 年、3 年前から始まりました。仕組みは定住自立圏とほぼ同じであります。まず中心市が連携中枢都市宣言をするということでありまして、連携中枢都市圏に入りたい周辺の市町村と連携協約を締結する。そして、意見を聞きながら、協議しながら連携中枢都市圏ビジョンをつくっていく。

中心市が人口 20 万以上の中核市という大きなサイズを想定しておりますが、基本的な仕組みは定住自立圏と同じです。

あと、もう一つの違いは連携協約です。これは先ほど申し上げましたが、2014 年に、地方自治法上、連携協約というのが新しい仕組みとしてできました。連携中枢都市圏をつくる場合には、この新しく制度化された連携協約を使ってつくってくださいと、そこは求められていますが、ほぼ定住自立圏と同じスキーム、仕組みだということでありまして。

この連携中枢都市圏も、今、拡大中でありまして。最初のスタート時点では、例えばここに書いている播磨とか備後という圏域で始められましたが、今では、後からアンケート調査の結果も報告されると思いますが、私もちょっと見せていただきましたが、結構多くの地域で。今まで定住自立圏でやっていたけれども、連携中枢都市圏に移るといふ地域も含めて、多くのところで取り組みが始められているというものであります。

【新しい形の広域連携の動き（遠隔型連携）】

さて、5 番目として、新しい形の連携の動きをもう一つ紹介したいと思います。今までは、第 1 段階の広域行政圏にしる、第 2 段階の定住自立圏、連携中枢都市圏にしる、基本的には地面がつながっているといひますか、隣同士が圏域をつくるというものであります。

広域連携のタイプには 3 つあります。まず隣接型連携、隣の市町村と連携する、これが 1 つです。2 つ目は圏域型。それをより広げて 1 つの圏域でやる。けれども、圏域として飛び地とかは、まれにあるかもしれませんが、一体的に地面がつながっている。それに対して、3 つ目が遠隔型。遠隔型というのは、大きく見れば日本国の中ですけれども、地面がつながっていない。例えば、東京のどこかの都市が東北地方のどこかの都市と連携する、これが遠隔型連携です。

この遠隔型連携も、最近いろいろな取り組みが始められております。なぜこういうのが求められるのかということでありまして、英語で言うとリソース、日本語で

「資源」と訳すとちょっとニュアンスが違うのですが、だんだん少子高齢化とか、厳しい時代に入ってくると、まずは自分の市町村の資源を活用していろいろなサービスをし、地域経済を発展させようとする。

次に、隣あるいは自分たちの圏域のいろいろな資源を活用して、サービスを提供しようとか地域を活性化しようとするわけですが、さらにそれでも足りなければ外の地域、どこか遠くの地域の資源を活用して対応していこうという考え方でありませぬ。

それをインフラ的に支えるのがネット社会です。ネット社会が到来したということでもあります。ネット社会というのは、モータリゼーションと対比すると、道路に相当するものが通信回線、ネットです。それから、マイカーに相当するものがパソコンとかスマホです。みんながパソコンとかスマホを使ってネットの上を飛び回って、情報を集めたり、コミュニケーションをしたり、買い物をしたり、遊んだり、そういうことが当たり前になってきた。そうすると、地理的な制約を超えてしまうわけでありませぬ。だから、昔と比べると遠隔の自治体同士でもはるかにコミュニケーション、連絡がとりやすくなった。こういうことで、いろいろな連携の余地、可能性が出てきたということでもあります。

実際、さまざまな取り組みはもう行われておりませぬ、一番典型的なのは防災です。防災ですと、阪神淡路大震災もそうですけれども、特に 2011 年の東日本大震災を受けて、遠隔型連携が始まった。つまり、大きな被害を受けませぬと、自分の町も潰れる、けれども隣の町も潰れてしまうといったときに、どこが助けるのだといったら、離れたところとお互い助け合う必要があるのではないか。そういう形で、皆さん方のところもかなり結ばれていると思ひませぬが、隣の圏域の市町村だけではなくて、離れたところと災害応援協定を結んで、いろいろ起きたときにお互い助け合おうという形になっていると思ひませぬ。

もう一つが福祉。少子高齢化に伴い、なかなかそう簡単には進まないと思ひませぬが、ご承知のように、杉並区が静岡県南伊豆町に特別養護老人ホームをつくるように、施設とか、そういうものについて遠隔的に連携していこうとするものです。今、日本版 C C R C 構想も進められていませぬが、そういう中で、遠隔地の自治体、特に大都市部の自治体と地方部の自治体が福祉の分野でも連携する、そういう可能性もあると思ひませぬ。

あと、その他の分野で、従来からよく言われているのが、都市農村交流とかというもの。姉妹都市等についても、今までは単に人的交流とか文化交流とか友好の発展ということだけだったのですけれども、場合によってはそれをより実質化していく、中身のある、行政サービスの共有、行政サービスでお互い知恵を出し合うとか、共同研究していろいろな新しい取り組みを考えてみるとか、それを手分けしてやってみるとかという遠隔型連携も可能性が出てきたということでもあります。

【おわりに】

最後、「おわりに」ということですが、改めて、人口減少社会は間違いなく到来し

ますので、これにどう対応していくかということを考えてときに、いろいろな課題が出てくる。それについてはリソースを有効活用していく。自分の自治体だけではなくて、周りの自治体あるいはさらに遠く離れた自治体、いかにそのリソースをうまく活用して、お互いの地域のサービスの維持とか活性化とか、新しい課題に対応していくかということを考えていかなければいけない時代になったということでもあります。

そこに括弧して「(民間も含めた)」とあります。よく最近、公民連携ということも言われます。広域連携というと自治体同士なのですけれども、公民連携、これもリソースの有効活用という視点から見たら同じことでありまして、自治体の持っているリソースだけではなくて、民間とか住民が持っているリソースをいかに活用して問題の解決につなげていくかということを考えていく時代になったということでもあります。

広域連携にもう一遍戻りますと、隣接型、圏域型、もちろんこれが中心になります。そのためにいろいろな共同処理の仕組みを活用して、これを発達させていく。プラス遠隔型です。防災を中心として遠隔型連携も視野に入れて検討していくということを行っていただけたらということでもあります。

ただ、その際は、最後のところですが、地域のイニシアチブと判断に基づく、地域の実情に応じた多様な取り組みということでもあります。第1段階の広域市町村圏は、中身はいろいろあったわけですが、基本的に画一的な取り組みでありました。新しい第2段階の広域連携というのは、自治体のイニシアチブで、かつ多様な取り組みが期待されています。遠隔型になるともっと多様になるかもしれません。だから、これは各地域がそれぞれ知恵を絞っていただかなければいけないわけですし、金太郎飴みたいに全国同じような形で広域連携が発達するのではなくて、それぞれの地域が知恵を絞って、あるいは地元のニーズに応じて、あるいはその経営判断のもとにいろいろな形の広域連携を考えていくという時代に入ったと思っております。(拍手)

1. はじめに一広域連携が求められる背景

- ・人口減少社会の到来
- ・住民サービスの維持
- ・新しい住民ニーズへの対応
- ・地域経済の維持・発展

→単独市町村の対応力の限界

2. 広域連携の歴史的展開

(1) 展開の3つの方向

- ・合併 (A)
- ・連携制度の整備 (B)
- ・圏域政策 (C)

(2) 歴史的な経緯

- ・1888年
 - (A) 明治の大合併 (1888年~1889年)
 - (B) 町村への組合制度の創設 (全部事務組合、一部事務組合)
- ・1911年
 - (B) 市への一部事務組合の適用拡大
- ・1947年
 - (B) 都道府県への一部事務組合の適用拡大
 - (B) 役場事務組合制度の創設 (町村のみ)
- ・1952年
 - (B) 協議会・機関等の共同設置・事務の委託の制度の創設
- ・1953年
 - (A) 昭和の大合併 (1953年~1961年)
- ・1970年
 - (C) 広域市町村圏の開始
- ・1974年
 - (B) 複合的一部事務組合制度の創設
- ・1977年

- (C) 大都市周辺地域広域行政圏の開始
- ・ 1994 年
 - (B) 広域連合制度の創設
- ・ 1999 年
 - (A) 平成の大合併（1999 年～2010 年）
- ・ 2008 年
 - (C) 定住自立圏の開始
- ・ 2011 年
 - (B) 全部事務組合・役場事務組合の制度の廃止
- ・ 2012 年
 - (B) 特例一部事務組合制度の創設
- ・ 2014 年
 - (B) 連携協約、事務の代替執行の制度の創設
 - (C) 連携中枢都市圏の開始

3. 第 1 段階の圏域政策（広域行政圏）

(1) 求められた背景

- ・ モータリゼーションの進展（道路＋マイカー）
→日常生活圏の拡大
- ・ 住民生活の都市化→行政ニーズの高度化

(2) 政策の展開

- ・ 広域市町村圏振興整備措置要綱（1970 年）
- ・ 大都市周辺地域振興整備措置要綱（1977 年）
（1991 年以降、両者を「広域行政圏」と総称）
- ・ 知事による圏域設定、広域行政機構の設置、広域行政圏計画の策定
→1998 年時点：365 圏域（広域市町村圏 341、大都市周辺地域広域行政圏 24）

4. 第 2 段階の圏域政策（定住自立圏、連携中枢都市圏）

(1) 求められた背景

- ・ 平成の大合併後の市町村体制
- ・ 地方分権改革の進展
- ・ 少子高齢化、人口減少社会への対応

(2) 政策の展開

- ・ 定住自立圏構想推進要綱（2008年）
 - ・ 中心市宣言、定住自立圏形成協定の締結、定住自立圏共生ビジョンの策定
 - ・ 連携中枢都市圏推進要綱（2014年）
 - ・ 連携中枢都市宣言、連携協約の締結、連携中枢都市圏ビジョンの策定
- 2016年時点：定住自立圏112、連携中枢都市圏も拡大中（播磨圏域、備後圏域等）

5. 新しい形の広域連携の動き（遠隔型連携）

(1) 広域連携の3つのタイプ

- ・ 隣接型連携
- ・ 圏域型連携
- ・ 遠隔型連携

(2) 求められる背景

- ・ リソース（資源）の有効活用
- ・ ネット社会の到来（通信回線+PC、スマホ）

(3) 様々な取組

- ・ 防災、福祉、その他

6. おわりに

- ・ 人口減少社会への対応
- ・ リソースの有効活用（民間も含めた）
- ・ 隣接・圏域型連携+遠隔型連携の可能性
- ・ 地域のイニシアティブと判断に基づく、地域の実情に応じた多様な取組

(参考文献)

- ・ 日本都市センター「広域連携の未来を探るー連携協約・連携中枢都市圏・定住自立圏ー」（2016年3月）
- ・ 日本都市センター「自治体の遠隔型連携の課題と展望ー新たな広域連携の可能性ー」（2017年3月刊行予定）

第106回総会講演録（平成29年8月9日（水））

「南信州定住自立圏」と「南信州広域連合」について

飯田市総合政策部企画課長 くしはら いちほ 串原 一保氏



【略歴】

昭和56（1961）年4月に飯田市役所に入庁。平成20（2008）年4月に飯田市総合政策部企画課保育係長、平成23（2011）年4月飯田市総合政策部企画課秘書課長、平成29（2017）年4月より現職。

【はじめに】

私は、長野県飯田市の企画課長、串原と申します。本日は、このような場所にお招きをいただきまして、まことにありがとうございます。

とは申しましても、長野県の飯田市と言いますのは、人口は約10万人の都市でございます。ですので、この研究会のメンバーの皆様方の都市とは規模が全く異なります。それからまた、今日は議長様方の前でお話をさせていただくということですので、立場の上でも大変失礼ではないかなということでもちょっと気が引けておりますけれども、何らかの価値があるといえますか、意味のあるご説明といえますか、ご報告ができればいいかなと思ってまいりましたので、ぜひよろしく願いいたします。

お手元の資料で、表紙の下の2ページになりますけれども、まず初めに長野県の南信州圏域についてお話をさせていただきます。

この地図の左上のところに長野県の絵がありますが、一番南の端、これが飯田市及び下伊那郡の13市町村、14市町村で南信州圏域を構成しております。

そこに人口がございませうように、圏域人口は16万人、それから面積は香川県さんとか大阪府さんと同じぐらいの広さということでございます。

この絵の右上の「大鹿村」とか、それから左の下のほうに「根羽村」、それからその右に「売木村」、「天竜村」などとありますけれども、こういったところには飯田市の市役所から役場まで行くのに1時間くらいかかります。その役場から奥まった集落にはまたさらに2、30分かかる、こういう場所でございます。村の人口が500人前後のようなところもございます。

長野県全体の人口は207万人くらいで、今日もこちらも長野市さんがいらっしやっています。善行寺の長野市さん、それから松本城の松本市さん、それから大河ドラマの「真田丸」の上田市さん、それから私も飯田市圏域が4番目ぐらいの大きさになるんですけど、長野県全体で10の大体圏域に分かれており、そのうちの4番目ぐらいの規模のところでございます。

参考までに言いますと、長野県の県議会議員さんは全部で58人いらっしやいました。この飯田、下伊那からは5人という定数になっております。

【広域連合と定住自立圏】

それでは、3ページのほうにお進みください、おめくりいただきまして。

今日は広域連合とか定住自立圏のお話ということですが、まず先に広域連合の話をしていただきます。

3ページですが、「飯田・下伊那地域における広域行政の歩み」とございまして、まず昭和44年、今から47年前に、当時は1市5町14村だったんですけど、ここで広域行政の市町村圏協議会、こういうものができまして、協議会の形でやってきたんですけども、5年後に特別養護老人ホームの部分的な組合ができた。それから、平成6年までまいますけれど、このときに飯伊広域行政組合が発足して、さらにその後平成11年4月には南信州広域連合を設立したということで、古くは市町村圏協議会だったものが広域行政組合になり、そしてその後広域連合になってきた、こういう経過でございます。

それをもう少し詳しく見たものが4ページのフロー図になっておりますので、ご覧になっていただければおわかりになっていただけたと思います。

それで、5ページになりますけれども、こういう長い市町村の連携ということが続けてきていますけれども、この5ページの上に「首長と議会の関係」とありますけれど、これはそれぞれの各自治体において議会と市は行政の両輪だということをよく言われますけれど、そういうイメージをここに書いてあるものですが、その下なんですけれど、「「首長」と「議会」が有機的に結合したネットワーク」とありますが、広域連合の取り組みは首長同士も集まっているいろんな議論をいたしますけれども、議会の側も同じように市町村の議会がそれぞれ1つにまとまって、それぞれの議会での議論もあるし、広域連合にまとまったときの議論もあるし、そういう広域連合議会のまとまりの中で広域連合の首長会議と議論をし、決定をし、協働し、一緒になって推進していく、こういうような形をしております。

ちょっとめくっていただきますと、7ページのところにございまして、「主な会

議等の開催状況」とありますけれど、一番は下から 3 つ目に「議会本会議」とありますが、「定例会年 2 回」、それから「臨時会年 2 回程度」、こうあります。臨時会のほうは、特に条例案件とかがなければ、それでも少なくとも全員協議会を行います。そういうような形で、その他にもいろんな形で部会や検討会などがありまして、取り組みを議会の側にもしていただいております。

ちょっとお戻りいただきまして、そういうことで今の 5 ページの図のところですけど、こういう形で圏域の飯田市及び下伊那郡 14 町村の課題を共有しているということだと思います。そして、方策をとともに考え合う、そういったことを行政と議会が年中行っているというようなことになります。

一般質問も、そういう中であって、毎回ではないですけども、たびたび行われております、広域連合議会において。もう少し具体的に言いますと、飯田市は議員が今 23 人いるんですけど、そのうちの 8 人がこの広域連合議会の議員です。その他の町村は、町村の規模に応じますけれども、各 1 人から 2 人がこの広域連合議会の議員になっております。

そういう中で、6 ページになりますけれど、「南信州広域連合が取り組む主な広域的課題」とありますが、そこに幾つかごみ処理施設の整備とか広域計画の実現とかありますけれども、例えばその 3 つ目ですね、「旧飯田工業高校を「産業振興と人材育成の拠点」とする構想の実現」とございますけれど、これはまた後ほど定住自立圏の産業振興の場面で出てまいりますけれども、ここに至る前には、例えば県の教育委員会からも提示されてきました高校の再編問題ですね、こういったことも広域連合で意見調整をしたりとか。

ですので、ここに幾つか書いてございますけれど、これはごく一部の例示でございまして、喫緊の課題もあれば、中長期的な課題もあれば、様々な分野の様々な課題を日常的に広域連合で扱っている、こういうことになります。

7 ページのほうは先ほど見ていただきましたので飛ばしまして、8 ページのほうにまいります。

そういう中で、広域連合ということでございますので、どういった共同処理が行われているかというのは基本になるかもしれません。一般の事務につきましては、14 市町村が負担割合を均等割 10%、人口割 90%というふうにしてやっておりますけれど、その他常備消防だとか介護認定審査会の運営だとか、それから右のほうへいくと老人ホームの入所調整、ごみ処理の関係、し尿処理の関係とそれぞれございますけれど、それぞれについて均等割だとか申請者数割だとか、もしくは人口割だと

か、負担のルールを決めて共同事務を行っているということでございます。

ですけれど、これも先ほど申しましたように広域連合の共同事務というのは基本的な下のベースの仕事としてこういう共同処理をしております、特に首長会議だとか、それから議会の議論なんかでは、このことに限らずその他様々な圏域の共通課題について議論しているということが実態であります。

それで、ここまでこういうふうにお話ししてくると疑問に思われると思うんですけど、ここまでのことをしているくらいなら、なぜ合併しないんですかというふうによく聞かれます。この合併しないというか、できないというか、その理由は、先ほど申しあげましたとおり面積が香川県とか大阪府とかとほとんど同等である中にあって、これは中央アルプスと南アルプスに挟まれて、真ん中に天竜川が流れているんですけども、そこに注ぎ込む中小河川ですね、段丘崖の、これで分断されていまして、お話ししたとおり遠い村から飯田市の中心まで 1 時間とかそれ以上かかるというような状況の中で、なかなか歴史的、文化的、もつという経済的に、高校の通学区も 1 つ、商圈も 1 つという状態にはありながらも、そういう体制はありながらも、なかなか現実的に合併となると、過去にもいろいろ話がありましたけれど、そこまでまとめることができずに今に至ってきたというようなことでございます。

平成の合併でも若干動きがあって、1 ページ、2 ページのところに戻っていただきたいんですけど、飯田市自身も、このピンクの部分なんですけれど、真ん中にある、この右半分は南アルプスの麓になります。ここと合併をしました。合併して南アルプスまで飯田市の地域になりまして、静岡県とか愛知県とかと直接境を接するようになったんですけど、このときには 2 村と合併して面積が倍になりました、飯田市は。それで、面積は倍になったんですけど、人口が増えたのは 3, 000 人ぐらいだったかな、そういう合併でした。そのかわり、猿人口とか鹿人口は何倍にもなったという、みんな笑っていますけれども、そういう合併を一応飯田市としてはしましたけれど、全体としては構想レベルで、なかなかそこまで至らないで今に至っている、こういうことでございます。

ここまでお話ししまして、次に 9 ページのほうにまいります。この絵はここまで進めていた広域行政や合併を飯田市側から見てどう見えるかということ年表にしたものです。

この真ん中あたりには、飯田市自身は昭和 12 年に市制施行いたしまして、今年がちょうど 80 周年になるんですけど、その後昭和 30 年代には昭和の合併をしてきておりまして、ちょっとイレギュラーですけど、途中で昭和 59 年と平成 5 年に飯田市の

すぐ隣のベッドタウン的にあった鼎町と上郷町、ここが合併してきた、隣同士でということでしたが、平成の合併では、先ほど申し上げたとおりそんなに全体で大きく合併があったわけではなくて、平成 17 年のところにありますように上村とか南信濃村という南アルプスの麓の 2 村を飯田市が合併し、それから他に先ほどの 2 ページのところを見ていただくと飯田市の西側に阿智村という村があるんですけど、そこが 2 村を合併して 3 村で 1 村になる、こういう合併もありましたけれど、全体としての合併にはならなかったと。で、一番下のところで申し上げたとおり、そもそもは市町村圏協議会で始まったものが、行政組合を経て広域連合になってという中で、次の取り組みとして定住自立圏構想になってきた、こういう経過でございます。

ここからは今度定住自立圏の話に入らせてもらいますけれど、10 ページの絵は、これは総務省のものでしたので何度か議長さん方も見られたことがあると思います。

そのこのピンクのところにありますように、定住自立圏構想というのはまず中心市となるべき市が①「中心市宣言」をして、②「定住自立圏形成協定」をその該当する周辺の町村と提携を結んで、右上の③「定住自立圏共生ビジョン」をつくって、ともに推進していく、こういう仕組みでございますが、私どもの飯田市長は、総務省がこの制度を始めようとするときに定住自立圏の委員会を総務省の中に設置しましたけれど、そのときから委員を務めておりまして、この制度設計に関わっております。当時の大臣は増田寛也さんで、その後もずっと今もその委員を市長が務めております。

そういう中で飯田市としての取り組みが始まったということなんですけれど、おめくりいただきまして 11 ページでございます。

この概念図でございますけれど、一番下の「南信州広域連合の取組み ごみ処理、消防、介護認定など」とございませうけれども、いわゆるこういった今までやってきた広域連合の取組みの上に中心市と周辺の町村が 1 対 1 で協定を締結、この協定の締結には議決が必要になります、各市町村議会の議決が。締結して分野別とかテーマ別の取組みをして、共同運営をしていこうと、部門ごとに、こういったものでございます。

ですので、まず広域連合という取組みもこれまでできて積み上げてきたんですけども、やはり 14 市町村が足並みを揃えてやるということには非常に有効で、これはオーケーなんですけれども、やはりいろんなチャレンジをしていく必要があるとか一歩踏み出した取組みをしていく必要があるとかこういうときにはなかなか全部の足並みが必ずしも揃わないという、こういう限界とか曖昧さも出てきてい

象徴的に言えるのは、例えばそんな協定を結んじゃったら、飯田市立病院が赤字になったらその赤字の付け回しを我々町村に持ってくるんじゃないかとかそういうような不安ですよ、具体的に言いますと、そういったことも出たりもいたしました。

【定住自立圏における取組の具体例】

そういったことも踏まえながら、次の 13 ページのほうに入っていきたいと思えます。

「定住自立圏における取組の具体例」ということで、まず医療の話をしていただきますと、13 ページの絵は、これはどこの圏域でもそうだと思うんですけど、二次医療圏で、まず一番外側の円で、左下のところに「休日夜間急患診療所」とございますけれど、これはいわゆる開業医の先生が交代勤務で運営してくれております、もちろんそれに対する費用負担は行政でしますけれど、で、右上にあります「在宅当番医」、開業医の皆さんがその医院を開くよって、土日に、診療してくださる、こういうことをまずやります。

それから、次の円ですけど、二次医療のいわゆる病院が輪番制で休日夜間診療するというようなことをして、中核病院である飯田市立病院の負担を軽減してくれている、こういうことになるんですけど、多分 10 万人当たりの医師数というのは全国平均で 210 人か、220 人くらいかと思えますけれど、私どもは 170 人で、50 人も少ないんですね。だから、厚生労働省が単純に計算式に当てはめると医療過疎の部類に入ってしまうんですね、ぎりぎり。そういうところにあるんですけど、おかげさまでここずっと医療崩壊ということがございませぬ。それはどうしてかという、この在宅当番医とか、それから病院群の輪番制が機能しているからでございます。

ですので、他の圏域のことはよくわかりませんが、おかげさまで私たちの圏域は、この休日当番医ですけど、開業医の先生方はほぼ全員参加でこれを当番制で回してくれています。今はなかなか厳しいみたいですが、やっぱり休みの日にはゴルフに行きたいとかというようなことで、この包括医療協議会の担当も非常に苦労していると聞きますけど、そうは言ってもほとんど全員の方が参加してくださっている。そういうことで圏域の医療を守っているわけです。

そうした中で、14 ページになります。

この絵を見ながら一つの例をお話ししたいんですけども、平成 19 年ぐらいですかね、定住自立圏に取り組むほんの 1、2 年前ですけど、今お話をしたような形で圏域の医療を一生懸命確保してしまして、それから飯田市立病院は信州大学の医学

部と信頼関係を持って、その支援も得て圏域の医療をきちっとやっていたんですけども、残念ながら長野県内で他の圏域で想像以上に産科医が不足しちゃったということで、信大の医学部が、申しわけないけど、どうしてもそちらへうちの圏域から医師を持っていかしてもらいたい、こういう話が出てきてしまったというわけです。そうすると、私たちの圏域でいよいよそのときに産科医不足が生じました。里帰り出産を制限せざるを得ないと。

そのときに、この飯田市立病院というのは419床で、私たちのところは県都である長野市までは2時間半から3時間かかります。それから、信大病院がある松本市までは1時間半ぐらいかかります。名古屋にも1時間半ぐらいです。そういう位置関係です。そういう中であって、ちょっと高度な医療が必要になったときに、その家族を含めて非常に大変なことになりますのでここには昔から力を入れてきまして、飯田市は一般会計が400億円くらいの規模なんですけど、20年くらい前に今建てた市立病院は160億円で建てまして、419床、現在も病院会計は150億円くらいでやっております。そういう病院です。松本や名古屋に行かなくてもいいように、三次医療に近いことを一生懸命やっております。救命救急はもちろんですけど、地域がん連携病院とか、それから産科の関係でも周産期センターとかをやっていますし、要するにリニアックとかPET-CTとかそういうものを入れております。ですので、三次医療に近いことを、全てはできませんけれども、一生懸命やっております。

そういう中であって、この14ページの絵を見ていただきたいんですけど、飯田市立病院の患者さんは、飯田市民もいるんですけど、周辺の町村民もいるわけですね。そういう中であって、先ほど申し上げたような産科医不足になって、どうも里帰り出産を制限せざるを得ない、こうなったときに、当時飯田市議会でも議論になりました、この里帰り出産の制限というのは一体どういうふうにするんだと。周辺の町村の皆さんからちょっと我慢をしてもらおうのか、それとも飯田市の妊婦さんまで含めて平たく制限をかけるのかということが飯田の市議会でも議論になりました。

もしそういう議論になったときに、いらっしゃるこの議長さん方はどういうふう判断をされるでしょうか。

そのときに、飯田市長は、これは周辺町村の妊婦さんであっても、もともと飯田市で生まれ育って、それで周辺の町村にお嫁に行った方も大勢いらっしゃるわけです。そういう中であって、ここまで一生懸命運営している市立病院、飯田市の税金で賄っている飯田市立病院であるけれども、ここの制限は平たくやらせてもらわざるを得ないというようなことで決断をして、それを市議会も理解してくださって、

そういう方針で臨んだということになります。

それが、その後いろんな医師会の皆さんの努力もありまして、おかげさまでその産科制限を発動することなく今現在に至ったわけですけれども、このときに市長は、これだけの大きな問題を、確かに飯田市の病院だからと言っても、周辺町村との関係、首長一人がこれを決めるということに、議会にはもちろん相談はしたんですけど、そこに何かしら違和感みたいなものを感じたというふうに言っております、後のほうで。要するに、広域内の役割分担というか、広域内のルールというか、そういうものがその時点でなかったものですから、飯田市立病院の位置づけも曖昧だったということでございます。これが、先ほどの定住自立圏ですね、やれる市町村から、または必要性のある市町村から協働してやり始めるという、そういう意味合いと、もう一つやっぱり広域の一体的な経営をするときの役割分担ですね、これの明確化みたいなものが需要ではないかということはこのときに強く感じたというふうに言っておりますけど、そういうことの背景もございました。

ということで、そういう形で提携をいたしまして、あとはめくっていただきました 15 ページ以降は定住自立圏の取り組みの具体例を幾つか並べてございます。ざっと見させてもらいます。

15 ページのところは、いわゆる診療情報ですね。

病院で行った診療情報を開業医の先生も見られる、もしくは開業医で行った診療情報を病院のほうでも見られるという、そういう共通のデータベースをつくってやっているということですけど、これもまずは先ほど言いましたように医療資源に限りがありますので、それを有効に使っていくということもあるんですけど、この絵の右側にありますように療養型病院から介護施設とか在宅復帰、こういう段階になりますと、これは病院とか開業医だけの話ではなくなって、市町村が非常に深く関係してきますので、その下にありますようにそうした連携を進めるためにいわゆる iPad みたいなものを訪問介護員なんかを持って、どういうこの人は診療の経過を経てきているのかというのを見られるようにしていくということなんですけど、こういうことも定住自立圏の協定で行っています。

それから、その下、16 ページの病児、病後児保育、これも子育て世代においては、どうしても病後児保育、病児保育ですね、これは非常にニーズが出てきているんですけど、なかなか各町村でそれぞれ設置するということは非常に大変です。

ですので、これは定住自立圏で飯田市を中心にやると。これは、精算は実績で行っています。

それから、次の 17 ページ、産業センターの取り組みですけれども、この産業センターはもともと昭和 59 年に当時の通商産業省（現 経済産業省）の旗振りもあってつくられた財団法人の地場産業センターですけれども、もともとこの負担金というのは各市町村の予算措置で毎年行ってきていました。

ですけれども、遠いところの小さい町村はだんだんできることなら抜きたいと。この産業センターの理事会には町村の代表も入ってはいるんですけど、やっぱりその時々判断になっちゃうと抜けていきたいと。そうすると、どんどん歯抜けになっていっちゃいます。

だけど、そういうことじゃないでしょと。医療もそうですけど、地域の産業政策というのは、やっぱり周辺の町村にいても、皆さん飯田市やその周辺の町村に勤めに来ているわけですね。それでもって、またそのサラリー（給料）を持って村に帰っているんで、負担は決して大きくなくてもいいので産業政策はやっぱりみんなやっていかないとまずいですよねということが課題になっていたんで、これは先ほどの病院の位置づけの話に近いんですけど、全市町村で協定を結んだ、こういうものです。

結果として、「地域産業クラスターの形成」ってありますけど、真ん中にあります航空宇宙クラスターでは、当地域は先ほどお話しした高校再編絡みで、旧飯田工業高等学校を、県の支援もいただいてこれを拠点とした今航空宇宙の特区もとりまして進行しております。実際に今その工事も始まっております。

右端にありますけど、この「J I S Q9100」というのは航空宇宙産業に参入するためのパスポートですけれども、長野県内 22 社でこれを取得しているうちに飯田地方で 14 社も取得しているというような、足かけ 10 年かかっていますけど、こういうやっぱり根も出てきております。定住自立圏で産業政策に取り組んでいるところというのは全国的に見てもほとんどないと思います。

次のページにまいりまして、19 ページ。

19 ページは、これは図書館ネットワークシステムというものですけれども、これも図書館の蔵書の管理システムを各町村がそれぞれに導入すると、こういうシステムものですから結構高いものにつきますけど、飯田市も一緒に共同購入して同じシステムで取り組むことによって、全体としてはコストが 2、3 割安くなっています。これは、やってみてわかったんですけど、非常に大きいことでした。

それと、そのことによって確かに今まで使っていたシステムから乗りかえるというときには各町村それぞれで抵抗がある面もありましたけれども、結果として各図

書館の蔵書を回せるというメリットが出ました。町村からすると、うちでせっかく買った新刊をみんな飯田市民に借りられちゃうって最初はすごく心配していたんですけど、実際には始めてみると町村の人たちのメリットもなかなかなものだというように、やってよかったというふうになんてなっています。

それから、その下に「いいだ成年後見支援センター事業」とありますけど、このあたりまで来ると皆さんも見ていただければそうだよねという感じだと思います。

町村ごとに設置することは大変ですので、人材の面も含めて飯田市と一緒にやりましょうと。

それから、次の公共交通の関係ですけれど、これはちょっと性格が少し異なるというか、難しい面がありますけれど、これの意味合いというのは、私は調整機能の強化だったかなと思っています。

やっぱりそれぞれ路線がありまして、それぞれ民間のバス会社が、今はなくなっちゃいましたけど、その当時はやっている部分もあり、市営でやっている部分もあり、町村営でやっている部分があり、路線をどういうふうにくのというと、どうしても各市町村の思惑が先行しましていい路線にならないんですね、なかなか。

ですけれども、このときには定住自立圏に位置づけながら、やはり周辺の町村に住んでいらっしゃる皆さんも、その終点であり、起点でありというその多くはやっぱり飯田にあるわけですので、やっぱりそこを基本にして調整をかけるというようなやり方で、基幹路線、准基幹路線、この分については全体で、この部分については各町村が責任を持つ、枝についてはね、というような考えの整理をすることができました。

それから、その次の地域情報共有システムですけれども、要は火災情報だとか行政情報をメール配信するシステムです。

個人の方が自分の携帯やスマホを登録すると、防災情報や行政情報、火災情報、場合によると地域の中の行方不明者情報とか、今認知症が増えていますので非常に多くなっていますが、そういったものができるし、それからグルーピングでLINEとかそういったことで今やろうと思えば十分できますけれども、保育園の保護者会とか小学校のPTAとかそういったものも一括のグループで一斉配信できるというようなことを、これは基本的には飯田市のサーバに大分空きがありましたのでそこを町村に使っていただくと。使っていただくうちにある一定の基準を超えてぼんと上のランクになっちゃったときは、みんなで一緒に、ちょっと高くなるけど、それぞれやるよりはよっぽどいいですよ、このような考え方ですね。そういうこ

とで、これもそこに乗っかりたいという町村と一緒にやっているというものです。

というような形で、ちょっと駆け足ですけれど、幾つか事例を紹介させていただきました。

23 ページには、こういった協定書でやっていますよという写真と、24、25、26 というような形で、項目だけですけれど、今紹介させていただいたものも含めましてこういったような取り組みをやっておりますという、そういう内容でございます。

最初のころに言いましたように、追加協定をしながらいろんな取り組みを積み重ねてきているというようなことでございます。

最後になりますけど、27 ページをご覧ください。

よくある人口の図ですけれど、飯田市も 10 万人以上あった人口がだんだん推計では減ってまいります。

28 ページのほうへいきますと、圏域全体ではもっと大きく減っていきます。

28 ページに上段と下段とありますが、上段は自然減のほうですね。

自然減のほうはともかくとして、下段のほうの社会動態のほうですけれど、こちらのほうは今わずかなマイナスになってきました、500 人以内の。

ここの 2004 年から 5 年にかけて急激に上がっているんですけど、これはすごいことだと思って調べたんですけど、正直よくわかりません。他の多分市町村でもこういう傾向が出ているんじゃないかと思います、幾つか見る中ではそうでしたので。多分これは当時の統計処理上の何か変更が影響しているんじゃないかというふうに私は理解していますけれども、いずれにしてもこの社会減の減少率が今私たちの圏域もだんだんわずかになってきているので、要は今国も、地方も財政難という押しなべてそういう中で、要は協力してどうやって生活機能を確保するか、それから新たな住民要望とか新たな行政課題にどういうふうに応えていくかというようなことは、やっぱりこれは飯田市なら飯田市だけではなくて、周辺の町村さんも周辺の町村の事情だけではなくて、圏域経営としてどういうふうにか考えるかということをやっていないといけないなということは常々思うところでございます。

【おわりに】

最後、リニアの絵がありますけれど、飯田は 10 年後にリニアの駅ができます。

リニアの駅ができる町ということで今いろんな取り組みをしなきゃと言っているんですけど、そうしますと今 3 時間半から 4 時間東京までかかるんですけど、リニアに乗れば品川まで 45 分で行けるようになります。それから、名古屋までも 25 分で行けるようになりますので、大きく変わってくると思います。

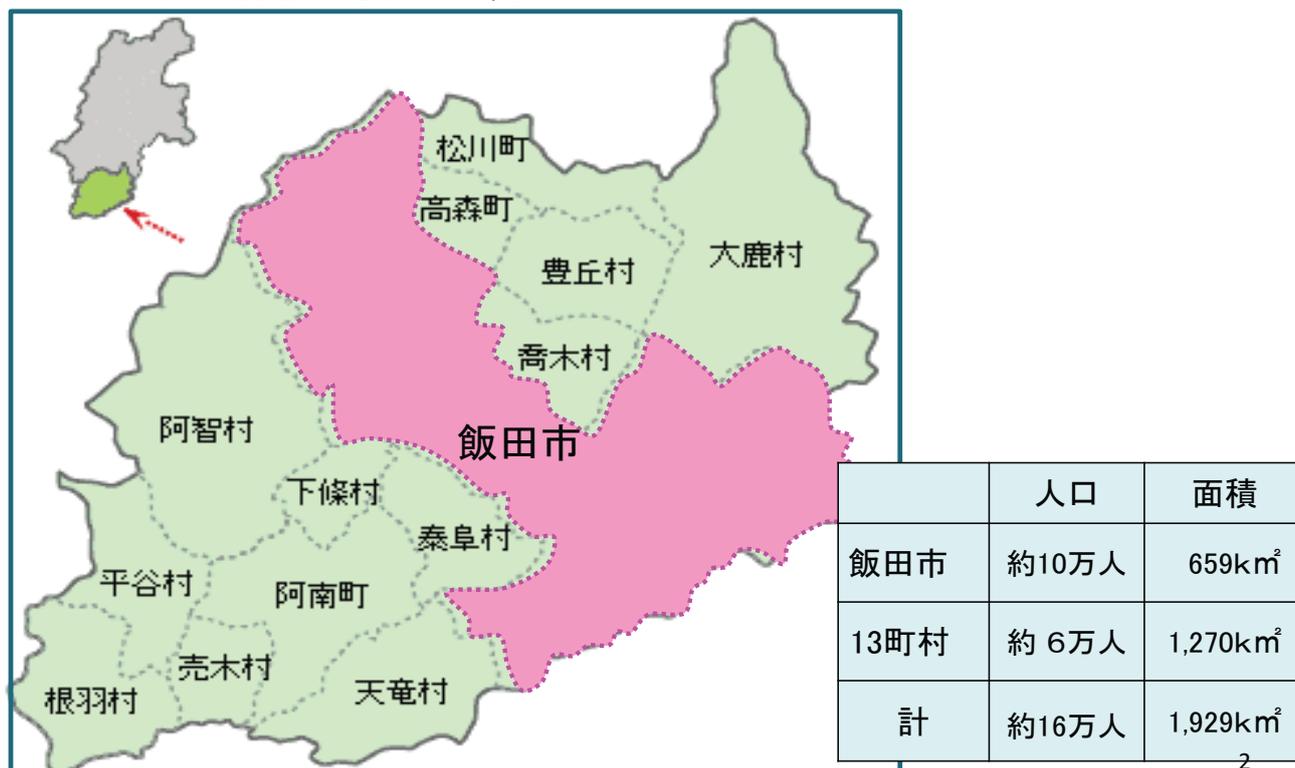
それから、長野県の一番南の端ですので、三遠南信という交流もしております。三遠南信の三というのは三河の三です。それから、遠は遠州の遠です。要は、豊橋地域とか浜松地域と。これは、昔から天竜川だとか国道の 153 になるんですけど、中馬街道、馬による交流で、昔から一つの文化圏なんですね。交流がありますので、そこを三遠南信自動車道という高規格道路を今工事中ですけれど、それも大体そのころに全通するんじゃないかということで、おかげさまでこれが高規格道路で、一部現道供用なんですけど、何がいいかという無料なんですね。高速料金がかからない、無料になりますので、それで浜松まで今まで 3 時間くらい車でかかっていたのが 2 時間くらいで行けるようになるというような状況も生まれてきます。

ですので、そういったところでは経済界の期待も大きいんですけど、そういうことも含めて、合併という選択肢がこれからもないとは言わないということだと思っておりますけれども、いずれにしても個々ばらばらではない圏域としての取り組み、それがないと、まさにストロー効果で、リニア時代、三遠南信時代に大都市圏に飲み込まれてしまうだけになっちゃうんじゃないかということだと思います。共通の価値観を守って、共通の目標を持って地域をつくっていくというときの仕組みの一つとしてこういう定住自立圏があるのかなというふうに理解をしております。(拍手)

「南信州定住自立圏」と 「南信州広域連合」について

平成29年8月9日
飯田市 総合政策部 企画課

南信州圏域（飯田市及び下伊那郡13町村）

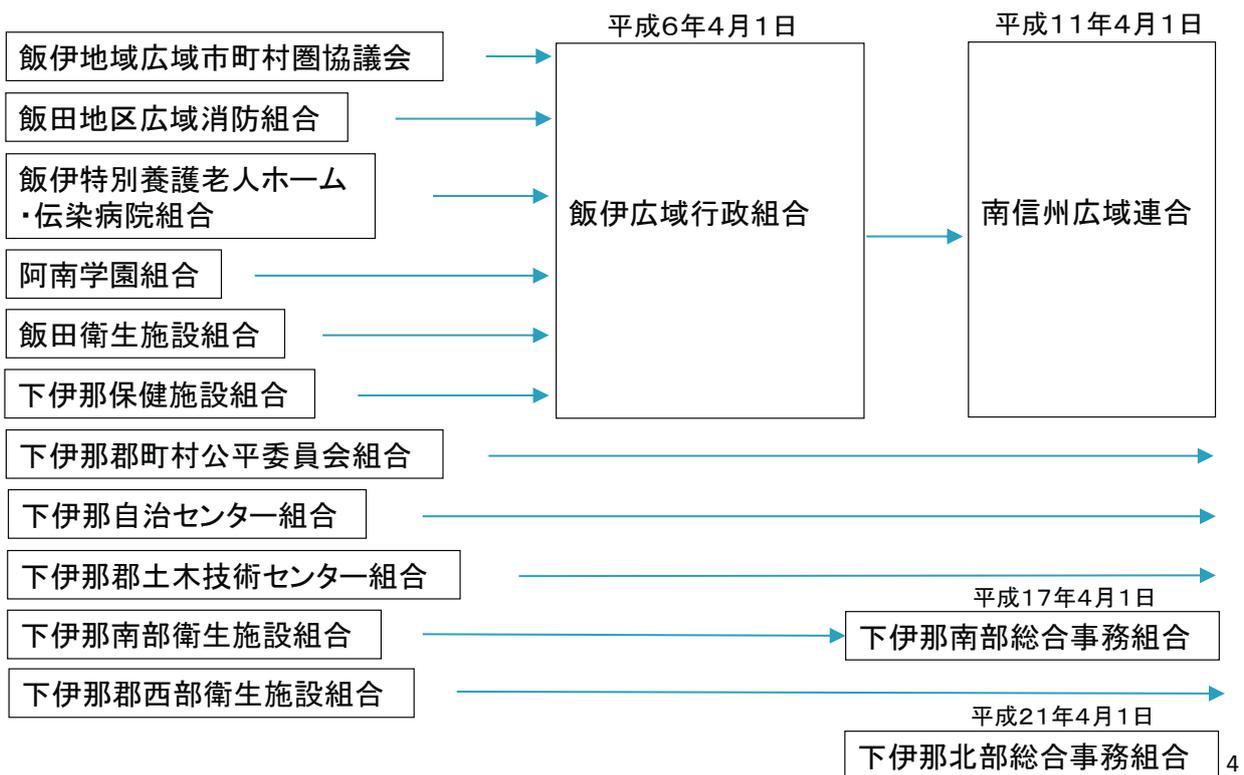


飯田・下伊那地域における広域行政の歩み

年 月	内 容
昭和44年 9月	飯伊地域広域行政市町村圏協議会設立(1市5町14村)
昭和49年 4月	飯伊特別養護老人ホーム・伝染病院組合設立
昭和54年 8月	三全総によるモデル定住圏指定
平成 5年 2月	飯伊地方拠点都市地域指定(1市4町14村)
平成 6年 4月	飯伊広域行政組合発足(1市3町14村、6一部事務組合)
平成 6年 7月	ふるさと市町村圏に選定
平成11年 4月	南信州広域連合設立

3

飯田・下伊那地域における一部事務組合等



4

主な会議等の開催状況

会議等の名称	開催頻度	出席者
広域連合会議	月1回	市町村長、県下伊那地方事務所長、県飯田建設事務所長、県飯田保健福祉事務所長、他
正副連合長会議	月1回(広域連合会議の1週間程度前)	正副連合長、部会長
部会	月1回(広域連合会議に合わせて開催)	部会所属市町村長
幹事会	議会本会議の前に開催	構成市町村総務担当課長
議会本会議	定例会年2回(2月、11月) 臨時会年2回程度(5月、8月)	広域連合議員、市町村長
議会全員協議会	年6回程度(本会に合わせての開催を含む)	広域連合議員、市町村長
議会検討委員会	年3～6回程度	検討委員会所属広域連合議員

7

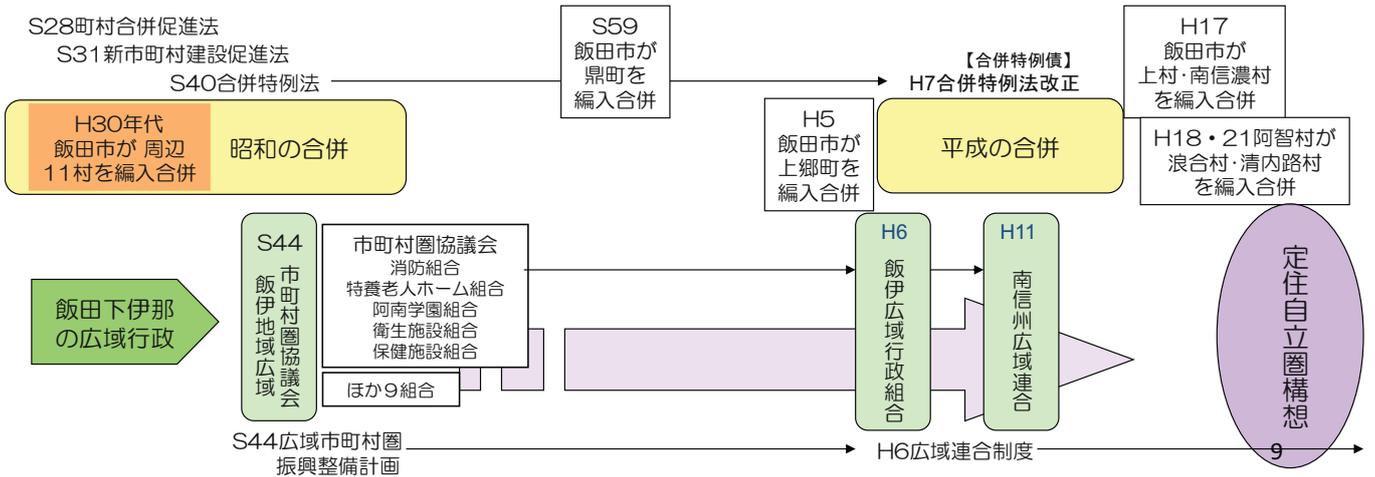
共同事務の経費負担

共同事務	一般事務	常備消防	介護認定審査会の設置及び運営	障害程度区分審査判定審査会	地域生活支援事業(相談支援事業)	老人ホーム(養護、特養)入所調整	ゴミ処理施設設置管理及び運営	し尿処理施設設置管理及び運営
負担市町村	14市町村	14市町村	14市町村	14市町村	14市町村	14市町村	根羽村を除く13市町村	飯田市 松川町 高森町 喬木村 豊丘村 大鹿村
負担割合	均等割10% 人口割90%	前年度の普通交付税における消防費の基準財政需要額に応じた割合	均等割15% 申請者数割85%	均等割15% 申請者数割85%	均等割15% 相談件数割85%	均等割10% 人口割90%	建設費 均等割10% 人口割70% 利用実績割20% 運営費 均等割15% 利用実績割85%	均等割13% 利用実績割87%

8

飯田市基本構想の変遷 及び 合併&広域連合 → 定住自立圏構想

	西暦 62	66	78	88	96	07
	年号 S37	S41	S53	S63	H8	H19
飯田市 基本構想	田園工業都市	緑と光にあふれた 豊かな住みよい 田園都市	緑とロマンにあふれ 活力ある りんご並木のまち いいだ	人も自然も美しく 輝くまち飯田 環境文化都市	人も自然も輝く 文化経済自立都市	



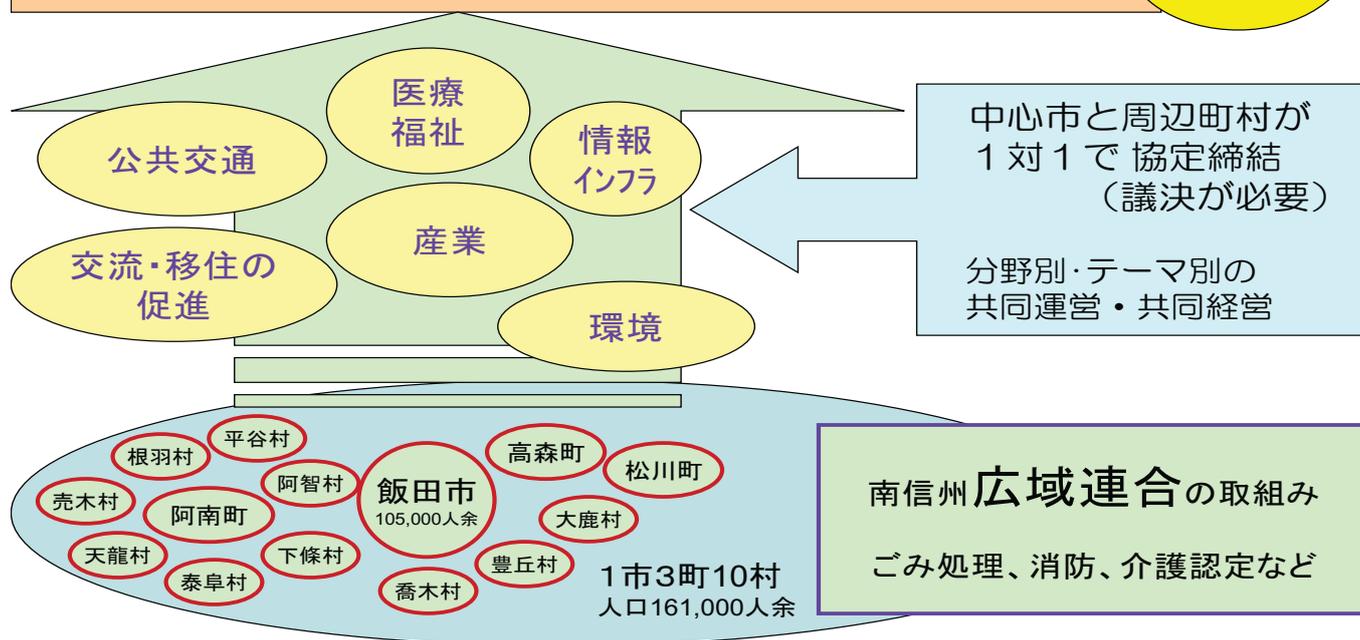
定住自立圏構想推進要綱の概要



南信州定住自立圏の構築

～ 山のくらし・里のくらし・街のくらし 多様性あふれる魅力と文化 ～
 若者達が定着し、多彩な「人財」が将来にわたり往来する地
 活力にあふれ美しく、心が響きあい、安心して暮らすことができる地

地方生活圏
 の新しい姿
 を創出



11

定住自立圏構想の推進に向けた取り組み

- ・ H20.10 先行実施団体に選定される
- ・ H21. 3 定住自立圏構想「中心市宣言」
- ・ H21. 6 定住自立圏「形成協定」の議決
- ・ H21. 7 定住自立圏「形成協定」の締結
- ・ H21. 7 キックオフイベントの開催
- ・ H21.12 定住自立圏「圏域共生ビジョン」の策定(H21～H25)
- ・ H22.10 定住自立圏「追加協定」(病児・病後児保育事業)の締結
- ・ H22.10 「定住自立圏」全国市町村長サミット2010 in 南信州の開催
- ・ H22.12 定住自立圏「追加協定」(図書館ネットワークシステム)の締結
- ・ H23. 2 第2回定住自立圏「圏域共生ビジョン」の見直し
- ・ H23.12 第3回 //
- ・ H25. 3 定住自立圏「追加協定」(成年後見支援センター)の締結
- ・ H25. 3 第4回定住自立圏「圏域共生ビジョン」の見直し
- ・ H26. 3 定住自立圏「追加協定」(飯田下伊那診療情報連携システム)の締結
- ・ H26. 4 定住自立圏「圏域共生ビジョン」の改訂(H26～H30)

12

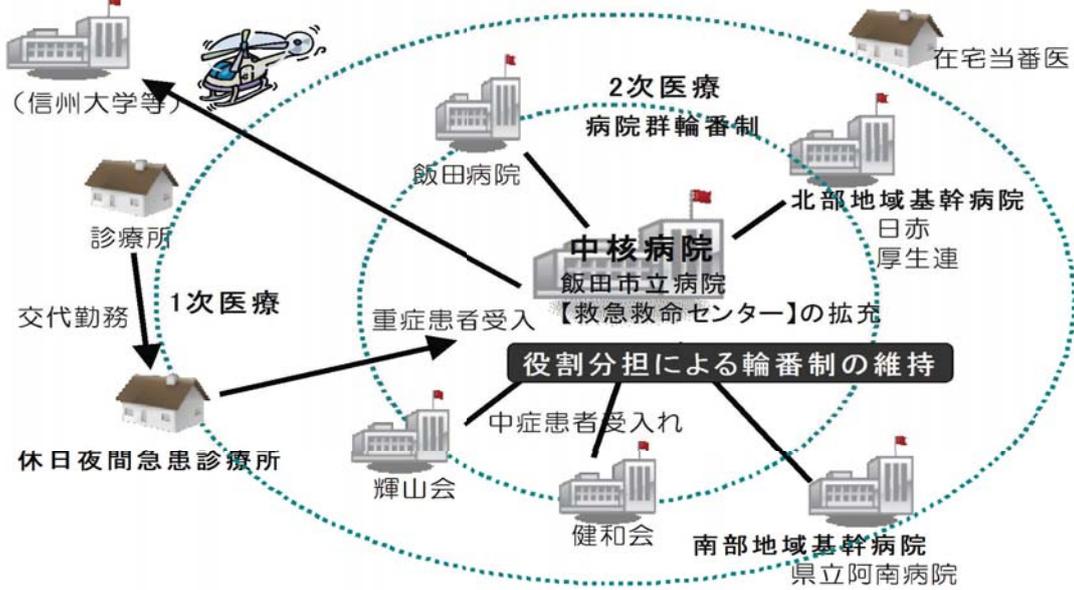
定住自立圏における取組の具体例

生活機能の強化

救急医療の充実

定住自立圏協定項目

3次医療機関



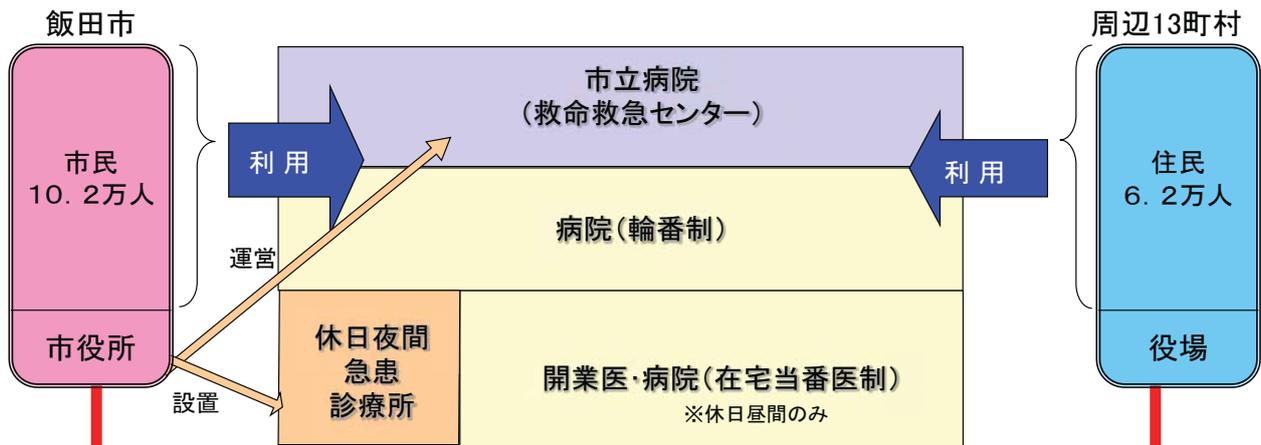
広い圏域をカバーできるように救急医療を充実し、救命率の向上を図るため医療機関の連携が必要

13

生活機能の強化

救急医療体制の確保

定住自立圏協定項目

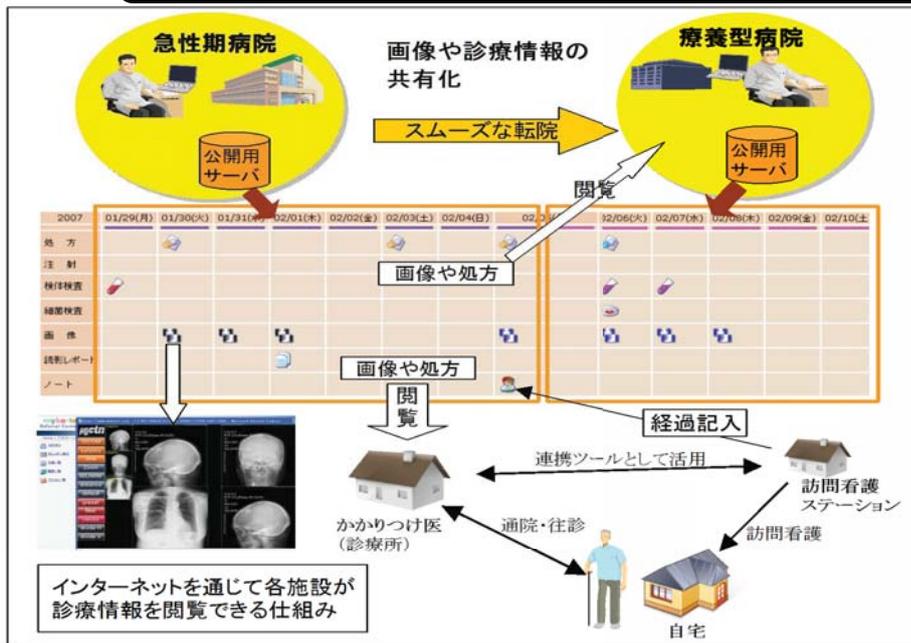


運営：飯伊地区包括医療協議会

医療関係者(医師会、歯科医師会、薬剤師会等)

14

飯田下伊那診療情報連携システム



当地域の高齢化が進む中

急性期病院

療養型病院

介護施設
or 在宅復帰

この仕組みを地域全体で補完しあうことが重要。

地域連携を進めるためのIT基盤整備
(平成21年度にハード整備)

患者登録数 4,360
アクセス件数 203,421
H26.3.31現在

公開用サーバ設置病院(情報開示病院) 6
飯田市立病院/飯田病院/健和会病院
輝山会記念病院/瀬口脳神経外科病院/下伊那厚生病院

情報閲覧施設 72
内情報開示予定施設 21¹⁵
H26.3.31現在

病児・病後児保育事業

市内の民間病院が、民間投資促進交付金(H21年度)を活用し施設整備



南信州・飯田産業センターの運営

○ 圏域産業の中核的な支援機関である南信州・飯田産業センターの施設及び人材を充実させ、圏域内の企業に対し人材育成、新事業展開、新規創業等の支援を行うことにより、企業の経営及び技術の革新並びに産業クラスターの形成を目指す。

<主な企業群>

精密機械工業系 150社
電気・電子工業系 30社
食品産業系 160社
伝統産業(水引他) 40社

<大学・公設試験機関>

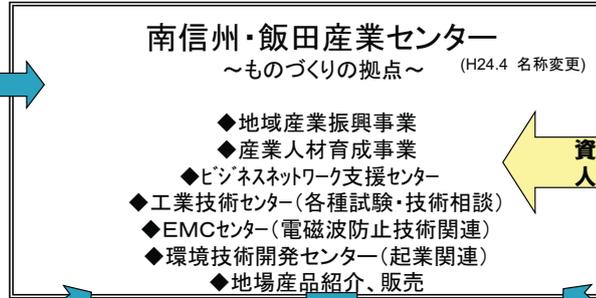
信州大学
飯田女子短期大学
明治大学
長野高専
諏訪東京理科大学
長野県総合技術センター

<三遠南信ネットワーク>

浜松商工会議所
豊橋商工会議所

域外との結びつきを強める

○ 関係市町村：圏域内の14市町村



<自治体>

長野県
飯田市、周辺13町村

<支援機関>

飯田商工会議所
商工会連合会ほか

<金融機関>

飯田信用保証協会
飯田信用金庫
八十二銀行ほか

<シンクタンク>

しんきん南信州地域研究所

<新産業創出事業>



資金
人材

地域産業クラスターの形成

食農
クラスター



市田柿、りんごをはじめ果樹・野菜等農作物の種類が豊富。

半生菓子、漬物、味噌凍豆腐等の食品企業が古くから存在している。

地域ブランドの確立と中核企業による国内外へのマーケティング展開を図る。



地域内産業の多様な連携

地域企業による
干し柿用自動皮むき・ヘタ取り機

航空宇宙
クラスター



日本の航空機産業の中心である中京圏に近く、地域内に中核企業があり、精密加工技術の集積地。



JISQ9100取得14社 (長野県内22社中)

環境
クラスター



「飯田」発「全国」へ
LED防犯灯開発プロジェクト

おひさま ☀️ 円システム
ゼロ

太陽光パネルを0円で設置



おひさま進歩
エネルギー

余剰電力の売電



お客様の住宅

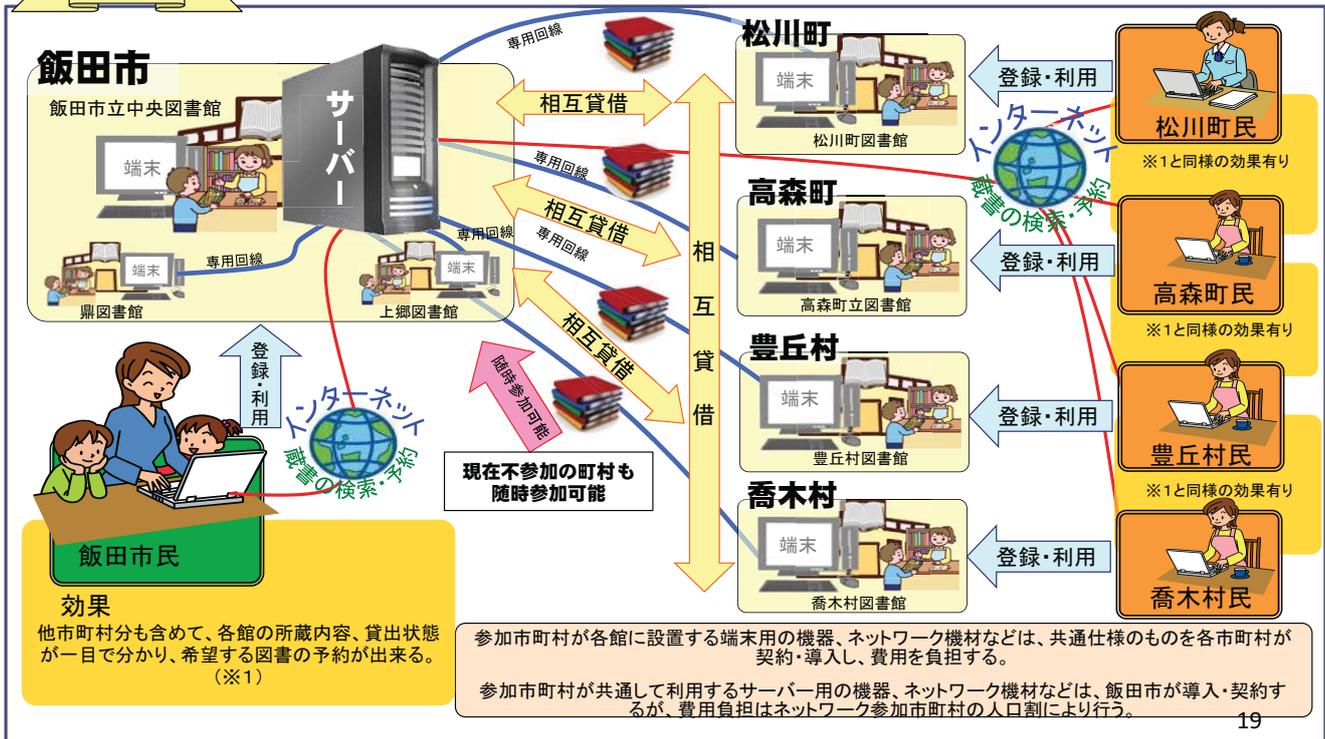
売電収入

中部電力㈱

月々19,800円

図書館ネットワークシステムの構築

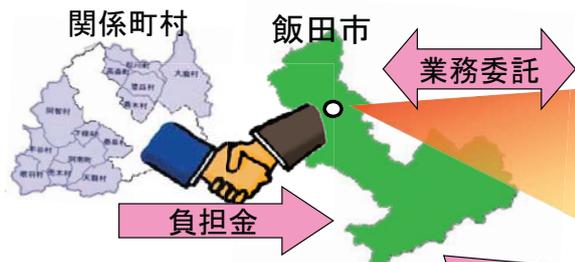
定住自立圏協定項目



いいだ成年後見支援センター事業

飯田市が成年後見支援センターを設置

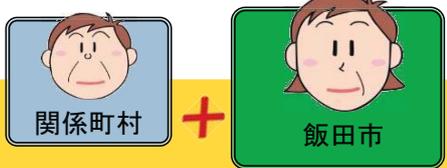
受託: 飯田市社会福祉協議会



いいだ成年後見支援センター

年間運営費(委託料) 約1,800万円

- 成年後見制度利用、権利擁護についての専門相談
- 成年後見制度の普及啓発
- 成年後見に関する専門職、関係機関の連携の促進
- 成年後見申立の支援
- 法人後見の受任
- 後見人の支援

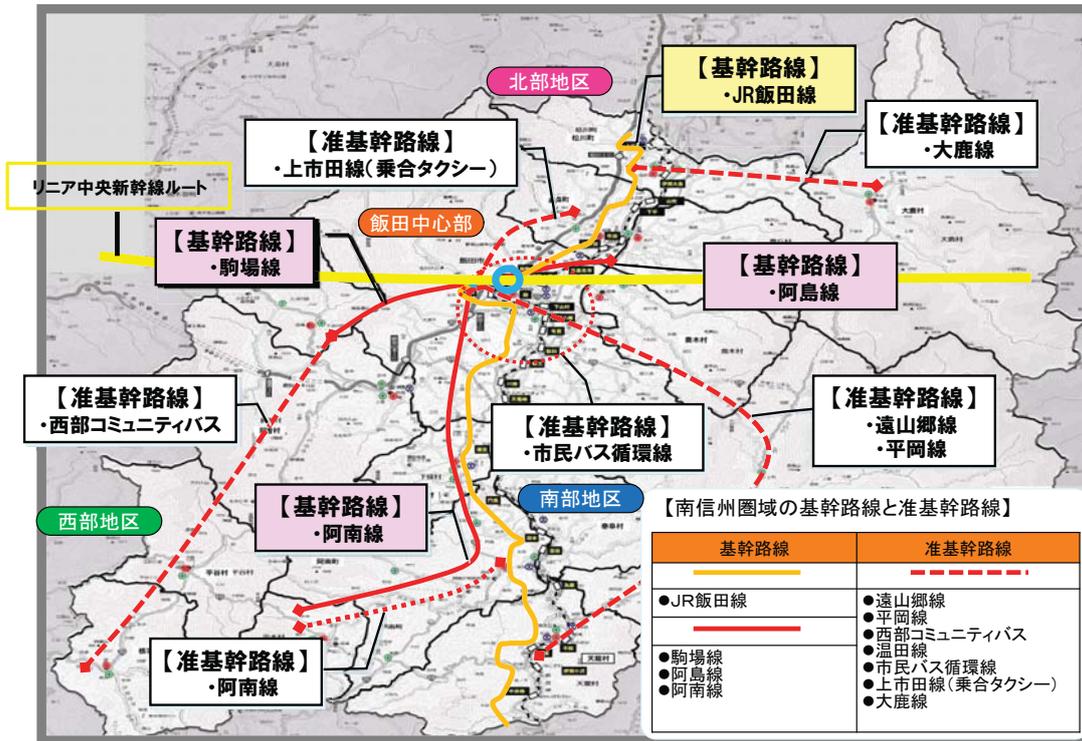


協定により、圏域内の町村も利用可能に

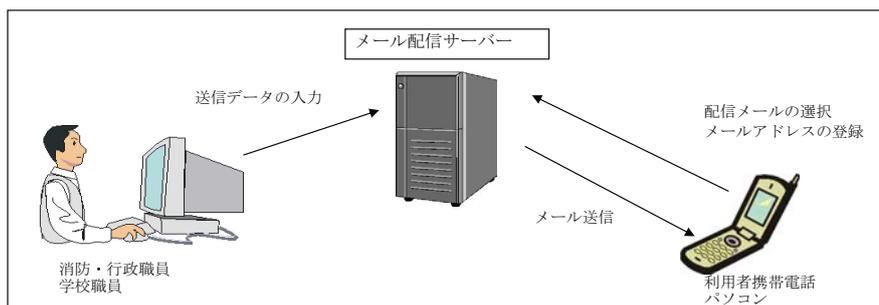
関係町村: 人口割に基づき負担を行う。住民に係る成年後見支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

飯田市: 「いいだ成年後見支援センター」を設置。住民に係る成年後見支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

全公共交通の体系化＋統一運行ルール＋利用促進



「安心・安全メール」配信システムのイメージ



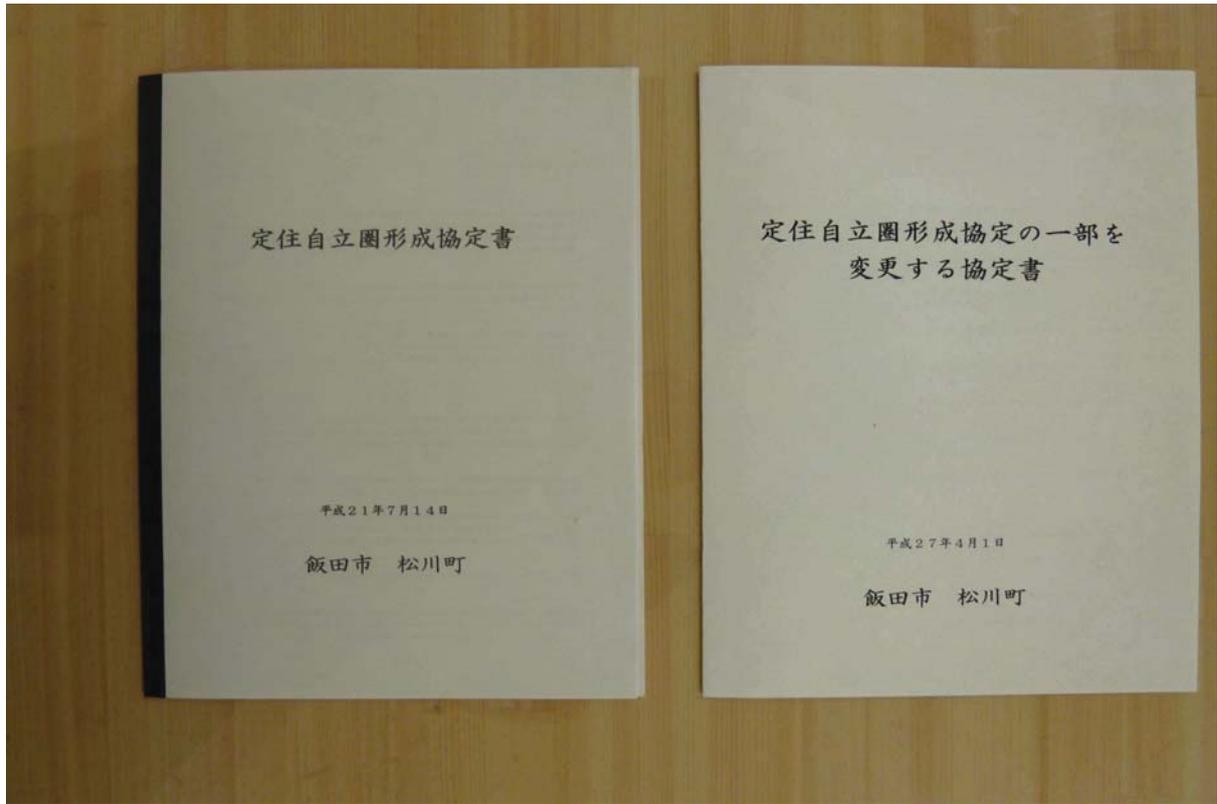
・メールアドレスを登録した利用者に、火災情報や行政情報を配信する。
個別利用として小中学校、幼・保育園の連絡用、市町村職員への連絡、消防職員への連絡手段として利用する。

<運用チャネル>

- 行政情報 …行政情報(「気象・災害・地震」、「事件・事故・犯罪」、「不審者」、「行政一般」選択、居住地区入力)
…火災情報(市町村選択可)
- 小中学校、幼・保育園 …行事等連絡用、不審者情報等の配信(学校、園毎)
- 消防関係 …消防団員、消防職員向けメール配信(団毎)
- 内部連絡 …市町村職員向けメール配信(市町村毎)

<運営経費>

登録メールアドレス数	月額(年額換算)※税抜き
～10,000	70千円(840千円)
～20,000	120千円(1,440千円)
～30,000	160千円(1,920千円)
～40,000	195千円(2,340千円)
⋮	⋮

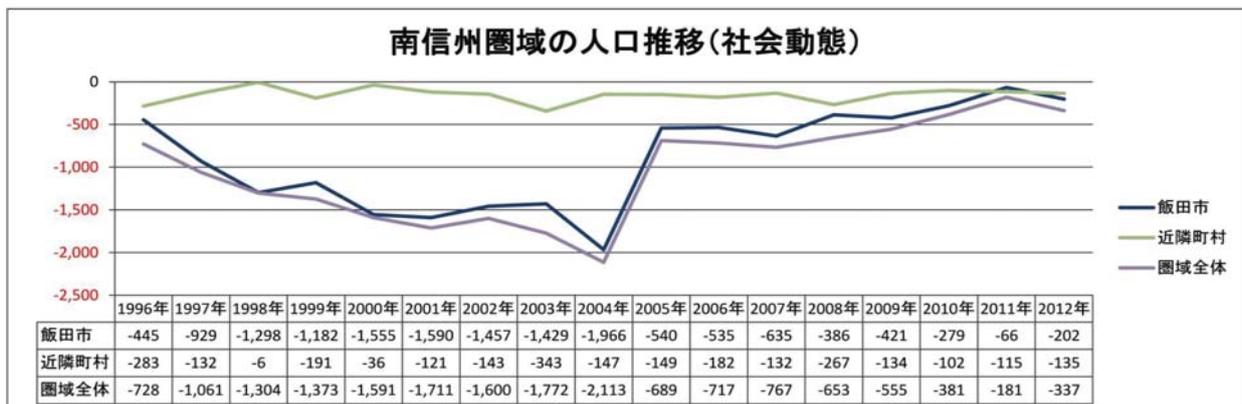
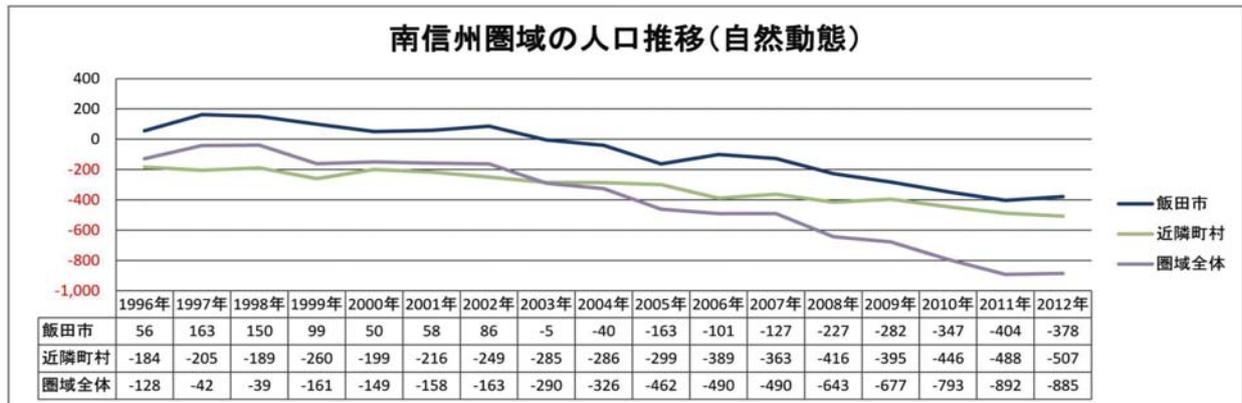
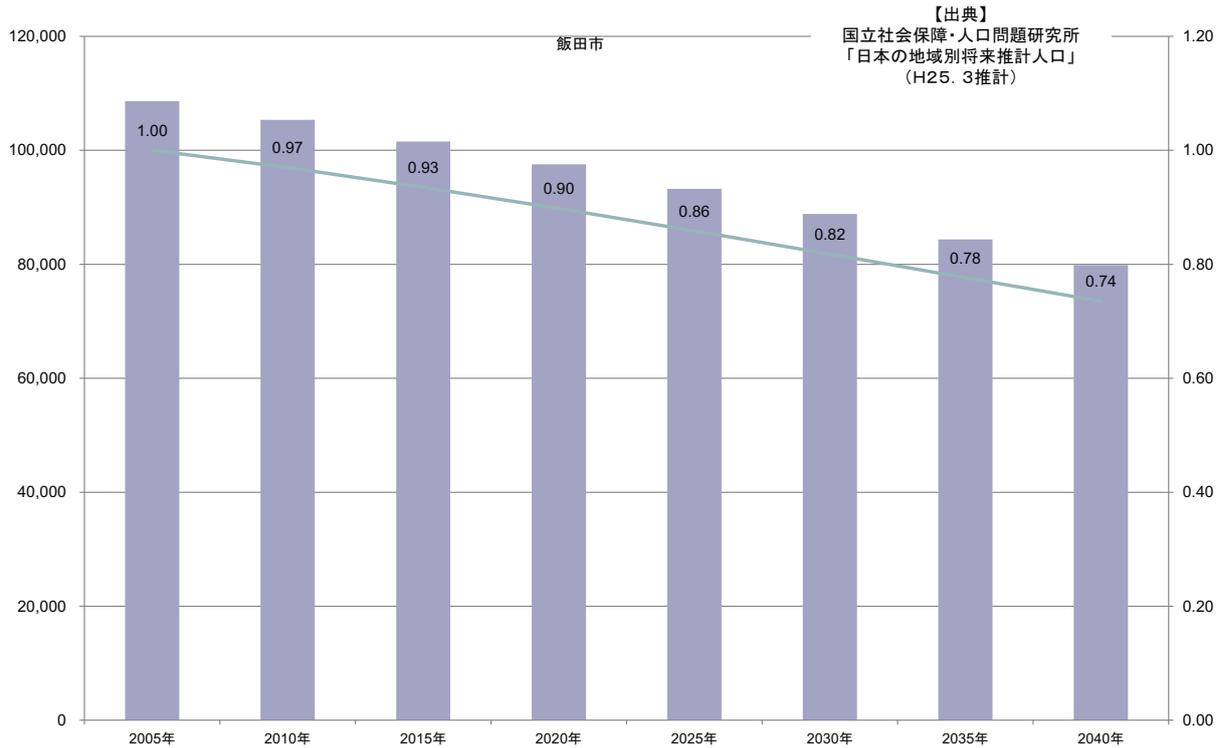


23

ア 生活機能の強化に係る政策分野		
a 医療	(ア)救急医療体制の確保 (イ)産科医療体制の確保 (ウ)大規模災害医療救護体制の整備 (エ)飯田下伊那診療情報連携システムの運営	休日夜間急患診療所の運営 在宅当番制、病院群輪番制並びに歯科及び調剤当番制 大規模災害医療救護体制の整備 飯田下伊那診療情報連携システムの運営
b 福祉	(ア)圏域健康計画の策定 (イ)病児・病後児保育事業の実施 (ウ)成年後見支援センターの設置	圏域健康計画の策定 病児・病後児保育事業 成年後見支援センターの設置
c 教育(及び文化)	(ア)図書館ネットワークシステムの構築	図書館ネットワークシステムの構築
d 土地利用		
e 産業振興	(ア)産業センターの運営等 (イ)鳥獣害防止総合対策	(公財)南信州・飯田産業センターの施設及び人材の充実 (公財)南信州・飯田産業センターの人材育成、 新事業展開、新規創業等の支援 鳥獣害防止総合対策
● 環境	(ア)地域ぐるみ環境関連活動	環境文化都市及び環境モデル都市の取り組みの普及拡大

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野		
a 地域交通	(ア)地域公共交通ネットワークの構築	乗り合いタクシー上市田線 路線バス阿島循環線 路線バス大鹿線 豊丘村村営バス(一部) 路線バス駒場線 西部コミュニティバス 平岡線 路線バス遠山郷線 路線バス新阿南線 路線バス温田線(売木線) 路線バス泰阜線(一部)
b ICTインフラ整備	(イ)地域情報共有システムの構築	電子メール配信システムの構築及び運営 地域コミュニティサイトの構築及び運営 ケーブルテレビによるデータ放送システムの構築及び運営
c 道路等の交通インフラの整備		
d 地産地消		
e 地域内外の住民との交流・移住促進	にぎわいの拠点整備	飯田市中心市街地活性化事業 飯田市天龍峡活性化事業 信州まつかわ温泉清流苑一体整備事業 「市田柿発祥の里」にぎわい創出事業 阿南町農林漁業体験施設整備事業 屋神温泉活性化事業 ひまわりの湯・平谷高原スキー場等施設改修事業 ネバーランド周辺景観整備事業 賑わい拠点道の駅下條活性化事業 売木村野外活動体験施設・こまどりの湯・自然休養村等施設整備事業 おきよめの湯及びふれあいステーション龍泉閣活性化事業 泰阜村賑わい創出事業 喬木村賑わい拠点整備事業 豊丘村賑わい創出事業 大鹿村賑わい創出事業
f a～eのほか結びつきやネットワーク強化に係る連携		25

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野		
a 宣言中心市等における人材育成	(ア)人材育成	合同専門研修
b 宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保		
c 職員等の交流		
d 圏域マネジメント能力の強化に係る連携		





リニア中央新幹線
実験線

○ 本報告書の作成経緯等

- 1 都市行政問題研究会概要
- 2 都市行政問題研究会歴代調査研究テーマ一覧
- 3 本報告書の作成経緯
- 4 平成28・29年度役員市及び加盟市一覧
- 5 本報告書作成に携わった役員市議会議長
- 6 本報告書作成に携わった役員市議会事務局長

1 都市行政問題研究会概要

設立年月日 昭和 32 年 11 月 14 日

加盟市数 81 市（人口概ね 25 万以上の市）

会長市 岩手県盛岡市

設立目的 都市行政の諸問題についての調査研究及び資料・情報の交換等により都市の発展に寄与することを目的とする。

設立経緯 昭和 32 年、地方自治法の「大都市に関する特例」の拡充強化を推進することを目的として、人口 25 万以上の 26 市の議長によって都市行政懇談会として設立された。その後、昭和 52 年 2 月の総会で、地方行財政環境の大きな変容に対応するため規約改正を行い、目的を前述のように変更し、都市行政問題研究会と改組した。

2 都市行政問題研究会歴代調査研究テーマ一覧

昭和	33. 1～36. 4	行政事務の移譲
〃	33. 12～36. 2	行政事務の移譲に伴う職員及び経費調査
〃	37. 12～40. 3	厚生関係行政の実態とその改善策
〃	42. 1～43. 10	地方公営企業の経営合理化
〃	45. 5～47. 8	都市行政近代化のための方策
〃	49. 1～50. 11	行政事務再配分
〃	51. 3～53. 2	大都市における地域的住民組織
〃	53. 4～55. 2	大都市における議会と住民参加
〃	55. 4～57. 2	新時代に即応した市議会機能の向上策
〃	57. 4～59. 2	情報化時代における市議会
〃	59. 4～61. 2	高齢化社会と都市行政
〃	61. 4～63. 2	都市の活性化と行政
〃	63. 4～H2. 2	国際化時代の都市のあり方
平成	2. 4～4. 2	快適な都市環境とまちづくり
〃	4. 4～6. 2	文化行政と都市のあり方
〃	6. 4～8. 2	少子化時代の都市行政
〃	8. 4～10. 2	地方分権と市議会の活性化
〃	10. 4～12. 2	情報公開と市議会
〃	12. 4～14. 2	分権時代における議会運営のあり方
〃	14. 4～16. 2	I T（情報技術）時代に対応した市議会のあり方
〃	16. 4～18. 2	分権時代における市議会のあり方
〃	18. 4～20. 2	人口減少社会と都市行政
〃	20. 4～22. 2	都市におけるエコ対策
〃	22. 4～24. 2	都市の地域再生戦略
〃	24. 4～26. 2	都市における災害対策と議会の役割
〃	26. 4～28. 2	都市における公共交通のあり方
〃	28. 4～30. 2	都市における広域連携のあり方

3 本報告書の作成経緯

平成28年

2月 5日 第103回総会（於・都市センターホテル）

平成28・29年度調査研究テーマなどについて協議し、今後の進め方については、加盟市に対し「平成28・29年度調査研究テーマ（案）に関するアンケート」を実施することを決定した。

協議終了後、役員任期満了に伴う役員改選を行い、新会長に菊田隆・盛岡市議会議長をはじめ、副会長に加古川市・長崎市、理事に旭川市・富山市・町田市・市原市・春日井市・吹田市・広島市・徳島市、監事に秋田市・岡崎市・久留米市の各議長が就任した。

また、都市行政問題研究会規約及び相談役委嘱に関する申し合わせに基づき、菊田新会長が繁田和三・前会長（静岡市議会議長）に相談役を委嘱した。

これにより、平成28・29年度の役員の新体制が発足した。



第103回総会にて就任挨拶をする
菊田新会長（盛岡市議会議長）

2月16日 平成28・29年度調査研究テーマ（案）に関する加盟市アンケートを加盟83市に送付した。

（アンケート期間：平成28年2月16～3月25日）

5月10日 調査幹事会（於・都市センターホテル）

平成28・29年度の調査研究テーマ案を、「広域連携のあり方」とまとめるとともに、これを役員会に提案することとした。

7月13日 役員会（於・広島市）

平成28・29年度の調査研究テーマ案を「都市における広域連携のあり方」とし、第104回総会に提案することとした。

8月 3日 第104回総会（於・全国都市会館）

平成28・29年度の調査研究テーマを「都市における広域連携のあり方」に決定した。この際、今後の調査研究方法として、全加盟市に関するアンケート調査のほか、先進的な取組を行っている都市への現地調査を行うとともに、学識者等による講演の聴取を決定した。

協議終了後、小川康則・総務省自治行政局市町村課長より「新たな広域連携について」と題する講演を聴取した。

10月26日 調査幹事会（於・都市センターホテル）

「都市における広域連携のあり方」に関する調査（案）について協議し、同調査票（案）をまとめるとともに、これを役員会に提案することとした。

11月 1日 兵庫県姫路市において「都市における広域連携のあり方」
～ **2日** に関する現地調査を実施した。

11月21日 役員会（於・都市センターホテル）

「都市における広域連携のあり方」に関する調査（案）について協議し、決定した。

同 日 「都市における広域連携のあり方」に関する調査票を加盟82市に送付した。（調査期間：平成28年11月21日～12月16日）

平成29年

1月24日 調査幹事会（於・都市センターホテル）

「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果（平成29年1月23日現在）について報告した。

1月25日 千葉県千葉市において「都市における広域連携のあり方」に関する現地調査を実施した。

2月 7日 役員会（於・都市センターホテル）

「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果について報告した。

同日 第105回総会（於・都市センターホテル）

横道清孝・政策研究大学院大学副学長・教授より「新しい時代の広域連携のあり方」と題する講演を聴取した。

講演終了後、「都市における広域連携のあり方」に関する加盟市調査結果について報告した。

4月20日 岡山県倉敷市において「都市における広域連携のあり方」
～21日 に関する現地調査を実施した。

5月10日 調査幹事会（於・都市センターホテル）

兵庫県姫路市及び千葉県千葉市における「都市における広域連携のあり方」に関する現地調査結果の報告のほか、「都市における広域連携のあり方」に関する調査研究報告書（素案）について協議し、これを役員会に提案することとした。

5月30日 青森県八戸市において「都市における広域連携のあり方」
～31日 に関する現地調査を実施した。

7月13日 役員会（於・吹田市）

兵庫県姫路市及び千葉県千葉市における現地調査結果の報告のほか、「都市における広域連携のあり方」に関する調査研究報告書（素案）について協議し、原案のとおり第106回総会に提案することとした。

8月9日 第106回総会（於・ルポール麴町）

串原一保・飯田市総合政策部企画課長より『「南信州定住自立圏」と「南信州広域連合」について』と題する講演を聴取した。

講演終了後、兵庫県姫路市及び千葉県千葉市における現地調査結果を報告したほか、「都市における広域連携のあり方」に関する調査研究報告書（素案）について協議し、原案のとおり決定した。

9月 4日 会長市である盛岡市の議長交代に伴い、本研究会規約第5条第4項により、菊田隆氏に代わり、天沼久純氏が本研究会会長に就任した。

10月27日 調査幹事会（於・都市センターホテル）

岡山県倉敷市及び青森県八戸市における現地調査結果の報告のほか、「都市における広域連携のあり方」に関する調査研究報告書（原案）について協議し、これを役員会に提案することとした。

11月22日 役員会（於・都市センターホテル）

岡山県倉敷市及び青森県八戸市における現地調査結果の報告のほか、「都市における広域連携のあり方」に関する調査研究報告書（原案）について協議し、原案のとおり決定した。

平成30年

1月17日 調査幹事会（於・都市センターホテル）

「都市における広域連携のあり方」に関する調査研究報告書（案）について協議し、これを役員会に提案することとした。

2月 8日 役員会（於・都市センターホテル）

「都市における広域連携のあり方」に関する調査研究報告書（案）について協議し、原案のとおり第107回総会に提案することとした。

同 日 第107回総会（於・都市センターホテル）

「都市における広域連携のあり方」に関する調査研究報告書（案）について協議し、原案のとおり決定した。

4 平成28・29年度役員市及び加盟市一覧

(平成29年4月1日現在)

ブロック	部会	市数	会長	副会長	理事	監事	相談役	会 員
第1ブロック	北海道	3			旭川			札幌、函館
	東北	8	盛岡			秋田		青森、仙台、山形、福島、郡山、いわき
	北信越	6			富山			新潟、長岡、金沢、福井、長野
	関東	20			町田市 市原			八王子、川崎、相模原、平塚、藤沢、宇都宮、前橋、高崎、さいたま、川越、川口、所沢、越谷、千葉、市川、船橋、松戸、柏
第2ブロック	東海	10			春日井	岡崎	静岡	浜松、豊橋、一宮、豊田、津、四日市、岐阜
	近畿	15		加古川	吹田			豊中、東大阪、高槻、枚方、茨木、八尾、京都、大津、神戸、姫路、明石、奈良、和歌山
第3ブロック	中国	6			広島			岡山、倉敷、呉、福山、下関
	四国	4			徳島			高松、松山、高知
	九州	9		長崎		久留米		北九州、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇
合計	9	81	1	2	8	3	1	66

5 本報告書作成に携わった役員市議会議長

会 長	盛岡市	菊田 隆(28. 2. 5～29. 9. 4)	天沼久純 (29. 9. 4～30. 2. 8)
副会長	加古川市	佐藤 守(28. 2. 5～28. 7. 28)	井上隆司 (28. 7. 28～30. 2. 8)
	長崎市	毎熊政直(28. 2. 5～28. 11. 25)	野口達也 (28. 11. 25～30. 2. 8)
理 事	旭川市	塩尻伸司(28. 2. 5～29. 5. 16)	笠木かおる (29. 5. 16～30. 2. 8)
	富山市	有澤 守(28. 2. 5～28. 3. 23)	市田龍一 (28. 3. 23～28. 9. 21)
		高見隆夫(28. 9. 21～29. 4. 23)	村上和久 (29. 4. 28～30. 2. 8)
	町田市	上野孝典(28. 2. 5～28. 2. 25)	佐藤伸一郎(28. 2. 25～28. 10. 4)
		吉田つとむ (28. 10. 4～30. 2. 8)	
	市原市	二田口 雄(28. 2. 5～28. 6. 22)	斉藤直樹 (28. 6. 22～29. 6. 29)
		菊岡多鶴子(29. 6. 29～30. 2. 8)	
	春日井市	水谷忠成(28. 2. 5～28. 5. 18)	林 克巳(28. 5. 18～29. 5. 11)
		長谷川則夫 (29. 5. 11～30. 2. 8)	
	吹田市	奥谷正実(28. 2. 5～28. 6. 5)	小北一美(28. 6. 5～29. 6. 5)
藤木栄亮(29. 6. 5～30. 2. 8)			
広島市	永田雅紀(28. 2. 5～30. 2. 8)		
徳島市	岸本和代(28. 2. 5～29. 6. 23)	宮内春雄(29. 6. 23～30. 2. 8)	
監 事	秋田市	渡辺正宏(28. 2. 5～29. 6. 8)	小林一夫(29. 6. 8～30. 2. 8)
	岡崎市	蜂須賀喜久好(28. 2. 5～28. 10. 25)	原田範次(28. 11. 4～29. 11. 15)
		加藤義幸(29. 11. 15～30. 2. 8)	
久留米市	別府好幸 (28. 2. 5～29. 6. 8)	佐藤昌二(29. 6. 8～30. 2. 8)	
相談役	静岡市	繁田和三(28. 2. 5～28. 4. 28)	栗田裕之 (28. 4. 28～29. 3. 31)
		井上恒彌(29. 4. 26～30. 2. 8)	

※ 平成 28 年 2 月 5 日は、役員就任日の第 103 回総会開催日である。
平成 30 年 2 月 8 日は、役員退任日の第 107 回総会開催日である。

6 本報告書作成に携わった役員市議会事務局長

会 長	盛岡市	後藤信夫 (28. 2. 5～30. 2. 8)	
副会長	加古川市	山本賢吾 (28. 2. 5～28. 3. 31)	名生陽彦 (28. 4. 1～30. 2. 8)
	長崎市	中路崇弘 (28. 2. 5～28. 3. 31)	北嶋 寛 (28. 4. 1～30. 2. 8)
理 事	旭川市	遠野 均 (28. 2. 5～29. 3. 31)	林 徳一 (29. 4. 1～30. 2. 8)
	富山市	久世 浩 (28. 2. 5～29. 3. 31)	中田貴保 (29. 4. 1～30. 2. 8)
	町田市	八木友則 (28. 2. 5～28. 3. 31)	古谷健司 (28. 4. 1～30. 2. 8)
	市原市	木口 均 (28. 2. 5～29. 3. 31)	馬淵俊行 (29. 4. 1～30. 2. 8)
	春日井市	稲葉亮輔 (28. 2. 5～28. 3. 31)	伊藤和行 (28. 4. 1～29. 3. 31)
		小西史泰 (29. 4. 1～30. 2. 8)	
	吹田市	吉見宗利 (28. 2. 5～29. 3. 31)	宮田 丈 (29. 4. 1～30. 2. 8)
	広島市	松村 司 (28. 2. 5～28. 3. 31)	田原範朗 (28. 4. 1～30. 2. 8)
	徳島市	一宮信牲 (28. 2. 5～30. 2. 28)	
	監 事	秋田市	菅原 真 (28. 2. 5～28. 3. 31)
岡崎市		間宮淳一 (28. 2. 5～29. 3. 31)	廣山嘉也 (29. 4. 1～30. 2. 8)
久留米市		大津秀明 (28. 2. 5～29. 3. 31)	長嶋正明 (29. 4. 1～30. 2. 8)
相談役	静岡市	岡田貞夫 (28. 2. 5～28. 3. 31)	望月重信 (28. 4. 1～29. 3. 31)
		安陪浩子 (29. 4. 1～30. 2. 8)	

※ 平成 28 年 2 月 5 日は、役員就任日の第 103 回総会開催日である。
平成 30 年 2 月 8 日は、役員退任日の第 107 回総会開催日である。

「都市における広域連携のあり方」
に関する調査研究報告書

発行 平成 30 年 2 月
都市行政問題研究会／全国市議会議長会
住所 〒102 - 0093
東京都千代田区平河町 2-4-2 全国都市会館 6 階
TEL 03-3262-5237 FAX 03-3263-5751
<http://www.si-gichokai.jp/>
(本報告書は、本会ホームページからダウンロードできます。)

印刷・製本 株式会社 丸井工文社